令和 元 年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

令 和 元 年　９月　３日 開 議
令 和 元 年１０月　４日 散 会

令 和 元 年　９月　３日（第１号）
令 和 元 年　９月　４日（第２号）
令 和 元 年　９月　５日（第３号）
令 和 元 年　９月　６日（第４号）
令 和 元 年　９月３０日（第５号）
令 和 元 年１０月　４日（第６号）

島　本　町　議　会

令和元年島本町議会９月定例会議会議録目次

第　１　号（９月３日）

○出席議員……　１
○議事日程……　２
○開議の宣告……　５
○会議録署名議員の指名……　５
○諸般の報告……　５
○一般質問……　５
・平井議員……　５
・清水議員……　９
・中田議員……　１６
・戸田議員……　２６
・福嶋議員……　３６
・岡田議員……　４３
・河野議員……　４９
・伊集院議員……　６０
○第８号報告　平成３０年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について…　７０
○第９号報告　平成３０年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について…　７１
○第５０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……　７２
○第５１号議案　大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……　７３
○第５２号議案　工事請負契約の締結について……　７３
○第５３号議案　工事請負契約の変更について……　８２
○延会の報告……　８６

第　２　号（９月４日）

○出席議員……　８９
○議事日程……　９０
○開議の宣告……　９２
○第５４号議案　平成３０年度島本町水道事業剰余金の処分について……　９２
○第５５号議案　島本町印鑑条例の一部改正について……　９３

○第５６号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について……　９４
○第５７号議案　島本町保育所条例の一部改正について……　９４
○第５８号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について……１１４
○第５９号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について……１２０
○第６０号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正について……１２２
○第６１号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について……１２４
○第６２号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について……１２４
○第６３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）……１２４
○第６４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）……１２４
○第６５号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）……１２４
○第６６号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）……１２４
○第６７号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）……１２４
○延会の報告……１６０

第　３　号（９月５日）

○出席議員……１６３
○議事日程……１６４
○開議の宣告……１６５
○第６１号議案から第６７号議案までの討論・採決……１６５
○第６８号議案　令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）……１８０
○第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算……１８２
○第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……１８２
○第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……１８２
○第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……１８２
○第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……１８２
○第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計
歳入歳出決算……１８２

○第 7 号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……１８２
○第 8 号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算……１８２
○第 9 号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算……１８２
○第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算……１８２
○第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算……１８２
○第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算……１８２
○第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算……１８２
○大綱質疑（第１号認定から第１３号認定まで）
・人びとの新しい歩み　（中田議員）……２０７
・大阪維新の会　（大久保議員）……２２０
・コミュニティネット　（東田議員）……２３０
○延会の宣告……２４３

第　4　号（ 9 月 6 日）

○出席議員……２４５
○議事日程……２４６
○開議の宣告……２４７
○大綱質疑（第１号認定から第１３号認定まで）
・自由民主クラブ　（福嶋議員）……２４７
・会派に所属しない議員　（河野議員）……２６６
○延会の宣告……２７９

第　5　号（ 9 月３０日）

○出席議員……２８１
○議事日程……２８２
○開議の宣告……２８３
○各常任委員会委員長報告（第１号認定から第１３号認定まで）……２８３
○第１号認定から第１３号認定までの討論・採決……２８４
○第６９号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について……３２３
○第７０号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について……３６７

○第７１号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について……３６７
○第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……３７４
○第７３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）……３７４
○第７４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）……３７４
○第７５号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）……３７４
○第７６号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）……３７４
○延会の宣告……３８０

第　６　号（１０月　４　日）

○出席議員……３８３
○議事日程……３８４
○開議の宣告……３８５
○総務建設水道常任委員会委員長報告（第７０号議案及び第７１号議案）……３８５
○第７０号議案及び第７１号議案の討論・採決……３８６
○散会の宣告……３９５

※付議事件の議決結果……３９８

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　１　号

令 和 元 年 ９ 月 ３ 日（火）

島本町議会９月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和元年９月３日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢	環境課長	三浦　了
環境課参事	濵田　昌吾	環境課参事	吉田　夏樹		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和元年９月３日（火）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　一 般 質 問

平 井 議 員　防災訓練のあり方について

清 水 議 員　「わたくしたちは、自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくります」について

中 田 議 員　都市計画審議会と駅西のまちづくり

戸 田 議 員　１．島本町文化財保護条例施行１０年
～その成果と課題～
２．第４保育所と跡地の民間認定こども園
～保育の安定性をめざして～

福 嶋 議 員　１．ＩＣＴ機器の効果的な活用
２．過去の質問・答弁進捗状況の追跡調査（待機児童・町立幼稚園３歳保育・給水槽災害時用蛇口の活用）

岡 田 議 員　高槻市との広域連携について

河 野 議 員　１．役場庁舎「耐震化論議たらいまわし」はやめよう！
２．ＪＲ島本駅西地区都市計画は環境アセスメント及び町財政支出面の見直しを
３．「保育基盤整備加速化方針」の保育需要等の精査を求める。

伊集院議員　１．島本町まちづくり基本条例等について～行政の信頼は～
２．広域連携・広域行政について～警察署の移転建て替え～

日程第４　第　８　号報告　平成３０年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第５　第　９　号報告　平成３０年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第６　第５０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第７　第５１号議案　大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第８　第５２号議案　工事請負契約の締結について
日程第９　第５３号議案　工事請負契約の変更について
日程第10　第５４号議案　平成３０年度島本町水道事業剰余金の処分について
日程第11　第５５号議案　島本町印鑑条例の一部改正について
日程第12　第５６号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
　　第５７号議案　島本町保育所条例の一部改正について
日程第13　第５８号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14　第５９号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　第６０号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第16　第６１号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について
　　第６２号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
　　第６３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）
　　第６４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
　　第６５号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
　　第６６号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
　　第６７号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第17　第６８号議案　令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第18　第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
　　第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
　　第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
　　第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
　　第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
　　第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和元年島本町議会９月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は本日から９月30日までの28日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、５番　河野議員及び６番　清水議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

会議規則第129条第１項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、一般質問を行います。

通告の順によりまして、平井議員、清水議員、中田議員、戸田議員、福嶋議員、岡田議員、河野議員、伊集院議員の順で行います。

それでは最初に、平井議員の発言を許します。

平井議員（質問者席へ）　おはようございます。それでは、一般質問を行います。

「防災訓練のあり方」について。

近年、日本各地で地震、豪雨、台風等による自然災害が発生し、その災害の規模についても、私たちが過去に経験したことのない、予想をはるかに超える規模であり、あらゆる準備をしていても想定外の被害が出ている現状を考えたときに、島本町の防災訓練のあり方を見直す時期に来ているのではないかというふうに思っておりますが、それについて見解を、お伺いをいたします。

総務部長　それでは、平井議員からの「防災訓練のあり方」についての一般質問に、ご答弁申し上げます。

防災訓練の目的について、国の「総合防災訓練大綱」では、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と、住民の防災意識の高揚であるとしております。そのため本町では、６月の「総合防災訓練」においては、防災関係機関の相互体制の機能確認・連携強化に重きをおいて実施し、１月の「防災とボランティア訓練」においては、

住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会となるような内容で実施しております。そのほか町では、防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練、Ｊアラート全国一斉情報伝達訓練、大阪 880 万人訓練、大阪府地域防災総合演習などの広域訓練に参加しております。

訓練内容につきましては､近年では平成 29 年６月に風水害夜間避難訓練を実施したほか、「総合防災訓練」では避難行動要支援者の避難訓練を、「防災とボランティア訓練」では避難所運営訓練を実施するなど、全国で発生した災害で得られた教訓を取り込めるよう工夫を行っているところでございます。

今後も、防災訓練のあり方・実施内容につきましては、国の「総合防災訓練大綱」を基本にしながら、近隣自治体の取り組みなども研究し、必要な見直しを行い、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　今の答弁で、災害で得た教訓を取り込めるよう工夫を行っているということですが、昨年の大阪北部地震、また西日本豪雨であったり台風 21 号など、災害が多発した１年でもございましたが、この一連の災害以降の訓練において、どのような工夫をされてきたのか、お伺いをいたします。

総務部長　昨年の一連の災害の課題を踏まえ、本年１月に実施した「防災とボランティア訓練」におきましては、大阪府北部地震の際に近隣自治体で生じた長期の避難所運営を想定し、参加住民の皆さんに長期運営に耐え得るレイアウトに従い、避難所設営をしていただきました。また、本年６月に実施した「町総合防災訓練」におきましては、７月豪雨や台風第 21 号で多くの方が避難されたことを踏まえ､要支援者の避難訓練を実施いたしました。また上下水道部の給水訓練においても、実際の断水地域への供給を意識した内容で実施したところでございます。

いずれの訓練も悪天候であったことから、当初予定から比べると縮小した内容となってしまいましたが、これもまた今後の訓練の教訓として活用し、より効果的な防災訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　今回の質問につきましては、災害が各地で頻繁に起こる中で、自主防災会においても高齢化が進んでいる地域もございます。そういった中で、普段の活動内容や備え、訓練をどのようにしていけばいいのかという運営上の悩み等の声も聞こえてくるわけでございますから、訓練だけでなく、自主防災会側のしっかりとやるべき活動について、どのように考えているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

総務部長　自主防災組織は、阪神淡路大震災に際して、同時多発的な救援現場の発生に対して、公助となる消防、警察などの救助隊が圧倒的に不足する中で、多くの方が家族や近隣住民の手で助けられたことから、共助を組織化し、素早い人命救助に資することを

目的に普及したものと認識いたしております。期待される活動は、国内の様々な災害を教訓に、安全で速やかな避難活動、避難行動要支援者への避難の声かけなどの支援活動、その後の避難所運営など、幅広い分野に及んでおります。

本町でも、先ほどご答弁申し上げましたような訓練への反映に加え、自主防災組織で構成する自主防災会連絡協議会においても、町の備えや、他の自主防災組織の活動についての情報交換などの機会を提供し、その活動を支援しております。本年におきましては、昨年の度重なる災害に接し、自主防災組織の活動を考える機会としていただくため、自主防災会の訓練内容・備蓄品についての調査を実施し、自主防災会の間で情報共有を図る試みも行っているところでございます。

以上でございます。

平井議員　自治会など、ほかの組織同様に、担い手である役員等の高齢化もあって、多岐に及ぶ活動から選択して地域にあった活動を推進していくのは大変難しく、何らかの指導等が必要になってくるのではというふうに考えておりますが、今後の活動支援についてのお考えを、お聞かせをいただきたいと思います。

総務部長　災害対応は、新たな災害にあうごとに新たな教訓を得て改善していくことが必要であり、限られた訓練の機会や、自主防災組織への負担も考慮いたしますと、すべての事項を取り上げることは困難であると考えております。その中で、要支援者支援制度のさらなる普及とともに、現在、本町では大阪府と協力して風水害タイムラインの策定に取り組んでおります。このタイムラインでは、町、大阪府、気象台、国土交通省などの行政機関だけでなく、ライフラインや輸送事業者の活動も互いに共有し、連携した災害対応の実現に資することが期待されております。

策定後は、このタイムラインを自主防災組織に提供し、それぞれの地域での避難や防災活動を、時間軸をもとに書き加え、共有するコミュニティタイムラインの策定に繋げていきたいと考えております。コミュニティタイムラインは、気象警報や町が発する避難情報をもとにして、自分達の避難活動など、具体的な活動を時間軸ごとに図示していくものです。地域ごとの独自性・自主性を反映する必要があり、策定の過程を通じて自主防災組織の役割が再認識され、今後の活動の発展・充実に繋がっていくものと考えております。

以上でございます。

平井議員　わかりました。先ほどの答弁にもございましたけども、訓練内容や備蓄品の調査等をしているということでございますけども、何か特徴的なことがあるのであれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

総務部長　自主防災組織に対する訓練内容、備蓄品の調査につきましては、各自主防災組織に提供して、次年度以降の活動内容に参考として活用していただくことを想定しております。回答内容を見ますと、訓練・備蓄品、いずれも、やはり地域それぞれの事情を

勘案して運営をされていることを見て取ることができます。

訓練や活動につきましては、想定する災害が土砂災害なのか、浸水災害なのか、地震災害なのかにより、様々でございます。講演などの依頼に際しましても、事前にニーズをお聞きして、地域の方にとって優先されるテーマを選ぶようにしているところでございます。備蓄品につきましても、戸建て住宅の多い地域では、震災で倒壊した家屋から住人を救助するため、チェーンソーやバールのような救助工具を備えられる傾向にあります。一方、マンションなどでは災害後の生活を考え、備蓄食料や水、給水の際に必要な水袋などの物資を備蓄される傾向があります。調査結果や先進事例についても情報交換の機会を設け、活動の支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　最後に、災害時にも、倒木などで現地まで足を踏み入れることが困難な場合等を想定し、最近はいろんなところでドローンを活用したこともございます。このドローンを活用し、被害状況を確認するなどの訓練も今後必要というふうに考えております。また、ドローンについては災害時だけではなく、山林火災や、山間部における行方不明者の捜索活動にも役立つのではないかというふうに私は思ってるわけですけども、それについてのご見解を、お伺いをしたいと思います。

総務部長　災害現場でのドローンの活用につきましては、消防などで導入が進み、防災分野への活用についても近隣市で事例がございます。被災状況を迅速に把握し、被害の拡大防止や復旧方法を検討するための情報を収集する手段として、山間地域や立ち入りの困難な場所等においては、ドローンの活用は有効であると考えております。一方で、昨今では道路・橋りょう等の公共施設の調査にも活用の範囲が拡がっており、導入するにあたっては、町の日常業務への活用も重要な要素になると考えております。

今後、近隣自治体での事例を調査・研究し、導入について検討を進めるとともに、導入の際には防災訓練の訓練項目に加えるなど、有事に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　わかりました。自主防災組織の活動の支援と、災害時に頼れる存在に育てていくことが、地域の防災力の向上には不可欠であるというふうには思っています。島本町においても、他市の先進事例も参考にされて、今後の防災訓練の見直しもお願いして、一般質問を終わりたいというふうに思います。

総務部長　すみません。私、平井議員の１問目のご答弁の中で、「防災関係機関の組織体制の機能確認」とご答弁すべきところを、「防災関係機関の相互体制の機能確認」というふうにご答弁いたしました。「組織体制」が正しいので、訂正を、よろしくお願いします。

以上でございます。

村上議長　以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ）　おはようございます。それでは、通告に従い一般質問を行います。

「わたくしたちは、自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくります。」について。

島本町民憲章には、「自然は　大地をつくり、人間は　まちをつくります。まちは　住む人びとの参加によって、より住みよいまちへと発展します。わたくしたち島本町民は、めぐまれた自然と文化を生かし、互いに助けあいみんなの幸せをねがって、この憲章をさだめます。１　わたくしたちは、自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくります。１　わたくしたちは、決まりを守り　心のふれあいを大切にします。１　わたくしたちは、教養を高め　豊かな文化をまもり育てます。１　わたくしたちは、健全な心身をやしない　明るい家庭をきずきます。１　わたくしたちは、若い力を伸ばし　未来へ希望をもってすすみます。」

町民憲章とは、いわば約束事のようなもので、町民全員の意思によって「考え、つくり、実行し育てていく」もので、私たちが生活をするための約束事だと考えます。

島本町民憲章には五つの約束事がありますが、今回は、１番目にあげられている約束について、一般質問を行います。

「水と緑の美しいまちづくり」とは、どのようものですか。また、主な施策にはどのようなものがあるか、伺います。

総合政策部長　それでは、清水議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

町民憲章につきましては、本町に住む人々が、町民としての誇りと責任を持って、自分たちの手で、みんなの願いである「住みよいまち」を築くための指針として、昭和57年に制定したものでございます。

憲章の１番目の項目である「わたくしたちは、自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。」の趣旨につきましては、制定当時の広報記事において「美しい水や緑は、私たちの心をなごませてくれます。自然はもとより、みんなが、木や草花を大切にし、緑を育てるとともに、町の美化を心がけましょう。」と解説しています。この解説にありますように、当該項目は、環境保全や緑化・美化などにより美しいまちを作っていくとの考えを示しており、本町としても、従前から森林や河川、地下水などの「水と緑」の保全・活用、緑化・美化活動などに取り組み、自然環境と調和した良好な住環境の形成に努めているところでございます。

このうち、「水」に関しましては、安全でおいしい水道水の安定供給をはじめ、事業者などと連携した地下水の保全と活用、水無瀬川などの水辺環境の保全など、地下水や河川の保全・活用に取り組んでいるところでございます。また、「緑」に関しましては、事業者やボランティアなどと連携した森林整備をはじめ、保安林の指定、生産緑地地区

の指定、公園や街路樹・花壇など公共空間の緑化・美化など、町域の約７割を占める山林のほか、農地や街中の緑などの保全・活用に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、「水」の保全のための施策について、具体的にはどのような取り組みを行っていますか。

都市創造部長　「水」の保全のための施策についてのお尋ねでございます。

本町では、河川や井戸の水質汚濁の状況を把握するため、毎年２回、町内で水質測定を行っており、主な結果についてはホームページや事務事業成果報告書で公表しております。また、啓発活動といたしましては、河川への親しみや、水環境への関心を高めていただくことを目的に、毎年７月下旬に水無瀬川で「ワクワク！しまもと環境学校」を開催し、水生生物の観察会を実施しております。そのほか地下水位の変動を観測し、今後の地下水資源の保全と管理を図るための地下水位測定観測整理業務や、地下水の保全を図り、地下水の適正かつ合理的な利用を推進するため、町内の地下水利用事業者等で組織する地下水利用対策協議会の支援を行っております。

今後も引き続き、水質測定や啓発イベントなどを通じて、本町の豊かな水資源の保全に向けた環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

清水議員　それでは、毎年２回行っている水質測定は、具体的に河川、地下水、各々何ヵ所ですか。

都市創造部長　河川水質測定につきましては 18 ヵ所、井戸水質測定につきましては 11 ヵ所で行っております。

清水議員　それでは、井戸の水質測定の結果の傾向に問題は、現在はないのですか。

都市創造部長　井戸水質測定の結果につきましては、近年、概ね良好であるものと認識しております。

清水議員　それでは、河川の水質測定の結果の傾向には、問題は現在はないのですか。

都市創造部長　河川水質測定の結果につきましても、大腸菌群数の数値が高い箇所もございますが、近年、概ね良好であるものと認識しております。

清水議員　それでは、毎年７月下旬に行われる「ワクワク！しまもと環境学校」については、河川への親しみや水環境への関心を高めることを目的に、水生生物の観察会を行っていますが、観察される水生生物の傾向に変化はないのですか。

都市創造部長　河川の水質につきましては、生息する指標生物から、水質段階１（きれいな水）から水質段階４（とても汚い水）に分類されます。「ワクワク！しまもと環境学校」では、毎年、水質階級１（きれいな水）に該当する水生生物が多く観察されており、その傾向につきましては変化がないものと認識しております。

清水議員　それでは、昨年、水無瀬川で数回、魚が変死したと聞き及ぶのですが、事実で

すか。

都市創造部長　議員ご指摘のとおり、昨年11月に水無瀬川におきまして、数回、魚の変死事案がございました。大阪府と連携して調査した結果、その原因を特定することはできませんでしたが、水質汚濁は認められませんでした。今後も引き続き、河川の水質保全に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員　魚の変死した原因特定ができなかったとのことですが、考え得る原因としては、どのようなものがあるのですか。

都市創造部長　水質汚濁によらない魚の変死の原因につきましては、一般的には酸欠によるものがあろうと認識しております。

以上でございます。

清水議員　わかりました。変死については、今後も原因特定、できるだけしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。現在、具体的にどのような課題があるかと認識していますか。

都市創造部長　現在のところ、地下水の水質汚濁や地盤沈下の事例は発生しておりませんが、河川や水路付近の事業所や事業行為による排水に関する苦情などがございます。これらの排水により河川の水質を悪化させ、その結果、地下水の水質汚濁に繋がる恐れがあるものと認識しております。

清水議員　それでは、今の課題に対して、どのような対応を行っていきますか。

都市創造部長　課題に対する対応でございますが、現在、水無瀬川上流部の京都府長岡京市域に位置する産業廃棄物中間処理事業者に対しましては、長岡京市をはじめ京都府、大阪府と連携し、定期的な立ち入り調査を行っているところでございます。また町域内の事業者に対しましても、大阪府と連携した立ち入り調査を行い、その都度、指導を行っているところでございます。今後におきましても、継続的な監視や指導を実施してまいりたいと考えております。

清水議員　それでは、産業廃棄物中間処理事業者への立ち入り調査をされているとのことですが、どのくらいの頻度で行っていますか。また、どのようなものを中間処理し、汚染を引き起こす可能性のある物質については、どのようなものを扱っているのですか。また、排水処理の状況は。

都市創造部長　立ち入り調査につきましては、原則月１回、実施しております。

なお、当該事業所につきましては、主に小型家電製品等の不燃物の中間処理を行っており、薬品を使用する処理は行っていないことから、議員ご指摘の汚染を引き起こす可能性がある物質につきましては、原則ございません。しかしながら、過去にスクラップ内の一斗缶に含まれていた洗剤が漏れ、場外に排出される事故がございましたことから、同様の事故がないよう指導しているところでございます。

また、排水処理の状況につきましては、雨水のみの排水を行っており、場内の雨水が集水枡に溜まり、その後、場外に排水されることから、定期的な集水枡の清掃を指導しております。

清水議員　排水はそういう形ということなんですが、汚染を起こす可能性のある物質は原則ないとのことですが、油などもないのでしょうか。また、雨水とともに排水されることはないのでしょうか。

都市創造部長　スクラップに油が含まれる可能性もあり、雨水とともに排水される恐れがあることから、集水枡に油が浮いている場合は、オイルマットを使用し除去するよう指導しております。

清水議員　ぜひとも指導強化はお願いしたいんですが、水無瀬川への表面水の流入、地下水への浸透も考えられるので、「水の美しいまち」を後世に残すためにも、今後も継続的な監視や指導を、率先して実施することをお願いします。

それでは、次の質問に行きます。「森林の保全」とは、具体的にどのような取り組みですか。

都市創造部長　町域の約７割を占める山岳丘陵地は本町の大切な自然資源であり、地下水の涵養や土砂流出防止の防災面、レクリエーションの場など、多面的な機能を有しています。このため森林所有者と連携しながら、住民や事業者などの参画と協働により、自然環境を守り育てる取り組みを進めていくことが必要であると考えております。現在、本町ではサントリーをはじめとする民間活力や、町内森林ボランティア団体、保安林内における大阪府の森林整備等を十分に活用しながら、継続的に整備を進めております。

以上でございます。

清水議員　現在、町域の７割を占める山岳丘陵地のうち、整備に着手している地域は、民間、ボランティア、大阪府を含め、どのくらいあるのですか。

都市創造部長　現在、着手されている森林整備もしくは復旧事業につきましては、大沢地域で約 40ha、尺代地域で約 22ha、山崎地域では着手には至っておりませんが、山崎地域全体の整備対象面積として 34ha を予定しております。それぞれ、保安林整備事業やサントリー天然水の森事業として実施するものです。また、ボランティアで整備いただいている地域としては、大沢、尺代、若山台、桜井地域などがございます。

以上でございます。

清水議員　街中の緑に関しては町民の目に触れるところが多く、目の前の課題として現状把握、対応されていますが、山岳丘陵地の現状把握はどのように行っているのですか。

都市創造部長　林道などの支線から森林奥地へ入っていけるところに関しましては、大阪府やサントリーと連携しながら、職員が現場確認を行っておるところでございます。

以上でございます。

清水議員　人海で、確認できるところだけしているということなんですが、以前にも質問

したのですが、ドローンは平常時、災害時、その他の航空写真、動画にも利用でき、安価で、非常に有用ものと考えるのですが、どのように考えておられますか。

都市創造部長　ドローンの活用につきましては、消防などで導入が進み、防災分野への活用について近隣市でも事例がございます。被災状況を迅速に把握し、被害の拡大防止や復旧方法を検討する資料として、本町のように山間地域の多い箇所や、立ち入りの困難な場所においては、ドローンを活用することは有効であると考えております。一方で、昨今では道路施設等の公共施設の調査にも活用の範囲が拡がっており、導入するにあたっては、日常の業務への活用も重要な要素になると考えております。

今後、近隣自治体での事例を調査・研究し、導入についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、「緑の美しいまちづくり」について、今、どのような課題があると認識していますか。

都市創造部長　昨年９月に発生した台風 21 号により、町内の森林の多くに被害が出ております。この状況を受け、平成 30 年第４号補正予算にて専決処分させていただいた災害復旧事業により、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理を実施し、林道や町道を使用し、森林の整備にあたられる方が利用可能な状態まで復旧いたしました。しかしながら、奥地の人工林などの倒木処理については手つかずの状況となっていることから、それらの整備が大きな課題であると考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、その課題について、どのように解決されていきますか。

都市創造部長　奥地の人工林などの復旧については手つかずの状況となっていることから、大阪府が指定されている保安林の整備の中で復旧ができないかなど、昨年度から協議を進めてまいりました。協議の結果、本年度は尺代地区での復旧治山事業・奥地保安林事業、大沢地区での防災林造成事業を実施していただけることとなりました。あわせて、サントリー天然水の森事業においても、同様に山崎地区での復旧について鋭意協議を重ねているところでございます。

また、保安林やサントリー天然水の森事業のどちらにも指定されていない民有林につきましては、原則的には森林所有者が復旧する責務があります。町としては、森林所有者だけで復旧できない森林については、保安林の指定やサントリー天然水の森事業への協定についてご案内しており、所有者の方々のご理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

今後の森林整備につきましても、大阪府、サントリーと連携を密にし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

清水議員　サントリー天然水の森事業は非常に有用でありがたいことですが、松江市では、

「松江森づくり事業」として市と森林組合が共同で市内の森林保全活動を行うにあたり、企業等から支援をいただき森林を整備する制度で、森林所有者の方々に森林を一定期間（５年から 10 年）無償で提供していただき、その間に市や森林組合、企業が森づくりを行い、期間満了後にお返しする制度を実施しているのですが、本町でも、このように行政が主になって企業等に呼びかけるような事業を行えないのでしょうか。

都市創造部長　本町では、すでにサントリー天然水の森事業において、協定地を定め、企業との連携を行っておりますことなどから、現時点において松江市のような取り組みを導入することは予定しておりませんが、他の企業との連携につきましても、企業の意向等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、森林ボランティア団体も高齢化が進む中、ボランティアの担い手は減少していくと考えますが、若い人に山に興味を持ってもらえるような仕掛け等はありますか。

都市創造部長　これまでも広報等で、森林整備の重要性などを周知し、その一翼を担っていただける次世代のボランティアの参画をお願いするなどの取り組みを行ってまいりました。引き続き、ボランティア養成講座の開催などによる担い手の育成を図るとともに、現在、学校現場などでも木質化を行っているところなどもあり、地元木材の利用などを積極的に活用していくことで、若い方に木に触れていただける機会を通じて森林整備の重要性を周知し、担い手の増加、育成に努めてまいりたいと考えております。

清水議員　ぜひとも、よろしくお願いします。

森林整備を進めるうえで、境界確定が非常に重要であると考えますが、町のお考えは。

都市創造部長　森林の整備にあたっては所有者の同意などが必要となることから、どなたが、どこに土地をお持ちかなど、所有者の特定が重要な要素となります。そのため、本町としても、森林整備における境界確定の重要性については十分認識しているところでございます。

清水議員　境界確定が重要であるということなんですが、国が推進する地籍調査とは、どのような内容ですか。

都市創造部長　国が示している地籍調査とは、境界明確化事業により厳格な基準が設けられており、土地の境界においても、所有者の異なる境界のみを調査するのではなく、一筆ごとの境界の測量調査が必要であることや、基準点の設置が必須であることなど、より精度の高い調査が求められております。

清水議員　市町村が地籍調査を行ううえでの事業経費はどのようになるのですか。具体的には、当町の負担や土地所有者の負担は。

都市創造部長　地籍調査を行ううえでの負担でございます。基本的には国２分の１、都道府県４分の１、市町村が４分の１の負担となっております。

以上でございます。

清水議員　国２分の１、府４分の１、町が４分の１ということで、土地の所有者は負担がないということでいいですか。

都市創造部長　基本的には、負担がないものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員　地籍調査の財源については、大半が国や府が負担してくれると思うのですが、今後、どのように進めていくのですか。

都市創造部長　ご指摘のとおり、財政的な措置がなされるところではございますが、町の負担も少なくなく、また職員の負担も長期間にわたって非常に大きなものとなります。そのため、現時点におきましては、具体的な事業実施の目途は立っておりません。

以上でございます。

清水議員　地籍調査への着手が遅れてしまうと、山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、土地境界の調査に必要な現地での物証、高齢者からの境界に関する情報も失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になると考えるのですが、どのようにお考えですか。

都市創造部長　ご指摘のとおり、境界の確定作業や、その他の調査につきましては、できるだけ早期の対応が望ましいと考えております。しかしながら、事業の実施にあたりましては多額の費用が必要であり、また人的負担も長期的に増加することとなります。そのため、国においても森林環境譲与税を導入し、権利関係にかかる事業費に充当することを可能とし、対策を講じていくことが必要となってきております。本町といたしましても、贈与税の活用方法について他市町村の事例を調査・研究し、課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　わかりました。それでは、次の質問に移ります。

「緑の美しいまち」を維持するには、多くの財源と時間がかかると認識しています。財源については国からの森林環境譲与税がありますが、国や府の他の財源も進んで取りに行く必要性について、どのように考えますか。また、現在の企業やボランティアによる森林整備は非常にありがたく感謝しますが、事業の拡大、ボランティアの育成をもっと前向きに進める考えはないのですか。

都市創造部長　大規模な事業につきましては、大阪府の保安林事業や森林環境税による整備、またサントリー天然水の森事業など、可能な限り町の財政的な負担を伴わないような方法で、関係機関と連携しながら、森林整備事業を促進しているところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、多くの財源と時間がかかる施策の実現にあたっては、国等の財政的な措置を活用することが必要不可欠でございます。例えば、地籍調査においては国土交通省による補助金や大阪府の補助金がございますので、実施する際には、そ

れらを活用することを想定しております。今後の森林整備においても、森林環境譲与税の活用だけでなく、様々な補助金等の財源を積極的に活用していくことが必要であるものと考えております。

また、森林整備に参画いただける企業の拡大につきましては、例えば青葉会会員の企業などにも何らかのご支援がいただけるかどうか、ご相談させていただくことといたします。また、ボランティアの育成につきましても、担い手不足と高齢化が進んでいることから、広報誌等でもＰＲをさせていただいておりますが、今後につきましても大山崎町と連携し、ＰＲ方法など、若い年齢層の方が参加していただくためのより良い方策等について検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも、よろしくお願いします。

それでは最後に、行政のトップである町長に伺います。佐賀県での大雨による油流出により、甚大な被害が出ています。当町では起こり得ない事案ではありますが、水無瀬川の油汚染等の可能性は否定できません。森林保全については、昨年の台風 21 号の爪痕も多く残っています。

島本町民憲章の「自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくる」について、今以上に前向きに進めていただきたいと思うのですが、町長のお考えはどうですか。

山田町長　「水と緑の美しいまちづくり」ということでございます。

これは町民憲章にもうたわれておりまして、私も、これは進めていきたいという気持ちはございます。ただ、これまで部長から答弁ございましたように様々な制約もある中で、いかにして、財源の部分もございますし、そのあたりをよいアイデアを出してやっていくかということが問われているものだと感じておりますので、積極的には進めていきたいという気持ちは持っております。

以上でございます。

清水議員　わかりました。財源、それは多額の財源がかかるのはわかりますが、できたら一歩ずつでも前へ進めていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

村上議長　以上で、清水議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 46 分～午前 11 時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　2019 年９月の一般質問を行います。「都市計画審議会と駅西のまちづくりについて」です。

７月 31 日に行われた島本町都市計画審議会では、マンション建設に反対する町民の意

向がより多くなる中、かつ地権者の中にも反対される方がおられる状況にも関わらず、多くの住民意見が全く反映されないままの計画案が賛成多数で可決されてしまいました。このことに落胆した住民の方は多いと思います。その落胆は、結果だけではなく、審議のあり方によるところも大きいです。審議会として不適切と思われる運営や委員による発言が散見されたからです。

７月 31 日の都市計画審議会を振り返り、審議会とはどうあるべきかについての確認を行うとともに質問を行います。また、都市計画決定後の駅西のまちづくりについて、都市計画審議会の議論や付帯意見を踏まえ、住民全体の福祉の増進に寄与する、つまり公共性の高いまちづくりを実現するために町がなすべきことについて、質問します。

都計審の傍聴人数について。当日、傍聴定員 10 名を大幅に超える方が傍聴に来られ、ロビーや廊下にあふれていました。定員 10 名以外に、外で音声を聞かれた方の人数は。お答えください。

都市創造部長　それでは、中田議員の一般質問にご答弁申し上げます。

７月 31 日に開催いたしました島本町都市計画審議会においては、当日、傍聴定員の 10 名以外に、ロビーや廊下で音声を聞かれた方につきましては 100 名程度おられたと把握いたしております。

以上でございます。

中田議員　場外では 100 名程度とのことです。ロビーで聞かれていた方の話ですと、途中で来たけれども、座る場所もなく人も多く、かなりの熱気で帰ってしまわれた方もおられたそうで、実際にはもう少し多いのではないかと思います。

次の質問です。過去の審議会で、傍聴希望者のためにロビーに椅子を用意したり、実際に傍聴者が 10 名を超えたことは何回ありましたでしょうか。

都市創造部長　傍聴希望者への対応についてのご質問でございます。

過去５年間の都市計画審議会において、傍聴希望者が傍聴定員である 10 名を超える可能性があるとし、ロビーに椅子を用意した回数は５回となっており、うち４回は 10 名を超える傍聴希望者がおられたと認識いたしております。

中田議員　具体的には、その４回は何年度の都計審でしたか。また、そのうち傍聴定員を超えてロビーや廊下で音声を聞いた方の数は、今回が一番多いと認識していますが、それで間違いないですか。

都市創造部長　傍聴者が 10 名を超えた都市計画審議会につきましては、それぞれ平成 29 年度第１回、平成 30 年度第１回、平成 30 年度第２回と、令和元年度第１回が該当するものと認識いたしております。また、この４回の中で一番傍聴者数が多かったのは、今回の令和元年度第１回都市計画審議会であると認識いたしております。

中田議員　平成 29 年、30 年と、いずれも島本駅西の案件が報告された回だと思います。そして、都市計画案が付議された今回の審議会では、これまでで一番多い 100 名を超え

る傍聴の方が来られたということです。これは多くの町民にとって関心度が高く、重要な案件だったということの表れです。

これまで提出された意見書や公述、説明会、タウンミーティングに集まった住民の意見、懸念、提案等々、これらだけでもかなりの数でしたが、さらに今回の都計審の傍聴に集まられた住民の皆さんの多さとあわせ、行政は重く受け止め、今後のまちづくりの協議に臨んでいただきたいと思います。

さて、大変注目度の高かった審議会ですが、傍聴に来られた方からは、審議会のあり方について、どうなっているんだと多くの疑問の声を聞いています。そこで、質問です。

都市計画審議会というのは、そもそもどういう機関であると認識しておられますか。

都市創造部長　都市計画審議会を町がどのように認識しているか、についてのご質問でございます。

島本町都市計画審議会は、「島本町都市計画審議会条例」第２条に基づき、学識経験者、町議会議員、住民組織の代表の方や、一般公募で選出した町の住民の方々から構成される組織でございます。本審議会は、関係行政機関から付議される都市計画に関する案件について、島本町長の諮問に応じ、審議会会長による議事進行のもと、各委員の視点から議論していただき、付議する案件に対して調査・審議いただく諮問機関であると認識いたしております。

中田議員　都市計画審議会は、町長の諮問機関であるとのことです。

そもそも「諮問」とは、有識者または一定の機関に意見を求めることを言います。そして諮問機関とは、行政機関の意思決定に関して専門的な立場から有識者等が特別の事項を調査・審議する合議制の機関であり、中立的な立場から利害調整、外部の専門知識の注入、市民の行政参加といった役割を担うものと理解していますが、この認識で正しいですか。

都市創造部長　諮問についてでございます。諮問とは、特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねることと認識いたしております。

また、附属機関の役割につきましては、設置目的、趣旨によって異なるものと認識しておりますが、都市計画審議会につきましては、「都市計画法」第 77 条の２第１項のとおり、権限に属された事項を調査・審議いただき、町の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査、ご審議いただくため設置させていただいております。

以上でございます。

中田議員　調査・審議する場であることはもちろんですが、諮問機関とは「意見を求める場」であるとのことです。

もう一つ、審議会において重要なキーワードは、中立的というものです。都市創造部長にお尋ねですが、審議会の運営は、一般的に中立的であるものとの認識はありますか。

都市創造部長　都市計画審議会の運営は、一般的に中立的であるものと認識いたしており

ます。

以上でございます。

中田議員　中立的な立場から調査・審議を行う場であるとのことだと思います。その観点から質問です。

意見を求める側の町長は、今回、審議の最初の段階で意見を述べられました。このことは審議会の本質の根底を突き崩す行為だと考えます……（「何でや」と呼ぶ者あり）……。「諮問」の漢字の成り立ちは、「諮」は上の者が下の者に意見を求める、「問」は尋ねるという意味であり、かつ町長は委員の任命権者でもあります。つまり、権限のある者が委員に意見を述べたことになります。権限がある者は、審議会の運営が中立になされるよう極力慎重にすることが望ましいですし、忖度が起こるような状況は避けるように努めなければなりません。

こんなことは、私が今さら指摘するまでもなく、当たり前のことです。今回のように町長が意見を述べることは不適切と考えますが、町長の見解は。

山田町長　都市計画審議会におきまして、私が意見を述べることの是非についてのご質問でございます。

私が町の見解や方針等について審議会において意見を述べることは、特段、不適切なことではないと認識をいたしております。前の審議会においては、諮問案件にかかる経過についての見解をご質問いただきましたので、私から、これまでの取り組み経過や本町としての方向性について、ご説明させていただいたものでございますが、今後は誤解を招くことがないよう、より留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　町長が審議の場で意見を述べることは不適切であると私は言っているのですが、町長は、そのようには思ってはいないとのこと。それ自体が不適切だと考えます……（「根拠がわからん」と呼ぶ者あり）。審議が始まる前の、議長、不規則発言を注意していただけますか……（「質問自体は」他、議場内私語多し）……。

村上議長　ご静粛に。

中田議員　発言者は私です、議長、整理してください。

村上議長　静粛に。

中田議員　ありがとうございます。審議が始まる前の挨拶で、町長が方針を述べることは、もちろんあるでしょう。しかし、審議が始まってから、意見を求めている立場の町長が自分の意見を言うということは、通常、想定されていない事態です。また、委員から意見を求められたから仕方なくという側面があるのかも知れません。しかし、諮問した本人なわけですから、質問に答える際に、諮問機関ですので、この案件について調査・審議のほどをお願いいたしますと、せめて断りを入れるべきだったと考えます。

また、町長は委員ではないのですから、そこで意見を述べる権限はないはずです。事

実関係がはっきりしないときに行政としてテクニカルに答えることはあったとして、意向を述べるということはあってはなりません。そもそも、町長は出席すべきですらないと思います。町長には、首長であり、強い権限を持っているという自覚が足りないのではないでしょうか。首長が審議会の議事進行の中で自分の意見を言って、審議会の中立性が保てるわけがありません。何を考えていらっしゃるのか、町長には自分の立場というもの、言葉の重さをしっかり認識していただきたい。

首長の審議会での発言についての問題を指摘しましたが、次は、議長についてです。審議会における議長の役割をお尋ねします。

都市創造部長　都市計画審議会議長の役割についてのご質問でございます。島本町都市計画審議会議長は、会務を総理する役割を担われているものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員　会務を総理とは、つまり全体を取りまとめる役だという意味です。その取りまとめにおいて、議長というものが中立的に振る舞うのも当然ですが、事務局としては、議長はその役割を理解したうえで審議を進められたと認識していますか。

都市創造部長　事務局を担う町といたしましては、都市計画審議会会長は、議長としての役割を理解されたうえで、議事進行をされているものと認識いたしております。

中田議員　今回の都市計画審議会は、適切な議事進行が行われていたと思われますか。

都市創造部長　今回の都市計画審議会が、適切な議事進行のもと行われていたかどうかについてのご質問でございます。

本町といたしましては、会議の開始前から多くの方々が注目され、またこれまでと比して委員の皆様における活発な意見交換や議論がなされていたものと認識しており、議長という重責を担っていただいた会長におかれましても、本審議会の議事進行にご尽力いただいたものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員　適切な議事進行が行われたかどうか、お尋ねしたのですが、適切であったとも不適切であったとも、ご回答いただけませんでした。さすがに適切だったとは言えないような議事進行でしたので、当然のことと思います。

今回の審議会では、公正中立に振る舞うべき議長が、審議の冒頭で、計画はこのまま進めるべきだというような発言をし、審議の公正性をゆがめました。この点、傍聴に来られた方も、議長が審議の方向性を誘導しようとしていると感じた、と言っていました。また、議長は採決の際、自分が審議に加わっていいかどうか、わかっておられませんでしたが、議長が採決に加わらないのは当たり前です。また、委員から見識を疑わすような発言があったと考えますが、それにも関わらず注意しなかったり、様々な意見が出たのに、ろくにまとめもしないまま多数決を取ったり、中立的な取りまとめ、適切な議事進行という議長の役割が、ほとんどまともに果たされていない状況であったと考えます。

事務局としては、議長が役割を理解したうえで議事進行していたと認識しているようですが、とても、そのようには思えませんでした。事務局として、事前に議長に適切な議事進行のあり方を十分に理解していただくべきだったと考えます。

今回、審議に深まりが見られなかったことの責任は、一義的に事務局にあったと考えます。審議会が行政の案について、きちんと検討し、チェックすることは、町が間違った施策を取らないために重要なことです。町が誤ったことをした場合、住民の福祉の増進が損なわれます。

審議会というのは、行政の追認機関であってはならないのです。現状の審議会は、本来の役割を果たせているとは思えませんでした。行政は、重要な施策決定を行うにあたり、審議会の答申にゆだねるところが大きいわけですから、それを形骸化させず、まともに機能させることは行政の務めだと思います。都市計画審議会に関わらず、町内には様々な審議会がありますが、この点、今後、しっかりしていただきたいと思います。

次の質問です。

村上議長　一般質問なんで、自分の意見ばっかし言わんと質問してください。

中田議員　質問します。

村上議長　意見が多い。

中田議員　意見が多い……（「一問一答じゃなかったのか」他、議場内私語多し）……。

議長、不規則発言は整理してください。

村上議長　静粛に。

中田議員　静粛に、ということです。次の質問に移ります。

議長や委員という立場も、このようにあまり長年されると馴れ合いになってくることもあるのではないでしょうか。例えば、今回の議長である会長は、何年、学識経験者として審議会委員をされていますか。

都市創造部長　現在の都市計画審議会会長については、平成 12 年より委員を務めていただいております。

以上でございます。

中田議員　つまり、18 年もされているとのことです。一方、本町附属機関等委員の選任基準においては、選任時点の年齢は原則 70 歳まで、期間は 10 年とされています。例外もあるとは言え、今後の選任ではこういった点、再度、気をつけていただきたいと思います。

付帯意見について、問います。審議会の最後、いったん議長に一任するといった流れがあったものの、その後、会長から、委員から意見をいただいてもいいというような発言があったと記憶しています。そのため、私やその他の委員は、議長に一任した付帯意見が一度送られてきて、意見を言う機会があると理解していました。

しかし、実際には審議会があった当日付けで、付帯意見付きの答申が作られています。

その後、情報公開請求の音声を確認してみたところ、そのあたりが大変曖昧なままに次の話題に移っており、誤解を招きかねない進行となっていました。付帯意見の作り方、取り扱いについては大変重要な部分であるにも関わらず、まとめが不手際で混乱を招く状況であったと考えます。この点、事務局においてフォローが必要であったのではないでしょうか。

（「なんでや」他、議場内私語多し）

都市創造部長　答申にかかる付帯意見につきましては、審議会中に、会長から案を作成した段階で、委員の皆様から後日ご意見をいただく時間があるかという旨のお尋ねがあり、事務局として、スケジュール上、その時間をお取りすることができない旨、お伝えしたところでございます。このため、会長におかれましては審議会当日に付帯意見を作成され、町に諮問に対する答申をいただき、事務局において答申の写しを８月２日付けで委員の皆様に送付させていただいたものでございます。

なお、事務局といたしましては、次回以降、よりわかりやすい議事運営となるよう留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　事務局は、スケジュール上時間を取れないと議長に伝えたということですが、当日。それはマイクを通しての発言でしたか。

都市創造部長　事務局から議長にお伝えしたのは、マイクを通しての発言ではございません。

以上でございます。

中田議員　そのため、少なくとも私はその場にいましたが、先ほど言われた事務局の発言は聞こえておりませんでした。ですから、このように、その後、誤解を招く状況になったと思います。事務局としても、次回以降、よりわかりやすい議事運営になるようにと言われてますので、こういった重要なことははっきりとわかる形で示していただけるよう、今後は気をつけていただきたいと思います。

次の質問です。付帯意見では、都市計画審議会において複数の委員から指摘があった建築物の高さ制限について直接触れられていませんが、高さに関する検討は、その内容に含まれていますか。

都市創造部長　付帯意見の内容についてのご質問でございます。

都市計画審議会では、建築物の高さの最高限度を低くできないかといったご意見や、最高限度を低くした場合の課題、またまちづくりに関して景観への配慮が必要などのご意見を多くいただいたところでございます。これらのご意見を踏まえ、本審議会で取りまとめられた内容を答申書の付帯意見としていただいており、その付帯意見においては、具体化されたイメージに基づいて策定される空間構成や、建築物の形態、意匠、色彩等に関する質の高いルールが必要と明記されていることから、委員からのご意見として多

数いただいた建築物の高さに関する検討、景観に関する検討といった内容が、付帯意見にも含まれているものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員　高さに関しても、付帯意見に含まれているとのことです。ぜひ、マンション建設に反対するたくさんの住民意向に応えるべく協議に臨んでいただきたいと思います。

もう一つ、先日来お伝えしてますが、マンション建設に反対する住民の意向が多いということは、景観だけでなく、インフラ整備の伴わない住環境の悪化を危惧する住民意向の表れであるということを、ここで改めて強調しておきたいと思います。

審議会や付帯意見では、マンション建設高さのことについて、景観の面からクローズアップ、特にクローズアップされていましたが、実際には人口増加を懸念する声も大きいです。学校などのインフラが整っていないにも関わらず人だけが増えるのは、既存住民にとっても、新しく入ってくる方々にとっても、生活環境を良好に保てないことを意味するからです。典型的には保育所等、小学校、そして学童、中学校、それから十分な子どもの遊び場、公園がないといった、子育て・教育環境の悪化することに顕著に表れています。

マンション建設に反対する住民の意向というのは、景観のみならず、インフラ整備の伴わない人口増による住環境の悪化に対する住民の危機感の表れであるということについての認識はありますか。

都市創造部長　人口増により、住環境が悪化することに対する危機感についての認識に関するご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりに関するご意見のうち、当該地区におけるマンション建設に反対をご意見される方々からは、景観や住環境への課題に関するご意見についてもいただいております。これらの課題に懸念を抱かれている住民の方がいらっしゃることは認識いたしており、本町といたしましては良好な住環境の形成を図るべく、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

中田議員　そういった意味から、できるだけ今後のまちづくりにおいては、高さのみならず住宅の数をコントロールし､例えば緑地や公園等の公共に供する面積を増やすことが、まちづくりの公共性を高めることに繋がると思います。財産権を侵害しない限りにおいて、公共減歩を増やし、都市計画案に描かれていた以上に大きな公園や緑地等を造ることは可能と考えますが、その認識は正しいですか。

都市創造部長　公共減歩に関するご質問でございます。

土地区画整理事業において、公共減歩を増やすことで公園や緑地等、公共施設の面積を増やすことは可能であると考えられます。しかしながら、これにより減歩率が増加するなど、地権者の皆様の財産に関わることであり、組合施行の事業として権利者の合意形成が必要なものでございますので、本町といたしましては準備組合の皆様と協議のう

え、慎重に議論すべき内容であると認識いたしております。

中田議員　現状の地区計画における公園と緑地の面積は、全体の何%確保されていますか。それは何を根拠に決めていますか。

都市創造部長　公園・緑地の面積に関するご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区の地区計画における公園・緑地の面積につきましては、「大阪府自然環境保全条例」第28条及び附則第２項の規定により、自然環境の保全と回復に関する協定を、今後、施行者である準備組合と大阪府知事との間で締結されるにあたり、自然環境の保全と回復に関する協定実施要綱に基づくよう、協定対象区域の６％を公園と緑地の面積として確保できる地区計画としております。また、当地区内の公園の面積につきましては、「都市計画法」第33条に基づき、開発区域の面積の３％を確保できる地区計画としております。

以上でございます。

中田議員　公園と緑地の面積は、今、全体の６％であり、「大阪府自然環境保全条例」に基づいているとのことです。この条例等によると、公園と緑地合わせて最低６％以上確保することが求められているようですが、現状では駅西地区について、潤いのある住環境をと言っていながら、公園と緑地等の面積はその最低ラインに止まっているということと理解しました。

望ましいまちづくりをするときに、公園と緑地の面積が最低基準を満たしているからいいのかどうか、というのは疑念なところです。「良好」と言うからには、ほかのまちよりずっと多くの公園を造るなどが必要で、それが今の計画には、さらに公共性を強化することにも繋がると思います。本来、そういうことを都計審で議論すべきでしたし、そういったことを話し合うための継続審議を要望したわけですが、必要なしと判断され、審議が尽くされない状態で採決が行われてしまいました。

ですから、ここで質問として確認します。公園や緑地等の面積を増やすことは、今、地球規模で起こっている気候と環境の非常事態や生物多様性の損失を緩和するだけでなく、景観、人口抑制など生活環境の改善にも繋がり、まさに持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）そのものです。公園と緑地をさらに増やす点について、今後のまちづくりの中で行政として前向きに交渉していただきたいと考えますが、いかがですか。

都市創造部長　公園・緑地をさらに増やすことに関するご質問でございます。

７月 31 日に開催いたしました島本町都市計画審議会における答申の付帯意見におきましても、町を代表する空間としての景観形成、緑化の推進を行い、将来にわたって町の住民の誇りとなるようなまちづくりを推進すること、といただいており、町といたしましては、こうした内容を踏まえ、公園や緑地等を含めた緑化に関するまちづくりについて、引き続き準備組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　これまで再三にわたって述べていますが、この地区には準絶滅危惧種であるドジョウやケリやヒメボタルなどが生息しています。例えば、公園や緑地面積を増やし、田んぼのまま、もしくは湿地公園や農業公園にして、これら希少かつ島本町の重要種とされている生き物が生息する特徴ある公園・緑地となれば、先進的な駅前のまちづくりとして話題になるものと考えますが、いかがですか。

都市創造部長　公園や緑地に関する再度のご質問でございます。

本町といたしましても、当該まちづくりにつきましては、町の玄関口としてふさわしい地域にしてまいりたいと考えており、本年６月４日付けでＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に提出いたしました要望書の中にも、自然環境への配慮を目的に「島本町生物多様性保全創出ガイドライン」に記載する内容を踏まえていただくよう要望し、協議を行っているところでございます。今後につきましても、緑化や景観にあわせ、希少な動植物の生息・生育環境の保全をはじめとする自然環境へも配慮したまちづくりを行っていただくよう、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　都計審では、駅西地区にもう生き物などいないというような事実と異なった意見もありましたが、平成23年度に行った島本町自然環境調査等業務の報告書では、桜井地区はヒメボタルの生息地及びケリの繁殖地としており、重要な環境であるとともに、今後、配慮の必要な場所とされていると、６月の一般質問でも都市創造部長にお答えいただいています。今年行われた環境保全審議会でも、この点、また別の委員の方が、７年も前の調査結果であって――この調査に関して、今は何もいないのではないかという意見もありましたが、これも事実とは違っています。私は今年も、桜井地区でドジョウもケリもヒメボタルも見ています。

正直言って、都市計画が変更されてしまった今、協議にどれほどの効力があるのかは大変疑問ではありますが、そうであっても、これからの未来の町、地球環境のことを考えれば、生物多様性を保全することは極めて重要で、優先度が高いと思います。

例えば、熱中症搬送９万５千人、死者1,500人を出した昨年度の猛暑は、気象庁の気象研究所などによる研究結果では、人間活動によって温暖化していなかったら、ほとんど起こらなかったような現象だと結論づけられています。このまま人間活動が続けられれば、その影響で2030年には、もう後戻りできない地球の劣化が始まるとされています。10年以内に、ポイント・オブ・ノーリターンに達するという見解が、今、かなり多数を占めています。つまり、人類が危機を脱出するためには、あと10年も時間が残されていないという認識が世界に拡がりつつある状況です。

それまでに、この島本町でも、できる限りのことをすべきです。地球規模で考えたときに、目先の経済的利益よりも、もっと大事なことがあります。地球温暖化が進行して環境の悪化が予想されている今、社会のレジリエンスを高めるためには、健全な生態系

を保全していくことが必要です。使わない土地は自然に戻してもかまわない、地球規模で見れば、それぐらいの状態です。社会にとって必要がない開発をしている場合ではありません。このような歴史観・文明観に立って、今後の施策、そして駅西のまちづくりの協議に臨んでいただけるよう、強く要望いたします。

以上で、終わります。

村上議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　2019 年（令和元年）９月定例会議、大きく二つのテーマで一般質問を行います。

Ⅰ点目、「『島本町文化財保護条例』施行 10 年～その成果と課題～」。

1）「島本町文化財保護条例」が施行されて 10 年以上が過ぎました。その成果と課題につき、教育委員会としてどのように検証されていますか。

教育こども部長　それでは、戸田議員の一般質問のうち、Ⅰ点目の「島本町文化財保護条例施行 10 年～その成果と課題～」について、ご答弁申し上げます。

まず、「島本町文化財保護条例の成果と課題について」でございます。

本町の「文化財保護条例」につきましては、平成 20 年７月の施行以来、11 年以上が経過をいたしております。本条例の施行による成果といたしましては、７件の文化財が島本町指定文化財に指定されることより、文化財の適切な保存活用が行われているものと考えております。また埋蔵文化財の包蔵地ではない土地において、土木工事等の目的で発掘しようとする際には、その内容について教育委員会と協議することを開発事業主に義務づけることにより、把握できていない埋蔵文化財が消失する可能性の低減に繋がっているものと考えております。

一方、課題といたしましては、今後も文化財が消失しないよう、調査・研究を進め指定文化財への指定を進めていく必要があること、また埋蔵文化財包蔵地外の埋蔵文化財について、正確な分布を把握する調査を行っていく必要があることなどでございます。

以上でございます。

戸田議員　埋蔵文化財包蔵地以外における発掘を伴う開発行為に対しても、教育委員会との協議を義務づけたことの意義は大きく、この第 18 条第４項を設けたことにより、開発行為により破壊されることなく調査ができた遺跡は、どのくらいあるのでしょうか。お願いします。

教育こども部長　「文化財保護条例」第 18 条第４項については、本町独自規定として、埋蔵文化財の包蔵地でない土地において土木工事等の目的で発掘しようとする際には、その内容について、教育委員会と開発事業主との間で協議することを義務づけております。

この本町独自の規定により、遺跡の調査を行い、町内の埋蔵文化財包蔵地外で新しく見つかった遺跡といたしましては、広瀬溝田遺跡、西浦門前遺跡、青葉遺跡Ｂ地点、尾

山遺跡の四つがございます。また桜井遺跡についても、近接する埋蔵文化財包蔵地外の調査によって、範囲が拡大いたしております。

以上でございます。

戸田議員　平成 26 年度、西浦門前遺跡の発掘調査において、包蔵地外の土地から大変重要な埋設物が発掘されています。水無瀬離宮に関わるものです。ところが残念なことに、今なお発掘調査報告書が完成していません。なぜなのか。その理由と、現在の進捗状況について、説明をお願いします。

教育こども部長　平成 26 年の西浦門前遺跡の発掘調査において発掘された埋設物にかかる報告書の進捗状況について、でございます。

埋蔵文化財の発掘調査の報告書といたしましては、例年、島本町文化財調査報告書を刊行しており、古い調査から順に執筆をいたしております。例年、１～２冊刊行しておりますが、年間３件以上の発掘調査を実施しなければならないときも多く、執筆作業が追いついていないのが現状でございます。ご指摘のありました西浦門前遺跡の報告書については、広瀬遺跡の報告書刊行後に執筆作業を開始する予定でございます。

以上でございます。

戸田議員　水無瀬離宮の存在がいよいよ明らかになり、離宮研究に止まらず、国文学、庭園研究など、様々な分野から注目されることとなりました。当該地は、諸事情により現地説明会を実施していませんので、国民に、水無瀬離宮の存在とその価値を周知するものとして調査報告書の完成が待たれるところです。

土木工事に伴う埋蔵文化財の届出受領件数は、平成 29 年度 154 件、平成 30 年度 214 件と、増しています。昨今の開発に伴う調査量の多さ、日本史における水無瀬離宮の重要性を思うとき、発掘調査報告書の作成・講演活動などを行う、それを担っている学芸員の正規雇用者がたった１名というのは、あまりにも不適切です。仮に府内の類似団体と比べて、現状の人員配置で良しとしているならば、それは大きな間違いです。

例えば、お隣の大山崎町は、人口はおよそ１万 5,700 人、面積的に「京都府で最も小さな町」とＰＲされていますが、学芸員資格者の配置はどのようになっているか、把握されていますか。隣接する高槻市、茨木市はどうでしょうか。

総合政策部長　近隣市町におきます学芸員資格の資格者の配置状況について、でございます。

常勤の正規職員で学芸員資格を有し、文化財行政を担当する職員の人数は、大山崎町で３人、高槻市で 10 人、茨木市で４人と伺っております。なお、各市町とも有資格職員の多くは本庁舎ではなく、資料館などの施設で勤務されているとのことでございます。

また、高槻市は多くの史跡公園や資料館施設を有しておられ、大山崎町におかれましても、国宝を展示できるだけの設備を整えた歴史資料館を有しておられます。自治体の規模または文化財や展示施設等の保有状況等が異なっておりますので、本町と単純に比

較することは困難ではないかと考えております。

戸田議員　自治体の規模、そして、かねて、ずっと都であった京都市との距離からすると、大山崎町のように３名の正職員雇用を目指すべき、そうでなくても２名は配置したいところです。歴史文化資料館に学芸員を配置すること、これが非常に大きな課題だと思います。

質問します。条例制定の理念を活かし、文化財保護行政をさらに進めていただくためには、学芸員資格者を正規雇用の職員としてもう１名採用し、現場で実績を積み上げながら、文化財調査や関連職務に精通する者として中長期的に育成しなければならない。私は、これは職人さんを育てるのと同じだと思っています。これについて持田教育長、山田町長のお考えをお聞かせください。

持田教育長　学芸員の資格を持つ職員の採用について、でございます。

文化財行政の重要性及び地域史を専門とする学芸員や調査員の育成には長い期間を要することは認識しております。しかしながら、職員の配置については町全体の職員数との整合性もございますので、引き続き人事部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

山田町長　学芸員につきましては、本町の文化行政に重要な役割を担う人員であることは十分認識をしているところでございます。しかしながら、職員採用につきましては、全庁的な職員配置のバランス等考慮しなければならないことから、今後とも教育委員会と十分協議してまいりたいと考えております。あわせまして、今後、広域的な連携による効果的な文化財行政のあり方につきましても、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　隣接する自治体との連携による文化財行政については、文化的・歴史的連続性を考慮し、学術的に慎重に進めていただきたいと思います。

本町の場合、学芸員資格者を一般事務職兼務で採用していると承知しています。しかしながら、埋蔵文化財の調査研究報告書の作成は余人に代えがたい専門的な仕事です。調査・研究が増している現在、正規雇用、非常勤嘱託員ともに、当面の間、発掘調査・研究報告書の作成、他団体との交流や講演などに専念できるよう、一般事務職としての職務から一定距離を置ける環境を調えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。人材配置が難しいならば、環境を調えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

総合政策部長　職員配置につきましては、定期的に各部局長との面談の機会を設け、人員配置を含めた諸課題についての意見交換を行っております。そのため、文化財行政の諸課題につきまして、全庁的な職員体制を踏まえたうえで、教育委員会と継続して協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　ぜひ、お願いしたいです。各文献をひもといて、多角的な研究を行うことができていないんです。町政 80 周年に向けて、50 周年のときに作られたような記念冊子のように文化的・歴史的なもの、そして資料館での販売に値する記念冊子を発行することも必要ではないでしょうか。このことも含めて、前向きに協議していただきたいと申し上げ、通告の 2）点目です。

町指定文化財のうち、国や府の指定文化財となる価値があると思われるものは、町指定に留め置くことなく、必要に応じて国や府の文化財に指定されてしかるべきと考えます。その手続き、条件などはどのようになっていますか。

教育こども部長　「府や国の文化財指定の手続き、条件について」でございます。

大阪府指定文化財については、大阪府の職員が指定候補の文化財の調査を行い、大阪府文化財保護審議会で諮問答申され、その価値や緊急性が認められたものが指定されるものでございます。今後、国や大阪府の文化財指定を受けるべきとの判断に至った場合は、必要に応じて大阪府に相談し、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　例えば、町指定文化財第１号「水無瀬駒とその関連資料」は、作者がわかる最も古い将棋の駒として、あるいは将棋駒の聖地とされている水無瀬神宮に残るものとして、国や府の指定に値するのではないと私は考えています。しかしながら、府内各自治体にはそれぞれ膨大な文化財が存在しており、こちらから、その存在と価値を熱心に伝えることなく指定を受けることは難しいのではないでしょうか。大阪府の意思によるものであっても、島本町がアプローチしないと、という思いがあります。指定を受けるメリットを精査し、積極的に検討していただきたいと思っています。まずは所有者のご意向が一番大事ですが、水無瀬駒を町指定文化財に留め置くのは適切ではないと申し上げておきます。

3）点目です。本町が文化財保護行政を進めるうえで課題となっているのが、文化財の保存、調査・研究、公開等を適切に行える施設環境と専門的機能の充実です。歴史文化資料館において専門的機能の充実を図るのは、事実上、困難。であれば、新庁舎建設という機会を逃すことなく、適切な施設整備、専門的機能の充実を行い、文化財保護行政の発展に努めるよう、平成 30 年６月定例会議の一般質問で訴えたところです。

施設環境の改善に向け、その後、どのように検討を進めてこられましたか。

教育こども部長　次に、「文化財の保存、公開等を適切に行える施設環境と専門的機能の充実について、その後の検討状況について」でございます。

昨年の一般質問でもご答弁いたしましたとおり、歴史文化資料館は、当初から資料館として建設されたのではなく、旧来の建築物を資料館として活用するに至った関係上、スペースや機能面が十分なものではございません。現時点におきましては、現有施設において可能な範囲で最大限の配慮を行い、各種収蔵品の適正管理に努めていますが、古

文書をはじめ絵画等を含む紙製品や、金属製品、木製品など、これらの文化財を適切に保存し、調査・研究を進め、その成果を公開するためには、厳正な施設環境を維持する必要があるとともに、様々な専門的機能が求められているところでございます。

いずれにいたしましても、本町の文化財保護行政の今後の発展に関わる大きな課題であると認識しておりますことから、施設環境の改善に向けては、引き続き関係部局とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　過去の答弁から進展が見られません。文化財の維持・保存・修理などには学芸員による高度な専門知識が求められます。作業も必要。しかし、収集整理・調査・利用の３機能を並行的に行える施設環境があってこそ、学芸員の専門性が活かされます。湿度・温度の管理ができる書庫や展示室はもちろん、燻蒸消毒室、写真撮影室、整理や調査・研究のための執務室、閲覧室と、実に多くの機能が本来的には必要なのです。

残念ながら、島本町にはそういった視点が全くありません。「文化財保護法」が改正され、文化財の活用が特色あるまちづくりに寄与するものとして期待されています。新庁舎、非常に厳しい状態になっていますが、新庁舎建設の折りには文化の視点、文化財保護行政の充実が必要だと私は思っています。総合的に、教育長のお考えをお聞かせください。

持田教育長　先ほども担当部長から申し上げましたように、現時点におきまして、現有施設において可能な範囲で最大限の配慮を行い、各種収蔵品の適正管理に努めております。様々な種類の文化財を適切に保存し、調査・研究を進め、その成果を公開するためには、厳正な施設環境を維持する必要があるとともに、様々な専門的機能が求められることは、ご指摘のとおりでございます。

いずれにいたしましても、本町の文化財保護行政の今後の発展に関わる大きな課題であると認識しておりますが、施設整備に関わることでございますので、教育委員会だけで決められるものではございません。町長ともお話をさせていただきながら、引き続き検討してまいりたいと思っておるところでございます。

戸田議員　それでは、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長　役場新庁舎の建設につきましては、前の議員全員協議会にてご説明をさせていただきましたとおり、財政状況等を勘案し、これにかかる予算の提出を先送りする方針でございます。今後、役場新庁舎建設に着手する際には、今までの経過を踏まえて策定した「島本町新庁舎建設基本計画」に基づき事務を進めてまいりたいと考えております。

「島本町新庁舎建設基本計画」は、平成 30 年４月策定の島本町役場庁舎耐震化方針に基づき、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制するとともに、将来を見据え、他の用途にも転用可能な建物仕様として、現役場庁舎敷地内で建て替えることとした、その方針を踏まえたうえで、新庁舎の機能や規模等を

より具体的にお示ししたものでございます。新庁舎建設にあたって、様々な施設や機能を付加していくと総事業費が増大してまいりますので、庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様の範囲につきましては、慎重に検討し、判断する必要があるものと認識をいたしております。

戸田議員　「標準的に」とおっしゃいましたが、8月29日の京都新聞で知りましたが、長岡教委は、市役所建て替えを資料館設置の好機と判断され、市担当部局と協議を重ね、新庁舎に一定のスペースを確保する見込みが立ったとのことです。まさに、これがトレンドなんです。

都市圏への人口集中、人口増への対応を迫られ、競うように都市開発を進めてきた結果、地域の歴史文化遺産の多くが壊され続けました。これからは、地域の歴史文化を活かして、町の魅力をどのように磨いていくかが基礎自治体に問われる時代です。本町において、新庁舎建設を計画どおりに進めることが困難になっている状況ですが、単独では行えないのですから、資料館機能の課題解決を総合的に、複合的に考えていくこと、市民や観光客が地域の歴史文化に親しめる場として、具体的な企画をまず練ることが重要と考えます。できない、できないと言うていたら、絶対できないんです。

文化行政への適切な予算配置と人員配置、新庁舎建設への文化的視点が、町政上の大きな課題であることを申し述べ、この質問を終わります。

Ⅱ点目です。「第四保育所と跡地の民間認定こども園～保育の安定性を目指して～」。

1)町立第四保育所の定員を4割減、90人とすることにつき、保護者の納得を得られるとお考えでしょうか。そもそも「保育基盤整備加速化方針」について、説明会が一度も開かれていないことが問題です。なぜ定員150人を90人に削減するのか。その理由を保護者、住民に説明できますか。

教育こども部長　続きまして、「第四保育所と跡地の民間認定こども園」について、ご答弁申し上げます。

まず、「第四保育所の定員150人を90人に削減する理由について」でございます。

第四保育所に入所いただいている児童の皆様には、本年11月から、ふれあいセンターを主たる受け入れ先として転園をお願いすることとなっております。第四保育所をふれあいセンターに移し保育を行うことにつきましては、保育施設ではないことからも望ましいものではなく、可能な限り早期に新たな第四保育所を整備し、優先的に転園できるようにしてほしいとのご意見を、多くの保護者の皆様からいただいているところです。

これらの早期対応を考慮するとともに、第四保育所周辺での本町が所有する土地を踏まえ、移転整備地を検討した結果、役場前駐車場での移転新築が望ましいとの判断に至ったところでございます。当該駐車場の形状を踏まえ建設可能面積を検討した結果、90人定員が妥当であるものと判断をしたものでございます。

以上でございます。

戸田議員　はたして、そうでしょうか。平成30年度の入所希望者のうち、第四保育所・第二保育所を第一希望とした子どもの数をお示しください。加えて、継続して四保・二保に在籍していた子どもの数をお示しください。

教育こども部長　まず、平成30年度入所希望者のうち、第二保育所・第四保育所を第一希望とした方でございますが、第二保育所は33人、第四保育所は46人、計79人でございます。そして、平成30年４月１日時点で第二保育所・第四保育所に前年度から引き続き継続入所していた児童の数というものは、第二保育所が142人、第四保育所が164人でございました。

以上でございます。

戸田議員　数字が物語っています。公立を望む保育ニーズは非常に高いんです。第二幼稚園を廃園にする際はタウンミーティングなどが数回開かれたのに、第四保育所の定員削減、場所の移動を伴う「保育基盤整備加速化方針」については、一度も説明会が開かれていない。納得できません、という保護者の声もいただいています。このたび、同様の内容ですか、説明会を求める住民有志の方からの要望書も提出されたところです。本当に説明会の開催は必要であったし、必要であると思います。

幼児教育・保育の無償化制度について訊きますが、これは基礎自治体における保育施設の公設・公営をますます困難にするものと認識しています。これこそが、町立第四保育所の定員を縮小して設定することになった一因ではありませんか。

教育こども部長　議員ご指摘のとおり、幼児教育・保育無償化につきましては、市町村における財政的負担が大きいものと認識をいたしております。また、保育施設の設置や運営にかかる特定財源につきましては、従前より民間施設に有利な制度設計となっており、このたびの幼児教育・保育無償化につきましても同様となっております。しかしながら、第四保育所の定員の見直しにかかる経過につきましては、前にご答弁したとおりであり、無償化等の制度上の背景があるとは言え、これがこのたびの定員設定に影響を与えたものではございません。

以上でございます。

戸田議員　そうですね、とは言えないと思いますけど、保育が福祉からビジネスとなっていく懸念を私は持っています。

通告の2)点目です。町立保育所の移設新築実施設計の課題について、１点、問います。

大型トラックが通る道路側に園庭を置くのか、園舎を置くのか。この選択は排気ガスによる大気汚染や大型トラックの通行による騒音・震動への対策として、設計上の重要な選択になるはずです。一方で、隣接する新築マンションへの日照に影響を与えることにもなり、慎重な検討を要するものです。見解を問います。

教育こども部長　次に、「第四保育所の移設新築にかかる実施設計の課題について」でございます。

園舎の配置につきましては、議員からご指摘のあったような騒音や振動への対応、児童が直接道路に飛び出さないための安全対策など、入所児童の保育環境を考慮して、検討していかなければならないものと考えております。一方で、近隣住民の皆様のご理解も不可欠であることから、当該予定地である役場前駐車場に隣接する戸建て住宅や集合住宅の皆様に対しましては、適宜、情報提供を行っているところでございます。その中で、園舎の位置を集合住宅側に配置した場合、眺望や日照が妨げられることから、可能な限り、道路側への配置を求めるとの声もございました。

いずれにいたしましても、園舎の配置については、入所児童の保育環境を最優先に考えつつ、周辺住民の皆様の住環境にも可能な限り配慮して、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　「飛び出し」という言葉もありました。周辺の道路交通事情や社会的情勢からして、入り口周辺への警備員の配置が要ると私は思います。よって、警備室を設けておく必要があると考えますが、設計段階で警備室を設置することについて検討はされていますか。

教育こども部長　現時点では、警備室の配置予定はございません。これまでどおり、機械的な施錠管理とともに、朝夕については、シルバー人材センターのお力をお借りした玄関での人的管理を組み合わせることにより、適切な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　当地が保育所にふさわしいのか、改めて疑問に思うところではありますが、この計画どおりいくとして、そうであれば、送迎時の人の動線を設計段階から考え抜き、綿密に検討を重ね、送迎アプローチに最大限の配慮をしなければなりません。近くには横断歩道もあります。道路への飛び出し、歩道を歩く人との接触などが危険要因にならないか。また青凌学園への通学路でもあり、非常に慎重な検討が必要と思います。

3)点目です。第四保育所跡地における認定こども園の施設整備はどのようなスケジュールで行われますか。運営を担う事業者の募集事務について、現在の進捗状況をお示しください。

教育こども部長　次に、「第四保育所跡地における認定こども園の施設整備のスケジュール、運営を担う事業者の募集事務の現在の進捗状況について」でございます。

第四保育所跡地における認定こども園整備につきましては、現在、解体工事にかかる事務を進めており、本定例会議に解体工事費用の補正予算案を提案させていただいているところでございます。同予算案をご可決いただけましたら、一般競争入札を実施した後、12月定例会議に工事請負契約の締結にかかる議案を上程させていただきたいと考えております。

なお、事業者の募集事務につきましては、９月中に実施を予定しております第四保育所跡地の認定こども園整備・運営事業者の募集に対しての意見募集や、子ども・子育て会議におけるご意見などを踏まえまして、最終的な募集要項を作成し、その後、事業者募集を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　土地について訊きます、4)点目です。

安定的な事業の継続性の担保を図るため、土地の賃借料については、第二幼稚園跡地と同様、無償とするのが妥当と考えます。第二幼稚園跡地の民間認定こども園募集要項について一般質問で主張したように、総合的に考えて、無償貸与を募集要項に明記することは無理筋ではありません。どのようにお考えですか。

教育こども部長　次に、「第四保育所跡地における土地の賃借料について」でございます。

昨年 11 月に策定した「保育基盤整備加速化方針」では、現第四保育所が役場前駐車場に移転新築なされた後の跡地については、民間活力を活用し、認定こども園を整備することといたしております。その認定こども園の整備において、当該土地を貸与するのか否か、また貸与するとした場合の有償・無償等、土地の利活用方針については、現時点では未定でございます。今後、関係部局とも十分に協議を行い、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　関係部局というのは総務になるかなと思うんですけども、第二幼稚園跡地については、社会福祉法人照治福祉会と、いつ、どのような契約を締結しておられますか、確認します。

教育こども部長　第二幼稚園跡地の賃貸借契約でございますが、現時点におきましては、契約は締結いたしておりません。参考までに、本年４月にふれあいセンター敷地内においてオープンした地域福祉支援センター島本につきましては、施設建設地について 30 年の無償貸与がなされていますが、当該土地の賃貸借契約につきましては、オープン時の平成 31 年４月１日を始期として賃貸借契約が締結されております。工事期間中については、平成 30 年６月１日を始期として年度末の平成 31 年３月 31 日までの期間、一時貸与契約を締結されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

戸田議員　第二幼稚園跡地については、まだ契約にも至らないほど直近のことであり、無償貸与されているわけです。地域福祉支援センター島本の場合は、社会福祉法人南山城学園と公有財産無償貸付契約を結んでおられます、30 年です。事実上、第一保育所との統合という歴史的経緯はありましたが、山崎保育園にも無償で貸与。いずれも素晴らしい立地条件です。園庭・園舎が災害時に公的機能を果たせることを考えても、公有地であることが望ましい。

以前にも申し上げましたが、高浜学園は公募ではなく、（仮称）ＲＩＣホープ水無瀬保育園の場合は民地です。今回だけ有償貸与あるいは売却というのならば、よほど正当性のある理由が必要ですよ。また、認定こども園の場合は企業の参入がないなど様々な事情があり、保育の安定性を考えた場合、つまり、何が言いたいかというと社会福祉法人や学校法人は、本来的に企業と比べて財政力が乏しいのです。ですから、保育の安定性を考えた場合、無償貸与を条件に公募するべきと、これは強く主張しておきます。

最後になります。募集要項に明記していただきたいことについて、３点に絞って見解を問います。１．看護師の設置を条件に入れてください。制度上、規定されていないからこそ、募集要項に書いておく必要があります。２点、障がい児保育の経験を有し、障がい児を受け入れて集団生活での保育を実施、町と連携して研究に協力、貢献していただける事業者の参入を望みます。３点目、島本町が公で培ってきた保育理念を継承していくため、開園前後に事業者と、町の幼稚園教諭や保育士が意見交換をする機会を設けていただきたい。３点、見解をお願いします。

教育こども部長　看護師の配置及び障害児保育・支援教育の実施につきましては、第二幼稚園跡地における認定こども園の整備運営事業者募集の際にも募集要項に明記したところであり、今回の第四保育所跡地の認定こども園整備運営事業者の募集に際しても、募集要項に明記してまいりたいと考えております。

また、事業者と町の幼稚園教諭や保育士の意見交換する機会についてでございますが、公立・私立を問わず、それぞれの運営主体により様々な保育理念をお持ちです。当該整備運営法人については、町立保育所の保育理念を継承するという関係性はございませんが、本町の教育大綱や、これまでの保育の取り組みの説明、また町立幼稚園・保育所から転園する園児も考えられることからも、意見交換の機会を設けるなど、密に連携していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員　そうであれば、土地に関しても、第二幼稚園跡地における認定こども園に準じた募集要項とするのが筋というものです。新庁舎の建設に関わるスケジュールを見送る、あるいは見直すと表明されていますが、それにより、様々な見直しが必要、あるいは可能になったと私は感じています。「保育基盤整備加速化方針」は、「緊急事態宣言」を後に発表し、拙速に進めてこられたという印象が否めません。であれば、今、ここでもう一度、その方針は、はたして今の島本町にふさわしいのか、もう一度見直すことが必要だと私は思っています。庁舎の建設について見直し・見送りを公表されているのですから、これは可能と考えています。

いずれにしても、島本町として、保育理念に関わるハードルは決して下げないという覚悟を、募集要項でお示しいただくこと、それに応えていただける事業者に施設整備と運営を担っていただくことが肝要と申し上げ、私の一般質問を終わります。

以上です。

村上議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 08 分～午後１時 10 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ）　それでは、福嶋保雄の一般質問を通告に従って行います。

１問目として、「教育現場での Information and Communication Technology 機器（ＩＣＴ機器）の効果的な活用」について、お尋ねいたします。

現在、次期学習指導要領に対応したＩＣＴ機器の更新を図られていると思いますが、その状況について、お教えください。

教育こども部長　それでは、福嶋議員からの一般質問のうち、「教育現場でのＩＣＴ機器の効果的な活用」について、ご答弁申し上げます。

令和２年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付けていることから、各教科におけるＩＣＴ機器を活用した授業やプログラミング教育につきまして、現在、全体計画や各教科における指導計画の作成に努めているところでございます。

新学習指導要領の求める学習環境の整備といたしましては、平成 30 年度に小学校の普通教室にプロジェクターや書画カメラ等を整備し、各校 40 台程度のタブレット端末とプログラミング教材の整備を行いました。また、あわせて小学校のパソコン教室のリース期間が満了を迎えたため、既存機器及びソフトウェアの入替えと、ネットワークやセキュリティ環境等の整備を行ったところでございます。今年度には、１学期に導入した機器を学校現場でより使いやすくするため、導入機器の各種調整を行い、教職員にはＩＣＴ機器の活用やプログラミング教育の研修として、総合的な学習の時間の中で実施をするプログラミングキットを活用した授業の研修を行いました。２学期以降には、各校にて、実際に児童に対しモデル授業を実施し、来年度の本格実施に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

次に、本年度の中学校におけるＩＣＴ機器の整備状況につきましては、平成 30 年度に実施した小学校での整備と同様に、普通教室へのプロジェクター等の設置及びタブレット端末の整備を進めているところでございます。また、中学校教育用コンピュータ機器のリース契約が本年 10 月末で満了を迎えることから、更新の手続きを進めてまいります。また中学校におきましては、令和３年度から新学習指導要領の全面実施となることから、必要な環境整備・調整等について、学校と協議のうえ進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　小学校においては、令和２年度から全体計画や各教科における指導計画の作成に努めておられ、平成30年度に設備・機材の整備が行われ、パソコン教室のネットワーク環境の整備や、導入された機器を１学期に調整され、２学期以降にはモデル授業等で引き続き準備を進められるとのことですが、ＩＣＴ機器の具体的な整備の時期をお教えください。

教育こども部長　プロジェクター等の購入の入札は平成30年８月に執行し、10月末までに整備をいたしました。また、タブレット端末購入は平成31年２月に入札を執行し、年度末までに各校40台程度の整備を行いました。さらにパソコン教室におけるパソコンの賃貸借にかかる入札は11月末に執行し、整備を行ったところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　先ほどのご答弁の中で、今年度に入ってから、１学期に導入した機器を学校現場でより使いやすくするため、導入機器の各種調整を行い、教職員にはＩＣＴ機器の活用やプログラミング機器の研修として、総合的な学習の時間の中で実施をするプログラミングキットを活用した授業の研修を行いました、とありましたが、役場の職員も学校の先生も、いや事務の方も、多くの方々は年度ごとに担当が代わられますので、年度ごとで業務の区切りをつけ学校に引き継ぐなど、３月末の年度を跨がないような全体計画を立案されたほうがより効果的であり、引継ぎもスムーズに済むかと思います。

今年度は中学校での整備を予定されているようですので、ぜひ３学期末までには学校に引き継げるような計画で推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長　議員ご指摘のように、年度ごとによる担当替え等も考慮したスケジュールや計画実施に努めてまいりたいと考えております。平成30年度に整備した小学校についても、今後の授業での活用のため必要な意見交換に努めるとともに、今年度整備する中学校においては、３学期末までに教職員が授業での活用に調査・研究できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ありがとうございます。担当者間、部門間で引継ぎの発生する仕事は、区切りのつく段階で引き継がないと、１段階戻る、悪くすれば最初まで戻っての再検討が必要となり、大変課題の多い事業となってしまいます。人事異動は、実務を担当している部署だけで決められない内容ですので、その影響を最少減にするためにも、年度区切りを意識した業務の推進、業務のまとめ、引継ぎが確実に実施されるような業務推進を全部局が行われることをお願いし、一つ目の質問を終わりたいと思います。

二つ目の質問は、「過去の質問・答弁の進捗状況の追跡調査」として、３点について、お尋ねいたします。

１問目、「待機児童問題について」です。

８月１日現在、入所園児は０歳児 42 名、１歳児 113 名、２歳から５歳児は概ね 140

名前後となっています。それに対し、待機児童は０歳児 26 名、１歳児 45 名、２歳児０名、３歳児 14 名、４歳～５歳児が０名です。また、特定の園等への入所希望者は０歳児 20 名、１歳児６名、２歳児９名、３歳児１名、４歳児０名、５歳児５名とのことです。以上をまとめると、８月１日時点の０歳児のニーズは 100 名弱。ちなみに、４月１日は 51 名でした。１歳から５歳児のニーズは 150 名前後ということが読み解けます。

そこで、質問です。10 月１日より水無瀬神宮敷地内に 90 名規模の保育所が開園すると、待機児童の状況がどのように減ると予測されているのか。申し込み状況や、待機児童のままとなった方を含めた状況をお教えください。

教育こども部長　続きまして、「過去の質問・答弁進捗状況の追跡調査」について、ご答弁申し上げます。

まず、「待機児童問題について」でございます。

水無瀬神宮敷地内に建設中の 90 人定員の保育所については、10 月１日の開園が決定し、開園時には 52 人の児童が入所する予定となっております。待機児童数の推移といたしましては、９月１日現在の速報値と 10 月１日時点の見込み数との比較では、36 人減少するものと見込んでおります。一方で、10 月の新規入所申し込み児童数が 37 人となっており、そのうち 12 人は入所できるものの、25 人の新たな待機児童が見込まれているところです。入所児童数については、今年度当初の４月１日現在で 677 人でしたが、10 月１日現在での見込み数は 775 人と、約 100 人、入所児童数は増加する見込みでございます。

しかしながら、未だ多くの待機児童が発生している状況に変わりはないことからも、「保育基盤整備加速化方針」においてお示しいたしました整備内容を着実に推進し、待機児童解消に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　90 名規模の施設への入所予定者が 52 名ということですね。状況をもう少し深く知りたいので、入所予定者の年齢別の内訳をお教えください。あわせて、待機児童の年齢別の人数も、よろしくお願いいたします。

教育こども部長　まず、52 人の入所予定児童の歳児別の内訳でございますが、０歳児が８人、１歳児が 12 人、２歳児が 13 人、３歳児が 14 人、４歳児が３人、５歳児が２人となっております。また、10 月１日時点の待機児童見込み数の歳児別内訳でございますが、０歳児が 42 人、１歳児が 35 人、２歳児～５歳児につきましては０人となっております。

以上でございます。

福嶋議員　入所予定者 52 名は、四保からの転園希望者や、待機や新規入所希望者がほとんどという理解でよろしいでしょうか。

教育こども部長　第四保育所からの転園希望者につきましては 12 人、全員が入所予定となっております。また、それ以外の児童につきましては、新規入所申し込み児童や待機児

童について利用調整を行い、入所予定となったものでございます。

以上でございます。

福嶋議員　３歳児の待機児童が解消され、待機児童は０歳と１歳で発生して 77 名とのこと。来春、200 名規模の認定こども園の開園で待機児童がゼロになる、というふうに考えたらよろしいでしょうか。

教育こども部長　第二幼稚園跡地における民間認定こども園の整備につきましては、本町における待機児童解消に大きく寄与するものではございますが、当該施設の整備によりまして、直ちに待機児童ゼロとすることは困難であるものと考えております。いずれにいたしましても、「島本町保育基盤整備加速化方針」においてお示ししておりますとおり、平成 33 年、令和３年度の待機児童の解消に向けて、当該施設を含めた各種保育施設の整備につきまして、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　第二幼稚園跡地における 200 名規模の民間認定こども園の整備後においても、直ちに待機児童をゼロにすることは困難とのことです。

「島本町保育基盤整備加速化方針」において示されている各種保育施設の整備を行えば、今回の新設保育所の申し込みであったような、待機児童がいない５歳・４歳では入所希望者が少なく、３歳以下では多くの入所希望者がいるような状況であったこと、あわせて考えた場合でも、令和３年４月に待機児童がゼロになると考えればよろしいでしょうか。

教育こども部長　「島本町保育基盤整備加速化方針」における受け入れ定員の拡充につきましては、令和３年度に合計 1,020 人として設定をいたしております。待機児童数をゼロにできるよう、鋭意取り組みを進めているところでございます。

本方針におきましては､歳児別の定員までは設定していないところではございますが、本町における待機児童を解消するためには、今後の本町における保育ニーズの変化を適切に把握・予測し、歳児ごとの定員設定を行うなど、きめ細やかな対応が必要であるものと認識をいたしております。このことから、今後、本町において整備が予定されております各保育施設につきましては、保育ニーズの動向を踏まえた定員設定となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ご答弁、ありがとうございました。着実に、かつ精力的に待機児童ゼロに向けて施設整備等の事業を推進され､目に見えて待機児童を減少させていただいていること、感謝を申し上げます。

今回の質問で、入所予定数をお聞きし、施設開設時点から施設規模の児童がすぐに入所されるのではなく、待機児童のいない年齢層の入所希望者は申し込みが少なくなる傾向にあることを理解いたしました。このことからも、歳児ごとの待機児童数や保育ニー

ズの変化をしっかりとモニターしながら、適切な施設整備、人員配置が必要と考えます。

特に島本町の場合は、いかに１歳～０歳の待機児童を受け入れていく環境を作っていくのか、それが大切だと思います。既存施設で、現状、様々な理由で待機児童を受け入れられない課題の解消はもちろんですが、新規施設では全年齢ごとに同じ保育児童数が受け入れられる施設設計・保育士体制の構築など、既存課題を解決するアプローチを検討、導入する必要があると思います。また、０歳児は年度初、学齢０歳児の１年分の児童が、年度末には当年度生まれの児童も含まれ実質２学年分の児童となり、生後８週から１歳 11 ヵ月 30 日までの児童がいることになりますので、まずは受け入れられる環境を確保いただくとともに、同じ年齢でも発達状況の差の大きい０歳の保育の仕方のご検討もいただきたいと思います。

まずは令和３年４月から、年度を通じて待機児童ゼロを実現するため、しっかりと事業を推進いただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に２問目、「町立幼稚園へ３歳入園を希望する児童」。

この子たちについて、私は待機児童として把握する仕組みがない、隠された待機児童と考えておりますが、この町立幼稚園３歳入園希望者について、お尋ねしたいと思います。

６月の私の一般質問において、０歳から５歳の通園通所において、引っ越しや連携協定以外で園所を変わることがほとんどないことがわかりました。そして、４歳児からはほぼ 100％の方が園所に通われていることもわかりました。このことから、２年保育である幼稚園に通わせたいご家庭では、０歳～３歳まではどこにも通園通所せず、４歳～５歳で町立幼稚園に通われていることが容易に推定できます。町立幼稚園通園希望者は、本年 10 月以降は満３歳児以降の幼児教育・保育無償化が実施されても、町立幼稚園に３歳児の受け皿がないため、幼児教育・保育無償化の恩恵が受けられない状況になってしまうことを訴えさせていただいております。

そこで質問です。来月に幼児教育・保育無償化制度の導入を控えておりますが、町は、この町立幼稚園の状況に対してどのように検討されたのか、お尋ねいたします。

教育こども部長　「町立幼稚園３歳入園希望者について」でございます。

町立第一幼稚園につきましては、現在、４歳児と５歳児の２年保育を実施しているところであり、三島地域４市の状況といたしましては、４市のいずれの公立幼稚園におきましても、本町と同様２年保育を実施されているところでございます。

町立第一幼稚園における３年保育や満３歳児の受け入れの実施にあたりましては、本年度から町立園を１園に集約し入園率が上昇していることや、これまで私立園が３歳児の保育を担ってきた歴史があることなど、施設及び人員をはじめとする様々な背景がございますことから、現時点におきましては、直ちにこれを実施することは困難なものと

認識をいたしております。また、現在、第二幼稚園跡地におきまして開設に向けて事務を進めております幼保連携型認定こども園につきましては、３歳児を含む幼稚園としての利用者 35 人程度の受け入れを予定いたしており、また保育所としての利用者とあわせて、ご指摘のニーズの受け皿の一つとして機能するものと考えております。

いずれにいたしましても、本町における保育ニーズの受け皿といたしましては、公立幼稚園だけでなく、私立の幼稚園や保育園、認定こども園を含む全ての教育・保育施設を想定して検討を進めるべきものと考えており、近隣自治体の動向等も踏まえまして、慎重に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ご答弁、ありがとうございます。近隣市の状況、島本町での３年保育の歴史や、来年 35 名程度の３年保育の幼稚園が整備されること、理解いたしました。また公立にこだわらず、すべての教育・保育施設を想定して検討するとのお考えも理解いたしました。

ただ、いったん施設へ入所すると、ほとんどの方は卒業するまで転園はされませんし、町立幼稚園を選んで入園される方も一定数おられます。３歳からの幼児教育・保育無償化が本年 10 月より実施されますので、町立幼稚園を選ばれる方にも３年保育環境の整備が必要だと考えます。幼稚園への通園希望者は減少傾向が否めませんが、是非とも適切な規模で３年保育実施に向け、ご検討やニーズ調査を進めていただくことをお願いし、本質問を終わります。

３番目の質問です。平成 29 年 12 月議会で一般質問いたしました「新築マンション建設申請時における非常用災害時給水栓の給水槽への設置」について、お尋ねいたします。

新築マンションへの給水槽非常用給水栓の設置促進の結果と、周辺住民を含めた、その給水槽・非常用給水栓を活用するためのルール作りの状況について、お教えください。

上下水道部長　それでは、「新築マンションの給水槽への非常用給水栓の設置」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

平成 29 年 12 月定例会議の一般質問におきまして、ご答弁させていただいております集合住宅等の受水槽への非常用給水栓の設置に関するルール作りにつきましては、平成 30 年４月１日付けで「非常用給水栓の取扱基準」を定め、使用した際の届出方法、管理の方法など、一定の整理を行ったところでございます。あわせて、近隣市町等の状況につきましても情報収集に努めておるところでございますが、受水槽への非常用給水栓の設置につきましては設置者が所有する設備であることから、行政がどのような形で介入できるのかなどの課題があり、ルールの明確化には至っていないと聞き及んでおります。本町水道事業といたしましても、同様の課題があるものと認識しておりますので、引き続き、調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

なお、直近における新築マンションでの設置状況といたしましては、２ヵ所となっております。

以上でございます。

福嶋議員　前回、ご答弁いただいた１万人規模の被害想定をされている断水は、非常用給水栓の供用が行われた場合、どの程度低減されるのか、効果推定されていればお教えください。

上下水道部長　非常用給水栓の設置の効果についてのお尋ねでございます。

今回、現地確認等を行い、町域内の集合住宅等の受水槽への非常用給水栓の設置状況を把握させていただいておりますが、現時点におきまして、非常用給水栓が設置されている受水槽は 11 ヵ所で、有効容量にして約 1,200 ㎥となっております。災害時における１万人規模の断水を想定いたしますと、応急給水活動におきましては、発災後３日間では１日１人当たり３ℓ、発災後４日～７日までは１日１人当たり 20 リッターを目標水量としておりますことから、給水量としては、それぞれ 90 ㎥、800 ㎥を確保することが必要となるものと考えております。

災害時において、受水槽の有効容量からどの程度の水道水を確保することができるのか、具体的な水量を推計することは困難ではございますが、非常用給水栓を設置することによりまして、受水槽内に残った水道水を飲料水として有効利用することが可能となりますことから、発災後の初動対応における応急的な給水拠点として、一定の効果が見込めるものと認識しております。

以上でございます。

福嶋議員　私が住んでるマンションでは、少し前に管理組合が非常用給水栓の設置工事を実施され、昨年の大阪北部地震の折りには水の心配は二の次となり、非常に気持ち的には安心だった経験がございます。

島本町としても、もう一歩踏み出して、自助・共助の観点から既存のマンションにも設置効果をご説明いただき、自助・共助の環境醸成に努められるとより良いと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

上下水道部長　受水槽への非常用給水栓の設置につきましては、集合住宅の事業者や管理組合等におきまして自主的に設置していただいている状況ではございますが、災害時における応急給水の際には、自助・共助の観点からも効果的な設備であると認識しております。本町水道事業といたしましても、仮に、その設置及び供用を促すことができれば、「島本町地域水道ビジョン」に掲げる「いつでも　どこでも　安定した給水」の確保に繋がるものと考えておりますことから、引き続き行政としての関わり方や、非常用給水栓の活用に向けた仕組みづくりなどについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ご答弁、ありがとうございました。

いつ発生するかわからない地震や災害でインフラが止まってしまうこと、役場が機能

不全に陥ってしまうことが頻繁に起きる時代になってきました。また昨年の大阪北部地震では、実際に近隣市で大規模な断水が発生しています。最近では、特に大きな災害発生直後は初動時期の３日間、もしくは５日間は、公助は期待しないでくれ、自助・共助の環境を調えておいてくれ、と言われるようになってきました。

ぜひとも平時の間に、自助・共助に向けた非常用給水栓の設置、供用のメリットの周知・啓発と、仕組みづくりを代表しお願いし、今回の福嶋保雄からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ）　それでは、一般質問をさせていただきます。

「高槻市との広域連携」について。

令和７年、大阪・関西万博が行われます。高槻市との観光振興に向けて、どのように積極的に取り組んでいくのか。また、これまで高槻市との広域連携の取り組みの経過について、お訊きいたします。

都市創造部長　それでは、岡田議員の一般質問「高槻市との広域連携について」のうち、観光連携協定について、ご答弁させていただきます。

本年２月に締結いたしました「高槻市・島本町の観光振興に関する連携協定」に基づき、現在、観光に関する取り組みを進めているところでございます。当初より取り組みやすいものとして、両市町の観光案内パンフレットを互いの公共施設や人の多く集まる場所などに配架していく取り組みについては、すでに実施しており、サントリー山崎蒸溜所にも高槻市のパンフレットを配架していただいたところでございます。

今後の取り組みといたしまして、今月７日にはＪＲ大阪駅で、同 23 日には京都駅で開催されます「まるごと高槻」という高槻市主催のイベントに、本町も参加することとしております。当日は、観光の取り組みについてのパネルディスカッションに、高槻市長とともに山田町長も出席し、島本町の魅力などについてＰＲをさせていただく予定でございます。その他の取り組みといたしまして、高槻市が実施されているまちの魅力を体験できる観光プログラム「オープンたかつき」において、これまでは高槻市内における企画となっておりましたが、この秋には、島本町の観光資源であるサントリー山崎蒸溜所の工場見学や、高槻市から島本町までを歩くハイキングなどが企画されるなど、高槻市との観光連携の取り組みについて、順次進めているところでございます。

今後、大阪万博など多くの方が訪れる機会が増える中、他の観光振興事業での連携につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　続きまして、「これまでの高槻市との広域連携の取り組み経過」について、ご答弁申し上げます。

平成13年９月に高槻市・島本町広域行政勉強会を設置し、平成23年に勉強会の中間報告を取りまとめました。その後、平成25年には、本町から高槻市に旅券発給事務にかかる事務の検討を申し入れ、勉強会において協議検討し、平成27年１月より旅券発給事務にかかる窓口対応業務の事務委託が実現いたしました。さらに平成27年には、東上牧に立地する島本町衛生化学処理場の周辺住民の方からの施設撤去の要望や、効率的・効果的な行政体制の構築が求められる中、本町から高槻市にし尿処理の事務委託の再協議について申し入れ、勉強会において協議検討し、平成29年４月から、し尿処理の事務委託が実現いたしました。直近では、先ほどご答弁させていただきましたように、本年２月に、より効果的な観光振興施策を実現していくため、「観光振興に関する連携協定」を締結をいたしました。

このように、高槻市及び関係者の皆様のご理解とご尽力を経て、様々な面で連携をさせていただいているところでございます。また先般、広域連携のさらなる推進に向け、行政の様々な分野において意見交換を行っていきたい旨の申し出をさせていただいており、今後も様々な行政課題について議論を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　「オープンたかつき」において、高槻市と観光連携の取り組みを進められていること、素晴らしい取り組みであると思います。

日本史の大舞台となった天王山の麓、三川が合流する自然環境、これも素晴らしい島本の魅力だと思います。歩くハイキングの中で、若山神社から見る三川合流は難しいのでしょうか。

都市創造部長　現在、「オープンたかつき」において企画されているメニューの中に、高槻市安満遺跡公園から若山神社へハイキングするコースが予定されていることから、その中で天王山の山麓や三川合流を望むことができるものと考えております。

以上でございます。

岡田議員　少子高齢化の進行や公共施設の老朽化の対応、また待機児童解消への対応、今後、ますます厳しい行財政運営が見込まれ、高槻市、島本町においても共通の課題を抱えていることだと思います。

特に島本町は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が30年度101.7%、担当者にお訊きしますと、100%以上が数年間は続くと聞いております。新庁舎も建設未定とのこと。小さな町が今後生き残ることは、難しくなってくるのではないでしょうか。だからこそ、広域連携の推進は事務事業のさらなる効率化を図る有効な手法の一つであり、大切であると思います。

そこで、総務部長にお訊きしたいと思いますが、町財政の状況はいかがでしょうか。

総務部長　それでは財政状況について、お答えいたします。

本町の財政状況につきましては、昨日の議員全員協議会において配付し、ご説明させ

ていただきました「普通会計中期財政収支見通し」のとおり、経常収支比率は 100％を超えた状況が続き、基金残高は年々減少を続ける一方、町債残高は年々上昇する状況となっております。また社会保障関係費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策、「保育基盤整備加速化方針」に基づく子育て関係整備及び第三小学校Ａ棟の建て替えなどに多くの財源を必要とすることから、本町の行財政運営を取り巻く状況は一層厳しいものとなることが見込まれております。

このような状況の中、この時期に新庁舎の建設を進めることは、今後の財政運営に著しい支障を及ぼすこととなるため、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を先送りすることもやむなしとの判断をさせていただいたところでございます。

今後、安定的かつ継続的な行財政サービスの提供に努めていくためには、ご指摘をいただいております広域連携の推進をはじめ施策の見直しや建設事業費の見直しなど、引き続き進めてまいるとともに、事業の実施にあたりましては、国費などの特定財源の確保や交付税措置のある町債を活用するなど、歳入歳出両面からの行財政改革を進め、財政健全化に向けた取り組みに努める必要があると考えております。

以上でございます。

岡田議員　昨日の全員協議会で「普通会計中期財政収支見通し」をいただきました。「保育緊急事態宣言」後、「保育基盤整備加速化方針」に基づいて、第三小学校Ａ棟の建て替えをはじめ急激に整備が予定されております。私は昨日の協議会におきまして、島本町はここ数年、計画性がない仕事をしているのではないかと言わせていただきました。

議員は住民の代表で、ここに立たせていただいております。しっかりと財政のチェックをする、これが大きな目的だと私は思っております。その責任を感ずるからこそ、厳しく言わせていただきました。

新庁舎建設を先送りにされました。町長にお尋ねいたします。町長、このような 100 を超える経常収支比率、何年間も続くこの状態、５年後には取り崩す基金もなくなってしまう。このような状態の島本町です。財政非常事態宣言を発表されて当然ではないか、私はそのように思っております。そして、町長は今後、再建問題、また改革をどのように取り組むのか、しっかりと住民に伝えるべきではないでしょうか。そして、住民に対して理解をしていただき、協力をしていただくためにも、財政非常事態宣言をしっかりと発表する。このことに尽きると思いますが、町長、いかがでございましょうか。

山田町長　昨日、議員全員協議会で今後の財政収支見通しということで、令和５年までのものをお示しさせていただきました。あのお示しさせていただいた中には、庁舎を含めてやった場合に令和５年度には財政調整基金が足りなくなる、赤字になってしまうというようなことでございます。

財政に対する緊急事態宣言ということでございますけれども、もちろん、住民の皆様

にはしっかりと現在の財政状況もお伝えをしながら、今後、どういうふうな取り組みをしていくかということは、行政としてしっかりとお示ししていく必要がございます。また議員の皆様とも、どういったところに優先的に予算をかけていくのかといったところも協議をしていく必要があるというふうに思っておりますので、直ちに財政に関する緊急事態宣言が、今すぐ出すかということに関しましては、ちょっと考えさせていただきたいと思いますけれども、今後の方針といたしましては、しっかりと行財政改革をさらに進めていき、お示しした「財政収支見通し」のようにならないように、我々としてもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　町長の気持ち、わかりました。しっかりと考えていただき、「保育緊急事態宣言」を周りの部長から注意されながら独断で出されたという経緯もございますので、しっかりと周りの部長とも相談をしていただきながら、ぜひ、よろしくお願いいたします。

このような財政状況ですので、私は小さな町が生き残るためには、広域連携を進めていくのは大事であると、そのように思っております。今年の２月に観光振興に関する連携協定を締結した後に、島本町は行政の様々な分野において意見交換を行っていきたいとの申し入れを高槻市にされていらっしゃいました。要請内容を具体的に教えていただけますか。

総合政策部長　申し入れにつきましては、本年６月 10 日に総合政策部長の私と次長、そして政策企画課長の３人で高槻市を訪問し、申し入れを行いました。具体の申し入れ内容につきましては、消防業務やごみ処理、文化財調査、高槻市と島本町の境界付近でのまちづくりなどについて、広域連携に向けた意見交換を行っていきたい旨、申し入れたものでございます。

岡田議員　ごめんなさい、その市からの返答はございますか。

総合政策部長　申し入れをさせていただいた内容のうち、消防業務や文化財に関する業務から、まずは意見交換を進めていければという趣旨の見解がございました。

以上でございます。

岡田議員　私は、し尿処理の事務委託が実現いたしまして、その後、観光振興に関する協定が結ばれました。そして、その後、広域連携をどう切り拓くのか、実のところ大変心配をしておりました。今回の高槻市に申し入れをされた、私は、総合政策部長、ほんとに感謝をいたしております。この広域連携というのは、なかなか相手との信頼関係があって、この壁は難しいものだと思っております。でも、この中におきまして、やはり島本町という、この１年で行動を起こしてくださったこと、このことはほんとに感謝をいたしております。今後とも引き続いて、よろしくお願いしたいと思っております。

次の質問ですが、高槻市は高槻・島本間の新駅設置を予定されていらっしゃいますが、市・町の境界付近のまちづくりを検討要望されていることは大変評価したいと思います

が、道路事情も含めまして、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総合政策部長　高槻市の檜尾川から東地域につきましては、近年、複数の道路整備が進められ、交通環境が大きく変化しているほか、新駅の設置と新たな市街地形成の可能性についても高槻市では検討されていると聞き及んでおります。一方、本町の図書館には、現在、高槻市上牧周辺地域からも多数の広域利用がございます。

こうしたことからも、今後、両市町の境界付近における公共施設の共同利用や、道路整備における連携なども含めた意見交換ができればということを考えているところではございますが、まずは、先ほどご答弁申し上げました消防業務や文化財に関する業務から意見交換を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　広域連携も、効果が期待できる消防業務や文化財に関する業務から意見交換を進められているようですが、私は素直に言って、清掃工場については大変難しいと思っております。平成13年9月、高槻市・島本町広域行政勉強会を設置するにあたり、島本町は高槻市に「合併の議論を含め協議、検討する」という要望書を提出されています。内容が、もし生きているのであれば、高槻市の議会は簡単に受け入れられる状況にはならないと思います。

清掃工場は、第6次行財政改革プラン案の中で、広域連携項目の対象の一つにあげられており、また議会におきましては、町の担当者は「清掃工場は広域化の目途が立つまで、延命化を図りながら」と答弁されていますが、私は当初、平成28年、包括運営導入を予定されていらっしゃったとおり、実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　清掃工場の包括運営委託について、でございます。

清掃工場の包括運営委託の導入につきましては、平成26年度に有識者4名による島本町清掃工場包括運営検討委員会において検討をいたしております。本委員会では、「包括運営委託を導入するのが望ましいものの、導入にあたっては、他事例も導入前に必要な施設整備を行っていることから、施設の整備の実施時期や範囲を早急に決定する必要がある。また、施設整備の実施や範囲の決定に際しては、精密機能検査等の実施や、清掃工場の維持管理業者等と協議を行い、施設の状態を把握する必要がある。」と、提言を受けております。

これを受け、平成27年度及び平成30年度に清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、精密機能検査を実施いたしました。検査の結果、施設の整備状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができているものの老朽化している箇所があることから、本検査結果や毎年の保守点検結果なども踏まえながら、予算との整合性を図り、順次施設整備を行っているところでございます。

なお、包括運営委託の導入前には、同時期に大規模な施設整備を行うことが、財政的

にも効率的であるとされております。このようなことから、包括運営委託の検討につきましては、必要な施設整備が一定終了もしくは目途がついた段階で、導入の判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　都市創造部長に、再度お尋ねをいたしますが、包括運営導入は目標期間の設定が 10 年ということになっておりますが、この途中で高槻市に委託できる状況になっても、対応できるようにされるということは可能なんでしょうか。

都市創造部長　包括運営を行う場合、契約期間中の中途解約に関し、契約条項に付記することは可能であると考えております。しかしながら、請負事業者としては、中途解約の可能性がある場合には、そのリスクを踏まえ、事業費を高く見積もられるものと考えられるため、財政的にも、また施設の安定運営の観点でも、包括運営委託を導入するメリットが低くなるおそれがあると考えております。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。確かにそうですよね、10 年という目標設定を、例えば半分の５年にする場合は、もちろんメリットがないというのか、相当苦しい状態になると思います。ですからこそ、やはり高槻市とそのような事務委託ができる状況になっても、最後まで 10 年間は包括運営をやっていかなければ､やはりその分だけはメリットがかかってくるんではないかなというふうに感じております。確かに、部長の言われるとおりだと思います。

最後になりますが、総合政策部長に質問いたします、要望もかねてです。具体的に議論するテーマを、まだ決定されていらっしゃらないかもわかりませんし、すでに決定に入っていらっしゃるかと思いますが、今現在は、意見交換という形でされているようで、中身が議会としても見えてこないというのか、わからない状況になっておりますので、できましたら、勉強会という形に格上げをしていただきまして、見える形で取り組んでいただければありがたいかなと思います。この勉強会の内容というのは、住民はもちろん議会にも報告をしていただき、その内容がわかるような形で、ぜひ勉強会に格上げをしていただきたいということを要望させていただきたいのですが、今後、そのような勉強会に格上げできる可能性はあるのでしょうか。

総合政策部長　先ほどご答弁申し上げましたように、今は消防業務や文化財に関する業務から意見交換を進めていこうということで、高槻市さんとはお話をさせていただいております。ただ、相手があることでございますので、島本町から一方的に勉強会ということもなかなかできない状況もあります。従いまして、今後、進めていきます意見交換の中で、その実現の可能性が高くなってくれば、正式に勉強会に格上げをして議論していくということは、当然、やっていく必要があるというふうに考えておりますので、今後、高槻市との信頼関係を継続しつつ、一つでも実現できるように努力をしていきたいとい

うふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田議員　ぜひ、よろしくお願いいたします。やはり勉強会という形のほうが、私たち議員もよくわかるんじゃないかと思いますので、ぜひその点、よろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

村上議長　以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 01 分～午後２時 10 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ）　日本共産党・河野恵子です。2018 年度決算議会の、初日の一般質問に取り組ませていただきます。大きく三つの質問を提出させていただいておりますけれども、順序をちょっと変更いたしまして、２、３、１の順で行わせていただきますので、ご了承願います。

では、２点目の①点目です。「ＪＲ島本駅西地区都市計画は環境アセスメント及び町財政支出面の見直し」を求めて、質問をいたします。

①点目です。ＪＲ島本駅西地区都市計画、住宅建設、駅前広場整備を主とした開発について、最小限の範囲においてでも、環境アセスメントの実施が適切であると私は考えておりますが、町長の見解を伺います。まず、①点目から、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長　それでは、河野議員の一般質問のうち、「ＪＲ島本駅西地区」に関するご質問にご答弁させていただきます。

まず①点目、「環境アセスメントについて」でございます。

環境影響評価制度、いわゆる「環境アセスメント」は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以降に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。

ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては､その範囲が約 13ha であり、本町域も対象となる「大阪府環境影響評価条例施行規則」に規定される対象要件である 50ha に満たないため、実施対象外となるものでございます。

なお、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対し、地区内外の環境保全について十分な配慮をお願いするとともに、町が各種の事務事業を行ううえで生物多様性のあり方に配慮すべき事項を定めた「生物多様性保全・創出ガイドライン」に記載する内容を踏まえていただくよう、要望しているところでございます。

以上でございます。

河野議員　今のご答弁に対して、ちょっと再質問をさせていただきます。

この件については、かねてから他の会派や議員の方が長年かけて求めてきたものであ

りますので、いよいよ、この西地区にあたっては一番ふさわしいというか、必要不可欠な取り組みだと、私もその質問を聞きながら感じていたわけであります。

今、「生物多様性保全・創出ガイドライン」、あるいはその他の環境に配慮した取り組み、どういった項目、内容の要望を想定されて、実際には要望を行っておられるのでしょうか。内容を、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長　「生物多様性保全・創出ガイドライン」では、町内の生物多様性の特性や、町の考え方、配慮事項を記載しております。配慮事項につきましては、緑地の保全・創出や各種基盤整備等で配慮すべき施工方法例などがあり、例えば緑道整備の際の植樹は外来種を避け、在来種を使用することなどがあげられます。なお、ガイドラインに関する具体的な取り組み内容につきましては、事業者が自主的に検討するものではございますが、本町といたしましても、可能な限り取り組んでいただけるよう協議してまいりたいと考えております。

また、その他の取り組みにつきましては、現時点で要望を行う事項はございませんが、今後とも事業者と、事業の進捗に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　本来は、この土地区画整理準備組合の地権者の方々というのは、長年、この地域の生物多様性も含めた景観保全をされてこられたわけで、経費や、費用の面をいったん外せば、本来はこういった取り組みが必要であると、たぶん一番わかっておられる、必要と思っておられる方々だと思いますので、その点は粘り強く交渉していただきたいと思いますし、島本町で言いますと、例えばＪＲ島本駅、新駅設置の際に、線路が一定、青葉三丁目のほうに振れるという設計になったために、騒音測定の要望が周辺地域、管理組合、自治会等から強い要望が出され、ＪＲ西日本において騒音測定を実施され、今、防音壁を造っておられるという、そういった経過も経験をしております。

また、最近の高層マンションにおいても、これは開発指導要綱で言う地域の説明会において、これは私が聞き及んでいる範囲ということになりますが、周辺の住民の方々から、あるいは管理組合、自治会等の団体から、やはり鉄道騒音の反響音ということを憂慮されて、騒音測定を開発事業者に求めておられ、一定、実施をされたというふうにも聞き及んでおります。

そういったことで、各周辺地域の住民の英知によって、今までそういうものを企業、団体から引き出してこられたという経過もありますので、一つの項目だけでも結構です。今、私の手元にはお隣高槻市の環境影響評価、相当たくさんのことをやっておられますが、本当に分厚い資料、環境影響評価準備書とかございますけども、中には、先ほど大阪府の条例には照らし合わない狭い範囲、あるいは少ない期間で、環境影響評価の簡易版というようなものをやっておられるということも聞き及んでおります。

いろいろ、そういった点では十分に高槻市さんからの経験なども学んでいただいて、

取り組んでいただくことを強く求めて、次の②問目に移ります。

ＪＲ島本駅西地区都市計画で、山田町長の７月 31 日の都市計画審議会への付議案件では、地区計画の高さ制限は住民の意見が反映されていないと思っております。及び私・河野がかつて議会本会議の一般質問等で、高さ問題の解決の一助として、駅前広場は町施行でと求めてまいりました。この思いには相反する形となった議案が付議されました。そして、最終的には都市計画審議会の答申においても、この高さ制限が１ｍから 10ｍたりとも強める修正や見直しには至らなかったということは、私個人としては大変残念に思っております。このままの高さで推移され、周辺既存住民の景観を損なうような制限のままで、島本町が都市計画を推進するということは、この時点においても容認できないという態度表明をさせていただきます。

さらに、島本町財政上、根幹となる役場庁舎の基本計画の大幅見直しを余儀なくされる論議が、前の６月議会一般会計補正予算の議員の質疑で巻き起こっており、そして先ほど何人もの議員の方がおっしゃった、昨日、議員全員協議会でも、この見送る方向性について町長が示しておられますが、この事態を前にして、私・河野としましては、もう駅前広場への島本町の関与及び公金支出等の協議は当然撤回または凍結するべしと、主張を変えざるを得ません。あくまで住民福祉の維持向上の行政と、防災の拠点となる役場の耐震化が最優先であり、駅前広場の町施行等の協議は、役場庁舎建設後においても財政上可能となった範囲で検討するまでとすべしで、その点についての山田町長の見解を伺います。

三つ目です。NEXCO 西日本、当時、日本道路公団との協定による「寄附金（補償金）」の補助金につきまして、2018 年９月の私・河野の一般質問で、タケノコ山の地権者のご苦労など振り返り作業をするとともに、寄附金本来の使われ方の確認作業をして欲しい、と求めております。その後の島本町としての本件に関わるＪＲ島本駅西地区開発への本寄附金の使途の可能性も含めて、タケノコ山・山の地権者等の協議や検討経過はいかがでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長　続きまして、「駅前広場への町の関与や公金支出などの協議」についてのご質問でございます。

これまでもご説明いたしておりますとおり、町が実施を検討している当該土地区画整理事業の関連工事は、下水道の地区幹線整備、土地区画整理事業区域外の排水のための既存水路の改修及び付替え、土地区画整理事業区域外の道路整備といった、防災機能の向上や環境保全の推進を図るために必要な工事としております。

ご指摘の「駅前広場の町施行等の協議」につきましては、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合において土地区画整理事業の範囲内で整備を計画されていることから、現時点におきましては、本町においての施行または当該工事への財政的な支援は予定しておりません。

続きまして、「旧道路公団負担金」について、ご答弁申し上げます。

当該負担金につきましては、平成10年３月31日付けで締結しております「名神高速道路改築に係る流末水路の整備に関する協定書」に基づき、名神高速道路より下流域にある流末水路の整備にかかる費用負担として収入したものでございます。

なお、昨年の一般質問でもご答弁申し上げておりますとおり、過去に、名神拡幅工事により地下水が変動しタケノコの生育に影響があったとして、地権者等から要望をいただいておりましたが、旧道路公団において詳細な調査を行い、複数の専門家の意見を踏まえて慎重に協議検討された結果、タケノコの生育と工事との因果関係は認められないとの最終的な見解が示されております。

本町といたしましては、当該負担金の活用については、今後も、協定書の目的に沿った水路改修のために、適切に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　駅前広場に対して、島本町の施行または当該工事への財政的な支援は予定しないというのは、以前から、この態度を貫いておられて、そのうえで河野が公共工事、公共事業として国・府の支出を求めながら町施行でやれないのかということを申し上げてたので、島本町としては現状維持で変わりなしということでありますが、私の態度としては、先ほどの質問どおりということで、ご理解いただきたいと思います。

さらに今、③点目で質問いたしましたNEXCO西日本の寄附金についてですが、今、②問目の答弁で、既存水路の改修及び付け替えなどおっしゃっておられますが、この既存水路というのは、その水路名が把握されておられる範囲で結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長　西側エリアにおける水路の付け替え工事等についてのご質問でございます。水路の付け替えについてでございますが、まず、水路名につきましては津梅原水路及び柳原水路でございます。

以上でございます。

河野議員　今、ご答弁いただいた津梅原水路は、先ほどのNEXCO西日本の寄附金（補償金）の対象水路の中に含まれているというふうに私は認知しておりますので、これは西地区の開発の際の水路整備において、先ほどの補償金の相当額が財源として用いられるのではないかなというふうに、これは私の推察でありますし、今回は別に答弁は求めません。財政収支に関しては、また決算議会や後日の場でやっていきたいと思っております。

その点について答弁は求めませんが、引き続き、これらの補償金についての歴史的な経過、そういったものを改めて都市創造部のほうでは、当時、関わっておられた管理職はもうほとんどおられないということですので、私も含めて国土交通省に二度参りましたし、日本道路公団にも参りました。結果としては因果関係なしということで、未だ、やはりタケノコ山の地権者のご苦労は続いております。

そのことを申し上げまして、次の質問に移ります。

２点目です。「保育基盤整備加速化方針」の保育需要等の精査を求めて、質問を行います。

①点目です。第四保育所建て替え工事着工及び跡地の民間法人募集の時期、スケジュールについて、伺います。

②点目です。「加速化方針」による保育所整備計画の保育需要について、ここにはＪＲ島本駅西地区開発による人口増を加味されていますが、当該保育施設の立地は、あくまで第四保育所跡地までとされたもので、当該開発エリア――これはＪＲ島本駅西地区開発を指します――内には、今のところ予定はありません。当該開発エリアで新たに生じる就学前教育・保育及び学童保育室、小学校の対象児童生徒の増加数は、どのように見込んでおられますか。答弁を求めます。

教育こども部長　それでは、「『保育基盤整備加速化方針』の保育需要等の精査を求める」について、ご答弁申し上げます。

まず、「第四保育所建て替え工事着工及び跡地の民間法人募集の時期・スケジュールについて」でございます。

第四保育所の役場前駐車場への移転新築につきましては、現在、実施設計を進めており、12 月定例会議におきまして建設工事にかかる補正予算案を提案したいと考えております。その後、同予算をご可決いただけましたら、一般競争入札を実施した後、工事請負契約の締結にかかる議案を上程させていただきたいと考えております。

また、第四保育所跡地における認定こども園整備につきましては、現在、解体工事にかかる事務を進めており、本定例会議に解体工事費用にかかる補正予算案を提案させていただいているところでございます。同予算をご可決いただけましたら、一般競争入札を実施した後、12 月定例会議におきまして、工事請負契約の締結にかかる議案を上程させていただきたいと考えております。

また、事業者の募集事務につきましては、９月中に実施を予定しております第四保育所跡地の認定こども園整備・運営事業者の募集に対しての意見募集や、子ども・子育て会議における意見などを踏まえまして、最終的な募集要項を作成いたしまして、事業者募集を行ってまいりたいと考えております。

次に、「ＪＲ島本駅西地区開発エリアで新たに生じる就学前教育・保育及び学童保育室、小学校の対象児童生徒の増加数について」でございます。

平成 30 年 12 月に都市創造部において取りまとめてお示しした資料、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに係る代表的なご意見に対する町の考え方」の中で、一定条件のもとで推計した見込み人数を記載をいたしております。その推計人数で申し上げますと、当該地区における想定人口は 1,250 人、1,750 人、2,250 人の３パターンを想定しておりますが、1,250 人と仮定した場合、保育所入所児童数及び学童保育室入室児童数は、平成

30 年４月時の実数とピーク時とを比較いたしますと、保育所入所児童数は 81 人、学童保育室入室児童数は 45 人の増加を見込んでおります。また小学校児童数は、平成 30 年５月時の実数とピーク時を比較いたしますと、118 人の増加を見込んでおります。また 2,250 人と仮定した場合、保育所入所児童数及び学童保育室入室児童数は、平成 30 年４月時の実数とピーク時とを比較いたしますと、保育所入所児童数は 148 人、学童保育室入室児童数は 93 人の増加を見込んでおります。また小学校児童数は、平成 30 年５月時の実数とピーク時とを比較いたしますと、310 人の増加を見込んでいるところでございます。

なお、幼稚園の入園児童数の増加につきましては、試算は行っておりません。

いずれにいたしましても、児童数増加のピーク時の対応については、適宜、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　続いて、③点目で申し上げます。

「加速化方針」には含まれてはおりませんが、ＪＲ島本駅西地区開発エリア内での保育所整備について、昨今、無償化の対象とされる一方で、島本町では「子ども・子育て事業計画」の管轄外と現在なっている認可外保育所、あるいは企業主導型保育所などの運営主体の参入の可能性は視野に入れたものなのでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長　ＪＲ島本駅西地区開発エリア内での保育所整備について、「認可外・企業主導型などの運営主体の参入の可能性も視野に入れたものなのか」について、でございます。

当該地区における保育環境の充実につきましては、令和元年６月４日付け島本町長名でＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合理事長に対し発出した文書において協議をお願いしたところであり、現時点では、具体的な内容は決定をいたしておりません。

以上でございます。

河野議員　今の部長から紹介のありました、町長名での土地区画整理準備組合に提出された保育所整備の項目も含めた要望書、要望書の中では６点目に示されておられます。この整備については、町長の意向としては、これが認可保育所整備であれば別なんですが、認可外保育所等への公金支出を約束するというものなのでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長　再度のお尋ねでございますが、本町の人口推計等に基づく保育需要の推移につきましては、当該地区のみならず、ほかの住宅建設や入居率の動向、また幼児教育・保育無償化の影響など、多くの不確定要素がございますことから、これを正確に予測することが困難なところでございますが、本町におけるこれまでの待機児童問題の状況を踏まえますと、未だ予断を許さないものと認識をいたしておりますので、今現時点、この「加速化方針」を進めていきたいと考えております。

一方、当該地区における保育施設について、認可外も含まれているのかということに

つきましては、今現在では、先ほども申しましたように具体的な内容は決定しておりません。保育所だけを想定しているのではなく、保育所をはじめ様々な種別の選択肢が考えられるところであり、今後、協議を進める中で望ましい形につきまして検討を図るなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　今、ご答弁で西側開発や、島本駅西地区の開発によって、「加速化方針」の保育所部分、就学前教育・保育の部分は一定推計をされ、今、基盤整備を進めていただいているところです。この点の見通しというものについては、この 20 年間の中で私から見れば、精度を高く想定をされて事業推進にあたっていただいていると。かつての第二保育所民営化のときなどは、いずれ子どもは減りますというような、ほんとに 10 年経ったら笑われるような、そういった推計が出た時期もありました。そこが大きく誤った一番の原因ではあると思ってますが、今日はそのことはもう、これ以上踏み込みません。

ただし、先ほどおっしゃった中ですごく気になる数字が、学童保育室と小学校児童生徒の増加です。最少の人数を取ったとしても、学童保育室は 45 人、そして小学生は 118 人。最大を取ったら、学童保育室が 93 人、そして小学校児童生徒は 310 人、増加するということです。現時点で、この校区とされる第三小学校は、事務事業成果報告書を拝見しますと、今の児童生徒数で去年度、５月１日付けで 560 人というふうに拝見しておりますので、ここに 310 人が加わるというのは、到底、今の学校施設、校舎では間に合うはずがない。しかし、この児童生徒数が増えた段階では、今の耐震化に用いているプレハブは、もう撤去されているというふうに、私は建設関係は専門ではありませんが、容易に想像できます。

そういう意味では、町長におかれては、先ほどの西側の質問にかぶりますけれども、やはり一定の高さ制限をして、この人口急増の一定の抑制を図るということも、計画的なまちづくり、財政運営に必要ではないかというふうに感じております。学校施設の校舎増築にどれぐらいのお金がかかるかというのは、たぶん教育長もよくご存じだと思いますし、そこで将来的に財政が落ち着く頃に、この小学校児童生徒の増加が重なるということを考えたときに、財政が安定するというふうには、到底、私は考えられないと。これは私の考えです。

その点では、いろんな、あとの質問にも関わりますが、私自身が初めから申し上げてました第四保育所の建て替えについては、今の役場駐車場跡地での建設は踏みとどまるべきだ。もう、これが最後のチャンスだと思って言わせていただきます。踏みとどまるべきであり、この役場駐車場については、後刻の役場庁舎の建て替えの際の、工事車両の駐車場の敷地として使う。16 日からパブリックコメントをされると聞いておりますが、今の第四保育所の跡地にこそ公立保育所を建設する。それはもちろん、今の 150 人の定員を含む。この 150 人は、先ほど言われた西地区の最少の人口増がプラス 81 人、保

育所が増えると言っておられますので、役場庁舎の 90 人を省いたとしても、150、160 にするのか、一時的に余裕を持った部屋を作っておくのか。そういうことも含めて、役場庁舎前をやめても、まかなえる人数であると考えております。

なお、あそこの第四保育所は建設当時、障がい児保育を行うための専門的な療育施設も、公立としては非常に珍しい形で設置をされています。もちろん、この点についてはパブリックコメントを通じて、あるいはこの議会においての議員の議論を通じて、お決めになることだとは思っておりますが、現場教職員、保育士、保護者、ＰＴＡの意見聴取は必須であります。

現地建て替えにし、そこに療育相談の障がい児保育の機能も有する。及び教育センター、この耐震化も大きな課題となっておりますが、役場庁舎の耐震化の計画の中には、おおよそ教育センターも耐震化の間か、あるいは耐震をせずに包含するのかわかりませんが、教育センターのスペースも一定視野に入れておられると、かつての議論であったことは記憶しております。この教育センタースペースは、第四保育所の余裕を持った園舎の中で一部施設を確保され、もちろん入り口は別に取るということで、独立した形で町の教育センターの耐震の課題も解決をし、その分、役場庁舎の施設の中の教育センターのスペースの部分は面積を減らすということで、最少の支出、最大の効果。そして、下手に今、公有地を手放す時期ではないということを考えております。

その点について、これは即答は難しいと思っておりますが、大いに議論していただいて、踏みとどまるのであれば、役場庁舎ではなく、この「加速化方針」の中の保育需要について精査をし、第四保育所の跡地に建て替えることによって、第四保育所の保護者が一番安心するやり方。今のふれあいセンターでのご苦労が報われる。安心されるやり方であり、ふれあいセンターの各団体の方々も今、ご苦労されています。図書館などは、もうトイレが使えない状態と聞いております。４階から３階まで降りて、あれだけの利用者が毎日トイレに行かれるというご不自由も聞いておりますので、そういった我慢を強いるに応えるやり方ではないか。最終的には、皆さんが満足できるやり方ではないかというふうに考えております。

一気に申し上げましたが、現時点で答えられる範囲で結構です。答弁を求めます。

教育こども部長　まず、第三小学校の児童数でございますが、本年５月１日現在で言いますと、341 人ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、第四保育所の役場前駐車場への移転新築につきましては、「島本町保育基盤整備加速化方針」にお示ししたとおりでございます。本方針につきましては、昨年６月の大阪北部地震の発災を受け、これまで推進してまいりました施設整備と第四保育所の耐震対応、今後の本町における人口推移の展望などを総合的に勘案し、待機児童解消に向けた具体策を早期に進めていく方向性をお示しするべく策定したものでございます。

当該方針の策定にあたり、「保育緊急事態宣言」とともに、町議会議員の皆様にご報

告、ご説明をし、その後、各施策の推進のため必要な予算措置の際にも、その都度、内容について町議会においてご議論、ご可決を賜り、現在、施設整備に向け取り組みを進めているところでございます。

現在、すでに取り組んでいる事項に関し、改めて住民の皆さんへの、現在、説明会等は考えておりませんが、現状の進捗状況などについては、また改めてご報告するような形は考えていきたいと考えております。現在、第四保育所に在籍されている児童の保護者の皆様、これまで２回にわたり、方針の内容や、具体的な耐震対応について、ご説明させていただいております。また、今後、保育所等のご利用を希望・検討される方々に対しましては、教育こども部の子育て支援課の窓口において、適宜ご説明をさせていただいて、ご理解をいただけるよう重ねてお願いを申し上げているところでございます。

また、移転新築後の第四保育所につきましては、入所児童の保育環境に十分配慮した設計としたいと考えておりますし、本町の置かれている財政状況を踏まえ、できる限り総工費を抑制する必要があるものと考えております。これまで第四保育所におきまして培ってまいりました障害児保育にかかる取り組みにつきましては、同施設への配置に限定することなく、本町全体の取り組みとして推進してまいりたい。

また、教育センターについては、ご指摘があったように未耐震でございますので、これについては既存の施設等を活用して、機能を対応していけるように検討しているところでございます。

以上でございます。

河野議員　ちょっと前後いたしましたが、そうは言いましても第三小学校の、先ほどの西側地区、児童生徒数が――私、先ほど児童生徒数間違っておりましたが、そうであれば、なおさら２倍ぐらいに増えるということになるのかなと思いますので、その点については、小学校は義務教育ですので、待機児童ということにはなりません。必ず義務教育として、義務を果たさなければならない。その点については、早晩、これが発生するということについて、教育こども部はすでに財政課とそういった議論はされているのか、課題の共有はできているのか、大体いつ頃かということも想定できているのか。答弁を求めます。

教育こども部長　西側開発に伴いまして、第三小学校の児童数増加についての対応でございますが、今後、ＪＲ島本駅西側開発に伴いまして、同地区における児童数が増加した場合は、現在の利用している教室の用途変更や校区変更などの方法、それでかなわない場合は学童保育室を校舎外へ整備するなどの対応も必要になってくるかも知れません。いずれにいたしましても、小学校は義務教育施設、先ほど議員おっしゃったとおりでございますので、必ず受け入れる必要がありますので、適宜柔軟に対応する必要があるものと考えております。

なお、本考え方については、当然、財政部局とも協議をいたしております。

以上でございます。

河野議員　そしたら次の、最後の質問に移ります。今までの二つの質問とも大いに関連しますので、よろしくお願いいたします。

「役場庁舎耐震化論議　たらい回しはやめよう！」。

私は、役場庁舎耐震化について、今後、早晩、基本設計業務の段階へと進むものと現時点で認識しています――これは８月 23 日の時点の通告書ですので、昨日、９月２日に議員全員協議会において、町長、関係部局より先送りの必要性があるということを「財政収支見通し」を示されてやっておりますので、タイムラグが生じておりますが、通告どおり、読ませていただきます。

一方で、当初の予定どおり島本町が事務執行できたとしても、大阪万博誘致などに伴い、建設事業や府内のインフラ整備等が集中することが想定される昨今、他市町村でも役場建て替え事業が同時に進行する状況のもとで、国の緊急役場保全事業の有利な起債の歳入採択の時期を外さず推進することができるのかが喫緊の課題と捉えております。さらに、入札事務において執行時期や競争性を担保し、入るを量り出るを制する事業となるよう進める必要があります。

一日たりとも無駄にできない環境に置かれた中で、私たち議会、役場とも、本事業に集中する必要性を感じております。今後の事業予算の精査及び国・府の補助、有効な財源確保と活用などについて、島本町のスケジュール、補正予算提案など、議会日程との関連をお示しください。

②点目も続きます。一方で、他市の例のように入札不調により工期等が遅延する、内容の見直しを迫られることなどを想定したリスク管理が求められます。結果として、国の財源確保が困難になるおそれも多分にある事業。島本町として、基本設計・実施設計のリミットはどうお考えでしょうか。

その点、一般的な起債や島本町単費の支出、基金の取り崩しということも想定内に置かなければならないと考えております。山田町長の見解を求めます。

村上議長　時間に気をつけてください。

総務部長　それでは、ご答弁申し上げます。「役場庁舎耐震化のスケジュール及び事業が遅れた場合のリスク管理等について」でございます。

役場庁舎耐震化につきましては、平成 30 年４月に「島本町役場庁舎耐震化方針」を策定し、現役場庁舎敷地内で建て替えにて対応することとし、事務を進めてまいりました。本年６月には「島本町新庁舎建設基本計画」を策定し、新庁舎建設にあたっての基本理念及び基本方針を定めるとともに、新庁舎に備えるべき機能や規模、事業手法等、新庁舎建設を進めるために必要な基本事項の考え方をお示ししたところでございます。

しかしながら、当該事務を進めている時期に並行して、待機児童や保育の過密状態を早期に改善すべく「保育緊急事態宣言」を発表し、待機児童問題の解消に向けて、町長

から職員の総力をあげて取り組む決意をお示しさせていただきました。また、教育委員会において「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、保育所の整備を速やかに、かつ集中して進めることといたしました。これに加えて、本年６月定例会議におきましては、第三小学校の整備に向けて必要な予算が明らかになったところでございます。

これら保育所の整備や運営、第三小学校の整備等に多くの経費を要することから、同時期に新庁舎の建設を進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすこととなるため、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を先送りすることもやむなしとの判断に至りました。新庁舎建設も必要不可欠な事業ではございますが、健全な財政運営を損なうことのないように限られた財源を配分する必要があることから、このような判断もやむを得ないものとご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

今後につきましても、「島本町新庁舎建設基本計画」にうたった基本理念及び基本方針に基づく新庁舎建設を実施できるよう、事業内容及び事業費を精査するとともに、財政状況を注視しながら、適切な予算の提出時期を、議員の皆様とも十分協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　昨日、議員全員協議会が委員会室で 11 時から 12 時まで行われました。そこで「財政収支見通し」を拝見しておりますし、私も 20 年議員をさせていただいて、このような厳しい数字を初めて見たところです。

ただし、先ほど申し上げたとおり、西側の開発について一定の部分凍結をする、先送りするものはする、あるいは人口増の抑制策を図る。そういったことも、都市創造部とも真剣に議論をしていただきたい。それから、教育こども部にも答弁を求めましたが、突然の提案でもありますので、かといって視野には入れないということではなく、再度、「加速化方針」で示された保育需要については、よく検討されて、先ほど私が申し上げました点については役場庁舎を予定どおり進めるということを前提にして提案として申し上げております。そのためには工事用車両の駐車場が必要である、そのために第四保育所の跡地を早晩売ってしまうとか、別の人のものにするということにしてしまうと、より島本町の事業運営がしづらくなるということが想定されます。

市町村役場機能緊急保全事業の採択には、12 月議会がリミットだと言われています。その点、いかがでしょうか。再度の検討を求めますが、どうですか。

総務部長　このたび、新庁舎の建設に向けた予算の提出を先送りにすることもやむなしとの判断に至りましたのは、保育所の整備や運営、第三小学校の整備等に多くの経費を要し、今後、継続して財政負担が大きくなるという事情を考慮したものでございます。役場庁舎耐震化も必要不可欠な事業ではございますが、健全な財政運営を損なうことのないように、限られた財源を配分するにあたり、町としての政策判断として、「保育基盤

整備加速化方針」に基づく事業や第三小学校の整備は最優先の課題として取り組む必要があるとの判断に至ったものでございます。

なお、施策や町の政策判断を見直すことも今後検討すべきであるというご意見につきましては、議会でのご審議の内容等を十分考慮し、また経済情勢や財政状況をその都度勘案しながら、適切に判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

河野議員　もう再質問はできませんが、今の答弁には到底納得しておりませんので、別の場所でまた続けてやらせていただきます。

私の一般質問は、これで終わります。

村上議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ）　それでは、一般質問をさせていただきます。順番を２のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

２．「広域連携・広域行政について～警察署の移転建て替え～」。

本町においては､防犯や治安維持等に高槻警察署と連携を図られているところですが、高槻警察署も建築後 47 年が経過し、大阪府によると、庁舎の老朽化だけではなく狭隘化が著しいことや、バリアフリーが未整備であること、また敷地面積も狭いため別館等の増築も難しく、問題の解決ができない状況であると。大阪府にとっては、高槻市さんからの敷地提供とかがなくしては解決できない状況とも言えるのではないか、という状況です。

こんな中、長年、大阪府と高槻市と協議を重ねておられますが、要は首長同士、町長、市長同士の情報交換のおつきあいができているのかどうか、お伺いいたします。

総合政策部長　それでは、伊集院議員からの一般質問の２点目から、ご答弁を申し上げます。「高槻警察署の建て替え」に関するお尋ねでございます。

高槻警察署の老朽化や、狭隘でバリアフリーが未整備であるといった課題につきましては、現在、建て替えに向けた検討が進められていると聞き及んでおりますが、詳細な検討内容までは把握いたしておりません。また高槻警察署からも、正式な形ではお聞きしておりませんが、本町を所管する警察署のことでございますことから、今後、情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、今回の案件に限らず、本町と高槻警察署や高槻市との情報交換につきましては機会あるごとに行っており、特に高槻市とは広域連携などについて、お互いの行政課題等を、首長はもとより担当者間におきましても、積極的に情報交換に努めているところでございます。

伊集院議員　答弁をお聞きしまして、現時点では場所が決定してるとか、そういうことは全くないわけでありますので、大阪府と高槻市さんとの協議の最中でありますから詳細

は触れませんが、あくまでも私としては、先ほども他の議員もお訴えをされていましたように、やはり情報収集能力の向上もしていただきたいという部分において、そして広域行政・広域連携の時代ですので、情報収集や交換ができる体制強化へと組織を邁進していただきたいと思っておりますので、質疑をさせていただきました。

今、事務方のほうのご答弁いただきましたけど、担当においても限界の部分もあるというところもありますので、首長同士の情報収集、町長なんかのお考えはどうなのか、この点をお訊きしたいと思います。

山田町長　広域行政や広域連携をはじめ、自治体同士が互いに協力して取り組みを進めるうえでは、お互いの信頼関係が最も重要であると認識をしておりますので、今後ともこのことを念頭に、より良い関係性の構築に努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　お互いの信頼関係が大切だということをおっしゃっていただいたので、また今後とも努力をお願いしたいと思います。

それで、次に入りたいと思います。１点目であります。「『島本町まちづくり基本条例』等について～行政の信頼は～」。

島本町の最高規範であります「島本町まちづくり基本条例」が制定され、約９年ほどが経とうとしておりますが､制定の審議の際にも答弁をいただいている点もありますが、住民の皆様の多種多様化するニーズや、町長も代わられていますので、もしかしたら、その認識や解釈の仕方が違ってきていることもあり得るのかと、現在の考え方や解釈の仕方などを伺っていきたいと思います。

初めに、５条の「住民の権利及び責務」について。

近年、まちづくりに参画していただいている方が大変増えたと、制定されたことの意義はあったと感じておりますが、要は参画だけではない条例でもありますので、まず、この第５条の第１項、後半の部分になりますが、制定審議の際に質疑もさせていただいております。住民において、「まちづくりに関する情報を知る権利を有するもの」とは何ですか。お伺いいたします。

総合政策部長　続きまして、「島本町まちづくり基本条例」等について、ご答弁を申し上げます。

「まちづくりに関する情報を知る権利」につきましては、「島本町情報公開条例」第１条にも、開かれた町政を推進するうえで、その保障が不可欠である旨を定めており、町の最高規範である「島本町まちづくり基本条例」におきましても同様、その理念を第５条第１項に規定しております。

また、住民が「まちづくりに関する情報を知る」手段といたしましては、条例制定時にご質問いただき、ご答弁申し上げましたとおり、情報公開制度とともに、広報誌・ホームページをはじめとする情報発信に加え、町長席につきましても、前川口町長の取り

組みを継承し実施しているところでございます。さらに、昨今では、ワークショップやタウンミーティングなども実施し、情報発信とともに、住民からの意見聴取の機会を設けているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　先ほどの答弁をお聞きしますと、「情報を知る」という手段と同様の答弁をいただきました。

では、「情報を知る」という部分に、最近、島本町内の議員さんの機関誌が出ております。この中に「島本町の役場の情報隠蔽体質」という記事がございます。ここにおいて、やはり「隠蔽」とまでなりますと、うちとしても、これが事実であれば遺憾なことなんです。ちょっと確認させていただきます。

この記載に書かれている当時、実際的に何があったのか。時系列をはっきりさせて、ご答弁ください。

教育こども部長　それでは、私のほうから経緯について、説明させていただきます。

７月 11 日５時半の終業前であったと思います。議員から、担当次長のほうにお電話がありました。内容は、文部科学省から昨年８月に未耐震の学校施設について言及した通知を各市町村に送ったと聞いたが、そのような文書は来ているのか、という確認であったと聞いております。それが受領されているのであれば、ファックスをいただきたいというご要望を受けたということでございます。担当次長としては、文書の存在を確認しなければならないこと、また対応としては当然のことながら情報公開制度に基づく対応とは考えていたとのことですが、組織決定したほうが良いとの考えから、改めて電話をする旨伝えて、いったん電話を切ったということでございます。

そして、電話を切った後、６時前後だったと思います、次長のほうから私に報告がございまして、今のやりとりの報告、問い合わせのあった文書については探した結果、存在を確認したということ。そして、住民の皆さんから電話をいただいても、ファックスで送るという対応を行っていないので、情報公開請求手続きを行っていただくよう伝える、との報告を受けております。そして、その内容について担当次長から議員のほうに、連絡を受けた文書を特定し、文部科学省から発出した日付、正式な通知名、本町の受領日、文書番号を伝え、情報公開の手続きをお願いしたと聞いております。

そして翌日、始業前ですが、私のほうから教育長のほうに、前日の次長と議員のやりとりについて報告をいたしております。教育長からは、議員個人が必要とされる文書の入手にあたっては情報公開請求していただくよう伝えることは当然の対応である、ということを確認をいたしております。

そして、12 日の１時過ぎだったと聞いておりますが、議員が教育委員会の窓口に来られた。議員のほうからは、当該文書は文部科学省に連絡を入れて入手したとの報告を受けたとのことでございます。いったん電話を切って、情報公開での対応を決められたが、

その場には部長や教育長はいたのかと訊かれたので、対応については部長に伝えている旨、報告したと聞いております。そして、次長が情報公開請求するよう言ってきたのは、公開すると都合が悪いことが書かれているので隠したためではないのか、これは隠蔽したと言われても仕方がないのではないか、というご主張があったと聞いております。担当次長としては、文書番号も特定をしてお伝えしているのに、なぜ隠蔽として言われるのか、隠蔽したというのは、存在する文書を存在しないという対応をした場合ではないか、ということを伝えたと聞いております。

そして、そのやりとりについて、私は午後から休暇をいただいておりましたので、次長から電話をいただいて、ただいまの説明を受けました。内容的に教育長に直ちに説明しておくべきと考えましたので、私は休みでしたが、教育長のほうに電話をさせていただいて、報告をさせていただきました。教育長との確認の中では、隠蔽と言われるような対応は一切行っていないということを、認識を共有いたしております。このような対応については、教育委員会としては、やはり承服しかねますので、後日、改めて町長、副町長、総合政策部長と話をして、組織として対応していくことを確認いたしたところでございます。

その後、今、議員からご紹介のありました町政報告が町内で配布をされたことを受けまして、担当次長から議員のほうにお電話をさせていただいて、町政報告の内容に、隠蔽などしていないのに「隠蔽したと言われても仕方がない」との記載があること、あと、その内容の中に「都合の悪いものは何としても隠すという行政の姿勢が浮き彫り」と記載があるが、いつ、そのようなことをしたのかということ、一方的な事実でない情報発信により住民の方々からも問い合わせがあり、町政が混乱していることを伝えたということでございます。

その伝えた日のまた終業前に、議員と住民の方が来庁されて、担当次長とコミュニティ推進課長が対応いたしております。その際、次長からご主張させていただいたのは、文書の文部科学省からの発出という文書番号等特定してお伝えしたのに、先ほど言いました、なぜ隠蔽と言われるのか疑問であること、また議員の方や、職員及び住民の方から多く問い合わせがあり、町政が混乱していること、教育委員会として文書の存在を確認し、文書番号まで特定してお伝えしており、決して隠蔽の事実なんてないのに、教育委員会が隠蔽したかのような書き方、ましてや個人名を出すことはなぜなのか、ということをお訊きしたというふうに聞いております。

ちなみに、この際、やはり相当の意見交換がなされました。私も途中から入りまして、その際、お互いに通常よりも声高になった議論になっていましたことから、声高になった、その点については、後刻、私からもお詫びをさせていただいております。

後日、町長、副町長、教育長、総合政策部長、私、担当次長同席で、対応について話をいたしております。条例に基づく手続きを求めたのに、このように隠蔽として情報発

信されるのはやはり遺憾であること、事実ではない一方的な思いだけで、実名を記載された対応については、今後、議長や議員本人に話をしていく必要があることを確認をしたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　一気に言っていただいたんで、漏れもあるかと思うので、ちょっと確認をしていきたいと思います。行政としては、その文書を特定されて、文書番号、その点もお伝えされて、情報公開請求の手続きをお願いされたということが、7月11日にあったということですね、わかりました。

一応、まずは組織として教育長に伺いますけど、その最初のやりとりの件というのは、教育長がお知りになられたのはいつの時点なのか、どの段階なのか。また、その対応についてはどう思われているか、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

持田教育長　12日の9時の始業前に、部長から報告を受けております。公文書の開示を求められて、「情報公開条例」に基づく手続きをお願いすることは当然の対応であり、適切な事務執行であったと判断しております。

伊集院議員　わかりました。教育長としても、適切な事務執行であったということをお答えいただきましたが、その翌日に教育委員会の窓口に来られたというような答弁があったと思うんですけども、そこで隠蔽だというふうにおっしゃって行かれたというような答弁があったと思うんですね。12日か、11か、ちょっと日にちまではメモれませんでしたけど。その部分、窓口に来られておっしゃられたということを教育長がお聞きされたのはいつですか。また、どういうお考えか、その点もあわせてお聞かせください。

持田教育長　先ほど担当部長から答弁がありましたように、部長が午後から休みだったのですが、そのような議員と次長とのやりとりがあったことから、次長が部長に連絡をし、部長から電話があり、説明を受け、知りました。

住民の方から電話を受け、ファックスによる情報提供を求められても、ファックスによる対応はいたしませんし、情報公開請求による対応を求めます。議員が直ちに入手したいという事情があったのかも知れませんが、議員個人の時間軸により事務執行に求められても、対応はいたしかねます。ましてや、電話で確認依頼のあった文書について、文書番号も特定したうえでお伝えし、情報公開対応とした事務執行に対し、事実とは異なり「隠蔽した」と言われることは心外であり、到底承服できるものではございません。

以上でございます。

伊集院議員　わかってきました。ファックスで依頼をされたことを、ファックスは町民さんに対してもしていないということを、教育委員会は主張されていると。

確かに私も資料請求はさせていただいたこともありますし、請求してから2週間ほどの時間がかかるということで、ちょっと苛立ちを感じる、その気持ちもわかりますが、今のご答弁をお聞きしていると、教育委員会としては決して「隠蔽」という実態はして

いないし、到底承服できるものではないということで、お答えいただきました。

先ほどもありましたように、では、事実ではない部分に個人名まで記載されておりますけど、これって、私らにもよくある名誉毀損とか個人攻撃されるおそれがあったりとか、こういうことがあるんですけども、一定、この点においては、職員を守るべき立場の教育長としてはどういう見解があるか、お伺いいたします。

持田教育長　事実でない発信により、適切な事務執行を行っている教育委員会の職員の信用を落とすような行動は避けていただきたいし、このことにより「隠蔽していたのか」という電話の問い合わせを受けるなど、事務執行に支障を来しているのも事実でございます。ましてや、適切な事務執行を行ったのに、議員の思いと違うからといって、「隠蔽」などという言葉を用いて個人名を出して発信することは、職員を守る立場として、断じて容認はできるものではないと考えているところでございます。

伊集院議員　教育委員会の見解はわかりました。

それでは、やはり情報公開の担当でもあり、また人事の担当であります総合政策部長に伺います。まず、7月11日ですか、一番最初に起きた問題の。このときの教育委員会の事務執行、ご答弁はいただいたんですが、そちらの担当としては、これは不適切だと考えるのか。見解をお伺いいたします。

総合政策部長　職員には日頃から、上司への連絡・相談、報告ということは徹底するようにということで行っております。そういったことからすれば、特段、不適切な対応ではなかったというふうに考えております。

伊集院議員　なるほど、わかりました。では、「隠蔽」ではないと教育委員会の中では判断されておりますが、これが事実隠蔽ではないんであれば、個人名まで記載されている点、これは職員の管理、守る人事の担当とされて、どのように考えていらっしゃるのか、見解を総合政策部長にお伺いいたします。

総合政策部長　先ほど教育長からもご答弁がありましたけれども、当該文書の存在を明らかにして、文書番号まで特定してお伝えしているということからすれば、個人名までを出すことは容認できないものというふうに考えております。

伊集院議員　わかりました。それではやっぱり町長、お伺いいたします。今、教育長と総合政策部長から、事務執行において問題がなく、隠蔽などはしていない的な答弁がありましたけど、町長自体はどうお考えか、見解をお伺いいたします。

山田町長　今回の件につきまして、教育長や総合政策部長の答弁と同様の認識ではございます。「隠蔽体質である」ということに関しては、これは我々といたしましては事実に反する内容であるというふうに考えておりますし、その中で個人名が広く拡散されてしまったことに対しても、非常に残念なことであると考えております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。町長の見解もお聞きしました。

先ほどおっしゃった「隠蔽体質」という部分がありましたが、この機関誌の中には「都合の悪いものは何としても隠すという島本町行政の姿勢が浮き彫り」と、島本町行政、要は教育委員会だけではなく、トータル的な見解が入っております。行政の姿勢の部分となりますと、やはり住民においては、このビラを見て、たくさん私も連絡をいただいたり、先ほども答弁にあったように行政側にも連絡が行ったんだろうと思います。

こういった中で、要は不信感を住民さんの中では行政に対して持たれているという状況ですので、各部署だけではなく、町長も、確か答弁にはちょっと入ってたと思うんですけど、具体の日にちもメモれなかったので、町長自体も、この各部署だけではなくて入って、組織として、この件においては話し合いをされたかどうか、お伺いいたします。

山田町長　先ほど部長からの答弁にもありましたように、今回の件につきましては、教育委員会から報告を受ける際に、私だけではなく、副町長や総合政策部長同席のもとに話し合いをして、この記事の内容については不適切であるとの共通認識を持っております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。町長から、この件に関しては不適切であるという共通認識を持たれたということです。

実際、適切な事務執行を求めて、要は個人名まで、こうやって書かれると、やはり非難される、職員さんが複数、意見を求めましたけども、お聞きするなら、やはり適切な判断を出してやるんだけども、名前書かれたりどうのこうのされると、やっぱり怖いというようなお声もありました。

また審議会でもそうですね、それぞれの十人十色の考え方、見識がありますので、尊重しあう。この島本町のまちづくりのために、この「まちづくり基本条例」があると思うんですけども、決定権を持っている議員という立場は、やはり職員にとっては、ちょっと圧力的に感じる、パワハラ的に感じると。そういうことにはならないように我々も気をつけていかなければならないのが基本なんですけど、行政の信頼は今、損ねられているという部分ですね、この記載の内容では。

町組織のトップとして、町長としては守る立場として、今後、どう対処されるのか。先ほど不適切だというふうにあったんですけど、今後、どう対処されていくのか、お伺いいたします。

山田町長　もちろん表現の自由等々ありますので、議員個人が様々な発信をなされるということは、それは自由にできるものであるとは考えております。しかしながら、今回、議員の政治活動として配布された内容に対しまして、それが我々として不適切だと思っているからといって、なかなか行政として広報媒体などを用いて反論することは難しい側面がございます。しかしながら、相手に直接反論することは可能でございますし、教育委員会からは、すでに反論したと報告を受けておりますが、理解を得られなかったとのことでございます。

また、町議会議長に対しましても、一議員の町政報告とは言え、我々としてはこれを事実とは思わないということで、不適切な内容である旨、総合政策部長から報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。反論されて、残念ながら理解が得られなかったということと、議長のほうにもお伝えをされているということでありますので、この点、今後、またご指導のほうを、お願いしたいと思います。

その理解がされないことでね、改めまして「まちづくり基本条例」について伺っていきますけど、情報を知る手段の根幹は情報公開制度であると、これはもう９年前から答弁が一緒です。冒頭に、情報発信という手法も答弁いただきました。制定当時と町長が代わられているんで、お伺いしますが、第 10 条に「町の責務」が記載されております。「地域社会で直面している多様な課題を的確に把握」するとありますが、町長は、今の島本町で直面している課題というのは主に何だとお考えか、お伺いします。

山田町長　本町の課題につきましては、厳しい町の財政運営をはじめ保育所の待機児童の問題、庁舎の建て替え、第三小学校の耐震化、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりなど、多岐にわたっておりますが、施策の実施にあたりましては、町財政との整合性を図りつつ、住民生活への影響などに十分考慮したうえで、施策の取捨選択をしていかなければならないと考えております。

伊集院議員　では、それらに対しまして、10 条の後半になりますけども、「総合的かつ計画的なまちづくりを行わなければならない。」と、10 条に定められております。町長は、今、言っていただいた課題、これは実際に行えているというふうに考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

山田町長　多種多様な行政課題がある中、現在、町政運営を担っている私には、過去からの課題や各種計画を含めた町政全般について、必要な見直しや変更を判断しなければなりません。このような中、すべての施策を計画どおりに進めることが現実的には困難な面もあり、反省すべき点もございますけれども、今後とも「総合的かつ計画的なまちづくり」に努力してまいりたいと考えております。

伊集院議員　昨日も、役場庁舎の建て替えが財政的に厳しいという話がありました。朝のほうの答弁では、町長からはっきりと先送りの方針ということもありましたので、これがいいか悪いかは、また別途議論していきたいと思いますが、庁舎内での多岐多様な概念から、基本的には本来、町長の施政方針に載せる前に、掲げる前に、庁舎内での財政シミュレーション、また多種多様な概念からの議論尽くされた中、施政方針に掲げられるのが、本来の筋だと思っております。これだけ掲げた後に変わってくるというのは、町長からの答弁の概念だけではないように感じていることは、お伝えしておきます。

そこで、第 10 条の２項の前半の部分は、住民参画の保障のことが書いてありますが、

この前半においては、やはりワークショップや審議会の公募委員の選出など、大変ご努力いただいているというふうに思っております。しかし、やはり課題に向けて計画を立てている施策を前に進めようとしますと、この10条の２項の後半の部分の町の責務の中の、「対話と合意に基づくまちづくりの推進に努めるもの」と記載されております。その「対話」は町長も、町長室の今のいろんなバージョンでご努力いただいているんですが、「合意」というのが、一体何を基準に「合意」と町長は考えられておりますか、お伺いします。

山田町長　まず、「対話」という部分につきましては、これまでも私が申し上げているとおり、やはり意見の違う者同士が話をすることによって、どこか落ち着ける部分が、合意できる部分があるのではないかということでさせていただいております。また、今回のご質問の「合意」という部分につきましては、互いの意思が一致することでございますけれども、すべての事案について、必ずしもすべてが一致することは困難であると考えております。

しかしながら、合意形成を図る過程で意見公募の実施など、住民意見を聴取する機会の提供に努め、最終的には住民の代表である議員の皆様にご判断をいただき、町としての意思決定をしていただくものであると考えております。

伊集院議員　わかりました。実は、制定当時も訊いたんですね。やっぱり 100％の合意というのはあり得ないだろうと、十人十色、いろんな考え方がありますので。そして、島本町は人権尊重の町、町長もここで育っていらっしゃるので、よくご存じだと思いますけど、やはりそれぞれ主張というのは、それぞれで尊重していける、こういったまちづくりを推進している。要は、この「まちづくり基本条例」の前文に、結構いいことが書いてあるんですよ。「私たちは平和を願い、お互いを助けあい、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を意識し、すべての人びとの人権を尊重しながら、島本町民憲章に明記されている『自然は　大地をつくり　人間は　まちをつくります。』」、ちょっと省略させていただきまして、最後に「人間尊重のまちを実現するため、この条例を制定します。」という目的であります。

しかしながら、実質上、実は最近、種々いろんな住民のお声が、連絡いただくんですが、転入されてこられた方々からのご相談の中では、昨今のＪＲ西地区のまちづくりに関わり、駅近辺でプラカードを持っていらっしゃる方とか、その活動自体を否定するつもりはないんですけども、その内容について、切実に、転入してきた自分達が責められていると感じると。高いローンを組んで転入してきたのに、そと者扱いとかされていると。そういう部分というのが、ほんとに嘆きの、率直なお声をお聞きしました。

なので、この「まちづくり基本条例」を鑑みますと、やはり合意形成をしていく努力。町長はこの町内の、紛争的に見えるんですけども、合意形成の努力というのはされていると、要はタウンミーティングとかされているという部分で努力されていると思うんで

すけど、あとは町長のリーダーシップが何よりも重要だと思っています。町長の今後のまちづくりの決意等をお伺いしたいと思います。

山田町長　転入してきていただいた方の中にも、そういったお声があるということでございますが、転入してきていただいた方も本町の住民の一人でございますので、不快な思いをされている方がいることについては、非常に残念に思っております。こういう方におきましても、島本町に引っ越してきたよかったと言っていただけるように、引き続き様々な手法を用いて情報収集、情報発信に努め、より多くの皆様にご理解をいただけるように取り組んでまいりたいと考えております。また、議員の皆様とも闊達な議論をさせていただき、町行政を牽引してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　ほんとに私、率直に、この声をお聞きしたときにつらかったです。今までの島本町に、それぞれ見解が違えども、これだけ苦情がくるような島本町って、ほんとに私、初めてやと思ってます。

先ほどの朝の一般質問でも、都市計画審議会のことが不適切だというようなご意見もありました。要は審議会というのは、そのお話の中では審議会の委員さん自身から疑義があったみたいですけども、審議会は専門家の委員さんだけではなくて、どちらかというと、ほぼ一般住民さんが、町民さんが多いという状況になっております。町民の代表として、それぞれ発言する権限もあります。

冒頭に、町長の諮問に対する町長の思いを確認される質問なんですけど、それ自体が不適切的な内容であったかと思いますが、私は何ら問題がないと思っております。見解や意見を述べる場でありますので、やはり一町民さんがね、ほんとに忌憚なく話し合える。たぶん町長は、それぞれタウンミーティング行かれて、いろんな人のお声を聞こうとしたら、町長自身の思いはきっと一緒やと思います、それぞれをできるだけ尊重したい。そやけども財政的なこともあったり、こういうこともあったり、だから、リーダーとしては、ごめんなさい、ここまでしかできませんとか、そういう話し合いをされているんだと私は想定しているんですけどね。要は、審議会のそれぞれの一般の委員さんの発言をとらまえて、その質問がいいのかどうかというのを、この議場でされるのは、ちょっと私もどうかとは思っております。

そこで最後に、それぞれの見解や意見を述べる審議会、審議会において町長に質問された内容が不適切であるというふうに町長はお考えか、最後にこれはお伺いさせていただきます。それでないと、ほんとに審議会の委員さんも怖くて発言ができない、というふうに私はお聞きしておりますので、その答弁をもらいます。

山田町長　議員からありましたように、各種審議会におきましては、多くの場合、学識経験者だけではなく、町内の各種団体から選出された委員の方にも参画をしていただいております。この各委員が相互の尊重を基本に、それぞれのご活動やご経験などを通じて、

自由闊達に審議をしていただけることが大切であると考えております。

また、審議会で私が意見を述べることの是非につきましては、先ほど他の議員の一般質問にもお答えをしたところでございますけれども、町の見解や方針等について、私が審議会での委員の質問に答えて発言をすることは、私としては、特段不適切なことではないと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員　不適切ではないと、お答えいただきました。

今後、やはりそれぞれの各種の審議会、それぞれの方々が率直に、素直に、いろいろ発言ができる、その場を私は奪っていただきたくないので、この島本町の「まちづくり基本条例」、前文に入っていることを、何とか人権尊重のまちづくりの島本町へと戻していただきたい。その努力には、やっぱり町長のリーダーシップが必要やということをお願いを申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

村上議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 26 分～午後３時 50 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４、第８号報告　平成30年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第８号報告　平成30年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。議案書の８の３ページでございます。

１の「健全化判断比率」についてでございます。

まず、「実質赤字比率」についてでございます。

「実質赤字比率」につきましては、地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございますが、赤字額は生じていないことから、「バー」で表記いたしております。

次に、「連結実質赤字比率」についてでございます。

「連結実質赤字比率」につきましては、各財産区特別会計を除く全ての会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございますが、これにつきましても赤字額は生じていないことから　「バー表記」となっております。

次に、「実質公債費比率」についてでございます。

「実質公債費比率」につきましては、一般会計等が負担する実質的な返済額の大きさを、財政規模に対する割合の３ヵ年平均で表したものでございますが、算定結果につき

ましては3.3％となっており、前年度より1.0ポイント改善しております。

次に、「将来負担比率」についてでございます。

「将来負担比率」につきましては、一般会計等が将来負担すべき負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものでございます。実質的な負債額より、その負債に充当可能な財源が上回っているため、「バー表記」となっております。

最後に、２の「資金不足比率」についてでございます。

「資金不足比率」につきましては、公営企業会計の資金不足の状況を表すものでございますが、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計におきまして、資金の不足額がないことから、「バー表記」となっております。

以上、まことに簡単でございますが、第８号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

村上議長　以上で、第８号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第５、第９号報告　平成30年度島本町教育委員会の点検・評価にかかる結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第９号報告　平成30年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告につきまして、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第１項におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されております。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性に委ねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に、翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めており、この島本町教育・保育重点目標の項目ごとに点検・評価シートを作成し、具体的な取り組み状況を点検のうえ、評価を行っております。また、点検・評価の実施にあたりましては､教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとなっておりますことから、学校教育関係につきましては、昨年度に引き続き大阪成蹊大学 の三村教授、また生涯学習関係につきましても、昨年度に引き続き京都ノートルダム女子大学の岩崎教授から助言をいただいております。

両名の学識経験者からは、就学前児童に対する対応、次期学習指導要領に基づく地域に密着した取り組みの推進、道徳教育の更なる充実、歴史文化資料館と町立図書館の連携などの指摘・助言をいただきました。これら、いただきました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で、現行施策の見直しも含めて検討し、今後の

施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただきました内容を踏まえ点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、今後、町ホームページでも公表する予定といたしております。

最後に、点検・評価にかかる今後の取り組みにつきましては、学識経験者からのご意見を踏まえ、点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に解決できるよう迅速かつ計画的に取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上､簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

村上議長　以上で、第９号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第６、第50号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第50号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任するものでございます。

今回、任命の同意をお願いいたします髙岡理恵氏 につきましては、平成24年12月から教育委員会委員をお願いし、現在２期目でございます。

新たな任期につきましては、令和元年10月１日から令和５年９月30日までといたしております。

なお、髙岡氏の略歴につきましては、次ページに記載させていただいているとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第７、第51号議案　大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第51号議案　大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本年９月30日に任期が満了することに伴い、再任をお願いするものでございます。

なお、現委員である岩田歌子氏が、現任期をもって退任されるため、委員総数が現在の６名から１名減の５名となっております。

任期につきましては、令和元年10月１日から令和５年９月30日までの４年間でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第51号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第51号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第８、第52号議案　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第52号議案　工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の締結につきましては、令和元年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事の契約で、契約業者が確定しましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

まず初めに、本工事の大きな概要でございます。本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり、必要と考える箇所において改修を行うものでございます。

それでは、議案書52の２ページの次に添付しております第52号議案資料を、ご覧ください。

「１．工事の概要」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「２．契約の概要」でございます。

今回の契約にあたりましては､プラントメーカー以外の業者が受注することになれば、責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保証されない恐れがあるため、「地方自治法施行令」第167条の２第１項第２号「競争入札に付することが適さないもの」として、随意契約により、議案参考資料１ページに添付しております工事請負契約書のとおり、大阪市此花区西九条五丁目3番２８号　エスエヌ環境テクノロジー株式会社　代表取締役下田栖嗣氏と、本年７月25日付け、契約金額１億2,656万1,960円で仮契約を締結したものでございます。

続きまして、工事の内容でございます。資料２ページをお開きください。

「議案参考資料１　工事概要書」でございます。３ページが目次、４ページから６ページまでが総則、７ページから10ページまでに本改修工事の具体的な仕様を記載しております。

続きまして、11ページをお開きください。「議案参考資料２　ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。

着色いたしております部分が、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面左部分の中央にあります「ごみクレーンシーケンサー更新工事」でございます。こちらは、経年劣化により入出力に異常が発生しているため、更新するものでございます。

次に、図面左部の上下にあります「耐火材補修工事」でございます。こちらは１号・２号の焼却炉において、年間を通しての運転で高温にさらされ、焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所を補修するものでございます。

次に、図面下部の左側にあります「２号噴射水加圧ポンプ更新工事」でございます。こちらは、経年劣化による腐食により運転性能が低下しているため、更新するものでございます。

次に、図面下部の右側にあります「養生コンベヤ更新工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食・損傷しているため、更新するものでございます。

次に、同じく図面下部の右側にあります「ダスト定量供給機更新工事」でございます。こちらは、経年劣化により腐食・損傷しているため、更新するものでございます。

次に、同じく図面下部の右側にあります「混練機本体更新工事」でございます。こちらは、経年劣化により摩耗・損傷しているため、更新するものでございます。

次に、図面右上にあります「高圧コンデンサー・高圧リアクトル更新工事」でございます。こちらは電気性能が低下しているため、更新するものでございます。

次に、図面下部の左側にあります「曝気ブロワ更新工事」でございます。こちらは、経年劣化による摩耗・損傷により運転性能が低下しているため、更新するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。「議案参考資料３　粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）」でございます。こちらも着色いたしております部分が、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する箇所でございます。

まず、図面中央にあります「破砕機補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗・損傷している供給フィーダー押込盤先端箇所の肉盛補修、ローターリングの取り替え､ローターテーブル周縁の肉盛補修及びカキ板の取替を行うものでございます。

次に、図面右上部にあります「排風機補修工事」でございます。こちらは、経年劣化により磨耗している排風機の整備を行うものでございます。

続きまして、13ページからの「議案参考資料４　補修履歴」でございます。13ページから15ページにかけましては「焼却処理施設」の補修履歴を、16ページから18ページにかけましては、「粗大処理施設」の補修履歴を、参考資料として添付しております。

本工事は、ごみ処理をしながら工事を施工することとなりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民の方はもとより、ごみ処理に携わる職員への安全対策には万全を期し、施工いたす所存でございます。

なお、工期につきましては、議決いただきました日から令和２年３月20日までを予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、第52号議案　工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第52号議案　工事請負契約の締結について、随意契約によりエスエヌ環境テクノロジー株式会社と契約を締結するものです。

１点、改めまして、作業によるダイオキシン曝露防止について問います。お示しいただいた議案参考資料（１）改修工事概要書に、施設内のダイオキシン曝露防止設備を「利

用してよいものとする」という記述がありますが、これは具体的にはどういうことを意味するのですか。説明を求めます。

都市創造部長　ダイオキシン類の曝露防止にかかるお尋ねでございます。

清掃工場では、改修工事や保守点検の際など、ダイオキシン類曝露の懸念がある作業が発生いたします。その際には、施設に設置してございますダイオキシン類曝露防止設備であるエアシャワールーム及び靴洗浄マットを作業員に使用させ、付着した粉塵などを確実に除去するとともに、二次災害が起こらないよう努めているものでございます。そのような施設の利用について、許可をいたすものでございます。

以上でございます。

戸田議員　わかりました。改修工事には、常にそのような危険性が伴うということが、ご答弁により、わかりました。例えば、具体的に今回の改修工事においてでもいいですし、そうでなくてもいいのですが、どのような状況に、ダイオキシンの曝露が想定されるのですか。現場の状況を鑑みて、ご説明ください。

都市創造部長　ダイオキシン類の曝露が想定される工事等についてのお尋ねでございます。

今回の工事項目でお示しをさせていただきますと、毎年、施工いたしております耐火材補修工事につきましては、焼却炉の中に入り施工いたしますので、作業中はダイオキシン類曝露の懸念がございます。また、ダスト定量供給機更新工事や混練機本体更新工事につきましても、焼却灰を処理する過程にある装置の更新となりますことから、こちらにつきましてもダイオキシン類曝露の懸念がございます。

本町といたしましては、これら施工に際しましては、防塵マスクや防護服など着用を徹底させるとともに、作業終了時には、先ほどもご答弁させていただきましたエアシャワールームでありますとか、靴の汚れを取るマット、そういうものをしっかりと活用していただいて、ダイオキシン類の曝露及び二次被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　ごみ焼却処理施設のほうの改修工事なんですけれども、基本的に、どちらかの炉が動くような形で工事されていくかと思うんですが、両方止めてするような工事があるかないか、確認の質問です。

都市創造部長　今回の工事につきましては、１炉は動かせる状況でございます。

以上でございます。

塚田議員　わかりました、ありがとうございます。あと、今回の改修工事にろ過式集塵機とガス反応塔が入ってないかと思うんですけれども、これ、今後の整備の予定が、どういうことをお考えかというのを、ちょっとお尋ねいたします。

都市創造部長　反応塔の更新にかかるご質問でございます。

優先順位と、あと財政との整合等、見ていく中で、今後、更新のほうはしてまいりたいと考えております。現時点におきましては、いつの工事かという部分については、まだ未定でございます。

以上でございます。

東田議員　工事仕様書なんですけども、いろいろ細かく書き出しておられるんですけど、まず、１点目のごみクレーンシーケンサー更新工事、これの交換材料の部分です。この機器が「交換材料」という表現でいいのかどうか、ちょっと私、疑問な部分もあるんですけども、まず、ごみクレーンシーケンサー一式。今、交換ですから、今あるやつ、これは何年使われたのかということと、２号噴射水加圧ポンプ更新工事、これも多段渦巻ポンプ、その下の灰出設備の養生コンベヤの搬送機本体、その次のダスト定量供給器更新工事、これについてダスト定量供給器、その下の混練機本体更新工事の混練機、その下の高圧コンデンサー・高圧リアクトル更新工事ですか、これも交換材料ありますね。その次のページの曝気ブロワ更新工事のブロワ。これについて更新されるということですけど、各々どのくらい、何年使われたというのを、ちょっとお伺いしておきます。

都市創造部長　まず、ごみクレーンシーケンサーでございます。こちらにつきましては、平成18年度に更新をさせていただいております。続きまして、ちょっと前後するかもわかりませんが、養生コンベヤについては初めての更新でございます。あと２号噴射水加圧ポンプでございますが、前後して申しわけございません。こちらも初めてでございます。ちょっと抜けたら、まことに恐縮ではございます。ダスト定量供給器更新工事でございます。こちらも初めて更新をさせていただきます。あと混練機でございますが、大規模な更新は初めてでございますが、過去には、直近には平成23年度なんですけども、補修を一部させていただいております。あと高圧コンデンサー・高圧リアクトルにかかります更新工事でございますが、こちらにつきましては平成17年度に更新をさせていただいております。あと曝気のブロワでございます。こちらも初めての更新でございます。

抜けておったら、まことに恐縮ではございますが、以上でございます。

東田議員　今、交換する部品というか材料についてお伺いして、18年とか17年とか、あとは初というやつが多いということで、大切に使っていただいていたんだなということがここでわかるんですけども、破砕機の補修とか耐火材、このあたりについては常に大きなストレスがかかっている場所なんで、ちょこちょこやっても仕方ないなというふうには思っているんで、今回、交換されたいろんな機材、これについてはこれまで使ったのと一緒ぐらいの耐用年数というか、保たすという解釈でよろしいか。

都市創造部長　しっかりとメンテナンスを行いまして、十分、保たしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　耐火レンガですね、ここ毎年の工事費の中に含まれているように思ってました

が、今回は耐火材はあるんだけど、耐火レンガというのは今回はそのままの状態で、触らなくってもいいんですかね。何か耐火レンガの中でも、しっかりと強いのと、弱いというか安いのとあって、島本町の場合は、ほぼこの中には、工事費の中には耐火レンガというのが今まで含まれていたように感じているんですが、今回は入ってないように思いますが、その辺と、それとあわせまして、今、島本町はごみ袋を透明化にしましたよね、今までは黒くてもよかったけど、透明化にしましたよね。その透明化のごみ袋に替えてから、焼却炉の傷み具体というのか、そういうのの影響はどのような状況ですか。透明化にされた、その後のご意見を聞かせていただきたいなと思うんですけども。

都市創造部長　議員からご指摘いただきましたとおり、毎年、耐火レンガについては相当な火力にさらされているということで、毎年、更新をさせていただいておりまして、今回の工事におきましても、耐火材の補修工事というところで、耐火レンガそのものを入れ替えをさせていただく部分もございますので、よろしくお願いいたします。

あと、ごみ袋を透明・半透明化して何か変わったかという部分では、やはり、炉の中で燃えずにそのまま、特に金属類が残る。それはまた別に出して捨てに行くんですけども、その量というのは明らかに減ってきているというような報告は受けております。直接的に、ごみそのものが著しく減ったとかいう部分については、なかなか統計的にも出てきてはおらないんですけども、炉の中に投入される、焼却のごみの中の不純物は減ったという認識でございます。そのことによって、炉も過度な負担がかかることが少しでも減らせるのに繋がっているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

岡田議員　しつこい質問で、申しわけありません。耐火材の中に耐火レンガも同じように更新工事の中に含まれているということですよね、今の答弁では。これは耐火レンガ、全面的にやはり、毎年の更新の中には全面的に総入れ替えをされているという形ですか。ここが一番、何かよく火の直接で、一番よく傷むというようなこと聞いているんですけども、今回のこれは、耐火材の補修工事の中に含まれるということですが、全体的な交換ではなくって、一部の交換という形で考えればよろしいんですかね。

都市創造部長　炉の中にございます耐火レンガ、すべて取り替えているのかというご質問でございますが、やはり燃焼が一番激しい部分が高温にさらされて傷みますことから、一番傷みがひどいところを中心に、一部分を、ひどいところの部分を替えさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

河野議員　ほぼ同様な質問が、重なる可能性もありますが、質問させていただきます。

補修履歴を付けていただいているんですけど、先ほどごみクレーンシーケンサーのご質問があったときの答弁で、前回は平成18年、2006年に実施をしておられると。だから、開所以来18年目で１回交換し、更新し、今回は、その更新後13年で更新をするというこ

とになるのでしょうかということが、確認の意味で、もう一度質問です。

それと、ただ補修履歴のところには、今回、その他のところに平成18年のところには載ってなかったので、私自身は初めてだという認識でおりましたが、これはこれで当時の記述としては、こういう記述だったんだなということですね。その辺についての確認です。ですけども、更新して13年、前は18年ということですので、今回の採用されているシークエンサーの機種、私も門外漢ですが、こういったことについては耐用年数どのぐらいを考えておられるのか、説明を受けておられるかということですね、ご答弁をお願いいたします。

二つ目は、毎度同じことを訊いております。先ほど２炉とも止めるのかという質問がありましたが、必ず１炉は動かせる状況、環境のもとで、この更新工事はしていただけるということですが、概ねで結構です、予定で結構ですので、１炉を16時間連続運転して、従前のごみ焼却を継続されるというふうに認識しております。大体、この16時間運転、１号炉、２号炉、それぞれいつ頃の時期を考えておられるのか。今の段階で、見通しで結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

都市創造部長　まず、ごみクレーンシーケンサーの再度のお尋ねでございます。まことに恐縮ではございますが、従前、このクレーンの表記のところにつきましては、ごみクレーンのところで、以前は補修したら印を付けさせていただいていたものの、ちょっと表記箇所を変えさせていただいたんで、ややこしいことになって、まことに申しわけございません。

同じぐらいの耐用年数見込めるのかという部分については、当然、そのようになるように鋭意、しっかりとメンテナンスを行って、施設維持管理、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

あと16時間、炉を一つ止めたときの延長がいつ始まるかというお尋ねでございます。まず11月と、あと１月から２月ということで、連続ではなくて、一定期間空ける中で、１炉ずつ工事のほう実施してまいりたいと。なお、参考までに１炉止める期間については、約１ヵ月を想定しているところでございます。

以上でございます。

河野議員　ちょっとまとめて質問したので、わかりにくかったと思います。このごみクレーンのシーケンサーの更新が、この間、二度目ということですので、前回は18年間使われて、今回13年後に更新をしているということですが、今回、導入される機種というか制御装置の能力としては、大体、耐用年数どのぐらいだと業者及び契約者から説明をいただいておられますか。わかっておられる範囲で、答弁をお願いいたします。

それから、今、連続運転、１炉ずつの期間が１ヵ月あるということですが、１号炉、２号炉、それぞれたぶん16時間ずつ運転しなければ、今の島本町のごみの量では回せないというふうに認識してますので、それぞれ16時間運転を交互に行うということでいい

ですか。

都市創造部長　まず、炉の運転時間、ちょっと先にご答弁させていただきます。議員ご紹介いただきましたとおり、それぞれ約16時間を想定しているところでございます。

あと、電気のシーケンサーでございます。これについては、電気設備となっておりますことから、その耐用年数が何年とかいう表記、表示等はなかったかと記憶いたしております。ただ、先ほども申してますとおり、不具合が出ないよう、しっかりメンテナンスも行う中で今まで以上保たせればなと、当然、私ども努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第52号議案　工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

エスエヌ環境テクノロジーにお願いするものです。平成30年度に実施した二度目の精密機能検査では、現在では処理機能の面からは十分な処理能力があり問題はない、しかしながら、経年劣化等により補修等が必要な設備・装置等も認められる、というような総合所見が示されています。

本年度は、ごみクレーンの制御装置のほか総額１億2,656万1,960円で、各種更新工事を行われます。示された議案資料と事前のヒアリングにより、すべて必要な改修であると判断しているところです。突発的に行う工事をできるだけ避けられるよう、引き続き日常の業務での点検、そして適切な運転管理、毎年の適切な定期点検整備に加えて、今後も計画的な補修整備を行っていただきたいと思います。また、今さら言うまでもないことですが、ダイオキシン曝露防止を含めまして、工事中の作業員の安全に努めてください。

また、それら――というのは日頃の点検、運転、そして適切な工事の優先順位の判断、さらに安全対策、それを可能にする技術力の継承に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第52号議案　工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の

討論を行います。

随意契約やむなしということで、ここ10年近く態度表明をしておりますが、プラントの中身というものについては非常に専門性が高いものが要求されますし、毎年、現地を見て説明を受けたとしても、各部署の名称及び状況について精通するということは非常に難易度の高い作業だと思っております。

今回に関しては、現地調査をできないという状況になりました。その分、精密機能検査の報告書というものが議会図書室に１冊置いてくださってますので、この現場写真というものが付随の資料としてありましたので、カラー写真で。これを見ながら、今回の議案説明、職員からの説明を受けて質問に至ったという状況です。願わくば、この清掃工場の精密機能検査業務が一通りの内容について、カラー写真も含めて資料としてありますので、そういったものがホームページなどに掲載される、あるいはＰＤＦ、ＤＶＤかＣＤＲＯＭか、そういった資料として、もうちょっと議員全員が日々見られる状況になるというふうにあれば、現地確認をしなくても相当現場のことがわかるということに繋がるのではないかと。賛成討論としての、今後のこの議案審査に向けての精度を高める意味で、必要ではないかと思っております。

先ほど質疑をさせていただきまして、特にごみクレーンシーケンサーというものが久しぶりの工事であるということ、そのことについては一定質疑をさせていただきました。また耐火材については、ここ数年来だと思うんですが、以前、耐火材を取り替える部所を図面で、赤色で着色して、レンガが貼ってある図面を貼って、そこに赤鉛筆か何かで着色して、どの耐火レンガを入れ替えるかというところが示されていたんですが、今回、そういったものをこちらも求めておりません。ただ、どういった部分が一番傷みが激しいのかというところについては、今後、また調査が必要かというふうに思っております。

さらに、先ほど質問にもありましたように、一定期間は１炉ずつ運転をするということでは、16時間運転を実施されているということです。かねてから私たち日本共産党町会議員団は、ずっと16時間運転をということを申し上げておりますが、人件費もかかるという意味では、はたしてどちらが有効だったのかということにはなりますが、明らかに重油の投入回数の減少に繋がり、１日２回、ダイオキシンが発生する頻度を１回で抑えることができる。伸び縮みの頻繁なことによって劣化が激しくなる耐火材、この伸び縮みの回数を減らすことによって耐火材の劣化の範囲を減らすことか、あるいは頻度を減らすことができるのではないかというふうに思っておりますので、いよいよ広域連携の課題も含めて、財政の問題も、この議会においていろいろと明らかになっている中で、真剣に、この焼却炉の延命、運転管理の継続を一日でも長くできるようにという努力をしていただきますように、この点は強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第52号議案　工事請負契約の締結についてに対しまして、自由民主クラブを

代表いたし討論を行います。

昨日の議員全員協議会での財政のこともありましたので、改めて繰り返し言わせていただくところになりますが、まずは今回、契約金額が１億2,656万1,960円で、ここのところの、しっかりと安全確保のためのプラントメーカーの関係上、随契でされております。そして、約28年が経っています中から、初めて更新するものも出てきています。

こういった中、島本町においてはほんとに丁寧な維持管理に努めていただいているところですが、清掃工場の寿命は、一般的には維持管理経費と新設経費との費用対効果の比較から、約20年程度といわれております。本町の清掃工場は、もう皆さんに言われて大事に使っていただいておりますが、この法的改正によりまして、循環型社会形成推進交付金制度を受けるためには、人口５万人以上、または面積400㎢の地域が交付対象地域とされている点。そして環境省が定めていますごみ焼却施設の設置基準が日量100ｔ以上の能力を有する全連続式焼却炉となっている点。こういったことにおいては本町が対象地域になるというには厳しいともなりますと、やはり本町の単費で施設整備をしていかなければなりません。

財政からも、建て替えとなると大変厳しい状況になってくると思いますので、以前より我が会派としては、やはり広域化を目指して努力をしていただきたいと訴えておりますが、なかなか、その点は全く未知数であることに、一日でも長く使用できるよう、町財政との整合性を図りつつ施設の維持補修を実施していかなければならないと判断し、賛成させていただきます。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第52号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第53号議案　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第53号議案　工事請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本契約の変更につきましては、平成30年９月６日議決にかかる「島本町衛生化学処理場解体工事請負契約」の一部を変更する契約で、工事内容を変更しましたことから、議

会の同意をお願いするものでございます。

それでは、議案書53の２ページの次に添付しております、第53号議案資料をご覧ください。

「変更の概要」につきましては、工事内容の変更に伴い契約金額を記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、工事の変更内容でございます。工場棟や処理槽などで杭が埋設されておりましたが、実際の本数が設計本数よりも少なかったため、合計22本分、減らすものでございます。

次に「土工事」でございます。廃棄物混じりの土砂が想定よりも多かったため、数量を増やすものでございます。またそれに伴い通常の土砂の量が少なくなるため、切土にかかる数量を減らしております。最後に、場内整備時に土砂の量が足りなくなることから、購入土による盛土工を追加しております。これらを相殺し、原契約金額を1億6187万9,040円増額し、４億5,326万3,040円とするものでございます。

なお、工期につきましては、原契約から変更なく、令和２年３月16日まででございます。

以上、簡単ではございますが、第53号議案　工事請負契約の変更についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第53号議案　工事請負契約の変更について、１点、質問します。質問は二つになります。現地視察、資料請求から思うことなんですけれども、廃棄物埋設の可能性がある区域以外に、元曝気槽があった付近で廃棄物混じりの土砂が多く埋設されていた。そして、当初の契約時には、このことがわからなかった。よって補正予算を計上し、このたびの契約変更に至ったと私は考えています。２点。

１点目、この曝気槽の工事が行われたのはいつで、工事請負業者はどこだったのでしょうか。２点目、曝気槽工事の際、土砂の埋め戻しに当該地にあったごみ混じりの土砂が使われた可能性は否定できないと、私はそういう印象を持っていますが、これについて見解はどのようなものですか。説明を求めます。

都市創造部長　２点、お尋ねでございます。

まず、曝気槽についてでございます。設置につきましては、昭和50年３月でございます。施工業者につきましては、山田工業株式会社でございます。

曝気槽設置時の土砂の埋め戻し状況につきましては、現在では確認できませんことから、ご答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第53号議案　工事請負契約の変更について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

衛生化学処理場の解体撤去工事につき、当初想定していた量よりも、さらに多くの不燃ごみが土砂に含まれていたことが判明いたしました。そのことにより、請負代金額を大幅に増額する契約変更です。新たな予算計上の必要については、すでに６月定例会議においてご提案があり、議会はこれを認めています。このたびの契約変更は、概ね妥当かつ必要なものとして、これを認めるものです。

しかしながら、不燃ごみを土に埋める感覚が当時の日本人に多くあったとしても、公共施設の敷地内に職員がごみを引き受けたということがあったとすれば、これを許容する気には到底なれません。そのごみ混入土砂をまた工事の際に埋め戻しに利用していたとしたら、それは倫理的に大変問題があったと思います。さらに懸念するのは、多くの廃棄物が混じる土砂を工事の埋め戻しに使ったことで、時間を経るとともに土砂に隙間ができて、地面の陥没等を招いていた可能性も否定できないのではないかということです。過去の職員の判断が、行いが、財政的にも業務的にも、後の世代に大きな負担を強いている。法的に問題はないという理由で課題解決を避けていくと、環境の問題は、未来に大きな負担を強いることになると、心しなければならないと思います。

工期に変更はなく、工事完了予定のことです。引き続き、請負先の株式会社鴻池組大阪本店と連携し、島本町の公共財産を高槻市に円滑に譲渡できるよう、誠実かつ丁寧に取り組んでいただきますよう改めてお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

以上です。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第53号議案　工事請負契約の変更について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

前会の議会からこの話はされてましたし、疑義があるものではございません。今、蓋を開けてみればガラ混じりの土があったということで、当然、それ処分しなければならないんで、この変更契約に関しては、別に、やらなければならないし、やって当たり前のことですから、賛成ということで、私の討論とさせていただきます。

（「議長」他、議場内私語多し）

村上議長　暫時休憩します。

（午後４時50分～午後４時52分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第53号議案　工事請負契約の変更について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の変更というのは不確定要素があり、廃棄物混入土が多く出てきて変更というのが大きな部分を占めていると思うんですが、多くの廃棄物混入土を処理するということは、購入土と埋め戻しについてはきっちりしてもらうことと、高槻市に譲渡するということで、その辺は確実にしてもらうこと。あと、島本町が管理する間については、排水等も島本町で見なければいけないということなので、工事の完了形をきっちりしていただきたいということを申し述べ、賛成の討論とします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第53号議案　工事請負契約の変更について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

質疑はいたしませんでしたけれども、過日の一般会計補正予算での増額補正のときに一定質疑をさせていただき、また現地の視察も手配をしていただいたということであります。現地確認及びこの金額の裏付け、増額の根拠、また後にこの解体工事をし、底地を整理して適正な形で、安心して高槻市へ譲渡するということについては、この件に関して補正予算増額までの間も、事前事後とも高槻市とは密に協議をされているもの、先方にも十分了解をいただいており、また近隣住民に対しても、工期の範囲内での変更ということでは早期に報告をされ、近隣住民のほうも現地を確認されているというようなことを聞き及んでおります、確認をしております。

そういったことを含めての増額であるということを鑑みて、本議案に対しましては賛成の討論をいたしますが、様々議論があった点、不明瞭な点があったということであれば、やはり何らかの形で払拭し、きっちりとした事後の報告も含めてしていただきたいということを強く申し述べ、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第53号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこれをもって延会とし、明日９月４日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日９月４日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時５６分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名
諸 般 の 報 告
一 般 質 問
平 井 議 員　防災訓練のあり方について
清 水 議 員　「わたくしたちは、自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくります」について
中 田 議 員　都市計画審議会と駅西のまちづくり
戸 田 議 員　１．島本町文化財保護条例施行１０年
～その成果と課題～
２．第４保育所と跡地の民間認定こども園
～保育の安定性をめざして～
福 嶋 議 員　１．ＩＣＴ機器の効果的な活用
２．過去の質問・答弁進捗状況の追跡調査（待機児童・町立幼稚園３歳保育・給水槽災害時用蛇口の活用）
岡 田 議 員　高槻市との広域連携について
河 野 議 員　１．役場庁舎「耐震化論議たらいまわし」はやめよう！
２．ＪＲ島本駅西地区都市計画は環境アセスメント及び町財政支出面の見直しを
３．「保育基盤整備加速化方針」の保育需要等の精査を求める。
伊集院議員　１．島本町まちづくり基本条例等について～行政の信頼は～
２．広域連携・広域行政について～警察署の移転建て替え～
第 ８ 号報告　平成３０年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 ９ 号報告　平成３０年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
第５０号議案　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第５１号議案　大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
第５２号議案　工事請負契約の締結について
第５３号議案　工事請負契約の変更について

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　２　号

令 和 元 年 ９ 月 ４ 日（水）

島本町議会９月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　令和元年９月４日（水）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢	教育こども部次長	川畑　幸也
総務部総務・債権管理課長	中嶋　友典	総務部財政課長	森　泰昭		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和元年９月４日（水）午前１０時開議

日程第１　第５４号議案　平成３０年度島本町水道事業剰余金の処分について

日程第２　第５５号議案　島本町印鑑条例の一部改正について

日程第３　第５６号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第５７号議案　島本町保育所条例の一部改正について

日程第４　第５８号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第５　第５９号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第６　第６０号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第７　第６１号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について

第６２号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について

第６３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）

第６４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第６５号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第６６号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第６７号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第８　第６８号議案　令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第９　第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第１、第54号議案　平成30年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　おはようございます。それでは、第54号議案 平成30年度島本町水道事業剰余金の処分につきまして、ご説明申し上げます。議案書54の２ページの次に添付しております議案資料をご覧ください。

提案理由でございますが、「地方公営企業法」第32条第２項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものでございます。

議案の概要でございますが、参考資料といたしまして、次のページに添付しております「平成30年度島本町水道事業会計決算書」の抜粋で、上段の表「平成30年度島本町水道事業剰余金計算書」、右の欄「利益剰余金」の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

今回の剰余金の処分につきましては、表の中段、前年度の処分後の残高、平成29年度の処分後残高でございます繰越利益剰余金2,551万8,564円に、当年度変動額（平成30年度変動額）１億5,865万6,777円を加えました、当年度未処分利益剰余金（平成30年度未処分利益剰余金）１億8,417万5,341円を処分するものでございます。

次に、下段の表「平成30年度島本町水道事業剰余金処分計算書（案）」、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。未処分利益剰余金、当年度末残高（平成30年度末残高）１億8,417万5,341円の処分につきましては、議会の議決による処分として、その処分額は１億5,768万1,434円で、その内訳でございますが、資本金に組み入れます6,568万1,434円につきましては、当期純利益に含まれております営業外収益である長期前受金戻入れ――資産の取得等に伴い交付される補助金等について減価償却見合い分を収益化したものでございますが――5,035万4,739円と、企業債元金償還のために減債積立金から振り替えた1,532万6,695円を加えた合計額でございます。

そして、将来の企業債の償還財源として、減債積立金に9,200万円を積み立てようとするもので、その結果、繰越利益剰余金につきましては2,649万3,907円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 54 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 54 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第２、第 55 号議案　島本町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第 55 号議案　島本町印鑑条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「住民基本台帳法施行令」等の一部改正を受け、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、印鑑登録証明書において旧氏の記載が可能となるよう所要の規定の整備を行うものです。

それでは、議案書 55 の６の次の次のページに添付しております第 55 号議案参考資料「島本町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表」に基づき、順次、ご説明申し上げます。

まず、１ページの改正案の第２条、第３条第２項第１号及び第２号、参考資料２ページの第６条第１項第４号及び第８号につきましては、「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」を受けて、住民基本台帳法事務処理要領及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことによるものでございます。

また、第６条第２項、参考資料３ページの第12条第１項第２号から第６号、第14条第２項から第４項につきましては、現行の条例に規定しております事項につきまして、より詳細に規定をおこなうものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整理を行うものございます。

施行期日は、令和元年11月５日でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、島本町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第55号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第55号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第３、第56号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について及び第57号議案　島本町保育所条例の一部改正についての２件を一括議題といたします。

なお、本案２件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第56号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書の56の１ページでございます。

提案理由につきましては、町立第四保育所がふれあいセンターへ移転すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案参考資料の「島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例　新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

まず、別表第１（２）ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料でございます。

現在、旧女性交流室を第１学習室、旧ボランティア情報センター室を第２学習室、旧生涯学習課準備室１を第３学習室としてご利用いただいておりますが、第２学習室につきましては、旧第２学習室に比べ面積がやや減少しているとともに、室内の仕様等も他

の学習室と変わらないことから、１時間当たりの使用料を300円とするものでございます。また、調理実習室及び機能回復訓練室につきましては、調理室及び保育室とするため削除するものでございます。

次に、備考の６　無料施設につきましては、第１学習室に変更した女性交流室並びに保育室に変更するコミュニティルーム及び多目的室を削除するものでございます。

次に、次のページの別表第２（１）ケリヤホール付帯設備使用料及び（２）ケリヤホール以外の貸館対象施設付帯設備使用料でございます。

これにつきましては、記載のとおり、文言修正または削除を行い、付帯設備の実態にあわせ、文言を整理するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日としております。ただし、第２学習室の使用料の減額につきましては、部屋の移動先で運用を開始した７月18日に遡及し適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第57号議案　島本町保育所条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町立第四保育所が島本町ふれあいセンターへ移転することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案資料の新旧対照表をお開きください。改正内容につきましては、町立第四保育所の所在地を変更するものでございます。

現在、未耐震である第四保育所につきましては、「保育基盤整備加速化方針」に基づき、役場前駐車場に移転新築する方向で事務を進めているところでございます。そして移転新築するまでの間、本年11月から、一時的にふれあいセンターにおいて保育を行うこととし、６月定例会議におきまして移転のための改修工事等にかかる補正予算についてご可決賜り、現在、改修工事などの移転準備を進めているところでございます。

予定といたしましては、10月下旬に工事等が完了し、11月１日から、ふれあいセンターに第四保育所の機能を移したうえ、ふれあいセンターでの運営を始めることとしておりますことから、その日をもって、条例に定める第四保育所の所在地を、現在の場所からふれあいセンターの所在地に改めるものでございます。

最後に、施行期日は、令和元年11月１日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

村上議長　これより、本案２件に対する質疑を行います。

河野議員　種々、二つの議案に対して資料請求をさせていただきました。「ふれあいセンター利用者及び社協まつり実行委員会等からの要望、回答、協議内容のわかるもの」と

しては、ふれあいセンター運営協議会の要点録を全議員にいただいております。また、「保育所条例」の一部改正については、６月会議で一定、一般会計補正予算などの審議を経ておりますので、それ以降の「保護者会や保育関係者の要望内容のわかるもの」、これは閲覧ということですので、コピーしていただいております。

ここに至るまでの経緯も、一定確認の必要があると思います。12 月、２月会議、６月会議で様々な議員からも指摘もありましたし、いよいよ、この議案の議決をもって正式にふれあいセンターに第四保育所の仮移転が進められるということになりますので、それまでの間に気づいているところは、ここで十分に訊いておく必要があると思っておりますので、ちょっと、お時間いただきます。

まず、６月会議までの様々な予算と工期の中で、今回、資料の中に図面をいただいております。これはあくまで「第四保育所在籍児童保護者各位」ということですので、第四保育所の保護者がふれあいセンターに移られたときにどうなるのかということが中心になった資料になっております。今、４階のトイレ、昨日、ちょっと一般質問でも触れましたけれども、４階の、特に北摂でも利用者が多い、お子さんの利用がすごく多いと言われている、児童書の貸出冊数も高位にあると言われている、利用の多い図書館の利用者が使われるトイレが、すでに使えないという状況に至っていると聞いております。現状確認のために、このことについての答弁を求めます。また、スケジュール上、これは如何ともし難いのかと。もちろん、11 月１日スタートに間に合わなければいけませんので、今さらということですけれども、その点についての手当てはどうなっているのかということが１点です。これはちょっと、ふれあいセンターの運営委員会の中では、そこまではなかったと思われます。

それから、この資料ではちょっと窺い知れない大新東、指定管理者、受付業務、維持管理､すべてまかなっておられる大新東からの要望事項はなかったのかという点ですね。それが１点。それから、一番懸念されております、他の議員からも、この議場で何度か指摘がありました。空調設備の現状、本来設計をして、ある時期、ふれあいセンターの開館をストップしてでも工事をやる必要があるとも言われてきた空調については､11 月以降、安全な対応ができるというふうな手当てはできているのか。

まず、この点、お答えください。

教育こども部長　それでは、ふれあいセンター４階のトイレについてでございますが、トイレの改修内容といたしましては、女子トイレの個室内の大人用の用便器１基を撤去して、児童用の便器１基を設置をする。そして男児用の小便器を１基設置するということで、一定使えない時期があるというだけで、一般の方にも使っていただくように準備をしているところでございます。

以上でございます。

総務部長　大新東からの要望はなかったのかというご質問にご答弁申し上げますが、これ

まで定期的に大新東指定管理者に対しては説明をさせていただいておりますので、特に要望という形ではございませんが、適宜、説明をこれからもして欲しいというようなことは承っているところでございます。

以上でございます。

総務・債権管理課長　ふれあいセンターの空調についての現状について、お尋ねがございました。

平成30年度に、空調設備につきましては全面的な更新工事に向けた設計業務を行っておりまして、本来であれば、その設計の内容を踏まえて、１年間の周知期間を置いて全面的な更新工事をする計画で事務を進めていたところでございます。ただ、保育所がふれあいセンターに来てる間というのは、空調を止めての工事というのは難しいと思っておりますので、そちらについては、保育所がふれあいセンターからまた移転するまで、空調工事については行わずに時期を延ばすというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員　私は総務のほうにお訊きしたいと思っております。ふれあいセンターの中で四保を使わせていただくということで条例の改正があるということなんですが、教育委員会のほうにお聞きいたしますと、改修工事のスケジュールに関しましては予定どおりにいっておりまして、11月から使用するということをお聞きいたしておりますが、住民さんに周知徹底された場合ですよね。総務のほうから広報誌を使われて、６月には結局、ふれあいセンターのこういう場所は使えませんよということで、広報誌にはあげられておられますが、じゃ、それがいつまで使えないのかということは全く触れていらっしゃらないように思っておりますが、住民さんからは、６月から使えなくなるということはご存じです。でも、いつまで使えないのかということが住民さんに周知されていらっしゃいますか。確認したいと思いますし、もしもされてないようであれば、いつの時点で周知されるのでしょうか。ほぼ毎日のように利用されている住民さんもいらっしゃいますので、その辺は、はっきりとしといてあげたほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

総務部長　ただいまのご質問に、お答えします。

ご指摘のとおり、ふれあいセンターがいつまで使用できないことになるのか、一部の部屋が使えなくなるのかということについては、具体的にはお知らせをしておりません。現在、当面の間、使用停止、一部使用停止という形でお知らせをしておりますが、これにつきましては、現時点でいつまでになるのかということは、新しい第四保育所の工事の進捗等にも関わってまいりますので、そのあたりがわかった段階で、できるだけ早く住民の方にはお知らせをしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

岡田議員　わかりました。楽しみにふれあいセンターにいらっしゃっている住民さんがいらっしゃいますので、住民さんの声を代弁すると、６月から利用できないということはわかっていらっしゃるようなんですが、まだ改修工事等の状況が見えないので、こんな早くから中止しなくていいじゃないかとかいってね、しょっちゅう利用される方は、そのように言うていらっしゃる声もお聞きしておりますが、やはり、できるだけ早く、これは周知されるほうがいいのではないかと思いますので、その点、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上です。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

大久保議員　第 56 議案で、「島本町ふれあいセンター条例」の一部改正についてですけども、１点だけお伺いしたいんですが、先ほど総務部長も説明はされましたけども、第２学習室の使用料なんですが、800 円から 300 円と、急に値下げがされていると思いますけども、この根拠というものを、ちょっともう一度お聞かせ願えませんでしょうか。

総務部長　第２学習室の使用料を減額した根拠についてでございますが、現在の第２学習室につきましては、旧の第２学習室に比べまして面積が少ないことがございます。そして、旧の第２学習室に比べて部屋の仕様とか備品、そういったものも現時点では他の学習室と変わらないというような状況になっておりまして、使用料を一定減額する必要があるであろうということを検討しました。そして面積と定員は若干、同じような部屋の第１学習室に比べては少なくなるんですけれども、旧の第２学習室から備品を持ってきておりますので、若干、その備品の質が良いとか、そういった点がございますので、300 円程度が妥当であろうということで、決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

中田議員　「ふれあいセンター条例」の一部改正についての質問です。施設としては、女性交流室とコミュニティルームと多目的室がなくなると思います、いったんですね。コミュニティルームと多目的室については、ふれあいセンターの施設内に学習や、一般の方が使えるような机が増えたり、休憩室とか。あと１階の団体室も開放されているということで、一定、代替施設が用意されていると思うんですが、女性交流室に関しては全くなくなるということだと理解しています。女性交流室に関しては、唯一ふれあいセンターの中で、予約を取って、誰でもが無料で使える場所だったわけです。

これに関して、ふれあいセンターの中では、その場所が見つけられなかったというのはわかるんですが、それ以外、例えば町内で代替施設を検討するということはされていますか。質問です。

総合政策部長　女性交流室につきましては、移転する場所と言いますか、部屋の確保というのが非常に難しい中で、人権文化センターのほうで、いろんな、皆さんに見ていただけるようなチラシとか、そういった周知には努めていくということで一定配慮はしたん

ですが、部屋の確保までというのが非常に、どこの施設を見ても空きスペースがないということで、現時点では、代替の部屋は確保できなかったということでございます。

以上でございます。

中田議員　機能だけは人権文化センターに移転されたということですが、実際問題、その場所を借りて、無料で使えるというところは確保できていないということだと理解しました。一方で、これは女性交流室の名前、もちろん女性だけではなくて男性も借りられるわけですが、女性交流室という名前で、人権施設であり、女性施策の一定のものだと思うんですが、それが後退することは良くないことだと思います。例えば、平日の午前中に女性の方が裁縫などすることで、そこで集って作業されているようなこともありますし、一定、ふれあいセンターや人権文化センターで確保できなかったとして、どこかで探していただきたいなと思います。

その点で住民の方から、例えば、水無瀬駅の商店街がシャッター街になっていて、場所が空いていると。あの場所を、予算を伴うかも知れませんけども、いったん町が、使えない期間だけでも借り上げて確保してもらえばありがたいのにな、という声も聞いていますので、その点も、ぜひ検討していただきたいと思います。これは要望というか意見です。

それから、次の質問です。四保の「保育所条例」の一部改正についてです。

資料請求で、「ふれあいセンター移行にかかる保育についての説明会の概要」というものを出していただきました。それの６ページに、保護者の方からの質問があります。一番上の段に、「１階から４階の階段に隙間があるが、小さな子どもには危ないので改良はしないのですか。」という質問に対し、「現状のままで改良の予定はありません。」と答えておられます。「おられます」というか、これは所長さんが出したので、所長さんの答えかも知れませんが、行政としても、こういう答えを出していると思います。

私も実は12月でしたかね、「加速化方針」が示された後にふれあいセンターを見に行ったとき、たぶん、この階段というのは図書館を出てすぐのらせん階段だと思うんですが、あそこの隙間が開いていることはとても気になっていました。保育所としての機能の一部ではないですが、４階にも３階にも子どもが行くということで、送り迎えや、その他飛び出したときにあそこを使う可能性はあると思います。ですから、この保護者の方の要望というか、疑問はもっともだと思います。これに関して、指摘があったのに対応しなかった。で、もし事故が起こったりしたら、それこそ一大事ですので、これは全庁あげて「加速化方針」、「緊急事態宣言」出してあたるというのであれば、この点も対応していただきたいと考えますが、いかがですか。

教育こども部長　１階から４階の階段隙間の部分、小さな子どもに危ないので改良できないか、というところでございます。

所長のほうから保護者の皆さんにお出しさせていただいた部分では、現状のままで改

良の予定はない。これは所長だけが出したんじゃなくて、当然、教育委員会として出させていただいておりますが、階段は確かに隙間あるんですが、業務用のエレベーター、あの部分を使って、行動するときはエレベーターを使って移動するようにというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

中田議員　もちろん、エレベーターを使っていただいたらいいんですが、そうであっても、万が一ということがあります。これだけ指摘があるのですから、対応することが筋というか、万が一のことがあったときに、やはり責任を問われるのは行政ですし、お子さんの命が一番大事ですので、これはネットを張るなり、対応をすることが必要と考えます。もう一度ご検討、お願いいたします。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

河野議員　最後の質問みたいなので、ちょっとお願いします。先ほど答弁をいただいた、ちょっと元に戻りますけれども、細かい点、すごく大事ですが、この河２・人５の資料で事前説明会、夏の間に説明会をされ、そのQ&Aも、欠席された保護者にわかるように当該の保育所長がまとめられたものをお配りされているようです。しかしながら、先ほどの中田議員の階段の件ですが、今、島本町でこういった安全対策にかかる基準、認可保育所にかかる。そういったものを島本町として責任を持たなければいけない状況ですので、以前、ちょっと大阪府にもいろいろな情報をもらうために話を聞きに行ったことがございます。ちょうど10ヵ月ほど前のことですが。

当然ながら、大阪府としては、自分達の権限が及ばないところには現地も確認されていませんので、こういった、いわば、らせん階段のようになっているふれあいセンターの階段。これは朝の７時半から９時までの間は、送迎にかかる保護者及び入所児童は使用しないものということになっているのですね、と。そうであれば９時から以降、業務用エレベーターで徹底する、保育所の移動に関しては、それで徹底するということですね。いずれにしても、図書館とかほかの行事で、乳幼児のお子さんを１人、２人と連れて登り降りされているお母さん方、お父さん方もお見受けしますけれども、保育所の場合は１人で２人、３人、両手に乳児ということで、１対５とか、１対６の関係などで保育されてますので。ましてや自分の足で歩かれるお子さん、移動ができるようになるお子さんが一番危険だと。１歳、２歳、３歳ぐらいですね。あの隙間から抜ける可能性のある身体の大きさに値する子どもさんが、あそこを絶対に保育活動中は通らないということで、保育活動は徹底されているということなんでしょうか。答弁を求めます。

そういったことについて、第三者の意見、最後の第三者というのは、ここの議会が最後のチェック機関ですので、今やっているわけですけども、客観的に見られる第三者、学識や専門家などのご意見を現場において視察のうえでチェックをされているかということについて、改めて確認をさせていただきます。安全面、防犯面、両面です。よろし

くお願いいたします。

それから、第四保育所の保護者については、あくまで今回の条例は、今の桜井の場所から――桜井同士ですけども、ふれあいセンターに移るための条例改正ですので、今後、この第四保育所が建ったときに、今の現時点での計画では役場前駐車場に住所を移すという条例改正が待っているものと思いますが、現時点で保護者に対して、新しく建て替わる耐震化の保育所についての説明及び意見聴取というのはどこまで進んでいるのか。それによって、この「当面の間」と示されている仮移転にかかる保護者や子どもの負担についても、ずいぶん変わってくると思います。見通しがあるということが、一番の救いですので、その点について、現時点で把握されている範囲でお知らせください。

それから、教育こども部長には先ほど図書館の利用者のことを申し上げました。または教育長にとお尋ねいたしますが、図書館も教育こども部の所管ですので、直接、保育の専門とか保育を担当される職員ではありませんが、この工事の経緯などは、ふれあいセンター内で執務をされる職員にはやはり十分に周知をされ、そして日頃の業務の中での関係ない部署、入浴室とかね、民生部局もありますし総務部局もありますので、いきいき健康課もあります。そういった方々からの気づきとか、わからない点、不明な点について十分に周知をされて、ふれあいセンター内で働かれる町職員が一丸となって、この事業にもあたっていただけるような、そういった体制を作ることが大事かなと思っておりますが、そういった総務部や健康福祉部への情報共有、あるいは不明な点、不審な点についての十分な意見交換はされておられるのか。ちょっとその点が、この間、どうなっているのかなというふうに感じるところがありますので、答弁を求めます。

教育こども部長　複数点いただきましたので、順次お答えしますが、まず、朝の送り時間、大変混雑するというところの部分でございますが、今考えておりますのが、登所時間につきましては８時か８時半頃がやっぱりピークで、相当の方々が来られますので、混雑することが予想されますので、エレベーター室限られておりますので、今考えておりますのは、保護者の通勤にも影響が出てはいけませんので、登所の際は１階のプレイルームでお子様をお預かりして、８時半頃に保育士が各保育室に児童を連れて移動するというようなことを考えております。

そして、第三者の目ということに関しましては、今、工事を進めておるところでございますが、11 月１日から第四保育所は移転しますが、その前に 10 月中にできますので、その時点で子ども・子育て会議の委員の皆様に施設内を見ていただいて、またご意見をいただきたいと考えております。

そして新四保、新しく移転新築する四保に対して保護者の皆さんのご意見というところにつきましては、これまでも昨年の 12 月、２月に説明会を開催させていただいて、たくさんのご意見をいただいて、その内容もいただきながら、現在、この事業を進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、あと、ふれあいセンターで今回保育所を行っていくにあたって、庁内の関係部局への周知ということにつきましては、今、おっしゃっていただいているように、その場で働く民生部局の職員などもおりますので、事業内容、そして施設の概要についてはご説明をさせていただいて、共有していきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　ちょっと、先ほどの河野議員の質問とかぶっちゃうかも知れないんですけど、聞き取りにくかったので教えていただきたいんですけど、この条例の施行は 11 月１日で、これからふれあいセンターに第四保育所が移転するということですけど、その工事が結局完了するとか、竣工というのは、どのくらいを目途にしているのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。図面とかではね、私たちも見せていただいているんですけど、やっぱり紙で見るのと、実際にできあがったものを見るのと、当然、私たちもそうですし、担当部局も目で確認して、そこで初めて気づくこととかもあるんじゃないかなと思うんですよ。そのあたりの期間、一定取っているのかなというのが、ちょっと気になるのが１点。

それと、どちらにせよ、ふれあいセンターでやろうと、どこの施設を使おうと、外で散歩してても、一定の危険というのは常にはらんでいるものだと思うんですよ。その中でね､やっぱり想定していっているルートというのをしっかり通ってもらうというのが、まず、一番最初に守らなあかんのかとな思うんですよ。それを外れてしまうと、当然、想定されてない危険というのが出てくるでしょうし、そのあたりについての見解、ちょっとお伺いしておきます。

教育こども部長　２点でございます。11 月１日にふれあいセンターに移転予定ということで、今現在、工事を進めておりますが、工程では、移転日の１週間前ということで工期を組んでおりますが、内装工事や電気設備工事など、各部屋の主立った工事は 10 月上旬ぐらいには終わると聞いておりますので、その時点で、保育所で働く職員も含めて私どもで確認に行って、動線等、確認していきたいと考えております。

そして、またふれあいセンターという、本来保育所でない施設で保育を行っていきますので、その点については、やはり何か緊急事態が発生したときに、どのような動線で避難していただくのかということを職員全体で確認しなければいけませんので、月に１回、今後も避難訓練を行いますが、その前に保育所の職員については所長を中心に現場に行って、その動線等は確認して、危険回避に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　わかりました。それで実施設計とか工事契約とかのときもお伺いしてますけど、これは確認なんですけど、使ってみなければわからないことっていうのも当然出てくるでしょうし、そのあたり、その都度その都度、柔軟な対応していくというのは、これは確認ですけど、基本的な姿勢は変わってないって思っていいですかね。

教育こども部長　これまでも工事費等の補正予算のときにもお答えをさせていただいておりますが、当然、使ってみて初めてわかることもございますので、その点は柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　警備員の配置と駐車場について、お尋ねいたします。

警備員を配置するということでしたが、緊急時に複数の警備員が相互の連携が取れることが重要と指摘しました。繰越明許における質問で問うた件です。検討しますとおっしゃっていましたが、どのように、その後、検討されましたか。

送迎による駐車場の利用についてです。朝は時間帯がちょっと異なりますので、あまり心配はしていませんが、お迎えの際は、かなり、ふれあいセンターの利用者の車との混雑が予想されます。路上駐車が増える可能性もあると思っています。何らかの対策が必要であると思いますが、いかがでしょうか。また、現第四保育所の駐車場を継続して活用するとの理解でよろしいですか。

以上２点、お願いいたします。

教育こども部長　まず、警備員の配置、連携等についてでございますが、今の予定では、警備員は２階から４階の各階に１名ずつ配置をいたしまして、全体の配置時間といたしましては７時半から 19 時まで。このうち、保育時間中は３階と４階については間仕切りを持ちますので、間仕切りの扉周辺で警備。そして２階については避難階段との位置関係上、間仕切りを設けることができませんので、保育室として使用する機能回復訓練室の入り口前で行うよう配置することを考えておりますが、まず７時半から一般利用者がふれあいセンターに入館可能となる８時半までの間につきましては、１階及び地階出入り口に１名ずつ立っていただいて、保育所利用者であることが確認できた場合のみお入りいただくような、その７時半から８時半までの間は２・３・４階の各階に配置するんじゃなくて、入り口に配置するような形を考えていきたいというふうに考えております。

そして駐車場につきましては、現第四保育所の駐車場が引き続き使用できるのかという点につきましては、引き続き使用できるように対応していきたいと考えております。そして、駐車場は保育所優先で使えるのかという点につきましては、現保育所でも送迎は徒歩か自転車でお願いしております。ふれあいセンターでも、引き続き、そのことをお願いしていきたいと考えておりますが、やむなく車での送迎をされる方もおられますので、専用の駐車場はございませんが、使用は認めることとして、ただマナーを守っていただいて、皆さんで譲りあってご利用いただくということを働きかけていきたいと考えております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「緊急時の警備員の連携は」と発言）……。具体的に、今、相互連携で、例えば携帯を持つとかトランシーバーを持つとか、そういうことは今現時点では考えておりませんが、何らか方策は今後検討していきたい。

ただ、その部分も警備員が３人も配置できておりますので、それ以外にも保育士も通常以上の配置を今、考えておりますので、その全体的な連携の中で対応していければなというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　警備員の配置については、いろいろとご検討いただいているということは理解できました。緊急時、有事のときに、それが他にも伝達できるように、例えば警備員の委託とか、そういったときの仕様書にそれらを明記しておくとか、様々な方法があると思いますので、鋭意検討をお願いいたします。

駐車場については、役場庁舎の問題が今、スケジュール的に見直しが進められてますので、現状、住民ホール跡地が使えるのかなと思っています。混乱をしないように、周知等が要るかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、女性交流センターについて、お訊きします。保育の施設整備が完了した後、元の機能に戻す、ふれあいセンターの元の機能に様々な貸し館を戻す際、これを機に、時代のニーズに合った新しい改革がされるのではないかと期待するところでありますが、女性交流センターについては、元の場所に必ず戻されるというふうに理解してよろしいですか。

総合政策部長　現時点で今のところ、というところまでは決定はしておりませんけれども、全体的な、今回、貸し館としての変更もさせていただいてますので、その辺を整理をしたうえで、改めて庁内で検討したいというふうに考えております。

戸田議員　所管の委員会でも過去に述べましたけれども、女性問題は、もう年齢を問わず、ますます深刻化、多様化していると思います。従って、保育施設を移管する、暫定的にふれあいセンターを保育所として活用するということをきっかけに、女性交流センター、あるいは女性施策の後退を招くようなことになっては、これは私は納得しがたい。そのことを申し述べておきます。詳細については、また所管の委員会で機会があれば問うていきたいと思います。

以上です。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

河野議員　漠然とした質問、先ほどずっと続いておりましたけども、教育こども部長からてきぱきとご答弁いただいたんですが、まして、この保育所整備に関しての「加速化方針」にかかる業務量ということを鑑みますと、ちょっと酷かも知れないなと思いつつ、やはり他の部局の、このふれあいセンター内の利用及びそれにかかる総務部の業務、職員、そしてもちろん教育こども部の職員、ふれあいセンター内でやっておられる職員に対して、議員に対してはいろいろ資料もいただき、こういった工事工程いただいてますけど、やはり、それでも 14 人かかってもね、十分に掌握でききれないというところがあるのが実際やと思ってますが、日々、そこで仕事される職員に対しては、どのような形

で、今日のような、保育所の保護者に配っておられるような資料の周知、配布、一職員も含めて、まして臨時職員が非常に多い部署でもありますので、どのように、かつてこれまで周知をされてきているのかということを、参考までにお聞きしたいと思っております。

できるだけわかりやすく、このような変更事項、日々の施設の事項。そして、それを大新東が指定管理者でやっておりますし、土曜日は、保育所職員以外はほぼ正規職員の人はいない。総務部職員は土曜・日曜は基本休みということで、電話でのやりとりになりますので、そういった意味での連携ということですね。もともと保育所も土曜日は所長だけでやっておるわけですけども、その点での複合施設の中に対しての仮移転ということは、全国を見ても、そうないことであると思いますので、各部局への説明、情報提供、周知徹底。これは必要であれば町長にもご答弁いただきたいと思ってますが、そして、流すだけではなくて、疑問があったときに、これはこうなっているんだけど大丈夫かというような疑問があったようなときに、フィードバックして、それに対して打ち合わせをして解決をするなり、一定、しばらくは容赦をいただいたりとか、利用者に説明をしていただく。それはやっぱり職員は十分に納得して、周知、熟知してはじめて、利用者に対しての説明ができるということになりますので、そういうことは今、この「加速化方針」で仮移転が決まって以来、組織としてできているのでしょうか。あるとすれば、どのようにやっているのか。フィードバックはどのように受けて、かつてどのようなことを解決してきたかと。事例がありましたら、それもあわせてお答えいただきたいですが、何となくですが、十分聞き取っているわけじゃないですが、その点が、教育こども部だけでも限界があるし、総務部だけでも限界があるというところがあるのではないかと。その点を取り結ぶのはどこなのかという点で、今の現状をお答えいただき、今後の善処についても求めたいと思いますが、いかがですか。答弁を求めます。

あとは、９月２日付けで住民有志の方から要望書をいただいております。やはり、この「加速化方針」そのものについて説明会をして欲しいという要望書であったと記憶しております。９月２日の夕刻５時に議長名で各議員へと、この要望書は届けられておりますし、書面を見れば、教育委員会、教育長宛てにも出されているということですが、これは単に保育所を利用されるお子さんに関わる関係者に理解や、また疑問を解消するだけではなく、やはり保育所を利用されていないけれども、町の財産であるということで住民も参加ができるという、そういったタウンミーティング、あるいは説明会が、この間、一度も開かれてこなかったということに対しての警鐘を鳴らしておられました。

非常に厳しいタイトなスケジュールであると思いますが、可能な範囲で、この 11 月１日の移動にかかるまでの間、早い時期に、やはり「加速化方針」そのものについてもタウンミーティングか説明会、できるだけオープンにしたものを一度開いておく必要があるのではないかと思っております。先ほど申し上げたように、このような福祉・教育・

文化施策、社会福祉協議会もあるような複合型施設に保育所を仮移転するというのは、たぶん全国でも、よほどの大災害があったところ以外は初めてかも知れないという点ではね、経験が、あまり私も調べられておりません。だから、想定も非常に難しいと。いろんなことが起こり得ると思ってますので、その点も含めて、職員と議会の議論だけでなく、やはり住民の英知を借りると。

そういう中でまた、昨日も出てきた財政の問題などのいろんな意見が出てきて、いろんな英知が集められて、もしかすれば議会、議決機関と職員の執行機関、それ以上のいい知恵が浮かぶし、何よりも、そこで相当お怒りを受けるとは思いますが、そのうえで理解者や協力者を拡げていくという試みが、この開園までの間に一度やっておいて、なぜ、こんなことになったのか、なぜふれあいセンターなのかということを、広く住民に知らせる場所をぜひ持っていただきたいと。これは町長に対して申し上げますが、いかがでしょうか。

教育こども部長　他部局との連携についてでございますが、これまでの対応といたしましては、やはりふれあいセンターを所管しております総務・債権管理課、そして館を運営しております指定管理者、そして教育こども部でありましたら子育て支援課の課長を含めて、担当者が再三再四にわたって様々な角度からの検討を行って、今日まで来ております。

ほかの部局についての説明ができていないんじゃないかということにつきましては、事あるごとに、広報が出て、お知らせさせていただく場面もありますが、そういうご指摘がある部分については、今後、適切に皆さんにお知らせをしていきたいと考えておりますし、私どもとしては、保育環境が整っていないふれあいセンターを使っての保育ということを、ほんとに重大なことであるという認識を持ちながら、今後も保育環境を調えるべく事務を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

そして、先ほどありました９月２日付けで出てきた説明会等の要望があった要望書の件でございますが、確かに私どもも受け取っております。今、「島本町保育基盤整備加速化方針」、昨年 11 月に披露させていただいて、四保の耐震対応が大きな課題となっていることや、待機児童対策等も含めて、この方針を出させていただいたわけでございますが、昨年 12 月、２月にも、その保護者の皆様には説明会を開催させていただいて、この「加速化方針」にはご理解をいただいております。そして、11 月から始めて１年弱になりましたが、様々な整備方針に基づく事業につきましては、この議会の中でご審議いただいて、ご議論いただいたうえで、ご可決いただいた予算に基づき執行いたしておるというのが現状でございますので、私どもとしては、このことをもって事業運営が適切にできておるということを考えておりますので、今現時点では、説明会をする予定はございません。

以上でございます。

山田町長　９月２日付けでいただきました要望の件についてでございます。私も、その内容は一読させていただいております。まだ、正式に教育委員会とその件についてじっくりと話をしたわけではございませんので、現段階では結論というものは出ておりませんけれども、説明が、直接的な住民さんへ向けた説明会が欲しいというご要望は、私もそのお気持ちは十分察するところでございます。

今、教育こども部長からもありましたように、現段階では、教育委員会としては考えていないということですけれども、町長部局としてタウンミーティング等々、今後も続けていきたいとは思っておりますので、その中で話をする機会があればとか、そういったところは検討が一部できるのではないかなというふうには考えておりますし、ただ、説明会すぐにということであれば、住民さんへの広報という部分においては、さすがに11月までにはちょっと間に合わないということも考えられますし、また現在、教育こども部としても鋭意11月１日に向けて努力をしている最中でございますので、なかなか人員の観点からもやりづらい部分もございますので、その中で何とかスケジュール調整できたとしても、なかなか11月までにはというのは難しいかなというふうには、今、考えております。

ただ、何らかの形で、私としても、これまでも皆様のご質問の中でも情報発信、それから意見聴取というものを、しっかり、もっとやっていきなさいということもご指摘をいただいておりますので、今後、何らかの形で私、町長として何かタウンミーティング、またそういったものの中でできればいいなというふうには、今、考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時01分～午前11時15分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第56号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第56号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

町立第四保育所が、ふれあいセンターに移転することに伴う所要の改正です。それに

あたり、幾つかの施設、部屋がなくなります。その中で一つ、代替施設が、機能が補完されていないのが女性交流室です。これに関しては、できるだけ代替施設を今後どこかで確保していくような検討をお願いしたいと思います。

というのも、代替施設としては町内の人権文化センターもわりと利用しやすい場所なんですが、そこも今、配管工事で利用ができない状態が続いています。今回、ふれあいセンターの工事もそれに重なっていますし、もう一つは女性施策の後退を招くことがあってはならないということ。そして、住民が今まで、ふれあいセンターの中で、唯一無料で時間を指定して借りることができた、集いの場所だったということもありますので、この点、どこかで補完していただくようにお願いします。

その点、先ほど質疑でも述べましたが、例えば水無瀬駅前の商店街の中の空いている場所を使って、その場所を代替施設として検討することもあってもいいのかなと思います。その点は、住民の利益、福祉の向上だけでなく、商店街のにぎわいということにも繋がる施策だと思いますので、この点もぜひ、検討をお願いします。

工事にあたっては、多くの皆さんが利用する施設ですので、安全性をしっかりして行っていただきたいと思います。

もう一つ、戸田議員も先ほど述べましたように、いったん、この施設を改修した後、戻すところ、女性交流センターの機能がどうなるのかという点も、まだ今は不明のようですが、この点も、女性施策を推進するという観点をしっかり残したまま、今後も進めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第56号議案　島本町ふれあいセンター条例一部改正について、日本共産党・河恵子より賛成の討論を行います。

主たる改正内容は、第四保育所の耐震化を前倒しをする、その事業に資する諸室の変更が主なものと聞いておりますが、それに関わって、各細部にわたって使いやすさを追求した部分については必要な改正であったと思われますし、第四保育所を耐震化するにあたって、当初から、今の時点に至っては、やはりプレハブを第一義に考えるべきであったと考えていて、提案をしてきた議員としましては、非常に最終的な判断として、苦渋の選択ではありますが、ここまでに至る教育こども部の日々の努力、そして何よりも保育所保護者、保育士さん達の話し合いや、現状を受け入れるという相当な努力を前に、賛成せざるを得ないというものです。

ふれあいセンター条例ですので、そちらに限って言わせていただきます。

ただ、昨年の北部地震発生に端を発する、やはり今までの各公共施設の耐震化方針がなかなか非現実的であった。それと、今後の災害対応には、今までの災害施策では不十

分であったということを露呈するものであるというふうに思っておりますので、この点では、先ほど私も何度も申し上げました、教育こども部、総務部が中心になって奔走していただいていると思いますが、そこは総合政策部が「公共施設総合管理計画」を策定する中心メンバーであり、これを管理するという立場にあるわけですから、全体の進捗状況、あるいは双方の部局間の連携、総合政策部も含めて、この「公共施設総合管理計画」をもう一度再点検をし、来る様々な大災害を想定して、予防的な、あるいは危機管理的な、今ある島本町内の公共施設をどのように使うのか、早めに手を打つのかということについて、やはり深い議論をしていただきたい。

それプラス、ふれあいセンターというのは健康福祉部、総務部はもちろん、それから社会福祉協議会、また教育こども部の図書館等、日々、年間 20 万近い住民が多様に利用される施設であり、一番の来館者を誇る施設でもある。そこに公立保育所の耐震化工事中の仮移転をするという先例は、たぶん全国を見てもほとんどないと思われます。一方で、プレハブ設置であれば相当な経験があったということですが、その点で私自身も、このふれあいセンターに仮移転をするにあたって、様々な有識者の方のご意見やメール、様々現場を訪ねたり、大阪府にも行ったりということで、知見をいただく機会は恵まれましたけれども、ほんとに、これという決定的に一番の改善策というのは提案できなかったというものがあります。

そういう意味では、かねてからふれあいセンター全体では年２回の休館日、これは祝日に当てておられますけれども、休館日がありますが、そういったときに行われる防災訓練があります。こういった防災訓練にあわせて防犯上の訓練、これはかつてから、保育所は毎月必ず災害あるいは不審者の侵入に対して、月に１回必ず、様々な種類の訓練は行われております。そういう意味での成果は、あの東北大震災にも明らかになっておりますが、このふれあいセンター全体における防犯上及び防災上の総合訓練みたいなことも、この仮移転中に試行的にもやっていただく必要があるのではないかというふうに思っております。

その点も強く申し述べまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　自由民主クラブを代表して、討論を行います。

第 56 号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてということで、議案内容がふれあいセンターに移転することに伴う貸し館対象施設の整理、使用料金の変更を伴うもの、そしてまた付帯設備の整理を行うものという議案ですので、これ以外の内容については様々言いたいことございますが、この内容に限って討論させていただきます。

今回の内容は、面積に応じて学習室の料金を妥当な値段にするというもの、そしてまた付帯設備の整理を行うものということでございますし、それに加えて公布日以前の使用料金に関して遡及するということで、内容的には大変問題がない内容かというふうに

思っておりますので、賛成の討論とさせていただきます。

以上でございます。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 56 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 56 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 57 号議案　島本町保育所条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　「島本町保育所条例の一部を改正する条例」に対しまして、コミュニティネットを代表して賛成の討論をいたします。

第四保育所がふれあいセンターに仮移転するというのを受けまして、住所の変更ということになります。この 11 月 1 日から施行されるので、ここで初めて、第四保育所がふれあいセンター内にあるということになる、というふうに思います。

この件につきましては、これまでも移転の話が出たときから、いろいろネガティブな意見もあったと思います。当然ながら、子どもの安全を守るというのが第一だったんですけども、先ほどからの他の議員の質疑にもありましたように、異例と言えば異例で、このようなケースというのが、なかなか誰も経験したことがないというのが、いろんな不安というのをみんな感じたんだろうなというふうに思います。当然、私もですけども。

そのような中で、どうやって安全を確保していくんだというので、これまでも大変厳しい議論が行われてたと思います。しかしながら、もう、こうやって今、事業が進んでいって、11 月 1 日から施行するという中で、これからは、いかにこれをポジティブな方向に変えていくんだという、保育所運営に目を向けるべきであろうなというふうに思います。

まず第 1 に、やはり主役はここに通うお子さん達ですし、お子さん達が安全で、健やかに育っていただくというのをいかに頑張るか。そして、そこに子ども達を預ける保護者の方、これについては安心して、しっかりと預けられるという安心感というのをね、

やっぱり持っていただきたいと思います。そしてもう一個が、ここで働く保育士の皆さん、この職場環境についてでも、やはり、これまでと環境が変わりますから、しっかり、その辺にも配慮をしていただきたいと思います。

それで、最終的に、今までどうしても私たちも厳しい意見申し上げてきましたけども、子ども達が、これから通われる子ども達が大きくなったときに、ここ保育所やったんで、みんなで仲良う楽しんだなと、ええ思い出になるように、そんな保育所運営に努めていっていただいたら、大変な事業になってると思いますけども、やりがいもあるのかなというふうに思います。

以上、申し添えまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第57号議案　島本町保育所条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表し賛成の討論を行います。

第四保育所に関しては、昨年、「保育基盤整備加速化方針」が示されて以降、ふれセン保育に至るまで紆余曲折があり、この結果に、「子どもの最善の利益」の観点から、未だに納得されていない保護者の方もいるのが現状です。ここに至るまで、行政としては保護者の方への説明や対応に心を砕かれてきたと思います。そのことは評価するものですが、それで保護者の方の不安が払拭されているかというと、そうではありません。ふれあいセンターは保育をするための施設ではありません。先ほど来、複数の議員からも指摘があるように、大変異例な状況です。ですから、そういった環境で保育所を運営するということは、お子さんにとっても、保育士さんにとっても、また保護者の皆さんにとっても、不安に思うこと、未知数のことが多いことと思います。

これまでも想定されている課題に対応されてきたことはわかりますが、実際に保育が始まれば、想定されていなかった不具合等出てくることと思います。先ほどの質疑でも柔軟に対応していくということも言われていますが、この点、今後も最大限の配慮をして対応していっていただきたいと思います。また、階段の不安の件もまだ解消されていないと思うので、その点も、ぜひ対応していただきたいと思います。

これまで以上に保育士さん、保護者の皆さんとの連携を密にして、「子どもの最善の利益」を一番に考えて対応し、ふれあいセンターでの四保運営に取り組んでいただきたいと思います。そのことを強く要望して、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第57号議案　島本町保育所条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

この「ふれあいセンター改正条例」と関連する、重複する点については先ほど申し述べましたので、繰り返しはいたしません。ただし、この「島本町保育所条例」一部改正、

主として第四保育所の耐震化に関わるふれあいセンターへの仮移転を行うものであるということから、過日、９月２日付けに住民の方から、個人から、何人かの署名をいただきながら、「加速化方針」についての説明会を開いて欲しいという要望が寄せられております。このことについては、もうすでに第四保育所の仮移転について反対というものではなく、やはり「加速化方針」が担っている全体的な保育所施策についての住民意見の聴取というものが不十分ではないかという、そういったお気持ちの表れであるということを考えて、私自身は感じ取っております。

また、今回、この条例審査に関わって、第四保育所の保護者からの意見聴取や、６月議会以降のもの、わかるものをいただきました。その資料の中を拝見いたしましても、とにかく、この 11 月１日の仮移転を無事に終えること、そのために、先ほど他の議員からもありましたが、こういった環境の激変をマイナスで捉えるのではなく、おおよそ、これをプラスに捉えて、あとは安心して移動ができるということに保護者皆さんが注力されているということも思いましたし、それはすべて子ども達のためであると。これはもちろん職員さん、管理職、町長、教育長、皆さん、そういうお気持ちでやっておられるということは十分にわかりますし、今この時点で、この集中力を欠くということは、やはり許されるものではない。その点については、議員の私たちもある意味、あたたかいエールを送るという時期に入っているというふうにも思われます。

そういった点で賛成するものですが、ただ、この説明会の中で、かつての保護者の説明会の記録を拝見しても、非常に気がかりなのが、何のために今、この仮移転という苦労、試練を乗り越えようとしているのかというのは、それは第四保育所を耐震化して、安心して、また日々安心できる保育所に通うというゴールがあってこそというふうに思っておりますので、そのことに関して、今までの説明会からでは、残念というか、保護者もその余裕が全くないと思われますが、１件も意見が出ていない。第四保育所を新しくするにはこうしておいて欲しい、こういう保育所にして欲しい、ここに造って欲しい、こういう意見を、ほぼ１件も聞く余裕が双方になかった。それは私たち議員も同様だと思います。

それを話し合いを経ないまま、仮移転を進めることに 120％力を投入してしまっているということについては、これは先ほども申し上げましたが、教育こども部だけの責任ではなく、過去 20 年来の「総合計画基本構想」の中で人口３万２千と、二度とも目標を掲げておきながら、その 20 年間で公立保育所や認可保育所を整備するという目標を掲げてこなかった。この大きな誤りのツケが、今の保育所現場、そして執行部、そして私たち議員の一端もそうですが、一気にそれがやってきているというふうに言わざるを得ません。もちろん、その中で私、20 年、議員をやっておりますので、どうにかできなかったのかということで、お叱りは日々いただいております。

その点では、まずは、この第四保育所の仮移転を無事に終えるということを第一義に、

もちろん、それを無事に終えてからということで結構です。先ほど町長からご答弁いただきましたが、町長のご答弁どおり、これは教育こども部で責任を持つものではなく、町長部局として、プラス「公共施設総合管理計画」、あるいは防災上の任を負う総務部が一丸となって、この公共施設のありよう、そして安全・安心を守る島本町の公共施設のありようについて及び財政問題について、あわせて「加速化方針」というプランニングについても、小学校区で１回ずつでも結構ですから、やはりタウンミーティング、説明会を開催する必要が早晩あると思われます。

これは11月１日までにやりなさいと命じる、ちょっと自信はございませんが、せめてその後に、無事に移転が終えられた、それを見届けてからでも結構ですから、十分に意見聴取や説明責任、情報公開を行っていただいたうえで、今後の島本町のありようについて、率直に住民の方からも知恵を借りるということをやっていく必要があるところに、今、行き着いているのではないかと思います。

以上の点を申し述べまして、先ほど防犯上・防災上の総合訓練は「ふれあいセンター条例」で申し上げました。今までには保育所では毎月必ず、きっちりと訓練はされておられますので、この点が、この際ですので、ふれあいセンター全体としての外部からの不審者の侵入、これを防ぐということを、残念なことではありますが、昨今の各種の事例を鑑みますと、警備員を配置したから安全と言えるものではなく、防犯カメラも録画機能を付けたから、そういうことでもありますが、それだけでは事足りないという事案が連続して起こっている。これは、やはり小さなお子さんを日々働きながら保育所に預ける保護者としては切望されているものと思いますので、これを機に、そういったふれあいセンターでの総合防災訓練的なことも、防犯訓練的なことも、試みていただき、全体の連係プレーを強めていただきたいと思います。

以上の点を申し述べまして、あとは第四保育所の建て替えについて、これについてはでき得る限り早期に意見聴取を行っていただきたい。それがはっきりと見えることなくして、この仮移転は成功したものにならないと考えておりますので、以上の点を申し述べまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　自由民主クラブを代表して討論を行います。第57号議案　島本町保育所条例の一部改正について、討論を行います。

本条例改正案は住所の変更ということで、第四保育所の住所変更ということになります。ただ、これが将来の、また新しいところに移動するという前提のもとに、ふれあいセンターに移動されるということですので、その将来の計画が頓挫して、ずっとふれあいセンターに残るということを前提には、ここで議論しておりません。ですので、ぜひとも日程どおりの事業推進を行っていただくことを、しっかりと肝に銘じて、この条例案の賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第57号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第57号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第４、第58号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第58号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国基準の一部改正に伴って、所要の改正を行うものでございます。議案資料の新旧対照表の２ページ、改正案の欄をご覧ください。

改正内容につきましては、主に４点ございます。

まず、１点目としまして、第43条第２項及び第３項にかかる改正でございます。小規模保育事業者等の特定地域型保育事業者につきまして、代替保育の提供を行う保育所等の「連携施設」の確保が著しく困難であると町長が認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、他の小規模保育事業者等を「連携協力を行う者」として確保することを条件に、代替保育の提供にかかる連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、２点目としまして、新旧対照表３ページの第43条の第４項及び第５項にかかる改正でございます。

同じく特定地域型保育事業者につきまして、その事業所の卒園児の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、企業主導型保育事業所や、認可外保育施設で自治体から補助を受けている施設を「連携協力を行う者」として確保することを条件に、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、３点目としまして、新旧対照表４ページの第43条第８項にかかる改正でございます。

満３歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所であって、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保についても不要とするものでございます。

次に、４点目としまして、附則第７項にかかる改正でございます。

特定地域型保育事業者につきまして、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認めるときは、平成 27 年４月１日から５年間は連携施設を確保しないことができることとしているところ、その経過措置期間を５年延長することとするものでございます。

その他につきましては、文言の整理でございます。

なお、今回の改正のうち、先ほど説明いたしました１点目に関するものにつきましては平成 30 年６月定例会議において、２点目から４点目までに関するものにつきましては前回の６月定例会議において、それぞれご可決いただきました「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正の内容と同様のものとなっております。

「家庭的保育事業等基準条例」が「児童福祉法」に基づき定める家庭的保育事業や小規模保育事業等、地域型保育事業の認可基準であるのに対し、この「特定教育・保育施設等基準条例」は、「子ども・子育て支援法」に基づき定める特定地域型保育事業、すなわち地域型保育給付費の支給にかかる事業として町長が確認した地域型保育事業の運営基準であり、今回の改正部分については、両条例で重複した部分の改正でございます。

国におきまして、国の認可基準が昨年、今年と改正されたことを受け、改正時期に開きがあったものの、先頃、この国の運営基準の相当規定が改正されましたことから、町の運営基準条例について、今回、国基準と同様に改正を行う必要が生じたものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員　第 58 号議案、先ほど教育こども部長より６月会議で、私の記憶では第 45 号議案で示されたものと今回は重なる部分であるということですが、条例規定上、この条例を改正されるということだと思いますが、間違いはありませんかということを、まず１点、お訊きいたします。

教育こども部長　先ほど、議案説明の中でも申し上げましたように内容は重複している部分でありまして、昨年の６月、そして本年の６月に改正のお願いをしました「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正、こちらが認可基準。そして、今回お出しするのが運営基準ということでございます。

以上でございます。

河野議員　条例名も非常に長いですので、ちょっと苦慮しております。ですが、前回もお訊きしていることを、この条例ということでも再度確認をさせていただきますが、今様々おっしゃった、様々な設置基準、今回、運営に関する基準を満たさないことについて、向こう５年間の経過措置を設けるということですが、島本町内においては現時点で、この条例改正を待たなければやっていけなくなるというような、そういった保育施設は存在するのか。なお、今現時点でそういったところの申請及び相談などが想定されるのかということについて、向こう５年間での見通しで結構です。再度、この点、この議案に関してのご答弁をお願いいたします。

教育こども部長　現在、島本町には小規模保育事業所４ヵ所ございますが、いずれも連携施設を確保していることから、直接的な影響はございません。

以上でございます。

河野議員　島本町も昨今、小規模保育所が次々と、また今年の５月にも２ヵ所開所をされていますが、しかしながら、すべて、この基準を満たしておられ、また連携施設とも連携ができ、例えば３歳児以上の保育所について、また３歳児から待機児になるといった事案は、今のところ出ていないということで間違いがないのかということが１点と、これはちょっと突然の質問ですが、こういった経過措置を踏まえたうえでの特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営というものを目指すのか、あるいは認可外でやるのかというところで言えば、当然、島本町としては、この条例上に則った保育施設を今、整備を進めているということで認可外が入る余地が全くないということになりますが、一方では無償化を 10 月１日に迎えて、より安易というか、基準の軽い、保育士がほとんどいないというような認可外というものが参入してくるおそれがあります。その点において、島本町として、今、検討されていることがおありでしたら、あるいは今後、見通しとして認可外の参入ということも考えられるのかということを考えたときに、見通しとしてお持ちの分がありましたら、お示しください。

以上です。

教育こども部長　２点でございますが、今回の条例改正に基づくような内容に基づいて待機児童が出ているのかということですが、そのようなことは一切ございません。

そして、認可外の保育施設が今後またできていく可能性があるのかという部分につきましては、当然、認可外は一切島本町はできないということはございませんので、認可外保育施設の指導監督権限は、当該施設が所在する都道府県、または都道府県が当該権限を市町村に委譲している場合は当該市町村でございます。本町は大阪府から権限を受けておりますので、町内に認可外保育施設があれば、本町が当該施設の安全性等について確認し、必要に応じ指導等を行う立場になります。本町の子どもが利用する町外の認可外施設につきましては、当該施設が所在する市町村が指導監督を行って適切にやって

いただいていますが、もし本町にできれば、この権限をもって、当然、適切な指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　今回の条例改正の対象になるのは、町内では小規模保育施設４ヵ所ということです。今、現状では連携施設がどこも確保されているということなんですが、例えば何かの事情で確保できなかったときに、この条例が改正されていると、その施設は今の条例改正に、確保しなくても運営基準を満たしたということになって補助金ももらえるという形になるということですね、ということを確認します。それは保育の質の低下にも繋がることだと思うので、そういうことがあり得るのかどうかということを、いったん確認しておきます。

教育こども部長　この改正後の規定につきましては、既存事業所に対しても適用されるものでございます。

なお、既存事業所については、いずれも先ほど申しました連携施設確保しておりますので、今回の改正を受けて、あえて連携施設の確保を取りやめるというような事態は想定しにくいため、今回の改正によって、事業所にそのような影響が出るようなことはないものというように考えております。

以上でございます。

中田議員　おっしゃられることはわかるんですが、可能性として、そういうことも起こり得ますよね、ということを確認したかったんです。もう一度、お願いします。

教育こども部長　先ほど申しましたが、改正後の規定は既存事業所に対しても適用されますが、先ほど来申しましたように、今現時点で連携施設確保しておりますので、想定しにくい事例であろうというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　先ほど質疑をさせていただきました。６月議会、昨年も同様ですが、６月会議の第 45 号議案でも申し上げております。ただし、議会がまたがっておりますので、改めて反対の討論を行います。

今、現時点では島本町は認可保育所、小規模保育所も含めて認可保育所という整備を進めております。「加速化方針」においても、認可保育所ということで進めていただいている。これは島本町ではごく当たり前のことというふうになっておりますし、そこに認可外が参入する余地がないということも、認可外を参入させる余地を持たないように、

認可保育施設を「加速化方針」のもとで、今のすさまじい開発行政のもとで増えた人口に対する保育需要に応えようとしている。これが実は島本の姿ではありますが、一歩、外へ出ると、認可外や、こういった58号議案によって運営を認められるという保育所が乱立しているということが実態です。これを今、国が追認をするということ。本来であれば、認可保育所を中心として待機児童対策をするべきところ、こういった小規模保育及び連携施設がとうとう取れなくなって、それでも認めていくということで経過措置を設けている。

しかしながら、周辺の地域においては、これがなければ保育をする施設が存在しなくなるというような、そういった全国的な傾向をもって国が法令改正したという背景は十分にお聞きをしておりますが、こと島本町において、こういった条例における認識が持ち込まれるということについては大いに疑義があり、このことが、むしろ、この無償化などが導入された後、また今の島本町の数ヵ月では解決できない待機児童対策に、こういった基準が入ってくるという心配を非常にしておりますが、今の現時点での島本町の小規模保育の配置状況では、にわかに考えがたい。そのことは島本町としての努力としては非常に大きく評価をいたすところですが、こういった条例改正が度重なることによって、全国的に周辺市町村から保育の質が下げられていく。また保育の安定性、子どもの安心できる保育の環境が妨げられるということが、周辺から及ぼされる影響に関して非常に懸念を感じております。

そのことを申し上げまして、前段での議案の態度と同様であります。島本町には直接関わりがないということでありますが、国のこういった法令改正の方向性に、やはり大いな懸念を表する、そういう意味での反対討論とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第58号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し討論をします。

この一部改正は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、国基準の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。確かに、この改正に伴います影響は懸念されるところではありますが、答弁の中で、認可外の参入がありましても町の指導ができるということでありますので、保育の安定にも必要な一部改正と認識をいたしまして、賛成の討論とします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員　第58号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

特定地域型保育事業者とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内

保育を指しますが、この町内にあるのは小規模保育所です。今回、条例が一部改正されれば、対象となる小規模保育所４ヵ所の運営基準が実質緩和されることになり、一定の条件が満たされれば連携施設の確保が不要となります。

現状、これらの施設においては連携施設の確保はできているとのことですので、即座に利用者に影響はないようですが、先ほど質疑でも確認しましたが、ひとたび運営基準が緩和されれば、状況によっては想定しにくい、先ほど連携施設を確保しないということもあり得ますかということに関して、そういう事態は想定しにくいという答弁でしたが、実際問題、状況によっては、論理的には連携施設を確保しないことも可能となるわけです。また、町内では連携施設のあり得る施設が複数あり、事業運営において確保が困難ということが想定されにくいということはよくわかりますが、今回の運営基準の条例を改正しておくことのメリットも、ほぼないと考えます。

保育の質を担保するためかつ必要な運営基準の改正とは判断できないため、反対とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第 58 号議案　島本町特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本議案に関しましては、５年間の時限措置で、連携施設の協力を行う者を今後確保することを条件に、一時的に施設の確保を不要とする議案でございます。ですので、その辺をちゃんと理解していただいて、ちゃんと判断していただきたいというふうに思い、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 58 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第 58 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 57 分～午後１時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、第 59 号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第 59 号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。続いて、議案資料の新旧対照表をお開きください。

改正内容につきましては、放課後児童支援員として認められるために必要な認定資格研修の修了要件に関し、これまでの都道府県知事が行う研修に加え、政令指定都市の長が行う研修についても、要件を満たすものとするものでございます。

現在、本町で行われる放課後児童健全育成事業、いわゆる本町でいう学童保育事業の運営につきましては、本条例に定める基準に従って行われることとなっております。そして、その基準のうち、職員に関する基準といたしまして、条例では、支援の単位ごとに「放課後児童支援員」を最低１人置くことを義務付けております。学童保育室で勤務する指導員をこの放課後児童支援員に位置付けるためには、一つは、教員免許または保育士資格を有する者、大学等で所定の学科を修めた者、一定年数以上の実務経験がある者などのいずれかに該当する者であること、そして、もう一つは都道府県知事が行う「放課後児童支援員認定資格研修」と呼ばれる所定の研修を修了した者であること、このいずれの要件も満たす必要があります。

この認定資格研修の修了要件に関しましては、これまでは都道府県知事のみが研修を行えていたところでございますが、地方からの提案に基づき、本年度から、大阪市などの政令指定都市の長も研修を行えることとなりました。これに伴い、国基準において、政令指定都市の長が行う認定資格研修を修了した者についても放課後児童支援員に位置付けられるよう改正がなされたことから、本町におきましても、同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員　第 59 号議案　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正に対して、質問させていただきます。

もともと島本町の学童保育室は公立として運営をされ、また当初から非正規という形の職員の雇用形態ではあったものの、日々研さんされ、また保護者や地域住民にも開かれた学習会を持たれたり、様々な啓発活動などもされているというふうに思っております。当然、設備整備に関してもエアコンを整備されたり、中では夜７時までの学童保育

室の開室の時間の延長というのは、当時、2006年度というふうに記憶しておりますが、大阪府内では２番目であったという意味では、働く保護者にとっても非常に支えていただける、心強い施設であったと。私自身も３年間、保護者として非常にお世話になった、議員活動のスタートを学童保育室に子どもが入る時期でしたので、非常に親子ともに不安定な中、支えていただいたというふうに記憶しております。

これはちょっと前提として言わせていただいて、質問ですけれども、その先生方の、職員、指導員さんの資質を担保する大事な条例でありますので、現時点で、先ほど部長がおっしゃった、そもそも島本町として、そういった高い職員の採用するにあたっての有資格の基準というのを設けておりました。国のいろんな法改正があった中で、「その他」という事項も含められましたが、圧倒的多数は一定資格を有する小学校教諭、あるいは保育士等の資格を有するというものだと理解しております。

今も全体として児童支援員、今回の放課後児童支援員としての必要な認定資格、これを有する職員さんは、全体の職員数をお示しいただいた中で、何人の方が資格を有して、修了されているのか。それ以外は他の資格をお持ちであるというふうに認識いたしますが、間違いはございませんか。それと、必要な認定資格を有しておられる職員が何人おられるのか。ここの必要な認定資格研修ということですね、この研修を修了されたという資格をお持ちの方が何人、あるいは何%おられるのか、答弁を求めます。

教育こども部長　学童保育室で勤務いただいている方、非常勤嘱託員、臨時職員の方々おられますが、その方々、８月１日現在で、全員で51人おられますが、その中で放課後児童支援員に位置づけられる方々という方は18人おられます。

以上でございます。

河野議員　そもそも、この資格研修というものが、年間で言いますと、どのぐらいの日数を有し、それにかかる費用、その研修に出席するにあたるための日数については、職員の業務の範囲内と認められているのかどうかについても、確認のためにご答弁をお願いいたします。

今、18人が認定資格研修を終えられているということですが、残りの33人は、それ以外の資格、小学校教諭であるとか保育士であるとか、あるいは町が認めた、そういった施設での就労経験をお持ちであるということであり、すべてが資格を有しておられるということで間違いはありませんか。答弁を求めます。

教育こども部長　放課後児童支援員の認定資格研修でございますが、平成30年度までは１日程のみでございましたが、各団体から日程増を願い出た経緯の中で、平成31年度から大阪府の例で申しますと、年間を通して九つの日程が設定されたと聞いております。その部分にかかる費用といたしましては、テキスト代、そして当然出張費がかかりますが、それらについては島本町が負担をしておる、業務の範囲内での対応というふうに考えております。

また、先ほど51人とお話しさせていただいたのは臨時職員まで含めてなんですが、今、資格を持って学童保育室に従事していただいてますのが、そのうちの48人でございまして、その中で学童保育室長と、学童保育室の指導員の嘱託員として業務にあたっていただいている27人の方々について、まず放課後児童支援員の養成をしていきたいと考えておりますので、今現時点では、その方々が今年度受けていただくことによって、すべて放課後児童支援員として位置づけられるものと考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第59号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第59号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第６、第60号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長（登壇）　第60号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律」の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要でございますが、成年被後見人または被保佐人は消防団員となることができないとする規定を削除し、その他、文言を整理するものでございます。

具体的な内容につきまして、第60号議案参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

第４条第１号を削り、同条第２号中の「禁錮」、「終る」について、文言を整理し、

同条第３号中「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。また、第１号を削除することより、その他の号を繰り上げるものでございます。

第５条につきましては、同条第１項第２号中の「たえない」、同条第２項中「至つた」について文言を整理し、同条第２項第１号中「第３号を除く各号の１」を「第１号又は第３号」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　このたびの条例改正により、成年後見制度の利用者が消防団員にふさわしい能力があるかどうかを、これまでのように一律に判断して排除するのではなく、個々に、その方の能力に応じて適切に判断することになる、こういう理解でよろしいですか。

消 防 長　そのとおりでございます。国からの通知も、今、議員からご指摘がありましたように、成年被後見人等であるという理由で一律的に資格等から削除の仕組みを改めるということでございまして、各資格にふさわしい能力があるかどうかについて、個別的、実質的な判断をしていこうという取り組みでございます。

以上でございます。

清水議員　１点だけ、確認させてください。現在、消防団員の定数が幾らで、欠員が何人おるかだけ、教えてください。

消 防 長　消防団員の人数でございますけども、平成 31 年４月１日現在、条例定数は 138 名でございますが、実員につきましては 130 名となっております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 60 号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

成年後見制度を利用した人、すなわち成年被後見人または被補佐人が消防団員となることができないとする、いわゆる欠格条項を排除するものです。人権侵害であるとの指摘があった欠格条項につき、国において欠格条項を原則として削除する一括法が、６月７日に全会一致で可決成立し、それに基づいて改正するものと認識しています。

成年後見制度の利用者が消防団員にふさわしい能力があるかどうかは、その方の能力に応じて、個々に、適切に判断されるようになるものとして、賛成いたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第60号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の一部条例改正により、消防団員になられる方の分母が拡がることは、大いに結構なことだと思います。

１点だけ、今、消防団員の定数が138で、実数130人と、８人欠員があるのに対しては、今後も鋭意努力、広報活動をされ、定数を満たすようにしていただきたいと添えまして、賛成の討論とします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第60号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解についてから第67号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）までの７件を、一括議題といたします。

なお、本案７件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について、ご説明申し上げます。

本件については、平成30年６月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震発生に伴い、町立やまぶき園が休園となった期間中の人件費相当額の補償について、社会福祉法人四天王寺福祉事業団を相手方とし、「民法」第695条の規定により、和解するものでございます。

町立やまぶき園の建物につきましては、平成30年６月18日に発生いたしました地震により、翌６月19日に被災建築物応急危険度判定を実施いたしましたところ、建物内部

の壁にひび割れが多数発見され、建物に立ち入るには十分な注意が必要となる「要注意」と判定されました。

このため、利用者の安全確保の観点から、社会福祉法人四天王寺福祉事業団と協議のうえで、同年７月２日から、島本町役場庁舎地階職員休憩室を活用して事業を再開し、また同年９月３日からは職員休憩室に加え、ふれあいセンター４階の展示室を中心にふれあいセンターの諸室を活用し、平成 31 年３月 31 日まで事業を継続実施してまいりました。

補償の概要でございますが、平成 30 年６月 19 日から平成 30 年６月 29 日までの土曜日及び日曜日を除く９日間を休園しておりますが、その期間中に、社会福祉法人四天王寺福祉事業団が負担した人件費相当額 116 万 7,574 円につきまして、島本町立やまぶき園管理業務に関する基本協定書及び管理業務仕様書に基づき、補償するものでございます。

以上、簡単でございますが、第 61 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第 62 号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

このたび国におきまして、「子ども・子育て支援法」及びその政省令等が改正され、本年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなります。今回、実施される無償化の要点を申しますと、一つは、認可保育所や子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園などに通う３歳以上児の子ども及び３歳未満児のうち市町村民税非課税世帯の子どもにかかる保育料が無償になるというもの、もう一つは、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設などを利用する子どもにかかる保育料等が、利用する施設や事業、子どもの区分に応じて国が定める基準額の範囲内で無償になるというものでございます。

改正内容でございます。無償化につきましては、概ね法令改正によって実施されますが、この法令改正に伴って、一部、条例整備を要するものがあり、本町におきましては、二つの条例が該当いたします。

その二つの条例のうち、まず、一つ目は「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の改正につきまして、新旧対照表をもとにご説明いたします。それでは、議案資料の新旧対照表６ページをお開きください。

本条例につきましては、国基準である内閣府令の改正内容に合わせて改正を行うもの

でございます。

まず、第14条第４項第３号にかかる改正でございます。

第14条第４項では、文具代やバス通園代など、施設が提供する便宜に要する費用について、保護者から実費徴収することができる旨を定めております。そして、その実費徴収ができる費用の一つとして、第３号で、食事の提供に要する費用を掲げております。現行では、同号の規定に基づき、保育所に関しましては、３歳以上児に限り、米飯やパンなどの主食にかかる食材費（主食費）を保護者から徴収することができることとなっております。一方、おかずや牛乳などの副食にかかる食材費（副食費）は、保育料に含まれる設定であるため、実費徴収の対象とはなっておりません。

しかし、今回、３歳以上児の保育料が無償化されるにあたりまして、保育料に含まれる副食費の部分まで無償化の対象にはならないため、無償化後におきましては、副食費も主食費と同様に実費徴収の対象費目となるよう取り扱いが変わり、それに応じて国基準が改められました。このため、本町の条例も、国基準にあわせて改正するものでございます。

なお、３歳以上児にかかる副食費で、年収約360万円未満相当世帯の子ども及び第３子以降の子どもにかかるものにつきましては、家庭の負担軽減のため、徴収の対象から除く措置が講じられております。

その他の改正につきましては、法令において使用する用語が変更されたことなどに伴い、文言を整理するものでございます。

続きまして、二つ目の「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」の改正について、同じく新旧対照表をもとにご説明をいたします。新旧対照表の24ページをお開きください。

本条例は、幼稚園や保育所の利用者負担額、いわゆる保育料の本料や、幼稚園の預かり保育料、保育所の延長保育料について必要な事項を定めるもので、今回の無償化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第４条にかかる改正でございます。

第４条では、保育料の本料の額について定めておりますが、教育認定を受けた子ども等にかかる保育料につきまして、国の基準額が一律無償とされますことから、本町におきましても、同様に無償（０円）に改めるものでございます。また、保育認定を受けた子どもにかかる保育料につきましては、３歳以上児のほか、一部の子どもにかかる保育料のみ無償化されますことから、改正案の別表第１において定めるとおり、改めるものでございます。

飛びますが、27ページをお開きください。改正案の欄の別表第１でございます。

３歳以上児にかかる保育料の額につきましては、いずれの階層とも０円に改めるものでございます。一方、３歳未満児にかかる保育料につきましては、市町村民税非課税世

帯のみが無償化の対象となりますため、当該世帯に該当するＢ階層における保育料の額のみ０円に改めております。

なお、３歳未満児にかかるその他の階層における保育料につきましては、現行どおりの額でございます。

次に、29 ページをお開きください。別表第２に係る改正でございます。

別表第２では、幼稚園の預かり保育料について定めております。現行、長時間の預かり保育、すなわち就労支援型幼稚園の保育料につきましては、月曜日から金曜日まで、または月曜日から土曜日までの二つのパターンの料金設定からなる月額制を採用いたしております。今回、この就労支援型幼稚園の利用者を、月額１万 1,300 円の範囲内で支給する施設等利用費の対象といたしますが、月ごとの施設等利用費の支給額が、月額基準単価のほか、日額基準単価にその月の利用日数を乗じて得た額を基準として決定される関係上、月額制ですと、月の利用日数が少ないほど、自己負担額が増えて無償化の恩恵が受けられないほか、無償化の恩恵を最大限に受けようと、本来利用する必要がない日であるにも関わらず利用するというような事態を招いてしまうおそれがあるため、無償化後の制度のもとで引き続き月額制を取るのは、保護者にとっても、町にとってもデメリットのほうが大きいものと考えます。そのため、月額制に伴う課題を解消するため、長時間の預かり保育にかかる保育料につきましては日額制に改めることとし、その額は、施設等利用費の日額基準単価である 450 円とするものでございます。

なお、現在、保育料の本料の額が０円である場合には、預かり保育料の免除対象とする取り扱いを、本条例の施行規則に基づき行っております。しかし、このままですと、保育料が無償化された際には、全ての世帯が預かり保育料の免除対象となってしまいますため、今回、別表第２の備考におきまして、副食費の徴収にかかる適用除外の要件にあわせまして、年収約 360 万円未満相当世帯の子ども及び第３子以降の子どもにかかる預かり保育料については、これを無償とするよう規定するものでございます。

次に、再び 24 ページにお戻りください。第７条にかかる改正でございます。

保育所の延長保育料につきましては、現行の条例では、「子ども・子育て支援法」における用語を踏まえて「時間外保育料」という用語を使用しておりますが、実務におきましては、以前から「延長保育」、「延長保育料」という言い方をしておりますことから、条例においても、それらの表現にあわせるものでございます。また、延長保育料の免除につきましても、先ほどの預かり保育料と同様の取り扱いとなっておりますことから、第３項において、副食費の徴収にかかる適用除外の要件にあわせまして、その該当者については無償とするよう規定するものでございます。

次に、26 ページをお開きください。第９条第２項にかかる改正でございます。第９条では、保育料の日割計算について定めております。

現在、本町におきまして該当する事業を行う者はおりませんが、認可保育事業の中に

は、医療的ケア児など、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対し、保育者がその家庭に直接出向いて個別に保育を提供する居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッター型保育がございます。

この障害児等を対象とする居宅訪問型保育の保育料の取り扱いに関しまして、国におきましては、これまで、利用日数の事由による日割制度を特に設けておりませんでした。しかしながら、利用する子どもの特性上、他の保育事業に比べて常態的な利用が見込みにくいものでありますことから、国におきまして、昨年度末に「子ども・子育て支援法施行規則」が改正され、月の利用日数が 19 日以下である場合には、その月の保育料を日割計算とするよう、負担軽減措置が講じられました。そのため、この国基準額の取り扱いの変更に伴いまして、本条例における保育料の日割計算に関する規定についても改めるものでございます。

その他の改正につきましては、文言を整理するものでございます。

なお、本条例に記載はありませんが、今回の無償化を機に、来年度から主食費を徴収することといたします。副食費については、要件を満たす家庭に対しては負担軽減の措置が設けられておりますが、主食費については、通常、そのような軽減措置は設けられておりません。しかしながら、本町といたしましては、独自の負担軽減策といたしまして、この主食費についても副食費と同様のセーフティーネットを設けることといたしております。

最後に、施行期日は、令和元年 10 月 1 日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇）　ご説明の前に、このたび本議案につきまして誤りがあり、急遽、差し替えをさせていただいたことにつきまして、ここに深くお詫びを申し上げます。

それでは、第 63 号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 63 の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、決算に伴う剰余金処分、国庫支出金及び府支出金の過年度分の精算、本年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴う所要額の補正、設計完了による工事請負費の補正、その他人件費などの補正について、ご提案させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明を申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億 7,711 万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 120 億 5,669 万６千円とするもので、款項別の内容につきましては、63 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。63 の７ページをお開き願います。「第２表　債務負担行為補正」についてでございます。内容につきましては、本議案の末尾に添付しております「債務負担行為に関する資料」

に記載のとおりでございます。

63の９ページをお開き願います。「第３表　地方債補正」についてでございます。

追加分の「保育所撤去事業債」につきましては、第四保育所解体工事の財源として予算措置するものでございます。変更分の「消防施設整備事業債」につきましては、女性消防職員の採用に伴う消防庁舎改修工事等の財源として、予算措置するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

63の13ページからの「歳入」でございます。

第10款　地方特例交付金、第２項　子ども・子育て支援臨時交付金、第１目　子ども・子育て支援臨時交付金１億552万円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、財源補てんされることによるものでございます。

なお、子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、本年度に限り交付されるものでございます。

第14款　使用料及び手数料、第１項　使用料、第２目　民生使用料7,560万３千円の減額及び第４目　教育使用料1,960万３千円の減額につきましては、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所及び幼稚園の保育料を減額するものでございます。

第15款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第１目　民生費国庫負担金、第１節　児童福祉費負担金のうち、施設型給付費負担金3,979万７千円の増額及び施設等利用給付費負担金334万５千円の増額並びに子ども・子育て支援臨時交付金１億552万円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い財源補てんされることによるものでございます。第２目　教育費国庫負担金2,723万３千円の増額につきましては、認定こども園における児童数の増に伴う増額及び幼児教育・保育の無償化に伴い財源補てんされることによるものでございます。

第２項　国庫補助金、第１目　総務費国庫補助金239万１千円の増額につきましては、社会保障・税番号システム改修の財源として交付されることによるものでございます。第２目　民生費国庫補助金のうち、第１節　社会福祉費補助金71万５千円の増額につきましては、生活保護システム改修の財源として交付されることによるものでございます。第２節　児童福祉費補助金27万円の増額につきましては、子ども・子育て支援新制度に未移行の私立幼稚園の利用者のうち、低所得世帯等に対する副食費給付の財源として交付されることによるものでございます。第６目　教育費国庫補助金302万円の減額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助金制度が廃止されることによるものでございます。

第16款　府支出金、第１項　府負担金、第２目　教育費府負担金434万５千円の増額

につきましては、国庫負担金と同様に、認定こども園における園児数増に伴う増額及び幼児教育・保育の無償化に伴い財源補てんされることによるものでございます。

第２項　府補助金、第２目　民生費府補助金 27 万円の増額につきましては、新制度未移行私立幼稚園の利用者のうち、低所得世帯等に対する副食費給付の財源として交付されることによるものでございます。

第３項　府委託金、第１目　総務費府委託金 1,165 万４千円の減額につきましては、大阪府議会議員選挙費及び大阪府知事選挙費の確定によるものでございます。

第 19 款　繰入金、第１項　特別会計繰入金、第１目　後期高齢者医療特別会計繰入金２万９千円の増額及び第２目　介護保険事業特別会計繰入金 3,133 万９千円の増額につきましては、それぞれ前年度の一般会計繰出金の精算によるものでございます。

第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金 5,525 万円の減額につきましては、今年度間の財源調整として減額するものでございます。第４目　町営住宅管理基金繰入金 33 万円の増額につきましては、前年度決算におきまして、町営住宅の共用施設の維持管理費用が共益費の収入額を上回り、一般会計からの補てんで対応したことから、今回、精算するものでございます。

第 20 款　諸収入、第５項　雑入、第４目　雑入 631 万８千円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳以上児にかかる町立保育所の給食費のうち、副食費が利用者の実費負担となることによるものでございます。第５目　過年度収入 530 万２千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う国・府の特定財源の精算でございます。

第21款　町債、第１項　町債のうち、第２目　民生債4,540万円の増額及び第５目　消防債 2,100 万円の増額につきましては、「第３表　地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

第 22 款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金 4,863 万８千円の増額につきましては、前年度の実質収支の黒字額を繰り越し、歳入するものでございます。

続きまして、63 の 18 ページからの「歳出」でございます。

人件費につきましては、各費目にわたりますので、最後にご説明を申し上げます。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 24 万円の増額につきましては、上下水道部職員への児童手当給付費が当初見込みより増額となることによるものでございます。第 13 目　財政調整基金等積立金 2,432 万円の増額につきましては、前年度の実質収支が黒字となったことから、「地方財政法」第７条第１項及び「島本町基金条例」第２条第２項に基づき、財政調整基金に積み立てるものでございます。第 14 目　ふれあいセンター管理費 109 万１千円につきましては、指定管理料にかかる消費税等の増額分でございます。

第３項　戸籍住民基本台帳費、第１目　戸籍住民基本台帳費６万６千円の増額につき

ましては、住民課において、戸籍事務のスキルアップを目的にインターネットを利用した学習を行うため、所要の経費を増額するものでございます。

第４項　選挙費、第４目　大阪府議会議員選挙費及び第５目　大阪府知事選挙費につきましては、それぞれ金額確定によるものでございます。

63 の 26 ページでございます。第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第１目　社会福祉総務費 454 万７千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第２目　障害者福祉費のうち、第 11 節　需用費 25 万６千円の増額につきましては、旧やまぶき園の電気使用料に不足が生じたことによるものでございます。第 20 節　扶助費 100 万円の増額につきましては、障害者住宅改造助成事業の申請件数の増によるものでございます。第 22 節　補償、補填及び賠償金 116 万８千円の増額につきましては、第 61 号議案でご説明させていただきました補償金を計上するものでございます。第５目　国民健康保険費 29 万６千円の増額につきましては、事務費繰出金の増によるものでございます。第７目　介護保険費 38 万４千円の減額につきましては、介護保険事業費補助金の交付を受けたことから、事務費繰出金を減額するものでございます。

第２項　児童福祉費、第１目　児童福祉総務費のうち、第 15 節　工事請負費 5,047 万９千円の増額につきましては、町立第四保育所の解体工事費の本年度支出分でございます。第 23 節　償還金、利子及び割引料５千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。第２目　児童措置費のうち、第 11 節　需用費及び第 12 節　役務費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費を増額するものでございます。第 20 節　扶助費のうち、認定こども園施設型給付費 65 万２千円の増額につきましては、認定こども園の利用者が当初の見込みより多かったため、施設に対する給付費を増額するものでございます。施設等利用給付費 558 万円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用者に対する給付費を増額するものでございます。第３目　児童福祉施設費のうち、第 11 節　需用費及び第 12 節　役務費につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費の増額でございます。第 20 節　扶助費 111 万円の増額につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴い、ファミリー・サポート利用者に対する給付費を増額するものでございます。第４目　ひとり親家庭福祉費 292 万７千円の増額及び第５目　児童手当費 296 万７千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

第３項　生活保護費、第１目　生活保護総務費のうち、第 18 節　備品購入費 123 万２千円の増額につきましては、生活保護システム改修のためのソフトを購入するものでございます。第 23 節　償還金、利子及び割引料 2,980 万５千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

第８款　消防費、第１項　消防費、第３目　消防施設費 2,340 万８千円の増額につきましては、女性消防職員の採用等に伴い、消防庁舎の整備を行うものでございます。

第９款　教育費、第１項　教育総務費、第４目　放課後子ども支援費３千円の増額につきましては、郵便代の値上げによるものでございます。

第２項　小学校費、第１目　学校管理費 84 万４千円の増額につきましては、給食業務委託料にかかる消費税等の増額分でございます。

第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費のうち、第７節　賃金 76 万８千円の増額についてでございます。本年度は就労支援型幼稚園の申し込み者が多く、指導員を増員して対応していることによるものでございます。第 11 節　需用費及び第 12 節　役務費の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費を増額するものでございます。第 19 節　負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励補助 1,515 万１千円の減額及び私立幼稚園就園奨励補助 232 万８千円の減額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、国の補助制度が廃止されるとともに町独自の補助制度も廃止することから、減額するものでございます。私立幼稚園副食費補足給付 81 万円の増額につきましては、新制度未移行私立幼稚園の利用者のうち、低所得世帯等に対する副食費の補足給付を実施するため、その経費について増額するものでございます。第 20 節　扶助費 5,284 万５千円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行私立幼稚園の利用者に対する給付費を増額するものでございます。

最後に、63 の 33 ページ以降の給与費明細書でございます。

今回の補正では、主に大阪府議会議員選挙費及び大阪府知事選挙費の確定に伴い、報酬、職員手当の補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 63 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　続きまして、第 64 号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書 64 の１ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、平成 30 年度府支出金等の精算、第三者行為求償事務委託料の増額、保健師の人材派遣委託料の増加及び特定健診等業務委託の債務負担行為の設定でございます。

第１条は、国民健康保険事業特別会計予算全体における元号の表示を「令和」に統一するものでございます。

第２条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,349 万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 33 億 5,399 万２千円とするもので、款項別の内容は、64 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第３条は、債務負担行為の設定で、議案書 64 の５ページ「第２表　債務負担行為」にお示ししているとおりでございます。特定健診等業務委託につきましては、令和２年４月１日から事業を開始することから、本年度中に新たな委託業者の選定を行い、

円滑な委託業務がなされるよう事務を進めるものでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、議案書 64 の９ページの「歳入」でございます。

第３款　府支出金、第１項　府補助金、第１目　保険給付費等交付金 577 万６千円の増額につきましては、平成 30 年度保険給付費等交付金の確定による精算に伴う増額でございます。

次に、第４款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金 29 万６千円の増額につきましては、第三者行為求償事務委託料の増額に伴う繰入金の増額でございます。

次に、第６款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金 4,742 万円の増額につきましては、平成 30 年度決算におきます前年度からの繰越金でございます。

次に、議案書 64 の 10 ページの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費 29 万６千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、第三者行為求償事務委託料の増額でございます。

次に、第５款　保険事業費、第１項　特定健康診査等事業費、第１目　特定健康診査等事業費 60 万５千円の減額につきましては、本年４月から特定保健指導に従事する保健師を募集しておりますが、応募がないため、賃金を減額し、保健師派遣委託料を増額するものでございます。

次に、第７款　基金積立金、第１項　基金積立金、第１目　財政調整基金積立金 5,380 万１千円の増額につきましては、保険料収入不足に伴う事業費納付金の財源不足に備え、積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 64 号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 65 号議案　令和元年度　島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書 65 の１ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、出納整理期間中に収入されました保険料について、前年度繰越金として繰り入れ広域連合へ納付、一般会計への返還等の補正予算でございます。

第１条は、後期高齢者医療特別会計予算全体における元号の表示を「令和」に統一するものでございます。

第２条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,341 万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億 184 万円とするもので、款項別の内容は、議案書 65 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書 65 の７ページの「歳入」でございます。

第５款　繰越金、第１項　繰越金、第１目　繰越金 2,341 万８千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越及び事務費でございます。

次に、65 の８ページの「歳出」でございます。

第２款　後期高齢者医療広域連合納付金、第１項　後期高齢者医療広域連合納付金、第１目　後期高齢者医療広域連合納付金2,338万９千円の増額につきまして、前年度保険料の繰越分を広域連合に納付するものでございます。

次に、第３款　諸支出金、第２項　繰出金、第１目　一般会計繰出金２万９千円の増額につきましては、前年度の事務費を一般会計に返還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第65号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第66号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書66の１ページでございます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、前年度決算確定に伴う精算、地域支援事業にかかる委託料及び介護保険事業費補助金に関する補正でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億4,125万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億7,625万１千円とするもので、款項別の内容は、議案書66の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書66の７ページの「歳入」でございます。

第３款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第１目　介護給付費負担金11万２千円の増額につきましては、前年度介護給付費負担金の精算確定に伴う追加交付分を増額するものでございます。

次に、第３款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第２目　地域支援事業交付金45万２千円の増額につきましては、委託料の増額に伴い、国庫負担分を増額するものでございます。次に、第３目　介護保険事業費補助金61万円の増額につきましては、システム改修に伴い、国から補助金が交付されることから、増額するものでございます。

次に、第４款　支払基金交付金、第１項　支払基金交付金、第１目　介護給付費交付金233万９千円の増額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴い、追加交付分を増額するものでございます。次に、議案書66の８ページでございます。第２目　地域支援事業支援交付金131万３千円の増額につきましては、前年度地域支援事業支援交付金の精算確定に伴い、追加交付分を増額するものでございます。

次に、第５款　府支出金、第２項　府補助金、第１目　地域支援事業交付金22万６千円の増額につきましては、委託料の増額に伴い府負担分を増額するものでございます。

次に、第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第２目　地域支援事業繰入金22万６千円の増額につきましては、委託料の増額に伴い、町負担分を増額するものでございます。次に、第５目　その他一般会計繰入金61万円の減額につきましては、介護保険事業費補助金が交付されることに伴い、減額するものでございます。

次に、議案書66の９ページでございます。第７款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目 介護保険給付準備基金繰入金27万円の増額につきましては、委託料の増額に伴い、第１号被保険者保険料負担分を介護保険給付準備基金から取り崩しを行うため、増額するものでございます。

次に、第９款　繰越金、第１項　繰越金、第１目 繰越金１億3,631万３千円の増額につきましては、前年度の繰越金でございます。

次に、議案書66の10ページの「歳出」でございます。

第２款　保険給付費、第１項　保険給付費、第７目　給付準備費１億31万１千円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積立を行うものでございます。

次に、第３款　地域支援事業費、第３項　包括的支援事業費、第１目　包括的支援事業費117万４千円の増額につきましては、地域包括支援センターの社会福祉士を募集しておりますが、応募がないため報酬を減額し、派遣業務委託料を増額するものでございます。

次に、議案書66の11ページでございます。第４款　諸支出金、第１項　償還金利子及び還付加算金、第２目　償還金842万７千円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

次に、議案書66の12ページでございます。第４款　諸支出金、第２項　繰出金、第１目　一般会計繰出金3,133万９千円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、簡単ではございますが、第66号議案　令和元年度　島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第 67 号議案 令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 67 の１ページでございます。 今回の補正予算につきましては、本年４月の人事異動等によります人件費の補正及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

第１条は総則、第２条は、平成 31 年度島本町水道事業会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一することを明示するものでございます。

第３条は、収益的収入及び支出として、収益的収入の予定額に 24 万円を追加し、６億 1,674 万円とし、次の 67 の２ページでございます収益的支出の予定額から 63 万円を　減額し、５億 3,327 万円とするもので、款項別の内容は、67 の５ページの「令和元年度　島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第４条は、資本的支出として資本的支出の予定額から７万６千円を減額し、４億 4,522 万４千円とするもので、款項別の内容は、67 の５ページの「令和元年度　島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

67 の３ページでございます。第５条は、債務負担行為の補正で追加する事項等につきましては、お示しさせていただいているとおりで、内容につきましては、67 の 14 ページの次に添付しております議案参考資料に、債務負担行為に関する資料でお示しさせていただいております。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては、記載のとおりでございますが、消費税等税率変更に伴う追加設定をさせていただくものでございます。

第６条　議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費で 70 万６千円を減額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。

67 の８ページでございます。「収益的収入」でございます。

第１款　水道事業収益、第２項　営業外収益、第４目　他会計繰入金 24 万円の増額につきましては、人事異動により児童手当の支払いが必要となったことから、地方公営企業にかかる繰出基準に基づきまして補正するものでございます。

次に、67 の 10 ページの「資本的支出」でございます。

今回の補正は、すべて人件費であり、各費目にわたりますので、67 の 11 ページの給与費明細書でご説明させていただきます。給与費明細書をご覧ください。当初予算策定時からの人事異動により、現計予算を精査した結果、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 06 分～午後２時 20 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案７件に対する質疑を行います。

野村議員　自由民主クラブ・野村でございます。第 62 号議案の「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正」について２点

ほど、ほかに関しましては他の議員で質問あるかと思いますので、この点に関して質問させていただきます。

まず、今回、初年度に関しましては、先ほど説明ございましたけれども、全額を扶助費として交付いただいて、町負担を全部無料で負担するという形で説明ございました。初年度はそういう形ですけども、まず１点目、翌年度に関してはどういった形の町財政の負担になるのかということの質問です。

もう１点に関しまして、今回、教育・保育費無償化ということで、一般的にはこの無償化をすることによって利用者が増加するといったお話がございますけれども、今回、保育の利用者が増えることによって、保育の質の確保、担保に関しても必要じゃないかという議論もあがっております。そういった対策として、例えば国の内閣府では巡回支援指導員といった、そういった配置に関しての事業費の負担、これは国が補助率２分の１、大阪府で４分の１、そして島本町では４分の１の負担でできるような事業や、また、そういった巡回支援指導員、また保育園の職員に対しての研修、その一部を同じ補助率で実施する事業がございます。

以上２点に関しまして、１点目は先ほどの次年度の財政負担、そしてもう１点目が先ほどの保育の質の確保・向上のための取り組みを強化する事業として、どういったことを、何か検討されているのか。以上、２点に関して質問いたします。

教育こども部長　この無償化が入って、町の負担ということでございますが、令和元年度の当初予算ベース――これはＲＩＣホープ水無瀬保育園までの施設を含んだ状況でありますが――における比較で申しますと、まず、本年度につきましては町負担額といたしましては4,800万ほど減額となると見込んでおります。減となる主な原因は、無償化に伴って生ずる町負担分に対しまして、本年度に限り国から臨時交付金が交付されることによるものでございます。そして令和２年度以降につきましては、町負担額といたしましては、これはあくまでも概算でございますが、4,200 万円程度の増額となってくるというふうに考えております。

この令和２年度以降の増加額の中には、今後整備される認定こども園等の分は加味しておりませんので、今後、施設が増えますと、増えた分だけ、今申し上げた町負担額にさらに町の負担が上乗せされていくというイメージでございます。

そして、巡回支援指導員などの導入についてということでございますが、保育園等の質の確保及び向上を目的として、巡回支援指導員につきましては、保育園等が遵守、留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故の防止に関する指導助言を行うというものでございますが、本町では現在、多くの待機児童が生じており、これを解消するべく、鋭意、この「保育基盤整備加速化方針」を定めて取り組んでいるところでございまして、無償化に伴って、直ちに入所児童数が増大して保育の質が低下するような事態は想定しにくいものと考えております。今後、待機児童問題が解消して、施設定員の弾力化を収束さ

せるべき状況を迎えた際には、この無償化を含めた保育需要の動向等踏まえて、改めて巡回支援指導員等については調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

また、研修等につきましては、これまでも様々な研修を実施しておりますので、無償化を踏まえまして新たにということではないんですが、今までどおり、研修の充実には努めて、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　第62号議案について、質問です。先ほど保育・教育無償化に関わる予算について、来年度以降は概算で4,200万円の増額だということでしたが、この財源はどこから確保される予定ですか。例えば、中学生の医療費助成に関しては、いろいろ行革を行って、この財源をこっちに持ってくるみたいなことがあったわけですが、この4,200万円というのもかなり大きい額なので、どこから捻出するつもりかということが一つ、質問です。

それから、無償化に関して、先ほどは新たな保育ニーズを喚起する可能性もあるようなことが言われてましたが、これに関して、３歳から５歳というのは、もうすでに保育ニーズが満たされているので、あまり影響がないかも知れないんですが、島本町としては保育無償化に関連して、保育ニーズがどれくらい変わってくるか、増えるかということを想定されているかをお尋ねします。

教育こども部長　保育ニーズにつきましては、今後、こども・子育て会議の中で検討していくことでありまして、今現時点でどれだけ増加していくのかということは、見込みはできておりません。

また、町財政のこの4,200万、どう対応していくのかでございますが、当然、町財政全体の中で捻出していくべきものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　第63号議案で、令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）についてお伺いします。

この中の、債務負担行為補正の中の第四保育所解体撤去事業なんですが、１億 3,678万円と非常に高額だと思うんですけども、この理由とか、教えていただける範囲で結構ですので、お伺いします。

教育こども部長　今回、補正予算で債務負担組ませていただいているのが１億3,678万円ということでございますが、予算としては、これはあくまでも設計を行っておりまして、解体設計の中で様々な要素から算出された金額でございますこと、まずご理解いただきたいのと、何をもって高額かというところでございますが、例えば第二幼稚園の解体工事と比較いたしますと、第二幼稚園解体工事につきましては、もともとの予算額が5,700万余りで、契約額が4,000万程度。これは延べ床面積で言うと、第二幼稚園と第四保育所というのは1,300平米ぐらいということで、近しいところにあるんですが、ただ第二幼稚園につきましては軽量鉄骨ということで１階建てであった。そして第四保育所につ

いては重量鉄骨で２階建て、そして第四保育所の地下には杭が入っておるというふうに聞いておりますので、これら様々な要素で、今回、お願いしている予算については、大久保議員曰くは高額ということでございますが、設計の中で出させていただいた適正な金額を、今回、予算計上させていただいておるということでございます。

以上でございます。

岡田議員　少し大久保議員と重なる部分があるかも知れませんが、今回、第四保育所の解体撤去で１億３千万の金額があがってますけどね。これは林設計が出された金額で、それを職員の方がチェックされたということで、私は信用はしてますんですけれども、例えば、過去においては住民ホール等におきましては、決算書の中には、住民ホールそのものの撤去工事費とか監理業務とか、またアスベストの関係する工事費とか、別々であがっているんですね。そのことを考えますと、この設計事務所が出された金額の中で、第四保育所もアスベストがあることですし、アスベストに対してはどれぐらいの金額が想定され、この中では人件費等も全部含まれているかと思うんですけれども、その辺の金額の中身が全く見えてこないというか、わからない状態で金額があがってきてますので、できましたら、金額の中身を教えていただければ、すごくありがたいかなというふうには思っております。

もう１点は、今回、消防の、何かすごくうれしいような報告なんですけど、女性消防士を採用するための消防署の工事をされるということをお聞きして、金額があがってきているんですけれども、具体的に女性消防士に対する、どの辺を触れば、まあ、辞めないで頑張ってもらえるかな、そういうことを想定されて、いろいろと設計組まれると思うんですけれども、どの部分を手を入れて、女性消防士を迎えようとされているのか。ちょっと、その具体性があれば、うれしく感じます。

それでもう１点なんですが、町営住宅の管理基金が繰り入れられております。33 万円なんですけれども、これは過去に、私、以前、都市環境部長がいらっしゃったときに、この基金ずっと、どれだけ貯まったのかわからへんので、きちんと予算書にあげて欲しいということを要望しまして、それで毎年毎年、このように基金の入金を掲載していただけるような形になって、そこは喜んでいるんですけども。この補正予算で 33 万円あがっておりますが、今、どれぐらいの金額の総額があるのかというのがわかれば、教えていただきたいんですけど、わからなければいいですが、わかれば、ちょっとお願いしたいなと思います。

その３点、よろしくお願いします。

教育こども部長　第四保育所解体工事についてでございますが、今、岡田議員のほうから詳細についてということでございますが、今回、工事費予算計上させていただいておりまして、ご可決いただきましたら一般競争入札を今後行っていくと。そして、その結果につきましては、今の予定では、12 月議会で契約同意をお願いしたいと考えております。

これらの関係上、入札を行いますので、詳細については現時点ではお示しすることはできません。

以上でございます。

消 防 長　今回の女性消防職員の施設の具体的な内容でございますけども、消防職員でございますので警備課の 24 時間勤務ということで、24 時間勤務するうえには必要な設備といたしましては、専用のトイレ、それから浴室、仮眠室、更衣室、それから洗面、洗濯スペースが必要であると認識をしておりまして、現在、消防庁舎の３階のところに研修室という部屋がございまして、その一部を活用いたしまして、更衣室兼仮眠室という形で一つのスペースを作る予定をしております。もう１点なんですけども、そのフロアの現在の男性用のトイレを改修いたしまして、そちらに女性専用の浴室、それから洗濯のスペース、それから洗面スペース、それからトイレを設置する予定をしておりまして、現在、女性用のトイレが１ヵ所だけ、そのフロアにあるんですけども、そちらを反対に男性用のトイレという形で、工事をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　町営住宅にかかります基金についてのお尋ねでございます。まず、平成 30 年度の時点で、町営住宅管理基金の残高は 60 万 722 円でございました。このたび平成 30 年度収支を確定させたところ、３年に一度の特定建築物調査や、２年に一度の屋内外配水管洗浄業務を実施したことにより、昨年度、赤字となってしまいました。そのため、共益費の不足分 32 万 9,020 円を基金から取り崩し、一般会計へ繰り入れる予定とさせていただいております。今回の補正予算をご可決賜りますと、赤字分を減らさせていただきますので、町営住宅の管理基金の残額につきましては、27 万 1,702 円になるものでございます。

以上でございます。

岡田議員　ありがとうございます。これから入札ということで、詳細なことは言えないということなんですが、詳細は聞こうと思っておりません。それは十分わかっておりますが、実際の撤去と、撤去以外のそういう人件費と言うんですか、そういうのとは区別して設計事務所というのは来てるかと思うんですけども、その部分だけでいいんですけれどもね、それも難しいんですかね、お聞きするのが。どうしても難しかったらしようがないんですけれども、実際にかかる撤去費用っていうのと、人件費というのは全く違ったものだから、たぶん、それの合計金額が、今回１億３千万という金額であがってきていると思いますのでね。そこは、撤去費用に関してはいろいろと不都合はあるかも知れませんが、人件費というのは、やはり何年から何年までの間でというので組まれていると思うんですけど、それも全部含めたのが１億３千万かなというふうに私は思っているんですけれども、どうなんですかね。やっぱり、それ以上は聞けませんかね。どうしても駄目だったら、駄目でいいんですけどね。でもね、それはあんまり入札には関係ない

ことかなと思うんですけども。

それと、消防長の話、わかりました。何となく、今回の消防長の話聞いて、過去に女性消防士が辞められたって、これが原因かなというような感じでお話を聞きましたが、今後、女性消防士の募集の予定というのは、何年ぐらいから募集の予定をされてますか。それだけで結構です。今回は設計の予算ですので。

わかりました、もう一つの町営住宅のこともわかりました。赤字になっていたということですが、金額的にはわかりましたので、大丈夫です。

その２点だけ、よろしくお願いいたします。

教育こども部長　再度のお尋ねでございますが、設計していただいて解体の費用が出ておりますが、これは物を壊すというだけじゃなくて、当然、そこにかかる人件費すべてを含めた、かかる費用ということで、設計金額としてお出しいただいているところです。ですので、入札に関わってはそれらもすべて含めた額として、今後、入札を行っていきますので、詳細について分けて、壊す費用、それにかかる人件費という出し方は、今、この場ではお出しできません。

以上でございます。

消 防 長　職員採用につきまして、女性に特化した募集というのはしておりません。平等の原則ということで、男女平等ですので、一般的に男女平等で、どちらも応募していただいて結構で、今回は最終的に女性が合格されたということで、これまでも女性の受験者はその都度数名いらっしゃったんですけども、最終的に合格に至らなかったということでございまして、今後とも広く、男性、女性を問わず応募していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　まず、「町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解」と、その補償金についてです。解決金 116 万 7,574 円の支払いにつき、その法的根拠と積算の根拠をお示しください。

保育の無償化です。幼児教育・保育の無償化制度については、基礎自治体が本来抱えている保育にかかる課題を無償化がどのように解決するのか、見えてこない、理解できないというのが正直な思いです。３点、お訊きします。ちょっと重複する部分も多少あるかと思うんですけど、国の負担と基礎自治体の負担はどのようになっているかを、もう一度確認します。国庫からの財源についても、詳細説明を求めます。公立ならばどうなるのかも含めて、お願いいたします。また、島本町における年間の見込み負担額は、今後、どれくらいになるのか……、この３点目は、もうすでにご答弁いただいてますので、ほかの方が訊いておられますので、これは割愛していただいて結構です。必要ならば、必要な数字をお示しください。

それから、補正予算に関わって２点、あります。

消防庁舎改修工事です。４点、重なる部分もありますが、お訊きします。女性消防士採用に際して庁舎を改修されるにあたり、特にどのような点に配慮をされましたか。具体的な質問として、就寝する場所、シャワールームなど、すべて施錠できるようになっていますか。また、将来的に女性消防士が２人になることを考えた改修になっているでしょうか。そうであれば、どのような点に配慮されましたか。

次に、第四保育所解体撤去事業です。当補正予算が可決された場合、今後のスケジュールとしては、12 月定例会議において工事請負契約の締結同意議案を上程するとのお考えです。工事完了時期は、いつ頃を想定しておられますか。いつまでに解体撤去を終える予定ですか。まず、これを確認します。

１問目です。

教育こども部長　それでは、無償化にかかってのご質問でございます。

国の負担と基礎自治体の負担、特に国庫の財源ということでございますが、無償化により保護者負担から公費負担に転嫁される部分の国・府・町のそれぞれの負担のあり方につきましては、現行の公費負担分と同様となります。すなわち私立保育所の場合であれば、無償化に伴い増加する公費負担部分のうち、国が２分の１、府が４分の１、町が４分の１を負担することとなります。一方、公立保育所の場合であれば、公費負担部分については地方交付税の算定において需要額の算入対象になりますが、原則 10 分の 10 が町負担となります。

なお、本年度に限っての措置でございますが、無償化に伴い増加する公費負担部分のうち、府または町が負担する部分に対して、国から子ども・子育て支援臨時交付金が交付される予定でございまして、本年度に関しましては、先ほどご答弁させていただきましたように、無償化に伴い新たに生ずる負担は、本年度はございません。

また、第四保育所の解体でございますが、先ほどご答弁させていただきましたように、補正予算案が可決いただきましたら一般競争入札を行っていきたい。そして 12 月に契約同意をお願いしたいと考えておりまして、その後は１月からの工期スタートということで、７ヵ月程度の解体期間を想定いたしております。

以上でございます。

健康福祉部長　町立やまぶき園の補償金にかかります根拠につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、今回の補償に至ります根拠といたしましては、島本町立やまぶき園管理業務に関する基本協定書がございまして、そこのリスク分担表におきまして、大規模な災害等による事業の中止につきましては、負担者が、まず町となっております。また、同じくこの基本協定書の条文、27 条という条文におきまして、不可抗力により発生した損害の賠償について定めておるんですが、その項目につきましては、協議により、それぞれ負担の割合を定めるというふうにうたっておりますので、これらを根拠としております。

もう一つ、補償金積算の根拠といたしましては、町立やまぶき園の職員におかれましては、社会福祉法人四天王寺福祉事業団が雇用しておられますので、直接、町が雇用しているものではございませんが、休園期間中も出勤し、職務に従事していただいておりますので、出勤した職員の方につきましては10割に当たります103万5,148円。自宅待機をされた職員の方につきましては、「労働基準法」第26条に休業手当の考え方がございますので、この考え方を準用いたしまして6割に当たります13万2,426円を、合計で116万7,574円を支払うものでございます。

以上でございます。

消 防 長　女性施設についてでございますけども、まず、特に配慮した点ということでございますけども、先ほどご答弁をさせていただいた浴室であったり洗面、トイレ、それから仮眠室は必ず設置が必要やと思うんですけども、今回、仮眠室の中に休憩スペースということで、カーペットを敷いて、一段上げた形で、女性職員がゆっくりとくつろげるスペースを、今回、設置をさせていただいております。

それから、２点目の就寝する場所、シャワールーム等の施錠でございますけども、仮眠室兼更衣室につきましては、オートロックを予定しております。これにつきましては、緊急で出動した場合、一々鍵を閉める必要性がないようにオートロックという形で考えておりまして、それから浴室と洗面、洗濯、それからトイレスペースなんですけども、女性職員以外も来庁される女性の方もいらっしゃいますので、まず扉が開いて、トイレと洗面所を予定しておりまして、そこから奥に浴室を設置する予定なんですけども、そこにもう一度扉を付けて、そこは鍵を掛けられるような形で考えております。

それから、将来的な部分でございますけども、今回の仮眠スペースにつきましては、ベッドを１台設置するスペースを取っておりまして、そのベッドと同じ大きさのベッドをもう１台設置するような形で、今、スペースは空けさせていただいておりますので、仮に２名、女性職員がいても、それぞれ個別のベッドに寝られるような状況にはなっております。

以上でございます。

戸田議員　消防庁舎の改修については、理解しました。これを機に、女性消防団の発足が待たれるというか、期待したいなと思っております。島本町の一つの課題であると思います。

それから、やまぶき園の休園に伴う補償金と、その和解については、非常にわかりやすく整理したご答弁をいただきました。理解しました。

保育の無償化です。基礎自治体の負担と国の負担等のあり方をお聞きしていると、民間事業者の参入を促すものとなっているというのが、改めてわかりました。

今回、認可外保育所に通う子どもも、一部無償化の対象になります。一部というか一定、無償化の対象になります。認可外に通う子どもが補助を受けられることについて、

待機を余儀なくされている保護者の立場に立てば、必ずしも否定はいたしません。問題は安全性です。島本町の子どもが通う認可外保育施設の安全性は、誰が、どのように判断するのですか。改めて確認します。死亡事故などの深刻な事故の多くが、認可外保育所で起こっているのです。認可外施設の保育の質は様々であり、例えば、杜撰な施設に公金が費やされることになれば――子どもにお金が払われるわけですから、公金で、問題のある施設を温存することにもなりかねないと懸念しますが、この点については、どのようにお考えですか。

第四保育所の解体工事です。スケジュールはお示しいただきました。しかしながら、昨今、この解体撤去事業については想定外の事情により、あるいは当初わからなかったものにより、補正予算を計上したり、契約変更を行ったりということが、水道事業も含めて、あらゆる会計で続いています。「あらゆる」とは言えませんね、各課において続いています。第四保育所の解体撤去工事においても、そういう事態が起こり得るのではないかと懸念しています。すなわち、これは保育の整備のスケジュールに大きく関わりがある。住民ホール跡地には、今なお多くの杭が残されていますが、先ほど第四保育所の土地についても杭があるとおっしゃいました。杭があることを、どうして確認されたのですか。現在、土地の杭についてはどういう状況になっていますか。住民ホールの跡地のように残しておく、という選択が可能なのでしょうか。お答え願います。

教育こども部長　まず、認可外保育施設の安全性でございますが、認可外保育施設の指導監督権限は当該施設が所在する都道府県、または都道府県が当該権限を市町村に委譲している場合は当該市町村にございます。本町は大阪府から権限委譲を受けているため、町内の認可外施設であれば本町が当該施設の安全性等について確認し、必要に応じて指導等を行う立場にございますので、適切に指導監督を行っていきたいと考えております。

また、認可外保育施設の保育の質でございますが、今回の無償化にあたりましては、認可外保育施設を利用される方も対象になりますが、無償化をきっかけに認可外保育施設を利用される方が増えることに伴って、新規事業者が参入することが考えられます。しかしながら、今回、無償化の対象となる認可外保育施設につきましては、改正後の「子ども・子育て支援法」の規定により、内閣府令で定める基準を満たすことが無償化適用の要件となっておりますことから、国の制度におきまして、保育の質を確保するための法整備が一定なされているものと認識をいたしております。

町内に認可外保育施設ができるようになった場合には、本町としましては法令に則った適切な指導監督に努めてまいることはもちろんのことでございますが、利用者の方々が、利用にあたって施設を十分に比較検討し、適切な選択をされることに資することができるよう、情報発信のあり方等に留意してまいることにより、認可外保育施設の保育の質や、その健全な利用の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、杭の件でございますが、これは施設が建ったときの竣工図面に、すでに杭が

入っておりますので、その図面によって確認をいたしております。今現時点で、当然のことながら杭については、今後、解体の中では撤去する予定といたしております。

以上でございます。

戸田議員　最後の、杭については撤去する予定とおっしゃいました。そうすると、このことが要因になって、保育の整備が当初の予定よりも遅れてしまうということがあるのかないのか、そのあたりのお見込みをお聞かせください。

そして、認可外保育所に通う子どもについては、一定、ご説明は理解しました。本町の子ども・子育て会議の存在の重要性がますます高まっていると。審査機能、審議、報告するのではなくて、審議会的な審査機能を高めていただきたいなと思いました。

お訊きしたいのは、スケジュールですね。杭は撤去するとおっしゃっていますので、それならば予定どおり７ヵ月の工期で、この杭まで撤去できるのですか、という質問を最後にします。それと、保育の整備のスケジュールに影響がないかあるか。

教育こども部長　まず、第四保育所解体についての、先ほど言った７ヵ月のスケジュールに、杭を抜く・抜かないの影響があるのかということでございますが、あくまでも杭は撤去するということでスケジュールを組んだ中では、７ヵ月程度というふうに考えております。

また、今回の杭の撤去等によって、もともと第四保育所跡地の認定こども園、令和３年４月ということで「保育基盤整備加速化方針」にはお示ししておりますが、直接、この杭を抜く・抜かないがここに影響するものではないと考えておりますが、ただ、今後、その土地の扱いについて、貸与するのか、また議会の一般質問等でも出ておりました、今後のその土地の運用によっては、その対応が求められるものでございますので、整備時期については前後する可能性があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員　第 63 号議案、債務負担行為追加設定に関する資料についてですが、消費税等の変更についてはいいのですが、その他の新規案件的に見えるようなもの数件ありますが、これについて、例えば公共施設機械警備及び学校施設ＡＥＤオンライン管理業務委託、これは例えば、今現状が積算すると幾ら幾らかかって、そして、これを委託すると、たぶん、これは１年分だと思うんですけども、1,306 万になりますよ、というようなところを、ちょっと詳細を説明いただいて、仮に安くなるのであればいいですが、まとめることによって高くなる。また移行できなくなる、業者独占的になるというような課題があるのであれば、今の財政状況からすると、少ししんどくても現状のまま行けというような判断にもなりかねませんし、その辺がわかるようなご説明、いただきたい。それからまたほかの案件については、これ継続ですというのがあれば継続でいいですし、新規であれば新規ということで、その必要性について、ご説明をお願いいたします。

総務部長　公共施設の機械警備及び学校施設ＡＥＤオンライン管理業務委託につきまして

は、継続で今回、債務負担行為を設定するものでございますが、ご指摘いただいております詳細な内容につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいと考えております。

以上です。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「休憩」他、議場内私語多し）

塚田議員　補正予算の総務費戸籍住民基本台帳費の戸籍学習サービス使用料について、お尋ねをします。まず、このサービス導入に至った経緯について、お尋ねします。

健康福祉部長　戸籍住民基本台帳費につきまして、ご答弁申し上げます。

今回、導入いたしますインターネット等を活用します動画の配信サービスにつきましては、職員の育成を目的に、今回、補正予算を計上しておりまして、以前も職員の戸籍に対する職務能力の向上を目的として、予算をあげさせていただいたものでございます。今回、職員の異動に伴いまして、課長を含めまして住民課６名おります職員のうち２名が異動となり、約３分の１の職員が入れ替わっておりますので、そういった職員の職務能力の向上を目的として導入したものでございます。

以上でございます。

塚田議員　わかりました。導入されて、知識をもうちょっとつけて欲しいという意味で導入されてると思うんですけど、これ学習されて、どれぐらいの知識レベルになったかという検証についてはどういった形で取られているのか、お尋ねをします。

健康福祉部長　このオンラインでの学習サービスにつきましては、動画により、例えば戸籍の出生であるとか、婚姻であるとか、そういった場面につきまして動画で学習すると同時に、その動画を見終わりました最終に、知識の確認テストというのがございまして、それで一定――たぶん８割だったと思うんですけど――以上回答しないと、次に進めないようなサービスになってございますので、この動画を視聴し、そして、その確認テストにきっちりと合格しないと、最後まで受講が完了しないようなシステムになってございますので、一定、このサービスを導入することで職員の知識、そしてまた受講者のうちの効果検証も図れるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　保育・教育無償化について、お尋ねします。この保育・教育無償化に関して、職員の方の事務内容というのは、どういったものが具体的に増えるのか。内容について、お尋ねします。

そして、一般会計補正予算のほうでは、旧やまぶき園の光熱水費として 25 万６千円、電気使用料があがってます。やまぶき園については、基本、昨年度からほとんど使っていないにも関わらず、この 25 万円が足りなくなったというのはどういった経緯があるのか、ということをお尋ねします。そして今の状態、どういう管理が今、行われているのか。

電気代がたぶん 90 万円でしたかね、去年、どこかで確認したときに、年間使用料がそのように言われてたと思うんですが、今の状況もお尋ねします。

それから、教育費の幼稚園費で、臨時職員賃金として就労支援の申し込みが多かったので、臨時職員さんを増員としていますが、現状の就労支援の申し込み、利用者人数をお尋ねします。

それと、先ほど戸田議員から、四保の解体工事に関して杭があることでスケジュール関係の話題がありましたが、それに関して、売却するか、賃借かというようなことも関わってきてスケジュールが前後するというようなお答えがありましたが、この件、やっぱり町有地というのは町として確保しておくことは大変重要だと思うので、これは売却ではなく、貸すという方向で検討していただきたいと思うのですが、その点、総務部長にお尋ねいたします。

以上です。

健康福祉部長　やまぶき園の光熱水費にかかります補正予算につきまして、ご答弁差し上げます。

電気使用料につきましては、当初予算におきましては 1 日の電気使用料を、一つの単位当たり 35 円と想定して予算を計上しておりましたが、この電気使用料の実際の計算にあたりましては、約半年前の使用料から料金を算出することとなっておりまして、実際に、本年度必要と判明いたしました電気使用料につきましては、その一つの単位当たり 175 円というふうな形で、実際に必要になるということが判明いたしましたので、このたび補正予算を計上させていただきました。

また、町立やまぶき園につきましては、現在、使用しておりませんが、電気施設等につきましては引き続き、もうそこで使用しないという形で契約を破棄等しているわけではなく、使えるような形で実施をしております。なぜかと言いますと、やまぶき園につきましては、今現在使用はしておりませんが、電気を使いました警備システムにつきましては作動しておりまして、町有の施設でございますので、警備につきましては、きっちり予算を使って管理をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育こども部長　就労支援型の預かり保育の利用人数でございますが、平成 30 年度末現在で 19 人、令和元年度につきましては、9 月 1 日現在で 30 人でございます。

無償化制度に伴っての新しい事務については、次長のほうから説明させていただきます。

教育こども部次長　幼児教育・保育の無償化の導入になりまして、新たに発生する事務でございますけれども、今まで公的な資金が導入されておりませんでした認可外保育施設であるとか、ファミリーサポートセンター、一時保育といった事業につきまして、それ

らについての取り扱いを行わなければならないということと、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園につきましても、園とのやりとりの中で保護者の負担について、いろいろとやりとりを行わなければならないと思っております。それから、本保育料等につきまして、園との法定の代理事業であるとか、また保護者との償還払いというような、そういう事務も新たに発生しておりまして、おしなべて保護者と、すべてにわたって支給認定といいますか、１号認定等、その認定事務というのが新たに発生してまいる大きな事務であるというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長　第四保育所の跡地をどうするか、というお尋ねがあったと思いますけれども、どう取り扱うかにつきましては、現在未定でございまして、今後、教育委員会を含め関係部局と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　１点だけ確認したいんですけど、消防庁舎の改修工事なんですけど、今回、この予算が通ったら、工程的にはいつ完了するんですか。

消 防 長　現在、予定しておりますのは、２月の初めぐらいには施設が完了する予定となっております。

以上でございます。

清水議員　私の記憶によると、女性消防職員は今、研修に行っていると思うんですが、本庁にはいつから勤務されることになるんですか。

消 防 長　４月から消防学校へ行っておりまして、今月末で修了でございます。一応 10 月１日からは警備課へ配属するんですけども、施設が完成するまでの間は警備課配属で日勤という形で、９時から５時半の業務を対応してもらって、先ほど述べました、年が明けて施設が整備できましたら、24 時間勤務という形で対応させてもらいたいと考えております。

総務部長　先ほど福嶋議員のご質問にご答弁が遅れまして、申しわけございませんでした。

この債務負担行為の設定に関する金額につきましては５年分でございまして、この金額につきましては、現在の内容、それと金額についても変更はないものでございます。

以上でございます。

（福嶋議員・自席から「健康福祉部の分とかは」と発言）

村上議長　もう１回、質問してください。

（福嶋議員・自席から「３回しかできないので」と発言）

村上議長　暫時休憩します。

（午後３時 09 分～午後３時 09 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長　債務負担行為設定にかかります資料に関しまして、健康福祉部所管分につ

きまして、ご答弁申し上げます。

まず、債務負担行為（追加設定）に関する資料の３ページに記載をしております住民集団健診等業務委託につきましては、これにつきましては契約期間といたしまして、現在、平成29年３月16日から令和２年３月31日までを期間として実施をしておりますが、このたび令和２年４月から業務が開始できるように、３年間の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。これにつきましての事業は継続でございます。続きまして同じく資料４ページ、乳がん検診事業委託につきましても、追加設定の理由につきましては同様でございまして、これも継続事業でございます。続きまして、子宮頸がん検診業務委託につきましても、追加設定の理由につきましても同様でございまして、継続事業でございます。

健康福祉部所管分につきましては、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部が所管しております空き瓶等の選別及び再資源化業務委託についてでございます。

この事業につきましても、例年、この時期に債務負担行為をお願いさせていただいておりまして、その内容といたしましては、令和２年度の瓶の再資源化にかかります事業を実施するにあたりまして、本年の11月までに、どこが再資源化の事業所ということを届ける必要がございまして、予算の確保をさせていただいた後に入札を行いまして、本年11月までに、来年度処理をしていただく事業所を届けるために実施させていただくものでございます。例年と変わりない事業でございます。

以上でございます。

福嶋議員　ご回答、ありがとうございました。

先ほどの公共施設機械警備の関係ですけども、一応、値段変わらないよというお話をいただいたんですが、公共施設機械警備をやっているのは、ここの参考資料の１ページにあります施設だけなのか、例えば第三小学校が入っておりませんし、その他入ってないところはどうなっているのか。それから、それを今後どうしていくのかを含めてお教えいただきたいのと、先ほど費用は変わりませんということでしたが、事業内容の中に括弧書きで「各小学校及び中学校にはＡＥＤオンライン管理業務を付帯する」ということで、業務が増えているような気がするんですが、それでも値段が上がらない、そういう理解でよろしかったでしょうか。

財政課長　まず、１点目の施設の質問でございますが、この中に第三小学校は含まれておりません。その理由と言いますのは、今後、改修等が行われるため含まれていないものでございます。その他第四保育所等につきましても、改修等の理由により、この中には含まれておりません。

それから、括弧書きの「各小学校及び中学校にはＡＥＤオンライン管理業務を付帯する」という部分でございますが、これにつきましては、以前、債務負担行為をあげさせ

ていただいたときにも、これはついておりまして、そのときと内容は変わりません。

以上でございます。

伊集院議員　ほとんど質疑も重複している部分もありますので、確認になっていくと思います。

まず、第61号議案のやまぶき園ですね。解決金の根拠的なことが回答いただきましたので、その中で、一応、それぞれ「労働基準法」とかありましたけど、実質上の人数、例えば、この示談書でいうと９日間ですか、土日を除く９日間とありまして、内容においては、利用者等の安否確認をしていただいたり、利用者の他の事業所利用の支援・調整とか、ちょっと、それぞれ事業あげていただいておりますけど、これに出られた人数とか比率とか、どういうふうになっているのか、確認させていただきます。

健康福祉部長　やまぶき園についてのご質問でございます。出勤した職員についてでございます。

まず、出勤をいたしました職員につきましては、重複はございますが８人になっておりまして、延べ人数が53日、出勤をしております。また自宅待機をいたしました職員につきましては６名になっておりまして、延べ人数は15日になってございます。トータルをいたしますと、14名の職員が延べ72日間、執務をされたり、自宅待機をされたということで、今回、積算をしております。

以上でございます。

伊集院議員　議長に当てられましたので、いきますね。先ほどの資料と、ちょっと数字が違うというような状況かも知れないので、確認をいただきたいと思います。

もう１点は、ほんとに確認なんですけど、先ほど補正予算、町営住宅のほうの基金の繰入、予算が足りなくて繰り入れされたという部分なんですけど、３年に１回の修繕等とかがあった部分で大きくなったとおっしゃってました。決算のほうでもね、３年に一度の修繕費とかが出てきているんですけど、ここにあがっている予算で足りない、基金で崩されたのは、令和元年の分というふうに考えていいのか、去年の決算の部分で足りなかったからということでいいのか。その基金の活用の仕方は問題ないか、という確認だけさせていただきたいと思います。

都市創造部長　町営住宅にかかります基金の運用についてのお尋ねでございます。

まず、今回、赤字の決算というような形になって、今年度、今の時期に基金取り崩しのお願いをさせていただくんですけども、実際、赤字になりましたのは平成30年度の決算でございます。

あと運用面でございますが、毎年、赤字が続いているわけではなくて、やはり２年であったり３年にいっぺん、若干、ちょっと大きめなお金がかかる修繕とか点検とかございますことから、その折りには、ちょっと運用が厳しくなっている状況でございます。そのほかの年度については概ね、若干ではございますが、黒字で基金を積んでいってい

るという状況でございますことから、今後におきましても、適切に、しっかりと基金運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　申しわけございません。私が先ほど申し上げた数字に誤りがございましたので、修正させていただきます。

職員数につきましては、10 割出勤いたしました職員が８名、自宅待機をいたしました職員が６名で、計 14 名でございますが、延べ日数につきまして、10 割出勤した職員につきまして、私、先ほど「53 日」と申し上げましたが、大変失礼いたしました、「57 日」の間違いでございます。自宅待機をいたしました延べ日数につきましては 15 日で、計 72 日でございます。修正、よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

河野議員　多くの議案の一括ですので、ちょっと間違いのないようにいきます。

順不同となりますけども、まずは第 62 号議案の利用者負担等の分ですね。保育無償化が 10 月１日から導入ということで、重要な点は先ほど多くの議員の方から指摘があったと思います。

保育の質に関わって質問させていただきますが、先ほど巡回指導員のご質問があってね、非常に重要な点だなと。これは国会でも相当議論されて、認可外保育などを、この保育無償化の対象内とするということがあったことによって、非常に不安材料を残した、懸念を残したという点がありますけども、今の島本町の現状からいきますと、保育所を造るということが最重要課題であって、今後、認可外が参入してきたということがあったうえで、条例改正及びこういった相談員ということを検討し始めるというような順序なのかなというふうに思っておりますが、今の現時点で議論されている範囲で結構ですので、お答えください。

それから、そうは言っても、島本町政の中ではかつてない待機児童が出ているという状況下での無償化の導入ということでは、非常に悩ましい。本来、無償化として喜ばしい、こういった権利を行使できる人たちが、待機児童になることによって無償化も対象にならないし、まして仕事の復帰もできないという人たちが、若い世代が島本町にあふれているという状況です。今回、河７で待機児童、これは毎年、国に島本町が提出されている資料を出していただきました。今後も、これはまた決算などの資料として、やはり待機児童対策ということでは、順次出していただきたい資料でありますが、今回、初めて議会としては請求したというふうに記憶しております。

この河７の小さい表ですけども、一番右端の待機児童数が 84、これが何日現在ということが付されてないのですが、過日の一般質問では、３歳児の待機児童はもう解消されているということでお聞きしております。今、ここでは 14 人となっていますが、10 月１日には、もう３歳児の待機児は解消されているということでお聞きしておりますので、島本町においては、この無償化が一定対象となる３歳児以上は待機児童という問題はな

く、保育を必要とされている要件を持っておられる方は、すべてが対象になるというふうに理解していいのかどうか、答弁を求めます。ちょっと数字に時差があるかも知れませんので、その点は勘案して、お答えいただければ結構です。

それと、そうは言いましても、質の問題でいきますと、島本町の９月１日広報で載せていただいた２ページ、「10 月から幼児教育・保育の無償化が始まります」という、カラーで、非常に見やすい特集が組まれておりました。４ページ、５ページにおいては、特に利用者にわかりやすい説明がされています。この「はい」「いいえ」、「Yes」「No」の表などは、ほかの資料では見受けたことがないので、たぶん、島本町の職員さんが独自で考案されたものと聞いておりますので、非常にこれは利用者にとってわかりやすい表になっております。ただ、ここの認定こども園の上にある認可外保育施設、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ここにね、ベビーシッターが入っていなかった。ベビーシッターというのが入っていたら花丸なんですけど、これが載ってないことで、私も疑問を持ちました。島本町はベビーシッターを外しているのかと、職員にも即座に尋ねさせていただきましたが、ベビーシッターも含まれているということで、先ほど議案の説明ではおっしゃっていましたので、居宅訪問型ですね。ですけど、これは多少補足が必要ではないかなというふうに思っております。その点、いかがでしょうか。

それから、とは言え、この「Yes」「No」の相関表を見ておりますと、今の若い方でも非常に責任が重い、あるいは休むわけにいかない、そういうお仕事をされている方はいっぱいおられます。この議場にも、そういう年代の方が増えておりますので、認可保育所を使いながら、時間外の送迎のファミリーサポートセンター事業、この場合のファミリーサポートは対象外であるというふうに聞いております。送迎のためだけは対象外であると。では、保育所に入れない方がファミリーサポート、一時保育及びベビーシッターを活用された場合、それは保育度認定で認定を受けておられる方であれば、そのトータルの金額の上限額までは支給が認められるというふうに思っていいのか、保育所に入れない待機児童ですね。今は３歳児が解消されつつありますが、そういう事例も、まだまだ島本町のこの人口増加の中では出てくると思います。その点についての、複数の制度の活用により職場復帰をされている方も、かつてはおられました。ファミリーサポートセンターと一時預かりを使って週４日の仕事を復帰するという方もおられましたので、そういったことについての十分な周知や広報はできているのかということですね。ちょっと具体の事例になって申しわけありませんが、答弁を求めます。

また、一定そういったサービスを利用しながら、病児・病後児でも、島本町の対象となる病児保育では利用できない場合、在宅での保育が必要なお子さんの場合、ベビーシッターに来ていただくということも必要になります。私自身も、保育所に入れていましたが、やはり病児保育がなければ、仕事も休めない、夫婦ともども休めないというとき

に、５回ほど、夜中にでも電話が通じるというベビーシッターを使ったことがあります。非常に高額ですので、その点はどうか、ということです。これ、質の問題とは真逆の内容にはなってますが、10 月１日以降始まる制度ですので、その点について、お答えください。

健康福祉部に対しては、いろいろと資料をいただきました。いろいろ議案については詳細の説明をいただいたところですし、資料もいただいております。

河３で、その「協議の経過のわかるもの」、それから内容、内訳は、先ほど他の議員から質問があったとおりですが、この協議が、最終的に示談書の確認をされたのが今年の７月 23 日ですが、協議そのものは去年の９月 21 日から実質始まっていると。「９月 21 日　休園期間中の補償について口頭で申し入れ」ということで、年度を越しまして、やまぶき園が閉園となった後、５月 13 日に先方の法人と、法人の顧問弁護士同席のもとで、「当初示された条件が折り合わなければ調停も視野に入れている」という、ちょっと、この表現は非常に、何か厳しい表現のように見受けられるんですが、ここまで年度を超えて、約１年間近くかかったというのには、それなりの、それは相当なものなのか。いろいろと調べているのに時間がかかったのかという点ですね。相当時間かかっているという感想を持つんですが、その点について、説明を求めます。

先ほど健康福祉部、もう１点ありました。これも悩ましい問題で、今、福祉、介護、保育の人材確保が、どの自治体も大変な状況にあるということで、派遣会社、紹介などを受けなければいけないということで、先ほど社会福祉士が確保できなかったということで、派遣会社への減額と増額が続けて示されていますが、これはもちろん、減額されたときの人数と、派遣会社に依頼される人数は同じ人数であって、派遣会社に依頼すると、おおよそ２倍以上経費がかかるということが、これで明らかになるわけですが、それで間違いはありませんか。答弁を求めます。

教育こども部長　私のほうから、まず３点ほど、お答えさせてもらいます。

まず、順序は変わりますが、待機児童のほうでございますが、待機児童のほうは、資料請求でお出ししてます 84 人については、本年４月１日現在の数字でございます。そして 10 月の、これはあくまでも見込みでございますが、待機児童としては 77 人。そのときには３歳児の待機はおられないということを見込んでおります。

そして、巡回指導員などの先進的な取り組みの導入ということでございますが、先ほど申しました本年４月１日現在で待機児童 84 と申しましたが、ご本人さんの事由によって入られてない、保留という扱いの方が 39 人おられた。これは合計すると 123 人。これを、平成 30 年の４月１日で見ますと 41 人ということで、約３倍になっておるという今の現状がございますので、本町といたしましては、やはり、このハード面の整備をまず第一に行って、受け入れのキャパを確保するということに注視していきたいというふうに考えておりますので、それらが調った暁に、これらの巡回指導員などについては検討

してまいりたいと考えております。

あと、無償化の対象のベビーシッターの件でございますが、広報の中で記載ができておりませんとのこと、ちょっと誤解を招いたということをお聞きしております。その点については申しわけなかったと思っております。

ベビーシッターにつきましては、「児童福祉法」に規定される居宅訪問型の保育事業として所在する市町村の認可を受けている場合、認可保育所と同様の取り扱いとなり、市町村の認可を受けていない場合で都道府県に対し同法の規定に基づく事業の届出がなされているときは、認可外の事業として認可外保育施設と同様の取り扱いとなります。従いまして、ベビーシッターの利用につきましては、認可外のものを含めて今回の無償化の対象でございますが、念のため付け加えておきますと、認可外事業としての届出もされていないベビーシッターを利用された場合は、無償化の対象とはならないという現状はございます。

私からは、以上でございます。

教育こども部次長　それでは保育所、またはそこにかかる送迎のファミサポの利用であるとか、一時保育などの各種サービスを併給して利用されているケースにつきましての対応ぶりについて、ご答弁を申し上げます。

様々、認可保育所や認可外保育所、一時保育、そういったサービスというのが今回の無償化において対象となってくるわけでございますけれども、今回の無償化につきましては、これらの認可外保育所とかサービスなども対象となってまいりますので、そういった事業を利用されている方々については、今回、改めて無償化の恩恵を受けることができるというふうになっております。

それの内容につきましては、サービスや、個々、言われたような条件がありまして、受けられる、受けられないであるとか、または認可保育所であったりとか、制度移行幼稚園というわけではございませんので、今、制度上は３万７千円が４万２千円ということで、年齢等によりまして上限額が一定定まっております。それを超過した場合につきましては、やはり本人の負担が生じてくるということでございますので、それら本人負担ということは課題があるということを鑑みまして、まず何より、町としましては「保育基盤整備加速化方針」を鋭意、着実に進めてまいりたいというふうに考えていることと、そういった様々なサービスを組み合わせてご利用なさっている方につきまして、今後、具体にケースは出てまいると思うんですけれども、広報で「Yes」「No」ということで選択して、皆様については可能な限りわかりやすくご周知を図ったところでございますけれども、今後もそういった複雑なケースにつきましては、ホームページを利用しまして、その内容につきまして、どういった利益を受けられるかということもご案内させていただくとか、また個別のお問い合わせというのも、この広報を契機にいろいろと寄せられておりますので、その個々に寄り添って対応を図ってまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

健康福祉部長　やまぶき園についてのご質問でございます。

まず、なぜ時間を要したのかというふうなことにつきまして、ご答弁申し上げます。

当初、法人からは、今回の補償に際しましては、以前から耐震化できていない建物で運営をしており、震災により運営ができなくなったということであるとか、あとリスク分担表の中の大規模な震災等を理由とした事業の中止の負担は町であるというようなことを理由といたしまして、今回、合意に至りました内容以外にも、幾つかの補償を求めてこられておられました。

しかしながら、旧町立やまぶき園につきましては、確かに現在の耐震基準につきましては満たしてはおりませんが、建設当時の「建築基準法」については適合した建築物でございますので、既存不適格建築物にはなるとは思いますが、法的な違法建築物ではございません。また、町の顧問弁護士ともそういったとこら辺のご相談のうえで、法人の求める補償について、すべて支払うものではないというような方針のもとで、法人と協議を重ね、今般、合意に至ったものでございます。

また、四天王寺福祉事業団といたしましても、当初、法人の職員から申し入れがございましたが、法人の顧問弁護士が、いずれも話し合いには同席をしておりまして、議案の資料にも添付をさせていただきましたが、11 月 30 日、１月 25 日、５月 13 日の計３回、法人の顧問弁護士同席のうえ話し合いを行っております。また本町といたしましても、本町の顧問弁護士にも 10 月 19 日、１月 30 日、４月 11 日の計３回、顧問弁護士の事務所を訪問いたしまして、対応策等の助言を受けております。

この間、法人の求める補償の内容、そして町の補償の内容等、すりあわせをいたしまして、このたび合意に至りましたので、そういった事情もございまして、一定の時間を要したものでございます。

続きまして、社会福祉士の今回、派遣委託料の増額についてのご質問でございます。

社会福祉士につきましては、今、月額 17 万１千円の報酬をお支払いしております。雇用、勤務の条件といたしましては、週 29 時間以内で、１日が７時間 15 分でございます。週４日、勤務をお願いしております。これは時給換算ではないんですが、単純に時給でザックリと計算いたしますと、今現在の雇用の条件は大体１時間当たり 1,470 円程度。今回、委託をお願いいたしますと、時間当たり 2,400 円かかりまして、また委託料に別途消費税がかかりますので、議員ご指摘のとおり、現在の報酬での予算よりも大幅な増額となるものでございます。

以上でございます。

河野議員　ちょっと多くの質問でしたけれども、この無償化に関しましては、質の問題が問われている。それについては、認可外保育施設への月算定７万を上限とする利用料補

助を創設したということが、島本町のかつてから進めてきた保育の質というものを揺るがすものになると、認可外の呼び水になるというふうに懸念をしております。認可外がすべて駄目だということではありませんが、実際には、島本町の保育の条例等で規定されている、小規模保育にも高い基準を島本町は設けておりますので、その点については、ちょっと質問にはならないかも知れませんが、ただ、保育の無償化の範囲に認可外保育施設を入れたことによって、指導監督基準を満たすことを要件とする、そういったことで補助金を出している市町村があるそうです。

この同基準に関する指導権限も与えているわけですが、これを結局、この５年間の経過措置、認可外を入れるというような、ベビーシッターも入れるということが経過措置としてやられているわけで、本来の形ではないわけですね。そのために、経過措置を取られたことによって、結果的に、この期間中は基準を満たすことを市町村が指導することもできないことということで規定されたと聞いています。これに対しては、当然、認可外を有する自治体から強い反発があったということで、経過措置の期間中でも、同基準を上限とした基準を条例で定め、条例基準をもとに市町村が指導することができることとされました、というふうに物の本には書いてあります。

それは間違ってないと思うんですが、先ほど待機児童の資料を出していただきました。私と部長の間で読み上げた数字が、これは厚生労働省の厳しい待機児童の基準でありますので、隠れ待機児というのがいるんだということは、すでにもう社会問題にもなっております。一定の年齢においては３倍いるんだということで、この人達が他の認可外を利用されていたり、他市町村の、ということが十分想定されることですので、今度、この無償化をスタートすることによって、この認可外保育を利用されている方の数と実態が浮かび上がってくると。

そういうことについては、初めてのことになりますので、今までは認可外は私たちの視野の外ということでしたが、以前から、待機児童実態把握をせよというのは、私は、この無償化のことも含めて想定して言っていたわけです。ただ、これはもう 10 月 1 日以降しかわからない。そういった島本に住む子ども達がどのような保育環境に置かれているのかということは、これは無償化がスタートしてからですが、引き続き実態把握を鋭意努めていただいて、島本として必要なことは、やはり大阪府、あるいは国、監督官庁に提言をしていただきたい。その点では、島本町は高い保育の質を担保してきたわけですから、低きに流れないということでは、まずは 10 月 1 日以降、しつかりと実態把握をするということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。認可外について、ベビーシッター、ファミリーサポートですね。そういったことでの、待機児童になったうえでそういうことを利用されている方の実態です。それ以外のことは申し上げておりません。いかがでしょうか。

それから、島本の保育という点では、去年の秋ぐらいからずっと言い続けてまいりま

した。給食代の実費徴収が改めて始まるということです。このことは主食・副食、合わせて島本町はたぶん 30 年以上は保育所の保育料として徴収しないということをやってきましたので、これも自治体の中では非常に大きな問題になっていると。今まで徴収してきたところはね、別に何でもないんですよ。今までより安くなったとかいって喜んでいるところもあるそうですけども、島本の場合は新たな負担として保護者の前に現れるわけで、高額所得で高い階層の保育料を取られている方は、そのぐらいはということになるかも知れませんが、低所得層においては、この無償化の恩恵が半減するような、そういった負担になります。

前会の議会では、公立保育所は引き落としで予定しているというふうにおっしゃってたと思うんですが、この給食代の徴収方法が保育職員の負担にもなると。島本町の公立保育所は引き落としということになるんですね、ということについて確認をいたします。

島本町内の３歳以上の保育をされる方、それと０～２歳の小規模保育であっても、所得の低い方においては、このことが導入されますので、あのような少ない人数の保育所であっても、この給食費の実費徴収という実務が発生します。そういったことでは、小規模保育、民間保育園の給食代の実費徴収の事務負担については、どのように把握をされているのか、答弁を求めます。

教育こども部長　認可外の実態把握ということでございますが、当然のことながら、今後は給付と支払いが出てきますので、当然、その数というのはわかってくると思います。今回の予算上といたしましては、6ヵ月間で 10 人程度の発生が出るだろうというふうに見込んだ予算を組ませていただいております。

そして、小規模保育事業所の主食・副食費、食料費でございますが、これはもともと保育料に含まれておりますので、今後も引き続き含まれた形でございます。

公立保育所の食費等の支払い方、引き落としなのかどうかという点については、公立にいては引き落としで対応するということでございます。

以上でございます。

健康福祉部長　先ほど社会福祉士の報酬につきましてのご質問に対しまして、私、月額の報酬での先ほど計算をいたしまして単価を申し上げましたが、年間の報酬額で計算いたしますと、１時間当たりの時給につきましては、約 1,360 円となります。

以上でございます。

河野議員　全部答えていただいてますね……、すいません。給食代の民間保育園のは答えていただいてないな気がするんですけどね。指名されてしまったので、小規模保育は答えていただいたんですが、あとの山崎、高浜、ＲＩＣホープ水無瀬保育園の３歳児以上の主食費徴収のことについて、ご答弁がないと質問ができないんですが、ご答弁いただけますか。それによっては４問目、しないといけないということになるんです、答弁漏れ、完璧。私のミスですか、違うと思うんですけども。私のミスではない。ちょっと休

憩取って……。

村上議長　暫時休憩します。

（午後３時 44 分～午後３時 44 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長　民間園の食料の引き落とし等の対応につきましては、各園において検討されておりますので、詳細は聞いておりません。

以上でございます。

河野議員　失礼いたしました。質問の仕方が悪いということも、一部頭の隅に置きながらですが、大事な問題ですし、民間保育所においても主食費補助という運営費要項の中で徴収しなくて済んだという歴史を島本は持ってますので、この点について、９月で終わって 10 月からの無償化、11 月中に 10 月分の保育料徴収、引き落としが始まるけれども、本来、０円になるはずの引き落としから主食費代が引き落としされるということについては、島本町内のすべての保育所に対して、保育所の利用者に対しては、それなりに広報で、これは共通して情報提供するべきであるというふうに思います。相当な方が、もうご存じではいますけども、島本町の場合はそういう習慣がなかったということで、無償化で喜んだ後で引き落としがあると。残高が足りないということのないように、その点は民間、公立、関係なく、給食代のことについては、やはり念押しが必要ではないかなというふうに感じていますが、いかがですか。答弁を求めます。

以上です。

教育こども部長　主食費の徴収についてでございますが、私、議案説明の中でも申し上げたんですが、主食費の徴収につきましては、４月から徴収させていただきます。10 月から３月の部分につきましては、激変緩和措置として、これまでの運営を続けさせていただくというところでございます。

以上でございます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 46 分～午後４時 10 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

東田議員　第 62 号議案ですね、保育の無償化の件ですけども、多くの議員の方から質疑がございまして、大体は理解したんですけど、どこまで行っても、やっぱり費用負担がこれから重くのしかかってくるなというのが正直な感想です。それで事務量の増加というのも当然ございますし、ちょっとしんどいなと。これをやっていくことに関しては疑義はないんですけど、それがうちだけじゃなくて各自治体が費用を持っていくのも増加していくというのも、これ現実問題ですので、これを続けていくというのも結構ハードルが高いんじゃないかなと。ほかの事業にも当然影響も出るでしょうし、そのあたりについ

て、ちょっと不安材料が残るというのが感想です。

そこで、これは10月１日から施行されて、制度が始まるわけですけども、どのような制度でも始まって、当然、国のほうでも効果検証とかされるでしょうし、となると、その効果検証して、ええとこもあったり不具合も出たりしたら、当然、見直しとかもされるとは思うんですけど、そのあたりのスケジュールとかいうのは、そういうのは情報は掴んではるんですかね。ちょっとお伺いしておきます。

教育こども部長　無償化の制度が10月１日から始まります。始まって、どのような制度として運用されていくか、その課題が出てきたらどう対応するか。その部分について、現在、国から示されているものはございません。まず、今、決められているのは10月１日からスタートするということだけでございます。

以上でございます。

東田議員　ちょっと、そのあたりについて、たぶん不安材料抱えておられるのは、この島本町だけじゃなくて、全国の自治体も同様の問題を抱えるんじゃないのかなというふうに想像はするんですけども、そのあたりについて、国に今後の方向性とか、しっかり問い合わせて情報を取ってくると。それと、この費用負担の割合とかね、そんなのも、この割合見たら、国の方向性というのはもう明らかに見えてくるんですけど。実際、だからといって、うちも含めて他の自治体もしんどいというのも、これも事実ですから、そのあたりについての要望とか情報収集というのは、今後、どのように考えておられるのか。

教育こども部長　制度導入後、先ほどご答弁させていただきましたように、あくまでも、このＲＩＣホープ水無瀬保育園の施設を含む、ここまでの状況で、概算でございますが、令和２年度以降、毎年町負担が４千万以上かかってくるというような、町にとっては非常に大きな財政負担になってくるわけでございますので、この点については、町村会から大阪府、そして国への要望等もございますので、その分を通じて、１町だけでするんではなくて、協力して、その辺の要望はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

岡田議員　最後の１問なんですけどね。健康福祉部長にお訊きしたいんですけど、やまぶき園の休園に伴って補償金という形で、今回出てます。補正予算にもね、電気代が出てるんですけどね。電気代が出ているということは、結局はあの建物が、休園の状態になっているんですが、電気のもとというのか、電気のスイッチ等はそのままの状態になっているんじゃないかなと思うんですよ。ずっと電気点いてましたからね、実際に休園に入るときも電気点いてましたので。

それで、そこら辺を心配したとき、補償金だけで今回は終わってますけれども、すごく、空き家をそのままの状態に置いておくということは、この補償金以上に、何か事故があったときに大変な状況になると思うんですよ。あそこは上牧のほうに行く三叉路で、人通りのすごく多い道路なんですよ。完璧に空いているということがわかっていて、真

っ暗な状態なんですよ。ですからね、電気代等が補正予算に組まれてますが、漏電という、そういうのも含めまして、あのままの状態で置いておくということは、今回のように補償金だけで済まないような状態になった場合、もっと大きな補償が出てくるような場合になったときは、町の責任は、私はすごく損失になるんじゃないかと思っているんですけどね。そこら辺は、どのように考えていらっしゃいますか。

住民の皆さんにね、この示談書の内容と補償金のことを説明する、私たちは議員ですので説明をさせていただきますが、その後の町の対応というのは、やはり必要じゃないかと思いますけども、いかがですか。

健康福祉部長　やまぶき園の施設についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、旧やまぶき園につきましては、現在使用はしておりませんし、私どもとしても、確かに施設をそのまま存続するだけで、電気代等も含めまして、また警備費等かかってまいりますし、年間の施設を維持する予算も必要となってまいりますので、やはり今後早急に、この建物についてどうするのかというふうな検討は進めていかなければならないというふうな認識を持っております。

ちょっと、本年度にはなりますが、本年の５月期に、この旧やまぶき園の除却等に向けた打ち合わせということで、健康福祉部をはじめ庁舎内の関係部局で、今後、どのようにこの施設を活用していくのか、また除却する際の検討すべき事項、また必要と思われるような予算につきましても、今現在、大阪府とかに調査をいたしまして、ヒアリング等、大阪府のほうにも出向かせていただいて、お聞きをして、調査を今、進めておりますので、一定、早期に方向性は出していきたいなと思っております。

ただ、やはり除却をするとなりますれば予算的なものも必要となってまいりますので、そこら辺、町の財政におきまして、この除却をどれぐらいのスピード感を持って実施できるのか否かというところにつきましては、また財政部局、町全体の判断として、議会にお諮りしていかないといけないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日９月５日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日９月５日午前10時から会議を開く

ことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時１８分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第５４号議案　平成３０年度島本町水道事業剰余金の処分について
第５５号議案　島本町印鑑条例の一部改正について
第５６号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
第５７号議案　島本町保育所条例の一部改正について
第５８号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第５９号議案　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第６０号議案　島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　３　号

令 和 元 年 ９ 月 ５ 日（木）

島本町議会９月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　令和元年９月５日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田	淳	２番	大久保	孝幸	３番	東田	正樹
４番	平井	均	５番	河野	恵子	６番	清水	貞治
７番	岡田	初恵	８番	川嶋	玲子	９番	戸田	靖子
10番	中田	みどり	11番	野村	篤	12番	伊集院	春美
13番	福嶋	保雄	14番	村上	毅			

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田	紘平	副町長	小田	哲史	教育長	持田	学
総合政策部長	北河	浩紀	総務部長	由岐	英	健康福祉部長	原山	郁子
都市創造部長	名越	誠治	上下水道部長	水木	正也	消防長	近藤	治彦
教育こども部長	岡本	泰三	会計管理者	永田	暢			

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤	博美	書記	坂元	貴行	書記	村田	健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第３号

令和元年９月５日（木）午前１０時開議

日程第１	第６１号議案	島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について
	第６２号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
	第６３号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）
	第６４号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
	第６５号議案	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	第６６号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
	第６７号議案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第２	第６８号議案	令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第３	第　１　号認定	平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第　２　号認定	平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第　３　号認定	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第　４　号認定	平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第　５　号認定	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第　６　号認定	平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
	第　７　号認定	平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
	第　８　号認定	平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第　９　号認定	平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第１０号認定	平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第１１号認定	平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第１２号認定	平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第１３号認定	平成３０年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

村上議長　本日の議事に入ります前に、皆様に申し上げます。

発言を要求される際には、必ず挙手をして、議長に聞こえるよう、「議長」と呼ぶようにしてください。会議規則第51条に記載されていることですので、よろしくお願いしておきます。

また、議員の皆様におかれましては質疑を簡潔に、執行部の皆様におかれましては答弁を的確にしていただき、訂正や漏れが発生しないように、ご協力をお願いしておきます。

それでは、日程第１、第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解についてから第67号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）までの７件を一括議題とし、前会の議事を継続いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　おはようございます。第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

我が会派としては、過去より町立やまぶき園の未耐震やアスベスト等、その土地の特色等も踏まえ、利用者の安全を確保するため今後どうするのか、方向性を早期に示すよう求めてまいりました。

平成26年度の施政方針で建て替え・移転等についての検討を進める姿勢になり、「第４期障害福祉計画」で目標とする、地域生活拠点整備とあわせた一体的な整備を目指し決意をされたのが平成28年度、新たな場所での動きの中でありましたが、残念ながら間に合わず、平成30年６月18日、大阪府北部を震源とする地震が発生しました。

地震により、町立やまぶき園が休園となった期間中の人件費相当額の補償について、指定管理を請けていた社会福祉法人四天王寺福祉事業団と、「民法」の規定により和解されるものであります。地震翌日の６月19日から29日までの土日を除く９日間、休園期間、町と指定管理者、協力をされまして、利用者等の安否確認や、他の事業所利用の支援、役場地下職員休憩室の使用調整、事業の再開に向けた説明会の開催等の準備作業を

行ったことに、人件費の取り扱いについて折衝を重ねられました。

解決金として、116万7,574円になりますが、その根拠は人件費負担に、出勤者において10割、「労働基準法」の第26条を準用されまして自宅待機の方におかれて６割とされました。内訳で言えば、出勤者の８人分、日数は延べ57日で103万5,148円、自宅待機は６人分で日数は延べ15日間、13万2,426円であります。

最後になりますが、この経験から、担当部局だけではなくて、全庁で公設民営施設の震災害のときの責任の有無等の確認や、一定基準の考え方に整合性等々の議論を進めていただきますように要望しまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第61号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

昨年、大阪府北部地震発生以後、耐震面、アスベスト等に課題を持つ知的障がい者施設やまぶき園建物の被災、その後休業、自宅待機を余儀なくされ、再開はしたものの、あの猛暑の中、障がい者用トイレのない地下１階の職員休憩室、またふれあいセンター展示室等を車いす介助などで往復をされ、通所訓練の利用者、家族のご苦労に加え、また作業指導に当たられた職員さんが、一時避難的な状態をやまぶき園廃止を目前に余儀なくされたこと。年度末までに思い出のある施設への復帰はかなわないまま新しい施設へと移られた利用者､そしてそれを引継ぎ受け入れられる新法人の職員さんへの苦労に、改めて感謝の意と、思いをいたしたいと思っております。

もちろん、原課職員を先頭に、在宅状態に置かれた利用者、家族への安否確認、他施設へ利用の調整、新施設・新法人の引継ぎまで奔走されたことにより、最終的に、この和解によって収束をされたことに大変安堵いたし、賛成するものです。昨年の災害直後に、私自身としては自宅待機の数人の方ではありましたが、利用者の聞き取りを行い、その点について必要な点は申し入れ、後日の一般質問等で、法人職員に対する特に労働衛生上の注視、手当てなどを求めてきたところです。

この事案を教訓として、今後、利用者の安全はもちろんのこと、施設が休業することで､職員の雇用や暮らしにも多大な影響を与えること。ふれあいセンターや体育館など、公共施設で同様に管理運営を委託する指定管理者、委託事業者など、今後にも当てはまる事案と言えるため、委託契約等を再確認していただきたいと思います。

何よりも、すべての災害被災に対して、このように防災対策本部となり、また被災した公共施設の代替機能も求められるというのが役場庁舎であるという経験をいたしました。だからこそ、この役場庁舎の耐震化先送りは論外だと考えることも申し述べ、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第61号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

もとより子育て支援、就学前教育の無償化というものは、かねてから望んできた政党、また本人として、無償化そのものには何ら疑義はございません。大いに賛成したいところでありますが、双手をあげて賛成できない事案については、昨日の議会でも種々質問させていただきました。

これは５月10日通常国会で法改正が成立し、その国会では日本共産党、立憲民主党、社民党が反対の中、成立したものと聞いております。翌日の各社新聞報道でも、「子育て支援見切り発車」、また認可外保育施設、指導監督基準を満たさない施設も５年間公的給付の対象としたことなどを取り上げ、大きな課題が保育の質の確保だと問題視。「幼保無償化遅れる安全」として認可外保育施設の指導監督強化の実効性が不透明なことを指摘、「保育士不足に拍車　懸念」として保育士の処遇改善が進んでいない点や、自治体の事務負担が増えることへの懸念をあげました。「子育て世帯の経済的な負担が軽減される一方、ニーズの増加で教育・保育の質の低下、保育士不足の深刻化を懸念する声もある。」「安全確保　ぬぐえぬ不安」、このような見出しが翌日の新聞報道で各社があげておりました。

本来は、認可保育所整備を進めての待機児童対策を終えてこそ、これが現場の声であります。何よりも、公立保育所を有し、保育の実施義務、公的責任を体現し、現場実践を通じて地域の子育て支援、保育の質を高め、政策立案に繋げてきた自治体こそが、財政上の打撃が加えられるという内容となっております。

また、質疑はいたしませんでしたが、昨年、沖縄県が行った未就学児童調査では、１歳児の場合、世帯所得が貧困ライン以下の世帯ほど認可保育所への利用率が低い状況を示していると聞いています。島本町は、保育の根幹に関わる本制度の実施となりますが、それを切実に望む低所得者には、より効果が少ない。一方で、消費税増税の負担のほうがのしかかる状況も十分に想定されています。

さらに５年の経過措置とは言え、かつてから保育士配置などの条件の低さが問題となっていた認可外や、無資格でも可能なベビーシッターまでを対象とする。そのことによって、本来、認可外保育施設への立ち入り調査件数が増加することが想定されるにも関わらず、全国的にも、その体制は不十分だということも指摘されています。さらにベビーシッター、あるいは島本町のファミリーサポートセンターなどについて、国会での参考人招致の中でも、その事故発生後の損害賠償や対応などの不十分、制度の不備などが指摘されたと聞いております。

島本町には、現在、認可外保育施設はないとのことですが、現在の待機児童数の多さから、町外施設への利用者がおられるということは十分に想像され、以後の予算の積算の中にも10人を想定されていると聞いております。この無償化が、一時的な町内の認可外保育施設参入の呼び水になる、あるいは短時間保育でも一時保育やファミリーサポートの複数利用で働き始める、仕事復帰をする傾向が進むなど、結果として保育の質を下げる一方で、保育需要をさらに引き上げるということが、この島本町にとって保育料及び保育の質に大きな憂慮が覆い被さることと思います。

直接、島本町への独自の影響としては、無償化から給食代が外されたということです。副食代の徴収が新たに加わります。島本町はさらに、主食費を取らずに来た手法、30年以上続けてきた方法を、これを機にやめる。そして半年間の経過措置の努力は大いに認めるところですが、来年４月からはいよいよ徴収するということになります。これは民間保育施設への運営補助要綱や、運営費への公的補助を後退させるものです。及び所得により徴収する・しないの事務の繁雑化、滞納などへの対応を、民間保育園の現場、担任保育士などにとって負担となるものです。

かつて日本共産党町議団としては、待機児童が顕著になった５年以上前から、待機児童の実態把握を求めてまいりました。そして昨年からは、2019年度当初からの無償化前倒し実施を求めてきました。これは国の無償化導入を前に、待機児童対策のスピード化を求めることはもちろん、保育料、認可外保育など、ニーズの実態把握のためでもあったわけですが、残念なことに、これは全く実施されてきませんでした。

いよいよ、島本町においては11月から第四保育所移転に忙殺される原課や保育士さん、保護者への安心に注力すべき大変な時期と、この時期が重なることを大いに憂慮しております。町長、教育長、部長を先頭に、他部局との入念な情報提供や連携、子どもを守る保育士さんをはじめ職員の健康管理も含めた対応を強く求めるものです。

簡単ではありますが、この国の法律の根幹にある無償化が及ぼす今後の保育の質、また低所得者へはさらに消費税の負担のほうが大きくなる。こういったことについての対策が講じられていないということも含めまして、島本町の判断によって条例記載、あるいは認可外を外すという判断ができない。そういった縛りがあることは十分にわかっておりますが、導入当初のやはり態度表明として、反対の討論とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

10月から全面的に実施される幼児教育・保育無償化です。国全体として実施することが決まっていますので、賛成せざるを得ないのですが、様々な問題点が指摘されていますので、それについて述べさせていただきます。

一つは、財源についてです。もともと全額国費で実施されるはずだったものが、費用の一定の割合を市町村が負担することになりました。これにより、来年度は町財政より最低でも4,200万円が無償化に充てられます。年度により変動はあるでしょうが、こういった規模の負担が継続的に町全体にかかり、保育・教育関連経費が増大し、保育・教育以外の施策に影響が生じます。また、保育・教育分野だけに限っても、無償化がその他の保育・教育施策を圧迫し、後退させることになれば本末転倒です。

そして、今回の制度では、私立と公立と比較したとき、私立であれば国等の補助があるのに対し、公立では全額町負担となることから、公立保育所を持っているほどに、維持しているほどに、自治体の財政負担が増える仕組みとなっています。それにより、公立保育所の存続が一層困難になってしまいます。

もう１点は、優先度についてです。島本町は３年連続府内ワースト１の待機児童率です。せっかく無償化されても、預け先がない方にとっては何の意味もありません。このことによる不公平性は見逃せません。本町の実情を踏まえれば、待機児童をゼロにすることを優先すべきです。例えば、町内ではまだ保育士が確保できずに受け入れができない施設もあるのですから、無償化に充てられる財源は、保育士の処遇改善など人材確保に向けた環境整備を図るために充てるほうが、待機児童の解消や、「子どもの最善の利益」という保育の質の向上にも繋がります。また、ただでさえ「保育基盤整備加速化方針」等に追われている子育て支援課の業務が、膨大化していくことも問題であると考えます。

これらを踏まえると、保育・教育の無償化の本来の目的である質の高い幼児教育・保育の普及に繋がるのか、はなはだ疑問です。ですから、少しでもこの状態を改善するために、本町として、例えば無償化の財源は国の責任において確保することや、認可外保育施設等も対象にすることによる事務負担の増加にも財源措置を求めるなど、制度の様々

な矛盾点を改善するよう、他市町村と連携して国に働きかけていっていただきたいと思います。これを強く求めて、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

戸田議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、私より反対の討論を行います。

幼児教育・保育の無償化にかかる条例の一部改正です。消費税増税とあわせて保護者の負担を軽減し、全世帯型の社会保障への転換を加速し、少子化対策に繋げたいというのが国の考えのようです。しかし、深刻な待機児童の解消にはならず、むしろ増加を招くと思われます。待機児童の多い０歳～２歳の子について、住民税非課税世帯に限定して認可保育所を無償化するということになっていると認識しますが、そうであれば、深刻な０歳～２歳の待機児童対策が置き去りになってしまう、私はそのように受け止めています。

一方で、無償化によって、働くことをあえて選択する利用希望者が増えることも考えられ、待機児童問題を全国的にさらに深刻にする、あるいは保育の過密化がいつまでも解消できないなどの課題を抱えています。入所できている子どもが無償となることで、待機を余儀なくされている子どもが認可外保育所を利用してでも無償化制度を利用したいと思う、そういうことが増える可能性もあります。まずは、安全な認可施設の整備が最優先されるべきとの識者の指摘はもっともであり、制度の批判は免れないと考えています。

もう一つ、保育士不足の問題があります。保育士の社会的地位の向上、保育士が理想を追求できる保育環境、潜在保育士が働く意欲を取り戻せる環境整備に、財源が優先されるべきでした。我が国の保育士配置基準は先進国では最低基準といわれていますが、現在の保育現場の実態にあった配置基準に見直していかなければ、おそらく潜在保育士は現場に戻ってきません。無償化による保育ニーズの高まりは、国における配置基準の改善をさらに困難にしてしまいます。

幼児教育・保育の無償化制度は、基礎自治体における保育施設の公設公営を、ますます困難にしていきます。この点でも、私は本制度に賛成することができません。乳児教育・保育の分野への民間事業者の参入を促し、幼児教育・保育のビジネス化を加速するものです。保護者が自ら利用料を払うことなく、お客様となれば、保護者と保育士がともに子どもの視点に立って協議するという、本来の姿が失われていくのではないかと懸念しています。

最後に、給食費の徴収を来年度からとして一定の緩和対策を取られたこと、広報しまもとでのオリジナルな周知方法――わかりやすいものです。これらの島本町教育委員会としての独自の取り組みには評価できるものがありますし、短い期間で、複雑な制度設

計に全力を尽くされたことも承知しております。幼児教育・保育の無償化そのものは、本来、望ましいものと考えます。しかしながら、以上の理由から、さらに加えて基礎自治体の財政負担増、事務的負担増を強いるものであり、制度の導入には大いに疑義があり、条例の改正には反対という私の態度表明をしておきます。

以上をもちまして、反対の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、自由民主クラブ会派を代表し討論を行います。

幼児教育・保育を無償化する改正「子ども・子育て支援法」が、令和元年５月10日に国民の負託を受けた参議院本会議において成立し、10月１日より実施されます。本年度は国費にて無償化分全額を負担いただきますが、翌年度からは4,200万円の負担増となります。３歳未満児の保育料については無償化されない、またおかず、おやつといった副食費は負担いただくなど、完全に無償化される内容ではありませんが、年収360万円未満世帯及び負担額算定基準で子ども、または小学校３年生までのお子さんが３人以上いる世帯の３人目以降についてはすべて無償にするといった配慮について、評価いたします。

事前に我が会派の議員への答弁にてお伺いしておりますけれども、10月１日開園予定のパワフルケア保育園開園により、待機児童が36名減少、０歳児～１歳児合わせて77名の待機となる状況です。島本町へ移り住みたい、新しい住民の方々へのサポートという点では、待機児童解消は何よりも優先的すべき案件です。保育の質の担保とバランスを取るための施策も国では用意されていますが、まずは待機児童の解消に向けて施策を続けていただきまして、引き続き新規認定こども園開園へ着実に歩を進められることを期待します。

国民の負託に応えるという思いを反映し、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正につきまして、公明党を代表し賛成の討論をいたします。

幼児教育・保育の無償化実施に伴い、改正するものです。この幼児教育の無償化は、全国で300万人もの子どもさんが対象となり、日本の社会保障の歴史的転換点と言うべき大改革です。無償化の対象は３歳～５歳児――2019年４月１日の時点で――全世帯、そして、０歳～２歳児住民税非課税世帯で認可保育所などの利用料が無償になる。認可外施設や、幼稚園の預かり保育も補助額に条件を設け無償化されます。対象世帯が自動的

に無償化されるわけではないので、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園の場合は申請が必要であります。待機児童がいる世帯も恩恵が及ぶように、認可外施設、ベビーシッター、幼稚園の預かり保育も、補助額に上限を設け、無償化されるものです。

これまで、町独自のサービスで主食費を公費により負担しておりましたが、財政負担を考慮し、補助金交付の適正化を図るために、令和２年以降は主食費補助を廃止、利用者負担を１千円としていただくことになりました。また副食費は4,500円、免除対象は年収360万円未満の世帯、第３子以降については町が負担するということです。

このような事務が行われ、担当部局といたしましては事務の作業が増え、また職員の体調管理も私たちは大変心配をいたしておりますので、どうか体調に十分気をつけて、事務作業を行っていただきたいと思っております。

そのようなことから、今回の第62号議案に関しましては賛成とさせていただきます。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第62号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

幼児教育･保育の無償化の実施等に伴い､所要の改正を行うものですが､島本町は現在、多くの待機児童を抱えておりますので、無償化を実感できない方がたくさんおられる事態を考えれば、そうした方々にも目を向けていく必要があるかと思います。

とは言いましても、「加速化方針」に基づきまして、今、担当部局の方々が非常に努力を進められて、整備を行われている中におきまして、また今後についても引き続きのご努力をお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第62号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第62号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

歳入歳出１億7,711万２千円、そのうちの多くを占めるのが保育・教育関係です。その中でも、幼児教育・保育無償化についての予算が多いです。財源のあり方、優先順位、施策の効果といった観点から、様々に、この無償化については問題を感じます。これらの問題を少しでも解消するために、今後、国に働きかけていっていただきたいと思います、この点に関しては。

四保解体工事に関してです。未耐震の施設である四保を解体すること自体には異論はありません。しかし、四保に関しては、昨年度「保育基盤整備加速化方針」が示されて以降、ふれセン保育に至るまで紆余曲折があり、この結果に「子どもの最善利の利益」の観点から、未だ納得されていない保護者の方がおられます。また新四保に関しては、役場駐車場に転園しての移転新築、跡地には民間認定こども園となっている。この点について、この新四保の今後について納得できていない保護者の方、住民の方もおられます。これは質疑では述べませんでしたが、９月２日に提出された「島本町保育基盤整備加速化方針」についての説明会開催を求める住民有志による要望書からも明らかです。待機児童解消のため作られた「保育基盤整備加速化方針」についてご尽力されたことは評価するものですが、一方で、公立・私立含めて町内の保育事情が大きく変わる内容であるのですから、住民の皆さんが説明会を求めるのは当然で、一刻も早く行政として説明責任を果たしていただきたいと思います。この点、町長より前向きな答弁が今議会でありましたので、ぜひ、その方向で進めていっていただきたいと思います。

その他、女性の登用に伴う消防署の改修、消費税増税に伴う費用など、必要な予算と認めますが、先ほども述べました幼児教育・保育無償化については、制度の矛盾点を解消するために他市町村と連携して国に働きかけることや、四保解体工事に関しては全町民向けの説明会を開くことなどを強く要望して、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ１億7,711万２千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ120億5,669万円とするものです。

歳出の主な内容は、第四保育所解体工事5,047万９千円、消防庁舎改修工事2,164万円、その他多くは保育の無償化に伴う予算であり、本町の重要な事業に関わる補正予算と理

解をします。特に、第四保育所解体工事には万全を期されまして、今後の保育の基盤整備に影響が出ないようにお願いを申し上げます。また、消防庁舎改修工事は女性職員の採用を受け実施されることから、今後の女性職員の採用も視野に入れられ、しっかりとした改修をお願いを申し上げます。

その他、本補正予算に関しましては概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

今年は10月から消費税が引き上げられることから、そういった意味でも、町の財政負担というのが伴ってくるんだというふうに思っております。そういった中で、保育所の整備等に多額の費用も必要になります。また、幼児教育・保育の無償化についても負担が増してくるというふうに思っておりますが、これについては国の方針でもございますので、保護者の皆様方にとっては財政負担が減るということは大変歓迎するところだというふうに思っておりますけども、本来の政治のあり方というのか、私、個人的な見解になりますけども、やはり待機児童を減らしていく。また財政的に大変厳しい家庭に目を向けて、そこにスポットを当てて取り組んでいくというのが本来の政治のあり方ではないかなと。一律的に、すべて無償化にするというのはいかがなのものかというふうな見解を持っております。しかしながら、国の制度でもございますので、町として、その制度に沿って、財政負担を伴いますけども、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、消防庁舎の整備については、一度、女性消防士が採用されましたけども、途中退職した教訓もございます。そういったところを踏まえて、しっかりと育てていっていただきたいというふうに思っておりますし、他の消防職員においても、そういった意味でちょっと環境が変わると思いますけども、それも踏まえて、しっかりと消防長を先頭に、消防署として１人の女性職員を育てていっていただきますように、お願いをしておきたいと思います。

今後とも財政的に大変だと思いますけども、しっかりと町長を先頭に取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）に関しまして、公明党を代表し賛成の討論をいたします。内容的にはたくさんございましたが、私が質問した点において、賛成の討論とさせていただきます。

特に私は、今回の補正予算の中では消防庁舎の改修工事の予算が組まれておりました。消防長にお訊きしましたところ、女性消防士に対する備えであると、いろんな室内とか、またトイレとかを改修するということをお聞きいたしました。現在、女性消防士１名採

用になっておりますが、これからも女性消防士が、これをきっかけにね、たくさんの採用ができるように期待したいと思っております。

２点目ですが、やまぶき園の電気代の補正があがっておりましたので、その件に関しまして、やまぶき園が今、老朽化した建物がそのままになっておりますので、財政とも相談されながら、できるだけ早く取り壊されて、事故のないような状態にしていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

また、この補正予算の中で、第四保育所の取り壊しの金額があがっておりましたが、金額の中身がわからなくって、正直なところ大変困りましたが、入札があるということで、入札の後、また報告していただけるのではないかと思っております。

私、最後に申し上げたいのは、いろんな方の意見がございましたが、第四保育所の取り壊しの後の更地にした土地をどうするのかということで、第二幼稚園と同じように無償貸与するほうがいいというような意見も出ておりましたが、私はやはり第四保育所というのは駅前に近い、素晴らしい場所でもありますので、第二幼稚園の跡地と全く違うということで、私は第四保育所の跡地、更地にした後は、今現在、島本町も財政が大変厳しい状況にありますので、十分、これは検討していただきたいのですが、賃貸でするか、あるいは売却も考えるとか、これは職員間でしっかりと検討していただきたいなというふうに思っております。第二幼稚園の跡地とは全然違うということをお伝えしたいと思っております。

そして、最後になりますが、今回、住民の方から第四保育所の件について説明会を取って欲しいという要望があがってきた件ですが、教育委員会のほうでは、現在はすることは考えていないという答弁でございました。それに関して、町長も個人的にはタウンミーティングの中で住民さんの意見を聞いていくというような答弁がございました。これもしっかりと、教育委員会と話し合いをされながら、住民説明会をタウンミーティングの中でされるのであれば、しっかりと教育委員会とも呼吸を合わせながらやっていただきたいなということを要望させていただきまして、今回の補正予算は賛成とさせていただきます。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第63号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）について、自由民主クラブ会派を代表し討論を行います。

歳入歳出予算の総額に１億7,711万２千円を追加し、予算総額を120億5,669万６千円とするものです。

主な歳出では、障害者住宅改造助成100万円、やまぶき園の休園補償金116万８千円、第四保育所解体工事5,047万９千円、消防庁舎改修工事2,164万８千円などがございます。消防庁舎改修工事につきましては、女性消防士を警備課として24時間勤務を通常の勤務として採用されるということでお伺いしております。これからも門戸を大きく拡げて実

施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

債務負担行為におきましても、種々ございますけれども、第四保育所解体撤去工事で１億3,678万円は、やはり目を引きます。第四保育所跡地は民間に活用いただいての認定こども園を計画中でありますけれども、土地は島本駅から徒歩３分という好立地であり、インフラ整備も今の第二幼稚園跡地とは条件が違います。他の議員から、解体撤去後の土地無償貸与や譲渡を求めた人もございますけれども、行政の答弁では、まだどうするかはこれからで、現在未定と伺っております。我々は議員の立場でありますので、無償・有償等には触れず、あくまでも貴重な町有財産である土地を次世代に活かすべく、ご努力をお願いし、解体工事の実施を安全・安心にご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また消費税の増税については、地方消費税交付金として歳入にあがることを期待しまして、概ね、この予算に関して妥当と認識しまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第63号議案　2019年度島本町一般会計補正予算（第３号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

先ほどの第62号議案において、保育料無償化の点については反対ということで示させていただきました。また、この第63号議案の中には、10月１日開始の消費税10％増税を視野に入れた消費税等税率変更分を加味した債務負担行為が多く示されております。もとより委託事業の多い島本町においては、その事務費にかかる消費税が、消費税が増税になるほど大きな負担になり、かつて財政の専門家の方からは、委託事業の多い島本町としては、この委託料に消費税増税分が増えるほど大きな歳出に繋がっていくという指摘もありましたところで、これが今後、負担になっていくものというふうに推察いたします。

私としては、また日本共産党として、10月１日の消費税増税はストップという立場で取り組んでまいりました。今でも街中では、レジスターの準備ができていない、あるいは品薄である、あるいは非常に複雑な軽減税率などで、島本町に多く有する小売店などが苦慮されていて、正直言って、世論調査をすれば、未だに増税はやめて欲しいという声が、まだ声があふれているという中で、この一般会計補正予算に賛成するというのは非常に苦渋の選択であります。

ただ、賛成すべき点というものがございます。先ほど第61号議案で言った休園に伴う補償金の歳出、また人件費、職員賃金等の補正部分、そして障害者福祉費では先ほどの休園補償金とともに、障害者住宅改造助成の増額があがっております。その他、必要な補正予算があることと、第四保育所の耐震化のために、今、保育所保護者、原課がすさまじい努力をしていただいているわけですが、この第四保育所の解体に伴う歳入歳出においては、起債及び工事請負費は必要である、むしろ急ぐべきであるという考え方のも

とで、賛成をするものです。

ただし、検討を加えるべき点が多くあるのも、この補正予算の特徴だと思っております。歳入における子育て関係の臨時交付金、保育無償化に関わることですが、この議場での質疑の中で、来年度からいよいよ公立保育所部分が自治体負担となるということが明らかになり、4,200万円という数字も示されておりますが、かつてから国の高すぎる保育料徴収基準額というものがあって、それを島本町としては大体85％程度に抑えるという保育料軽減をやってきた。これは全国で言う超過負担ということになっておりました。この超過負担にかかるプラスマイナスの影響ですね、これ自身が地方財政にかつてから影響を与えてきたものですので、こういったものの民間部分がなくなるというふうに私は想定しております。

また一方で、認めたくはないですが、主食費の実費徴収をすることから来る財政支出のマイナス部分なども鑑み、予算編成までに、今後の保育無償化に関わって、また給食費実費徴収に関わって、超過負担などの増減に関しての詳しい内容を分析され、議会にも一定示されることを望んでおります。実情が明らかになればなるほど、必ず議会としては、国や大阪府に声をあげることの必要性に迫られる日が、そう遅くはないというふうに思っております。その点を、よろしくお願いいたします。

また、第四保育所解体工事の起債及び工事請負費に関して申し上げますと、繰り返しにはなりますが、先ほど、その底地、第四保育所の今の土地についての活用について、様々多くの議論がある中で、私は９月２日の全員協議会で示された「財政収支見通し」により、役場庁舎建て替えを、いつまでに造るかわからへんけど先送りする、いつまで先送りするか、まだ何もわかっていないまま先送りするということに、現段階では認めたくないという、それをするべきではないという考えを持っております。これはまた多くの議論を経て、最終的な判断を求めたいと思っておりますが、そういった中で、今、島本町が有する、特にポテンシャルの高い島本町役場前の駐車場、そして第四保育所の跡地、このポテンシャルの高さを考えますと、「加速化方針」があるとは言え、早晩手放し、売却をするというようなことについては慎重にやっていただきたい、慎重に考えていただきたい。

不動産売買の専門家ではありませんが、１年もしない間に、この売却を決めるということは、今後の島本町の大規模災害の到来時、また役場庁舎の建て替えを先送りするなどということも、一定、もう方向性を出しておられる中で、こういった用地を手放してしまうということは、先ほどのやまぶき園の補償金のことでも申し上げましたが、代わる場所や代わる土地がない、あるいは庁舎建設の際の工事車両の駐車場をまた民間の土地に賃借料を払って借りなければいけないという、そういう支出を発生させるということも数年間の間に起こる可能性があるわけですから、その点も含めて、それは教育こども部も含めて、「加速化方針」のすべての内容をそのまま100％実行するということについ

ては、再考を求めたいと思います。

もとより、第四保育所に関しましては、跡地に建つ認定こども園の開所時期は2021年４月と示されております。また、この役場庁舎前の駐車場跡地に建つ建て替えの第四保育所の開所時期も、同じ時期を示しておられました。そういう意味では、跡地に第四保育所を建て替えるということについての時期の妥当性、これによって保育需要に間に合わないということが起こるという危険性は回避できるものと、当初から私は考えております。新たな駐車場という底地の新たな課題がまだわかっていない中で、そこへ保育所を建てることのリスク、そして建てた後の子ども達への交通安全上のリスク、そういうことにまた警備員をつけたり、騒音対策のために二重サッシにするとか、そういうものにお金を費やす中で、結果的に土地を手放し、駐車場跡地に第四保育所を建てることのほうが、長い目で見ると財政上、支出が増えることがあるのではないかというふうに憂慮しております。

もちろん、150人の定員を建設をすれば、先ほどの無償化にかかる財政負担が島本町に襲いかかるということはございますが、それを鵜呑みにせず、国や大阪府にしっかりと保育の質と公的保育の責任の重さということについて対処を求めていくというのが、私たち議員の仕事だと思っておりますので、国の制度改正による非常に厳しい面も考えながら、第四保育所の解体工事に伴っての、この「加速化方針」にかかる財政支出、そして役場庁舎の関連、これを見送り時期も明らかにしないまま、第四保育所の跡地を売却してしまうなどというようなことは、早晩、お決めにならないことを強く申し述べて、賛成の討論といたします。

村上議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第63号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時53分～午前11時15分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第64号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第64号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第64号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第65号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第65号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第65号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第66号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第67号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第67号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第２、第68号議案　令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第68号議案 令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の68の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、平成31年４月１日からの会計移行に伴う特例的収入及び支出の補正、山崎ポンプ場施設について今後の修繕に備えるための増額、雨水自家発電セルモーター等取り替え及び流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（２－６）工事負担金の補正及び債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

第１条は総則、第２条は、平成31年度島本町下水道事業会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一することを明示するものでございます。

第３条は収益的支出として、収益的支出の予定額に200万円を追加し８億3,560万円とするもので、款項別の内容は、68の５ページの「令和元年度　島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

68の２ページでございます。第４条は資本的支出として、資本的支出の予定額に776万円を追加し、12億1,276万円とするもので、款項別の内容は、68の５ページの「令和元年度　島本町下水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

第５条は特例的収入及び支出として、平成31年４月１日から下水道事業に「地方公営企業法」の財務規定等が適用されたことに伴い、前日の平成31年３月31日をもって決算

を打ち切ったことから、令和元年度に引き継ぐべき債権債務が確定しましたので、未収金及び未払金の金額をそれぞれ１億610万円及び６億6,004万１千円に改めるものでございます。

68の３ページでございます。第６条は債務負担行為の補正で、追加する事項等につきましては、お示しさせていただいているとおりで、内容につきましては、68の８ページの次に添付しております議案参考資料に、債務負担行為に関する資料でお示しさせていただいております。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては記載のとおりでございますが、消費税等税率変更に伴う追加設定をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。68の７ページでございます。

「収益的支出」でございます。第１款　下水道事業費用、第１項　営業費用、第２目ポンプ場費200万円の増額につきましては、山崎ポンプ場施設について、今後の修繕に備え増額をするものでございます。

次に、「資本的支出」ございます。第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第１目　公共下水道整備事業費400万円の増額につきましては、雨水自家発電セルモーターの故障及びバッテリーの劣化による取り替え工事を実施するため、増額するものでございます。第２目　流域下水道建設負担金376万円の増額につきましては、接続点（２－６）における立坑掘削時において湧水による影響が生じ、追加工事（地盤改良）が必要となったことから、負担金を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

清水議員　１点だけ、ちょっと確認させてください。流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事の負担金なんですけど、これは（２の６）ということの説明があったんですが、湧水があって地盤改良せなあかんということになっていると思うんですが、これ自体の工事完了というのは、今、どのくらいの目途になっていますか。

工務課長　工事の完了時期について、ご答弁申し上げます。今回の追加工事に伴う工事の完了時期につきましては、令和元年10月31日までを予定として聞いております。

以上でございます。

清水議員　今回の工事自身は令和元年の10月ということなんですけど、全体工事、（２の６）が接続できるというのはいつ頃になるか、今の段階でいいので教えてもらえますか。

上下水道部長　申しわけございませんでした。接続点（２の６）の全体工事の完了時期につきましては、以前にもご質問いただきまして、ご答弁させていただいているところでございますが、現在、令和２年の６月末完了に向けて、鋭意工事を進めているところでございます。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第３、第１号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成30年度島本町水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

まず、会計管理者から総括説明がございます。

会計管理者（登壇）　それでは、平成30年度島本町歳入歳出決算について申し上げます。

平成30年度島本町歳入歳出決算について、「地方自治法」の定めるところにより町議会の認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

「歳入歳出決算説明」の１ページをご覧ください。

平成30年度の予算執行は、おおむね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっています。なお、土地取得事業特別会計・大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の決算でございます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

一般会計では、歳入総額109億6,643万2,201円、歳出総額108億361万7,229円で、1億6,281万4,972円の黒字決算となっています。翌年度への繰越財源1億1,417万7,000円を差し引いた実質収支では、4,863万7,972円となっています。

２ページをご覧ください。「歳入」では、前年度に比べ7億7,872万8,308円、6.6%の減となっています。

歳入の主なものですが、町税は前年度より全体で2億8,241万2,170円、5.4%の減となっています。町民税個人分は増額したものの、町民税法人分が大幅な減額となったほか、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税が増額となっています。

各種交付金におきましては、全体として4億6,256万1,206円、22.5%の減となっています。増額の主なものは、自動車取得税交付金、地方特例交付金などで、減額の主なものは、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などとなっています。

３ページ、④国庫支出金は、2億9,713万5,399円、18.9%の減となっています。国庫負担金の減額は平成29年度に第四小学校校舎増築事業があったことによるもの、国庫補助金の減額は平成 29 年度に第二学童保育棟新築工事及び第四学童保育室整備工事があったこと、臨時福祉給付金給付事業及び桜井跨線橋補修・補強事業があったことによるものです。また国庫委託金の減額は、平成29年度に衆議院議員選挙事務委託金があったことによるものです。

⑤府支出金は、5,505万154円、7.4%の減となっています。府負担金の増額は、障害児通所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金の増によるものです。府補助金の減額は、平成29年度に地方改善施設整備費補助金、第二学童保育棟新築工事及び第四学童保育室整備工事があったことによるものです。府委託金の増額は、大阪府議会議員選挙及び府知事選挙事務委託金によるものです。

次に４ページ、⑦繰入金は、6億5,741万6,366円の増額となっています。基金繰入金の内訳は、公共施設整備積立基金が6,300万円、財政調整基金が3億3万5,000円、減債基金が5,000万円、地域福祉基金が2億3,451万円をそれぞれ繰入れしています。

次に、町債のうち、総務債はふれあいセンター整備事業でＷｉ－Ｆｉ設置工事及びカメラ等更新工事の財源としています。民生債は、第二保育所整備事業でトイレ改修工事の財源としています。衛生債は、清掃工場施設整備事業及び衛生化学処理場撤去事業の財源としています。土木債は、水無瀬山崎幹線舗装工事及び道路橋りょうの補修・補強工事等の財源としています。消防債は、救助工作車、救急車、消防団ポンプ積載車の購入等の財源としています。教育債は、第二小学校プール改修、第三小学校体育館屋根改修、第四小学校整備・既存校舎改修、第二中学校テニスコート改修のほか、ブロック塀撤去事業の財源としています。災害復旧債は、災害復旧事業の財源としています。以上が歳入の主な内容でございます。

次に５ページからの「歳出」でございます。歳出では、7億2,062万4,072円、6.3%の減となっています。

歳出の主なものをご説明いたします。人件費では、特別職にかかる退職手当の支給が

なかったなどの減額要因があったものの、災害対応等にかかる職員手当の増加や、人事院勧告に準じた給与改定等により、前年度と比べ全体で3,946万4,201円、率にして2.0%の増となりました。

６ページ、総務費では、3億5,072万9,482円、21.2%の減となっています。総務費における減額の主な要因は、基金積立の減及び平成29年度にふれあいセンター防火シャッター改修工事、エレベーター耐震改修工事を実施したことによるものです。

民生費では、2億6,460万4,472円、6.4%の増となっております。増額の主な要因は、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金によるものです。

７ページ、衛生費では、170万5,122円、0.2%の増となっています。清掃費は、衛生化学処理場解体工事及び人件費が増となりましたが、し尿処理にかかる委託料及び清掃工場施設改修工事費が減となり、1,132万9,893円の減となっています。

農林水産業費は、994万1,845円、14.0%の減となっています。減額の主な要因は、玉子排水機場運転管理負担金及び土地改良施設修繕保全事業負担金の減によるものです。

商工費は、50万7,497円、2.8%の減となっています。減額の主な要因は、中小企業融資預託金の減によるものです。

８ページ、土木費では、5,013万138円、5.0%の減となっています。道路橋りょう費の減額の主な要因は、平成29年度に桜井跨線橋補修・補強工事及び山ノ瀬橋補修・補強設計業務、島本駅自由通路跨線橋外点検業務を実施したことによるものです。

消防費では、1億5,041万953円、39.4%の増となっています。増額の主な要因は、救助工作車等消防車両の購入によるものです。

次に教育費では、8億260万1,076円、36.4%の減となっています。減額の主な要因は、平成29年度に第四小学校校舎増築等工事、第三小学校耐震補強等工事、第二学童保育棟新築工事、第四学童保育室整備工事を実施したことによるものです。

災害復旧費は、6,047万2,543円、482.3%の増となっています。増額の主な要因は、土木施設災害復旧工事、小中学校施設災害復旧工事によるものです。

公債費は、1,246万2,233円、1.3%の増となっています。元金の増額の主な要因は、平成26年度に借り入れした、臨時財政対策債の元金の償還が開始したことによるものです。

10ページから13ページまでは繰越計算書で、本年度業務が完了しなかったため、令和元年度に繰り越しをした事業の一覧となっております。

以上をもちまして一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計の決算について、概要説明をさせていただきます。歳入総額、歳出総額、差引残額については、１ページをあわせてご覧ください。

14ページ、土地取得事業特別会計の決算は、土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金から生じた利子4万2,910円の積み立てのみを行っています。

次に国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入総額35億5,129万6,348円、歳出総額35億387万5,596円、差引残額は4,742万752円です。

歳入は5億2,155万9,813円、12.8%の減、歳出は3億1,518万5,000円、8.3%の減となっています。減額の主な要因は、歳入では、被保険者数の減による一般及び退職被保険者分保険料の減、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の減額によるものです。歳出では、主に保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金で減額となっております。

次に19ページ後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額4億8,878万659円、歳出総額4億6,536万3,237円、差引残額は2,341万7,422円でございます。

歳入は3,475万7,141円、7.7%の増、歳出は3,508万4,360円、8.2%の増となっています。

次に20ページ、介護保険事業特別会計の決算は、歳入総額24億1,472万1,292円、歳出総額22億7,840万7,842円、差引残額1億3,631万3,450円の黒字決算となっています。

歳入は1億2,655万618円、5.5%の増、歳出は1億648万6,884円、4.9%の増となっています。歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金、繰入金でございますが、国庫支出金等については、法定負担割合に基づき概算交付され、翌年度に精算されるしくみとなっています。歳出については、主に、介護サービス等の保険給付費の増により、増額となっています。

次に、21 ページの大沢地区特設水道施設事業特別会計の決算は、歳入歳出が 288 万4,261円の同額決算となっています。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額16億7,447万898円、歳出総額10億1,701万5,507円、差引残額6億5,745万5,391円となっています。歳入は2億877万1,327円、14.3%の増、歳出は4億1,342万49円、28.9%の減となっています。

なお、公共下水道事業特別会計は、平成31年4月1日から「地方公営企業法」を適用しましたことから、法施行令第４条第１項の規定により、法適用の前日であります３月31日をもって出納を閉鎖し、決算処理を行っております。

次に財産区特別会計の決算でございますが、山崎・広瀬・桜井・東大寺・大沢の５財産区で、歳入決算額が1億3,417万175円、歳出決算額が738万4,553円、差引残額1億2,678万5,622円となっています。

歳入の主なものでございますが、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。歳出では主に、広瀬財産区を除きます財産区で、当該地区自治会へ運営補助金を支出しています。

以上が、特別会計の平成30年度決算の概要でございます。

財産につきましては、別冊№.３「平成30年度　島本町財産に関する調書」に記載をい

たしています。23ページは、その概要でございます。土地・建物の増減、町債及び各基金の内訳等については、財産調書にそれぞれ記載していますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、平成30年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と、財産の説明とさせていただきます。

なお、「地方自治法施行令」第166条第２項に規定いたします歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、また事務事業成果報告書並びに「地方自治法」第233条第２項の規定により監査委員の審査をいただき、付されました各会計にかかります決算審査意見書をあわせて提出いたしておりますので、それぞれご参照のうえ、ご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

村上議長　続いて、各会計決算の概要説明でございますが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認め、そのように取り扱うことといたします。

平成30年度島本町一般会計決算説明

それでは、引き続きまして、第１号認定「平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算」について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、平成30年度決算書（№.１）436ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額109億6,643万２千円に対し、歳出総額は108億361万７千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は１億6,281万５千円の黒字決算となりました。

また、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源１億1,417万７千円を差し引いた実質収支額は4,863万８千円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

本年度決算においては、自主財源の多くを占める町税が減額となったこと、また、前年度の町民税法人分が大幅な増額であったことにより、本年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が減額となったこと、臨時財政対策債が減額となったことから、昨年度に比べて、収支は悪化しました。今後においても、社会保障関係経費の増加に加え、待機児童対策のための施設整備や老朽化した公共施設への対応など、多額の財源が必要であるため、引き続き、自主財源の確保をはじめ、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。

それでは、27ページ以降の「平成30年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿っ

て説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

１.「町税」

町税の収入額は、49 億 8,430 万２千円（前年度 52 億 6,671 万４千円）で、前年度に比べ、２億 8,241 万２千円、率にして 5.4％の減となりました。

①町民税は、25 億 3,381 万２千円（前年度 28 億 4,409 万３千円）で、前年度に比べ、３億 1,028 万１千円、率にして 10.9％の減となりました。

町民税個人分については、給与所得者以外の所得金額の増などにより、前年度に比べ、530 万５千円、率にして 0.3％の増となりました。

町民税法人分については、一部法人の業績不振により法人税割額が減となったことから、前年度に比べ、３億 1,558 万６千円、率にして 29.2％の減となりました。

②固定資産税は、19 億 4,453 万１千円（前年度 19 億 2,595 万６千円）で、前年度に比べ、1,857 万５千円、率にして 1.0％の増となりました。

この主な要因は、一部法人の設備投資に伴い償却資産が増となったこと、長期高額滞納事案の解決により滞納繰越分が増となったことによるものです。

２.「地方譲与税」

地方譲与税は、5,385 万９千円（前年度 5,321 万６千円）で、前年度に比べ、64 万３千円、率にして 1.2％の増となりました。

３.「利子割交付金」

利子割交付金は、1,097 万９千円（前年度 1,178 万円）で、前年度に比べ、80 万１千円、率にして 6.8％の減となりました。

４.「配当割交付金」

配当割交付金は、2,609 万２千円（前年度 3,335 万２千円）で、前年度に比べ、726 万円、率にして 21.8％の減となりました。

５.「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、2,202 万１千円（前年度 3,367 万８千円）で、前年度に比べ、1,165 万７千円、率にして 34.6％の減となりました。

６.「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、４億 6,961 万４千円（前年度４億 8,038 万３千円）で、前年度に比べ、1,076 万９千円、率にして 2.2％の減となりました。

７.「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,089 万７千円（前年度 4,092 万６千円）で、前年度に比べ、２万９千円、率にして 0.1％の減となりました。

８.「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、2,918 万５千円（前年度 2,713 万円）で、前年度に比べ、205

万５千円、率にして 7.6％の増となりました。

９.「地方特例交付金」

地方特例交付金は、2,876 万８千円（前年度 2,643 万３千円）で、前年度に比べ、233 万５千円、率にして 8.8％の増となりました。

10.「地方交付税」

地方交付税では、９億 932 万４千円（前年度 13 億 4,612 万円）で、前年度に比べ、４億 3,679 万６千円、率にして 32.4％の減となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交付されます。

本年度の普通交付税は、８億 6,475 万３千円（前年度 13 億 694 万５千円）で、前年度に比べ４億 4,219 万２千円、33.8％の減となりました。

この主な要因は、前年度の町民税法人分の大幅な増により、普通交付税の算定結果において財源不足額が減少したことによるものです。

11.「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、259 万２千円（前年度 287 万４千円）で、前年度に比べ、28 万２千円、率にして 9.8％の減となりました。

12.「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、170 万８千円（前年度 163 万４千円）で、前年度に比べ、７万４千円、率にして 4.5％の増となりました。

13.「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、４億 4,263 万３千円（前年度４億 3,255 万４千円）で、前年度に比べ、1,007 万９千円、率にして 2.3％の増となりました。

14.「国庫支出金」

国庫支出金は、12 億 7,306 万４千円（前年度 15 億 7,020 万円）で、前年度に比べ、２億 9,713 万６千円、率にして 18.9％の減となりました。

①国庫負担金については、10 億 7,523 万９千円（前年度 11 億 1,238 万５千円）で、前年度に比べ、3,714 万６千円、率にして 3.3％の減となりました。

この主な要因は、平成 29 年度に実施した第四小学校校舎増築事業に係る国庫負担金の減によるものです。

②国庫補助金は、１億 8,880 万９千円（前年度４億 4,280 万８千円）で、前年度に比べ、２億 5,399 万９千円、率にして 57.4％の減となりました。

・総務費国庫補助金のうち社会保障・税番号制度補助金 696 万６千円は、システム改修の財源となっています。また、通知カード・個人番号カード関連事務交付金 241 万３千円については、社会保障・税番号制度の導入に伴い開始される、通知カード・個人番号カード関連事務の財源となっています。

・民生費国庫補助金のうち保育所等整備交付金 3,290 万４千円は、民間保育所施設整備事業補助金の財源となっています。

・土木費国庫補助金のうち防災・安全交付金 5,256 万３千円は、道路ストック維持管理事業、山ノ瀬橋外３橋補修・補強事業、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅・建築物耐震診断補助、民間住宅耐震改修等補助及びコンクリートブロック塀等撤去補助等の財源となっています。

また、道路更新防災等対策事業費補助金 880 万円は、桜井跨線橋補修・補強設計事業の財源となっています。

③国庫委託金は、901 万７千円（前年度 1,500 万７千円）で、前年度に比べ、599 万円、率にして 39.9％の減となりました。

この主な要因は、平成 29 年度に実施した衆議院議員選挙に係る国庫委託金の減によるものです。

15.「府支出金」

府支出金は、６億 8,549 万４千円（前年度７億 4,054 万４千円）で、前年度に比べ、5,505 万円、率にして 7.4％の減となりました。

①府負担金は、４億 4,181 万６千円（前年度４億 1,821 万９千円）で、前年度に比べ、2,359 万７千円、率にして 5.6％の増となりました。

この主な要因は、障害児通所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金の増によるものです。

②府補助金は、１億 8,418 万９千円（前年度２億 7,010 万７千円）で、前年度に比べ、8,591 万８千円、率にして 31.8％の減となりました。

・民生費府補助金のうち、安心こども基金事業補助金 1,042 万３千円は、小規模保育改修費等支援事業補助などに係る財源となっています。

・災害復旧費府補助金のうち、社会福祉施設等災害復旧費補助金 109 万８千円は、人権文化センターエレベータ棟防水補修工事の財源となっています。

・振興補助金 2,120 万円は、ふれあいセンター指定管理料に活用しました。

③府委託金は、5,948 万９千円（前年度 5,221 万８千円）で、前年度に比べ、727 万１千円、率にして 13.9％の増となりました。

総務費府委託金のうち、大阪府議会議員選挙事務委託金及び大阪府知事選挙事務委託金 547 万２千円については、それぞれの選挙の財源となっています。

16.「財産収入」

財産収入は、1,919 万３千円（前年度 2,150 万３千円）で、前年度に比べ、231 万円、率にして 10.7％の減となりました。

この主な要因は、町有地売払い収入が減少したことによるものです。

17.「寄附金」

寄附金は、1,553 万９千円（前年度 190 万３千円）で、前年度に比べ、1,363 万６千円、率にして 716.6%の増となりました。

この主な要因は、子育て支援協力金を収入したことによるものです。

18.「繰入金」

繰入金は、６億 8,948 万８千円（前年度 3,207 万２千円）で、前年度に比べ、６億 5,741 万６千円、率にして 2,049.8%の増となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

（第１項　特別会計繰入金）

①後期高齢者医療特別会計繰入金３万円については、前年度事務費の精算金です。

②介護保険事業特別会計繰入金 4,191 万３千円については、前年度給付費等の精算金等です。

（第２項　基金繰入金）

①公共施設整備積立基金繰入金 6,300 万円については、清掃工場施設改修事業、道路維持事業、第四小学校既設校舎改修等事業の財源として繰り入れたものです。

②財政調整基金繰入金３億３万５千円については、年度間の財源調整のために繰り入れたものです。

③減債基金繰入金 5,000 万円については、町営緑地公園住宅の整備に係る起債の償還財源として繰り入れたものです。

④地域福祉基金繰入金２億 3,451 万円については、障害者地域生活支援拠点等施設の開設にあたり、基金を取り崩したものです。

19.「諸収入」

諸収入は、１億 7,296 万７千円（前年度１億 1,709 万６千円）で、前年度に比べ、5,587 万１千円、率にして 47.7%の増となりました。

20.「町債」

町債は、８億 6,779 万４千円（前年度 14 億 1,831 万５千円）で、前年度に比べ、５億 5,052 万１千円、率にして 38.8%の減となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。

①総務債の一般単独事業債は、ふれあいセンター整備事業の財源として発行しました。

②民生債の児童福祉施設整備事業債は、第二保育所整備事業の財源として発行しました。

③衛生債の清掃施設整備事業債は、清掃工場施設整備事業の財源として発行しました。また、衛生化学処理場撤去事業債は、衛生化学処理場撤去事業の財源として発行しました。

④土木債の道路橋りょう事業債は、道路ストック維持管理事業の財源として発行しました。また、公共事業等債は、橋りょう補修・補強事業及び道路維持補修事業の財源

として発行しました。

⑤消防債の消防施設整備事業債は、消防施設整備事業の財源として発行しました。

⑥教育債の学校教育施設等整備事業債は、第四小学校、第三小学校、第二小学校及び第二中学校の整備事業の財源として発行しました。また、一般単独事業債は、ブロック塀改修事業の財源として発行しました。

⑦臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

⑧災害復旧債は、災害復旧事業の財源として発行しました。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

１.「議会費」

議会費は、１億 2,859 万２千円（前年度１億 2,496 万１千円）で、前年度に比べ、363 万１千円、率にして 2.9%の増となりました。

議会費の増額の主な要因は、平成 29 年度の議員改選によって新しく就任した議員の６月の議員期末手当が減となり、平成 30 年度は通常通りの支給となったことによるものです。

２.「総務費」

総務費は、13 億 247 万４千円（前年度 16 億 5,320 万４千円）で、前年度に比べ、３億 5,073 万円、率にして 21.2%の減となりました。

主な支出として、

①総務管理費

・一般管理費では、退職手当として 9,137 万２千円を支出しました。

・財産管理費では、役場敷地の測量及び境界等を確定するため、役場敷地測量等業務に 285 万７千円を支出しました。

・防災計画費では、島本町自主防災組織防災資機材整備補助金として、70 万円を支出しました。

・電算処理費では、特定個人情報のデータ標準レイアウト改版に伴い、統合利用番号連携サーバの改修の費用として、264 万６千円を支出しました。

・広報費では、ホームページ更新業務に 252 万７千円を支出しました。

・財政調整基金等積立金では、１億 3,420 万８千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として３万７千円を各基金に積み立てるとともに、前年度決算剰余金分として 9,987 万３千円、ふるさと島本応援寄附金分として 47 万８千円及び子育て支援協力金分として 1,100 万円を財政調整基金に、今後の公共施設整備費用として 1,282 万円を公共施設整備積立基金に、退職手当の基金の充実のため 1,000 万円を職員退職手当積立基金に積み立てました。

・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として１億 1,805 万９千円を支出しま

した。また、排煙窓等更新工事に557万１千円、Ｗｉ―Ｆｉ設置工事に406万１千円、カメラ等更新工事に831万６千円を支出しました。

②徴税費では、地方税共通納税システム整備業務に587万５千円を支出しました。

③戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システム改修業務に696万６千円、旅券発給事務に304万５千円、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金に239万２千円を支出しました。

④選挙費では、大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙の準備で469万３千円を支出しました。

３．「民生費」

民生費は、43億9,146万３千円（前年度41億2,685万８千円）で、前年度に比べ、２億6,460万５千円、率にして6.4％の増となりました。

各費目別では、社会福祉費で24億1,486万５千円（前年度21億8,063万９千円）、児童福祉費で16億5,352万７千円（前年度16億1,859万３千円）、生活保護費で３億1,197万６千円（前年度３億2,167万３千円）、国民年金費で1,109万６千円（前年度595万３千円）を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

①社会福祉費

・社会福祉総務費では、経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に1,168万８千円を支出しました。

・障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや障害者地域福祉生活支援拠点等施設整備事業補助金など、障害者福祉事業に９億2,101万８千円を支出しました。

・年長者福祉費では、福祉ふれあいバスの運行関連費用としてガソリン代、運行業務委託料及び車両借上などに合計521万７千円を支出しました。

・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に３億548万９千円を支出しました。

・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金などに３億753万２千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に9,901万８千円を支出しました。

・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金などに３億8,847万５千円を支出しました。

・福祉医療助成費では、年長者、障害者、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に１億8,810万３千円を支出しました。

②児童福祉費

・児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画策定業務に457万９千円を支出しました。

・児童措置費では、民間保育所施設整備事業補助金に3,701万７千円、小規模保育改修費等支援事業補助に991万２千円を支出しました。

・ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに１億343万７千円を支出しました。

・児童手当費では、児童手当の支給に５億2,516万円を支出しました。

③生活保護費

・生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として、３億1,197万６千円を支出しました。

４．「衛生費」

衛生費は、９億5,552万４千円（前年度９億5,381万９千円）で、前年度に比べ、170万５千円、率にして0.2％の増となりました。

①保健衛生費では、保健ヘルス事業費として、がん検診や妊婦健康診査等の健診業務、健康マイレージ事業の実施などに9,676万８千円を、予防費として予防接種の実施に8,364万３千円を支出しました。

②環境衛生費では、ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ普及啓発業務などに、4,469万６千円を支出しました。

③清掃費では、ごみの収集業務、清掃工場の運転管理業務及び施設の改修工事などに、５億9,022万３千円を支出しました。

５．「農林水産業費」

農林水産業費は、6,095万３千円（前年度7,089万４千円）で、前年度に比べ、994万１千円、率にして14.0％の減となりました。

この主な要因は玉子排水機場の修繕事業の負担金が減額したことによるものです。

６．「商工費」

商工費は、1,752万１千円（前年度1,802万９千円）で、前年度に比べ、508万円、率にして 2.8％の減となりました。この主な要因は、中小企業融資預託金が減額したことによるものです。

７．「土木費」

土木費は、９億4,847万８千円（前年度９億9,860万８千円）で、前年度に比べ、5,013万円、率にして5.0％の減となりました。

主な支出は、次のとおりです。

・桜井跨線橋補修・補強設計事業　1,633万７千円

・山ノ瀬橋外３橋補修・補強事業　１億2,291万５千円

・道路ストック維持管理事業　7,121万円

・防犯カメラ設置補助金　18万３千円

・ブロック塀等撤去補助　268万円

・線引き見直し等業務　　417 万６千円

・都市計画変更支援業務　341 万３千円

８.「消防費」

消防費は、５億 3,251 万２千円（前年度３億 8,210 万１千円）で、前年度に比べ、１億 5,041 万１千円、率にして 39.4%の増となりました。

主な支出としては、消防団小型動力ポンプ積載車２台分の更新に 749 万円を支出しました。

救助工作車の更新に１億 1,329 万２千円を支出しました。

高規格救急自動車１台分の更新に 1,841 万４千円、また、高規格救急資器材等の更新に 960 万１千円を支出しました。

消防庁舎ガレージ照明器具ＬＥＤ化工事に 120 万円を支出しました。

９.「教育費」

教育費は、14 億 86 万２千円（前年度 22 億 346 万３千円）で、前年度に比べ、８億 260 万１千円、率にして 36.4%の減となりました。

①教育総務費では、島本町教育センター外構改修工事に 235 万４千円を支出しました。

②小学校費では、第四小学校校舎改修等工事に１億 5,715 万９千円を支出しました。

また、第三小学校屋内運動場屋根改修工事に 1,758 万１千円を支出しました。

③中学校費では、第二中学校テニスコート改修工事に 739 万２千円を支出しました。

④幼稚園費では、平成 29 年度から繰り越した第一幼稚園空調機設置工事に 1,479 万１千円を支出しました。

10.「災害復旧費」

災害復旧費は、7,301 万１千円（前年度 1,253 万８千円）で、前年度に比べ、6,047 万３千円、率にして 482.3%の増となりました。本年度は、台風の接近や平成 30 年７月豪雨を含む大雨警報、大阪北部を震源とする地震等への対応に係る職員手当及び町内で発生した被害に対する復旧工事に係る費用を支出しました。災害応急対策費では、災害対応に従事した職員への勤務手当として 1,626 万６千円を支出しました。

11.「公債費」

公債費は、９億 9,222 万７千円（前年度９億 7,976 万５千円）で、前年度に比べ、1,246 万２千円、率にして 1.3%の増となりました。

元金は、９億 1,375 万１千円で、前年度に比べ、2,347 万５千円、率にして 2.6%の増となりました。

この主な要因は、平成 26 年度発行の臨時財政対策債の元金償還が開始されたことによるものです。

次に、利子は、7,847 万６千円で、前年度に比べ、1,101 万３千円、率にして 12.3%の減となりました。

この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること及び金利が低水準で推移していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明します。平成30年度事務事業成果報告書の43ページ「第17　財政に関すること」を御覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析の基になる普通会計ベースの決算では、46ページ「２　普通会計決算に関する事項」の「⑴　財政分析指標」にありますように、平成30年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は１億6,281万５千円で、翌年度へ繰り越すべき財源１億1,417万７千円を差し引いた実質収支は、4,863万８千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については、３億3,977万８千円の赤字となりました。

実質単年度収支の赤字の主な要因は、当該年度において多額の財源不足が生じ、財政調整基金から取崩しが必要となったことによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は101.7％と、前年度の88.1％から13.6ポイント悪化しました。

経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度充てられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より悪化した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む。）では、本町の自主財源の多くを占める町税（都市計画税除く）が減額となったこと、また、前年度の町民税法人分が大幅な増額であったことにより、本年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が減額となったこと、さらに臨時財政対策債が減額となったことなどにより、総額が65億7,917万円で、前年度に比べ、９億5,806万６千円の減額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、扶助費において生活保護費が減額となったものの、人件費が給与改定などにより増額となったことや、地方債現在高が増加傾向にあるため公債費が漸増していることなどにより、総額が66億8,853万４千円で、前年度に比べ、5,091万８千円の増額となりました。

以上により、分母である経常一般財源収入が減額し、分子である経常経費充当一般財源が増額したことから、経常収支比率が悪化したものです。

今後においても、社会保障関係経費の増加に加え、待機児童対策のための施設整備や老朽化した公共施設への対応など、多額の財源を必要とすることから、引き続き、自主財源

の確保をはじめ、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。

次に、50 ページ「（５）歳出（性質別）の推移」のうち、義務的経費などについて説明します。

１．「人件費」

人件費は、19 億 7,969 万７千円（前年度 19 億 4,315 万５千円）で、前年度に比べ、3,654 万２千円、率にして 1.9％の増となりました。

この主な要因は、人事院勧告等による給与直しを行ったことによるものです。

２．「扶助費」

扶助費は、24 億 5,654 万５千円（前年度 24 億 8,556 万４千円）で、前年度に比べ、2,901 万９千円、率にして 1.2％の減となりました。

この主な要因は、障害者福祉費が増となっている一方で、臨時福祉給付金事業や生活保護費などが減となったことによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、８億 2,386 万３千円（前年度８億 1,806 万４千円）で、前年度に比べ、579 万９千円、率にして 0.7％の増となりました。

主に障害者支援費の増によるものです。

②老人福祉関係は、3,258 万１千円（前年度 6,019 万１千円）で、前年度に比べ、2,761 万円、率にして 45.9％の減となりました。

主に年長者医療（経過措置分）の減によるものです。

④児童福祉関係は、13 億 925 万５千円（前年度 13 億 963 万９千円）で、前年度に比べ、38 万４千円、率にして 0.03％の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・民間保育園への給付費、運営補助等　４億 9,732 万円（前年度４億 6,803 万２千円）

・児童手当　５億 1,995 万５千円（前年度５億 2,961 万５千円）

・児童扶養手当　9,091 万１千円（前年度 9,477 万６千円）

⑤生活保護関係は、２億 5,375 万７千円（前年度２億 6,252 万７千円）で、前年度に比べ、877 万円、率にして 3.3％の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

・生活扶助　6,407 万１千円（前年度 6,481 万９千円）

・医療扶助　１億 4,182 万１千円（前年度１億 4,680 万４千円）

・住宅扶助　3,872 万３千円（前年度 3,858 万１千円）

⑥教育関係は、3,460 万１千円（前年度 3,301 万１千円）で、前年度に比べ、159 万円、率にして 4.8％の増となりました。

３．「公債費」

公債費は、歳出説明の「公債費」のとおりです。

４．「繰出金」

繰出金は、15 億 2,989 万３千円（前年度 14 億 8,023 万８千円）で、前年度に比べ、4,965 万５千円、率にして 3.4％の増となりました。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

・公共下水道事業特別会計へ４億 3,900 万円
（前年度４億 2,500 万円）
・国民健康保険事業特別会計へ３億 548 万９千円
（前年度３億 827 万２千円）
・後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ
４億 584 万９千円（前年度３億 6,695 万円）
・介護保険事業特別会計へ３億 7,951 万２千円
（前年度３億 7,997 万３千円）
・土地開発基金へ４万３千円（前年度４万３千円）

５．「積立金」

本年度の積立金は、１億 3,428 万５千円（前年度２億 9,760 万７千円）で、前年度に比べ、１億 6,332 万２千円、率にして 54.9％の減となりました。

積立基金の状況については、51 ページ「⑹　積立基金の状況」を御覧ください。

積立基金の平成 30 年度末現在高は 40 億 4,688 万円で、前年度より５億 1,326 万円の減となりました。

続いて、町債の状況について、53 ページ「⑻　町債（事業別）の状況」を御覧ください。

平成 30 年度末町債現在高は 114 億 4,719 万６千円で、前年度末現在高に比べ、4,595 万７千円の減となりました。

以上、簡単ではありますが、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町土地取得事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第２号認定「平成30年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

本会計については、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図る

ことを目的としています。

平成30年度は、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の20ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に４万３千円となりました。

その内容について、15ページ以降の「平成30年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

歳入のうち財産収入については、財産運用収入として、土地開発基金利子収入４万３千円を収入しました。

歳出のうち諸支出金については、土地開発基金費として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入４万３千円を、同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高については、２億7,381万７千円です。

以上簡単ではありますが、平成30年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第３号認定「平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

一般状況については、平成 30 年度末時点で国保加入者数は 3,886 世帯、被保険者数は 6,047 人で、前年度に比べ、65 世帯、191 人の減となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の 60 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 35 億 5,129 万６千円に対し、歳出総額は 35 億 387 万６千円で、歳入歳出差引額 4,742 万円の黒字決算となりました。

歳入については、前年度に比べ、５億 2,156 万円、率にして 12.81％の減となりました。増となった主なものは、療養給付費等交付金で 602 万７千円、府支出金で 21 億 4,589 万１千円、繰越金で 7,752 万４千円の増額です。減となった主なものは、国庫支出金で６億 4,192 万６千円、前期高齢者交付金で 13 億 5,286 万８千円、共同事業交付金で６億 9,640 万１千円の減額です。

一方、歳出については、前年度に比べ３億 1,518 万５千円、率にして 8.25％の減となりました。増となった主なものは、国民健康保険事業費納付金で９億 1,508 万３千円、基金積立金で１億 2,804 万２千円の増額です。減となった主なものは、後期高齢者支援金等で３億 6,892 万９千円、共同事業拠出金で７億 9,401 万円の減額です。

なお、一人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、31 万 5,919 円となり、前

年度に比べ、5,659 円（1.8%）の減となりました。

以上、簡単ではありますが、平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第４号認定「平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

一般状況については、平成 30 年度末時点の被保険者数は 4,008 人で、うち 65 歳から 74 歳までの加入者が 31 人､75 歳以上が 3,977 人で､前年度に比べ､242 人の増となりました。

業務については、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付及び制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の 80 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額４億 8,878 万１千円に対し、歳出総額は４億 6,536 万３千円で、歳入歳出差引額 2,341 万８千円の黒字決算となりました。

この主な要因は、保険料収入の繰越分となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料が前年度に比べ、882 万７千円増の３億 6,316 万２千円となりました。

一方、歳出については、総務費で 3,850 万５千円、後期高齢者医療広域連合納付金で４億 2,638 万７千円となっており、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料等負担金が３億 6,306 万１千円、保険基盤安定負担金が 6,332 万６千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第５号認定「平成30年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

介護保険制度について本年度は、第７期介護保険事業計画の初年度として事務事業を推進しました。

年度末時点で要介護認定者数については計画値1,462人に対し、実績値1,413人となっており、計画をやや下回りました。

また、サービス受給者については平成30年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが計画の年間延べ人数10,380人に対して9,819人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数2,484人に対して2,214人となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書№.２の126ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額24億1,472万１千円に対し、歳出総額22億7,840万８千円で、歳入歳出差引額は１億3,631万３千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、保険料及び保険給付に係る法定負担割合に基づき、概算交付された国庫負担金等となっています。なお、これらの概算交付された歳入については、翌年度に精算される仕組みとなっています。また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対して、国、府、町及び支払基金（介護予防事業）からそれぞれ法定負担割合に基づき、補助金等が概算交付され、これらについても翌年度に精算される仕組みとなっています。

一方、歳出の主なものについては、職員の人件費、電算システム運用費用、介護認定に要する諸経費として、総務費で8,433万９千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で20億1,061万円となっています。なお、本特別会計は、平成30年度から平成32年度までの３か年を１つの中期財政運営期間として、「第７期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りながら、第１号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金については、平成30年度末時点で１億9,873万８千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第６号認定「平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書№.２の138ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に288万４千円となりました。

本年度については、通常の検針・水質検査等業務のほか、水道施設補修業務を委託しました。なお、本事業については、平成30年度事務事業成果報告書の157ページ「第２　大沢

地区特設水道施設事業に関すること」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御認定賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして第７号認定「平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

本町の決算については、歳入歳出決算書№.２の 166 ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 16 億 7,447 万１千円に対し、歳出総額が 10 億 1,701 万６千円で、歳入歳出差引額は６億 5,745 万５千円となり、実質収支額は６億 5,745 万５千円の黒字決算となりました。

なお、本会計は、平成 31 年４月１日から地方公営企業法（以下「法」という。）を適用したことから、法施行令第４条第１項の規定に基づき法を適用する前日をもって終了し、出納を閉鎖するとされているため、平成 31 年３月３１日をもって終了し決算処理を行いました（打切決算）。

歳入の主なものについては、受益者負担金 735 万７千円、下水道費国庫補助金２億 5,714 万円、下水道債４億 5,470 万円などの特定財源収入のほか、下水道使用料で３億 4,09１万５千円、一般会計繰入金で４億 3,900 万円、また、公共下水道事業財政調整基金の廃止による基金の取崩しにより、財政調整基金繰入金１億 3,755 万円となっています。

また、前年度に引き続き受益者負担の世代間の公平化を図るため、資本費平準化債１億 1,000 万円を発行しています。

一方、歳出の主なものについては、一般管理費のうち、工事請負費では、昨年に発生いたしました道路面沈下に対応した島本１号汚水幹線浚渫工事 642 万６千円及び長雨の影響による山崎ポンプ場雨水沈砂池浚渫工事（災害復旧）1,198 万８千円となっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道維持管理負担金で前島ポンプ場等の雨水処理に係る維持管理負担金１億 6,541 万７千円が主なものとなっています。

下水道建設費のうち、委託料では、山崎雨水幹線実施設計業務 1,056 万２千円、五反田雨水幹線上流部水路整備実施設計業務 1,663 万２千円、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務 810 万円、ストックマネジメント計画作成業務 615 万６千円及び島本１号汚水幹線管更生実施設計業務 858 万６千円が主なものとなっています。工事請負費では、高浜一丁目の一部地域の面整備に係ります汚水管渠築造工事として 230 万９千円及び島本１号汚水幹線布設替工事 1,158 万８千円となっています。公有財産購入費では、五反田雨水幹

線用地取得2,553万１千円となっています。負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金1,859万１千円となっています。

公債費については、町債の元利償還金等が５億9,504万２千円となりました。

また、町債の平成30年度末現在高は、59億3,912万２千円で、前年度に比べ、9,156万１千円、率にして1.5%の減となりました。

なお、平成30年度末での整備済面積については、高浜一丁目の一部地域の面整備を実施したことから、前年度と比べ、約0.06ｈａ増の約302.9ｈａとなり、人口普及率は、約95.7%となりました。

今後とも、下水道事業の効率的な運営に努めるとともに、下水道財政の健全な運営を推進します。

なお、本事業については、平成30年度事務事業成果報告書の157ページから159ページまでの「第３　公共下水道事業に関すること」及び258ページから259ページまでの「工事請負費に関すること」に記載しています。

また、本年度は打切決算により、特例的支出として平成31年４月１日以降に支払った主なものといたしましては、下水道使用料徴収及び収納事務委託（下半期分）629 万４千円、地方公営企業法適用化移行支援業務1,996万９千円、淀川右岸流域下水道施設維持管理負担金（精算）1,709 万６千円、島本３号汚水幹線管渠実施設計業務916 万９千円、公共下水道汚水管渠実施設計業務（その１）1,587 万６千円、公共下水道汚水管渠実施設計業務（その２）3,078 万円、島本１号汚水幹線圧送管洗浄業務506 万５千円、既設管渠侵入水調査業務804万６千円、公共下水道五反田雨水幹線付帯工事4,843万円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）２億7,176万４千円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期・繰越明許分）１億1,628万円、淀川右岸流域下水道建設負担金（第２回分）2,297万８千円、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点２－６工事負担金（第２回変更）1,110万１千円及び町債の元利償還金6,627万９千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第８号認定「平成30年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算」から第12号認定「平成30年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算」までの５件について一括して御説明申し上げます。

始めに、大字山崎財産区特別会計については、歳入総額190万３千円に対し、歳出総額

は15万円で、歳入歳出差引額は175万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

次に、大字広瀬財産区特別会計については、歳入総額174万２千円に対し、歳出総額は０円で、歳入歳出差引額は174万２千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっています。

次に、大字桜井財産区特別会計については、歳入総額１億2,766万円に対し、歳出総額は688万５千円で、歳入歳出差引額は１億2,077万５千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、主な歳出については、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金となっています。自治会に対する補助金につきましては、本年度は桜井公会堂の改修に要した費用を含めたものであるため、前年度に比べ270万円の増となりました。

次に、大字東大寺財産区特別会計については、歳入総額94万１千円に対し、歳出総額は15万円で、歳入歳出差引額は79万１千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

最後に、大字大沢財産区特別会計については、歳入総額192万３千円に対し、歳出総額は20万円で、歳入歳出差引額は172万３千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

５財産区特別会計については、歳入合計額１億3,417万円に対し、歳出合計額738万５千円、歳入歳出差引合計額１億2,678万５千円を翌年度に繰り越しました。

なお、各財産区の決算の詳細については、歳入歳出決算書№.２の167ページから228ページまでに記載しています。

また、各財産区の決算の認定に先立ち、島本町大字部落財産区管理会条例の定めるところにより、それぞれの財産区管理会の御同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から平成 30 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第13号認定「平成30年度島本町水道事業会計決算」につ

いて御説明申し上げます。

決算書の２ページから５ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、７ページから 15 ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、地方公営企業法（以下「法」という。）第 30 条第２項の規定に基づき、去る令和元年７月 29 日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第 30 条第４項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、２ページ及び３ページの決算報告書の収益的収入及び支出について説明します。

収入については、第１款、水道事業収益の決算額が７億 1,836 万５千円で、その内訳は、第１項の営業収益で５億 4,934 万５千円、第２項の営業外収益で１億 6,902 万円となっています。

支出については、第１款、水道事業費用の決算額が５億 7,235 万６千円で、その内訳は、第１項の営業費用で５億 3,788 万３千円、第２項の営業外費用で 3,447 万３千円となっています。また、法第 26 条第２項の規定による繰越額は、3,559 万８千円となっています。

次に、４ページ及び５ページの資本的収入及び支出について説明します。

収入については、第１款、資本的収入の決算額が１億 7,296 万２千円に対して、支出については、第１款、資本的支出の決算額が２億 3,525 万円で、差引き 6,228 万８千円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金にて補填しています。

資本的支出の主なものについては、拡張事業費に係るもののうち、工事請負費として平成 29 年度から２か年の事業である、第二大薮取水井新設工事【建設改良費繰越分】5,137 万８千円を実施し、施設整備事業費に係るもののうち、委託料として、第一曝気塔更新工事実施設計業務 660 万７千円を実施し、工事請負費として、広瀬地区老朽配水管布設替工事（その１）326 万９千円、広瀬地区老朽配水管布設替工事（その２）504 万９千円、広瀬地区老朽配水管布設替工事（その３）1,907 万３千円、広瀬地区老朽配水管布設替工事（その４）1,391 万６千円及び平成 29 年度から２か年の事業である第二曝気塔新設工事【建設改良費繰越分】9,537 万９千円を実施しました。

続きまして、７ページには損益計算書を記載しています。１の営業収益については、５億 975 万４千円となっています。

営業収益の大部分を占める給水収益については、４億 8,844 万４千円で、前年度と比べ、減となりました。これは、事業所等における使用水量の減少によることが要因と考えられます。

次に、２の営業費用については、５億 1,921 万３千円で、前年度と比べ、増となりました。

なお、受水費については、本年度は大阪広域水道企業団から年間 32 万 8,040 立方メートルを受水し、2,361 万９千円（税抜き）となっています。

次に、３の営業外収益については１億 6,114 万２千円、４の営業外費用については 835 万３千円で、結果、経常利益は、１億 4,333 万円となっています。

したがいまして、平成 30 年度の純利益については、前年度と比べ、5,845 万９千円増の１億 4,333 万円となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金 2,551 万８千円、減債積立金から振り替えたその他未処分利益剰余金変動額 1,532 万７千円を加えた平成 30 年度未処分利益剰余金については、1 億 8,417 万５千円となっています。

続きまして、８ページ及び９ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）について説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の平成 29 年度末残高と、平成 30 年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。利益剰余金のうち、減債積立金については、平成 30 年９月定例会議において御可決賜りました剰余金の処分により減債積立金に 3,300 万円を積み立て、企業債の償還に 1,532 万７千円を支出したことにより、１億 5,444 万２千円となっています。未処分利益剰余金については、減債積立金からの振り替えによる増及び平成 30 年度の純利益を加えたことにより、１億 8,417 万５千円となり、その結果、利益剰余金合計は、６億 5,061 万８千円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金１億 8,417 万５千円のうち、資本金に 6,568 万１千円を組み入れ、減債積立金に 9,200 万円の積立てを行うことについては、今回、第 54 号議案「平成 30 年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、10 ページ及び 11 ページには、平成 30 年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、10 ページの資産の部の１の固定資産については、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、平成 30 年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、55 億 192 万６千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、36 ページ及び 37 ページの平成 30 年度固定資産明細書に記載していますので御参照願います。

次に、２の流動資産については、現金・預金 14 億 1,540 万５千円、未収金 7,161 万５千円及び貯蔵品 338 万５千円との合計額で、14 億 9,040 万５千円となっています。

したがいまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、69 億 9,233 万１千円となっています。

次に、11 ページの負債の部の３の固定負債のうち、企業債については、償還期限が１年

以降に到来するもので３億6,913万７千円、引当金につきましては、アの退職給付引当金１億932万７千円で、合計額は、４億7,846万４千円となっています。

４の流動負債のうち、企業債については、償還期限が１年内に到来するものとして1,562万７千円、未払金は１億3,450万３千円、賞与引当金は568万５千円、その他流動負債は4,481万６千円となっており、合計額は、２億63万１千円となっています。

したがいまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、６億7,909万５千円となっています。

５の繰延収益ついては、長期前受金28億２万１千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額14億9,888万７千円を差し引いた結果13億113万４千円となり、負債合計は、19億8,022万９千円となっています。

続きまして、資本の部の６の資本金については、31億8,588万１千円となりました。

次に、７の剰余金については、資本剰余金が11億7,560万３千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金１億5,444万３千円、建設改良積立金３億1,200万円及び平成30年度未処分利益剰余金１億8,417万５千円との合計額で６億5,061万８千円となっています。

したがいまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の69億9,233万１千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

また、平成30年度の有収率については94.7％で、前年度と比べ、2.3ポイントの上昇し、有効率についても97.2％で、前年度と比べ、2.3ポイントの上昇しています。

なお、17ページから38ページまでに決算附属書類を記載しており、26ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関しての内容を記載しています。

27ページには有収水量口径別内訳を、28ページ及び29ページには平成30年度と平成29年度の経営分析及び財務分析を、30ページ及び31ページには給水原価構成表（税抜き）を、32ページから35ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。

また、40ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町水道事業会計決算の認定の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時43分～午後１時00分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより質疑に入りますが、各会計決算 13 件については、常任委員会に付託し審査することになっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

これより決算 13 件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

なお、質疑は人びとの新しい歩み、大阪維新の会、コミュニティネット、自由民主クラブ、河野議員の順で行います。

それでは最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

中田議員（登壇）　2019 年９月定例会の大綱質疑を、人びとの新しい歩みを代表して行います。

一つ目、「災害対策の今後の課題は？」。

2018 年度は、６月の地震に始まり７月の豪雨と猛暑、９月の台風 21 号と、自然災害にたびたび襲われた年でした。町内では死傷者等の重大な人的被害は発生しなかったものの、これらの対応に伴い、災害復旧費は 7,301 万１千円、前年に比べ 6,047 万３千円増え、前年度の６倍の費用が支出されました。地震を除くこれらの自然災害の大規模化、頻度の高まりは偶然ではなく、地球規模で起こっていることであり、今後も異常気象に端を発する災害は、頻発することが予想されます。

振り返りとして、また今後の備えに活かすためにも、島本町として、これらの災害の記録をまとめられたことは大変評価するものです。まとめを通し、町の備えや対策の手順の課題が明らかになったとのことですが、具体的な今後の課題と対応について、お示しください。

二つ目、「クールチョイスは地球温暖化対策に有効に活用されたのか？」。

これら異常気象による大規模な災害の多発に見られるように、地球温暖化対策は人類の喫緊の課題となっています。クールチョイスはそもそも国の地球温暖化対策に基づくもので、2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26％削減するという中期目標を達成することを目的に行われています。

2018 年度、島本町で行われたクールチョイスにおける普及啓発活動では、どのような取り組みが行われましたか。また、その取り組みは温室効果ガス排出量の削減という目標達成に貢献するものだったのでしょうか。「島本町地球温暖化対策実行計画」によると、行政として把握している温室効果ガス排出量の活動ごと内訳は、電気の使用と廃プラスチックの焼却がほとんどを占めます。これらを踏まえ、普及啓発活動の成果を具体的な数値、例えば温室効果ガス排出量はもとより、電気の使用量や、ごみの量の削減などを一つの指標として検証する必要があると考えますが、その取り組みは行われていますか。気候変動による大規模災害の発生を根本的に解決するためには、ここの取り組み

が非常に重要です。今後の課題についても伺います。

三つ目、「島本町生物多様性保全創出ガイドライン」。

ＳＤＧｓという言葉が飛び交うようになったことからわかるように、現代の文明のあり方が持続不可能であるということは、早くから多くの科学者によって指摘されてきました。このままのやり方を続ければ、今日の子ども達が社会の中核を担うようになる頃には、人類の繁栄と存在にとって不可欠な地球生命維持システムが地球規模で劣化し、回復が難しくなることが予測されています。地球の気候と環境は緊急に対処が必要な状態であり、また、それに伴い生物多様性の急速な減少も起こっています。

そんな中、「環境基本計画」の一環として「島本町生物多様性保全創出ガイドライン」の策定に取り組まれたことは大変評価するものです。島本町の生物多様性の特性は、どのようなものでしょうか。また、策定の進捗状況及び今後の活動の展望をお聞かせください。

四つ目、「生産緑地の導入と都市農地の保全」。

「都市農業振興基本法」の成立から見て取れるように、国全体で都市農地の保全を進める気運が高まっています。こうした状況に対応し、市街地における農地所有者の重い固定資産税負担を解消し、都市農地の保全に繋がる生産緑地制度を導入したことを大変評価しております。現在、市街化区域内にある農地は16ha で、今回の導入より生産緑地指定された面積は 1.38ha と、全体の 11%に止まりました。生産緑地導入が話し合われた農業委員会を傍聴していましたが、委員の皆さんの多くが導入にあまり前向きではない様子が印象的でした。その要因は何だったと分析されていますか。導入にあたり、それにどのように対処されましたか。

市街地に残る農地は、ヒートアイランドの抑制、生物多様性の維持、食料生産、洪水の緩和、教育に果たす役割など、大変貴重なものです。国土交通省は、農地保全の観点から生産緑地の追加指定の検討を促しています。さらなる都市農地の生産緑地指定に向けた課題及び今後の取り組みについて伺います。

また、都市農地の保全のためには、後継者不足も含め的確な現状把握と分析が必要と考えます。2018 年度、農地アンケートに着手されたことも大変評価するものです。その進捗状況と今後のスケジュールについても伺います。

五つ目、「財政分析と新庁舎整備」、通告どおりに行います。

普通会計決算の歳入総額 109 億 6,643 万２千円、前年度比７億 7,872 万８千円の減となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 101.7%と、前年度と比べ 13.6%と大幅に上昇、過去 10 年で２番目に高い数値となっています。また、待機児童対策のため施設整備や三小の耐震化などに多額の歳出が見込まれ、財政的に厳しい状況であることはわかります。一方で、災害時に対策本部が設置される庁舎の建て替えも、町民全体の安心・安全のために急務であり、公共施設の中で優先順位が高いものと考えます。

財政を理由に新庁舎整備が遅れることがないよう、例えば緊急性の高い待機児童対策や三小の耐震化等の事業以外は後に見送り、優先的に進めていくことが必要と考えます。新庁舎整備に向けた進捗状況及び今後のスケジュールをお示しください。

六つ目、「総合計画策定プロセスにおける市民参加はあったものの……」。

「第五次島本町総合計画」の策定に向け、これまでにない新しい取り組みとして、16歳以上の住民に加え中学生を対象にしたアンケート調査や、またワークショップを実施し、住民の意向の把握により努めたことを評価します。特に、ワークショップは高校生や女性、若い世代が参加しており、性別や年齢構成のバランスがよかった点も評価するものです。これら中学生のアンケートやワークショップから見えてきた住民ニーズや、まちづくりの意向はどんなものだったでしょうか。また、それは計画にどのように活かされたのでしょうか。

残念ながらパブコメでは、ワークショップの参加者から苦情が出ています。どこに課題があったと考えていますか。せっかく住民の皆さんの貴重な時間と、予算とをかけて集めた住民の意向です。その課題を踏まえ、それらの住民の意向を今からでも効果的に計画に活かす手段は。

七つ目、「ワークショップ、タウンミーティングの成果は？」。

限られた財源の中から、効率的にかつ地域の実情に応じたまちづくりを進めるためには、住民との協働が必須です。そういった意味で、「総合計画」や「新庁舎建設基本計画」のためのワークショップ、各種タウンミーティングや、町長が自ら各地域に出向く「しまもトーク」などの取り組みは、大変意義深いものだと考えます。

一方で、意見は聞くだけでなく、それぞれの事業や計画に活かしてこそ意味がありますが、「総合計画」でも触れたように、参加した住民からはその成果が見えないうえに意義が感じられていない状況のようです。例えば、2018年度に「しまもトーク」は３回行われましたが、その成果は。具体的な課題解決や施策に結びついた事例はあるのでしょうか。

八つ目、「ＪＲ島本駅西地区の都市計画変更は住民の幸福度を上げるのか？」。

都市計画の変更を行うにあたり、タウンミーティング、住民説明会、公聴会を行い、住民意向の把握に努められました。どの会でも、計画案に対する異論が多数を占めていました。また、駅西の署名はもとより、昨年行われた無作為抽出による「総合計画」「子ども子育て計画」や「地域福祉計画」に関するアンケートやニーズ調査の自由記入欄では、トピックの指定をしていないにも関わらず、これ以上の高層マンションの建設を望まない意見が数多く見られました。これらの結果を踏まえ、行政は「マンション建設に反対する町民の意向が多い」ことを認めています。

都市計画のみならず、すべての行政運営は住民の福祉の増進に寄与するものであるべきです。都市計画の変更業務にあたり、住民の意見を聞くだけ聞いて、その結果、反対の

意向が多いと認識していながら、それらを全く反映させることがありませんでした。これらは住民の幸福を損なうことになってはいませんか。

九つ目、「町内におけるひきこもりの現状は？」。

昨年度の内閣府の調査によると、中高年の引きこもりが 61 万人を超え、7 年以上に及ぶ人が半数近いという推計を発表しました。15 歳からの若い世代を合わせると、総数は 115 万人を超えていることがわかっています。

2018 年度、島本町は地域の助け合いによる福祉を実現するための「島本町地域福祉計画」を策定しました。国の「地域福祉計画」では、地域を取り巻く生活課題が多様化・複雑化する中で、必要とする支援やサービスが利用できない、制度の狭間にある人が増え、その実態の把握や解決のためのセーフティーネットの構築が求められている、とありますが、まさに引きこもり支援はこれにあたるのではないでしょうか。島本町は様々な相談が受けられる支援体勢が調っているようですが、昨年度寄せられた相談のうち、引きこもりと思われるものはどれぐらいあったのでしょうか。

10 番目、「質の良い保育・教育環境の整備は社会に安定をもたらす」。

３年連続府下ワースト１の待機児童率の島本町です。「保育基盤整備加速化方針」により、今後３年間の待機児童の解消に向けた取り組みは評価できるものの、保育ニーズを満たすのは自治体の責務です。「児童福祉法」第 24 条には、市町村による保育の実施義務が定められています。ですから、量を確保したうえで、かつ保育の質を保つこと、これが非常に重要です。ふれあいセンター保育や四保移転先の役場前駐車場で、保育環境の質は保たれるのでしょうか。保育士の確保及び処遇改善は。公立保育所の正規職員の割合は。今後、さらに増える民間の園との連携は。

2017 年度に行われた「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園・保育要領」の三つの法令改正では、幼稚園、保育園、認定こども園、どの施設に通っていても同質の幼児教育を受けることができるよう、３施設の教育内容もより近いものとして示されていますが、町内では、依然、公立の幼稚園と保育所でも享受できる保育・教育の質にかなりの差があると聞き及んでいます。幼保の連携はどうなっているでしょうか。

幼児期の丁寧な教育は、将来の税収を増やし、犯罪を減らし、医療費を削減するなど社会的リターンが見込まれ、結果として社会の安定をもたらすことは周知の事実です。量だけでなく、質の確保にも力を入れてください。質を高めることは、子どもの健やかな成長のみならず、今後の社会のためにも大変重要です。幼児保育教育の質に関する取り組みのこれまでと、今後の展望について、お示しください。

11 番目、「子育て世代包括支援センターの設置に向けて」。

子育て世代包括支援センターにつき、2020 年度末までの努力義務が課されていると認識しますが、近年の大規模開発に伴い子育て世代が増えていることから、同センターの

果たす役割は非常に重要です。このことは、定例監査においてもご指摘いただいたところです。

いきいき健康課における母子保健事業の経験と成果を十分に活かし、在宅子育て支援の充実に繋げていく必要があります。また、課題を抱えた小・中学校児童生徒とその保護者への支援を包括的に支援する機能が期待されます。どのような理念と方針を持って検討を進められていますか。

12 番目、「特別支援教育と不登校対応など教育相談事業の充実」について。

これまで特別支援や不登校児童生徒への対応が行き届いていない事例が散見されていました。これらの実態を把握し、幼児・児童・生徒一人ひとりの生活や学習上の困難の改善、克服に寄与する教育相談事業の充実に精力的に取り組まれてきた姿勢を大変評価するものです。

これらの取り組みにより、具体的に特別支援教育事業やいじめ、虐待、不登校児童生徒への対応は、どこが、どのように変わりましたか。また、その成果はどのように現れていますか。それぞれについて、今後の課題とともにお聞かせください。

13 番目、「教職員の働き方改革の進捗状況は？」。

教職員の長時間労働が社会問題になっている中、勤務時間を客観的に把握するためのタイムカードや、勤務時間外における教職員の負担軽減を図るための留守番電話の導入に取り組んだこと、大変評価しています。文部科学省の実態調査によると、勤務時間外であるいわゆる残業が、過労死ラインとされる月 80 時間を超えるおそれのある教員は、小学校で３割、中学校で６割にのぼるとのことです。

勤務時間を把握した結果、本町の場合、その割合はどうだったでしょうか。時間外勤務が月 80 時間の過労死ラインを超える教員の割合は、町内では小学校・中学校で何割程度でしたか。導入後の現場の声及びこれらを踏まえたうえでの今後の課題について、お聞かせください。

以上です。

総務部長　それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、昨年の一連の災害についての「課題と対応について」でございます。

議員ご指摘のとおり、平成 30 年度は６月の大阪府北部を震源とする地震、７月豪雨、９月の台風第 21 号と、大きな災害に立て続けに襲われ、大きな被害を受けました。このことについて、本年３月に『災害の記録』を作成し、被害状況、対応状況、課題等を取りまとめたところでございます。また、三島地区の各市と情報交換の機会を持ち、課題の共有を行ってまいりました。

この中で、大きな課題といたしましては、平成 29 年度に策定いたしました「島本町業務継続計画（ＢＣＰ）」では、災害対策業務と優先的に実施すべき業務をあらかじめ選

定し、災害発生後の混乱により行政が機能不全になることを回避することや、早期により多くの業務が実施できるようにすることを定めておりましたが、ＢＣＰ発動の明確な基準がなく、災害業務と日常業務を並行して行った結果、時間の経過とともに多くの災害対応に多くの人員が必要となったことや、災害対応が長期化したことによる交代要員を含めたマンパワーの不足があげられます。

本町では幸いにして避難所運営が長期化することはございませんでしたが、近隣市での避難所運営の長期化などをお聞きいたしますと、やはり地元自治会、自主防災会組織の皆様にご協力いただくことが不可欠であると再認識したところでございます。このほか、大阪北部地震による本町で初めての対応となる出勤、帰宅困難者への対処が課題となったことから、鉄道事業者、府・国と協力して対処できるよう関係構築に努めてまいりたいと考えております。

また、平成 30 年７月豪雨におきましては、町が発令した避難情報に対する実際の避難率が低く止まりました。このことは報道にもありますとおり全国的な傾向でありましたので、内閣府を中心として、気象庁、消防庁が対策を講じ、この出水期から取り組まれております気象情報と住民が取るべき行動を段階ごとに示した「警戒レベル」の導入に繋がっており、本町においても運用にあたり、６月号の広報誌で周知したところでございます。

また、台風第 21 号におきましては、町内で６件の半壊を含め 200 件以上の家屋被害が発生したほか、街路樹などの倒木被害、各家庭における災害ごみの回収など、職員の配備の期間は最も長くなったものです。この間、森林ボランティア団体の皆様のご協力もいただきながら、可能な範囲で倒木処理を行ったところでございます。

課題といたしましては、山間部において、集落が倒木による道路閉鎖で孤立状態となったことでございます。停電、断水、通信の途絶状態が 11 日間にわたり継続いたしました。このことから、早期の避難対応について地元自治会を通じて呼びかけを実施しております。４月の山林火災においては全世帯に、昨年の台風第 24 号及び今年の台風第 10 号においては健康に不安のある３人の方に、ふれあいセンターへの避難に応じていただきました。

全体的な今後の対応についてでございますが、災害においては発生時に安全な場所への避難が完了していれば人的な被害は発生しないということを認識し、空振りを恐れない避難情報の発出、避難所の早期開設など、実際の避難行動に繋がる災害対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、「財政分析と新庁舎整備について」でございます。

平成30年度における新庁舎整備にかかる事務の進捗につきましては、平成30年４月に策定いたしました「島本町役場庁舎耐震化方針」を踏まえ、新庁舎の機能や規模などをより具体化するため、「島本町新庁舎建設基本計画」の策定に向けた事務を進めてまい

りました。

しかしながら、当該事務を進めている時期に並行して、待機児童や保育の過密状態を早期に改善すべく「保育緊急事態宣言」を発表し、待機児童問題の解消に向けて、町長から職員の総力をあげて取り組む決意をお示しするとともに、教育委員会において「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、保育所の整備を速やかに、かつ集中して進めることといたしました。これに加えて、本年６月定例会議におきましては第三小学校の整備に向けて必要な予算が明らかになったところでございます。

これら保育所の整備や運営、第三小学校の整備等に多くの経費を要し、今後継続して財政負担が大きくなるという事情に鑑み、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を先送りすることもやむなしとの判断に至りました。役場庁舎耐震化も必要不可欠な事業ではありますが、健全な財政運営を損なうことのないように限られた財源を配分する必要があることから、このような判断をすることもやむを得ないものとしてご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして都市創造部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「クールチョイスについて」でございます。

平成30年度におきまして、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、クールチョイス普及啓発事業を実施したところでございます。本施策では、主に環境対策に関心の低い方への啓発に主眼を置き、問題意識をお持ちいただくための事業を中心に実施いたしました。内容といたしましては、小学生を対象とした体験型環境学習、子育て世帯や高齢者を対象とした講座や、文化祭などへの出展を行いました。その他、環境活動者向けの講座も実施するなど、今後の指導者育成も図りました。

なお、この取り組みが「温室効果ガス排出量の削減に繋がったか」とのご質問でございますが、各事業において、身近にできる対策や節約効果を含めた内容といたしましたことから、各家庭で実践いただくことで一定の効果はあったものと認識しております。しかしながら、「島本町地球温暖化対策実行計画」が、事業所としての島本町の温室効果ガス削減等を図っているものであり、一般家庭の電気使用量などを把握しているものではなく、またごみの減量につきましては、クールチョイス普及啓発に関わらず周知を行っているため、いずれも、クールチョイス普及啓発による成果を数値でお示しできるものではないことをご理解賜りたく存じます。

今後につきましては、さらに周知効果が高まるよう、事業を精査してまいりたいと考えております。

次に、「生物多様性保全創出ガイドラインについて」でございます。

本町では、平成30年度から「島本町生物多様性保全創出ガイドライン」の策定に取り

組み、本年７月に完成したところでございます。本町の生物多様性の特性でございますが、本町は山地や里地里山、市街地、河川敷といった区域にて、樹林地や草地、水辺といった多様な自然環境が存在しており、様々な動植物が生息しております。本ガイドライン策定の進捗状況及び今後の活用方法といたしましては、本年７月に完成後、各課に配付し周知を図っているところであり、今後の各課の事務事業を実施する際の指標となるものと考えております。

また、住民・事業者・国や府などの行政機関が行う事業・取り組みについても、可能な限り、本ガイドラインの内容に配慮していただけるよう協力を求めてまいります。

次に、「生産緑地の導入と都市農地の保全について」でございます。

生産緑地地区の指定につきましては、平成29年10月の農業委員会の審議を経て、導入に対する意見書を当委員会から提出されたことにより、その後の導入の流れとなったものでございます。生産緑地地区の導入の意見書を提出するにあたり様々なご意見が出されましたが、導入について消極的なご意見もございました。その理由につきましては、生産緑地地区に指定されたときに、長期間にわたり所有者の方に制約がかかることなどがあげられると考えております。結果的には、生産緑地制度を導入した後、実際に農地を指定申請するかどうかについては個人の判断であり、制度として整備しておくことは必要であるとの判断から、農業委員会として意見書の提出を決定されたものと認識しております。

また、さらなる生産緑地地区指定に向けた課題につきましては、生産緑地地区指定は30年間の長期間の指定となっているため、ご親族等の農地を相続される予定の方との調整が困難である旨、数件相談を受けております。

今後につきましては、下限面積の引き下げの検討を行ったうえで、制度の見直しを予定しているファミリー農園や、新たに編入される市街化区域内の農地などについても、生産緑地地区の指定を行いたいと考えております。なお、その際には、昨年度新たに制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく生産緑地地区に適用される農地貸借制度の概要説明を行うなどして、多くの生産緑地地区を指定できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、「農地アンケート」の進捗状況等について、ご答弁申し上げます。

昨今、農業をされている方の高齢化、後継者の不在、耕作放棄地の増加などにより、農業経営を取り巻く環境は全国的に非常に厳しいものとなっております。この状況を踏まえ、国の施策として、農地の利用集積や耕作放棄地の解消、農業への新規参入の促進を重点とした農地等の利用の最適化への取り組みが進められています。この取り組みを円滑に進めるためには、農地を所有されている方と、農業をされている方の農業経営に関するご意向の把握が必要不可欠であることから、農地アンケート調査が極めて重要であると考えており、平成30年度から農業委員会でご意見を伺いながら、その手法などを

検討しているところでございます。今後、先進自治体や近隣市町村を十分に調査・研究を行ったうえで、調査を実施してまいります。

なお、この調査で得られた結果は、有用な基礎データとし、今後の農地利用の集積や各種農業施策に活用してまいりたいと考えております。また、住民・事業者・国や府などの行政機関が行う事業・取り組みについても、可能な限り本ガイドラインの内容を尊重してもらえるよう協力を求めてまいります。

次に、「ＪＲ島本駅西地区における都市計画変更」にかかるご質問でございます。

これまでもＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては住民の皆様から多くのご意見をいただいており、当該地区におけるマンションの建設につきましても、反対されるご意見を数多くいただいているところでございます。こうした中で、本町といたしましては、これまで住民の皆様から頂いたご意見について、よりよいまちづくりを実施するために必要があると判断したものについては、事業に反映していただけるよう、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対し要望書を提出し、協議を行っているところでございます。

また、７月31日に開催いたしました島本町都市計画審議会における答申の付帯意見におきましても、「要望書に記載された事項についての準備組合との継続協議を条件に都市計画決定を行うこと」との答申をいただいていることから、準備組合とは引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、本町といたしましては、今回の都市計画変更手続きを経て、まちづくりを実施するにあたり、住民の皆様が暮らしやすい多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行い、駅前地区にふさわしい都市機能の充実・強化を図り、魅力あるまちづくりを実施していくことにより、住民の皆様の福祉の増進につながるものと考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「総合計画の策定プロセスについて」でございます。

「第五次総合計画」の策定に向け、昨年８月に、16歳以上の住民３千人及び町立中学校の２年生全員を対象としたアンケート調査をそれぞれ実施し、11月には公募住民及び関係団体の参加によるワークショップを２回開催しております。なお、ワークショップの開催は総合計画策定に関しては初の試みとなります。

中学生アンケートでは、まちの将来像について、「水と緑が豊かなまち」の他、人権尊重、安全、生活利便性の充実したまちを望む回答が多くなっていました。また、ワークショップでは、まちの魅力や課題、将来の姿についてグループで話し合い、自然環境や安全・安心、子育て、住民参画の分野への取り組みを望む意見が多く出されたものと認識しております。

ワークショップ結果報告書については、各グループの意見内容や強調点がなるべく伝わるよう、各グループの作成資料や発表内容を踏まえて、主要意見へのアンダーラインや、各グループの発表概要を掲載するなど、可能な範囲で、意見交換の趣旨や結果が伝わるよう努めたところです。

なお、アンケートやワークショップでいただいたご意見については報告書にまとめ、総合計画審議会、議会、庁内部局等に報告し、総合計画策定にかかる基礎資料として、その内容を踏まえて計画案の検討や審議を進めており、基本構想案の検討・審議に際しても、これらの結果を参照させていただいております。また、今後策定作業を進める基本計画や、個別施策等の参考にもさせていただきたいと考えております。

次に、「ワークショップ、タウンミーティングの成果について」でございます。

タウンミーティング「しまもトーク」につきましては、それぞれの地域でどういった課題があるのか、また、地域でどのような取り組みをされているのかなど、町長が地域に出向いて地域の実情を聞かせいただく場であるとともに、住民相互の意見交換の場として実施しており、平成30年度は、水無瀬・青葉地域、尺代地域、大沢地域の３ヵ所で開催し、42人の参加をいただきました。

「しまもトーク」でお聞きした内容等につきましては要点録を作成し、全庁的に共有を」図っており、各部局においては、課題を認識しながら業務に取り組んでいるところでございます。

なお、課題解決に結びついた事例といたしましては、大阪府への道路整備の要望・大沢地域の交通課題・公園でのボール遊びの解禁・第三小学校の理科の実験器具の充実・校庭開放の拡充について、それぞれ関係部局において対応し、実施や改善に結びついております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「町内におけるひきこもりの現状について」でございます。

厚生労働省では、仕事や家庭に行けず家にひきこもり、家族以外とほとんど交流がない状態が６ヵ月以上続いた場合を「ひきこもり」と定義づけており、単一の疾患や障害の概念ではなく、実態は多彩であるとともに長期化することが特徴の一つとなっております。

本町におきましては、ひきこもりに特化した相談機関はございませんが、福祉推進課内に設置しております基幹相談支援センター、本町が高槻市内の事業所４ヵ所に委託しております障害者相談支援事業、社会福祉協議会に委託しておりますコミュニティソーシャルワーカー配置事業や生活困窮者自立相談支援事業等の相談支援の中で、一部対象者やその家族にひきこもりの方がおられることは把握しております。

なお、平成30年度に、相談支援において把握したひきこもりの方は30人程度となって

おります。

今後も、「第４期島本町地域福祉計画」に基づき、引き続き相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「子育て世代包括支援センターについて」でございます。

子育て世代包括支援センターについては、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、令和２年度末までに市町村が設置するよう努めるもの、とされております。

本町といたしましても、島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、今後想定される新規事業として、子育て世代包括支援センターの整備を掲げております。また、「島本町子ども・子育て支援事業計画」においても、地域における子育て支援サービスの充実の一環として、子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討を進めているところでございます。平成30年度においては、いきいき健康課、子育て支援課に加え、政策推進課も検討の場に加わり、子育て世代包括支援センターの類型や取り組み内容について、他団体が実施している事例等を把握し情報共有を図るとともに、本町で実施していくにあたっての体制や、いきいき健康課及び子育て支援課が実施している事業の整理に着手しております。

子育て世代包括支援センターを令和２年度末までに設置できるよう、引き続き、庁内の関係部局で協議を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「保育教育環境の整備について」でございます。

「幼児保育教育の質に関する取り組みのこれまでと課題、今後の展望について」でございますが、本町におきましては、これまで公立・民間ともに参加する保幼小交流検討会におきまして研修会を行うほか、年長児と小学１年生との交流会を実施し、保育所及び幼稚園の在籍児童につきまして、就学前から就学時にかけての円滑な接続を図ってまいりました。また、支援教育研究協議会におきましては、保育所及び幼稚園と小学校との交流を行ってまいりました。

現状の課題といたしましては、保育所及び幼稚園につきましては、それぞれ設置目的が異なる施設であり、児童の過ごし方も異なるものでございますが、主に就学を控えた年長児の保育の在り方について、各職員が一定の共通認識を持って臨んで行くにあたって、さらなる連携強化の余地があるものと考えております。そのため、各施設が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどして、教育課程の編成及び保育計画の作成についての意見交換を行うなどの取り組みの推進や、保育所及び幼稚園合同での研修会の開催など、引き続き、職員の能力向上と保育の質の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「特別支援教育と不登校対応など教育相談事業の拡充について」でございます。

まず、「特別支援教育について」でございます。

教育委員会では、幼児児童生徒の教育的ニーズ・支援ニーズに早期に対応できるよう、教育センターを中心とした町内の教育相談体制を構築いたしました。その効果といたしましては、就学前の幼児を対象とした個別の療育を教育センターで実施することで、小学校通級指導教室とのスムーズな接続が可能となりました。また、支援が必要な児童生徒の情報共有や各関係機関の連携を推進する島本町教育センター連絡会を開催するようにいたしました。さらには、学校・園所・家庭・地域及び関係機関の密接な連携、幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した支援教育の展開及び共生社会の確立を目的として、支援の必要な幼児児童生徒の保護者に分かりやすく説明するための資料として、「島本町支援保育・支援教育推進ハンドブック」を作成したところです。

今後の課題といたしましては、教育と保健、医療、福祉等の連携体制づくりが重要であり、その具体策が必要とされているところでございます。

次に、「いじめ、虐待、不登校児童生徒への対応について」でございます。

いじめ等の対応は、組織的に早期に対応することが重要でありますことから、各学校において、いじめ・虐待・不登校対応をはじめ、児童生徒の様子についての情報共有を週１回、全教職員で行い、病気欠席を除く欠席日数３日目で、教育委員会に情報提供を行うことをシステム化しました。また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等、関係機関を交えてのケース会議を早期に実施し、チーム対応ができる組織体制といたしました。

今後の課題といたしましては、各学校において、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりを推進していくことが重要であると考えております。

次に、「教職員の働き方改革の進捗状況について」でございます。

脳・心疾患等にかかる労災認定基準においては、１ヵ月に概ね100時間、または２ヵ月ないし６ヵ月にわたって１ヵ月平均80時間を超える時間外労働が認められた場合は、業務との関連性が強いと評価できるとされております。

平成30年度における本町の教職員の実態でございますが、昨年度に一度でもこの指標を上回った教職員の割合は、小学校では8.8％、中学校では38.2％でございます。

勤怠管理システム等の導入に対しての現場の声でございますが、校長を通じて聞く話としては、勤怠システムの導入により、自らの勤務時間をシステムにより客観的な指標で振り返ることができるようになったこと、また自動応答電話の導入により、緊急性を除く夜間・休日の電話対応等の事務負担軽減等に繋がっていると聞き及んでおります。

今後の課題につきましては、平成31年４月１日の「労働基準法」の改正により、時間外勤務時間の上限が、原則として月45時間、年360時間となりましたが、本町における平成30年度中の実態としては、多くの教職員が基準を満たせていない状況にございます。

そのためにも、さらなる事務負担軽減とともに、職員の意識改革が求められているものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も学校現場と情報を共有しながら、産業医面談等を活用し、職員の意識改革に取り組むとともに、業務改善等も含め教職員の働き方改革を促進し、さらなる教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　すいません、答弁の修正をお願いいたします。

私、先ほどの「引きこもりの現状は」というようなご質問におきまして、「仕事や学校に行けず家に引きこもり」と申し上げるべきところを「仕事や家庭に行けず」と申し上げたようですので、修正をお願いいたします。また、子育て世代包括支援センターの設置に向けてのご答弁の中で、「政策企画課」と申し上げるべきところを「政策推進課」とご答弁申し上げたようですので、あわせて訂正方、よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

以上でございます。

都市創造部長　恐れ入ります。私、中田議員の大綱質疑の中で、「生産緑地の指定と都市農業保全のところで、最後の段で「また住民・事業者、国や府など」というところが、ちょっと別の答弁が紛れておりましたので、その部分、削除方、どうぞよろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

中田議員　訂正をお願いします。５番目の「財政分析と新庁舎整備」のところで、「前年度と比べ 13.6 ポイントと大幅に上昇」と申し上げるところを、「前年度と比べ 13.6％と大幅に上昇」と言ってしまいましたので、この訂正をお願いいたします。

村上議長　今のは訂正ですね。

中田議員　すいません、質問を続けます。クールチョイスについてです。数値目標を示せないということですね。成果が示しにくいということはわかるんですが、2013 年度比の 26％削減というと、あと 10 年でそれをしようと思うと、今すぐに大きく生活のあり方を変えるぐらいのことが必要な内容だと思います。この点、まだ今年も引き続き取り組んでいることと思いますので、強調というか真剣に取り組んで、その内容がしっかり伝わるような啓発活動に努めていただきたいと思います。

再質問です。保育の質に関してのご答弁をいただいたんですが、主に幼保連携の取り組みについて詳しくお答えいただきましたが、ほかにも大綱質疑の中では保育の質、つまり処遇改善策による人材確保の取り組みや、保育環境の質などに関わる取り組みの質問も行ったと思います。その点について、もう一度伺いたいと思います。

教育こども部長　保育士の処遇改善による人材確保についてでございますが、待機児童問題を解消するためには不可欠でございますし、質の担保にも寄与するものと認識をいたしております。

かねてからの議会の中でもご質問いただいておりますが、全国的な保育士不足が社会問題となる中、本町におきましても新規採用保育士等の臨時給付金や、民間保育園保育士確保促進補助金の各制度によって、町内の保育士確保にも鋭意取り組んでいるところではございますが、さらなる人材確保策等導入の可能性につきまして、施政方針でもその検討するとお答えさせていただいてますが、現在、他団体の現状を調査いたしまして、制度研究を行っておるところでございます。本町に見合う確保策について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中田議員　以上をもって、私の大綱質疑を終わりますが、詳細については各所管委員会において行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

村上議長　以上で、人びと新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後１時 48 分～午後２時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

大久保議員（登壇）　それでは平成 30 年度決算審査を行うにあたり、大阪維新の会を代表して大綱質疑を行います。

本年 10 月より消費税が８％から 10％へと増税される予定であり、日本経済への影響が懸念されるところであります。また、米中貿易戦争、日韓の輸出管理厳格化による対立など、好景気を維持する材料が乏しい状況です。

本町におきましても、扶助費などの社会保障関係経費の増加、公共施設の耐震化等の財源として町債の償還にかかる公債費の増加など、多額の財源が必要となり、より厳しい財政状況が続くと予想されます。このような厳しい財政状況を乗り越えるためには、さらなる行財政改革、主要事業の見直し、広域合併問題の推進を図る必要があると考えますが、お隣の高槻市議会におきまして行政側の答弁から、島本町との広域推進に前向きなご発言があったと聞いております。町長におかれましては、昨年度、どのように広域化を進める努力をされたのか、お伺いをいたします。

以下、通告に従いまして、15 点、質問してまいります。

１点目、「広報に関すること」について。

昨年度のケーブルテレビ、町広報番組『しまもとプラザ』は、町民の方がどれぐらい視聴されているのか、その視聴率がわかればお示しください。また、この広報番組の目的や効果など、どのように分析されているか、伺います。

２点目、「防災に関すること」について。

①近年、大型台風や大地震の被害を想定し、本町も防災行政無線の運用や防災訓練の実施など尽力されているところですが、避難所の老朽化や、整備に問題はありませんか。また、災害を経験した多くの自治体で災害ボランティアの受け入れに問題があったとの

分析を聞きますが、本町の認識と訓練内容について伺います。

②現在、本町における緊急ヘリポートの指定場所が１ヵ所であり、指定場所の拡大をお願いをしましたが、進捗状況をお伺いします。

３点目、「財政に関すること」について。

平成30年度普通会計決算において、実質単年度収支は３億3,977万８千円の大幅赤字となっており、経常収支比率の状況も101.7％と、前年度より13.6％上昇しております。冒頭にも述べましたが、今後、より厳しい財政状況が続く中、本町が計画する主事業の見直し、特に「新庁舎建設基本計画」の見直しが必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

４点目、「民生委員児童委員に関すること」について。

本町の民生委員児童委員の方が担う役割は多岐にわたり、重要であることは、町民の皆様も知るところと思います。しかしながら、高齢化が進む中、民生委員児童委員の担い手不足が懸念されるところです。本町の課題と取り組みをお伺いします。

５点目、「年長者福祉に関すること」について。

高齢化率が上がる中、本町の高齢の方の足となるべく福祉ふれあいバスの運行は、今後も重要な施策と推察いたしますが、その課題と取り組みを伺います。

６点目、「救急医療体制に関すること」について。

救急医療の拠点である大阪府三島救命救急センターの移動計画について、円滑に進めるため関係機関との調整を進められたとのことですが、その内容と進捗状況を伺います。

７点目、「保健衛生に関すること」について。

昨年度、風しんの流行に伴い風しん予防接種費用助成事業が実施されましたが、その成果と、今後の課題をお伺いします。

８点目、「介護保険に関すること」について。

①昨年度、要支援・要介護の認定を受けられている方の中に、サービス内容にごみ出し支援を受けられている方はどれくらいおられますか。また、ごみ出し支援を行ううえでの問題点、課題はございませんか。

②認知症高齢者等見守りネットワークにおける実績や課題等を伺います。

９点目、「道路の維持管理に関すること」について。

厳しい財政の状況下、本町の道路維持管理には狭隘な道路の整備、側溝の蓋など、多くの課題があるものと推察をしますが、当面の課題について伺います。

10点目、「公共下水道事業に関すること」について。

高浜一丁目の整備を実施され、人口普及率約95.7％に達する汚水の供用開始区域の拡大を図られているところですが、残り約 4.3％の整備に関して、課題・整備計画を伺います。

11点目、「学校施設状況に関すること」について。

本町内の小学校・中学校に既存するプールは大変老朽化しており、その維持運営の課題・問題点を伺います。

12 点目、「学校保健・安全に関すること」について。

教職員健康診断実施において、担当部局におかれましては創意工夫をされていることは理解しておりますが、本町の教職員健康診断を実施するうえでの課題・問題点を伺います。

13 点目、「生徒指導上の諸問題に関すること」について。

平成 30 年度のいじめの発生件数は減少傾向にありますが、不登校に関しましては、逆に増加傾向にあるのではないでしょうか。本町の見解を伺います。

14 点目、「青少年健全育成に関すること」について。

平成 30 年度の開設を最後に町立キャンプ場が閉鎖され、その代替場所として淀川河川公園にバーベキュー指定区域を試行的に設置されました。しかしながら、昨年、他の議員からも指摘がありましたが、町内にはまだ尺代などの代替可能な場所があります。自然豊かな本町の利を活かし、キャンプ場やバーベキューなどができる施設整備のお考えはありませんか。

15 点目、消防本部「人事及び組織に関すること」について。

本町にとりまして大切な、火災・救急等災害時に即応できる消防職員が退職されることは、大きな損失であると考えます。平成 30 年度に１名、令和元年に入りましても１名、退職されております。この原因、今後の対策をお伺いします。

また、消防職員の退職防止の一環として人事交流などの手法が有効であり、そのためには消防の広域連携を進める必要があると考えますが、本町の見解を伺うとともに、本町から高槻市へ消防広域連携に関しまして、どのような要望をされ、展望をお持ちか、お伺いします。

以上です。

山田町長　それでは、大阪維新の会を代表されての大久保議員の大綱質疑のうち、冒頭の広域化にかかるご質問について、私からご答弁申し上げます。

昨年度における主な成果といたしましては、観光分野におきまして、両市町が連携・協力し、より効果的に施策を実施することを目的に、高槻市と「観光振興に関する連携協定」を締結させていただきました。また、先ほど議員からご指摘いただきましたように、先般、広域連携のさらなる推進に向けて、行政の様々な分野において意見交換を行っていきたい旨の申し出を高槻市にさせていただいており、今後も、様々な行政課題について議論を行ってまいりたいと考えております。

広域連携は、連携する自治体との相互の信頼関係が極めて重要であるとともに、いずれの団体にとりましても、住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がるものでなければ、その実現は困難でありますが、私といたしましては、引き続き、様々な形で近隣

自治体との連携を目指してまいります。

次に、「財政に関することについて」でございます。

議員ご指摘のとおり、平成30年度は大変厳しい決算となったのみならず、今後につきましても、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づく保育所の整備を速やかに、かつ集中して進めること、また、第三小学校の整備に向けて多くの予算が必要となることなどの要因により、厳しい財政状況が継続することが見込まれております。このような事情に鑑み、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、「島本町新庁舎建設基本計画」に基づく庁舎建替えに向けた設計業務にかかる予算の提出を先送りすることもやむなしとの判断に至りました。

なお、今後につきましては、「島本町新庁舎建設基本計画」にうたった基本理念及び基本方針に基づく新庁舎建設を実施できるよう、財政状況を注視しながら、適切な予算の提出時期を議員の皆様とも協議させていただき、引き続き検討してまいりたいと考えております。

総合政策部長　それでは、総合政策部所管分について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、「広報に関することについて」でございます。

町の広報番組である『しまもとプラザ』につきましては、平成11年から番組制作・放送業務を委託しており、町政やまちづくりにかかる情報提供の手段の一つとして実施しております。

視聴率につきましては、技術上数値は出せないと委託先であるＪ：ＣＯＭから聞き及んでおりますが、視聴可能世帯数としては、平成31年４月１日現在で、町内全世帯の約８割である１万634世帯で番組視聴が可能となっております。また、平成29年度から番組の更新回数と放送回数を減らし、委託費用を半分以下に抑えるなど見直しを行い、現在に至っております。

効果検証の一つとして昨年実施した第五次総合計画策定にかかるアンケートにおきましては、町政やまちづくりにかかる情報の入手手段をお尋ねし、広報しまもとの84.9%に対し、『しまもとプラザ』は11.9%と低い数値となっており、府内の小規模自治体でケーブルテレビの広報番組制作を行っているのは本町のみである現状も踏まえまして、引き続き、費用対効果等について検証してまいりたいと考えております。

私からは､以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「防災」に関する質問のうち、「避難所の老朽化や整備、災害ボランティアの受け入れについて」でございます。

本町の避難所の中核を担う、ふれあいセンターをはじめとする各小中学校の体育館については耐震化が図れているところでございます。昨年の一連の災害におきまして、幸いにして長期間の避難所運営を行うことはございませんでした。しかしながら、避難所

となるべき小学校の体育館において、暴風による窓ガラス破損や、雨漏りの発生により使用できない事態が発生し、代替として学童保育施設を使用したということがございました。また、ふれあいセンターでは空調機器が整備されておりますが、小中学校の体育館においては未整備であるため、気温の状況に応じて施設の管理部局と調整のうえ、空調機器のある学童保育室等を避難所として弾力的に運用したところでございます。

また、北部地震の際には、島本駅及び水無瀬駅の周辺の帰宅困難者に対し、ふれあいセンターへの誘導に加え、第一中学校体育館及び第一幼稚園を避難所として開設し、対応いたしました。この際にふれあいセンターと第一幼稚園においては、通信会社の協力の申し出によりＷｉ－Ｆｉスポットと充電ステーションを設置いただき、多くの方が活用されたところでございます。

なお、自主避難所の受入れ等、多くの避難者を受け入れるふれあいセンターにつきましては、本年３月下旬にＷｉ－Ｆｉ設備の整備が完了したところでございます。

次に「災害ボランティアの受け入れについて」でございます。本町では島本町社会福祉協議会との間で、「災害ボランティアセンターの設置・運用等に関する協定」を平成26年に締結いたしております。この協定によりまして、町災害対策本部、社会福祉協議会のいずれかの申し出により、災害ボランティアセンターが開設されることとなっております。

毎年、社会福祉協議会において災害ボランティア開設訓練が実施されており、本年は６月にふれあいセンターケリヤホールにおいて実施されております。内容といたしましては、昨年の大阪北部地震及び台風第21号に被災し、ボランティアセンターを開設された吹田市の社会福祉協議会の方の講演と、受付事務を想定したロールプレイなどでございます。成果につきましては、平成30年度の訓練内容等でもございましたニーズの掘り起しも含めた運営、全国ネットでの社会福祉協議会の連携などを確認できたところでございます。

引き続き社会福祉協議会と連携のうえ、万一の際に適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「緊急ヘリポートの指定場所の拡大について」でございます。

災害用ヘリポートにつきましては２ヵ所を登録しておりましたが、うち百山の関電グラウンドが宅地開発されたことに伴い廃止し、現在では江川の淀川河川公園内の１ヵ所のみとなっております。新たなヘリポートにつきましては、現在、町内で適性のある土地を選別いたしまして、水無瀬川緑地公園グラウンドを新規登録する方向で内部調整を進めているところでございます。今後につきましても、ヘリポートの指定箇所の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「民生委員児童委員について」でございます。

民生委員児童委員につきましては、「民生委員法」に規定された地方公務員として日々ご活躍されており、主な活動といたしまして、高齢者や障害のある方の福祉に関すること、子育て等の不安に関する様々な相談・支援を行うとともに、最近では、災害発生時に高齢者等の安否確認やひとり親家庭の相談、困窮者家庭の相談等、その業務は年々増加している状況でございます。

また、全国的に委員の高齢化や担い手不足が大きな課題となっており、本町におきましても、平成 31 年４月１日現在、民生委員児童委員の平均年齢が 67.6 歳、定数 57 名に対し欠員が３名となっております。加えて人間関係が希薄化しており、対象となる方やその家庭の事情にどこまで踏み込んでよいのか戸惑うことや、守秘義務があるために、活動上の悩みを相談しにくい状況があることも少なくないと聞き及んでおります。

このため、本町の民生委員児童委員協議会におきましては、定例会の開催時に各種研修会を開催し、民生委員児童委員活動のノウハウの伝達等を行っております。また、本年 12 月には全国で民生委員児童委員の一斉改選が行われることから、できる限り民生委員児童委員の空白地域ができないよう、民生委員児童委員の事務局である健康福祉部におきまして適任者への就任依頼を行っているところであり、民生委員児童委員の皆様への負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、「年長者福祉について」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成 30 年度に福祉ふれあいバス検討プロジェクトチームを立ち上げ、運行目的、対象者のあり方等を検討してまいりました。平成 31 年４月から、運行目的につきましては、これまでの「公共施設の巡回」としていたものを「高齢者等の町内への外出支援」に拡充し、対象者につきましては、これまでの 65 歳以上の方、40 歳から 64 歳の方で介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方、妊婦の方と同伴する就学前の児童、４ヵ月児健康診査受診児とその保護者に加え、新たに「指定難病の特定医療費受給者証をお持ちの方」と「ＢＣＧ集団予防接種の受診児とその保護者」も対象としました。また、これら福祉ふれあいバスの対象者を介助される方につきましても、１名まで一緒に利用できるように拡大しております。

さらに、「停留箇所」につきましては運行ルートの一部見直しを行い、人権文化センターへは、１日２便であったものを１日４便に拡大いたしました。

今後も引き続き、高齢者等の皆様の社会参加を促進し、外出支援となるよう、福祉ふれあいバスの円滑な運行に努めてまいります。

次に、「救急医療体制について」でございます。

大阪府三島救命救急センターの移転につきましては、平成 30 年５月 16 日付けで、学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府並びに高

槻市、茨木市、摂津市及び島本町の間で、「大阪府三島救命救急センター移転に関する基本協定書」を締結し、移転場所は、学校法人大阪医科薬科大学で建て替え検討中の大阪医科大学附属病院の新本館Ａ棟とすること、移転の時期は大阪医科大学附属病院の新本館Ａ棟の完成後の早期に行うこととし、別途協議して決定すること、移転後の大阪府三島救命救急センターの運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とし、大阪医科大学附属病院の救急医療部内に置くこととしております。

平成 30 年度につきましては、「大阪府三島救命救急センターの移転に関する基本協定書」において、今後の協議事項とされた財政支援や特別救急隊事業、高槻島本夜間休日応急診療所のあり方について、検討に向けた課題を整理するため、大阪府及び三市一町の担当者間で打ち合わせと情報共有を行いました。

平成 31 年４月以降も引き続き検討を行い、先日、大阪府三島救命救急センターの移転にかかる大阪府及び三市一町の財政支援の内容や、高槻島本夜間休日応急診療所の移転先の候補地について、一定の方向性が示されたところでございます。

次に、「保健衛生について」でございます。

風しん予防接種費用助成事業につきましては、妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊娠をしている女性の配偶者のうち、風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でない方を対象に、麻しん風しん混合ワクチンまたは風しんワクチンの予防接種にかかる費用を助成するもので、助成上限額は６千円となっております。平成 30 年度につきましては、妊娠を希望する女性 72 人、妊娠を希望する女性の配偶者 14 人、妊娠をしている女性の配偶者９人の合計 95 人に対して予防接種の費用を助成しており、昨年度と比較し、40 人増加しております。

今後も引き続き、広報紙やホームページへの掲載とあわせて、母子健康手帳の交付時や婚姻届出時等にちらしを配布する等、事業の周知・啓発に努めてまいります。

次に、「介護保険」に関するご質問のうち、「要支援・要介護認定者のごみ出し支援について」でございます。

要支援や要介護認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方で、ごみ出し支援を受けられている方の人数については、単身の高齢者等、生活支援が必要な方に対する介護保険サービスの一環としてのごみ出しが個々のケアプランに位置付けられているため、把握はしておりません。課題といたしましては、お住まいの地区のごみ出しの時間に合わせて訪問介護や訪問型サービスのヘルパーを派遣する必要があるため、派遣調整が難しいことなどがございます。

なお、要支援や要介護認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方で、介護保険サービスでのごみ出し対応が難しいケースにつきましては、ケアマネジャーがケアプランを作成する際に、介護保険外のサービスでごみ出しの支援を行っているものを組み合わせることで、本人に必要な支援がきちんとできるように工夫をされているなどの対

応を取っていると聞き及んでおります。

次に、「認知症高齢者等見守りネットワークについて」でございます。

認知症高齢者等見守りネットワークの平成30年度の実績につきましては、ネットワークに登録されている高齢者の方は、平成30年度末時点で43名、協力機関は50ヵ所となっております。平成30年度におきましては、3名の登録者の行方不明事案について、当該ネットワークを通じての捜索依頼を行った事例があり、いずれの方も警察による保護などで無事に発見されております。

今後の課題といたしましては、登録者数の増加に伴い、協力機関数を増やしていくということが必要であり、民間の事業所にも認知症高齢者等の見守りに協力していただける仕組みの構築について引き続き検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「道路の維持管理について」でございます。

道路の維持管理といたしましては、職員による定期的な点検を実施いたしておりますが、本町が管理する道路は、通行量の多い主要な幹線道路だけでなく、ご指摘のような住宅内道路など、狭隘な幅員の路線が多数あります。現在、このような狭隘道路につきましては、点検結果に基づき、必要に応じて部分的な補修を実施しております。また、側溝蓋におきましても、通行量や道路環境を考慮し、緊急性の高い場所から順次補修を実施いたしております。

また、府道につきましても安全面での向上を図るべく、大阪府に対して、本町が実施した狭隘な箇所や危険と思われる箇所の調査結果を報告し、対策を行っていただけるよう、要請を行っているところでございます。

今後も引き続き、道路や側溝など等に起因する事故軽減に向けた整備については、さらなる効果的な対策を講じるとともに、地域の皆様にとって、安全で安心に通行していただけるよう、安全対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「青少年健全育成」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の自然を生かしたバーベキュー施設につきましては、現在、主に冬季だけではございますが、尺代地区にあるアマゴ・マス釣りにおいて、釣りに来られた方がバーベキューを楽しまれるケースがございます。水温が高い夏季においては、アマゴ・マス釣りが困難でありますが、尺代漁業協同組合として、当該地をバーベキュー場として営業される意向がおありならば夏場の活用も可能であると考えており、その可能性についても検討されているとお聞きしております。

なお、実現に向けては、行政としての取り組みではなく、民間事業として尺代地域の合意形成を図ったうえで、事業者が主体的に取り組むべきものであると考えております。町といたしましても、当該事業は地域の活性化に繋がる可能性もあり、組合が事業展開

に向けて具体的な意向を示されるのであれば、他市の事例等も踏まえ、対応可能な範囲で支援をさせていただきたいと考えております。本町といたしましても民間での事業を想定しておりますことから、行政からの声かけではなく、事業を実施される団体からの積極的な事業展開が望ましいと考えております。

なお、事業実施にあたり行政として支援が必要である場合などについては、他市町村の事例等を参考とし、支援のあり方などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　それでは、「公共下水道事業に関することに」ついて、ご答弁申し上げます。

まず初めに、「今後の整備計画について」でございます。

主として、現事業認可区域内で未整備となっております桜井二丁目・三丁目地区及び桜井台地区の面整備を予定しておりますが、ＪＲ島本駅西側地区における土地区画整理事業との関連性があり、同事業の進捗状況も注視しながら、引き続き効率的かつ効果的な整備に努めてまいります。

その後、桜井四丁目・五丁目地区の面整備につきましても計画的な整備に努めてまいりたいと考えておりますが、現在、市街化調整区域であることから、今後の都市計画との整合を図ることや、桜井五丁目地区の整備につきましては高槻市との協議・調整が必要となっております。

今後の課題につきましては、汚水整備には多額の費用が必要であり、その財源として、国の社会資本整備総合交付金の確保が必要となりますが、要望額の確保が困難な状況となってきております。また管渠など、既存の施設の老朽化対策に備え、管渠の改築・更新工事と並行しながら整備区域の拡大を図る必要があり、整備には相当の期間を要するものと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「学校施設状況について」でございます。

本町の小・中学校のプールにつきましては、毎年、保守点検を実施し、維持管理を行っております。近年はろ過機能の低下や、埋設配管からの漏水等、老朽化が著しい第二中学校を平成 28 年度に、第二小学校を平成 29 年度に、それぞれ全面的に改修を行っております。現在の課題といたしましては、老朽化に伴い全面的に改修するための費用でございます。

いずれにいたしましても、今後も現在のプール施設を可能な限り長期の使用に資することができるよう、継続して保守点検を行い、必要な改修を行いながら、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「教職員の定期健康診断について」でございます。

教職員の健康診断における課題についてでございますが、大きな課題というものは認識をいたしておりませんが、実施時期について、多くの教諭から可能な限り学校の授業日外での設定にしてほしいとの要望を受けております。これらの要望を受けて、今年度につきましては、８月に実施をしたところでございます。

いずれにいたしましても、現在でも約96％と高い受診率となっておりますが、今後も教職員や産業医との意見交換を行い、引き続き、受診しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、「生徒指導上の諸問題に関することについて」でございます。

まず、いじめの認知件数についてでございますが、本町におけるいじめの認知件数につきましては、平成30年度は小学校７件、中学校４件と、前年度より小学校で減少、中学校で横ばいの状況でございます。本町といたしましては、件数の多い少ないに関わらず、認知したいじめについて、どう対応したかが重要で、いじめで苦しむ児童・生徒がなくなるように、いじめの解消に向けて取り組んでいくことが重要と認識をいたしております。

次に、不登校児童生徒数についてでございますが、本町における不登校児童生徒数につきましては、平成30年度は小学校10名、中学校16名で、前年より小学校、中学校ともに増加傾向にございます。特に小学校低学年が増加傾向にあり、幼稚園、保育所との連携や、小学校との段差を埋める取り組みが喫緊の課題となっております。

いずれにいたしましても、全ての児童生徒が安心して学べる学校・学級づくりを重要課題と位置づけ、教職員研修の推進と教育相談体制の充実を図っていくことが重要と認識をいたしております。

私からは、以上でございます。

消 防 長　最後に、消防本部「人事及び組織に関することについて」でございます。

消防職員の退職者につきましては、自己都合により退職したものでございます。今後の対策でございますが、消防職員は「住民の生命、身体及び財産を守る」という重大な使命を担うことから、消防業務を遂行するうえで、職責の自覚や仕事に対する意識の向上が重要と考えております。そのためには職場内におけるコミュニケーションが大切であり、これまでと同様に、「報告・連絡・相談」を徹底するとともに、管理職と一般職の壁をなくして、互いを尊重し、日頃からコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

次に、「高槻市との消防の広域連携について」でございます。

現在、高槻市消防本部とは、相互応援協定に基づきまして両市町の消防無線を傍受しており、境界付近や炎上火災の際は、迅速出動体制を維持し、水平連携を図っております。今後も、この連携を維持するとともに、平成31年３月に改訂されました「大阪府消

防広域化推進計画」を踏まえながら、指令台の共同運用や消防の広域化など、さらなる水平連携につきまして研究を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　まず、私の発言の訂正をお願いをいたします。３点目、「財政に関することについて」で発言しました、「13.6%」と申しましたけども、これは「13.6ポイント」の間違いですので、訂正をよろしくお願い申し上げます。

引き続き、大綱ではありますが、１点だけ追加で質問、お願いをします。

「財政に関すること」で町長より答弁をいただきました。これは議員全員と協議するということですので、あまり深くは入りませんけども、財政の負担の平準化が可能な状況となるまで庁舎建て替えに向けた設計業務の予算の提出を先送りするということですけども、これだといつになるのか、目途が立たないわけであります。そして、この「島本町新庁舎建設基本計画」、1,300 万円もかけまして策定されました。これをぜひ活かす必要があるかなと思いますけども、この中の事業手法ですね、３種類提案されてますけども、１番目の従来方式がちょっと難しくなったということであるならば、２項目、３項目、特に財源の不足を理由にされるのであるならば、ＰＦＩ、民間資金等の活用方式、これをぜひとも考えていただきたいと思います……（「決算やで」と呼ぶ者あり）……。ですので、そういったことも考えていただいて、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。早急に議員も含めまして、この問題に取り組むべきと思いますので、お願いに止めまして、終わります。

細部につきましては、各常任委員会で質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

村上議長　以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

東田議員（登壇）　それでは平成30年度決算に対しまして、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

まず最初に、町長はじめ職員の皆様方におかれましては、住民福祉の維持向上に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

平成30年度につきましては、大阪北部地震、７月豪雨、台風21号等の自然災害が発生し、他の自治体では人命が失われ、本町地内においても家屋の被害や土砂崩れ、護岸の崩壊、また多くの倒木などの被害が発生をしました。倒木により道路が通行止めとなり、山間部集落が孤立するなどの事態も発生し、清掃工場については電力の供給が不可能となり、一時、使用が不可能となったため、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づき高槻市にごみ処理を依頼するなど、本町がこれまで経験したことのない事態が多く起こった年となりました。

地震については、予測は不可能であり、交通網がマヒすることにより、職員の皆さん

の参集が遅れ、災害対策本部の設置や情報収集などの初動に影響が出たものであると考えます。本町に限ったことではなく、他の自治体においても同様の課題を抱えていると思いますが、町内在住の職員の数を増やす必要性についてはどのような認識か。

災害対応などにより通常の業務にも影響があったと思いますが、平成30年度に予定していた事業は終えることができたのか、お伺いします。また山間部などにおいては、未だに倒木などが放置されたままとなっており、対策についての検討はどのようにされたのか、お伺いします。

平成30年度の決算においては、経常収支比率が前年度に比べ13.6ポイントと大幅な増となり、101.7%となりました。町民税法人分の減、また普通交付税も減となったことが大きな要因ですが、この傾向は29年度の決算の時点で、すでに想定されていたことだと思います。外的要因が大きな要素となっているのも事実ですが、想定されていた事態に対し、30年度予算執行においてどのように取り組まれたのか、お伺いをします。また、自主財源の確保の重要性は今さら言うまでもありませんが、30年度当初予算審議の際におっしゃった保有資産の利活用などの取り組みや、企業立地の促進についてはどのように取り組まれたのか、お伺いをします。

それでは、以下、12点にわたって質問をいたします。

まず①点目、「人権尊重のまちづくり」について。

近年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」といった人権にかかる個別法が整備され、住民の皆さんへの周知・啓発に努めてこられたことだと思います。住民の皆さんへ法の趣旨を周知・啓発するためには、職員の皆さんも、法律ができた背景や趣旨についても正しく理解されていることが必要であると認識をしていますが、研修などについてはどのように行ってきたのか。また研修などを通じ、理解は深まったのか、見解を伺います。

②「住民参画のまちづくり」について。

本年7月31日に行われた島本町都市計画審議会を経て、8月5日に大阪府都市計画審議会において、ＪＲ島本駅西側地区を含む北部大阪都市計画区域の保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入することが承認されました。

平成30年度においても島本町都市計画審議会が3回にわたり開催され、ＪＲ島本駅西の開発に関しての議論が行われました。議会を含む様々な立場の住民の代表の方で構成される審議会の決定は尊重されるのが当然でありますが、審議会終了後に、町長にくってかかる方がおられたり、委員の方々に対する誹謗中傷なども見受けられ、審議会に対する敬意を感じることはできませんでした。

当初予算審議の中で、「住民の皆様と行政が協働し、適切に役割分担しながら創意工夫を持って、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう努力」すると述べられていますが、町長は状況をどのように捉えているのか、見解を伺います。

③番、「広域連携」について。

本町の清掃工場については、建設後、すでに28年が経過をしており、延命化を図るため、毎年、多額の費用をかけて施設整備を行い、維持管理に努めています。施設の性格上、毎年度多額の費用をかけ維持管理を行うことは本町に限ったことではないと認識をしていますが、新たな施設の建設が事実上不可能である本町の状況を考えると、広域連携の重要性は毎年増しているものであると思います。

この点についての見解を伺うとともに、30年度において行われた広域連携に関する取り組みの成果をお伺いをします。

④番、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」について、お伺いします。

昨年度においても、全国各地において高齢者ドライバーによる交通事故が多く発生し、大きな社会問題となっていると認識をしています。高齢者ドライバーによる交通事故の増加に歯止めをかけるため、運転に自信のなくなった、また運転する機会の少なくなった高齢者の方々が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのための取り組みが求められています。

高齢者の方への外出支援策として、福祉ふれあいバスの運行目的を変更し、ルートの拡充などに取り組んでこられたことを一定の評価をしますが、高齢者運転免許自主返納支援事業を実施されている自治体もございます。このような取り組みも含め、運転免許が自主返納しやすい環境づくりについて、どのような検討をされてきたのか、お伺いをします。

⑤番、「いきいき百歳体操等の実施場所」について。

ますます進む高齢社会の中において、介護予防・健康づくりの推進のため、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操は欠かせない事業であると認識をしています。住み慣れた地域とふれあいながら、いつまでも、いきいきと暮らしていただくための健康づくりと介護予防を図るための場所作りのため、地域拠点の立ち上げの支援や、地域での活動場所の継続確保支援などの取り組みについて、どのように行われたのか、お伺いをします。

⑥番、「安心・安全のまちづくり」について。

「橋梁長寿命化計画」に基づき、各橋りょうの維持補修に努めてこられましたが、入札が不調となり、完了することができなかった事業も見受けられます。安心・安全のまちづくりを進めるためには、計画された事業を完遂することが求められていると思います。要因としては、主要資材における材料費の高騰や人材不足、また設計と実際の状況に乖離が生じているのではないかと感じますが、どうか、見解を伺います。

また、市場価格の変動と積算における価格設定が必ずしも連動していないことも一つの要因ではないかと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

⑦番、「資源ごみ等の持ち去り行為」について、お伺いします。

「廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部を改正し、町や、町から収集または運搬の委託を受けた事業者以外の者が、ごみ集積所から資源ごみ等を無断で持ち去る行為を禁止しましたが、資源ごみ等の持ち去り行為は減少したのか。また、資源ごみ等の持ち去り行為を抑制するための取り組みはどのように行われたのか、お伺いをします。

⑧番、「公園の維持管理」について。

本町地内において、児童公園 61 ヵ所、都市計画公園 6 ヵ所、その他都市公園 5 ヵ所、合計 72 ヵ所の公園が存在をしていますが、維持管理について、お伺いをします。

昨年の決算審査においても質問をしていますが、30 年度において、公園の維持管理の取り組みについては何らかの工夫はされたのか。集団登校の集合場所となっている公園においても雑草が生い茂り、低学年の児童の背丈を越すような状況も見受けられます。公園内においてセアカゴケグモが出たというような相談も受け、注意喚起の貼り紙もしていただいたこともありますが、そもそも雑草が生い茂っているような状況では、セアカゴケグモが発生するのも当たり前ではないかと思いますが、いかがお考えか、見解を伺います。

⑨番、「子どもの貧困対策」について。

子どもの貧困対策について、平成 30 年度当初予算の審議において、子どもの貧困対策についての実態把握の手法を検討すると答弁をいただいていますが、平成 30 年度においての検討状況はどのようなものであったのか、お伺いします。また対象者の早期把握・早期支援策については、どのように取り組まれたのか、あわせてお伺いをいたします。

⑩番、「インターネット上のいじめ」について。

情報化社会の進展により、誰もが多くの情報に触れることができ、発信することもできる時代となって久しいと思います。平成 28 年に公布施行された「ヘイトスピーチ規制法」や「部落差別解消推進法」が施行された背景には、インターネット上で差別を助長するような書き込みや誹謗中傷があり、大きな社会問題であると言えます。

子ども達には、一方的な情報を鵜呑みにせず、真偽を見極め、他者への配慮や思いやりを持った子どもに育って欲しいと願っていますが、情報教育などを通じ、どのように指導をされてこられたのか、お伺いをします。

⑪番、「通学路の安全確保」について。

主要な通学路へ防犯カメラの設置に伴い、29 年度末でしまもと子ども安全メロディーパトロールを廃止しましたが、防犯カメラによる犯罪抑止効果は発揮されたのか、より効果的な運用のための課題等についてはどのように考えているのか、お伺いをします。

⑫番、「消防力の強化」について、お伺いします。

平成 28 年度から、大阪府において検討が進められてきた消防力強化のための勉強会の取りまとめが 30 年度末に行われたと認識をしているが、取りまとめの内容はどのような

ものであったのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

総合政策部長　それでは、コミュニティネットを代表されての東田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、順次ご答弁を申し上げます。

まず、冒頭部分の災害対応についてのご質問のうち、「町内在住の職員の数を増やす必要性等について」でございます。

平成30年度は地震・豪雨・台風と、自然災害が非常に多く発生したところであり、危機管理体制を充実させる観点から、職員が町内または近隣自治体に居住していることが望ましいと認識いたしております。本町では、住居手当において町内在住者を優遇しており、職員の町内在住の促進に努めておりますが、居住移転の自由が憲法で保障され、また「地方公務員法」に基づき、職員の任用は能力実証に基づき実施する必要がありますことからも、強制力を伴うような施策の実施は困難であるものと考えております。

なお、平成30年度の災害に伴う事務事業への影響についてでございますが、やまぶき園の建物が使用不可となり、役場庁舎等での運営を余儀なくされたのをはじめ町立図書館の臨時休業、清掃工場の一時的な稼働停止など、様々な影響がございました。そのほかイベント事業の中止や、災害対応のしわ寄せで通常の業務について時間外に対応する必要が生じるなどの影響もございましたが、職員の努力及び関係各位のご協力により、乗り切ることができたものとの認識を持っております。

次に、「人権尊重のまちづくりについて」でございます。

平成28年度に施行された「人権三法」の職員への周知につきましては、全職員を対象に人権研修を実施しており、平成28年度に「障害者差別解消法」、平成29年度に「部落差別解消推進法」、そして平成30年度に「ヘイトスピーチ解消法」についての研修を行い、基本認識と課題の理解や共有を図っております。研修を受けた受講者の感想の中には、理解できたという感想だけではなく、次のステージにどのように繋げていくのかといった前向きな意見もあり、成果はあったものと認識しております。

今後とも、町職員の研修はもとより、委託事業者などの関係者に対しましても必要な人権研修の機会の確保を求めるなど、町政に携わる者として、住民の皆様の基本的人権を尊重する立場で仕事を進めていくことができる環境整備に努力してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長

続きまして、都市創造部所管分につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「山間部の倒木処理について」でございます。

昨年９月に発生した台風21号により、町内の森林は多くの被害を受けることになりました。この状況を受け、平成30年第４号補正予算にて専決処分させていただいた災害復

旧事業により、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理を実施し、林道や町道を使用し森林の整備に当たられる方が利用可能な状況まで復旧いたしました。しかしながら、奥地の人工林などの倒木処理については、手つかずの状況となっていることから、それらの整備については大きな課題であると考えております。

そういった状況を受け、大阪府が指定されている保安林の整備の中で復旧ができないかなど、昨年度から協議を進めてきた結果、本年度は尺代地区での復旧治山事業・奥地保安林事業、大沢地区での防災林造成事業を実施していただけることとなりました。あわせて、サントリー天然水の森事業においても同様に、山崎地区での復旧について鋭意協議を重ねているところでございます。

また、民有林につきましては、原則的には森林所有者が復旧する責務がありますが、町としては、森林所有者だけで復旧できない森林については保安林の指定やサントリー天然水の森事業への協定についてご案内しております。所有者の方々のご理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

今後の森林整備につきましては、大阪府・サントリーと連携を密にし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、「企業立地の促進について」でございます。

本町が位置する三島地域につきましては、その地域特性として、大学や研究機関等の知的資源が豊富に集積しており、また交通の要衝として古くから発達してきた地域であり、名所・旧跡・文化財も数多く存在しております。特に、本町には優良企業が立地しており、またＪＲ島本駅の開業を機に、より交通の利便性に恵まれた、大阪、京都のベッドタウンとしての地域特性を有する地域であります。

平成23年４月に、企業の立地を促進し経済の活性化を図るため、「島本町企業立地促進条例」を制定し、当条例による奨励措置等につきましても、ホームページ等を活用し周知するなど、新たな企業の誘致を図っているところでございます。しかしながら、町域内においては住宅系の用途地域がその多くを占める中、工業団地等もなく、企業誘致に必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないといった、企業誘致を進めにくい要因があるのも事実でございます。このように厳しい条件ではございますが、企業立地の促進を図るべく、本町にふさわしい制度の見直しも含め、今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、平成30年度の取り組みといたしましては、「都市計画マスタープラン」に従い、百山地区について、地区計画制度を活用し、周辺の住環境や景観の保全に十分配慮しながら住居系用途地域から準工業地域への用途変更を行い、研究機能などの集積を誘導しているところでございます。

次に、「広域連携について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに28年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎

年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。本町の広域化に向けた取り組みといたしまして、北摂地域７市３町で構成する「ごみ処理広域化北大阪ブロック会議」に参画し、意見交換や情報共有を行っております。また、今後、大阪府では「大阪府ごみ処理広域化計画」を更新される予定であり、大阪府をはじめ近隣自治体の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成30年度に実施いたしました精密機能検査では、「現状では十分な処理機能能力を発揮しているが、経年劣化等により補修等が必要な設備・装置等も認められるため、適切な時期に改修を行うとともに、引き続き安定した運転に努める必要がある。」との結果でございました。いずれにいたしましても、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

また、平成30年度において行われた広域連携に関する取り組みの成果といたしましては、本年２月22日に高槻市と「観光振興に関する連携協定」を締結させていただいたことがあげられます。本協定に基づき、様々な事業での連携に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「高齢者運転免許自主返納サポート制度について」でございます。

議員ご指摘のとおり、全国的に高齢者ドライバーによる事故が増加傾向となっております。大阪府が事務局である大阪府交通対策協議会では、高齢者の交通事故を減少させるため、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」を創設し、運転に自信のない高齢者や運転する機会の少ない高齢者の方が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを行っておられます。本町といたしましては、これまでも高槻警察署と連携し、運転者安全講習会や街頭啓発活動、高齢者向けの交通安全教室の際に本制度の周知を図っており、今後も引き続き、高齢者ドライバーに対しまして啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「安全・安心なまちづくりについて」でございます。

議員ご指摘のとおり、昨年度、一部の橋梁事業につきましては、数回入札を実施いたしましたが、いずれも全者が辞退したことにより不調となり、契約手続きに至らない事案がございました。業者からの聞き取りなどによると、不調となった原因につきましては、現地に配置される技術者不足によることが原因であると認識しております。

これまでも積算にあたっては、材料費や労務費の根拠について適正に行ってまいりましたが、今後、事業が円滑に実施できるよう、改めて大阪府の積算基準はもとより発注時期や材料費並びに労務費等の積算にかかる適正な根拠の物価調査を行うとともに、今後も引き続き、公平、公正な事務手続きに努めてまいりたいと考えております。

次に、「資源ごみ等の持ち去り行為について」でございます。

資源ごみの持ち去り行為に罰則を定めた「廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部改正につきましては、平成30年３月30日に改正し、７月１日付けで施行したところでございます。その後の持ち去り行為の状況でございますが、平成30年度の新聞類や不燃等ごみの収集量が例年と比較して大幅に増加していることから、持ち去り行為は減少しているものと考えております。

なお、資源ごみの持ち去り行為を抑制するための取り組みといたしましては、各ごみ集積所に、持ち去り行為に罰則規定を設けた旨を表示いたしました。また条例施行前後に、新聞類や不燃等ごみの収集日の早朝に職員が巡回し、持ち去り行為を行っている者などには、以後に行為を発見した場合に罰則規定がある旨を記載したチラシを配布するとともに、その後も定期的なパトロールを実施しているものでございます。

次に、「公園の維持管理について」でございます。

本町が管理しております都市公園や児童公園につきましては、日常的な維持管理といたしまして、専門技術者による遊具の点検をはじめ高木剪定や草刈等の美化作業を実施しております。議員ご指摘のとおり、夏場の繁忙期におきましては、樹木の葉や草が生い茂っておりますことから、定期的な草刈りや剪定を実施しております。また、日常的に行っております本町の美化作業員による作業や、シルバー人材センターへの委託により実施しております除草業務に加え、夏期には他の事業者による作業も追加して実施している状況でございます。

しかしながら、猛暑、悪天候、スケジュールの変更により、美化作業が遅れ、公園内の草が生い茂り、公園をご利用される地域の皆様に、ご不便をおかけしている現状もございます。そのため、住民の皆様からいただいた除草のご要望を受けたもののうち、安全上早急に対応が必要なものにつきましては、随時柔軟に対応を行っておりますが、今後とも、効果的かつ円滑な美化作業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「予算執行の取り組みについて」でございます。

平成30年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支は黒字を確保したものの、経常収支比率が前年度よりも13.6ポイント増加し、101.7％となるなど、厳しい財政状況となっております。この主な要因は、平成29年度町民税法人分が大幅に増額となったことから平成30年度の普通交付税が減額となったこと、また、平成30年度の町民税法人分についても減額となったことなどにより、経常の一般財源収入が大幅に減額となったことによるものでございます。

このような状況のもと、平成30年度の財政運営にあたりましては、国の補正予算を活用するなど、積極的な特定財源の確保に努めたところでございます。具体的には、第三

小学校の耐震化事業について、令和元年度に予定していた事業を国庫補助金の採択を受けるため、前倒しして事業を進めるとともに、中学校特別教室の空調機器設置事業につきましても、国庫補助金を確保し、繰越事業として対応したものでございます。その他の施策事業につきましても、国庫補助金の確保に努めるとともに、規模の大きい普通建設事業に対しましては、交付税措置のある町債を優先して発行するなど、基金の取り崩しの縮減に努めたところでございます。

今後におきましても、引き続き積極的に特定財源を確保するなど、財政の収支改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、「保有資産の利活用について」でございます。

公有財産のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点から、これまでも売却を進めてまいりました。平成30年度の遊休地の売却状況につきましては、広瀬二丁目地内旧駐車場用地及び水無瀬二丁目地内旧水路用地について、売却いたしました。

今後におきましても、公共施設の耐震化等、様々な課題が山積している中で、それらの財源を確保するためにも、遊休地につきましては売却を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「いきいき百歳体操等の実施場所について」でございます。

いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操につきましては、本町における高齢者の介護予防と健康づくりの推進のための代表的な取り組みとして、地域代表者やいきいき百歳体操のサポーターの方々を中心に、平成30年度末現在で、いきいき百歳体操は40ヵ所、かみかみ百歳体操は37ヵ所の地域拠点において、自主的な運営により活動していただいているところでございます。

本町といたしましては、新たに地域拠点を立ち上げる際には、いきいき健康課及び地域包括支援センターの保健師による技術的な支援を実施するほか、地域での定期的な活動場所を継続して確保していくために、施設を管理している団体等へ協力をお願いするなどの間接的な支援を実施しているところでございます。

今後につきましても、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操の地域での活動の拡大と、継続しての実施を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行ってまいります。

次に、「子どもの貧困対策について」でございます。

大阪府が平成28年度に実施いたしました「子どもの生活に関する実態調査」におきまして、生活困窮度の高い層の５割が母子世帯であるとの結果が出ております。本町では、平成30年度におきまして、ひとり親家庭の支援施策等を示す「第３期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」が平成31年度末に最終年度を迎えることから、第４期計画の策定に

向け、アンケート調査の内容を精査するとともに、予算確保をはじめとした準備を行いました。本年８月には、「第４期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に向け、ひとり親や寡婦の方々を対象としたアンケート調査を実施しており、世帯の収入や生活についての実感、悩み等の質問項目もありますことから、実態の把握につながるものと考えております。

また、子どもの貧困対策に特化したものではございませんが、生活困窮者自立支援制度のチラシの全戸配布や、広報しまもと、ホームページにより、相談窓口や制度の周知を図っているほか、子育て・福祉・人権の担当部署との連携を図るための庁内会議におきまして、生活困窮者自立支援相談窓口へのつなぎ方を示したマニュアルを配布することなどにより、対象者の早期把握・早期支援に努めたところでございます。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

「インターネット上のいじめについて」でございます。

まず、「いじめ」の定義でございますが、平成25年度に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「児童生徒に対して一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものも含まれます）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定をされております。

近年、子どもたちに最も身近なインターネット端末によるいじめ事象が増加をしております。特に、携帯電話やパソコンの小さな画面から世界中にリンクしていることを理解しないまま、何気なく書き込んだ個人情報や、悪気のないつもりで書き込んだ掲示板等が問題となっております。情報発信をする場合は、情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性もあること等、自らの行動について考えさせる学習活動が必要であると考えております。実際の学校現場での情報教育といたしましては、児童生徒向けや保護者向けの授業や研修を実施し、インターネットなどの危険性について、各学年の発達段階に応じた情報モラル教育を実施いたしております。

内容といたしましては、情報化社会の進展により、誰もが多くの情報に触れるだけでなく発信することもできるため、それら発信された情報を見極め、理解・活用する能力を身につけることと、危険性だけでなく、発信する側として、また受け手側としてのモラルについても学ぶよう指導いたしております。また相手の立場に立ち、相手を思いやる行動こそが、社会生活を行う上で大切であるということを、しっかりと伝えてまいりたいと考えております。

次に、「通学路の安全確保について」でございます。

通学路における防犯カメラによる犯罪抑止効果といたしましては、大きな事件・事故に発展していない現状からも、一定の効果があるものと認識いたしております。より効果的な運用の課題等といたしましては、通学路を網羅できるように台数増設も一つの方法ですが、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていくことが、より効率的・効果的な取組であるものと考えております。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」も重要と言われております。

本町におきましても、各学校だよりや広報、ホームページ等で、この「ながら見守り」の充実について周知啓発を行い、見守りの担い手の裾野を広げ、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に繋げてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

消 防 長　「消防力の強化について」でございます。

大阪府におきまして、平成28年度から今後の大阪の消防力の強化に向けた課題や解決方策等につきまして検討を行うべく、「消防力強化のための勉強会」を立ち上げ、勉強会の検討結果を踏まえまして、平成31年３月に「大阪府消防広域化推進計画」を改訂されました。「大阪府消防広域化推進計画」につきましては、府内の消防の現況と動向、消防の将来見通しと課題、消防広域化の必要性と課題、広域化対象市町村とその組み合わせ等を取りまとめております。

大阪府としての広域化の方向性といたしましては、「府内消防の一元化（１ブロック）を将来像とされ、各自治体の合意を得ながら、段階的に進めて行くこととされております。また、概ね10年後までに広域化すべき組み合わせとして、府内を８ブロックの消防本部と設定され、本町は北部ブロック（北摂７市３町）に位置付けられております。

なお、今申し上げました１ブロックや８ブロック以外につきましても、関係市町村の合意のもとに組み合わせを提案し、広域化の推進が適当と認められた場合には、広域化を実施することは可能でございます。本町といたしましても、今後の方向性等を検討する必要があるものと認識をしておりますが、府内各消防本部の動向を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

山田町長　それでは最後に、「住民参画のまちづくり」についてのご質問に、私からご答弁を申しあげます。

私は就任以来、住民と行政が互いに顔の見える、この小さな自治体の良さを生かし、住民の皆様との対話に努めるとともに、多様性が尊重され、性別や年齢等にかかわりなくいきいきと活躍できる地域社会を目指して取り組んでまいりました。各種審議会においては、多くの場合、町内の各種団体からの選出や、公募などにより住民の皆様にも委員としてご参画いただいております。これは町政の各分野における計画策定などの重要

施策に対し、学識経験者だけでなく、様々な立場の住民の方々からご意見を頂戴し、より良い形で施策の立案等に繋げたいとの趣旨によるものでございます。

執行機関といたしましては、参画いただく委員の皆様に敬意を表することは当然のことながら、附属機関から答申・報告等をいただいた事項を尊重して施策を推進する必要があるものと考えておりますし、各審議会におかれましても、相互の尊重を基本に、それぞれのご活動やご経験などを通じて、自由闊達に審議をしていただきたいと考えております。そのような中、都市計画審議会で審議いただきましたＪＲ島本駅西地区のまちづくりに関しましては、住民の皆様の関心が高く、また反対の意向をお持ちの方もおられることなどを背景といたしまして、一部ではありますが、相手を傷つけるような言動が見られたことは、私自身も非常に残念に思っております。

議員のご質問にもありますとおり、私といたしましては、引き続き住民の皆様と行政が協働し、適切に役割分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう、精一杯努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　大綱質疑でございますので、あんまり細かいことを言うつもりはございませんが、まず、「インターネット上のいじめについて」ですけども、このインターネット上のいじめ、今、いろんな方が情報発信できるし、情報を取ることができる、いろんな情報に触れますよね。いじめについても、子ども達だけの発信でもなくて、子ども達、大人が発信した情報も見ることもあるんですよ。それがインターネット上にこだわらず、紙媒体でもそうですし、相手の立場も考えずに自分の一方的な意見表明して、相手が傷つくということを考えないような情報も多分に発信されていると思います。私、そんなのを子どもにまねして欲しくないんですよ。島本町で育つ子どもたちには、やっぱり相手のことを思いやって、ここまで言ったらかわいそうかなとか、これは言い過ぎかなとか、尊重するというようなことを、そういう子どもに育って欲しいと思ってますので、このあたりについては委員会の中でしっかりとまた話をさせていただきたいとは思ってますので、よろしくお願いをしておきます。

それと、「住民参画のまちづくり」についてでございますけども、残念だったというのは町長ご答弁いただきましたけど、私も全く同感でございます。また執行機関として附属機関に敬意を払うのは、これは当然だとは思うんですけども、審議会には学識経験者だけではなくて、あらゆる立場の方の住民の方が出席していただいております。また、公募の委員の方も住民の代表として出席していただいていると思うんですよ。その中に町長が、いろんなことを諮問機関としてお願いをしているというような立ち位置であると思います。住民を代表して審議していただいているという審議会に対しては、住民の方にも敬意を払っていただくというのが当然であると思うんですけども、町長の見解はいかがですかね。

山田町長　審議会においては、学識経験者だけではなく町内の各種団体からの選出や、公募などにより住民の皆様にも委員としてご参画をいただいております。各委員の所属する組織や過去のご経験などにより、ご意見や考え方なども様々であろうとは思いますが、住民を代表して議論していただいているものと認識をいたしております。そのような審議会の位置づけを踏まえますと、審議内容や結果等に対する賛否等もあろうとは存じますが、住民の皆様も含めまして、敬意を持って接していただきたいと思っております。

以上でございます……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

東田議員　町長、おっしゃるとおりだと思います。どこまで行っても、やっぱりまちづくりの方向性というのは、町長も私も結局、顔の近いまちづくり、小さなまちづくりの良さを活かして、みんながにこやかな顔して、前向いてまちづくりできるって、そういうの理想やと思うんですけどね。どうも、その点に関しては、たぶん一緒やと思うんですよ、僕も町長も。

それで、昨年度の感想を一言で言わせていただきますと、当然、災害等も多く発生しましたし、その対応とか大変やったし、今年についても何が起こるかわからないし、いつも備えておかなければならないというふうには思うんですけども、一言で言いますと、どうもギスギスした１年だったなと。私、この町に生まれてもうすぐ 50 年になりますけども、こんなの見たことがない。私、当然、いろんな方ともお話しさせていただきますし、一緒のこと言う人、多いですよ。何やこれは、と。

それで都計審におきましても、私、昨年、都市計画審議会の委員でしたけど、私のもとにもいろいろ苦情届きました。私、議員ですから、そういうのも別にかまいませんし、その都度その都度、選挙で選ばれる立場でございますし、そのぐらいの覚悟はしております。しかしながら、一般の委員さんとかにしたら、やっぱり、ああいうのを送ってこられたりしたら、気分害される方も当然おられました。「慎重審議を求めます」、慎重審議、当然みんな自分の責任のもとにおいて慎重審議するつもりで挑んでますよね。それとまた、それをプレッシャーに感じはる人も多くおられました。何かすごい責任を感じて、すごい圧力を感じているような、重くのしかかるような。そんな状況でね、審議会で自由闊達な意見出せるのかというふうには思いますよね。反対の意見もあって当たり前なんですよ、これは。賛成の意見も反対の意見も当然ございますし、それは誰も否定できない……（「大綱です」他、議場内私語多し）……。その反対の意見、決して賛成してない方の中でも、署名活動、一方的な署名活動には違和感覚えるというふうな意見表明された方もございました……（「休憩を」と呼ぶ者あり）……。

そのような中でね、「敬意を持って接していただきたいと思います。」というのはいいんですけども、敬意を持って接していただくために、町長、去年、何したんですか。

山田町長　審議会等々におきまして、敬意を持って接していただくというところでございますけれども、我々といたしましては、できる限り皆様にご理解をいただけるように情報

発信、それから意見聴取に努めてきたところでございます。

以上でございます。

村上議長　以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 26 分～午後３時 40 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこれをもって延会とし、明日９月６日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日９月６日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（　午後３時 41 分　延会　）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第６１号議案　島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について
第６２号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
第６３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）
第６４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第６５号議案　令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第６６号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
第６７号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）
第６８号議案　令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）
第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　４　号

令 和 元 年 ９ 月 ６ 日（金）

島本町議会９月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　令和元年９月６日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢	上下水道部工務課長	梅若　英夫

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第４号

令和元年９月６日（金）午前１０時開議

日程第１　第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算

第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算

第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算

第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算

第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算

第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算

第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成30年度島本町水道事業会計決算までの13件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、自由民主クラブの発言を許します。

福嶋議員（登壇）　改めまして、おはようございます。それでは、平成30年度歳入歳出決算に対し、自由民主クラブを代表し、福嶋保雄が大綱質疑を行います。

実質、町長の初めての通年事業内容の立案、予算編成が行われたのが平成30年度予算でした。

平成30年度の予算審議では、過半数の議員が、町長の選挙公約と施政方針や予算編成内容に差異があるのではないか、しっかりと時間軸を守った執行が行われるのかなど、予算審議を継続することへの懸念点があることから、議場から一旦退出。議長、議運委員長の町との調整により、議会出席議員全員が、町長から「種々ご意見いただいた予算案、施政方針はトップとして提出、執行にあたってはしっかり実行していく」とのご決意をお聞かせいただくことができ、その後、議場に戻り、審議を継続し、平成30年度一般会計予算案は出席議員全員賛成で可決されました。

今回の平成30年度決算の大綱質疑においては、まず、町長が計画されたことが、しっかり計画どおりに執行することができたのか、どのような課題があったのか、課題解決にあたりどのように考え、計画修正・執行されたのかなど、町長ご自身の評価、認識についてお尋ねした後、実施事業について大綱的な質問をしたいと思います。

まず最初に、平成30年度事業評価について、町長にお尋ねいたします。

・まず町長は、平成30年度事業全体をどのように把握され、評価され、その評価結果を職員の方と共有されているのか、お教えください。

・課題があったと思われている事業はどのような事業であったのか、お示しください。

・当初計画していた事業で、年度中に中止された事業、大きく遅延している事業について、その理由をお示しください。

・人件費や消耗品等の事務費のみの事業はどのようなものがあり、その成果はどうだったのか、お示しください。

・実施された事業で、町長が、これはもっとこうしたらよかったなあと思われている事業テーマ名と思いをお教えください。

・また、過去から計画があり、それを実行した事業や、「しまもトーク」「保育緊急

事態宣言」を除く事業で、町長が特に力を入れて実施した事業があれば、その評価を。また実施したかったが実現できなかった事業について、その理由をお示しください。

２番目に、リスク対応について、町長にお尋ねします。

平成30年度２月頃に、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）上にある公用メール文書流出という大きなリスク案件が発覚しました。町長は原因究明、対策、再発防止を図られるとのことでありました。各々について、その状況をお教えください。

３番目に、町の施策・考え方の住民へのタイムリーな周知について、町長にお尋ねいたします。

ＪＲ駅西都市計画や第三小学校問題などに代表されますが、町内で配布されているビラや、ネット上で「計画は先延ばしに」「三小敷地（プール等）が削られるのか？」など、一部だけの情報を使ったメッセージなど、日に日に多く見られるようになってきておりました。住民の方の中には、内容を鵜呑みにしたり、町の過去の説明から何かが変わったんだと思ったり、おかしいなと不安に感じている人が多くおられました。

・行政は、町民の生命と財産を守り、安全・安心に暮らしていただける環境を作っていく必要があったと考えるのですが、町長はいかがお考えでしょうか。

・ビラを読んだ住民は不安に思っているのです。町民が、町の事業・方針を理解、信じ、不安な状況にならないような積極的な情報提供の必要があったと考えるのですが、町長のお考えをお教えください。

・また、適切な時期に、適切な町の考え方や情報の提供を図るために何らかの手を打たれたのであれば、いつ、どのような指示を出し、どのように対応を図ってこられたのか、お教えください。

４番目に、施策立案時点での意見聴取について、町長にお尋ねいたします。

町民の生活に大きく影響を与える施策について、施策公表直前に初めて知ることが多くあります。特に重要な施策については、計画修正ができる段階で、附属機関等や町民の代表である議会に打診し、大きな疑義や課題を少しでも減らした事業案を立案することで、事業の質をより高くする必要があると考えています。

議会への発議の直前で打診・報告が行われた場合、意見反映が困難なため、事業の質が高くなることには繋がらず、実施段階で課題が多発する、下手をすると事業が実施できないなどの結果に繋がると考えます。町長は、いかがお考えでしょうか。

例えば、「保育基盤整備加速化方針」は、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震をきっかけに検討を始めたとのことでありますが、11月28日の子ども・子育て会議において、また翌日29日の総合教育会議において各々検討され、11月付けで「保育基盤整備加速化方針」を発表、12月議会冒頭、「保育緊急事態宣言」「保育基盤整備加速化方針」等について行政報告がなされる状況でした。内容は、第四保育所のふれあいセンターへの移設及び新築、多くの住民の生活へ影響を与える案件、億円をこえる投資案

件が盛り込まれていました。

・また、「保育基盤整備加速化方針」を大変短期間で立案するために、様々な判断・調整時間の確保が必要で、より質の高い事業案を立案するため、大きな業務日程管理などが必要だったと考えるのですが、町長はどのような指示をして立案に至ったのか、お教えください。

５番目に、庁舎耐震化について､町長にお尋ねします。

庁舎耐震化についてですが、平成 29 年に改めて役場庁舎耐震化検討を行われ、報告書としてまとめられました。その内容を踏まえ、平成 30 年度４月に「島本町役場庁舎耐震化方針」を発表され、あわせて緊急防災・減災事業の平成 32 年度までを意識しながら、繰越明許を行い、平成 33 年度には新庁舎完成、供用開始という計画のもと、６月議会で一般会計補正予算（第１号）の中で、新庁舎建設基本計画策定等業務の補正予算 1,382 万４千円を上程されました。

しかしながら、本年２月時点で事業の内容、そして重要性に鑑み、パブリックコメントを実施したい、それに対する回答の作成期間、精査をする時間を頂戴したいということで繰越が上程され、本年６月まで完了が遅延し、供用開始予定が１年以上遅れた令和４年度末（平成 34 年度末）の予定になっておりました。

今回、パブリックコメントを計画に追加され、完了日程が年度越えとなったわけですが、お約束であった年度内にどのように間に合わせようとしたのか、どのような経緯で約束の供用開始日程が遅れることになったのか。事業日程を変更なく推進していくとお約束いただいた町長の立場から、お考えをご説明ください。

６番目に、予算や事業検討時の考慮事項について、町長にお尋ねいたします。

予算、補正予算等の議会への上程や新規事業を検討される場合、どのようなことを検討して実行に移されるのか。町長の立場からのお考えをお教えください。

７番目に、企業流出防止・誘致について、町長にお尋ねします。

島本町に工場を有する大手企業が平成 28 年移転方針を出され､我が会派議員も多く質疑させていただきました。移転が行われた場合、法人税収入が数 10％減少する大きなリスク案件でしたが、当該企業より平成 29 年、方針が撤回されたため、企業流出、島本町の歳入減の課題が回避され、事なきを得ました。

平成 30 年度は、この経験を活かした活動を行われたのか、お尋ねいたします。具体的には、企業流出の予防はどのようなことを行い、新規企業の島本町への進出打診への扱いはどう行ったのか、どのような誘致活動を行ったのか、お教えください。

また、本町の持続的発展と魅力的なまちづくりを進めていくためにも、着実な行財政改革を遂行するとともに、「歳入の確保」「財源の創出」が必要と考えますが、町長のお考えと、平成 30 年度の町長としての取り組みについて、お示しください。

８番目に、受動喫煙防止と喫煙者への配慮について、町長にお尋ねします。

平成 30 年７月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和２年４月１日に全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへと変わります。改正趣旨の基本的な考え方は３点、望まない受動喫煙をなくす、受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者等に特に配慮する、施設の類型・場所ごとに対策を実施する、の３点です。

島本町では、平成 30 年 12 月１日に公共施設の建物内を禁煙に、学校や子ども達の施設、庁舎などを敷地内禁煙にと、禁煙範囲・対象を拡げられたようですが、喫煙者の立場に立った配慮について、町長はどのような検討をするよう指示を出されたのか、どのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

９番目に、広域行政・観光事業について、町長にお尋ねいたします。

島本町は、高槻市と観光振興に関する連携協定を２月に締結されましたが、どのように進められ、結果として、どのような状態を、いつ頃実現したいと思い、連携協定を締結されたのか。町長の思いをお教えください。

10 番目に、下水道公営企業会計について、町長にお尋ねします。

平成 31 年度より下水道会計を公営企業会計へ移行され、その予算編成を平成 30 年度に実施されました。公営企業会計は、原則独立採算制とされております。町長は、移行に向けてどのような検討、判断を行ったのか、検討時期と内容についてお尋ねします。

引き続いて、実施事業について大綱的な質問をさせていただきます。

11 番目の質問、「財源確保について」です。

平成 30 年度決算の経常収支比率は 101.7％と、前年より 13.6 ポイント、大幅に上昇し、財政は厳しい状況になっています。

当町の人口は流入により増加の傾向でありますが、いずれは全国的な傾向と同様に少子高齢化等により生産人口が減少し、本町の税収が増加するとはなかなか思えません。また加えて、扶助費の増加や雨水水路整備工事、公共施設の耐震化工事等、巨額な費用を必要とする中で、安定的な住民サービスを維持するためにも財源確保は必要不可欠であります。平成 30 年度は、どのような施策を推進されたのか、その費用対効果について伺います。

また、公有財産のうち、遊休地で売却可能な土地については自主財源の確保に繋がるものです。平成 30 年度の遊休地の売却状況と課題について伺うとともに、売却可能な町所有地にはどのようなものがあるのかも伺います。

12 番目の質問、「清掃工場について」です。

建設後 28 年が経過した清掃工場は、毎年、多額の補修費がかかり、本来なら建て替えの検討時期に来ているのですが、町単独での建設は財政面と環境面から不可能に近い状況と考えております。平成 30 年度の施策を伺うとともに、今後の清掃工場のあり方について、お伺いいたします。

13 番目の質問、「衛生化学処理場について」です。

我が会派として、広域行政を強く指摘、要望してまいり、協力会派の皆様とともに高槻市の皆様のご理解をいただき、広域事業として進められてきましたが、最終局面である撤去工事等について課題もありました。反省点や、今後の変動があることなど、お伺いいたします。

14 番目の質問です。「公共施設の整備」について、お伺いいたします。

本町では、昭和 50 年前後に建設された多くの公共施設で老朽化が進んでおり、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えております。島本町においては、「公共施設総合管理計画」に基づき着手されていると考えております。平成 30 年度までの進捗状況と、今後の中長期的な課題について、お伺いいたします。

15 番目の質問、「森林保全について」です。

全町の森林面積のほとんどが民間所有地であり、高齢化や担い手不足により整備が十分進んでおらず、森林整備を推進することが減災にも繋がるものと考えます。平成 30 年度、森林保全に関する施策について実績を伺うとともに、課題についてもお伺いいたします。

16 番目の質問、「災害対策について」です。

平成 30 年度は、６月の大阪北部地震、７月の豪雨、９月の台風第 21 号等、多くの自然災害が発生し、本町においても家屋や公共施設、道路、山林などにおいて被害が発生し、職員が災害対策に配備されました。また、山林においては多くの爪痕が現在も残っており、復旧には至っておりません。地震や大雨に対する防災・減災対策等の実施状況と課題について、お伺いいたします。

17 番目の質問、「健康増進について」。

少子高齢化が叫ばれる中、健康な生活と長寿を享受できる長寿命社会の実現が求められています。高齢になっても心身の障害がなく、いつまでも自立した幸せな社会生活を送ることが望ましいと考えられますが、それを支える道路整備、公共交通整備、健康・医療との連携や、就労、介護や孫の世話、ボランティア活動、相互扶助、ご自身の健康管理など、高齢者の社会活動の環境整備など、平成 30 年度の施策実績を伺うとともに課題についても伺います。

18 番目の質問、「消防について」。

近年、消防の役割は、火災や救急以外に台風、地震、大雨に対する対応が増加傾向にあり、重要な役割を担っています。平成 30 年度の消防団を含めた出動状況や、施設・備品等の整備状況を伺うとともに課題についてもお伺いいたします。

19 番目の質問、「水道事業について」です。

水道事業については、住民に安全・安心な飲み水等を供給する事業で、生きていくうえでなくてはならない、災害時においても重要なライフラインです。「島本町地域水道

ビジョン」に基づいた老朽配水管の布設替え状況、配水施設や配水管等の耐震対策状況を伺うとともに、「水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況もお伺いいたします。

20番目の質問、「下水道事業について」です。

「公共下水道事業財政健全化計画」の推進状況を伺うとともに、平成30年度の下水道計画上の整備等、進捗状況を伺います。

以上、大綱質疑1から10については町長ご自身の評価、認識について、ご本人よりご答弁をお願いいたします。また11から20については、まず担当部署からのご答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

山田町長　それでは、自由民主クラブを代表されての福嶋議員の大綱質疑に、まず私からご答弁を申し上げます。

最初に、「平成30年度事業評価について」でございます。

まず、事業の把握等についてでございますが、主要な施策・事業については、毎年度当初、部局ごとに主要課題を整理して庁内で共有しており、その進捗等につきましても、各部局からの報告やヒアリング等により把握に努めているところでございます。

なお、その成果等につきましては、各行政計画の年次報告書や「事務事業成果報告書」等により、職員とも共有しているところでございます。

次に、課題があった事業、中止・遅延した事業についてでございますが、平成30年度は災害の被害を受け、一部の施設において使用停止や臨時休館を余儀なくされるなどの課題が生じたほか、やむを得ず中止したイベント事業もございました。また町立キャンプ場につきましては、平成30年度の開設を最後に閉鎖する方針をお示ししておりましたが、ツキノワグマの目撃情報が相次ぎ、最終年度の開設がかなわなかったことは残念でございました。

なお、計画策定やシステム改修、工事など、一部の事業については平成31年度に繰越をさせていただいております。

次に、人件費や事務費のみの事業については、相談支援、啓発・イベント事業などで数多くございますが、それらの主要な成果につきましても、「事務事業成果報告書」にまとめさせていただいているとおりでございます。

次に、以前からの計画に基づき実行した事業につきましては、一例として、障害者地域生活支援拠点施設の整備があげられますが、本事業は、やまぶき園の老朽化という長年の課題に対応し、また関係各位のご協力も賜り、ようやく実現に至ったところであり、私といたしましても感慨深いものがございます。

次に、「しまもトーク」や保育関連以外で、私が特に力を入れて実施した事業につきましては、施政方針でもお示ししている事業が主な事業ですが、その中でも総合計画の策定に向けた取り組みや、商店街サミットなどがございます。いずれの事業も、職員や関係者の皆さまのご理解とご協力を得て、取り組んでまいったところでございます。

続きまして、「リスク対応について」でございます。

本年３月２日に新聞に掲載された記事内容により、本町が公用で使用しているメールの内容が、何者かによって流出されたと思われる事案が発覚いたしました。職員に対しましては、島本町情報セキュリティポリシーを遵守するようあらためて通知し、不正アクセス被害の予防・対策を徹底するとともに、原因につきましては、大阪府警に捜査協力を求め、調査を進めているところでございます。

次に、「町施策・考え方のタイムリーな周知について」でございます。

私としても、町の事業や方針につきましては、適切な時期にかつ正確に情報を伝えることが必要であると認識いたしており、就任当初から、適切に情報共有や意見交換などを行いながら、協働のまちづくりを推進するよう努めてまいりました。

とりわけＪＲ島本駅西側の都市計画、保育所の待機児童問題、第四保育所及び第三小学校の耐震化など住民の関心が高い案件につきましては、広報誌、ホームページ、タウンミーティング並びに説明会などを行い、より丁寧に周知を図ってきたところでございます。私といたしましても住民の皆様との対話を重視しており、積極的に説明の場に出席してまいりましたが、議員ご指摘のとおり、情報が正確に伝わっていないと感じる点もございましたので、行政としての説明責任を果たすべく、適切な時期かつ正確に、様々な手法を用いて情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、「施策立案時の意見聴取について」でございます。

ご質問にあります「事業の質をより高くするために、立案時点で関係者の意見聴取を行う必要性」につきましては、私も十分認識をいたしております。

「保育基盤整備加速化方針」については、かねてから待機児童対策を進める中で、昨年６月の大阪府北部地震を受け、安全確保の観点から、第四保育所の耐震化を加速化させる必要性を認識し、同年７月に実施したタウンミーティングでの意見交換や、８月に開催した子ども・子育て会議でのご意見なども踏まえ、具体的な安全対策を早急に進めるべく教育委員会において検討を進めてきたものです。そして、同年 10 月下旬には、第四保育所耐震化に伴う今後の対応について保護者の皆様にお知らせし、11 月中旬に実施いたしました保護者並びに臨時職員への意向調査結果も踏まえ、関係部局との協議を経て、これまで推進してきた施設整備と第四保育所の耐震対応、今後の人口推移の展望などを総合的に勘案し、待機児童解消に向けた具体的な方針としてお示しさせていただいたものでございます。

策定時には、子ども・子育て会議及び総合教育会議において報告と意見交換を行っており、議員の皆様にも、関連議案の審議をはじめといたしまして、本方針の推進に向け様々な形でご意見を賜りたいと考えているところでございます。

あわせて、ご質問の後段部分にあります「より質の高い事業計画を立案するための日程管理」につきましても、ご指摘のとおり、余裕をもったスケジュールで計画的に企画

調整等を行うのが望ましいことは、私も同様の考えでございます。しかしながら、本方針の策定に際しましては、児童の安全を最優先に、可能な限り早急に具体的方策を講じる必要性から教育委員会との協議を進めてきたものであり、余裕を持った日程を確保することが難しい側面があったことを、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、「庁舎耐震化について」でございます。

「島本町新庁舎建設基本計画」の策定にあたりましては、島本町新庁舎建設基本計画住民ワークショップ、議員の皆様に対するアンケート、庁内各部局に対する調査等をもとに、職員による庁舎整備検討委員会での議論を踏まえて進めておりました。基本計画を年度内に策定するには、こうした議論の時間が十分ではなかったこと、平成 30 年 12 月に発表された「平成 31 年度地方債計画」により、市町村役場機能緊急保全事業につきましては、令和２年度末までに実施設計に着手すれば当該事業を活用できることが示されたこと、計画の重要性に鑑み、住民の皆様に対する周知を適切に行ったうえでパブリックコメントを実施するほうが望ましいと判断したこと等、諸般の事情を総合的に勘案し、計画の完成時期と全体の事業スケジュールが、予算策定時にお示ししていたよりも遅くなったものでございます。

次に、「予算や事業検討時の考慮事項について」でございます。

予算や事業の検討時においては当然のことでございますが、当該事業を必要とする背景・理由等を踏まえ、実施上の課題や人員体制、費用対効果などを確認・検討し、財政状況や他の施策との整合等を総合的に勘案し、事業実施や予算計上の要否を判断しております。

次に、「企業立地」について、ご答弁申し上げます。

平成 23 年４月に、企業の立地を促進し経済の活性化を図るため、「島本町企業立地促進条例」を制定し、当条例による奨励措置等につきましてもホームページ等を活用し周知するなど、新たな企業の誘致を図っているところでございます。しかしながら、町域内においては住宅系の用途地域がその多くを占める中、工業団地等もなく、企業誘致が必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないといった企業誘致を進めにくい要因があるのも事実でございます。

このように厳しい条件ではございますが、企業立地の促進を図るべく、本町にふさわしい制度の見直しも含め、今後も調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、平成 30 年度の取り組みといたしましては、「都市計画マスタープラン」に従い、百山地区について地区計画制度を活用し、周辺の住環境や景観の保全に十分配慮しながら、住居系用途地域から準工業地域への用途変更を行い、研究機能などの集積を誘導しているところでございます。その他、従前からの取り組みとして、町内企業との連絡組織「青葉会」に参加し、各企業との連携や町施策への協力依頼、意見交換等を図っているところでございます。

また、「行財政改革の取り組みについて」でございますが、昨年度に策定した「第６次行財政改革プラン」及び関連方針に基づき、個人給付の見直し、補助金の定期的な検証、町単独新規事業への事業終期の設定などの取り組みを進めております。

厳しい財政状況の中、今後も安定的に住民サービスを提供していくためには、事務事業の見直しや効率化をさらに推進し、町税の安定確保やその他の財源の確保、資産の有効活用など、安定した財政基盤を確立することが重要であると考えております。

続きまして、「受動喫煙防止と喫煙者への配慮について」でございます。

平成 30 年７月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。本町では、公布時にはすでに公立小・中学校、幼稚園、保育所及び学童保育室、歴史文化資料館等を敷地内禁煙としておりましたが、庁議等での検討を踏まえ、平成 31 年４月１日より、新たに役場庁舎、消防本部庁舎及び上下水道部庁舎も敷地内禁煙とさせていただきました。この対応につきましては、改正法の趣旨に則り、国、地方公共団体、多数の者が利用する施設等の管理権限者その他の関係者が、受動喫煙防止措置の総合的かつ効果的な推進を図るために相互に連携協力し、国をあげて 2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行することの一環として取り組むものでございますので、ご理解を賜りたいと考えております。

なお、喫煙者に配慮した取り組みにつきましては、今後、近隣自治体の事例等の調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、「広域行政・観光行政」につきまして、ご答弁申し上げます。

今年２月に締結いたしました「高槻市・島本町の観光振興に関する連携協定」に基づき、現在観光に関する取り組みを進めているところでございます。本協定の目的として、来年行われる東京オリンピックや６年後の大阪万博の際に、多くの方が訪れる機会を見据え、単独の市町だけで観光施策を行うのではなく、豊富な歴史資産や観光資源を持つ両市町が、観光の振興にかかる取り組み等について連携・協力していくことで、より効果的な観光振興を図ることを目的として締結したものでございます。

本町においては、高槻市のスケールメリットを生かした情報発信力を活かせることや、高槻市にとっては、本町にあるサントリー山崎蒸溜所や水無瀬神宮など貴重な観光資源を活用できることなど、双方にとってのメリットを最大限に活かしていきたいと考えているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、今月７日にはＪＲ大阪駅で、同月 23 日には京都駅で開催されます「まるごと高槻」というイベントに、本町もお呼びかけいただいております。当日は、観光の取り組みについてのパネルディスカッションに、高槻市長らとともに私も出席し、島本町の魅力などについて、ＰＲをさせていただく予定でございます。その他の取り組みといたしまして、高槻市が実施されている、まちの魅力を体験できる観光プログラム「オープンたかつき」において、これまでは高槻市内における企画とな

っておりましたが、この秋には、島本町の観光資源であるサントリー山崎蒸溜所の工場見学や、高槻市から島本町までを歩くハイキングなどが企画されるなど、高槻市との観光連携の取り組みについて、順次進めているところでございます。

今後、大阪万博など多くの方が訪れる機会が増える中、他の観光振興事業での連携につきましても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「下水道公営企業会計について」でございます。

下水道事業の公営企業会計への移行につきましては、平成27年1月27日付総務大臣より発出されました「公営企業会計の適用の推進について」及び総務省自治財政局長より発出されました「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」におきまして、重点事業である「簡易水道事業及び下水道事業」について、人口３万人以上の団体は、平成27年度から平成31年度を集中取り組み期間として、令和２年４月までに公営企業会計へ移行することが要請され、それ以外の団体もできる限り移行することが望ましいとされたところでございます。この要請の趣旨を踏まえ、本町におきましては、平成27年度に「島本町公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画」を策定し、公営企業会計への移行事務に着手したところでございます。

下水道事業の経営にあたりましては、サービス水準を維持することはもとより、中長期的な視点から安定した経営を行うために、適切な使用料水準の確保や、より経済的・効率的な施設整備・維持管理が求められているものと認識しております。また、本町下水道事業を取り巻く環境におきましても、開発等による処理人口の増は一定見込まれますが、１人当たりの処理水量の減少による下水道使用料の伸び悩みや、管渠などの施設の老朽化による維持管理・更新費用の大幅な増加が見込まれる中で、住民生活に必要不可欠なインフラとして持続可能な下水道事業の運営が求められているものと認識しております。

一方で、基本計画に定める移行事務も順調に進めることができましたので、平成30年度の施政方針におきまして、平成31年度から公営企業会計に移行する旨をお示しさせていただいたところでございます。地方公営企業の特別会計におきましては、議員ご指摘のとおり、地方公共団体の一般会計等において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。

今後は、公営企業会計への移行によりまして、より一層の経営の効率化と健全化を図るとともに、事業の経営成績や財政状況などの情報を有効に活用し、議会や住民等に対する説明責任や公費負担のあり方を含め、受益者負担の適正化に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、財政状況にかかるご質問のうち、「財源確保について」でございます。

平成30年度の普通会計決算収支につきましては、実質収支は黒字を確保したものの、

経常収支比率が前年度よりも13.6ポイント増加し101.7%となるなど、厳しい財政状況となっております。この主な要因につきましては、前年度の町民税法人分が大幅な増額であったことにより平成30年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が減少したこと、また前年度に比べて町民税法人分が減少したことなどでございます。実質収支につきましては、前年度に引き続き黒字決算となったものの、義務教育施設の改修や消防車両等の更新など普通建設事業費が大きく増額となったため、町の貯金である基金を約５億1,300万円取り崩すなど、厳しい財政状況となっているのが現状でございます。

今後も、高齢化の進展等による社会保障関係経費や「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づく施設整備、第三小学校の耐震化等の建設事業費など、多額の経費が必要となるため、歳出の伸びに対応した財源の確保が不可欠となっております。

平成30年度における、財源確保策の成果についてでございますが、特定財源は事業を推進するための重要な財源でありますことから、既存の国・府の補助制度に加え、国の補正予算を教育施設の整備等に活用いたしました。また普通交付税措置のある地方債の活用など、総合的に精査しながら予算化に向けた事務を行うなど、積極的な財源確保に努めたところでございます。

今後におきましても、各事業の円滑な実施に向け、財政の収支改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「土地活用について」でございます。

公有財産のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点からこれまでも売却を進めてまいりました。平成 30 年度の遊休地の売却状況につきましては、広瀬二丁目地内旧駐車場用地及び水無瀬二丁目地内旧水路用地について売却いたしました。また、現在保有する売却可能な主な町所有地といたしましては、広瀬三丁目地内上下水道部庁舎別館跡地がございます。

今後におきましても、公共施設の耐震化等、様々な課題が山積している中で、財源を確保するためにも、遊休地につきましては売却を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「防災、減災対策等の実施状況と課題」について、ご答弁申し上げます。

災害対策の究極の目標は人的被害をゼロにすることであって、ソフトウェアの整備は、この目標のため、災害発生時に発生場所から住民を避難させるために行うものでございます。昨年の一連の災害におきまして、避難者の比率が低いことが課題としてございます。そのため、避難に繋がる情報の伝達方法の改善に取り組んでおります。

一つは防災行政無線の難聴対策でございます。平成26年度にデジタル化に整備した防災行政無線でございますが、聞こえない、音が重なって聞き取れないなどの指摘はデジタル化後も残り、平成29年度に実施した風水害夜間訓練の際にアンケートを実施するなど実態把握に努めてまいりました。このことについては、町のホームページに放送内容を文字で掲載するよう運用してまいりましたが、今回パソコン・スマホをお持ちでない

方に対しましても、電話により、再度放送内容を聞くことができる専用ダイヤルを設置いたしました。もう一つは、音声での伝達には限界がありますので、多様な手段での情報伝達を行うことでございます。このことについては、ホームページを災害時に情報を取得しやすいような画面構成にする災害モードを導入するとともに、ＳＮＳによる情報伝達のために災害情報ツイッターを開設して運用を開始しております。

今後におきましても、国が導入いたしました警戒レベルの運用と周知もあわせて、逃げ遅れを出さない避難情報の提供、伝達に努めてまいります。

また、台風第21号の暴風により発生した大沢地区の孤立化への対応につきましては、地元自治会を通じた事前の避難の呼びかけを実施しており、４月の山林火災においては全戸避難、昨年の台風第24号及び今年の台風第10号においては、健康不安のある３人の方に事前の避難に応じていただいたところでございます。

広域的な避難区域が想定される災害につきましては、町内の各地域との連携を一層密にすることが求められております。そのため、現在年内の完成を目指し、策定中の島本町風水害タイムラインについて、完成後においては、地域ごとに地域での避難に直結する動きをまとめたコミュニティタイムラインとして策定していただけるよう、各自主防災組織と協議してまいりたいと考えております。

災害対応にこれで十分だということはございません。今後も先進的な取り組みを研究し、逃げ遅れゼロを目標に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「清掃工場について」でございます。

本町の清掃工場は建設後すでに28年が経過をしておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう適切な維持管理に努めているところでございます。

平成30年度の取り組みといたしましては精密機能検査を実施したところであり、「現状では十分な処理機能能力を発揮しているが、経年劣化等により補修等が必要な設備・装置等も認められるため、適切な時期に改修を行うとともに、引き続き安定した運転に努める必要がある。」との結果でございました。

また、広域化に向けた取り組みといたしましては、北摂地域７市３町で構成する「ごみ処理広域化北大阪ブロック会議」に参画し、意見交換や情報共有を行ったところです。なお、今後大阪府では「大阪府ごみ処理広域化計画」を更新される予定であり、大阪府をはじめ近隣自治体の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

次に、「衛生化学処理場について」でございます。

し尿処理につきましては、平成29年４月から高槻市に事務の委託を行っており、高槻市のご協力もあり、問題なく事務を進めることができました。衛生化学処理場の解体工事につきましては、平成30年９月に町議会の議決を受け、令和２年３月までの工期で工事を実施しているところでございます。

平成30年度におきましては、近隣住民の方からの軽微な苦情等があったものの、当初予定以上の進捗が図られましたが、工事を進める中で、当初設計時の数量を大幅に上回る廃棄物混じりの土砂が確認されたため、その処理のために多額の費用が必要となったものでございます。今回の事案につきましては、過去の事業実施の状況把握が困難であったことが原因であると考えており、今後におきましては、各施設の管理状況が確実に引き継がれるよう努めてまいりたいと考えております。

また、本工事につきましては、廃棄物混じりの土砂の数量の確定による変更契約が発生する見込みがございますが、工期内に完了できるよう適切に工事実施してまいりたいと考えております。

次に、「森林保全について」でございます。

町域の約７割を占める山岳丘陵地は本町の大切な自然資源であり、地下水のかん養や、土砂流出防止の防災面、レクリエーションの場など、多面的な機能を有しています。このため、山林所有者と連携しながら、住民や事業者などの参画と協働により、自然環境を守り育てる取り組みを進めていくことが必要であると考えております。現在、本町ではサントリーをはじめとする民間活力や町内森林ボランティア団体・保安林内における大阪府の森林整備等を十分に活用しながら、継続的に整備を進めております。

また、毎年開催させていただいております森林ボランティア養成講座においては、大山崎町と連携し、両町の森林ボランティア団体の紹介などをさせていただき、町域に留まらない森林整備の必要性などを周知させていただいたところでございます。なお、今年度からは隔年で両町が開催することにより、より広くボランティアの募集ができることや、予算を縮小できることなどのメリットを生かしていきたいと考えております。

あわせて、昨年９月の台風により多くの被害を受けましたが、その復旧に際しては、森林ボランティアの方々に多大なご協力をいただきました。このように、昨年度は森林ボランティアの養成やボランティア団体との連携・協力などを行ったこと、また、保安林整備事業やサントリー天然水の森事業など森林保全に関する事業を実施してまいりました。今後の森林整備につきましても、昨年９月の台風被害により多くの倒木が残っている状況でございますので、大阪府やサントリー、森林ボランティアなどと連携を密にし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管の「公共施設の整備」について、ご答弁申し

上げます。

「公共施設総合管理計画」の平成30年度までの進捗状況でございますが、公共建築物につきましては、施設類型別の主要課題のうち、やまぶき園の移転建替え、第二幼稚園の老朽化対応、学童保育室の需要増加への対応、衛生化学処理場の老朽化対応につきましては、それぞれ民間施設の整備、新棟整備による定員増、既存施設の撤去等の取り組みが進んでおります。また、町立キャンプ場につきましては、安全対策や費用対効果の面から、閉鎖の判断をさせていただいたところでございます。あわせて橋りょう・水道施設等のインフラ施設につきましても、「長寿命化計画」等に基づき、計画的な維持・補修に努めているところでございます。

今後の課題といたしましては、財政状況との整合等を図りながら、老朽化の課題を抱える施設への対応についての検討を進めるとともに、施設類型別の個別施設計画の策定にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分の「健康増進」について、ご答弁申し上げます。

独居高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続するためには、医療や介護の関係機関のみならず、地域で活動されている様々な団体が連携して、高齢者の介護予防や生活を支援していく体制づくりが必要となります。そのために、各団体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、島本町社会福祉協議会に委託して、島本町生活支援体制整備協議会を設置しております。

平成30年度は、町内の福祉関係団体等14団体に参画していただき、会議を４回開催したほか、地域で活動している住民団体の活動紹介や情報交換の場として地域支え合い活動者交流会を開催するとともに、地区単位での高齢者の身近なニーズ――課題でございますが、それを話し合うことを目的に、地域支え合い座談会を２回開催し、延べ100人の方に参加いただきました。この座談会をきっかけとして、自治会内でサロンを開催することに繋がった等の成果も出ているところでございます。

今後につきましても、地域で出た課題の整理と、その解決方法を検討する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

消 防 長　「消防について」でございます。

平成30年度につきましては、消防本部では、火災５件、救急1,307件、救助24件、その他の各種災害等404件の出動をいたしました。

主な施設・備品の整備状況につきましては、救助工作車、高規格救急自動車と高規格救急資器材、山崎分団と東大寺分団の車両を更新するとともに、消防庁舎ガレージ照明

器具のＬＥＤ化工事を実施いたしました。計画的に機器及び資機材を整備しており、課題なく消防活動の充実が図られたものと考えております。

消防の業務につきましては、その施設及び人員を活用して、住民の皆様の生命、身体及び財産を、火災をはじめとする各種災害から保護し、被害の軽減を図るとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に実施することでございます。平成30年度は、本町におきましても地震や大型台風、集中豪雨等の自然災害が頻発いたしました。災害活動、救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する期待はますます高まる状況であると認識をいたしております。

今後も施設や資機材の整備につきましては、修理や管理状況を踏まえながら、順次、整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

上下水道部長　続きまして、上下水道部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「水道事業について」でございます。

まず、「老朽配水管の布設替え状況について」でございます。現在、計画期間を平成26年度から令和５年度とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な配水管路の更新を行っておりますが、平成30年度末時点での管路の老朽化率としては、約37.6％となっております。

次に、「水道施設の耐震対策状況について」でございます。

管路におきましては、老朽管路の更新にあわせて耐震適合性のある管を採用しており、平成30年度末時点での管路の耐震適合化率としては約28.4％となっております。また配水池におきましては、現在、供用している５池の配水池のうち、第一高区配水池以外の４池につきましては、耐震補強が完了しております。

次に、「水道事業財政計画」を踏まえた今後の財政状況についてでございます。

開発等による給水人口の増は一定見込まれますが、１人当たりの使用水量の減少も見込まれることから、営業収益の大部分を占める水道料金につきましては一定伸び悩みが予想されます。しかし、計画期間中、平成30年度から令和３年度におきましては当期純利益が見込まれ、施設整備事業の財源となる留保資金等につきましても、一定確保できるものと考えております。

引き続き「水道事業財政計画」に基づき、効率的かつ効果的な事務執行に努めてまいります。

最後に、「下水道事業」について、ご答弁申し上げます。

まず、「公共下水道事業財政健全化計画」の進捗状況についてでございます。

平成30年度におきましては、会計移行により平成31年３月31日をもって決算を打ち切ったことや、公共下水道事業財政調整基金の廃止により全額取り崩すなど、その収支は例年と比べて大きく変動しております。今回、「公共下水道事業財政健全化計画」と比

較するため、平成31年４月１日以降に支払う特例的支出や収入となる特例的収入を加味し進捗状況を確認したところ、実質収支額は黒字であり、概ね計画どおりとなっております。

次に、平成30年度における公共下水道の「整備状況について」でございます。

平成30年度におきましては、「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、高浜二丁目地域において整備区域の拡大を図ったところでございます。平成30年度末時点での整備済面積といたしましては、昨年度と比較し約0.06ha増の約302.9haとなり、下水道処理人口普及率では、昨年度と比較し0.2ポイント上昇し、約95.7％となっております。

引き続き、「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、効率的かつ効果的な事務執行に努めてまいります。

以上でございます。

福嶋議員　今回、大綱ではありますが、特に大きな答弁漏れと思われる事項について、再質問いたします。

一つ目の質問、事業評価結果において、「事業全体をどのように把握され、町長として評価をどのように職員と共有されたのか」をお尋ねしたことに対して、事業を評価・判断する根拠の一つの成果物である事務事業成果報告書を職員と共有されている、とのご答弁に止まっておりますので、町長として、評価結果と、その評価結果をどのように職員と共有されているのか、お示しいただきますようお願いいたします。

次に、事業を計画的に行う努力をすることは仕事をしていくうえで前提となるもので、事業を進める中、様々な事情で遅延する、中止するなど、事業を計画から変更する場合はマネジメント層の判断のもと変更や中止、あるいは新規立案、実行されていると推察しております。

この質問では、町長のマネジメント層としての判断の仕方についてお尋ねしたかったわけですが、「中止したイベントについてはございました。」とのご答弁。人件費、事務費のみの事業の成果は「事務事業成果報告書にまとまっている」とのご答弁をいただいたのみで、町の行政の将来に影響を与えるかも知れない検討事項など、何を遅延させたのか、何が中止されたのかについてのご答弁をいただいておりません。また、私の理解する範囲では、中止された事業の内容は事務事業成果報告書には明示的に書かれておらず、事業内容はわからないと考えております。特に重要な事業の１～２事例、例示いただき、どのようなお考えでイベント及び人件費・事務費のみの事業を中止されたのか、町長のお考えの一端をお示しいただきますようお願いいたします。

次に三つ目の質問、「町施策、考え方のタイムリーな周知」において、住民の中に「不安に感じている人が多くおられます。」「行政は、町民の生命と財産を守り、安全・安心に暮らしていただける環境を作っていく必要があったと考えるのですが、町長はいかがお考えでしょうか。」との問いに対し、お答えをいただけておりません。ご答弁、よ

ろしくお願いいたします。

次に五つ目の質問、「庁舎耐震化」において、新庁舎建設基本計画策定等業務を年度内にどのように間に合わせようとしたのか、どのような経緯で基本計画の事業スケジュール上の供用開始が遅れることになったのかについて、ご答弁がいただけておりませんので、「事業日程を変更なく推進していく」とお約束をいただいた町長の立場から、お考えをご説明ください。

次に８点目の質問、「受動喫煙防止と喫煙者への配慮」において、喫煙者の立場に立った――この人達は権利制限を受ける人たちですが――この方々への配慮について、町長はどのような検討をするように指示を出されたのか、どのような検討がなされたのか、ご答弁がいただけておりませんので、ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 01 分～午前 11 時 45 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長　福嶋議員の大綱質疑におきまして答弁漏れがありましたこと、申しわけございません。また時間を頂戴いたしまして、皆様にはご迷惑をおかけいたしました。

再質問に対しまして、順次答弁を申し上げます。

まず、１点目につきまして、情報共有、その後の指示ということでございますけれども、報告を受けまして、次年度に向けまして課題の整理と、そして主要課題をまとめるよう指示をいたしまして、それをまた私も受けまして、次年度の予算編成、そして主要課題の検討といったところを、今後もしていく予定となっております。

それから、２点目にいただきました課題があった事業等、その中でどうマネージャーとしての取り組みがあったかというところでございます。特に昨年度、平成 30 年度は災害の被害を受けまして、例えば、やまぶき園が応急危険度判定で要注意ということで使えなくなったり、図書館の天井の部品が一部脱落しまして、その間、しばらく使えないといったこと等ございましたし、それから、先ほども申し上げましたキャンプ場につきましては、ツキノワグマが出たということで中止をせざるを得ないという判断に至った等々ですね。それから、イベント等々におきましては、例えば夜間ウォーキングにつきましては、コース上の多数の倒木の課題を受けまして、これを実施するのは危険だということで判断をしております。

その中でのマネージャーとしての判断というか、そういった部分につきましては、例えばやまぶき園におきましては応急危険度判定で要注意ということで、その後、それをしっかりと、使えるかどうかの検査をして、それから補修が必要であればそこへ投資をしていくという方法も検討はしましたけれども、次の施設が建つという段階で、あと半年間ちょっとという段階で、それにお金をかけるのかどうか、投資をするのかどうかと

いうような相談も各原課とも話をさせていただきまして、最終的には役場の庁舎、またふれあいセンターを使うといった判断に至った。そういったところで、いろいろと判断させていただいたところもございます。

それから、タイムリーな情報の発信というところにおきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、私もタイムリーな情報発信という部分についてはやっていくべきであるというふうに考えておりますし、町の施策等々におきましてはウェブサイトなどを通じて、しっかりと早い段階で載せられるようにということで、庁議の中で各部長などにも常々言っておりますし、フェイスブックの活用であったり、また新聞などのメディアへの情報発信、そういったものも含めて、広く住民の皆様に情報が発信できるようにということで指示は出しております。

また、災害時などにつきましては災害情報ツイッターなど、そういったもので、しっかりとした、リアルタイムな情報発信に努めていきたいと思っておりますし、町の施策という部分におきましては、個別のタウンミーティング、対象者向けの個別のタウンミーティングなども30年度は実施しておりますし、そういった意味で情報発信と聴取の部分で取り組んで来た経緯がございます。

それから、庁舎のことにつきましては、当初、施政方針でもお示しさせていただいたとおり、また、その中の当初予算の議論でもありましたとおり、しっかりとやっていくということはお伝えをさせていただいたところでございます。しかしながら、スケジュールに遅延が出ましたことにつきましては、大変申しわけなく感じているところでございます。

その経緯につきましてでございますけれども、一つ、大きなその後の変更点といいますか、状況が変わったところは、市町村役場機能緊急保全事業につきましては、令和２年度末までに実施設計に着手すれば当該事業を活用できるということが示されました。そういった時間的余裕が一定出たことからも、この大きな計画に関しては重要であるという認識のもとに、やはり住民の皆様に対する周知を適切に行ったうえでのパブリックコメントを実施するほうが望ましいというふうな判断にも至ったことから、若干スケジュールは押してしまいましたけれども、丁寧な計画を作っていくというううえでは、そのほうがより望ましいという判断に至り、そういう結果に至っております。

それから、５点目にいただきました喫煙に関することでございます。本町で、この役場庁舎、消防庁舎、そして水道庁舎の禁煙を実施したわけでございますけれども、そこへ至る経過の中で、例えばふれあいセンター、ここも全面的に禁煙とするのかどうかなども議題としてはあがっておりまして、その中で、やはりふれあいセンターにつきましては喫煙者の方も多数来られますし、急に、いきなり、ほんとにすべての施設でということになれば、喫煙される方もなかなか、どこで吸えばいいのかという状況にもなりますし、まずは役場庁舎、それから消防庁舎、そして水道庁舎でやっていくという結論に至

っております。

今後、「健康増進法」「健康しまもと２１」など、それらをもとに公共施設の敷地内禁煙というのは進めていく方向性にございますので、その中で喫煙者に配慮した取り組みといたしましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今後、近隣の自治体の事例なども参考にしながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ただいま再質問に対して、ご答弁をいただきました。そういう中で、１回目のご答弁と同じ繰り返しの答弁いただいたものもありましたし、また人事のみの案件で事業予算の伴わないものに関してのご回答をいただけてない等々、いろいろございます。

まずはポイントだけですけども、例えば最初の事務事業成果報告書については、整備、指示、予算編成を行ったということなんですが、評価をどう行ったのか、30 年度予算がどういう評価と町長は思っているかについてのご回答は当然ございませんでしたし、その辺、事務的な結果ではなくて、行政執行のトップである町長として、自分が自ら立てた事業計画に対して、その評価・分析をお伺いしたかったのですが、それに対しての回答いただけてないということでございます。

そしてまた、マネジメントについては具体的な案件一つひとつについてご回答はいただいたかと思うんですが、先ほど申し上げたように、人事のみの案件、予算のついていない案件について、それが例えばいろんな方針を決めるもの、それを先延ばしにしたら、それが１年単位で遅延していくもの。それをやったかやらないか、それに対してのご回答がない。どこを見たらいいのかもわからないというようなご答弁だったかと思います。

また、タイムリーな情報提供に関しましては、私の質問としては、住民、全町民が不安に思ってます、ということをお伝えしてます。そういう中で何々の報告会、あるいは何々の会場に来てくれた人、その人と対話をしてます、そうじゃないんです。不特定多数の人はビラもらうんです。そのビラで多くの方が心配に思っているんです。その方々に対して、その心配を払拭させる必要があるんじゃないですか、町長、と訊いたんですが、それに対して 30 年度何をやられましたかという問いに対して、ほぼほぼ１回目のご答弁と一緒のご回答ということでございました。

そしてまた庁舎に関しましては、日程を遅らせる条件が調いましたから日程を遅らせました、パブコメを取りました、大事だからパブコメやりました。でも、私どもに対して、議会に対して、年度内に事業計画どおりやる、そうお答えいただいた町長が日程をずらした……（「委員会もあるから」と呼ぶ者あり）……、はい、最後にします、というようなことございます。

そういうようなことで、いろいろお伺いをしたかったこと、今のご答弁で納得できるものではございませんが、議会進行上ここで止め、会派に持ち帰り、各常任委員会においていろいろ審査をさせていただきたいと思いますので、その辺、ご配慮、よろしくお願

いいたします。

以上でございます。

村上議長　以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 56 分～午後１時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（登壇）　長時間、ご苦労様です。それでは、最後になります。日本共産党・河野恵子より、2018 年度決算審査に対して大綱質疑を行います。

2017 年に厚生労働省の国民生活基礎調査が行われ、相対的貧困率は 15.6%、貧困線を下回る低所得者層は２千万人近いと推計され、中でも子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 50.8%にのぼり、半数以上の人が貧困線に満たない所得水準です。中でも大阪府は、子どもの貧困率を都道府県別に見ると、沖縄県に続き全国で２番目に高いものです。さらに大阪府の 2017 年に実施された実態調査では、４分の１の家庭が家計が赤字であること、経済的困窮が明らかになっています。世論調査や景気動向などにおいて不安材料が種々示される中、私は現時点でも、10 月１日の逆進性著しい消費税増税は実施すべきでないと主張するものです。

本決算議会は、かつてから増税によりもたらされた住民の暮らしへの影響、経済的落ち込みの経験と教訓をもとに、地方財政、自治体行財政、運営のあり方を視野に入れ、精力的かつ慎重な論議が求められていると考えるものです。

１点目です。戦争は最大の人権侵害であり、地球環境破壊であります。被爆国、非核平和自治体の一員として、核兵器廃絶・禁止条約採択へ島本町の取り組みを伺います。

国内外の世論、被爆地、被爆者は、地球上の唯一の被爆国である日本国政府に対し、核兵器廃絶の新たな段階、具体的行動を求めています。島本町独自、主体として、核兵器廃絶の取り組み、被爆体験を風化させない取り組みなどについて、成果と課題を伺います。

２点目です。財政調整基金など基金の取り崩しや、新たな積立やその使途について、国・府の制度による収入の減少、新たに島本町が抱えた困難について伺います。

特に 2018 年度決算には、国・大阪府の財政支援の後退や、福祉・暮らしの影響の様相が明確であり、町財政への影響は大きく、その要因を伺います。

①点目．国の地方法人税制度が導入されて以来３年余りを経て、本年度決算では、島本町の法人税収入の減収影響額はいかがでしょうか。

②点目．国の機関自体の障がい者雇用率水増しが発覚し、障がい者施策の課題が浮き彫りになった年度でした。そのうえ、島本町にとっては障がい者施設整備に向けて、当初の見込みを大きく割り込んだ国の補助の穴埋めをするため、地域福祉基金取り崩し大

幅増額の２億３千万円は、本当に想定外だったと言えます。国は当年度総額で 70 億円レベルしか予算枠がなかったこと。大阪府では要望があがった 10 団体のうち、島本町を含む２団体しか対象にならなかったという厳しい結果。加えて障がい者福祉や就労支援施設について、大阪府自体は当該施設に１円も補助を考えないという冷たいものでした。障がい者の人権擁護の拠点施設整備ですら貧弱過ぎる今回の国補助採択、府独自の補助の検討などに対する島本町の要望行動と、国・府の回答状況を伺います。

③点目．2018 年度島本町財産に関する調書によりますと、国民健康保険は例年どおり黒字会計であるのに加え、基金残高は約２億１千万円の積み増しで、年度末残高ほぼ倍化の４億 5,943 万 3,643 円を積立としております。その要因について、説明を求めます。

④点目．本来、2017 年度の黒字分、多額の積立分は、そのほんの一部があれば、従来から日本共産党が求めてきた保険料軽減や、胃がん無料検査にも内視鏡検査を加えたり、人間ドック助成額を拡充する。何よりも低所得で困難を抱える多子世帯や子どもの均等割減免などを講じることは十分可能であったと考えます。この点、全く対応できなかった原因について、説明を求めます。

３点目、第６次行財政改革計画による子育て支援、教育の機会均等への島本町支援策の見直し、すなわち削減・切り捨てなどは慎重な議論を求めてまいりました。子どもの貧困と格差を広げるやり方ではないでしょうか。

就学援助制度で、中学の見なし支給の導入がされた年度でもありました。子ども食堂補助の新設とあわせて評価をするものですが、残る行革項目、就学援助制度等については、見直しにより除外される対象家庭の保護者・児童の生活、心身の状況に及ぼす影響を把握し、実施時期を慎重に推し量り、別の制度で救済の可能性を広げるなど、横断的な検討と熟慮をしたとは言えません。答弁を求めます。

４点目、10 年来の超過密化・待機児童急増の保育行政の転換を図った「保育基盤整備加速化方針」策定、保育所整備のスピードアップは大いに評価。一方で、不要不急の大型公共事業の圧縮・見直しが求められております。

そもそも認定こども園への移転で第四保育所を耐震化することは、臨時保育士の継続雇用・処遇ができない点を、予算議会で、常任委員会で指摘をしておりました。2012 年度以降、第三小学校の狭いグラウンド内に新築移転をする計画、次には民間認定こども園に子どもを移動させるなど、相当無理矛盾したもので、その影響によって第三小学校耐震化も遅れたのではないでしょうか。見解を伺います。

５点目です。子どもの健やかな育成の拠点、住民の財産である保育所のあり方、保育の質の論議、待機児童家庭の実態把握が待たれています。

第二幼稚園廃止から民間認定こども園 200 人、初の民間認定こども園の保育士配置基準を、その募集要項で高い水準に設定され公募に至られたこと、住民が自主的に調査検討・作成され、６月 25 日に提出された「緊急要望」と「島本町保育への提言」などを参

照されて、第二幼稚園の用地の無償貸与などに繋がったことなどは評価をするものです。

一方で、保育定数は大幅に拡充しているのに、障がい児保育は未だ 20 人枠のままであり、増員しなかった点では、結果として、配慮が必要な子どもや担当する保育士双方に不十分な環境と、「保育の質」の課題は取り残されてしまっていると考えます。見解を伺います。

６点目、既存の市街化農地を守る「生産緑地制度」、都市農地を継承し、活かせるかどうかの過渡期においての取り組みについて、伺います。

日本共産党として数年来、本会議、委員会等で求め続け、ようやく当年度、指定の手続きが進められました。農業者の高齢化が進む中、ご本人の死亡や病気の際に買い取る申請が、実質的にできる体制整備が急務である考えますが、この点に絞って、検討経過を伺います。

７点目、ＪＲ島本駅西まちづくりについて、町内複数箇所でのタウンミーティング開催、町主催の都市計画公聴会開催の努力は評価いたしますが、高さ制限に大きな課題を残しました。

「住宅開発の高さ制限はさらに低く」との思いで、私・河野は駅前広場、保育への町の関与を提案し、発言してまいりましたが、この点で地権者、事業協力者との協議の内容、進展はいかがだったでしょうか。答弁を求めます。

②点目．危険物施設への不安について、2018 年度消防概況を拝見しますと、2018 年度は危険物施設が、新設が１件、変更が２件と示されています。消防本部の事務執行や指導内容について、説明を求めます。

③点目．都市計画用途地域変更として百山準工業地域への変更についても、「危険物施設」「企業拡張活動」にかかり、安全・安心性の説明責任、住民合意の点で課題が大きく残されたと言えます。「開発指導要綱」の条例化は、かつてから多くの議員、会派が要望してきたところです。本事案では、空中道路の説明責任事項のさらなる明確化、厳正化が求められ、近隣の圧倒的合意形成を経るべく「説明会開催」を明確化し、この実施要綱を近隣住民にも周知する旨、行政は取り組むべきと考えます。答弁を求めます。

８点目、住宅開発、企業拡張による人口・通行車両の増加について、交通安全など道路施策、バリアフリー化、住民への説明責任を伺います。

役場前町道について、私立中高一貫校開設に伴う車両、歩行者通行の増加が想定されます。百山地域名神高速道路高架下の交差点、通学路の横断歩道、学校法人との情報・意見交換、高槻警察署との協議の結果について、答弁を求めます。

９番目、急傾斜地の災害予防、避難行動要支援者の対応について、７月豪雨災害の際、初の避難指示が出されました。また職員の臨戸訪問の対応をされましたが、その課題を伺います。

10 点目、水無瀬川の時間雨量 80 ミリの対応、大阪府の河川改修計画の内容と、今後

の見通しについて伺います。

11 点目、災害時の住民の生命財産を守る役場庁舎の機能及び歴史文化等の財産管理・保全状況を伺います。

①北部地震直後の歴史文化資料館、図書館の資料・蔵書等の点検、保存整理状況について伺います。

②やまぶき園の被災・休業等を教訓とした役場庁舎のあり方について伺います。職員休憩室が使用不可となり、一方で利用者・職員にとってはトイレの配置の困難さなど、役場は大災害時の多目的使用を可能とし、移動困難・災害弱者の福祉避難所としてバリアフリーの完備が必要です。及びシャワー室、更衣室、仮眠室など、職員への衛生管理上の体制が備わってこそ、少ない職員でも人数以上に能力を発揮できるという教訓を得たものと考えています。この観点から、見解を求めます。

12、地下水 100%の水道を願う住民の想いをかなえる、安心の水道・下水道整備に向けて。

管路の耐震化・老朽化更新の進捗とともに、国の補助、公共下水道も含めた借換・繰上償還の国のメニューや、その採択など、財源確保について答弁を求めます。

13 番目、非正規率ワースト上位の町村として、臨時・非常勤職員の労働条件、環境改善の進展を伺います。

臨時・非常勤職員、委託労働者なしには一日たりとも回らない現場を持つ島本町行政として、特に教育こども部所管の保育所、図書館、学童保育室、歴史資料館について、2018 年度末の臨時職員の年度末退職状況を伺います。

同時に委員会資料を求めておりますので、取り計らいのほう、よろしくお願いをいたします。

総合政策部長　それでは、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「核兵器廃絶の取り組みについて」でございます。

本町におきましては、昭和62年８月に議会決議により「核兵器廃絶・平和都市」宣言をしており、日本非核宣言自治体協議会への加入により、核兵器廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する趣旨を踏まえ、核実験に対する抗議活動などの取り組みを行っているところでございます。

まちの将来を担う子どもたちに戦争のない社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであり、引き続き理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発や教育に努めてまいります。

以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「財政」に関するご質問のうち、「地方法人税導入による法人町民税への影響額について」でございます。

平成30年度決算における地方法人税の導入による減収見込みにつきましては、約１億5,300万円でございます。なお、地方法人税につきましては、地方自治体における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を目的として、法人市町村民税及び法人都道府県民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするものでございます。

次に、「急傾斜地の災害予防、避難行動要支援者対応」についてご答弁申し上げます。

台風第７号から変化した温帯低気圧の影響で記録的な豪雨となり、西日本を中心に多くの死傷者が発生するなど大きな被害をもたらしました平成30年７月豪雨につきましては、本町におきましても７月４日から降り始めた雨は、５日の午前６時41分に大雨警報が発表される事態となりました。この災害に対応して、本町では午前９時25分に土砂災害警戒区域を対象に避難勧告を発令いたしました。６日になっても降り続けた雨により、６日正午に避難指示に格上げをしたところでございます。

７日になって、雨は治りましたが、地元からの通報により現地調査を行ったところ、桜井五丁目に隣接する高槻市神内の墓地の上部で土砂崩れが発生していることを確認いたしました。発生場所がハザードマップにも掲載している土砂災害警戒区域にありましたことから、その範囲にある桜井五丁目地内にお住まいの皆さんに対して、あらためて事態の説明と避難の呼びかけを行ったものでございます。この呼びかけは高槻市災害対策本部と分担して行い、本町では島本町域にある53世帯に対して、避難の呼びかけを行ったものです。

なお、８日午前４時36分に大雨警報が大雨注意報に変わりましたが、同地域に対しては、被害の状況と高槻市の動向を注視し、安全が確認できるまで避難指示を継続し、同日の午後４時に解除をしたところでございます。本事案につきましては、避難指示発令中の災害発生であったことから、切迫度合いをお伝えするために、臨戸訪問という形を取ったところでございます。

今回のような限定された地域での土砂災害の発生という事案は、町災害対策本部において対応をいたしましたが、洪水など、時間的余裕はあるものの、より広域の避難呼びかけが必要な災害においては、「避難行動要支援者全体計画プラン」に基づく名簿提供先の支援団体との連携も視野に、逃げ遅れを出さない避難について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害に関するご質問のうち、「役場庁舎のあり方について」でございます。

役場庁舎は、災害時の迅速かつ確実な指揮命令を行う災害対策本部としての機能及び災害時における職員の24時間対応に配慮した仮眠室等の施設を備えておくことが望ましいと考えております。一方、災害対策本部としての機能を十分に発揮するためには、避難所としての機能は分離しておくことが望ましいと考えております。

なお、本年６月に策定いたしました「島本町新庁舎建設基本計画」におきましては、庁舎に必要な機能として、先に申し上げたような災害対策本部機能が確保されるべきと

しております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

財政や基金積立等にかかるご質問のうち、まず、「障害者施設整備について」でございます。

本町の障害者地域生活支援拠点の整備につきましては、島本町障害者地域生活支援拠点等施設整備運営事業者募集要項におきまして、平成28年度の国庫補助金補助基準単価をもとに２億4,450万円を補助基準額として見込み、本町の単独補助金を１億8,337万５千円と設定しておりました。しかしながら、結果的に、国庫補助金が9,924万５千円で確定し、大幅な減額となったものでございます。このため当該募集要項に基づき、本町と法人との協議のもと、減額された金額をそれぞれで負担することとして、町単独補助金を２億3,451万円に増額することで協議が調ったことから、平成30年12月定例会議におきまして、増額補正予算をご可決いただいたものでございます。

この間、本町といたしましても、平成29年度におきまして、国、府に対し「障害者施設整備に係る補助金、予算の確保並びに中核的施設の優先的採択について」の要望書を提出したところ、大阪府からは「必要な財源を要望しているところであり、引き続き予算枠の拡充を要望してまいります。また、地域生活支援拠点等につきましては、国からの通知においても国庫補助の優先的な整備対象の一つと位置付けられていますが、府内の補助申請に対し、限られた財源で対応させていただく必要があることから、総合的に調査審議を行い、補助金の交付決定に向け協議をおこなっているところです。」との回答をいただいております。

本町といたしましては、できる限り補助基準額どおりの交付決定がなされるよう努力してまいりましたが、国の補助金が減額され、町単独補助金を増額したことにつきましては、一定やむを得なかったものと認識しており、ご理解賜りたく存じます。

次に、「国民健康保険基金残高について」でございます。

国民健康保険事業財政調整基金は、平成30年度中に２億1,326万９千円を積み立て、年度末の残高は４億5,943万3,643円となっております。平成30年度中の積立の内容は、前年度繰越金から前年度精算を差し引いた平成29年度の実質黒字分となっており、実質黒字の主な要因は、被保険者数の減による保険給付費の減によるものでございます。

例年であれば、前年度繰越金の一部は保険料率算定時において、保険料率上昇の緩和のため利用しておりましたが、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となり、島本町においては、初年度から大阪府が算定した府内統一保険料を導入したため、実質黒字額をそのまま基金に積み立てることとなったものでございます。

次に、「国民健康保険基金の取り崩しについて」でございます。

「国民健康保険法」の改正により、平成30年度以降、都道府県は国民健康保険運営方

針を作成することとなり、大阪府の運営方針においては、府内統一保険料の導入とそれに伴う保険料減免基準の統一が定められております。各市町村には運営方針に従う努力義務が規定されており、町独自の保険料の軽減や新たな保険料減免制度の導入については困難であると認識しております。

平成30年度は、国民健康保険制度が都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体となる広域化が行われた初年度でございました。広域化においては、都道府県が予算作成時に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得、各市町村の収納率を見込んで各市町村が納付するべき国民健康保険事業費納付金を決定いたします。都道府県の見込みが乖離し、実績で差額が生じた場合であっても、次年度以降に精算は行われない仕組みになっており、事業費納付金の財源不足が生じる事態に備え、基金を保持する必要があるものと認識しております。

なお、平成30年度決算におきましては、国民健康保険料の当初予算と収入済額に2,721万1,504円の財源不足が生じております。このため、現行の町独自保健事業であるピロリ菌検査及び前立腺がん検査の一部助成やがん検診の自己負担助成などを継続して実施するための財源確保を優先し、基金を活用した新たな町独自の保健事業の導入につきましては、大阪府国民健康保険広域化調整会議において平成30年度決算を踏まえた検証が行われるため、その検証を注視しつつ慎重に検討する必要があるものと認識しております。

以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「就学援助について」でございます。

就学援助制度につきましては、子どもの貧困が社会問題になる中、新入学にかかる学用品費等の入学前支給の実施や、支給費目の追加や単価の増額等を行い、制度の充実に努めているところです。「第六次行財政改革プラン」による就学援助制度の認定基準見直しについては、町の財政状況や近隣自治体の状況を踏まえ、今後とも持続的で充実した制度となるよう見直しを行うもので、現在、調査・研究を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、学齢期の児童・生徒が家庭の経済的な理由によって義務教育を受ける機会を損なう状況にならないように、慎重に対応してまいります。

次に、「第三小学校の耐震工事について」でございます。

第三小学校は、昭和48年から昭和52年に現在の３棟が建設されています。平成21年度に第三小学校の耐震診断を行った結果、補強等の必要性があることが明らかとなり、平成26年度に基本構想を策定するとともに、平成27年度にパブリックコメントを実施し、これらの意見を踏まえ検討した結果、Ａ棟については建て替え、Ｂ・Ｃ棟については耐震補強を行うことで事業を進めることといたしました。平成28年度には整備に向けた実施設計を行い、平成29年度にＢ・Ｃ棟の耐震補強工事を行ったところです。

本来であれば、引き続き平成30年度から新Ａ棟の建設を行う予定でございましたが、手続き上必要なＢ・Ｃ棟の既存建物状況調査報告書を大阪府へ提出し、事前協議を進めている中で、既存不適合と判断される鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足が確認されましたため、改善方法について大阪府等との協議に時間を要したことから、当初の予定より遅れが生じたものでございます。大阪府との協議の結果、鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足については新Ａ棟建設時に対策を講じることで協議がまとまり、建設に向けての目途がついたため、仮設校舎の基本設計を行うとともに、仮設校舎設置に伴う予算や新Ａ棟の建設工事予算等を令和元年６月定例会議に計上し、ご可決いただいたところでございます。

いずれにいたしましても１日も早く新Ａ棟の建設を終え、全ての関係者の皆さまに安心していただけるよう事務を進めてまいります。

次に、「子どもの健やかな育成の拠点、住民の財産である保育所のあり方・保育の質の論議、待機児童家庭の実態把握が待たれている」についてでございます。

本町におきましては、現在、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて待機児童解消に向けた取り組みを進めているところでございます。保育施設の整備を進めることは、待機児童の解消はもとより施設内での過密化を低減させるなど、入所児童の保育環境向上に資するものと考えております。

また、保育施設の整備とともに課題となっております保育士確保につきましては、全国的な保育士不足が社会問題となる中、本町におきましても、平成28年度以降、保育士確保に鋭意取り組んでいるところでございます。今後も引き続き様々な対策をあわせて行うことで人員確保に努めてまいりたいと考えておりますが、保育士配置基準に基づく保育士数の確保に加えて、支援保育のための加配保育士を確保する必要があることから、議員ご指摘の支援保育の利用定員の増員につきましては、直ちに対応することが困難な状況でございます。そのような中、町立保育所では平成30年度から、支援保育対象児童以外でも配慮を要する児童が増えている状況に鑑み、集団保育を安全かつ円滑に実施できるよう、異年齢クラス補助要員としての介護員を配置したところです。

いずれにいたしましても、支援保育の利用定員を含めた制度のあり方につきまして、一定課題整理が必要であるものと認識しており、「保育の質」の確保を念頭に、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「災害対応」に関するご質問のうち、「北部地震直後の歴史文化資料館・図書館の資料等の点検、保存整理状況」について、ご答弁申し上げます。

まず、歴史文化資料館ですが、漆喰のはがれや瓦のずれ・破損等損傷がございましたが、地震直後に、歴史文化資料館及び作業室内外の被害状況を確認した結果、所蔵資料の被害はございませんでした。

続きまして、図書館ですが、当時、図書館は蔵書点検期間であり休館中でありました

。地震の影響により天井が一部剥離落下する損傷がございましたが、地震直後に館内点検を実施しましたところ、図書館資料には大きな損害はございませんでした。

続きまして、「保育所、図書館、学童保育室、歴史文化資料館における平成30年度末での臨時職員の退職状況について」でございます。

保育所に関しましては、保育士、看護師等含め、平成30年度末で19人の臨時職員が退職をいたしております。学童保育室では指導員のうち、非常勤嘱託員が３人、臨時職員が１人退職をいたしております。図書館及び歴史文化資料館では、臨時職員がそれぞれ１人退職をしております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「生産緑地地区の買い取り申し出」に関するご質問でございます。

生産緑地地区については、指定後30年を経過した場合または主たる農業従事者が死亡されるなどの場合、市町村長に対して買い取り申し出が可能となっており、特別な事情がない場合は、市町村長は時価にて買い取ることとなっております。しかしながら、先行して制度を導入している自治体の事例を調査しましたところ、財政上の理由から、買い取りを実施している事例はほとんどございませんでした。

本町におきましても、厳しい財政状況等を鑑みると、買い取りは非常に困難である旨、農地所有者向け説明会でもご説明しており、買い取り申し出をいただいた際におきましては、「生産緑地法」第13条に基づき、引き続き該当地が農地として利用されるなど生産緑地地区として管理されるよう、農業委員会等に斡旋を行うことを想定しております。

続きまして、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくり」に関するご質問のうち、「駅前広場・保育等について」でございます。

ご指摘の高さ制限につきましては、駅前という地域特性を踏まえ、また土地の高度利用を図るため、当該土地区画整理事業における保留地エリアにおきましては、集合住宅の建設を可能とし、建築物等の高さの最高限度を50mとしております。本エリアは、当該事業の事業費を賄うための保留地処分金にも影響を及ぼすことから、慎重に取り扱う必要があるものと考えております。また、駅前広場につきましては、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合において土地区画整理事業の範囲内で整備を計画されていることから、町への移管にあたり、高槻警察署をはじめとする関係機関との協議を進めているところです。

最後に、保育につきましては、まちづくりに際して多くの住民の皆様からもご意見としていただいていることから、当該事業に反映していただけるよう、本年６月４日付けでＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に要望書を提出し、協議を行っているところでございます。

続きまして、「百山地区の用途地域変更及び上空通路設置に係る説明」に関するご質

問でございます。

百山地区における都市計画の変更につきましては、住民の皆様に町の考えを理解していただけるよう、広報誌やホームページへの掲載、近隣自治会への案内チラシの配布、住民説明会の開催を行い、手続きを進めてまいりました。こうした中で、今回の百山地区における都市計画の変更につきましては、都市計画案の縦覧の際などに住民の皆様からご意見をいただいておりますが、住民の皆様のご理解のもと、都市計画変更にかかる事務を遂行できたものと認識いたしております。

また、上空通路の設置につきましては、上空通路が建築物ではなく土木工作物に該当するため、「開発指導要綱」に基づかず、道路占用許可申請をもって設置の許可を行ったものでございます。当該申請においては、協議段階において周辺自治会長への説明を必須とし、説明会の開催を希望された自治会の皆様へは、申請者による説明会の開催を指導いたしたことから、近隣住民の皆様への一定の周知はできたものと考えております。

なお、今回の上空通路の設置にかかる案件のように、近隣にお住まいの皆様に影響がある案件につきましては、近隣住民の皆様の合意形成がなされることが好ましいことから、今後につきましても、より良い周知の方法や説明の方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、「役場前町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線などの住宅開発、企業拡張における人口及び通行車両の増加に伴う交通安全対策」について、ご答弁申し上げます。

現在、役場周辺におきましては、大型マンションをはじめ戸建て住宅の建設、さらには中高一貫校の開校が予定されております。本町といたしましても、今後、自転車や歩行者など、様々な交通形態の通行量増加を見込んでおりますことから、平成30年度事業といたしまして、役場前道路に位置する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道拡幅工事を実施いたしております。また今後におきましても、当該路線のみならず、町立体育館前に位置する町道百山３号線や、役場前から体育館に繋がる町道水無瀬鶴ヶ池４号線の道路拡幅事業の実施を予定いたしております。

また、中高一貫校との協議につきましては、昨年度、通学時間帯の安全対策等の協議を実施するとともに、名神高速道路高架周辺の交通規制にかかる協議についても、高槻警察署と継続的な協議を重ねております。

今後も引き続き、財政状況も勘案しながら、人口増加に伴う交通安全対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「水無瀬川の改修」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬川の時間雨量80ミリ対応につきましては、過去から大阪府と協議を行っておりますが、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。本町といたしましても、引き続き大雨災害対策について、大阪府と連携し、取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

消 防 長　「危険物施設について」でございます。

平成30年度の危険物施設の事務処理件数につきましては、新たに危険物施設の設置を許可した件数は１件、変更を許可した件数は10件でございます。

危険物施設における危険物の貯蔵や取扱い、維持管理につきましては、「消防法」や「危険物の規制に関する政令」に基づきまして、審査後に許可し、工事完了後には、完成検査を実施して、使用を開始することとしております。

また、消防本部では、年に１回、全ての危険物施設の立入検査を行い、維持管理状況を把握し、安全の確保に努めております。

以上でございます。

上下水道部長　最後に、「水道・下水道整備」について、ご答弁申し上げます。

まず、「水道管路の耐震化・老朽管路の更新の進捗について」でございます。

現在、老朽配水管につきましては、計画期間を平成26年度から令和５年度とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な管路の更新及び耐震化に努めておるところであり、概ね計画どおりの事業の進捗に努めている状況でございます。

なお、平成30年度末での水道管路の耐震適合化率は、計画策定時点の約22.7％に対しまして、約5.7％上昇し、約28.4％となっております。

次に、「国の補助について」でございます。

老朽管更新事業における国の採択基準につきましては、１点目として地震対策地域であること、２点目として給水人口が５万人未満の水道事業であること、３点目として資本単価が１㎥当たり90円以上であることが､採択基準となっております。しかしながら、本町の水道事業におきましては、３点目の資本単価が１㎥当たり54円であるため、基準外となり、現状では国の採択を受けることができない状況となっております。

なお、採択基準である資本単価については、府内自治体等における共通の課題でもありますことから、公益社団法人日本水道協会を通じ、国庫補助等の採択基準における資本単価の撤廃または緩和について、国に対し要望を行っているところでございます。

次に、公共下水道における「下水道債の繰上償還について」でございます。

平成18年度から平成20年度まで公的資金補償金免除繰上償還制度を利用し、下水道高金利対策借換債による借換えを実施しましたが、この制度は平成24年度に終了したところでございます。そのため、大阪府町村長会や公益社団法人日本下水道協会を通じ、地方財政支援措置の充実を図るためにも、国に対し、再実施及び要件緩和を求めているところでございます。

以上でございます。

河野議員　種々ご答弁、ありがとうございました。「ありがとうございました」と言うのはおかしなことですが、ずいぶん、急がせてしまったと思っております。

再質問については、ちょっと答弁の時間が取れそうにありませんが、今回、いただいたご答弁によって、特に歳入部分及び公共下水道と水道会計等の国の国庫補助や、繰上償還、借換債、そういったものについてのやはり貧しさが島本町に及ぼす影響は大というふうに思っております。その点については、総務建設水道に所属しておりますので、引き続き議論をし、深めていきたいと思っております。

また、民生教育消防常任委員会所管においては、特に国民健康保険の基金について４億５千万、たぶん私の記憶では過去最高の積立額だということでありますが、これだけ黒字会計を続け、さらに昨年度の末と比べれば２倍の基金積立をできたとしても、技術上、統一保険料が示されて、予算で示された保険料の値上げ率が決まってしまえば、仮算定がもう本算定であると、かつての。ということで、黒字になっても基金を積み立てても、翌年度以降の保険料軽減にそれが活用できないという仕組みがあるということが、2018 年度の決算の、国保のこの資料と今のご答弁から十分明らかになったところです。

しかしながら、全国では、広域化は昨年度からスタートしましたが、統一保険料はあくまで大阪府が先駆けてやっているものでありますので、その点について、単年度ではありますが、早速初年度からこのような傾向が起こっているということを十分に住民にも知らせていただき、特に、この議場の中では国民健康保険の被保険者は少数派だと私は認識しております。職員の方は関係ない。私は国保ですが、国民健康保険の被保険者に対しては、特にこの点についてはわかりやすく周知をされ、保険料に対する理解とともに、改善などについては、やはり大阪府に対しても提言をしていく。もちろん、国庫負担の問題は言うに及びません。

そういったことと、一方で島本町の独自で努力している、子ども医療助成制度を独自でやっている分について、国はまたペナルティーをかけているというのが国保会計の実情であります。その点を精査されることについては、民生教育消防常任委員会の議論にゆだねたいと思います。

また、都市創造部からの答弁で、答弁漏れというのか、私の質問がちょっと不明瞭だったというのか、バリアフリー化、交通安全のところでバリアフリーということも、一応問うたつもりだったんですが、指定した場所が名神高架下、百山地域周辺の役場前町道ということを申し上げましたので、バリアフリー化というご答弁には繋がらないということは致し方なしと思っております。

ただ、島本町の事務事業成果報告書で言いますと、要介護２以上しか使えない移送サービスが、これだけの高齢化がある中で、利用件数が横ばい、あるいは減少ということが続いております。本来であれば、この移送サービスがもっと大いに活用されて、高齢者が要介護に至っても、元気に街に出かけることができるという町にならなければいけないところです。これは想像するに、要介護１～２に至るまでの間に、もうすでに自力歩行ができない状態に至っておられて、要介護２の認定が下りる前には、自分の知人や

友人、タクシーなどを使って行動をされていて、そこに移送サービスの情報提供がまだまだ十分でないという現状も私は目の当たりにしております。要介護２になったときには、別の手を打っておられるということですが、このまま続けば、高齢者が自分の行きたい時間に、行きたいところに、自分の意思で出かけるという交通権というものが保障されない。そういった町になっていくことを非常に憂慮しておりますが、これも引き続き常任委員会で質疑をしてまいります。

また、歴史文化資料館と図書館については、やはり北部地震の発生後、人命救助ということが最大でありますが、この職員さんにおいては、やっぱり財産、文化財や図書館の資料を守るということですので、その点、尋ねさせていただきました。この点は、後日の民生教育消防や、あるいは総務建設水道の防災の点で問うていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上の点で、大綱質疑は終わらせていただきます。

村上議長　以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 44 分～午後１時 46 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第１号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、第１号認定から第 13 号認定までの 13 件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 47 分～午後２時 20 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから委員会の日程を、職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、日程についてご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は９月 10 日（火）、11 日（水）、12 日（木）。民生教育消防常任委員会は９月 13 日（金）、17 日（火）、19 日（木）。開議時間は、いずれも午

前10時でございます。

以上でございます。

村上議長　お聞きのとおりでございます。委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から９月29日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から９月29日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、９月30日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でございました。

（午後２時２１分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　５　号

令 和 元 年 ９ 月３０日（月）

島本町議会９月定例会議　会議録（第５号）

年　月　日　　令和元年９月３０日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	小田　哲史	教育長	持田　学
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	由岐　英	健康福祉部長	原山　郁子
都市創造部長	名越　誠治	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	岡本　泰三	会計管理者	永田　暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第５号

令和元年９月３０日（月）午前１０時開議

日程第１　第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算

日程第２　第６９号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について

日程第３　第７０号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
第７１号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第４　第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第７３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第７４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第７５号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第７６号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。 公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

また、本定例会議の会議期間は９月30日までの28日間の予定となっておりましたが、10月４日まで、４日間延長いたしましたので、あらかじめご了承願っておきます。

日程第１、第１号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定　平成30年度島本町水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

なお、本案13件につきましては、去る９月６日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

川嶋委員長（登壇）　おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議において、本委員会に付託されました第１号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか９件について、９月10日、11日及び12日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件10件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、すでに本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、９月12日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第１号認定（所管分）は賛成少数で不認定とすべきもの、そのほかの９件につきましては全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

伊集院委員長（登壇）　おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月６日の本会議において、本委員会に付託されました第１号認定　平成30年度

島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）ほか３件について、９月 13 日、17 日及び 19 日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件４件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、すでに本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め審査を実施したところでございます。

こうした審査経過を経まして、９月 19 日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第１号認定（所管分）は賛成少数で不認定とすべきもの、そのほかの３件につきましては全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと存じます。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案 13 件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第１号認定から、順次討論、採決を行います。

なお、第８号認定から第 12 号認定までの各財産区特別会計の５件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、第１号認定　平成 30 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

中田議員　第１号認定　平成 30 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対して、反対の討論を行います。

2018 年度は、６月の地震に始まり７月の豪雨と猛暑、９月の台風 21 号と、大規模な自然災害にたびたび襲われた年でした。

災害対応に追われる中、３大都市圏以外の市町村では未だ導入実績が少ない生産緑地制度を導入したことは、都市農地保全に向けた取り組みとして評価するものです。しかし、指定された農地は市街地の中の農地の約１割に止まっています。法改正で、生産緑地指定による農地所有者のメリットはより多くなっています。今後もその利点がわかりやすい周知とともに、多くの農地の生産緑地指定を促していっていただきたいと思います。また、「生物多様性保全創出ガイドライン」を策定し、島本町の自然、生物多様性の状況を行政として再認識し、保全創出に向けたビジョンを持ったことも評価できるも

のです。策定後に、いかに有効に運用するか、実効性の担保に向けた取り組みに期待します。また、駅前商店街タウンミーティングは、商店街の横の繋がりや問題共有の場として、また今年度の補助金導入の礎として、にぎわい創出に有効な取り組みであったと評価しています。

福祉について、です。「第４期地域福祉計画」の策定や､福祉ふれあいバスの運行目的の変更や対象者拡大の検討、ひとり親家庭等の自立の促進など、町民の健康と福祉のために必要な取り組みだったと判断いたします。また、当初よりかなりの額の補助金が必要となったことは問題ですが、新たな障害者地域生活支援拠点等施設の整備に向けた事務を進められたことも評価できるものです。2018 年につくられた健康づくり事業「食育の取り組みにおける基本方針」では、島本町の死因別死亡者の割合、一番割合が高かったのはがんでした。かつ、がんの中でも、部位別死亡者の割合が男女ともに高いのは肺がんだったとのこと。喫煙は、肺がんだけに限らず様々ながんとの因果関係があることが指摘されています。「健康増進法」の一部改正に見られるような、受動喫煙防止のため、また町民全体の健康のためにも、今後は健診とともに禁煙サポートに取り組んでいただけたらと思います。

教員の働き方改革について、です。多くの自治体でそれほど導入が進んでいない中、率先してタイムカードを取り入れ、勤務時間の実態把握をしたことを評価します。留守番電話の導入も、負担軽減に効果的だったとのことです。実態把握は、負担軽減の第一歩でしかありません。本質的には、勤務時間の適正化とともに仕事量の見直しが重要です。今後は、月変動を年度比較することや、実態調査などを通して業務改善を行い、勤務時間実態をより効果的に運用していただきたいと思います。教員の採用倍率は全国的に低下傾向です。早期退職者も増え、学生は教育現場を敬遠、人手不足がますます深刻化しています。本町としては、タイムカード導入を最大限活かしていただき、やりがいがあり、かつ働きやすい環境づくりにして、子育て中でも、介護を抱えていても、誰もが働ける環境を作っていただきたいと思います。教員が働きやすい環境は、子ども達の教育の質にも大きく影響します。

教育相談機能の充実について、です。スクールカウンセラーの配置日数や相談場所を増やしたこと、その他現場レベルでの対応や連携体制を構築したことや、保護者や教員が専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとよりスムーズに繋がる仕組みを作ったこと、大変評価するものです。教育現場を熟知し、課題を認識している現場の先生が教育委員会に入り、仕組みづくりに着手することで、大きな成果が得られた事例と考えます。この点、保育分野でも人事交流を取り入れられてはいかがでしょうか。今後、町内では民間の認定こども園や民間保育所が増えます。公立保育所も正規職員が少ないことや、過密により保育の質に懸念があるなど、課題が山積しています。保育・教育分野でも、現場を熟知した保育士や教員の方が教育委員会に配属される

ことで、さらにスムーズな教育・保育環境を構築できるのではないでしょうか。ぜひ、検討していただきたいと思います。

熱中症予防に関してです。災害レベルの酷暑の中、熱中症対策の通知をいち早く出したこと、かつ暑さ指数計を購入し、学校ごと、場所ごとに計測できるようにしたことは評価いたします。一方で、原則運動禁止の暑さ指数の中、夏休み中の部活動においては、すべての部活が活動を行っていたということは、幾ら暑さへの配慮をしていたとしても理解しがたいことでした。気候変動により、環境が大きく変わってくる中、これまでどおりの対応をすること自体に危険があることを認識されたいと思います。毎年のように猛暑が続き、かつ今後も傾向が悪化することが予測される中、児童生徒が熱中症になる危険性は高まっています。部活動のあり方はもとより、運動会をはじめとする行事や体育の授業など、見直しが必要になってくることもあるでしょう。児童生徒の健康、命を守るため、曖昧な言葉で現場に判断をまかせるのではなく、屋外活動や運動を禁止するなど、具体的なルール作りに取り組んでください。また運動場所の確保として、また防災拠点として、体育館のエアコン設置の検討とともに、温暖化の根本的な原因でもあるＣＯ２ 削減の取り組みも、学校で進めていただきたいと思います。

小・中学校の地震対応について、です。北部大阪地震では、学校間の対応に差がありました。特に大事には至りませんでしたのが不幸中の幸いでしたが、高圧送電線の落下を懸念して、通常とは違う避難を行った二小での対応には問題があったと思います。これらを受け、危機管理マニュアルの見直し、緊急時の児童生徒の引き渡し訓練を行うようになり、再発防止に努められたことは評価いたします。二小を横切る送電線に関しては、昨今の異常気象による台風の大型化を受け、風圧による倒壊の危険性が懸念されています。この件、二小は土砂災害の避難所にもなっていることから、学校関係者はもとより危機管理室とも情報を共有し、地域住民への周知など、安全対策に努められたいと思います。

このように、2018 年度の施策には、大いに評価できる点がある一方、問題だと感じることもありました。

１点目は、住民意見の反映についてです。2018 年度は「総合計画」や庁舎建て替えのワークショップ、駅西のタウンミーティング・説明会や公聴会を開催し、町の施策について、行政が住民意向を把握する機会を積極的に設けたことは、よりよい方向への第一歩だろうと思います。しかし、こうした得られた住民意見は、それぞれの事業や計画に十分に活かされたでしょうか。

例えば、駅西側については住民意見把握の結果、「マンション建設に多くの方が反対の意向を持っていると認識した」にも関わらず、都計審では、反映できる意見はありませんでしたという行政職員の発言もあったように、駅前に 50ｍの高さのマンション建設を可能にする都市計画案に、行政は全く変更を加えませんでした。職員も多大な時間を

かけて住民意見を聞いたことでしょうが、意見を町に寄せた住民も、かなりのコストをかけて、島本町をよりよいものにしようと時間を割き、心を砕き、町に意見したのです。にも関わらず施策に反映させなかった。残念ながら、結果的にこれらの取り組みは、行政と住民の信頼感を培うどころか、逆に損なったのではないでしょうか。住民意見を聴取するのは、施策に反映させるためです。形式的に「聞きましたよ」とすれば良いというものではないと思います。

２点目は、三小についてです。三小Ａ棟耐震化に向けた取り組みについては、遅れが出ていたものの一定前進が見られました。しかし、現状の安全対策及び保護者、地域住民への説明がおろそかになっていたことは否めません。この点について、文部科学省の通知で繰り返し要請され、かつ保護者からも要望があがっていたにも関わらず、放置を続けていたことは重大な問題です。耐震化のスケジュールが決まっていようがいまいが、説明を含む現状の安全確保については、速やかに対応すべきでした。どこに危険があるかを知って備えていれば、いざというとき、安全性が高まります。この点、教育長も同意されています。何かあってから対応するのでは遅いのです。にも関わらず、耐震化までの期間の説明を含む安全確保の取り組みが行われていなかったことは、行政の不作為としか言いようがありません。同じ時期に検討された第四保育所の耐震化については、「命が優先」を錦の御旗に、問題の多いふれあいセンター移動を強行したのに、三小については、今すぐできる取り組みとしての安全確保のための対応さえしていなかったことになります。行政として整合が取れていません。この点、猛省に値します。

反映されない住民意見を集めるのに予算と労力をかけたことは、効率的な予算の執行の観点から問題だと考えます。中途半端は一番よくありません。住民意見を聞くこと自体は素晴らしいことですから、これが無駄にならないように求めます。

また、三小については耐震化は一定前進したものの、現状の安全確保について、各方面から再三の指摘があったにも関わらず放置した点は、住民の、しかも子どもの安全を脅かすことになった行政の重大な不作為として、決して見逃せません。

以上をもって、反対の討論とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第１号認定　平成 30 年度島本町一般会計歳入歳出決算につき、認定するものとして、戸田より討論を行います。

自主財源の多くを占める町税の減額、普通交付税の減額などが影響して、前年度決算よりも収支は悪化したものの、過去５年間の法人税の推移を見ると、今なお安定した町民税法人税に恵まれていることがわかります。しかしながら、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は 101.7％となり、前年度から 13.6 ポイント悪化しています。財政収支見通しは、今後、さらに厳しい状況になり、第６次行財政改革を適切に進めていかなくてはなりません。

2018 年（平成 30 年）度は、6 月の大阪府北部大地震、7 月豪雨、9 月の台風 21 号と、立て続く災害の被害を受けました。災害発生時においては、未知の混乱の中、冷静沈着、かつ誠意ある姿勢で臨まれていたと判断しており、災害対策に従事されたすべての皆さんに、改めて感謝申し上げます。

もちろん、課題は多く、年度末には『災害の記録』を作成、後世に残されました。災害時には、地域を知る基礎自治体の職員こそが最も頼りになる存在です。しかしながら、災害規模に関わらず、職員の果たす役割には自ずと限界があり、自治会、自主防災会、個々の住民が持てる力を発揮できるよう、災害に強い地域づくりをともに進めていかなければなりません。今後の課題の一つとして、女性の視点での災害対策や避難所運営への取り組みを、ここに求めておきたいと思います。

また、6 月の大阪北部地震の際には、未耐震の第四保育所で子ども達の命を守れるのか、もしも保育中に大きな揺れが起こっていたらどうすればいいのか、保育士に大きな不安が拡がりました。また保育の過密化状態は、災害時の避難を大変困難にします。保育士の働く環境としても、早期の改善が求められました。「保育基盤整備加速化方針」は、本来的にはここから始まったと私は考えています。

11 月に「保育基盤整備加速化方針」、12 月に「保育緊急事態宣言」が相次いで公表され、職員の総力をあげて問題の解決に取り組みたいと、山田町長の強い思いが示されました。基盤整備を具体的に進めていくにあたっては、見逃せない数多くの問題、懸念があり、そのことを折に触れ私は指摘しつつ、「保育基盤整備加速化方針」「保育緊急事態宣言」については、基本的に支持してまいりました。今も、その思いに変わりはありません。

しかしながら、府内でも群を抜いた待機児童数、待機児童率への対策を急がなければならないこと、子ども・子育て支援新制度と幼児教育・保育の無償化制度が、公設公営の場合は基礎自治体の財政負担を重くする制度設計になっていること、ＪＲ島本駅西地区が住宅を中心とした土地区画整理事業計画であることなどと相まって、問題は大変複雑化しています。必要利用定員数を満たす供給量を急ぎ確保することに重点が置かれ、第四保育所の耐震化の課題が、到底納得できない姿でグランドデザインの中に溶け込んでしまいました。

ふれあいセンターでの暫定的な保育、そして新園舎を保育環境としてはより劣る場所に定員数４割減で建てること。なおかつ四保跡地には民間の認定こども園を募集するなど、あらゆることが五月雨式に進められています。財政的な裏付けのない「方針」でありながら、あたかも確固たる計画であるように進められ、補正、繰越で予算計上が次々に行われました。まさに、これこそが緊急事態。この異例とも言える状況に、思わぬ事故や犯罪を招かないよう、見落としがないよう、繰越明許報告案件に対しても、積極的な質疑・確認に私は努めてまいりました。審議を経て、議決したからという理由で、議

会がその監視機能を手放し、議論を避けてしまってはいけないと考えています。

さて、このたび新庁舎建設の実施設計の予算計上を先送りするという方針が表明されたことから、決算審議にも大きく影響があり、それぞれの常任委員会において、様々な角度から「保育基盤整備加速化方針」「保育緊急事態宣言」について厳しい質疑が行われました。そもそも、「保育基盤整備加速化方針」に基づいて整備した場合、どのぐらいの予算が必要になるのか、財政的裏付けが示されないまま今に至っています。思うに、例えば仮設園舎は高くつくという見解や認識が示されていましたが、このたびの第三小学校の仮設校舎の入札額は、８％の税込みで２億 131 万２千円、予算額は３億 9,250 万円と、ほぼ倍であったことから、教育委員会の見積りは概して高めであると考えることができるわけです。

また、第三小学校の基本構想の策定は外部委託し、財政的な比較対照が行われていましたが、「保育基盤整備加速化方針」は外部委託はされず、第三者的な検証ができていない。すなわち、あくまでも「方針」として示されたものが、その後、「緊急事態宣言」が出され――ほぼ同時にですね、五月雨式に様々な予算計上が加速化的に行われ、既成事実化していくという思いを強くしています。

申し上げたいことは、個々の事業の予算規模を、今からでも良いので議会にお示しいただきたいということです。「方針」をもとに、財政的な裏付けのある「保育基盤整備加速化計画」としてお示ししていただく必要がある、この一言に尽きると思います。

さらに私は、現在の第四保育所の場所で町立保育所を建てる場合と比較して、現方針にどれほどの優位性があるのか、お示しいただきたいと思っております。新庁舎建設の事務執行のスケジュールを見直されたように、第三小学校基本構想が複数の案を検証されていたように、保育所の整備についても、第四保育所を元の場所に新築するという案を含めて、グランドデザインの再検討が行われるべきではないでしょうか。

現実路線、財政上の理由から、90 人規模はやむないと私は考えています。定員数を縮小すれば、運動会が開ける規模の園庭を確保することも可能になります。かりに、頑なに今の方針を貫かれるのであれば、少なくとも第二幼稚園跡地の認定こども園に土地を無償貸与したように、それに準じるのが筋というものであり、その理由は過去に一般質問で述べたように、保育の質と、安定性と公平性です。しかし、島本町の保育のあり方を総合的に考えれば、第四保育所は今の場所で新築することがベストチョイス、新庁舎のみを見送るのではなく、総合的に精査し直し、財政的裏付けのある計画案で、その必要性を確認したうえで納得のいく事務執行を行わないと、後々、望ましくない結果をもたらします。

さて、これは私の賛成討論です。なぜ、本決算を認定とするのかということを、次にお示しいたします。

今、起こっていることは、人口３万人を維持し、税収増を目指すが、納税者である働

く世代にとって必要不可欠な保育・教育にはお金を使わないという、過去 10 年来、いえ 20 年来の島本町が取ってきた政策判断が招いた結果にほかなりません。さらに、これまで町の都市計画への姿勢が招いた問題です。町全域に最高限度高度地区、絶対高さを定めて一定の規制をかけるなど、景観形成や適切な人口誘導への戦略が圧倒的に欠けていました。実は、このことが府内で群を抜いてワースト１となった待機児童率に大きく影響しています。

「第四次総合計画」に明記されている景観形成の推進に、町は消極的な姿勢を貫いてきました。開発による待機児童増は安易に予測できたのに、これを認めず、過密保育であることも認めようとしなかった。このことを訴え続けてきた者としては、問題点を認め、積み残された課題に着手されたことを評価せず、この問題に向き合うことはできないという思いが強い。不認定としない、最大の理由はここにあります。

仮に、「保育基盤整備加速化方針」が示されていなかったならば、今、この町はどうなっていたでしょう。第四保育所を当初予定した耐震改修工事でなく、新築建て替えとされたこと。若山台住宅の価値を高める空き店舗を利用した小規模保育所を、機を逃すことなく設置されたことなどは、純粋に評価に値するはずです。山田町長になって、ようやく幼児教育・保育施設の整備に光が当てられ、説明会やタウンミーティングが開かれるようになりました。ふれあいセンターでの暫定保育について、保護者の意見を聞き、その反映に努められたことも、私がこれまで見てきた島本町の姿勢とは異なっています。もちろん、もっとほかのやり方があったのではないかという思いはあります。しかしながら、改革・改善に尽くされた現場がこれをもって批判されるならば、それは理不尽というものであり、組織は疲弊します。何もしないほうが安全圏にいられる、無事に過ごせるという思いが蔓延する組織、これは避けなければなりません。

第三小学校の耐震化にも同様のことが言えます。株式会社阿波設計事務所による基本構想検討報告書では、Ａ棟移築についてはプレハブ校舎を必要とせずに新築が可能、と書かれていたと私は認識しています。ここに一つ問題があったとも言えますが、当時の教育委員会には、それを見破る技術力を欠いていた。議員も、これを見抜くだけの調査を行えていなかった。土木・建築における知識の欠如が、このたびの公共施設の耐震化問題を招いているとも考えられ、さらに公共施設の建築設計や各種計画の委託業務を、価格による入札で決定していることも影響していると思っております。

もしも、あのまま仮設校舎は必要なしと判断が続けられていたならば、工事期間中の学校の混乱はいかばかりかと思うと背筋が寒くなります。保護者の指摘がなければ、未耐震のＡ棟を児童が頻繁に利用することになっていたり、給食を元の教室で食べることにしていたり、未耐震であることの深刻さの受け止め方が甘すぎたことは批判を逃れません。さらに、鉄筋を覆うコンクリートのかぶり圧不足などによって耐震化工事が大幅に遅れてきたことが判明してから、長く議会にこれを報告していなかった。保護者も知

らされていなかったことは大きな問題でした。

しかし、これとて２月定例会において、人びとの新しい歩みの大綱質疑に答え、現教育こども部長の答弁によって、ようやくコンクリートのかぶり圧不足が明かされたのです。極端に低いＩｓ値、かぶり圧不足、そして何より工事検査済証の不存在。あるいは想定外のごみが埋められていた衛生化学処理場の土砂撤去など、遠い過去に行われた工事のあり方によって、多くの財源、多くの時間を費やしているのです。保育の「加速化方針」だけが要因では決してありません。

平成 30 年度は、そういう意味で積み残されていた重い課題に着手され、それらが表面化した年度でありました。もちろん、第三小学校の保護者をはじめとする住民にとっては、怒りと不安と失望の連続であったわけですが、それは町長とその執行部だけではなく、町政運営の一翼を担う議会、１期目の新しい議員は別として、議会にも向けられていると私は受け止めております。お金を理由に先送りしたり、耐震化手法を選択したりしてきたことが、保育・教育現場にどのような負担を強い、どのような結果を招いたかを考えれば、財源を主な理由にして新庁舎の建設を見送ることは得策とは言えません。財政的な理由から、あるいは第三小学校耐震化問題に配慮、遠慮するとして、これ以上先延ばしすることがないよう求めておきます。

評価する事業について、その一部を述べます。

「都市農業振興基本法」ができた後、速やかに生産緑地制度を導入されたこと、し尿処理場の解体撤去、老朽化する清掃工場の管理運営と後進の育成、府条例に違反する土砂の埋設への指導協力、「生物多様性ガイドライン」の作成など環境分野における地道な取り組み、また事業評価の手法を用いた補助金制度やイベント事業の見直し、広報しまもとにおける住民の肖像権への認識、青凌学園開校を見込んでの歩道整備、障がい者福祉による人権文化センターの清掃、障がい者の地域拠点施設の開設、福祉ふれあいバスの利用者拡充、部活動のガイドライン導入、教員の働き方を見直す取り組み、後鳥羽上皇に関わる国宝２点の複製作成、小学校社会科副読本『しまもと』の再編集などです。日頃の救命救急活動に深く感謝し、女性消防士の活躍、さらには女性消防団の発足も期待します。「人づくりはまちづくり」、職員の人材育成と技術力の検証に努めてください。

最後に３点だけ、要望と課題です。

平成 30 年度は、都市計画に関連して多くの意見聴取がされました。これらを踏まえて、景観条例、景観計画、町域内の絶対高さ規制、立地適正化計画などの取り組みが、今後、加速化的に行われることに期待します。「第五次総合計画」策定の課題です。

庁舎建設事業は多額の財源を要することから、財政運営へ与える影響が大きいため、長期的な視点でトータルコストを考え、建て替えを選択した理由や事業計画等について、議会や住民への十分な説明を行い、合意形成を図る必要がありますと、大阪府は述べて

います。耐震は建物を守るもの、免震は人と仕事を守るものとも言われ、地震後の初動体制を考えて、免震構造を採用することが望ましいこと、実施設計は必ずプロポーザル方式で公募することなど、後悔のない判断ができるよう求めておきます。

認定こども園の整備、民間事業者の相次ぐ参入など、本町の未就学児の保育・教育環境は大きく変わりつつあります。教育委員会との人事交流により、本町の幼児教育・保育に総合的視点を持てる人材育成が必須と考えます。また、複雑な勤務体系で多くの保育士が働く現場をマネージメントできる管理職を育成することも急務です。小学校、中学校では、すでに当たり前のように行われていることであり、早期実現を目指して、鋭意検討、必ず山田町長のもと、実現していただきたい。

以上をもって、私・戸田の賛成の討論といたします。ありがとうございます。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

大久保議員　第１号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新の会の会派を代表して討論を行います。

平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算の実質収支額は、4,863万7,972円の黒字決算となっておりますが、その一方、単年度収支、財政調整基金の積立・取り崩しなどを差し引いた実質単年度収支については３億3,977万８千円の大幅赤字となりました。また、財政構造の弾力性を示す指標とされる経常収支比率は101.7％で、前年度に比べ13.6ポイント、大幅に上昇しており、厳しい財政状況を示しております。このことを踏まえまして、各常任委員会に付託された内容ごと、討論してまいります。

総務建設水道常任委員会所管分について。

特別土地保有税について、大阪府徴収機構の引継ぎの検討を含め、解決に向けた取り組みをお願いいたします。新庁舎建設につきましては、早期の方針をお示しいただきたい。また広報では、『しまもとプラザ』費用対効果については事業の継続の有無を含めた検討を、またLINEの活用など、より幅広い年齢層への情報発信についての検討をお願いいたします。中高一貫校の開校に合わせたＪＲ島本駅の改札増設の申し入れ、通学などで生じる町内の交通安全対策については、引き続き取り組みをお願いいたします。公園整備については、まず、その利用状況やニーズの把握に対して調査を行っていただきたいとお願いいたします。

「新庁舎建設基本計画」作成、「財政収支見通し」を作成した後に、「保育基盤整備加速化方針」を発せられ、その後、優先すべき事業の詳細な費用が積算されていく中、多額の費用が必要となったことから、新庁舎建設計画が延期されたことが確認できました。新庁舎建設による財政の悪化については、以前より指摘をしていたところであり、今回の延期につきましては理解できるところではありますが、一方で、財政見通しの甘さについては町長自身も認められているところであり、「保育基盤整備加速化方針」が現在も示されていることを考えれば、今後、行われる様々な事業に対しても、今回のよ

うな事態がまた起こるのではないかという不安が残ります。５年先、10 年先のまちづくりを計画し、実行するという、非常に難しい業務を日々遂行されていることは十分承知をしているところではあり、新庁舎建設について、次年度当初予算の際に一定の方向性は示せるだろうというお答えはいただいておりますが、やはり町にとって非常に大きな事業であるわけですから、難しい中でも、平成 30 年度中に十分なシミュレーション、検証を行い、示すべきものだったと判断をします。

民生教育消防常任委員会所管分について。

健康福祉部に関しましては、子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設・運営に対する補助制度には一定評価をいたします。今後の運営に関しましては、本町の補助制度を利用せず運営できることが望ましいと考えますが、運営者の動向も注視され、ご検討ください。また、子ども食堂における食中毒や怪我対策についても留意されるよう、お願いいたします。民生委員・児童委員の担われる業務は多岐にわたり、その業務量も年々増加をしていることは、皆が周知のことです。超少子高齢化が進む中、民生委員・児童委員の役割は大きく、その業務負担の軽減は急務であり、担い手不足の解消に今後も取り組んでいただくようお願いいたします。

本年、障害者地域生活拠点等施設の開設により、障害者にかかるサービスが充実してきていることは大変評価するものです。しかしながら、町内の児童発達支援センターの設置や児童発達支援事業所の立ち上げには、財政との整合性や、対応可能な事業所が見つからないなど、課題が見受けられます。今後は、他市町村との協定や事例などを広く検討され、課題解決をお願いします。福祉ふれあいバスの適切な運行に努められ、現行予算内で創意工夫されていることを評価いたします。今後におきましても、福祉ふれあいバスのあり方について、ご検討をお願いします。

風しん予防接種費用助成事業を実施し、平成 30 年度に 95 名に対して予防接種を実施されました。しかしながら、予防接種を受けられた男性は９名であり、課題となっている 30 歳～40 歳代の風しんの免疫を持たない男性は、依然として存在している状況です。このような状況の中、本町は大阪府に対して、この助成金の継続を要望され、今年度も制度が継続となったことは高く評価をします。今後も風しんの流行や、妊婦さんの安全保護を考慮し、大阪府に対して風しん予防接種費用助成事業の継続を要望していただくよう、お願いします。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の参加者数は年々増加をしており、この事業の地域への展開が進んでいることを評価します。しかしながら、サポーターの方の高齢化も心配されていますので、今後ともこの事業が継続可能なものになるよう、きめ細かい支援をお願いいたします。平成 28 年１月に認知症高齢者等見守りネットワーク事業を構築、平成 30 年度末の登録者数は 43 名と、増加をしております。しかしながら、新しい事業所の参画拡大の課題があり、今後も可能な限り参画拡大をお願いします。健康マイ

レージ事業に関して、この事業は町民の皆様が自ら普段の生活の中で健康に対する意識を高め、健康づくりに取り組めるよう支援するものであり、医療費の抑制にも繋がる良い事業と評価をいたします。今後も、大阪府との協議や財政の整合性を考え、事業の継続を検討されるようお願いします。

消防本部について。平成29年に設置された「119番通報標識」を定期的に巡回され、運用されています。荒廃をしている本町の山林を、消防職員の方が実際に巡回整備されていることを評価いたします。今後の標識の維持補修等、よろしくお願いをします。また、近隣の消防にドローンやオフロードバイクの導入例があり、その活用効果など検証され、広域化で使用可能であれば協定を結ぶなど、本町が利用できる環境の整備をご検討ください。

教育こども部所管分について。

老朽化した小･中学校のプールの維持改修にかかる費用は､本町にとっては大きな負担となります。民間プールとの連携は、ぜひとも検討すべき事業であると考えます。今後、ＪＲ島本駅西側開発などを視野に入れられた検討をお願いします。また、夏休みの子どもの居場所づくりとして、クーラーの効いた学童保育所の活用として卓球などを取り入れるなど、今後のご検討をよろしくお願いいたします。

令和２年に、新しい中高一貫校が島本町に誕生します。高校生の方にも、本町の通学路の見守りに参加していただけるように、ご検討をお願いします。

不登校の低学年の児童数が増えていることは、深刻な問題であると認識をします。今後も就学前施設とのさらなる連携を図り、幼児教育から学校教育への段差を低くする施策をお願いいたします。また、いじめ･不登校･虐待問題等対策に対応するスクールカウンセラー､スクールソーシャルワーカーの勤務時間の拡充が課題として残っております。子ども達の安心･安全を守るためにも､今後とも大阪府への要望をお願いします。教職員健康診断として、今後も年齢を考慮した乳がん検診の受診内容を検討され、きめ細かい検診の実施をお願いします。

図書館に関することとして､平成29年７月から北摂地区７市３町の公立図書館の広域利用が開始され、本町の対応や、その成果について評価をします。今後は、他市町村の図書館への貸出依頼の手続きを簡素化するために､本町図書館ホームページの利用など、町民の皆様の利便性を検討していただくよう要望します。

学校教育における、北朝鮮による日本人拉致問題の取り組みについて。一向に進まない拉致問題の啓発に、大きな不安を感じます。拉致問題は現在進行形の人権侵害事件です。私たちの大切な子ども達を守るため、また、この拉致問題が風化しないためにも、事実をしっかりと次世代に伝える義務が私たち大人にあると考えます。学校での今後の早急な取り組みを強く要望します。

保育基盤の整備拡充として、何回も申し上げますが、全国的な保育士不足を受けて、

本町独自の保育士配置基準を見直す時期に来ていると考えます。保育士の処遇改善の効果を否定するものではありませんが、各市町村も保育士の処遇改善には大変力を入れており、本町の財政状況では、その効果は期待できないのが現状ではないでしょうか。私は、１人でも多くの待機児童を解消すべく、町長は「保育緊急事態宣言」を出されたものと思っておりました。しかしながら、その内容は保育施設整備の前倒しであり、予算との整合性も図られず、待機児童に苦しむ町民の力添えになるような、血の通う施策についても、結果的には何も考えられていないのと同じ状況になったことは残念でなりません。

本町の職員の皆様が汗をかかれた平成 30 年度決算の実績を否定するものではありませんが、行政の長である町長が、本町の今後の重要事業との整合性も顧みず「保育緊急事態宣言」を出されたことには、深い違和感を感じます。また町民の皆様から、本町の財政状況がよくわからない、このままで大丈夫かなどの不安の声があります。今後、本町の財政状況の見通しをわかりやすく、町長自身が町民の皆様に丁寧に、直接、説明をしていただくよう、強く要望をします。

いずれにいたしましても、町民の皆様から付託を受けた議員として、今回の予算が、とても適切に執行されたものとは判断しがたく、不認定の討論とします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第１号認定　2018 年度島本町一般会計決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

認定の本論に入る前に、過日、９月２日開催で、定例会議直前に議員全員協議会が開かれ、山田紘平町長から、新庁舎建設事業の本年度関連予算提案を先送るというような表明が行われました。この表明時期については、せめて一般質問の届出時期までに、百歩譲っても決算大綱質疑通告日前日までに情報提供ができなかったのか。14 人の議員が持てる能力を発揮して、この事態にあたり、非難や批判だけに終わらず、この局面を乗り切るためのより積極的提案や審議ができる日程としては必要であったものと、この点、苦言を呈しておきます。

それでは、この認定の理由について、まずは、検討を加えるべき点から申し述べます。

多くの災害が到来いたしました。ごみ処理では、停電時に広域連携での支援を受けました。停電時で、ごみ焼却場が休止をするという状況において、広域連携での支援を受けております。また、大沢地区の停電による１週間近い大沢特設水道の断水が起こり、かつて町の歴史で、これだけ長期に給水支援にあたるということはなかったと思われます。この給水車派遣をしたことは、今後の島本町の歴史にも明記をしていただきたいということを、先に申し上げます。

また、町立やまぶき園の危険度判定により、当時の施設の再開が絶望的になる中で、一時、この施設利用は休止され、島本町職員の休憩室を開放して再開、図書館も損傷のため休館、改修を余儀なくされました。このように土曜日も含むフルタイム稼働の公立施

設については、ふれあいセンター以外に空調管理や、また耐震などについても不十分な施設が多く、さらに学校体育館の空調設備への国の支援を積極的に活用し、今後、各地徒歩圏中の避難所が活用できるように改善されたい。

また、都市創造部所管では、清掃工場の問題です。ただいま地球温暖化防止の国際会議が行われており、ＳＤＧｓの観点からも、島本町財政上の観点からも、ごみ減量が待ったなしです。焼却炉２炉の稼働を見直すことについて再検討を求め続けてまいりました。長期包括外部委託をした忠岡町を前任期中に常任委員会で視察をしておりますが、精密機能検査の重要性を再認識し、当年度、島本町では精密機能検査二度目が実施されております。その中で、ごみ質調査も含まれております。しかし、忠岡町では長期包括外部委託を行うにあたり、１炉を閉鎖し、ごみ減量に努められておられました。

島本町は２炉８時間運転のバッチ炉で、毎年延命策を施し、連日、重油を投入し、火を入れ、また夕方には火を消し、耐火レンガの劣化を促進させております。温暖化、炉の延命、財政負担上からも、この焼却炉２炉のうち１炉を週１回でも休ませる。あるいは１炉を 16 時間運転させ、さらに１炉を休ませるなど、重点課題として、今後、住民との真剣な課題共有をするべきところ、ほど遠い現状です。高槻市に広域連携の協議を申し出る前に、町内住民、議会、職員あげて、この清掃工場ごみ焼却の問題、努力すべきことが残されております。委員会でも申し上げましたが、高槻市の「一般廃棄物処理計画」の 13 ページには、燃やさなくていいごみの分析まで踏み込んでおられます。今こそ、島本町はごみ減量取り組み開始を速攻で始められ、広報、今月９月号のような特集を毎月連打していただくこと、これを強く求めておきます。

次に、ＪＲ島本駅西地区都市計画住民意見の反映、財政的な影響についての情報提供が極めて不十分であったことです。都市計画案については、かつてない意見聴取の場を設けた――これは後に評価点としても述べますが、住民がその機会を十二分に活用され、積極的に参加はされたものの、その夥しい意見を採用することなく現在に至っていることは検討すべき点です。

もう１点は、土地区画整理準備組合、地権者中心の組合施行である本土地区画整理事業のエリアについて、本来、積極的に情報提供すべき、この組合のホームページの更新がされていない。中には１年以上更新されていない内容もあるということを、委員会では指摘させていただきました。私が公聴会、島本町主催の公聴会前に情報公開請求した事業計画にかかるもの、財政収支にかかるものなども、結果、公開期間を２週間延期され――これは公聴会には間に合わず、議論の精度を落としたと自分自身では思っております。すでに今、都市計画決定はされています。認可を受けるべく事業内容を情報提供されることを強く当事者に求めていただき、島本町による情報提供としては公共下水道、水路の付け替え、一部道路の改修にあわせて２億３千万円を上限とする最低限度の範囲の国庫補助に関わる自治体からの概算要望や本要望を提出されることに関しては、今後、

議会、住民に、早晩、明らかにしていただきたい。

また、検討すべき事業を順次申し上げます。

人事課に関わる資料請求で、普通退職者が昨年度９人おられたということがわかりました。現時点では、実務経験年数、資格取得の状況とその待遇が、かなり反比例している典型的な職場、例えば保育所、図書館、歴史資料館の臨時的任用職員の待遇改善が納得いくものでなければなりません。正規の若手職員、新人や、実務経験の少ない正規職員にも負担がかかっていると思われます。若手新人が安心して働ける職場に転換をされるよう求めます。

また、やまぶき園の休所に関しての補償金の協議がされました。もちろん、別の施設２ヵ所に分かれて、あの猛暑のときから車いすでの移動を余儀なくされる。また地下１階には障がい者用のトイレがなく、１階までエレベーターを使ってトイレの移動をしなければならない、間に合わなかった、というようなことも聞いておりました。そういったことで苦労された職員さんの苦労に報いる補償金の支出ということについては妥当なものとは考えますが、この経験、教訓から、未耐震のままの体育館の委託業務――これは体育協会です、指定管理者などの受託業者の責めに帰さない急な休業・休所の際の契約、基準の確認をしっかりと行っていただきたい。

それから、高齢者の移送サービスですが、個別の状態にあわせる形で今、検討中であり、先送りされているタクシー１メーターチケットの配付も、同時に実施をすることを求めます。二者択一での利用制度を作ることが大切だと思われます。そもそも、この事務事業成果報告書を見ますと、ここ数年来、高齢者の増加、要介護人数の増加という傾向がある中で、この移送サービスの利用件数が横ばい、あるいは単年度では減少しているということは、この高齢化の中ではあり得ないことだと思っております。その一番の問題は、この移送サービスの情報提供が不足していること。要介護２になった時点で、即ケアマネジャーからの情報提供がなかったという声も聞いております。要介護３を受け、要介護５になって初めてタクシーの移送サービスを知ったということで利用されているような声も、多くを聞いていたわけではありませんが、私の周りでは多くおられます。一方で、要介護２以上の方では、ほぼ福祉ふれあいバスの乗車は無理です。また、要介護１の方でも無理な方が多いと思われます。唯一の要介護者への移送サービスであるということを肝に銘じて、この制度の精度を上げ、情報提供・活用に繋げるように、そして結果として高齢者の移動権の保障を果たしていただきたい。

教育こども部、「保育基盤整備加速化方針」について、タウンミーティングやパブリックコメントを実施しておられません。ＪＲ島本駅西地区の児童数の最大の増加分を見込んだ保育所整備は、認可定員総数も含め、一度、今、立ち止まって検証、修正も必要だというふうに私は考えております。先日、河野の一般質問等でも明らかになった当該ＪＲ島本駅西地区開発エリアの中での保育ニーズは、最少 81 人から最大 148 人の増加、学

童保育は 45 人から 93 人の増加、そして小学校児童においては 118 人から最大 310 人もの増加をすると想定をされているとわかりました。この際、ＪＲ島本駅西地区として分離独立した保育･教育の加速化方針とすべきであります。

また、私はかねてから第四保育所を駐車場に建設することについては異議を申してまいりました。騒音・震動や防音対策にも、さらなる費用がかかると想定します。また、それよりも交通安全対策のための警備員配置、この警備員は相当な訓練を経た警備員が必要だというふうに考えております。また、底地や埋設物、園庭の整備、諸々勘案すると、90 人という定員縮小をしたとしても、イニシャルコストもランニングコストも合わせて費用がかかるということを懸念しております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

一方で、第四保育所跡地を民間法人に売却してはどうかという意見が、この議場でも交わされておりますが、これについては、土地鑑定の期間をさらに有することと、あげく島本町の財産貸与、交換、譲渡の条例にかかり、保育所という公共用地であれば、公共目的であれば、鑑定結果に近い価格で売却できる可能性は極めて低いと想像をいたします。この際、「加速化方針」にかかる収支計画を即明らかにしていただき、第四保育所跡地の活用について、再考を求めておきます。

また、歳入、財政上の問題は、この議会での大きな議論の的となっております。歳入においては、「普通会計収支見通し」、示されたものについては、引き続き二元代表である議員、議会も主体として財政分析を加えて、そして必要な国・府に対する補助金などの対策、歳入については言うべきことを求めていくという姿勢が私たちにも求められていると、非常に痛感しております。

ただ、歳入上、明らかになったことは、国の制度で導入された地方法人税収の低下が１億５千万にものぼるということがわかりました。今後も、この地方法人税は、島本町の貴重な法人税収入、独自の財源について、毎年 6,500 万から１億数千万という減収に繋がるということが続きます。

また、当初予算、補正予算でも指摘をしてまいりました。マイナンバー制度導入への国庫補助は人７の資料により、国費による補助は 8,526 万８千円に対して、歳出は２億 3,888 万９千円であります。大半が島本町の大きな持ち出しとなっております。個人情報への懸念、またＩＣチップに含まれる情報拡大への懸念は、もうこの議場で繰り返しませんが、今後も、このシステムが個人情報及び自治体財政を圧迫することは必至です。

また障がい者雇用については、大綱質疑でも申し上げました雇用率水増しへの国への猛省を、私たち議員が、地方議員が求めなくてはなりません。地方公共団体、島本町や民間企業の努力にこそ支援や、公共施設のバリアフリー化に、国は今こそ支援をすべきだと考えております。

また、島本町がやまぶき園を廃止し、障害者支援拠点施設への国庫補助、想定したよりも大きく金額を下回りました。もともとから、国が当年度当初予算に 70 億円しか、こ

の施設に対する補助を用意していなかった。これはＦ35 ステルス戦闘機１機分にも満たないという、あまりにも国の障がい者の福祉に対する考え方、リアルに島本町民は体感しております……（「関係あるのか」と呼ぶ者あり）……。

そして、第二小学校の過密教室、教員定数増については、かねてから全自治体、町村長会などからも要望がされています。事務事業成果報告書を拝見しますと、第二小学校１年～２年は、国・府による少人数学級（35 人以下）が導入されていますが、３年生からはなくなります。この第二小学校の３年生は、５月１日現在で２クラス、76 人、二つに割れば 38 人となりますが、児童福祉施設を有する第二小学校の特徴からも含めて、支援学級のお子さんが 15 人もおられ、合わせると１学級最大では 47 人で授業を受ける。一体、いつの時代の授業なのか。もはや、これは島本町が単費で何とか改善をするという次元を超えております。これは、国･府による教員定数改善を強く求めなければならないと思い、今後、意見書の提案なども、ほかの議員の皆さんとも相談しながら取り組んでいかなければ､これらに島本町が単費でお金を出し続けることは、当然、財政にも影響を与えるということになります。小・中学校の義務教育は、日本国憲法、「教育基本法」で規定された教育でありますので、この点は国や、そして大阪府に改善を求めていく必要があると考えております。

また大阪府としても、この障害者拠点施設への支援はゼロであったことは、大綱質疑で申し上げました。子ども医療費助成制度の所得制限を５年前に引き下げたまま、毎年、町村長会から所得制限を元に戻す要望が出されております。また学校警備員や部活動指導者派遣事業などは、すでに補助金を出さない状況が続いております。こういったことからも、数千万円の負担が島本町の財政にのしかかっております。さらに、共同経営している三島救命救急センターなどへの救急医療への補助などは､枚挙に暇がありません。

そして、防災の問題です。水無瀬川の時間雨量 80 ミリの計画を、ようやく大阪府が策定されると聞きましたが、委員会質疑では、この予算がつき、執行される目途が全く立っていないということが明らかになっております。カジノよりも河川整備、そして公共下水道の整備へ、大阪府は今こそ力を入れるべきときではないでしょうか。そしてもちろん、大阪府に関しても、全国の都道府県で、もう小学校３年生以上の少人数学級をやっていない都道府県はほとんどないと言われている中で、国の不備については大阪府も自ら過密教室を廃止する、３年生以上の少人数学級に１学年からでも補助を出すということが喫緊の課題です。

最後に、検討すべき課題の中の役場庁舎の建設先送りについて、申し上げます。一般質問や、また委員会質疑で、財政収支見通し上、先送りするリスクについてはすでに述べております。現時点で、私は予定どおり実施する方向で最大の議論をしていきたい、そのように考えております。また、そのことに対して、役場庁舎を建てるからと行って、ただ一方的に福祉事業を抑制することにもリスクがあるということを申し述べます。

お隣の高槻市では、市バス敬老パスなどを導入され、70 歳に到達すれば敬老パスが送ってくる。そういった中で、高齢者がお財布の中身を全然心配せずに、連日、外出ができるという、そういったまちづくりをされています。しかし、このことに一定財政はかかりますが、一方で経済効果なども試算をされ、33 億円というお金、試算をはじき出しておられます。そういう意味で、目の前の福祉事業を切ることだけに専念するのではなく、２年、３年かけて、その福祉事業が将来、高槻市のような介護保険料が２期連続一番低かった、また健康寿命が男女ともにトップクラスというような、そういったことについて、島本町も類似の状況ではありますが、これからいよいよ 2022 年、団塊の世代が 75 歳以上に到達する。そういうことによって、今の移送サービスのままで、はたして健康寿命及び介護保険料、医療費の扶助費などについて悪影響が及ぶということも見通したうえでの福祉サービスの見直しをするということが必要であり、私はその点は強く、厳しくチェックをしていきたいと思っております。

次に、評価すべき点を申し上げます。委員会などで申し上げた点は割愛させていただきますが、重要な点は、再度申し上げます。

物品調達の関係の障がい者雇用に繋がる清掃の委託、人権文化センターや上下水道部などの役務の調達、これは障がい者の就労可能性の道を開く貴重な取り組みとなっております。また福祉推進課においては、この障がい者雇用に関しては、障がい者の就労の職域を探る雇用の実習などが引き続き行われていることは心強いことです。まさに今、国こそ地方自治体、島本町のこの実践や模索に倣うべきだというふうに思っております。

また、災害の対応に関して、大阪北部地震、西日本豪雨、２回の台風到来で、島本町全域に大きな被害をもたらした中で、職員一丸となって不眠不休で災害復旧にあたられ、通常の行政には大きな遅滞があったという記憶は今のところ、私にはありません。さらにそのうえ、高槻市への毎日２名の職員派遣、そして高槻市の断水への給水車の派遣。西日本豪雨災害には延べ４人の消防職員を派遣されたことなど、本年８月３日に消防フェスティバルで、消防大会で、昨年度の活動が消防団中心に表彰されたと聞いております。心強く感じ、評価をするものです。

また、生産緑地制度の導入については、かねてから求めてきたことです。評価をいたします。しかしながら、就農者の拡大や、あるいは新規就農者の拡大、また現在の農業をやっておられる方への支援、そういう意味での取り組みは、まだまだ緒に着いたところだと思われます。

評価の最大の理由として申し上げます。最大の評価は、町長部局の総務部、総合政策、都市創造及び教育こども部所管での住民意見反映の仕組み事業を行われた。意見反映に関しては大きな課題は残しておりますが、住民参加、意見を聞くという仕組みを取り組まれました。庁舎耐震化に関しては……。

村上議長　まとめていただけますか。

河野議員　もうあと……（「長すぎるわ」他、議場内私語多し）……、「総合計画」策定のワークショップ、ＪＲ島本駅西地区を含む都市計画の町独自のタウンミーティング、都市計画説明会、公聴会の開催、第四幼稚園・認定こども園についてのタウンミーティング、2018 年度は多くの取り組みがされ、町政史上初の意見聴取の場を設けられたということ。かつてない災害到来の中、そのような活動について忘れがたい１年だったと思い、このことが大きな評価であります。

また二つ目には、かつてなく多くの公共施設を実質廃止を提案され、私たち議員も廃止を決断したこと。このことは、今後への説明責任、また弊害への注視は欠かせませんが、し尿処理の高槻市への事務委託の本格化、衛生化学処理場の解体工事開始、第二幼稚園の廃止条例の可決、キャンプ場廃止条例の可決、やまぶき園廃止条例の可決及び地域包括支援センター民間委託の方針を予算化されたことです。そして、最終的には 20 年間、停滞しきりだった待機児童対策、過密化も待機児童も一気に乗り越えようとした決断、努力の覚悟を示された、この「加速化方針」への評価であります。今後は、部長、次長級においては、自らの所管事務以外の進捗や財政状況も顧みる姿勢を強く求め、大型事業には収支見通しの透明化を強化されることを求めておきます。

最後に、町議会のことです。島本町議会の改革としては、議会費に関しては遅々としております。多くの検討項目の中で、ようやく公用車の廃止が実現しました。３年間の議論を費やしました。前半２年間の、唯一の議会改革であります。北部市町村ではすでに透明性を図るために、リアルタイムの情報発信や議事録検索システム、そして議会論議のネット中継をされており、島本町も待ったなしです。これが、庁舎の建設先送りによって、また先送りになるという大いな懸念を持っております。

奇しくも 2019 年１月に発行された「総合計画」策定のためのアンケートの自由意見に寄せられた、「町議会」とカテゴライズされている 16 件の意見がございました。１件のみ、「町会議員の給料が低過ぎると思う。町会議員が合併について賛成・反対の意見を公表して欲しい」、これ以外の 16 件はすべて、人数が多すぎる、減らして欲しい、資質が劣化している、議員のレベルが低過ぎる、という意見ばかりでした。耳が痛い話ですが……。

村上議長　まとめてください。

河野議員　もうすぐ終わります、終わります。今後、財政分析や修正提案など、公明正大な議会の提案権。調査権を発揮し、自らの行動の説明責任を果たすことなくしては、町議会の存在意義は問われるものと思っております。

この決算議会の中で何度も、2018 年度当初予算採決の最終日、３月議会３月 27 日の本会議場における自由民主クラブ、公明党、大阪維新の会の議員全員が、無言で離席、退場され、本会議が不成立のまま、いったん、その後８人の議員が会派室に入り、残されたコミュニティネット……（「関係ないだろう」他、議場内私語多し）……、もう終

わります、人びとの新しい歩み……、決算ですよ……、私・河野恵子には一切説明がされず、私自身も全く予見不能でした。直後、議長室に離席８人の議員が終結し、そこへ町長を呼び、面談を始めるという事態が起こりました。この離席組、議長室の中での面談組の８人の中には、議長、副議長、議会運営委員長もおられ、民生消防常任委員長もおられました。

本会議採決に入るべきでないと考えたのであれば、せめて２人以上の議員で休憩の動議を発するとか、さらには議会不成立の事態を知ったや否や、議長室に入って自らの思いを果たす前に、議会運営委員長をはじめ本会議再開時間の見通しを立てるとか、当日は１日限りの本会議日程だったことから、夕方５時を超える最悪の事態の延会の手続きなどの手立てを取っておくとか、せめて、このどれか一つでも、議場を飛び出す前に……（「何の関係があるんだ」他、議場内私語多し）……、２人以上の議員、あるいは議会運営委員長が気づいていてくれていたら、あと２行です、せめて同僚議員に対する道義的見地があれば、この「総合計画」のアンケートには何らかプラスの評価があったかも知れないと残念極まりなく、この日の事実として、議長名として、島議第 592 号「出席催告書」を受けて、12 人の議員が再度議場に招集されて議会が再開できたことを、実態に事実として飛ばしてはいけません。私自身、たぶん議員生活の中で一生忘れられない痛恨の経験であります。

最終的に申し上げます。服務の問題です。職員の服務の問題が大きな新聞記事にもなりました。職員は、就職されたときに宣誓書、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し……（「何なの」他、議場内私語多し）……、かつ擁護することを堅く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ構成に職務を執行することを固く誓います。」、この職務専念と宣誓、日本国憲法のもとで全体の奉仕者として働く、服務については町長におかれては、幹部職員が模範となるべきようしっかり戒めていただき、自らも含めて町政執行にあたっていただくことを最後に強く求めまして、決算としては認定の討論といたします……（「不認定と違うのか」と呼ぶ者あり）……。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 15 分～午前 11 時 30 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に反対の方の発言を求めます。

東田議員　平成 30 年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表し不認定の討論を行います。

平成 30 年度については、大阪北部地震、７月豪雨、台風 21 号など、多くの災害に見舞われ、対応に苦慮される中、町長を先頭に災害対応、また通常の業務にも多大な影響がある中、予定されていた事務を概ね終えられたことを、一定評価をいたします。

平成30年度決算については黒字決算となったものの、経常収支比率は101.7％で、前年度に比べ13.6ポイントと大幅に上昇しています。経常収支比率の大幅な上昇の主な要因については、前年度に比べ一部法人の業績の悪化、また交付税の減等、外的要因が大きかったものですが、これは29年度決算審査時において想定されていたものと認識をしています。自主財源の確保については保有資産を利活用し、遊休地を売却するのは理解をするが、役場庁舎や第三小学校の耐震化等、大型投資が必要なことは明白である中で、すべての保有資産について検討するようなダイナミックな取り組みも必要であると考えます。

徴税対策については、税の公平性の観点から鑑みても、適正に事務が執行されているとは思えません。収入未済額2.4億円のうち、1.7億円の特別土地保有税が72％を占めており、徴税対策を進めれば進めるほど不公平になっていくという構図になっていることから、大阪府域地方税徴収機構への事務委託を、町長のリーダーシップのもと進めていただきたい。

女性交流室については、「島本スマイルプラン（第２期島本町男女共同参画社会を目指す計画）」にうたわれている、性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる社会づくりを進め、「誰もが笑顔で暮らせる町に」との思いにふさわしい名称の検討を求めます。

運転免許自主返納についての周知・啓発が行われましたが、今後は自主返納をしやすい環境づくりにも取り組んでいただきたい。消費啓発講座「空き家で困らないために今から考えてみませんか」を開催されましたが、このような講座を開催する場合は、テーマについて対象がはっきりしている場合は、対象者にご案内をすることも検討し、今後も同様の内容の講座を行うのであれば、空家等実態把握業務で確認した129件の方に案内をしていただくことを要望いたします。

福祉ふれあいバスの運行目的や対象者、運行方法のあり方を、プロジェクトチームにおいて検討され、拡充に繋げられたことに感謝を申し上げます。

ＣＳＷや生活困窮者自立支援事業、ひとり親家庭等ＤＶ被害者への支援などで行われている各種相談事業については、潜在的、複合的に存在する課題の早期発見・早期解決のため、ネットワーク化を推し進めていただくことを要望します。また、ひとり親家庭等ＤＶ被害者への支援で行っている就労支援については、医療系・介護系に偏る傾向があり、シングルマザーの方が就労される業種が限定されているのではないかと思います。今現在の社会情勢においては、就労に結びつきやすい業種であることは認識をしていますが、女性が社会進出、活躍できる社会の実現のためには、様々な業種への就労に繋がるようなことも考える必要があるのではないかと思います。

人口増の傾向により、高齢化率の伸びは緩和される傾向にあると考えますが、高齢者人口は今後も増加し、同時に、これまで福祉施策に関わっていただいていた人たちの高

齢化も進んでいる現状です。「愛の一声」事業は見直されるとのことですが、他の事業についても現状を踏まえ、効果的な事業の実施に向け調査・研究をしていただくようお願いをします。

感染症対策において、風しん予防接種費用助成事業を行われているが、男性の利用率が低く感じられます。自身が感染するだけではなく、妊婦に感染した際の危険性についても周知を行い、感染拡大防止に努めていただくことを要望します。

認知症高齢者等見守りネットワークについては、登録件数も伸びていること、また介護認定の機会などを活かし、制度の周知を図っていることを評価いたします。

学校の安全対策については、昨年発生した大阪北部地震を受け、学校・園危機管理マニュアルの見直しをされましたが、地震など発生が予測できない災害の場合は、教師の皆さんについても登校が遅れることが予想され、想定していた人員で初動を行うことができない場合も想定されたマニュアルの活用についても、検討していただきたいと思います。また、安全ボランティアの皆さんとも危機管理マニュアルの共有を図り、いつ起こるかわからない災害に備えていただくよう、お願いをしておきます。

外国から来た日本語を話すことができない児童については、授業だけではなく、周囲とのコミュニケーションを取ることも難しいと思います。学校だけではなく、他の支援者とも連携を図り、改善を図っていただきたい。また、同様のケースは今後も増えていく傾向にあると思われることから、近隣自治体の事例等、研究していただくことを要望いたします。

消防本部については、大阪府北部地震、台風21号に代表されるように、自然災害への対応も増加傾向にあり、災害事故の大規模化・複雑化や、住民のニーズの多様化に対応していくためには、消防力の強化は急務であると言えます。広域化については本町だけでできるものではないことから、今後の見通しを立てることはできませんが、近隣の自治体との連携をさらに進め、水平連携の強化を推進していただくことを要望します。また災害発生時において、交通網のマヒなどにより消防署員の人員の確保に支障が生じる場合もあり、地元の消防団員の重要性は増してきていると考えます。車両や救助機器を収納し、拠点となる消防団詰所に関しては老朽化しているものも多く、いざというときに役割を果たすために、建て替えも含め適正な管理に努めていただくことを要望いたします。日々の研さんに努めるとともに、施設・車両・救助機器等の適切な維持管理に努め、住民の皆さんの安心・安全なまちづくりに寄与していただくことを、あわせてお願いをいたします。

決算審査につきましては、平成30年度単年度の収支だけで判断するものではなく、前年度以前からの影響や、後年度へどのような影響があったのかも勘案したうえで判断するべきものであると認識をしています。本年度9月において、庁舎建設の延期という判断を下されましたが、平成30年度においても、庁舎整備事業で、庁舎整備検討委員会、

島本町新庁舎建設基本計画住民ワークショップ、また島本町新庁舎建設基本計画策定に向けての事務を進めてこられました。基本計画において策定された基本的な理念については継承すると答弁をいただいていますが、建設事業費は高騰する傾向にあり、これまでの計画が活用できるとは考えにくく、基本理念しか活用できないということの裏返しであると感じます。

行財政運営は単年度のみで行うものではなく、将来世代の負担軽減、負担の平準化にも責任があり、財政状況の把握を怠り、財政シミュレーションの実施についても指示を出されておらず、計画的に事務を行ったとは言えません。住民参画のまちづくりについても、都市計画審議会、また審議会委員の方々に、一部の住民の方から敬意が払われていないケースがあることを認識していながら、町長として何ら対策を取ってこなかったと認識をしており、結果的に、町長の言っておられる「協働のまちづくり」とほど遠いものとなったと言わざるを得ない。

「保育基盤整備加速化方針」については、待機児童の解消のため、強い決意を持って策定されたことは共感をするが、今年度への影響を見通す財政シミュレーションが行われていなかったことが判明し、これについては明確な瑕疵があったものと認識をしています。総事業費の概算や、償還にかかる年数、建設事業債について、概算でも良いので把握をし、後年度に影響する財政負担等を一定把握したうえで事務を進める必要があり、その後、宣言された「保育緊急事態宣言」は庁議において理解が得られていなかったが、町長のトップダウンで宣言をされており、結果的に勇み足であったと言わざるを得ず、リーダーシップという部分で疑問の残るものとなりました。

また、第三小学校の耐震化においても、16 億円プラスアルファの予算について、昨年の７月の時点で概算費用が町長には説明されていましたが、議会には何ら説明はなく、財政シミュレーションも行われていない中、予算提案されたことについても同様の認識を持っており、計画的に事務を執行されたとは言えないと考えます。

子どもや高齢者、働き世代など、すべてが本町の住民であり、将来世代への責任も重大です。住民福祉の維持向上、持続可能な行政サービスの提供のためには、計画的な行財政運営が不可欠であることは言うまでもなく、この点においては評価をすることができません。

以上、申し述べまして、不認定の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

岡田議員　第１号認定　平成 30 年度島本町一般会計歳入歳出決算におきまして、公明党の岡田が反対討論をいたします。

普通会計決算の歳入総額は 109 億 6,643 万 2,201 円で、前年度比 7 億 7,872 万 8,308

円の大幅な減額となりました。要因は、町民法人税が減額、また普通交付税、臨時財政対策債についても減額となったこと等が、その要因でございます。経常収支比率は101.7％と、前年度に比べ13.6ポイント上昇し、前年度より財政状況が30年度は悪化をしたこととなりました。

都市計画におきましては、ＪＲ島本駅西地区都市計画変更を行うためのタウンミーティング、住民説明会等を開催されましたが、現在まで、まだ反対運動が続いているということは、住民に理解されていないまま進んでいるもの、これは残念に思います。

農林業振興に関しましては、台風21号による倒木被害、災害復旧に努めていただくことを強く要望させていただきましたが、この件も、よろしくお願いいたします。

ごみ処理におきましては、ごみ分別アプリを導入されたこと、これは評価いたします。

また、企業での空中通路の件におきましては、地元自治会が反対する中、法的にも何ら問題はないとして、住民の心を踏みにじったまま、町は単独で許可をされました。これは許せないと、私は未だに思っております。他に方法はなかったのか、その提案を住民に提案するべきではなかったのか、このように思います。住民の声が届かなかったこと、島本町行政には失望を、このときは、私は正直いたしました。

総務部に関しては庁舎整備事業が未確定であること。平成30年度施政方針で町長が掲げられているにも関わらず、未確定であることは、山田町政、平成30年度は力不足であったことは間違いありません。

また戸籍住民課におきましては、転入、転出、結婚、出産、死亡と、人生の節目にあたるときには必ず対応する窓口であり、役場の顔であると言っても過言ではないかと思います。そのような気持ちで、職員の皆さんは頑張っていただきたい。また、この戸籍住民課におきましては、ＤＶでの支援措置申し込みについて質問させていただきましたが、対象人数を事務事業に掲載することなく、一人ひとりのチェックが十分なされているのかがわからない点もありました。

保健衛生では、日本脳炎の薬の量を間違えたとのことで、健康被害はなかったものの、再発防止に努めていただきたいと思います。委託料は、特に乳がん検診に関しましては、質問はしませんでしたが、女性の死因のトップであり、女性の生命を守る観点から、早期発見・早期治療が大切です。自分の周りにも乳がんの方が多く、たくさんの女性が乳がんと闘っています。国のほうでは受診率目標50％を目指しております。例えば、早期発見の自己検診をするためにも、グローブ（手袋）を配付されている自治体もあります。グローブは特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まるため、自分で異常を見つけやすいといわれています。このことに関しては、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

子ども食堂でございますが、この食堂は町内２ヵ所あったところが１ヵ所になったことは非常に残念です。

また、評価することの中の一つに水道料金の助成、12月末をもって廃止することです。

これは評価したいと思います。

教育費におきましては、数々質問をさせていただきましたが、総合的に私は、結論だけまとめて申し上げたいと思います。

保育士の確保が難しいとの発言が、たくさんありました。保育士の方々と話をしますと、島本町のイメージがあまりにも良くないことがわかりました。保育士同士の連携で、いろいろな島本町のことが広く拡がっているようです。全議員が自分のチラシ、またインターネット等、批判的な内容は十分注意をしながら書くことが大切ではないかということを、委員会で訴えさせていただきました。

また、私の委員会でわかったことですが、「保育基盤整備加速化方針」は町長の指示であったということです。第四保育所の子ども達をふれあいセンター内に転園させることを含めて、すべて町長の指示であり、最終決定をされたのも町長がされたということがわかりました。「緊急事態宣言」されたことで、短期間で方針を示さなければならなかった。その結果が、今の結果です。

新庁舎建設が未定になったことは、町長は、私の認識が甘かったと答えられました。あまりにも無責任な発言です。責任は重大ですよ。「緊急事態宣言」を出されるにあたり、各部長からは慎重にするようにと言われ、皆さんが賛成ではなかったということを知りました。その中でも強引に出されましたね。議会にも報告はありませんでした。でも、このことに関しては、町長はこういうこともあり得るとして、自分を正当化されていらっしゃいました。先輩職員の意見を振り切って、これを出されたことは、町長は、誰かに背中を押されていたのかな、そのようにも私は思いました。緊急宣言した後が大切です。対策をどのようにするかです。担当窓口が教育委員会であり、職員はどれだけ大変だったのでしょうか。住民の対応も含めてです。

また消防におきましては、ドローン指導者を育成されてはどうかということを要望させていただきました。

この30年度決算にあたり、最後に、私は町長に要望したいと思います。町のあらゆる課題に、住民はまだまだ説明不足との意見もあるでしょうが、まずは町長は、自分を支援してくださった人たちへ、説得、理解を得られることが大切ではないでしょうか。しっかりと説明されることを要望いたしまして、この30年度決算におきましては、職員に対しては感謝の気持ちでいっぱいでございますが、不認定とさせていただきます。

村上議長　続いて、本案に反対の方の発言を求めます。

伊集院議員　第1号認定　平成30年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

平成30年度は、大阪府北部地震、西日本豪雨、台風21号と、震災害に見舞われ、この島本町において台風21号の被害は想像を絶するものでありました。その中、職員の皆様には通常業務と併用し、震災害対策や災害への対応等々と全力で頑張っていただいた

ことを、心より感謝、御礼を申し上げます。そして、職員の皆様の働きを含め大きく評価しております。また、『災害の記録』を30年度中に作成されたことも、本町の将来のまちづくりへと、記録を残していただいたことに感謝申し上げます。

これら大きな評価をもって、事務執行的には多少なりともの苦言も申し添えさせていただいております。各委員会でも指摘をさせていただいておりますが、この近年は、国からの追加補助金等において年度末に補正を組める状況に、職員の皆様には年度末ギリギリになりますが、苦労いただき、各部署で各施策も追加し、入れられて進められることなど、施策推進を大変評価しております。細かい点は、各委員会にて指摘や評価をしておりますので、今後の留意点をお願いし、本来なら認定と申したいところでありますが、今回は、組織運営や二元代表制等において、この表決への采配理由のみを焦点とさせていただいた討論といたします。

平成30年度は、歳入総額109億6,643万2,201円、歳出総額108億361万4,972円で、翌年度へ繰り越すべき財源１億1,417万７千円を差し引いた実質収支は4,863万８千円の黒字であります。しかし、財政的にはここ数十年、油断できる状況ではないということは、我々は議会で申し添えております。この財源不足におきましては、30年度は８億４千万以上もの基金を取り崩され、積立分も踏まえた30年度の基金動向においての取り崩し額は、約６億4,754万円以上となっております。この６億以上の取り崩しは、平成14年度や平成19年度、ＪＲ島本駅や緑地公園、こういった状況のとき以来であります。

そういった中の実質単年度収支は約３億４千万円ほどの赤字となります。また、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は101.7％と、島本町の平成18年度から21年度の間の100％を超えた状況へと戻りました。平成20年度に開業したＪＲ島本駅を活かし、何とか、ここ100％未満へと硬直化は回避できていたのですが、今回のこの30年度の硬直化。こういった中、島本町の面積は７割が山間部であります。島本町が単独自治体として生き残っていくには、残りの３割を活用していかなければなりません。その中、扶助費の歳出は多く膨らんでいく一方であり、自主財源確保や歳入増への大きな施策が、現在、見当たっていない状況です。今日までも、島本町の土地を売って何とかやりくりしてくるという状況でありますが、やはりＪＲ西側の開発のみの人口増、個人住民税の増しか見えてこないという状況であります。

30 年度の町長の施政方針においては、役場庁舎の建て替え移転が掲げられ、その 11 月末に「保育基盤整備加速化方針」が策定され、12月５日頃に町長の「保育緊急事態宣言」が出されました。宣言が出てしまった時点で、財政を見入る私としては、役場庁舎は見送られてしまうという、大きく会派としても危惧をしておりました。12月議会での私への町長の答弁で、また先般の常任委員会でも確認をさせていただいた答弁で、宣言においては町長自身の裁量で出されたと、明白になりました。町長の裁量と言われた時点で、この宣言をストップをしていただきたいという本当の意味を伝えるのも萎えてし

まった、途中で諦めたというのが去年の 12 月です。何とか先をわかってもらえないかと思いましたが、あの時点では無理だと判断をさせていただきました。年明けの２月議会でも、施政方針を何とか進めていくには、こういった見通しになるということを見越し、予算審議会でも我が会派各議員らも質疑で確認、そして諭してまいりましたが、残念な結果となるところでございます。

平成 29 年度に、役場庁舎の今後についての追及をさせていただき、それ以前からも、たくさんの予算をかけながら庁舎整備検討資料業務委託や、またこの資料の作成。こういった中をくぐり抜けて、やっと 30 年度の施政方針に、町長が役場庁舎の建て替え移転を覚悟を決めて出されたんだと、示されたんだと、これは何とかして私たちはバックして支えていこうと。だからこそ、この「宣言」のときに、町長の裁量をつけることは何を意味するかと訴えたかったかということを申し添えておきます。

９月の決算においても、すでに 30 年度は厳しくなることを見据えて、注視した討論をしておりました。11 月末の「保育基盤整備加速化方針」が出た際は、この方針自身は確かに加速化していかなければならない町内であるということを踏まえ、ただ課題がたくさんある点において、「方針」のみならば、二元代表制で議会とよく話し合い、また財政との兼ね合いも議論しながら進めていっていただけるものだと。しかしながら、「方針」への推進になる町長の裁量と言い切られた「宣言」が出ることにおいて、行政内でもトップの裁量で出されたものは各部署同士の議論を遮り、部下として忖度せざるを得ない状況を作り出し、また二元代表制ではなく、町長からのトップダウンのみの独裁運営になることを示してしまいました。だからこそ、「宣言」は待っていただきたかったし、この時点で役場庁舎の建て替えは消えたと危惧しました。

先般の 12 月議会でもはっきりしております。当時、庁舎内の庁議でも、また教育委員さんからも、慎重になるべきとの指摘がありましたが、町長は自らの裁量で断行されました。お陰で庁舎内、各部署は各部署のみで横の繋がりが切れ、財政の議論が全体でできていないまま、今頃になって庁舎建て替え移転を凍結したい旨の話が出てくる結果と繋がっております。これは、財政面を理解されないまま 30 年度に町長自らが判断したことであり、その判断がどう影響するのか理解されないままであったと言わざるを得ない。

最後に、町長のフェイスブック、ＳＮＳに、「ほとんど職員から案があがってくるわけで、町長が決めたので……、方針は町長の指示で……、これが身内に後ろから刺されるってわけですね」と全国発信されています。まず、どの会社も、どの自治体も、その案に決裁印を押した時点で、町長が認めたものであると、突き返されなかった、認めたものであるということは、やはり、これは町長の判断であるということを理解していただかなければ、さらには 12 月での町長自らの裁量で「方針」に対し「宣言」までつけたということは、その方針をより強固に推進していくという姿勢、施策を打たれたのは町長であります。にもかかわらず、「身内から刺される」ということを書いてしまうとい

う、全国発信をしてしまうということは、ほんとに悲しいことです。

町長は、議員ではなく、町長であるということを何とか理解いただき、ご自身の運営会社なら、どのようなことでも自由にしていただきたいと思いますが、自治体運営として、職員が勝手に的な、こういった情報漏洩、情報を流されるということは、今後、誰も町長のために動いてくれなくなり、山積した島本町の課題は先送りになるばかりと申し添えます。

この平成30年度の決算においては、町長の裁量・判断において、財政面での議論もできず、二元代表制を欠く判断を下した年度であるということにおいて、不認定といたします。

（「議長、重要な間違いが」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「間違ったままでは」他、議場内私語多し）

村上議長　静粛に。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

（午後０時01分　川嶋議員退席）

本決算に対する両委員長の報告は、不認定であります。

第１号認定は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　少　数　起　立　）

村上議長　起立少数であります。

よって、第１号認定は、不認定とすることに決定いたしました。

（午後０時01分　川嶋議員出席）

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時02分～午後１時00分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第２号認定　平成30年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第２号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第２号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第３号認定　平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第３号認定　平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

国保広域化により、府内で統一保険料を導入した年でした。様々な要因により、初年度こそ保険料が一時的に下がったものの、広域化後も、保険料はさらに上がっていくことが予想されています。高すぎる保険料は、加入者に重くのしかかっています。国保の構造的な問題の解決には国の公費負担の増加をしてもらうことが必要ですので、事あるたびに、この件は働きかけを行っていっていただきたいと思います。

一方で、自治体の取り組みとしては病気の予防、健康寿命の延伸など、医療費削減の取り組みが重要です。特定健診では受診率向上のために、配布物等をより多くの方の興味を引く内容にする工夫をしていただきたいと思います。また、これらの早期発見・早期治療の二次予防に取り組むとともに、さらに、その前の段階の未病への取り組みとしての、生活の中での運動しやすいまちづくり、集いやすいまちづくりについても、各課と連携して取り組んでいただき、持続可能な国保運営となるよう、できる限りのことをしていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第３号認定　平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、自由民主クラブ会派を代表し討論を行います。

平成 30 年度末時点で、国民健康保険加入者数は 3,886 世帯、被保険者数は 6,047 人と、平成 29 年度と比較し 65 世帯減、被保険者数では 191 人の減となりました。また、歳入総額 35 億 5,129 万６千円に対し、歳出総額は 35 億 387 万６千円、差引額が 4,742 万円の黒字決算です。

平成 30 年度から、持続可能な医療保険制度を構築するための「国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、大阪府国民健康保険運営方針による統一化された制度へ移行され、広域化による初めての決算となります。

継続されている特定健診の受診促進に加え、平成 30 年度からの新規事業として人間ドック受診費用の一部助成を開始、69 名が利用されるなど、病気の早期発見による住民皆様の健康寿命増進へ寄与されていることを一定評価いたします。収納率について、大阪府内市町村 43 内で、平成 29 年度では３位であった 96.85％という数字が、96.88％と、さらに改善されたこと。徴収支援員の皆様のお力添えによるものと理解いたします。引き続き、町職員の皆様も、その支援を継承し続けてください。

以上、住民の皆様の健康促進へ引き続きのご努力を期待し、認定の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第３号認定　2018 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

この当年度において当初予算の際に、かねてから要望してきた人間ドックの助成制度の創設、また昭和の時代から変更がほぼされないまま厳し過ぎた保険料減免制度――申請減免ですが、それについても拡充を図られました。

また、これは大阪府の国保の方針に沿ったものということも十分認識しておりまして、国民健康保険料についても久々の大幅引き下げということがあるということで、賛成をしております。被保険者においては、値上げ続きだった島本町の国保に一息つけたかという点では、認定すべきものと現時点で判断しております。

ただし一方で、忠実に大阪府の国民健康保険の広域化、そして保険料の統一、また財政運営上、独自の取り組みをやらないというような各種方針に従った結果、国民健康保険の財政調整基金が前年度末残高にさらに積み上げられ、2018 年度末にはとうとう４億 5,943 万 3,643 円にまで積み上がりました。これは過去最高とも言えますし、かねての２億円レベルの国保の財政調整基金を倍化したものであります。しかしながら、当年度、今の 2019 年度は前回大幅値上げになっているということと、2019 年度の予算書では、この広域化を踏まえたうえで財政基金の繰入金というものが、もう項目は廃止をされています。

では、この４億 5,900 万になる基金をどう、これから活用するのか、貯め込んでおくのか。しかし、一方で、この大阪府の広域化、国の広域化と大阪府の先駆けた保険料統一の手続きの中では、このように大幅な黒字会計、大幅な基金積立ができたとしても、次年度の保険料引き下げに使えないという、こういった仕組みや実態が、この決算年度で明らかになっております。早晩、島本町の「国保条例」の改正部分の矛盾の検証とともに、再検討と、大阪府との意見交換、意見提出などを積極的に行うべきと考えます。

そもそも、この積立基金の存在自体が事務事業成果報告書には掲載されておりません。財産調書をめくらなければ見つけることができないというふうになっておりますので、こ

の点については、かねてから事務事業成果報告書の基金のページに、この国民健康保険の財政調整基金及び介護保険給付準備基金も加えるべきではないかということを申し上げてまいりました。議会でも積極的な論議ができるものというふうに思いますので、まして住民にも、この基金の存在などを「見える化」、議論できるようにしていただきたいと思います。

早速、保健事業や予防など従前から求め続けてきた、例えばこれ、一般会計にはなりますが、胃がん検診に内視鏡を含めることなどは、実は医師会からの要望事項でもありましたので、人間ドック助成も緒に着いたばかりですが、そういった胃がん検診などにも実効性のあるものを投入する。また、人間ドック助成もまだ大阪府のギリギリの金額となっておりますので、周りの町村などの実施されているレベルを考えれば、助成額の拡充、あるいはクーポンなどの発行で、特定健診の受診率とあわせて数値目標が画に描いた餅に終わらないように、啓発とともに受診率向上で、早期発見・早期予防・早期治療に繋がるように実態的に取り組まれるようなことを強く求めまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第３号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第３号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第４号認定　平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第４号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第４号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第５号認定　平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第５号認定　2018 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野として認定の討論を行います。

大綱質疑としても行ってはおりませんが、各種資料請求をさせていただき、民生教育消防常任委員会の審査を見守らせていただきました。介護保険制度が創設されて以来、20 年来求めてきた町独自の保険料の減免制度が実施された初年度にあたります。このことが、大きな賛成の点でもありました。

しかしながら、資料を請求させていただく中で、特に第１段階から第３段階の保険料の方、これが独自減免制度の適用対象になるわけですけれども、まさに、この階層の所得水準の方に対して、来年１月から水道料金助成の減免制度が廃止をされるということになります。その点については、まさにこの減免対象世帯には直撃となり、そこへ明日からの消費税増税が、より所得の少ない年長者に対しては影響があるということは、もう繰り返しません。その点について、やはり十分に注視をしていただきたい。

それから、要介護２の移送サービスが横ばいになっていることは、一般会計の予算の討論で申し上げました。私自身、10 人程度の聞き取りではありましたが、要介護２以上になったときに、すぐに情報提供がされていないという方、されているかも知れませんが、十分に理解し利用するまでに至っていないという要介護２以上の高齢者の方の声を聞いております。ケアマネジャーさんが大変忙しいということは十分わかっておりますが、島本町の唯一の移送サービスであります。それも要介護２という、まだ厳しい対象者の限定がされているということでは、せめて対象になる方においては、要介護２の認定が下り、ケアプランの策定変更があるときに、すぐに、この点をケアプランに入れていただき、対象者にも情報提供をすぐにでもしていただきたい。このことを改めて申し述べます。

また、介護家族にとっても、この制度は、仕事を休んで病院に付きそう、あるいは介護タクシーも様々利用料に負担がありますので、使える時間は限られております。介護家族にとっても、仕事を続けながら介護を続ける、ダブルケアの若手の、子育てと介護と両方にあたっておられる世代に対しても、この移送サービスというものは非常に最低限度の助けになるということでは必要な制度であり、これについては要介護１の適用にも、一般会

計上は求めてきております。

すでに「第８次計画」策定に向けてですが、今度は要支援１・２に対して導入されている総合事業、島本町においては非常に慎重に、チェックリストの導入なども慎重にしていただいているというふうに数字上では理解をしておりますが、今後は、この対象者を要介護１・２にも適用する。そして、要介護１・２からも介護サービスと介護保険制度上の訪問介護や通所介護について一部外すという検討がいよいよ始まろうとしています。第８期の「介護保険事業計画」はもう２年先の話です。その点では、島本町の要介護認定の方々、高齢者の状態像をもっと詳しく把握をする、それはもちろん私たち議員にも求められておりますが、声を拾う。そして要介護１レベルの方が、移動について、日々、どのような手段を講じて安心した暮らしをされているのかされていないのか、そういったことを第８期に向けてさらなる実態把握、調査をしていただきたい。

この点については、年々、期を重ねるごとに国の調査内容なども変わってきており、私から見れば実態がつまびらかにならない部分もありますので、その点は町独自であっても、要介護１の方の状態像、２以上の方の状態像、移送サービスの利用頻度なども含めて、しっかりと把握をしていただきたい。要介護１になれば、ほぼ福祉ふれあいバスの段差のあるバスには、もう乗れないものと私は理解しております。国で言えば数年前に、要介護１・２は特別養護老人ホームの入所から外されております。今は要介護３からしか、実質は入れない状況になっております。しかし、今度はこの在宅の方々に訪問介護や通所介護を取り上げるような、そういった改悪にならないように、地方からまさに声をあげていく。

そのことを強く申し述べまして、決算としては認定の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第５号認定　平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、自由民主クラブ会派を代表し討論を行います。

平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第７期島本町介護保険事業計画」の初年度であり、歳入総額 24 億 1,472 万１千円に対し、歳出総額は 22 億 7,840 万８千円、差引額は１億 3,631 万３千円の黒字決算です。

認知症対策事業としまして、認知症初期集中支援チームは４月から活動を開始されまして、高槻市医師会、歯科医師会、薬剤師会といった専門家を交えた検討委員会のご意見を受けて活動を実施されました。進行を遅らせるといった観点から、他の事業、いきいき百歳体操をはじめとする事業とあわせ、引き続き検討を進められてください。

認知症高齢者等見守りネットワークについては、登録済みの高齢者数の 24 人から 43 人と増加もされていますが、見守りネットのＱＲコードシールを購入されております。活用につきましては、ＱＲコードそのものを、もちろん認知症の方に活用いただくこともそうですが、引き続き見守りネットワークそのものの啓発活動につきましても実施をされます

ようお願いいたします。

以上、地域包括支援活動や介護予防事業活動に、引き続き丁寧な活動並びに高齢者皆様に寄り添う活動を期待し、認定の討論とします。

村上議長　続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第５号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第５号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第６号認定　平成 30 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第６号認定　2018 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対し、日本共産党・河野より認定の討論を申し上げます。

歳入歳出の決算状況の中で大きな問題があった、ということはなかったと思っております。ただし、歳入歳出には現れない、当年度においては北部地震、また台風被害などを受けて、様々な移動の手法が遮断されたり、何よりも大きかったのは、その中で停電により大沢特設水道が稼働できないために、水道会計の、上下水道部の庁舎から給水車を大沢地区に常駐させて、そちらへ住民の方が水を汲みに行くということが、おおよそ１週間近く続いたということは、この会計においての大きな出来事であったということになります。この点を、やはり今後、議場、議会、議事録や、様々なところで町の歴史として明記をし、再発防止に努めていただきたい。

そのことを申し上げて、認定の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第６号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第６号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第７号認定　平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第７号認定　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

下水道事業は、生活汚水を下水管により直接排出し、悪臭を抑えるなど、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの役割を果たしています。その役割を維持していくには、下水道管渠工事の建設費用や、下水処理場等の維持管理をしていく膨大な下水道資産を適正に管理していく必要がある中、平成 30 年度決算については歳入総額 16 億 7,447 万 898 円に対し、歳出総額 10 億 1,701 万 5,507 円で、歳入歳出差引額は６億 5,745 万 5,391 円の黒字となりました。ただし、本事業は平成 31 年４月１日から「地方公営企業法」の財務規定等が適用されることに伴い、平成 31 年３月 31 日をもって決算を行ったため、出納整理期間中の歳出及び歳入は平成 30 年度に計上できなかったため、不用額及び収入未済額が大幅に増加したものです。

主な歳入は、受益者負担金、国庫支出金、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金でした。主な歳出は、淀川右岸流域下水道維持管理負担金、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第２期）及び山崎雨水幹線実施設計等です。

汚水の整備については、公共下水道の人口普及率が 95.7％と、0.2％拡大したことを一定評価しますが、島本駅西地区を含む桜井二丁目から五丁目の未整備地区について、できるところから事業を進め、町全体の汚水整備が早期に完了し、汚水処理費が削減できるようにお願いしておきます。

雨水整備については、阪急水無瀬駅前周辺の浸水被害等の軽減に大いに有効である公共下水道五反田雨水幹線整備工事を進められたこと、山崎雨水幹線についても実施設計を発注し、雨水整備を推進したことを評価します。また、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金は、高槻市にお願いしている接続点（２－６）の工事の負担金で、ここ数年で完了とのこと。

大きな雨水整備の工事が完了後、遅延なく上流部の整備が実施できるよう準備することを要望し、認定の討論とします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第７号認定　平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論を行います。

「地方公営企業法」に基づく企業会計方式に移行するため、過去数年にわたって事務事業を努めてこられ、本年度を最終年度として特別会計を閉じることになります。公共下水道事業には、施設の老朽化対策に多額の費用が必要になっていますが、「地方公営企業法」適用による独立採算制と受益者負担の原則もあり、適正料金水準を定めての維持補修、管理を検討する必要に迫られることになるかと思います。また、一般会計からの基準外繰入金についても、見直しが必要になることが考えられます。

工事の請負契約が議会の議決を今後は得ないことから、第三者機関である審議会の設置による事業の透明化が切望されます。経営的戦略や各種計画の策定過程で、識者や市民から意見を得ることは、自治体にとって、もはや当たり前のことになっており、下水道事業にかかる審議会設置の必要性はますます高まっています。町民とともに歩む町政として、審議会の設置を強く求めておきます。

なお、打ち切り決算による特例的支出として、2019 年４月以降に支払われたものを参考資料としてお示しいただいていますが、新たな企業会計方式に移行するにあたっては、これらの支出について決算資料として別途明確に示されるよう、配慮を求めておきます。

平成 30 年度（2018 年度）は、山崎ポンプ場の災害復旧対策――これは浚渫です、山崎雨水幹線実施設計、五反田雨水幹線付帯工事とそれに伴う用地買収などが行われました。これらの一連の雨水対策を評価いたします。

今後も国の特定財源に注視しつつ、災害対策の視点を持って、下水道事業に取り組んでください。適切な計画の存在が、国の財源が受けられる最低条件になると思います。また、引き続きマンホールカード等を活用し、住民に身近な公共下水道として、その価値と重要性を広く住民に理解していただくよう啓発事業にも努めてください。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第７号認定　2018 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に対し、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

過日の議員全員協議会での「普通会計収支見通し」の厳しい事情を反映してといいますか、私もそのように質問に努めまして、社会資本総合交付金などの国庫補助、あるいは資本費平準化債の発行のあり方、また一般会計の繰入金、財政調整基金の繰入金、また基準外繰出などが、委員会での論議の的となっております。

この点については、公営企業会計適用ということで、特別会計としては今年度が最終ということになりますので、全面的な移行にあたっては、今後、水道会計と同様の固定資産や、あるいは企業債、地方債などの明細書は、水道会計の決算書と同様の形態を取られるということになるとは思いますが、公営企業会計というものを取り入れるにあたっては、より住民への説明責任や「見える化」という責任がさらに求められるということが、企業の論理であります。固定資産などの所在地を明らかにするような台帳整備を、今後も水道事業ともあわせまして、公営企業会計の中で新たに整備に努められるということを求めておきます。

また、そういった資料を明らかにする中で、ＪＲ島本駅西地区にかかる公共下水道事業、あるいは町全体に関わる公共下水道雨水幹線などの優先順位を決めるにあたっても、こういった資料は有効に働くというふうに思われますし、他の議員からも強く要望が求められております、私たち会派も、日本共産党の会派としても求めてきました公営企業審議会の設置をされ、より透明性のある意思形成過程を経て公共下水道、公営企業会計を進めていかれるよう強く要望いたしまして、当年度の決算としては賛成といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第７号認定　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、コミュニティネットを代表いたしまして討論を行います。

公共下水道事業は、汚水処理人口の普及に向けた整備、浸水対策としての雨水整備など、住民が生活するうえで、河川の水質保全をはじめ生活環境面においても欠かすことのできない事業であります。

平成 30 年度決算においては、実質収支額６億 5,745 万５千円の黒字決算になったことについては、一定評価をしているところでございます。しかしながら、公共下水道事業については、今後、設備の維持管理をしていくのに多額の費用も発生してくることから、設備の維持管理においては将来を見据えて財政計画を立て、効率的で計画的な事業運営を進められるように申し上げて、認定の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第７号認定　平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に関しまして、大阪維新の会の会派を代表し認定の討論を行います。

委員会のほうでも質問させていただきましたけれども、今回の整備においては、一定高浜一丁目の 0.06ha の整備をされ、汚水の供用を開始されたということでありますが、まだまだ桜井二丁目・三丁目及び桜井台の面的整備を予定されていることについては、今後も引き続き努力をお願いしたいと思います。また、桜井四丁目・五丁目の面整備については、都市計画との整合性、また高槻市との協議調整が必要であるというご答弁をいただいておりましたが、こちらにつきましても、住民さんに非常に直結します住民サービスである公共下水道の整備については、早期の計画的な整備の実現に向けて取り組みをいただき

ますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、認定の討論といたします。

村上議長　続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第７号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第７号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第８号認定から第 12 号認定までの平成 30 年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算５件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算５件に対する委員長の報告は、認定であります。

第８号認定から第 12 号認定までの５件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第８号認定から第 12 号認定までの５件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定　平成30年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 13 号認定　平成 30 年度島本町水道事業会計決算に、人びとの新しい歩みを代

表して認定の討論を行います。

困難な課題があった向陽ヶ丘の配水池などの除去工事を終えて、更地にされました。一連の大薮浄水場の工事については、地元住民への説明、協議を行うようになりました。

これまで上下水道にかかる審議会の設置を求め続けてきましたが、各種計画とその進捗、財政状況などにつき、外部の識者の知見を得られることの意味は大きく、今後、起こり得るかも知れない水道料金の見直しなどに客観性を得ることも必要になってくると考えています。何より、府や国から民営化、広域化などの方針が示されている中、島本町が主体性を持って取り組むためには、専門性のある諮問機関の存在が不可欠です。地下水のおいしい水道水を誇るこの島本町で、町民とともに歩む山田町長のもと、必ず実現していただきたい。

「水道事業財政計画」に基づき、効率的・安定的な事業運営に努めるとともに、地下水保全のための節水啓発事業にも取り組む必要があると考えています。引き続き、幹部職員の育成と技術力の継承に努めていただくようお願いして、認定の討論といたします。

最後に、災害のときに水のありがたさを、多くの住民が改めて思ったと思います。今後とも水道事業に従事していただくよう、よろしくお願いいたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第 13 号認定　平成 30 年度島本町水道事業会計決算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

平成 30 年度の水道事業においては、町民が安心して飲める水の安定供給が基本目標であり、そのために様々な企業経営の健全化、さらなる効率的な事業運営の中で建設改良工事を推進されました。

平成 30 年度末の収益的収入は 7 億 1,836 万 4,588 円、支出は 5 億 7,235 万 5,504 円で、収入支出差引額は 1 億 4,600 万 9,084 円の決算となりました。主な支出は、第 2 大薮取水井新設工事、各種の老朽配水管布設替え工事等で、水源確保や自然災害に備えた老朽配水管の更新、配水管の耐震化をし、安定的な水道水の供給に努めたことを評価します。

近年の自然災害は想定外と言われることが多くなりましたが、自然災害に対応できるように、計画的に老朽配水管の更新や配水管の耐震化を推進すること、特に水源、井戸や配水池等での停電時の対応については、現状のマニュアルや設備等の検証を行い、改善点があれば是正し、本町では、想定外と言われるような災害が起こらないように準備することをお願いしておきます。

今後も財政健全化に向けて、さらなる企業努力をし、また町民が安定的に安心して飲める水の供給に努めることを要望し、認定の討論とします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 13 号認定　2018 年度水道事業会計決算に対し、日本共産党・河野より認定の

討論を行います。

種々、資料請求をさせていただいております。また大綱質疑において、水道管路の耐震適合化について、老朽管更新事業についての国の補助採択の状況をお伺いし、その不十分さも明らかになったところです。この点については、採択基準である資本単価の取り扱いについては、すでにこの大阪府内自治体においても共通の課題があり、やはり耐震適合率が低いということで、これは企業団水道も同様であります。公益社団法人日本水道協会を通じて、引き続き国庫補助等の採択基準における資本単価の撤廃または緩和について、強く要望を続けていただきたいということです。

また、昨年度の大きな災害が連続して起こり、私たち住民は水道、下水道が本当に基本的人権であるということを痛感させられました。隣接する高槻市の断水の事情などを踏まえて、水が安心して飲めるということの安心感も得る、そういった1年でもありました。しかしながら、すでに本年度に入って、2019年度に入って、国の示す広域化推進計画の中で、大阪府健康医療部がすでに今後の広域化を見通した、あるいは広域化しない場合を見通したシミュレーションなど数値が示されていると聞いております。

今、国がすべきことは、水道を外国の企業に売り渡す民営化に繋がるような広域化をするのではなく、また世界の今の民営化されている水道事業の再公営化の事態を教訓に、国内の身近な水道事業、そして職員の技術職の養成、また地元業者とともに町内の管路に精通している人たちがいてこそ、安心・安全、低廉な水道に繋がることを再認識すべきだというふうに思っております。独立して運営できる能力を応援し、いざというときに広域連携で支え合う、そういったために国庫補助を強化することが喫緊の課題となっていると、痛切に、この決算を踏まえて感じております。

2019年度のことですが、繰り返しになりますが、大沢地区の停電になり、1週間近く大沢特設水道が断水したこと、ここに対し上下水道部から給水支援を長期にわたり行われたこと。今後の「水道事業年報」などにも明記をされ、教訓としていただきたいと思います。

また、収益的支出の工事請負費で事故繰越などが散見されております。そういった年度でもありました。その関係においては、当年度、一貫して資料請求や一般質問などで取り上げてまいりました。本決算でも近隣住民の要望内容などの資料を拝見させていただく中で、職員については説明責任や、あるいは家屋調査、様々な手立てを講じ、時間をかけたものの、最終的に住民の安心感を十分得たという結果には繋がらなかったという残念な教訓があります。

今後、工事委託業者が再委託をする家屋調査の精度を十分に上げられるような基本的な整備と、工事の事前・事後の丁寧な説明、何よりも安心・安全な地下水90%の水を供給する、こういった浄水場施設の周辺に住んでおられる住民生活に騒音・震動などの不安や影響が及ばないことを肝に銘じ、再発防止、検証を求めつつ、当年度の決算としては認定といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第13号認定　平成30年度島本町水道事業会計決算について、コミュニティネットを代表して討論を行います。

水道事業の使命である安全で安定した水道水の供給のために、日々、事業運営にあたられていることに敬意を表する次第でございます。昨年は大阪北部地震をはじめ７月の豪雨、９月の台風21号と、自然災害が多発した１年でもございましたが、その中でも台風21号により、一部の地域で倒木の影響もあり、停電によって１週間以上にわたり水道水の供給に支障が発生し、住民生活に大きな影響を受けましたが、職員の努力で乗り切っていただいたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、今後とも万が一の災害時に備えて、上下水道部の使命である安定した水道水の供給に努められたい。また、住宅開発により給水人口は増加しているものの、節水器具の普及や各家庭においても節水意識の浸透、昼間帯の人口減なども重なって、給水収益の伸びが大きく伸びない状況にございます。今後、さらなる企業会計の健全化と、より一層の効率的な事業運営を求めておきます。

今後とも、安全で安定した水道水の供給に努力をされるようお願いを申し上げ、認定の討論といたします。

村上議長　続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第２、第69号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第69議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「島本町総合計画基本構想」を策定するものでございます。

総合計画につきましては、平成23年の「地方自治法」改正により、法的な策定及び議会での議決義務はなくなったものの、本町では「島本町まちづくり基本条例」第18条に、

「町は、計画的な町政運営を行うための総合的な計画を策定しなければならない」と規定しております。そのため、現行の「第四次総合計画」の次期計画として、令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間とする「第五次総合計画」を策定するものでございます。

なお、今回提案させていただきますのは、「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」の規定により、本町の将来像及び政策の大綱を示す「総合計画基本構想」について、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、これまでの事務の経過について、ご説明申し上げます。

まず、第五次総合計画策定事務につきましては、平成 30 年度と令和元年度の２ヵ年をかけまして策定事務を進めております。平成 30 年度につきましては、16 歳以上の住民３千人と町立中学校の２年生全員を対象に行ったアンケート調査のほか、ワークショップを開催いたしました。また昨年 11 月には、第五次総合計画の策定について総合計画審議会に諮問するとともに、本年６月には基本構想(案)に対するパブリックコメントを実施し、20 人の方から 55 件のご意見をいただきました。これらの結果等につきましてはホームページで公開している他、議員の皆様にも事前に配付させていただいております。

また審議会は、慎重審議をこれまで６回重ねていただき、本年８月 30 日付けで答申をいただいたところでございます。答申内容につきましては、議案参考資料２に添付させていただいておりますとおり、概ね、その内容を妥当なものと認める旨の答申をいただいております。また、あわせて付帯意見もいただいております。

次に、今回の総合計画策定の背景や前提条件などにつきまして、議案参考資料１をもとに、ご説明申し上げます。議案参考資料の１ページをご覧ください。

「序論　計画の背景・まちづくりの前提条件」として、第１章に計画の背景と概要を記載しております。

まず、１の「計画策定の趣旨」及び２の「計画の位置づけ」についてでございます。

現行計画の「第四次総合計画」につきましては、平成 23 年に策定し、目標年次を平成 31 年として、本町のさらなる発展を目指して諸施策を推進してまいりました。この間、人口減少や少子高齢化の進行、自然災害への不安の高まりなど、地方自治体を取り巻く環境やニーズは大きく変化しており、今後も、社会経済情勢の変化や様々な諸課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実と、さらなるまちの発展を目指し、令和２年度以降のまちの将来像と基本方向を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進める基本指針として、「第五次総合計画」を策定する旨を記載しております。

次に、２ページの３「計画の概要」についてでございます。

本計画は、まちの将来像と政策大綱を示す「基本構想」と、基本構想を実現するための施策の基本方向を体系的に示す「基本計画」に分かれています。さらに、各分野の個別計画や方針などとの整合・連携を図りながら、総合的なまちづくりを推進していくも

のでございます。計画期間につきましては、基本構想、基本計画ともに、令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間としております。

なお、計画に基づく各種施策につきましては、適切に進捗管理を行うとともに、「基本計画」については中間年に進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととしておりします。また、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合につきましては、計画全体を見直すこととしております。

なお、「基本計画」を中間年に点検し、必要に応じて見直しを行うことにつきましては、審議会の答申にございました付帯意見を反映させたものとなっております。

また、４ページ以降につきましては、第２章として、まちの現況と特性について記載しており、自然的条件や社会的条件、アンケートやワークショップで示された住民の意向などの「まちの現況や特性」のほか、人口減少と高齢化、子育て・教育、安全、環境、人権尊重と共生・協働、情報化、行財政運営など、本町を取り巻く主要な「社会的潮流とまちづくりの課題」を整理し、計画全体の前段としてまとめ、18 ページ以降の「第１部　基本構想」を作成しております。

それでは、今回、議会の議決をお願いする 18 ページからの基本構想について、ご説明申し上げます。

まず第１章の「まちの将来像」についてでございます。基本理念や将来人口、土地利用方針を示し、その実現に向け、第２章の「まちづくりの基本方針」において、７項目の政策大綱を示しております。「基本理念と将来像」につきましては、基本理念として「町民憲章」と「まちづくり基本条例」の理念に基づき、総合的なまちづくりを推進することとしております。また、将来像及びまちづくりの合い言葉としては、引き続き「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」と「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を使用することとしております。

次に、19 ページの「将来人口」についてでございます。

計画策定にあたり、近年の自然増減、社会増減の傾向を踏まえた推計に、住宅開発の動向を加味した人口推計を実施し、２パターンの推計をお示ししております。計画期間内においては、概ね、この範囲内での人口推移を想定しております。本町の人口は、現在、大型マンション等の住宅開発により増加しておりますが、人口の増加傾向はしばらく続き、計画期間の後半から緩やかに減少していくことが予測されます。一方、高齢者人口の増加は今後も続きますが、高齢化率は人口増加時期には若い世代の増加が見込まれることから、比較的抑えられ、計画期間の後半から緩やかに上昇していく見込みでございます。

今後の人口推移を踏まえますと、住宅開発に伴う子育て世代や子どもの増加、さらなる高齢化の進行に適切に対応し、保育・教育・福祉・介護などのサービスの確保や、まちの利便性と魅力向上、にぎわいの創出などの活力維持を図り、「子どもから高齢者ま

で誰もが住みやすいまちづくり」を進めて行く必要がございます。

なお、将来人口につきましては、これまでの総合計画のように「目標人口」としてではなく、高齢化の動向のほか、住宅開発による人口増加や年齢構成の変化など、現時点で想定される現実的な材料を整理して、中長期的なまちの人口規模を示した「人口推計」としております。

これは人口減少社会を迎え、従前のように、いかに増やすかの努力目標としての設定よりも、減少も含めた人口動向を踏まえたうえで、より現実的な政策形成に繋げることが重要との考えに基づくものであり、近年、近隣自治体においても同様の事例が見られます。町としては、今後も一定の人口規模を維持し、子どもや生産年齢人口の増加を図ることで、人口減少をより緩やかなものとし、進行する高齢化への対応も含め、持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが、住民の暮らしや地域の活力を維持するために必要であると認識しており、そのために必要な対策を適切に講じてまいりたいと考えております。

次に、20ページの「土地利用」についてでございます。

まず、「全町的な土地利用方針」として、「都市環境と自然環境の調和のとれた緑豊かな都市空間の形成」を基本に、快適性・利便性・安全性の向上と、まちの活力維持、持続可能な地域づくりを目指すとの総合的な方針のほか、市街化区域及び市街化調整区域における方針を示しております。また、今回の計画では中心市街地、産業・公共、住居、環境調和、環境保全の六つの土地利用ゾーンを設定し、ゾーン別の方向を示しております。

次に、22ページからの第２章の「まちづくりの基本方針」でございます。

この章では、第１章で示した将来像の実現に向け、七つの基本方針を示しています。

方針の１番目は、「思いやりとふれあいのまちづくり」として、平和・人権の尊重、住民参画・協働、コミュニティ、国際交流や多文化共生などの施策を進め、思いやりにあふれ、つながりとふれあいのあるまちを目指すこととしております。

２番目は、「自然と調和した快適なまちづくり」として、環境、景観、交通、住宅、都市基盤などの施策を進め、自然と調和した良好な住環境の形成を図るとともに、まちの快適性・利便性・安全性の向上に取り組み、快適で暮らしやすいまちを目指すこととしております。

３番目は、「安全・安心なまちづくり」として、安全関係の項目を独立して設け、防災・消防・交通安全・防犯などの施策を進め、安全に安心して暮らせるまちづくりを目指すこととしております。

４番目は、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」として、健康・医療・福祉・介護のほか、生涯学習・スポーツなどの施策により、支え合い、助け合う地域づくりや、健康寿命の延伸を図るとともに、生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境づくりを

進め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活し、生涯元気で、いきいきと活躍できるまちを目指すこととしております。

５番目は、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」として、子どもや青少年に特化した項目を設け、子育て支援や教育などの充実により、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるとともに、子どもたちの育成を地域全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で、生きる力を身につけ、たくましく成長できるまちを目指すこととしております。

６番目は、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」として、産業振興や雇用・労働環境の充実、まちの歴史や文化に親しむ環境づくりを進め、自然・産業・歴史文化などの地域資源を活かした観光などのにぎわいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思える、活力とにぎわいのあるまちを目指すこととしております。

７番目は、「持続可能なまちづくり」として、行財政改革、公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、広域連携、住民や事業者との協働などにより、効率化やサービス向上を図り、健全で安定した行財政運営を進め、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちを目指すこととしております。

以上の七つのまちづくりの基本方針に基づき、住民や事業者などの参画と協働のもと、各分野の整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 03 分～午後２時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

大久保議員　では、すみません、お願いします。まず、「第四次島本町総合計画」には将来の人口目標というのがあって、今回は外されたということで理解をしますけども、そうしましたら、ほかにも生産年齢人口の確保とか、ほかの目標設定とかも、ちょっと考えられても良かったんではないかなと思うんですが、そこら辺の見解を、よろしくお願いします。

総合政策部長　今回の人口推計については、先ほどご説明申し上げましたように、目標ではなくて、高齢化の動向、それから住宅開発による人口増加と年齢構成の変化など、現時点で想定される現実的な材料をもとに推計をさせていただいたということでございまして、この基本構想には資料といいますか、人口の２パターンの推計を載せてますけども、別途資料として、人口推計資料というのもホームページとかでも公表してますし、議員の皆様にもお配りをさせていただいていますが、その中でも一定、年齢別の人口推移というよう

なとこら辺の分析もしつつ、今回の推計をさせていただいたということでございますので、なかなか人口についてはコントロールするのが難しい部分がございますけども、一定の現実的な今の数値をもって推計をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたく思います。

以上でございます。

大久保議員　わかりました。それでは次に、もう１問だけお願いします。この説明書の 21 ページの「土地利用ゾーンのイメージ」ということで載ってますけども、第四次に比べましたら、非常に詳細な図になっておりますけど、ここら辺はどういうふうな意図があったのでしょうか、お伺いします。

総合政策部長　前回の「四次総計」では、町域を大きく三つのブロックに分けまして土地利用の方向を示しておりましたけども、今回は六つの土地利用ゾーンに区分したということでございます。これは他の自治体の総合計画なんかも参考にはさせていただきましたが、町の「都市計画マスタープラン」というのも、土地利用ゾーンという形で、今、定めております。それとの整合も含めまして、今回、変更させていただいたということでございます。これまで第四次では三つのブロックということですので、本当に大まか過ぎるというか、そういった区分けになっておりましたので、より細かくという意味で、今回六つに、倍にさせていただいたということでございます。

以上でございます。

岡田議員　まず、基本的なことをお聞かせいただきたいと思いますが、当初、この審議会には議員も入って審議をさせていただいていて、今は議員が入ってなくっての総合計画なんですが、議会に提出されますと、議会でいろんな提案とか要望とか、いろんな意見が出るかと思うんですけどもね。審議会を経てできあがってきた、これに議会での意見というのはどの程度反映していただけるのか。全くしていただけなくって、ただ聞くだけなのか。その辺、ちょっと基本的なことを教えていただけますか。

総合政策部長　今回、ご提案させていただきました基本構想の部分、これが議決をいただきたいということで、ご提案をさせていただいてます。ですから、この内容でご承認をいただきたいと、ご可決をいただきたいということでございますので、今日の議論を踏まえて変更という部分になりますと、改めて議案として提出する必要があるというふうに考えておりますので、我々といたしましては、今回、ご提案させていただいた基本構想でご可決いただきたいということでございます。

岡田議員　そうしますとね、議会での意見というのは聞くだけというのか、ちょっと言葉は悪いんですが、なかなか構想の中には反映をしていただくことが難しいという形で取ればいいんかなと、今、部長の発言によりますと、そう思いますので、そうすると何のための審議かがちょっとわからないんですが、その辺をしっかりと答弁いただきたい、はっきりとしていただきたいなというふうに思いますよ。せっかく議会に提出されて、議会での意

見が全く反映されないでの議会に提出というのは、いかがなものかなとは思うんですけれども、それ、まず１点ね。

それと、全町的な土地利用の方針の中に、「コンパクトな都市構造の形成を図ってまいります」ということなんですが、この「コンパクトな」というのは、島本町の場合は、島本町全域のことと考えてよろしいんですか。例えば私たち、委員会で行った富山のほうでしたら、駅前を中心にコンパクトなまちづくりを造ってるわけなんですよね。財政的には、その距離が遠いほうになると、できるだけ財政に手を入れなくって、できるだけコンパクトな、手を入れているところの駅前のほうに人口が集中できるような形で「コンパクトなまちづくり」をしているんですけども、島本町のコンパクトというのは、島本全体を指すんでしょうか。ちょっと、その辺を教えていただきたい。それによると、じゃ、このコンパクトの中には尺代とか大沢、その辺の環境が入るのかどうかということですね。

すいません、３問しか質問ができないのでまとめて言ってますが、万が一、大沢のほうも、このコンパクトな都市計画の中に入るんであればね、交通環境の充実等も書かれてますので、どのように手を打たれて、今後されようとされているのか。これ、２点目ですので、集中して申しわけないけど、よろしくお願いします。

総合政策部長　まず、基本構想についてですが、先ほどご答弁申し上げましたように、大枠を定めたものでございますので、今回、ご提案させていただいた形でお願いしたいと。議会で議論いただいて、いろんなご意見をいただく中で、今後、詳細の基本計画というのを作ってまいりますので、その中に反映できるものについては、また反映をしていきたいというふうに考えております。

それから、「コンパクトな都市構造」ということでございますが、これについては一定、市街化区域を想定をしております。中心市街地の整備の中で、「コンパクトな都市構造の形成を図っていく」ということでございます。ただ、尺代とか大沢を何もしないのかということではなくって、現状お住まいの方もいらっしゃいます。そういった方々の生活の利便性の向上というのは、この「総合計画」の中でも図っていくというふうに記載をしております。ですから、「コンパクト」という部分については市街地の中の、特に中心市街地を中心とした「コンパクトな都市構造」というふうにご理解をいただいたら、というふうに思います。

以上でございます。

戸田議員　「小さな町の豊かな暮らし」の実現を目指し、町民とともに歩む山田町政に期待が寄せられ、若い町長のもとで作られる「第五次総合計画」になります。が、今、新庁舎建設の実施設計の予算計上にも慎重にならざるを得ない状況、財政運営の健全性を維持していくことが困難になってしまっています。なぜ、こんなことになってしまったのか。「第四次総合計画」を振り返り、どこに問題があったのかを、まず検証しておく必要があります。

３点、問います。総合政策部長、総務部長は、「第四次総合計画」をどのように検証されていますか。高度成長期時代に比べれば厳しい財政運営を強いられますが、今なお島本町は法人税に比較的恵まれています。にも関わらず、第四次計画年次最終段階でこのような財政状況になったということは、「第四次総合計画」に何らかの欠点があったのか、期間中の事務執行に課題があったのか、あるいは両方に問題があったと言えるのではないでしょうか。

２点目です。「第五次総合計画」は、財政運営の健全性を維持していくことが困難な状況で策定されることになりましたが、その危機感が、この基本構想に反映されていないのではありませんか。ワークショップ、パブリックコメント、審議会など、これまでの議論においては、財政的な収支見通しの危機的状況が共有されていませんでした。これまでにもまして総花的かつ抽象的な表現に満ちている基本構想で良いのか、という思いを強くしています。見解をお示しください。

３点目、書いていないことに予算はつけられない、よって書いていないことはできないから総花的に書き込んでおくという性質が、従来の総合計画にはありました。「第五次総合計画」は、ここをいかにして変えていくかが試されていて、従来とは異なる総合計画の作成に知恵を絞っている他団体が増えていると思います。島本町は、この点、どのような工夫をされましたか。

以上、３点です。

総務部長　「第四次総計」の検証ということでございますが、まず、厳しい財政状況の中で、「第四次総計」に基づきまして効率的な行財政運営を推進するため、事務事業や組織体制の見直し、経費の節減、民間活力の活用などをはじめとする行財政改革を、本町としては進めてまいりました。しかしながら、平成 30 年度決算につきましては、主な原因といたしましては、前年度に比べて町民税法人分が減額になったことや、前年度の町民税法人分が大幅な増額であったことによる本年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が減額になったため、平成 29 年度に比べて財政状況が悪化し、経常収支比率が 100 を超えたというような状況になったものでございます。

一方で、触れておられます新庁舎建設事業の件につきましては、過日もご答弁させていただいておりますけれども、このたび本町の懸案の課題でありました待機児童問題の解消、このための各種事業の実施、それから、これも数年来の懸案でありました第三小学校の耐震化の整備方針、これが決定をいたしまして、必要予算もご可決を賜り、ようやく事業を進められるという状況になったところでございます。これらの事業には、言うまでもなく多額の費用が必要となることから、これらの事業と同時期に集中して新庁舎の建設を進めるということについては、本町の財政規模、あるいは現在の財政状況から困難であるということで、過日の判断をさせていただいたところでございます。

また、先日、お示しをさせていただきました「財政収支見通し」にもございますように、

経常収支比率は今後も100を超えて推移する見込みでございます。非常に厳しい財政状況にございます。これについては各部局総力をあげまして、効率的な事業実施と事務の合理化に努め、財政健全化に向けた取り組みに一層努めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

総合政策部長　まず、「第四次総計」の総括でございますが、今、総務部長からございましたように、財政との整合性という意味では、なかなか策定当時の想定として難しい部分がございます。特に今回、待機児童問題等が出てきておりますけども、それが「四次総計」の策定時にここまでのことが想定できたかと言えば、難しかったというふうに考えております。

ただ、島本町は平成22年にＪＲが開業してから人口が増加ということではなくて、平成22年に２万9,443人、３万人を下回る状況が続きました。平成23年には江川地域に大型のマンション、グランリバーが建設されたということと、東大寺地域には町営住宅跡地に戸建ての住宅が整備されたというようなことで、一転して平成25年には３万900人程度まで人口が増加した、ということがございます。開発による人口への影響というのは、こういった形で現れてまいります。

そういった中で、そのときどきの状況に応じて、当然、「総合計画」に沿った形での事業展開はやっていく必要がございますが、これ以外の社会経済情勢の変化とか、これに加えて地震、台風という自然災害も多々発生をしたというようなこともございます。これらについても、多くの費用が必要になったということもございます。そういったことも踏まえますと、なかなか、この社会経済情勢や自然災害等についても、計画を策定時点で見込むのは非常に困難な状況ではありますけども、現状を見て、今後の人口推移、それがどういうふうに推移していくか。今回、２パターンをお示ししておりますけども、それに基づいて、先ほど他の議員からもご質問がありましたけども、人口の年齢構造がどういう形になるか、それによっても施策というのは大きく変わってくるというようなこともございます。それを的確に、早く察知をして、計画的に進めていくことが大切であるというふうに考えておりますので、「四次総合計画」の総括も踏まえて、今回、第五次の計画を策定させていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、２点目に、「総合計画」には何でもかんでも書き込んでいかないと事業が実施できない、というようなご質問だったと思います。「総合計画」については、すべての行政分野を網羅する町政の上位計画であるということは間違いございませんが、各種施策の分野の重要な基本方向については、総括的にではありますけども、一定、網羅しておく必要があるものと考えております。

その点についてはご理解を賜りたいと思うんですが、ただ、それが何でもやるという計画になるかというと、それは違います。今回の計画においては工夫点として、個別計画や

方針との整合を図ることを打ち出しておりまして、今後、策定する基本計画においては施策分野ごとの関連計画の記載を予定しております。そのほか、参考指標の設定であったり、ＳＤＧｓとの紐付けなども検討をしているところでございます。

それから、３点目にいただいたご質問についても、１問目のところで一定ご答弁させていただいたと思うんですが、ＪＲ島本駅の開業が平成 20 年に開業して、その後、人口が２万 9,443 人と低迷したけども、一転して人口については３万 400 人、３万人を超える状況が続いてきているということで、大きくは、やはり住宅開発による影響が大きかったということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

総合政策部次長　ご質問の中で、財政状況と、審議において財政収支の見通し等の危機的な状況が共有されていたかどうか、というお尋ねがあったと思います。

直近の「中期財政収支見通し」を公表させていただいたのは、基本構想の審議後にはなりましたけれども、基本構想案の中でも序章の「社会的条件」の項目の中で、今後においては厳しい財政状況が予見されるということを述べているなど、一定、危機感を持って策定事務にはあたってきたところでございます。今後における基本計画の策定、また各政策分野別の計画におきましては、具体的な事業内容も含めた検討が必要になってまいりますことから、本町の財政状況を十分に踏まえた議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　明確なご答弁がなかった部分はあるんですけど、先に進めると、「第四次総合計画」は平成 20 年３月ですか、ＪＲ島本駅ができて、「住民の暮らしや将来のまちづくりの構造に大きな影響を与える」、あるいは「深刻な地球規模での環境問題など、地方自治を取り巻く環境が一層厳しくなる」として、「第三次総合計画」の目標年次を前倒ししてまで作られたものなんです。今、文字どおり住民の暮らしや町の構造に多大な影響を与えているわけです。人口減少時代の都市の将来像を描く賢明な縮小、都市計画の分野でスマートシュリンクと呼ばれるものですが、「第四次総合計画」において、この視点を欠いていたことが、今、高層マンションの乱立、率・数ともに府内屈指の待機児童を生んでいると私は見ています。「第四次総合計画」の 10 年を振り返ると、今の状況を招いているのは、やはり「総合計画」の策定から始まっていると思わざるを得ません……（「何でや」と呼ぶ者あり）……。

しかし、今、本町の「第五次総合計画基本構想案」は、やはり人口減少時代の都市の将来像を描く賢明な縮小という視点が十分ではありません。加えて、第四次よりも抽象的な表現が散見されており、何がしたいのか、どこを目指そうとしているのかがわからないという印象です。パブコメにあった表現を借りると、「まちの将来像がフワフワとした耳触りの良い言葉でまとめられ、空疎なものになってしまっている」と。詳細は、もはや計画

で補うしかないと考えています。ちなみに、ご答弁に自然災害の状況が読めなかったと。それは確かにそうなんですが、しかし、待機児童は読めましたし、現実問題になっていたわけです。

２問目ですね、３点質問します。「第２章　まちづくりの基本方針」についてです。

１点目、人権尊重について。第四次で一番に掲げられていた人間尊重が、第五次では「思いやりとふれあいのまちづくり」と抽象的な表現になり、「核兵器廃絶平和都市宣言」や「女性の自立」「男女共同参画社会」という文字も消えています。どういう意図を持って、こういう構成にされたのでしょうか。

２点目、住民参画・住民自治についてです。「住民参画」「住民との協働」の項目がなくなっています。ありません。「第四次総合計画」より書きぶりが後退しています。情報の公開、提供、共有による住民参画と住民自治についての記述が極めて曖昧になっています。なぜ、こんなことになっているのでしょうか。「町民とともに歩む」という町長の意思が、ここに示されていないのではないですか。これは、なぜですか。

３点目、財政的裏付けについてです。繰り返しになりますが、財政的な説明が必須と考えていますが、いかがでしょうか。決算審議の参考資料として、これまでお示しいただいていた「財政収支見通し」は、あくまでも見通しに過ぎないもので実効性には乏しいという欠点がありますが、そのことを明記したうえで、前提条件とともに明示しておく必要があると考えています。それにより、あれもこれもやりますと風呂敷を拡げる総合計画ではなく、見直します、やめていきます、という中長期的な縮小の方向性が示せると考えています。パブリックコメントでもご指摘があったところです。この点につき、見解をお示しください。

以上、３点です。

政策企画課長　まず、一つ目の人権尊重についてでございます。「まちづくりの基本方針」１、２のタイトルは、「思いやりとふれあいのまちづくり」となっておりますけど、このタイトルにつきましては、人権、平和の尊重、また男女共同参画、そして住民参画と協働、コミュニティ、国際交流、また多文化共生などの各種分野を包含しております。これらに取り組むことで、やさしい、思いやりにあふれ、繋がりとふれあいのある町を目指す、そういう意味での表現として、このタイトル付けといたしているところでございます。

審議会におきましても、人権などの具体的な名称にすべきといった、そういう趣旨のご意見もいただいております。ただ、人権、平和、男女共同参画、参画・協働、コミュニティなどの様々な分野を包含している方針でありますことから、バランスを考慮し、このようなタイトル付けとさせていただいているということで、審議の結果、原案のタイトルとさせていただいているものでございます。また、ご指摘にあります女性の関係、自立とか、核兵器廃絶平和宣言都市などの、さらにより詳しいキーワードにつきましては、今後の基本計画の中での盛り込みを検討してまいりたいと考えております。

引き続きまして、２点目の住民参画・住民自治についてのご質問でございます。住民参画と協働につきましては、施策分野といたしましては、主に「まちづくりの基本方針」の１に含まれるということになっておりますけども、ただ参画と協働という取り組みは、１の分野に限らず、様々な施策分野において必要かつ重要な取り組みとなるため、総合的にあらゆる項目にかかってくる部分がございます。ですので、審議会でもその旨を種々ご説明はさせていただいたんですけども、第２章「まちづくりの基本方針」の冒頭に、全体にかかるような形で、前文的な形で文章を入れております。その中で、この「まちづくりの基本方針」について、住民や事業者などの参画と協働のもと、各分野の整合、連携を図りながら進めていくという、そういうことが書かれているところでございます。

そのほか、今回の将来像においての基本理念を示しておりますけども、こちらも第四次とは異なりまして、その後、「まちづくり基本条例」ができてますので、住民参画と協働の基本事項等を示す最高規範である「まちづくり基本条例」等をまちづくりの基本理念として使っていくという、そういう趣旨のも記載しているところでございます。そのような形で、住民参画、協働等についてお示ししているところでございます。

以上でございます。

総合政策部長　３点目の財政的な裏付けについてでございますけども、現在、今回の基本構想策定にあたりまして、財政状況については、今回の計画の前段におきまして、過去 10 年の歳入歳出のグラフというのをお示しをしたうえで、今後のことを考えていく必要があるわけですけども、先ほどございましたように、見直しややめていくことも含めた計画ということでございますが、ご指摘のとおり、財政状況のほか社会経済情勢とか、住民ニーズの変化に伴いまして、サービスや施策の見直しは適宜行っていく必要があると考えております。本町においても、「行財政改革プラン」に基づく取り組みを推進し、既存事業の見直しや効率化等を進めており、基本構想案にも、その方向性というのはお示しをしております。

今後、基本計画案の検討の中で、各種施策項目についてニーズや社会経済情勢を踏まえて適宜見直しを行っていくということで、なかなか、その 10 年間の財政的な裏付けを当初にお示しするというのは非常に難しいということで、これは審議会の中でもご質問がありまして、難しい旨をご答弁をさせていただいております。

以上でございます。

戸田議員　まず、人権尊重についてです。島本町は人権尊重の町、というふうに私は転入して以来、非常にそのことは感じておりました。人権は、人からのやさしさや理解によって得られるものではなく、人が生まれながらにして持っているもの。ですから、「思いやりとふれあい」とか、そういう括りになってしまっているというのを非常に残念に思うわけです。このことは、強く主張しておきたいなと思います。

財政に関しては、お示しいただいた資料の河１・人３、審議会において公募委員より提

供された近隣市の総合計画比較表にもあるように、今後は高槻市、茨木市、吹田市など、財政的な詳細説明がある総合計画が主流になると思われます。平成 23 年度の「地方自治法」の一部改正により、総合計画に法的な策定義務がなくなり、策定については市町村が独自に、自主的に判断することになっているということが背景にあります。審議会付帯意見にも「財政状況を踏まえて」という表現があるわけですから、基本計画において、財政的な課題を明確にすることは非常に重要だと思います。指標になるものを示しておく。少なくとも部会の前に、先般お示しいただいた「財政収支見通し」を委員の方に配付して、それを共有したうえで議論を進めていただきたいと思っております。

３点、改めて質問いたします。先ほどと重なりますが、住民参画と住民自治です。

「まちづくり基本条例」ができているということが大きなことであると。その条文を掲載されるということなので、これは理解しました。しかし、まちづくりの主体が住民であること、協働とは、これは概念が違います。主権者が市民であることが重要で、住民参画はそのためのものです。このことをはっきりさせるためには、基本計画には住民参画の手法として、無作為抽出のワークショップやワールドカフェ、タウンミーティング、パブリックコメント、出張講座なども含めて、多様化している住民参画の手法を具体的に明記しておく必要があると思いますが、いかがですか。これらは、このような手法は、すでに他団体の多くで定着しています。

二つ目です。消費者行政の重要性です。特殊詐欺など、詐欺から住民を守るための啓発事業は、これまでにもまして重要であるにも関わらず、消費者行政に関わる記述が「第四次総合計画」よりも後退しているのはなぜでしょう。また、遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品など、「食」を取り巻く環境はますます複雑化しています。私は、これを大変危機に思っています。これについては、未知のリスクや将来にわたる安全性が不透明であることから、消費者が自ら知り選択できる環境整備が求められています。食品の安全性を含む消費者保護や、特殊詐欺から住民の暮らしと財産を守る消費者行政の視点を、基本計画にしっかり入れていただくことができるのか、いかがでしょうか。確認します。

３点目です。全町的な土地利用の方針として、持続可能な地域づくりを目指して、「適切な土地利用を促進していきます。」という記述がございます。具体的にどのような手法で行っていくのですか、お示しいただきたい。更新が近い「都市計画マスタープラン」、それに付随する立地適正化計画、最高限度高度地区、景観のみならず眺望の視点を欠かさない景観条例、景観計画など、これらを基本計画に明記することが「第五次総合計画」の存在価値を高めると考えていますが、いかがでしょうか……（「基本構想の質疑を」と呼ぶ者あり）……。基本構想にこれらの視点が全く欠けているのではないですか、ということが、今、私が行っている質問の当初からの文脈でおわかりいただけると思います。

最後に申し上げておきたいのは、もはや政治力学によって地域に予算を分配する時代ではなく、限られた財源の中、痛みを分かち合わなければならない時代。何を諦めて、何を

活かしていくのか、誰が誰に譲るのか。そこには住民間の利害調整が一定の納得感を持って行われなければならない。簡単ではないですが、そこに真の住民自治が生まれる。ですから、私は住民参画と住民自治、このことの明記が基本構想にもっと必要であったと。さらに消費者行政の重要性を欠いていると。もう一つは都市計画のあり方が基本構想に明確に示されていない、方向性が示されていない。よって、これらを基本計画にどのように明記されていくおつもりかを確認して、３点目の質問といたします。

以上です。

総合政策部長　まず、再度のご指摘がございました人権尊重の部分の記載につきましては、基本構想部分では思いやりとかふれあいという言葉で総括をしておりますけども、きっちりと基本計画の中では明記をして、記載をしていきたいというふうに考えております。

それと「財政収支見通し」を、今後、基本計画を作るにあたってということでございますが、昨年度の「財政収支見通し」については審議会にはすでにお示しをしたうえで、この基本構想を策定していただいております。今回、お示しをした「財政収支見通し」については、今後、部会の中で議論する中で、一つの資料としてまた配付をさせていただいて、議論していきたいというふうに考えております。

それから、住民参画と住民自治についてでございます。住民参画については、今後、策定する基本計画におきまして、取り組み方向などを示す記載について検討してまいりたいというふうに考えております。ただ、手法とか多岐にわたることでございますので、時間の経過に伴う変遷もあることから、これらも踏まえて、例示するとしても、どこまで記載するかというようなことについても、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

それから、消費者行政についてでございます。この記載につきましては、「社会的潮流とまちづくりの課題」項目におきまして、消防、防犯、交通安全などともに消費者保護などの取り組みを進めていく必要性を記載をしております。「まちづくりの基本方針」においては、安全・安心に関する総括的な方針記載とさせていただいておりますが、今後、策定する基本計画において、消費者保護施策について、より具体的な施策の方向性を記載をしてまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、土地利用に関してでございますが、これも今後策定していく基本計画において、次期「都市計画マスタープラン」を踏まえた土地適正化計画や高度地区の検討、景観形成施策の推進についての記載は検討していきたいというふうに考えております。ただ、具体的にどのような手法でという部分については、今後、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます……。失礼しました。答弁の中で、「土地適正化計画」と申し上げましたが、「立地適正化計画」の誤りでございますので、修正をお願いいたします。

岡田議員　今、「第四次総合計画」の一部が失敗だったような発言がございました。私は、

その発言は大変残念だと思います。また、若い町長のもとに作られた基本構想ということで、町長の思いとかけ離れた基本構想が内容的にあるというような発言がありましたが、この基本構想というのは、10年間のスパンで計画をされていると思うんですけれども、その基本構想が作られた年の町長というのは、その基本構想の中で意見というのは反映されて作られるものなんでしょうか。

町長にお訊きしますが、今回、この基本構想を作られて、目を通されて議会に出されたと思っているんですけれども、この基本構想を見られて、どのような感想を持たれましたか、町長として。自分とかけ離れた内容が一部でもあるのではないか、また自分の意見が反映されてないのもあるのではないか、そのような感じで目を通されたという部分もありますか。ちょっと、その辺をしっかりと訴えていただかなかったら、第四次の「総合計画」も内容的には失敗だったんでないか、というようなこともありますので、はっきりと議会でしていただけますか。でなければ、この基本構想を、できるだけこのままの状態で通したいというのが部長の気持ちですのでね。はっきりとお願いできますか、その辺は。

山田町長　今回の計画策定にあたりましては、私もすべて目を通しておりますし、できる限り審議会にも出席をさせていただいておりまして、その中で、この段階まで基本構想ができあがってきたという経過がございます。

その中で、役場の職員で作った委員会などもありますので、そこでいろんな議論をしながら、私も意見も出しながら作っておりますので、全く私の意に添わないとか、私の意見が入ってないとかいうものではなく、職員と、そして住民の皆さんとで議論しながら、対話を通して作っていっているものであるというふうな認識でございますので、今、岡田議員がおっしゃったようなご指摘は私は思っておりませんし、全体の印象としては、やはり基本構想になりますので、どちらかというと普遍的なものがたくさん入っているというふうなことになるのかなというふうには感じております。それが、やはり10年間を通した中で、必ず町として持っておかなければならない大きな方向性だというふうに感じておりますし、特に、私の任期というのは４年間しかありませんので、たまたま私の任期中に今回の総合計画を作るということになりましたけれども、次、もし、私でない方がやられたとしたときに、その方にとっては、この計画をそのまま引き継いでやっていくということになりますので、すべてがすべて私の思いどおりにこれを作らなあかん、というふうな思いは私にもございませんし、ある意味で、そういう普遍的な部分のベースになるようなものが、まず基本構想としてあがってくるべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　他の方々も質疑をされている部分、多少、ちょっと重複するところは失礼させていただきます。

前の町長のご答弁、要は総合計画審議会ほとんど、私もたまに傍聴に行きましたが、出席されてたと。その中で、積極的に参画されていたというような発言があったんですが、

それとちょっと大きな輪になるんですけど、都市計画審議会だって付託をして、出席されていましたよね。それとこれと、ちょっと答弁の差異があるように感じるんですが、そこに何か違うものがあれば、参考にお訊きします。

それと、もう１点が、今回、目標人口を設定されていらっしゃらないということで、冒頭の議員からの質疑に対しましての答弁で、一定の理由や要因というのは理解するところであります。となると、そこでちょっと確認したいんですが、基本的には今回の基本構想、本町の資料に出していただいている２ページにもありますように、島本町としては、この基本構想の基本が、まちの将来像と政策の大綱を示すということを記載していただいております。ただ、一般的に法律、今、法律も改正されたところではありますけども、市町村としては総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すというのが基本的に行政運営の基本構想で、行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示すというのが、よその一般的な基本構想であろうと。特に法律が改正された当時ですね、23 年の８月１日まではそういった感覚、理念や方向性、目標を示すということが中心になっていたと思います。ここにおいて、今回、まちの将来像と政策の大綱を示す形に変えられたのは、そちらのほうの理由と要因をお訊きします。

それとともに、「まち・ひと・仕事創生総合戦略」も計画期間が満了するので、10 月に今度、令和元年第１回目の審議会が開催されます。そこで、この総合計画と、「まち・ひと・仕事創生総合戦略」と、私、平成 29 年６月議会での一般質問でも、この総合計画においてお訊きしておりますが、これは一体的に制作されるのですか、されないのですか、お伺いいたします。

あと、29 年６月にもお訊きしておりますが、今回、審議会、私も全部ではないんですけど、傍聴できるときはできるだけ傍聴させていただきましたが、基本構想等、見直しにおいて５年ごと的な発言をお聞きしております。今までは島本町におきましても、全国的にも、ローリングシステムを活用されていたと思うんですが、今回、今後、この構想がもしそのままいくとすると、実施計画においてローリングシステムではないのかどうか、その点をお訊きします。

以上、三つです。

総合政策部次長　ご質問の１点目で、今回、基本構想については本町の将来像と政策の大綱を示すものとして、ご説明をいたしております。確かに前回、第四次の「総合計画」のときの基本構想の説明とは、若干、表現等、異なっている部分もあります。「まちの将来像」という言葉は前回もあったと思います。これについては、確かに以前、「地方自治法」で策定義務があったときには、国のほうから策定要領といったものも示されていたというふうに認識をいたしております。

策定が任意になったということで、先般、30 年３月に「総合計画基本構想の議決に関する条例」というのを制定をさせていただいたんですが、この際に、「総合計画」のうち基

本構想というのをどのように定義づけるのか、表現するかというのを検討させていただく中で、先ほど申し上げましたような従前の国の策定要領などで用いられていた表現なども踏まえて、「政策の大綱」という表現を用いることにさせていただきました。その旨については、先ほど言いました「議決に関する条例」の中でも一定、基本構想を説明する表現として用いておりますので、今回、基本構想の内容を一言で説明する用語として、それに準じて記載をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

政策企画課長　次に、「総合戦略」についてでございます。「まち・ひと・仕事創生総合戦略」につきましては、本年度で最終年度を迎えます。次期計画の策定等については、すでに国のほうが方針等作成するなど動き出しておりまして、各自治体においても準備を進めているというところでございますが、今回、一体的な改定かということでございますけれども、こちらについては、「総合計画」との一体的な改定では今回ございませんで、別体での改定となると。順序的には、今現在、基本構想が議案に上程しておりまして、今後、基本計画の審議に入っていくということで、まずは「総合計画」をきちっと固めていって、策定作業を進めていってから、それらを踏まえて「総合戦略」の作成作業に入っていくという形の順序で考えているところでございます。

また続きまして、「総合計画」のローリング等についてでございます。「第四次総合計画」の場合は、計画の構成としまして、基本構想、基本計画、実施計画という３本柱になっておりまして、実施計画のほうで「総合計画」に規定してある施策の方向性をさらに細かい事業レベルまで落として、詳細な３年間のサイクルでのローリング等の進捗管理を行っていったという部分がございます。今回の「第五次総合計画」については、基本構想、基本計画の２階建てといたしておりまして、実施計画の策定は予定していないところでございます。ただ、その実施計画に当たる下位の部分につきましては、各分野の個別計画、または方針などを活用していくという形で記載いたしておりまして、行政各分野で様々な個別計画または方針などを策定しておりまして、それらについては各部局において、毎年、詳細な進捗管理等を行っているところでございます。これらの整合を図りながら、進捗管理についてもそれらを活用しつつ、一体的に施策の管理を行って進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

山田町長　ちょっと質問の意図が私、わかりづらかったんですけれども、総合計画審議会、また都市計画審議会において、私のスタンスとしては、基本的には、その審議の内容がよりリアルタイムにわかるようにということで出席はさせていただいたということでございます。それでよろしいでしょうか。

伊集院議員　町長に対しては、ちょっとわかりづらかって申しわけなかったです。答弁いただいたときにね、総合計画審議会に対しての答弁にはいきいきされてる感じだったんです

けど、都市計画審議会でも参画されてたのに、そのときのちょっと発言が違ったので、何かあったのかなと思ってしまっただけなんで、そんな大した話ではございません。

それで、質疑に戻りますけども、まず１点目の理念や方向性、目標というのを今回変えられたのは、条例の制定の際からの流れでもあると。確かに私、平成 29 年６月に一般質問させていただいて、条例制定をしていただきたいということも申し伝えながらもあげていただいたことなので、これからを見据えた中でされたという部分は一定理解しています。ただ、やはり方向性というものを示さないで、あくまでも「基本構想」ですからね、方向性や理念を示さないとなると、ほかの計画とその土台になる部分ということを鑑みますと、ちょっと危惧されるという思いはあります。

その中で、先ほどありました「まち・ひと・仕事創生総合戦略」、今回はこれを一体的なものにされないということでのご答弁です。一応、先般の答弁では、かれこれ２年前の答弁では、「次期策定にあたりましては両者を一体的に策定することも視野に入れながら」、検討が必要であるというふうにご回答をいただいておりました。一応、検討された中で、一体的ではないという選択をされた理由ですね。先ほど考え方はわかりました、答弁の中では「総合計画」をまず固めてということをおっしゃっていたので、それはわかりました。２年前にいただいた、両者を一体的に策定することも視野に入れて、庁舎内で議論されたかと思いますので、そこにおいて一体化しなかった理由をお訊きしておきます。

それと、ローリングシステムのところは、一定理解しました。

まず、その１点の確認をさせていただきます。

政策企画課長　「総合戦略」につきましては、確かに前回のご答弁させていただいたときには、一体化も視野にという形でお答えしていたと思います。実際に昨年度の段階ぐらいから、自治体としても「総合計画」と「総合戦略」と、実際に期間として策定時期がかぶるような、うちのような自治体も多くございましたので、どのようにしていくんだ、一体にするのか別体にするのか、どうしようという検討をそれぞれされてたと思います。本町も同様にどうしていくんだということを、「総合計画」の検討の中であわせてしていたところでございます。

結果的には、別にするという形の結論になったわけでございますけども、その理由といたしまして、まず一つが、「総合計画」のほうがかなり総括的な計画になるということと、あと計画期間のほうが、今回、「総合計画」は引き続き 10 年スパンという形で考えております。また、一方「総合戦略」のほうは５年スパンということでございます。また施策内容につきましても、「総合戦略」はやはり個別計画の一つでございますので、かなり詳細な、観光についての具体的な取り組みでありますとか、子育てについての具体的な取り組み方法という、「総合計画」よりかなり踏み込んだ具体的な施策展開といった方向性を記載していく必要があるということを踏まえますと、やはり、まずは「総合計画」において大枠の基本方向を固めたうえで、それを踏まえて「総合戦略」でより詳しい、地域活性

化とか観光戦略などについての具体的な事業とかも視野に入れた、詳細な方向性を書いたほうがいいんじゃないか。そういう判断で、別体といたしたものでございます。

以上でございます。

東田議員　ちょっと数点、質問させていただきます。

あくまで議決案件につきましては基本構想ということですので、大枠になってしまうのも仕方ないかなというふうに思います。ただ、先ほど他の議員からもありましたように、ちょっと方向性が見えにくいというか、フワッとしているというのは同感なんですけども、この中で将来人口ですね、第四次の「総合計画」では人口目標を設定されておられて、今回の第五次の基本構想、これでは総人口の推計と高齢化率の推計というふうな表現されてます。これは先ほど答弁にもありましたけど、より現実的な表記になったとおっしゃっておられますけども、実際、そうなんだろうなと。目標を定めて、こうなればいいなというのと、こうなっていくんだ、それに備えていくという部分であったら、この推計のほうがより現実的だなというふうには思うんですけど、ここを現実的な表記にしたということは、当然、これから基本構想があって、その後に続いていく基本計画であったり個別の計画であったりして、またほかの方針、いろんなものもより現実的なものを作っていく必要があるというふうに考えているんですけど、そのあたりについてはどのようにお考えですか、ということです。

それと、「土地の利用と都市構造」、この土地利用のゾーンのイメージ、ゾーニングですね。これも私の目には、これは今ある島本町の町をなぞっただけにしか見えないというのが本音でして、産業・公共ゾーンなんかは大きな企業があるところに色分けしてますね、というようなものしか見えなくて、この先どうするんだというのが全く見えてこないというのを印象として持ってますが、この辺についての見解を伺っておきます。

また、「ゾーン別の土地利用の方向」、中心市街地ゾーンの中で「商業・サービス機能その他の公共公益的機能の充実を図り」ってありますけども、コンパクトなまちづくりを進めていくんであれば、充実も当然ですけども、集積も図っていく必要があるんじゃないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

それと、第２章の基本方針ですね、基本構想ですから、大枠でこうなるんだろうなとは思うんですけども、「持続可能なまちづくり」という部分で、先ほどから他の議員もやっぱり財政運営のことを心配されておられますし、質疑もございましたけども、効率的な財政運営であるとか、第６次の行財政改革であるとかいうのが出ているんですけど、どこまでいってもマイナス方面の印象しか受けないというのが本音です。例えば第６次の行財政改革も、これも「第６次」までやってますから、これまでも行革ずっと進めてきて、いろんなことやってきたと思います。その中で、この６次まで来て、これからのまちづくりに大きく寄与できるような財源を生み出すということはあるんでしょうかね。それが可能であるんであれば直ちにやるべきでしょうし、それを全部やりきったと言っても、何か当て

にできるほどの財源が生まれるとは思えないんですね。そのあたりについての見解をお伺いしておきます。

総合政策部長　まず、人口についてでございます。先ほど提案説明をさせていただいたとおりの考え方なんですが、より現実的な数値をもって推計をさせていただいたということでございます。今の、現状の現実的な数値をもとに推計をさせていただいてます。ただ、今後、どういう変化が起きてくるかというのは、この 10 年間の間にどういうことが起きるかという、予測できないこともあるかというふうには思いますけども、この人口推計の２パターンの範囲内で、人口を維持しつつ町政運営を進めていくということで、その中には、どういった施策が必要なのかということについては、今後、基本計画の中で、部会を二つ設けて審議をまたしていきますけども、その中で具体的に施策については審議をしていきたいというふうに考えております。

総合政策部次長　２点目に、土地利用についてのお尋ねをいただきました。ゾーンのイメージ図については、現況の土地利用を表現しているように見えるということで、ご指摘のとおりではございます。ただ、現況を追認するだけの土地利用計画というような趣旨ではなしに、ゾーン図とともに、土地利用と都市構造についての方針をテキスト表現でさせていただいております。全町的な方針の中では、例えば市街化区域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、中心市街地については整備と活性化を図っていくというようなこと。また市街化調整区域についても、区域内の既存の集落、既成市街地の住環境や生活利便性の維持向上であったり、コミュニティの維持活性化に努めていく等の方針を記載しておりますし、それぞれ色で分けましたゾーン別の土地利用につきましても、それぞれ方向性を記載しているところでございます。

なお、ご質問の中で、中心市街地ゾーンについて「商業・サービス機能の充実を図り」という表現になっているけれども、本来、「集積」という表現のほうがより望ましいのではないかというようなご意見だったかと思います。確かに、中心市街地ゾーンにおける機能ですので、「集積」という言葉も十分考えられるということでありますが、この計画、構想案の中では、「機能の充実を図る」ということで、議員がおっしゃっていただいた、そういった特定の機能を集積させるということも含めて、「充実」という言葉はその内容を豊かなものにしていくというような意味合いでございますので、この方針に沿って取り組んでまいりたい。なお、その詳細につきましては、「都市計画マスタープラン」のほうに繋いでいく内容であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

政策企画課長　続きまして、行財政改革についてでございます。第６次行財政改革、確かに６次目ということで、これまで様々な改革、取り組み等を行ってきたところでございます。そのうえで様々な節減とか見直し等を行って、これまでも経費の節減等取り組んできたわけでございますけど、確かに一足飛びに大きな効果を生むような、例えば歳入の確保とか、

大きな経費の節減というのはなかなか難しい部分もございます。

ただ、「行財政改革プラン」につきましては、経費の節減とか歳入確保の項目だけはなく、町の全体的な効率化でありますとか、サービス向上等に資するような様々な取り組みが総合的に目標として書かれておりまして、広域連携でありますとか、重要な公共施設の適正化、または組織基盤の強化とか、それらの項目について、かなり行革は進んでおりますけども、それでもまだ様々な項目について総合的に推進するという余地は十分にございますので、それらを総合的に推進することで、よりよい行財政の業務の効率化、またはサービス向上というのを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　行革を否定しているわけじゃないんですよ。これまでも６次までずっとやってこられて、それなりの成果も出してこられました。当然、効率化を図っていかなければなりませんし、これはずっと努力を続けていくべきものだとは思っているんですよ。だから、これはもう日常的に小さな部分から大きな部分まで、いろいろあると思いますけども、頑張っていただかなければならないとは思っているんですけど、それを財源として当てにできるんですかっていうことなんですね。

持続可能なまちづくりで、この人口推計見ましても、いったん上がって下がって、10年後ぐらいには横ばいなんでしょうけど、過去 10 年間の財政の支出の傾向と、これから10 年間の支出の傾向、全然違うと思うんですよ。例えば、この役場庁舎も取りあえず先延ばしになってますけども、当然、考えなければならないでしょうし、ほかの公共施設なんかもありますよね。そういうのを考えていくとね、過去 10 年間を丸っきりひっくり返して今後 10 年間に当てはめても、あまり意味をなさないだろうというふうに思います。高齢化率も当然上がってきますから、先ほども生産年齢人口の話もありましたけども、それも当てにできるのかできないのかと言えば、そんなにできへんのと違うかなと思いますね。生産年齢人口が増えても、その分、高齢化率も上がってきますから、ほかの場所で。

だから、増えていく歳出の傾向というのは多めに見ておかないと、後で、思ったより出ましたなんて話は無理ですから。それで、こうやって目標じゃなくて推計として、ここに予測しているわけですから、やっぱり現実的な話にならざるを得ないと思うんですよ。過去の４次の「総合計画」と５次の「総合計画基本構想」ですけど、大きな違いはここにあると思うんですね。そのあたりで、具体にどうやって持続可能な行財政運営、まちづくり、これをするためには、やっぱり財源の確保というのを、現実的な計画のもと進めていかなければならないと思うんですね。このあたりについての見解を、先ほどから訊いているんです。そのあたりについて、お伺いしておきます。

総合政策部長　行財政改革につきましては、議員ご指摘のように、普段からいろんな場面で努力すべき課題だというふうに考えております。先ほど担当課長のほうからも申し上げましたけども、例えば、行財政改革の中で広域行政がございます。これについては、本町で

言えば清掃工場であったり、消防の広域化とか、様々課題としてはございます。それを広域的に実施できるとなれば、財源的にも当然、そこでは生まれてくるものになってきます。それが、今、幾らになるというのをお示しはできませんけれども、一つを例えれば、そういったことが財源の確保に繋がるというふうに考えております。

あと、町単独で実施している事業というのも、まだまだございます。その辺を町としてどう整理していくのか。すべてを国基準にするということではございませんけども、そこで島本町の特色というのを出しながら、今後、どう進めていくのかという中で、財政との整合性を図っていく必要があるというふうに考えておりますので、行財政改革については引き続き項目としてはあるということで考えておりますので、その辺についても、今後、その項目についても庁内でも議論をしつつ、町の特性をどういうふうに活かしていくかということも大変重要だというふうに思ってますので、その辺も踏まえて、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

東田議員　おっしゃることはわからんでもないんですけど、広域連携だって、進めていくには当然相手もいることでございますから、そんな簡単に進むものでもないとは思うんですけど、もし、進んだとしても、例えば清掃工場、毎年度１億円ぐらいを維持管理に充ててますよね。これ浮いても、ただってわけにいかないんで、それほど財源が浮くとは思えないんですよ。それがもし将来的に建て替えが不可能だっていうのを安心するというんやったらわかるんですけど、それが丸々１億円浮きましたかって、そんなわけにはいかないと思うんで、それが財源の確保に繋がるのかというのは、ちょっと想像しづらいと思います。

そのあたりについても一定見解を伺っておきたいのと、また、これも総合計画審議会で……（「総合計画の質問じゃ」と呼ぶ者あり）……議論されておられますし、しっかりと尊重して、この議案については賛成をいたしますけども、こういうふうにあがってきたからには、やっぱり、それに沿った現実的な基本計画であるとか、その他の個別計画、方針などについて、これまでよりももっと積極的なやつを立てて欲しいと思うんですけどね。そのあたりについての見解を伺っておきます。

総合政策部長　広域行政の話になりましたけれども、当然、広域行政ができたからというて、丸々、その財源が浮いてくるということではないということは承知をしております。その中でも、広域的にやることによって財政的なメリットも含めて、相手さんもあることですから一方的なことは言えませんけれども、その辺も協議をする中で、町としての財政的なメリットも当然ある中でやっていくものだというふうに考えておりますので、その辺の協議を今後進めていきたいというふうに思っております。

それと、基本計画の中では、今、議員からございましたように、より具体的な事業について検討はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 31 分～午後３時 40 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

中田議員　人口目標についてです。先ほどから複数の議員によって言及がありましたが、私は、人口目標を設定すべきだと考えています。パブコメの意見にも複数ありました。というのは、行政として、想定します、推計にしていますというのではなく、主体的に人口をコントロールするという心構えを持っていただきたいのです。目標を設定する際に、今まで、人口をここまで増やすんだみたいな、高い目標をやるというのは、今時、人口減少時代、現実的ではないということはよくわかるんです。そういうのではなく、人口の減り幅をここまでに抑えるという予測も立派な目標だと思うんですね。そういう意味では、先ほど来、推計のこの範囲内で維持しつつやっていくんだということを言われたのはいいと思うんですけども、そういうことを、もうちょっと、この中で示していただきたい。想定します、推計しますだけではなくって、そこをその振り幅で抑えるんだという、わりと行政の意思が本来的にはここに示されるべきなんじゃないかなと私は考えるんですが、その点、見解を伺います。

それから、もう一つは、前回の第四次の「総合計画」についてなんですが、例えば今、昨年度来、「保育基盤加速化方針」が出たり、「緊急事態宣言」が出たり、島本町は待機児童率が大阪府下で連続３年ワースト１という状態になって、住民の皆さんが困っています。そういう状態であって、「総合計画」では人口を、前回３万２千人を目標に据えていたわけですよね。その人口３万２千人にいかない段階で、もう住民の方がこれだけ困っているという状況が生まれている中で、先ほど戸田議員からもありましたように、「第四次総合計画」は失敗だったんじゃないかというような発言が出るというのは、考え方は、私は当たり前というか、住民の方にとっては、それはそうだろう、そう言いたくなるというのは、私はよくわかります。そういう意味でも人口目標という、コントロールするのが難しいというのはわかりますけど、そこに対して行政として意思を持って取り組んでやるということが、前回の振り返りというか、今のような状態を生まないことに繋がると思うんですが、その点も見解を伺いたいと思います。

もう一つ、空き家問題も人口とは関連しますけど、それについても今、都市計画における、国全体で最大の問題が空き家問題なわけなんですけども、これもちょっと基本構想の中で弱いなという感じがするんですが、この点、見解を伺いたい。

この３点、よろしくお願いします。

総合政策部長　人口については提案説明の中でも、先ほど来、他の議員からもご質問いただきまして、ご答弁させていただいたとおりなんですが、この二つのパターンをお示しをしておりますけども、この範囲内でというのが、その答弁の内容になるわけですけども、この推移を踏まえて、基本構想の 19 ページにも書かせていただいてますが、「住宅開発に

伴う子育て世代・子どもの増加、高齢化のさらなる進行に適切に対応し、サービスの確保やまちの活力維持を図りながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要です。」ということで、町としては、この範囲内でのまちづくりを進めていくことが必要だということで言わせていただいてますので、一つだけの目標を設定するというのは非常に難しいと思っております。

先ほど、低い目標というのもありやというご質問もございましたけども、我々としては、第四次を踏まえると、どうしても高い目標というのが目標設定というふうな感覚でおりまして、その辺も踏まえて、今回、こういう推計という形でお示しをさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

それとあと、保育であったり空き家問題のことがございます。基本構想の中では、単なる総人口を２パターンでお示しをしておりますけども、これとは別に、人口推計の資料というのも公表もさせていただいてますし、お配りをさせていただいております。それが基本になって、こうなっているわけですから、その推計の資料ももとに、今後の年代別の人口の推移というのも一定、そこで推計をしておるわけですから、空き家問題への対応なんかについても、そういう資料も今後使いながら、基本計画の中で具体的な施策というのを記載をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　人口目標については、ある一つの目標を設定するというところに私は固執するわけではなくて、あくまで行政として、人口に対して主体的な取り組みをしていただきたい。そうであれば、今、起こっているようなことも計画的に施策に取り組めば回避できたことだと思います。例えば、今回の「緊急事態宣言」、待機児童問題のことだったり、小学校の耐震化のこともあります。そういうことを、もっと見通した施策、こういうことを回避するんだということ、なすがままなされるがままできて、何かこのような状態になった、先送りになったとかいうことも住民としては感じているところですので、そういうところは、ぜひ主体的に、人口に対しては取り組んでいただきたいということが言いたかったんです。

次の質問です。町の将来像の合い言葉についてです。アンケート結果やワークショップの意見では、多くの住民が、町の将来像に自然環境の保全を望んでいます。一方で、この合い言葉「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」というのは、26 年間、変わらずに採用されてきたとのことです。このコンセプトが、これまでの計画の中で確実に達成されているのであれば、アンケートやワークショップで、これほど多くの自然環境の保全を今後のまちづくりに望むという声が出てこなかったのではないかと、私は思うわけです。これらの声というのは、町は自然環境の保全に対する部分が、住民にとっては、これまでの計画の中で満たされてこなかったんだ、足りていなかった、と受け止めるべきだと私は思うんです。ですから、新たに計画を策定するのであれば、この部分は、実はもっと

強化した形で合い言葉を作る必要があったと私は思うんですが、この住民アンケートの結果から見える、自然環境保全を望む声が多いということに関する見解ですね。あと合い言葉に、もっとほんとは強化した形で入れ込むべきだったんじゃないかと思うんですが、その点、見解を求めます。

総合政策部長　合い言葉につきましては、現在においても、当初、この合い言葉を作成した時点と大きくは変わってないというふうに考えております。アンケートの中で、自然とか緑の大切さ、そういったとこら辺でのご意見が多かったというのは十分認識をしておりますし、今後においても、まちの緑化とか、そういったことも含めたまちの緑というのは、施策として取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

当然、開発もあって、緑が失われる部分はあるんですが、緑も見えてる部分だけではなくって、島本町は７割の山間部があるわけです。それも含めた維持、森林整備というのも大変重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

中田議員　７割が山間部で、もちろん、そこの維持管理はとても大切なことだと思うんですが、それと同時に、市街地の中にある緑というものが日々、急速に失われつつある状態というのが、この自然環境の保全を望む声に現れていると思いますし、アンケートではそれほど変わってないという認識であるようですが、町の姿は、この 26 年間で大きく変わっていると思います。特に、７割の山間部に関しては７割の山間部のままですが、３割の市街地の中での緑の状況というのは、この 26 年間で大きく変わっています。そして、町の状態だけでなくて、社会情勢とか、地球環境問題のこともありますが、そういった意味でも社会情勢がこの四半世紀で大きく変わっている中で、十年一日のごとく、これで、この合い言葉でいくんだというのが今時通るのかなっていうのは、ちょっと疑問なところがあります。これは意見ですけども、次の質問に移ります。

先ほど言いました地球環境問題のこともあります。地球環境問題が深刻化しています。この点、「社会的潮流とまちづくりの課題」において、地球規模の環境問題の深刻化を取り上げておられますよね。持続可能な社会に向けた取り組みの必要性を説いていることはいいんですけども、それが基本方針の中に落とし込まれるときに、「自然と調和した快適なまちづくり」の中で、「環境負荷の少ない地域社会づくり」の一言にまとめられている点が、たぶん、ここだけだと思うんですけど、社会的潮流のところでは課題として書かれていることが、基本構想の中では割と小さく扱われてしまっているんですね。

この点が、この扱いの小ささが、ちょっと社会的潮流にそぐわないものだと思いますし、前回の「第四次総合計画」のときの基本方針には、もっと細かく基本構想の中に文言が、脱炭素社会ですとか、ごみの、今、見てないですけど、もうちょっと詳しく書かれていたことが、今回、これだけ地球環境問題が世界的に問題になっている中で扱いが小さくなっているというのは、ちょっといただけないなと。ＳＤＧｓを取り込んで、今回、各項目と

紐付けをされるというのはいいんですけど、それだけではぬるいというか甘いんですよ。今、私たちの社会というのは、もう社会生活のあり方自体を変革することが求められている状態の中で、この島本町の「総合計画」ですよ、最上位計画を作るときに、このような社会の変化をもっと積極的に前に打ち出したほうが、私はいいと思うんですね。

こういう何か大きな話し過ぎると、地球規模の問題ですけどね、そういうことこそ足下からの対応が一番大事なんです。ですから、基本方針の中で、もうちょっと大きく取り上げるべきだったんですけど、ちょっとその点、扱いが小さくなったことについての見解を伺いたいと思います。

政策企画課長　「まちづくりの基本方針」の記載についてでございます。２番の「自然と調和した快適なまちづくり」の中で地球環境の関連の部分ですね、扱いが小さいのではないかということでございますけども、今回、第２章の「まちづくりの基本方針」は、２ページ足らずという形で、それぞれ７本柱を数行、一つ当たり４行、５行ぐらいの中でコンパクトに、総合的な政策大綱でございますので、各分野の基本方向を、ある程度総括的に書かせていただいております。それらとのバランスの中で、２番でしたら、自然分野でありますとか、地球環境分野、また廃棄物処理で、住環境、都市環境という様々な分野を包含しておるわけですけども、それらを組み合わせながら、大綱的な方針を記載していくという中で、このような形で記載さしているところでございまして、特段に、この部分についてのみ省略したとか、扱いを小さくしたということについては認識はございません。また廃棄物処理にしても、また地球温暖化対策等の取り組みにしても、基本計画、また個別計画等の中で、より詳細な方向性の記載というものをしていく予定でございます。

以上でございます。

伊集院議員　３回目ですかね、途中で切れましたが。先ほど、ご答弁で「まち・ひと・仕事創生総合戦略」のほうですね、５年のスパンであるということをおっしゃっておられました。そうなると、やはりいろいろお聞きしているとね、地方版総合戦略も内容を含めた、今回、「まち・ひと・仕事創生総合戦略」をされていくという部分でありますのでね。今回は別にされるということなんですが、２年前から訴えているように、いろんな計画がたくさんあり過ぎて、その総合性を調べるだけで、たぶん行政さんも大変やと思うんですよ。この基本理念をボンと置いた中でいけばいいんですけども、となると、「総合計画」の構想、計画になるんであれば、そこを「総合戦略」とか、そちらと合体させた形にしていけば、もうちょっと皆さんの事務的な部分も減りますし、総合性を欠くこともなくなる、危険は減っていくということを考えたら、やはりもうちょっと努力をいただきたいなと思います。

今回は、ちょっと残念ではありますけど、２年前にこの件は指摘をしておきました。 それまでに何とか準備をお願いしたいという思いでさせていただいてたんですが、今回は残念ながら無理だということに、この案を変更するわけにはいかないそうですので、致し方

ないと思いますが、要は「総合戦略」というのは、基本構想の中にね、目標人口を入れないということは、もちろん、話も先ほどまでありましたように財政的なものが、要は島本町が単独で生きていくには、どれだけの自主財源が必要不可欠かという部分ですね。今まで目標人口を入れてきているというのは、やはり財政の数字で入れると政策が変わってきたりで大きく振れてきますし、もちろん人口であっても生産年齢人口か、どれぐらいの歳の方かでも構造は変わってくるんですけど、大幅に人口で自主財源が、今まで過去にも、実は島本町は50億から60億の自主財源から、平成14年をきっかけに40億台、人口が減っていく一方で、やはり自主財源も減っていく。そしてＪＲ島本駅、先ほども話ありましたが、できまして、あと住宅もほかにありましたけど、ＪＲ島本駅ができたことで、島本町は法人税が強みがあるという部分であれば、駅があるから法人の拡充もできてきただろうと思っております。

こういった中、人口目標を、先ほどは制限されるというようなご意見もありましたけど、私は島本町が住民の皆さんにサービスを還元していくには、一定どれぐらいの財源が必要になっていくのか、町をまわしていかれるのか。その点、ちょっと町長には、大枠でいいですよ、細かい金額じゃなくてもいいんですけど、自主財源としてこれぐらいは必要じゃないかという思いを持っていらっしゃるのかどうかね、お訊きします。

どうしても、今回の目標に入れられなかったという部分においては、「総合戦略」なりでも入れていくのか。過去にも「総合戦略」も、この28年にあげた中に今後のことを見据えた、生産年齢人口が11人で１人の高齢者をになってきた時代から、今、1.4人で１人を支えていかなければならないという時代が目の前に来ておりますので、それで人口を制限していくとなると、やはり大変大きな問題も出てくるかと思いますので、一定、町長としては、人口がだめなら一定の金額はどれぐらいか。これを載せるわけじゃないのでね、どれぐらいが必要で、島本町が単独で生きていけるかと考えていらっしゃるか、最後にお伺いします。

山田町長　まず、人口の目標ということなんですけれども、先ほどからも様々ご答弁をさせていただいているとおり、やはり地方自治体としては一定の人口規模というのは維持をしていかなければならないというふうな考えはございまして、ただ、その目標値につきましては、今回入れておりませんけれども、今回の推計の値、この推計値をいかに緩やかにしていくか、また、それを下回らないようにしていくかということが、行政に課せられた課題なのかなというふうに私は考えております。

人口そのものもそうなんですけれども、要は、その人口の年齢の構成などもやはり重要になってきまして、一時に、そのときに人口がたくさん増えておったとしても、その方々がご年配になられたときには、もし次の方が入ってこられなければ疲弊していくというような状況になっていきますので、できるだけ、この一定の人口規模を維持したまま、その中での生産年齢人口というものも含めて、そういったものを維持していく。そういったこ

とが重要であると考えております。今のところ、３万１千人ぐらいから３万２千人台の人口規模ということで、この 10 年間の中では想定しておりますけれども、金額と言われると、ちょっと私も今すぐなかなか出ないものではありますけれども、大体、経常収支比率が 30 年度は 101.9%になっているということからすると、単純な計算でいくと、あと１億円、２億円という額が必要になってくる、経常収支比率の 100 を下げようと思うと、それぐらいが必要になってくるのかなというふうな思いはございます。

以上でございます……、すみません。経常収支比率を「101.9」と申し上げましたが、正確には「101.7」でございます。修正をお願いいたします。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

福嶋議員　今、町長のほうから伊集院議員の質問に対して、生産年齢人口というか人口全体を維持していくというようなお話をいただきました。ちょっとこれ、総計の話じゃなくて申しわけないんですけども、総計の考え方のところで、今、少子高齢化で年長者が長生きをする、それを支える生産人口がいない、比率が悪くなる、老齢化比率が大きくなってきている。そういう中で、社会的に困っている中で、生産年齢人口だったり、子ども達を引っ張り入れないと、その地域というのはすたっていくんですね。財政厳しくなっていくんですよ。だから、比率を守る＝若い人に来てもらわないと困るんですよ、じゃないと、財政悪くなります……（「加速化方針が」と呼ぶ者あり）……、今、そういう答弁になってないから言うてるんです。

そういうところで、人口を維持したまま、年長者の方に長生きしていただける社会をつくっていく中で、どうやって維持していくのか。その辺がね、みんな、今、訊いてる質問なんですよ。地域が保たなくなるんですよ、今のお考えでいくと。で、みんな訊いてるんです。だから幅を作って、下限は絶対切るなよ、それはみんな一緒なんですよ。ただ財政が悪くなるんです、今のお考えだと。その辺がすごく不安なんですよ。というところを、まず町長のご答弁いただきたいのが一つ。

それから、基本構想、基本計画、各分野の個別計画というのがある中で、今回、基本構想の議論をさせていただいていると思います。ただ、多くの議員のほうから基本計画に踏み行ったり、個別計画との関連どうなっているんだというお話があります。やはり、そこの部分が、枠組み作って、その中にどれだけ魂を入れていくかというお話の部分かと思います。そして私も何回か前の一般質問で、個別計画と基本構想、どう紐が付いているんだろう、立串、横串、どうなっているんだろうというご質問もさせていただきました。

そこが今度、これがたぶん来年度から実際に動き出していくかと思うんですけども、それがローリングで、中間年度５年先ですかね。令和６年度にはいっぺんレビューしますというようなことだと思うんですけども、それまでの間に、まず今年、今年度をどのような基本計画を立てて、各分野計画、個別計画とどのような紐をつけました、というようなお話がいただけるのか、いただけないのかも聞いておりませんし、そこがすごく不安です。

もし、お聞かせいただけないんだったら、２月議会で訊かなきゃいけないなというようにも思うんですけども、その辺の基本的な、基本計画と個別計画をどう基本構想と繋いでいくんだ、島本町はこう思っているんだというところは、どのような計画で私どもにご説明いただくのか、町民に説明いただくのか、お聞かせいただきたいと思います。

山田町長　人口が減っていくということは、これはもう将来的には日本全国、そういう流れになっていくものでございますので、その中で一定若い世代に来ていただくとか、子どもがたくさん増えるという施策であったり、また財源が減っていくといいますか、扶助費などに充てる財源が増えていく中で、なかなかお金が回っていかないということになりますので、そういった部分では行財政改革を進めるであったりとか、効率化を進めるということもありますけれども、中には、やはり住民の方にお願いをして、このサービスは少し切らせていただくというお願いをしていくとか、そういったことで様々な、あらゆることをやっていく必要があるというふうには私は思っております。

以上でございます。

政策企画課長　続きまして、基本計画の方向性等についてのお尋ねでございます。基本計画自体はまだ原案、素案を作成している最中でございまして、今後、審議会のほうに案を出して、またさらに検討を加えていくということでございますので、現段階では、まだ検討中の状況でございますけども、主な考え方といたしましては、基本計画の作りといいますのは、まずは基本構想でお示しした将来像等を踏まえたまちづくりの基本方針、これが７本柱でございます。ここで大きな枠での政策大綱をお示しして、その分野を踏襲いたしまして、七つの柱のもとにさらに細かい、例えば環境でありますとか、景観でありますとか、空家対策でありますとか、細かい施策であったり事業というのが紐付いていきます。

それらについての、個別分野の施策の基本方向を見せるのが基本計画であるということで、基本計画の作りといたしましては、７本柱の下に、さらに細分化した項目の施策の基本方向をお示ししていく。また、先ほど別の議員の方にご答弁申し上げましたように、まだ検討段階でございますけども、今回の基本計画の作りとしては、それぞれの施策分野の中で、例えば個別分野の計画・方針等との紐付け、この関連する個別計画をお示しして、関係性をお示ししていく。また、社会経済環境に関する総合的な国際目標であるＳＤＧｓのゴール等々の紐付け、これも施策分野ごとにどういった関係があるのか、複数、こういった目標と関連していく、そういったものも見せていく。あるいは数値目標的な参考指標の導入というのも検討しておりますので、そういった形で、何年後か、あるいは 10 年後かという形で、結果がどのように出ているのかという部分を数値の部分でも計りやすくしていく。そうしたものの組み合わせによって、基本計画をよりわかりやすく、かつ進捗管理で評価しやすくという形でしていきたいなとは思っておりますけども、また詳しくは審議会等で議論して、計画を審議していくことになると考えております。

以上でございます。

福嶋議員　先ほどの山田町長のお答え、ちょっとまだ、よくわかってないんですけども、もう一個前の答弁の中で、30 年先、40 年先というようなお話があったかと思います。大変急な質問で申しわけないんですけども、私は今、基本構想のお話をしているんで、10 年先のお話しかしてません。都市計画みたいに 30 年、40 年先のお話をしているわけじゃないので。

そういう中で、人口推計資料いただいております。その中の 19 ページ、人口ピラミッドございます。この人口ピラミッド見たときに、10 年先、令和 12 年の人口ピラミッドがございます。推計１・２、ともにございます。この中で、今の平成 30 年度人口ピラミッドから令和 12 年度ピラミッドが変わったときに、高齢者人口が増えるというのは見てわかるとおりなんですけども、この 10 年間で島本町、今の基本構想作る中で、どういう町になっていくはずや、こういう町にするはずや、という思いで、今回の基本構想の基本的な議論する中でね、町の役場の中で議論された、それから町民とも議論されたというお話でしたので、10 年先、どんなふうになっているはずやろ、みたいなお話があったか、ご披露いただけたらというふうに思います。

総合政策部長　今、福嶋議員からございましたように、人口推計の 19 ページですね。ここでお示しをさせていただいております推計で見ますと、10 年後、若い世代が少なくなるという推計になってございます。お年寄りが、その反面増えていくというのは全国的にはそうなのかなと思うんですが、そのお年寄りを支えるために、要は生産年齢人口をいかに増やしていくかいう施策が、今後 10 年間、必要になってくるというふうに考えておりますので、この推計をもとに、やはり生産年齢人口をどう確保していくかということについて、役場の中でも議論もしましたし、今後、基本計画を作っていく中で、その辺の施策はやっぱり重要になってくるというふうに考えておりますので、十分、その辺については議論をして、基本計画を作成したいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　核心的な質問もいっぱいあるので、ですが、気になるところを幾つか尋ねさせていただきます。

すべての審議会を傍聴できたわけではありませんが、審議会の会議録をホームページにすべてアップしていただいたし、今回、審議会委員さんが独自で調査をされて出された資料もいただきました。非常に、今まで以上に精力的に審議会委員さんが激論を交わし、作り上げ、最後、まとめられたというところは拝見させていただいたんですが、ただ、ちょっと議論に私自身がついていけてない部分と、素朴な疑問について、まず、お尋ねいたします。

「総合計画基本構想」の今回の案の 20 ページ、やっぱり「土地利用と都市構造」ですね。ここが今の島本町の持続可能な、あと地球温暖化防止、ＳＤＧｓというところを含めて、「土地利用の方針」というものが今後の人口施策にも影響するというところで、ちょ

っと理解を深めたいと思うんですが、20 ページの上から本文の５行目、「市街化区域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、中心市街地の整備と既成市街地の活性化、自然・景観と調和した快適な住環境の形成、都市農地の保全・活用、安全で便利な交通環境の充実、防災機能の充実などに取り組み、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていきます。」、すごく 10 年間でできたらいいな、というところなんですけどね。この「市街化区域の無秩序な拡大を抑制する」というのは、過去 10 年間の第三次、第四次「総合計画基本構想」の期間内で、そういった具体的な例があったとすれば、お示しいただきたい。そのうえで、「無秩序な拡大を抑制する」というのはどういうことなのか、ということについて解説をお願いします。

それから、ゾーニングについて先ほど質問がありましたんですが、私もここのところが気になってまして、第四次のときにＢブロックを山林 70％のところに食い込ませる形で、Ｂブロックを拡張されました。今回は、それをさらに「都市計画マスタープラン」のゾーニングにあわせるような形でとおっしゃったと思うんですが、着色されて、もっと詳細なゾーニングをされています。では、「第四次総合計画」の際のＢブロックというゾーニングについては、したことによって、どのような前進があったのか、まちづくりに関して。ちょっと、私はそこのところが腑に落ちないんですね。Ｂブロックというゾーニングをしはったことも、正直、当時は議論にあまりついて行けてなかった。当初から、この案が出ていたということでは、何が変わったのか、あるいはどういうまちづくりが進んだのか、進まなかったのか、その辺の検証をどのようにされたのか。もし、あるのであれば、お示しください。

それから、人口の推計について、今回、私もまず違和感を感じたのは、将来人口というところであります。ただし、議論と説明などを受けている中で、人口目標の数字を示すことは非常に簡単ではありますが、そこにやはり詳細な人口推計、先ほど言った「土地利用の方針」などが噛み合ってきますので、相当な検証や議論や、具体性が要ると思われます。

ただし、ちょっと自分のことになりますけども、「第三次総合計画基本構想」のときには、当初ＪＲ島本駅、新駅を誘致するというときでしたので、３万５千人にするという素案が出て、当時、審議会に出ていた日本共産党の議員として――私は違いますが、先輩議員が意見書を出し、３万２千に下方修正をするということを求めて、最終的には答申としては３万２千に下方修正されたということがあります。その次にも、３万２千人の将来人口を位置づけをされたんですが、この第三次と第四次の間のちょうど中間年あたりで保育所民営化の問題が起こり、財政問題が起こって、子どもが一気に減るという、二つの人口推計を町が発表すると。当時は総合政策がそういうものを発表する。作ったばっかりの「総合計画」の人口推計と違うものを出して、違う方向へ誘導するという、あってはならないダブルスタンダードということを私は経験しております。

そういう意味では、この将来人口を幾らに規定するかということが、水道管を何m造る

とか、介護保険の３ヵ年の計画で高齢者人口を何人にするかという基本になりますので、そういったことがないように、今回は慎重な、将来人口の２パターンの推計を出されたということですが、先ほど実施計画をもう作らないような話があったと思います。３年ごとのローリングということも、実施計画としてはである。例えば介護保険、子ども・子育て事業計画、あるいは公共下水道・水道計画に対しては、どのような人口推計、計画年度の人口数値をあてるのか。その「あてる」ということについては、各部局の判断になるのか。その点の詳しい、各計画にゆだねる部分の人口についての積算をどうするのかということについて、説明を求めます。

政策企画課長　まずは、１点目の土地利用についてのお尋ねでございます。市街化区域の説明、方向性、方針の説明の中で「無秩序な拡大を抑制しつつ」という文言がございます。過去 10 年の間に、そのような事例があったかといいますと、それはないということでございますけれども、この文言自体は、国の最近の潮流、また方針等を踏まえて、先ほどご説明したコンパクトシティの考え方も含みますけども、都市計画とか、国の土地利用の方針における最近の潮流を踏まえて、一般的な方向性として、本町もこのような方針であるということで加えたものでございます。基本的には、市街化区域については中心部等につきまして、コンパクトシティの推進等の考え方に基づいて、機能を拡充したり充実を図っていくということでございますけども、例えば周縁分において際限なく拡大していくというものではないという、そういう国の方針等を踏まえた記載とさせていただいているものでございます。

以上でございます。

総合政策部長　あと、「第四次総計」での土地利用の中で、Ｂブロック、Ａ、Ｂ、Ｃの３ブロックが設定されたわけですけども、Ｂブロックで、特に山間部のほうに伸びている部分がございますけども、ここで特に何かが進んだかということでございますが、特に現状では何か施設ができたとか、そういったことはございません。今回、六つのゾーンということで設定をさせていただきましたけども、これは今の現状の施設なり、開発の状況を踏まえ形でのゾーン図となっておりまして、今後さらにということは、なかなか考えにくい部分がございます。そういったことで、今の「都市計画マスタープラン」との整合性も図りながら、今回のゾーニングの図を示させていただいたというところでございます。

あと、人口推計についてでございますが、人口推計については一定、この「総合計画」を基本としつつ、これまでも、例えば介護保険でありますと、介護保険の積算に高齢者の人口というのは密接に関連してまいります。その積算をする段階で、特に大きな開きというか、実態と乖離があれば、それは直近の高齢者人口を活用して保険料を算定するというようなことも、これまで当然やってきておりますが、基本的には「総合計画」の人口推計をもとに各種計画、施策を進めていくということになります。

以上でございます。

河野議員　ほんとにいろんな議論が尽きているかとは思いますが、この出された議案の中の第２章の 12 ページに、町の将来像を問うた住民アンケート調査及び、やはりこれから次代を担う中学生のアンケート調査、貴重な調査だと思いますが、この調査結果を拝見してますと、やはりトップは、この島本町においてはいつも、「水や緑が豊かなまち」が将来像であるということは不変の地位を占めております。ただ、その後に５番までを拝見したときに、優先順位として一般住民と中学生とが共通する部分が「犯罪や交通事故の少ない安全なまち」と「街並みや景色が美しいまち」、ちょっと子どもと大人で表現が違ってますけども、「景観や街並みが美しいまち」ということも上位というか中位というか、あがっております。

そういう点で、前期「第四次総合計画」でうたわれていた景観計画及び景観条例等の検討が、見事にこの 10 年間超、具体的には策定などについて、あるいは策定する議論の母体を作るということがなされなかったということの裏返しで、このようなデータが出、ＪＲ島本駅西地区にも関わると思いますが、なっております。この点は、やはり「第四次総合計画」の痛恨の課題だったと、痛恨の反省点であるというふうに受け止める必要があると思いますが、その点について第五次に関しては、この景観計画や景観条例、またそれに類するもの、一定の規制を敷くようなもの、そういったことをどこの課が専門、責任を持つのか。やはり今で言えば都市創造部の環境課ということになるんですが、そういったことについての意思統一みたいなものは、過去の反省においてされているのか。総合政策部と環境課と共同でやるのか。

介護保険や子育て計画に関しましては、一定、法定で作らなければいけない義務規定としてプランニングしなければいけない、そうなっておりますが、景観計画については相当、市町村の任意のようなところがあるんですね。その点をおざなりにしないためにも、過去 10 年間の大いなる反省に立って、第五次では必ず手がけて、住民の議論の中でしっかりと決めていくんだというところについては、町長部局としてはどのように担保されるのか。それがどの辺に書いてあるのかも含めて、お尋ねをいたします。

これはやはり次世代も含めて大きな期待というか、町の将来像として、これだけ多くの人たちが求めていることを、大きな反省をしていかなければいけない。私たちもそうですけどね、別に町長部局が作らなくても議員提案したってよかったわけですから、だから、そういうことをしてこなかったなというふうに自分自身も反省しております。その点についての確実性というか、景観についての確実性、その辺はどのような位置づけを図り、担保されようとしているのか、よろしくお願いいたします。

それから、とは言え財政の問題が、相当議論が出ております。先日の「収支見通し」の内容なども相当、この「総合計画」の今後の 10 年にも大きく、陰を落とすという言い方は良くないですけれども、一歩踏み出そうとするときに、かなり慎重さを求められるという今、事態に、私たちは局面に立っているわけなので、その点で、この「総合計画」を実

現可能とするためにということでは、先ほど申し上げました保育行政に関して、本当に人口問題が、いろんな数字が乱用されてしまったというか、「総合計画」で議決して決めたのに、その数字と全然違うことで保育所運営主体を変えようということがあったわけで、それが実に７年近く続いてしまったという痛恨の経験があります……（「質問して」と呼ぶ者あり）……。私たち議員もそういったことを戒めなければいけないと思いますので、その辺の第四次の反省も踏まえて、今度は今、「加速化方針」などが出ておりますが、今後、この「総合計画」の基本構想を推進するにあたって、やはり教育こども部、保育所部局についても収支見通しを個別で出す、子ども・子育て計画などの見直しを図る、全体としてバランスを取れるというようなことをすることに、今、迫られているのではないかと思います。

激務の中でちょっと酷な質問かも知れませんが、かといって、そこだけは聖域だとは言えないような状況に今、至っておりますので、できる範囲で結構ですが、答弁を求めます。

総合政策部長　まず、景観行政についてでございます。これにつきましては、引き続き景観行政の推進に向けて調査・研究も踏まえて、景観計画の策定、あるいは条例制定等に向けた検討というのは進めていきたいと思っております。具体的に、どこの課が担うのかということでございますが、現状の機構でいけば、都市創造部の都市計画課になろうかと思いますけども、当然、総合政策部がノータッチということではなく、全庁的な議論もしながら進めていく必要があるというふうに考えております。

それから、保育行政についてでございますが、保育所についても多くの課題がある中で、多様な保育サービスのニーズというのはまだまだございます。一時保育であったり、休日保育であったり、様々ございますが、そういったことにつきましては、引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えております。中でも、「第四次総計」から言えば、保育所については非常に今、待機児童ということで大きな課題となっておりますが、学童保育室について言えば一定待機児童を出さずに、６年生まで拡充できれば良かったんですが、現状４年生まで受け入れがすべてできているという状況もございますし、これらも踏まえて、きっちりと今後についても児童の数も含めて、きっちり、その動向を踏まえた対策を、基本計画の中で記載ができるように、また議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　ちょっと景観計画や条例などの、そういったものについての町としての決意というか、大いなる反省の上に立ってというか、次世代の求めに応じて将来のまちを描いていくということですが、まだまだ曖昧としているということと、そこに実施計画というものがね、常に従前は作られていて、３年に１回、分厚い進捗状況を計ったものが配られてきて、もちろん読んでおりますが、それで進捗状況を議員や住民で推し測るという作業が……（「質問して」と呼ぶ者あり）……、今後個別に、個別計画などでやっていくというよ

うな説明だったと思うんですね。だから、実施計画を従前どおり作るのであれば、私自身もチェックの仕方ということが、実際には自分は理解してますが……。

村上議長　質疑してください。

河野議員　今後は違うと。その点について、やはり実施計画を作らずに個別計画で規定していくということに間違いはないのかということを、再度、確認をいたします。

それが問題だと言っているわけではありません。ただ、そのうえで景観計画を個別計画で作ろうと思えば、町独自の努力がないと、国や府からそういうものが示されて、何年分作りなさいというものがないわけですから、よほど島本町に主体性と決意がなければ、また 10 年間、同じ時期を過ごすとも限らないと。そういう意味で、やはり将来の世代に失望されないようなまちづくりとしては、そういう仕組みを作るということも、この基本構想に明記はできなくても、基本計画の中、あるいは職務分掌の中にそういったものを位置づけるということがなければ、ほんとに画に描いた餅に今からなりかねないと思っておりますが、その点は、もうこれ以上の答弁は難しいかということですが、でも、実施計画は作らないということは現実なのかということについて、答弁を求めます。

以上です。

政策企画課長　実施計画等についてのお尋ねでございます。先ほどご説明したように、今回については実施計画、総合的な網羅した実施計画というのは作らないという方針でございます。個別計画を使っていくということですけども、「総合計画」全体の進捗管理を管理したり、お示ししたりしていく中で、この部分については全体計画策定できて、それを回し始めて、もうちょっとまだ検討したり調整しなければいけない事項というものだと思うんですけども、まだ具体的な姿としては調整・検討中という状況でございますけども、イメージとしては、個別計画を使うと言っても、各部局で行っている個別計画の進捗管理のみにまかせて、あとは特に全体の管理は行わないということではなくて、当然、各部局で行っている進捗管理等を活用はいたしますけども、それらを、この分野はここまで進んでいるのかというのをある程度紐付けたり、定期的にチェックしたりという作業は必要なのかなと。個別計画の進捗というのを活用しながら、それらを紐付けていくという仕組み作りを今後検討していく必要はあるかと思うんですけども、そういった形で個別の各分野の動向というのがある程度わかりやすく把握できたり、という形でお示しできるようにということを考えていきたいと思います。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結します。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 4 時 33 分～午後 4 時 45 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員　第 69 号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について、反対の討論を行います。

今後 10 年の島本町の大きな方向性を位置づける重要な計画です。島本町としては、条例に制定しているので作るものですが、人手も資金も不足しがちな中、国の法的には必ずしも作らなくてもよい計画を多大なリソースを投じて作るわけです。せっかく作るのですから、効果的な計画にすべきです。つまり、島本町の魅力を引き出し、地域の住民とともに山積する課題を解決し、このまちの未来像を具体的に想像できる内容であるべきです。そのため住民の意向を的確に把握し、地域の実情を捉えることは非常に重要です。今回、初めてワークショップを行ったことは、こういった意味から大変評価できるものです。

しかしながら、パブコメからもわかるように、参加者は、そのまとめ方や計画への反映の仕方に大きな不満を持っています。住民の意見は聞きましたよ、という行政のアリバイづくりのために利用されたとも感じているとのことです。ワークショップは、結果的に住民と行政の溝を深めたのではないでしょうか。やればよい、というものではありません。結果が伴わなければ意味がないのです。この件、パブコメに多数の意見があがっています。

それとともかく、今回、提案された基本構想には、気になる点が三つあります。

一つ目は、町の将来像である合い言葉についてです。この合い言葉は、住民の意向を尊重して、より自然環境を重視したものに変えるべきだったと考えます。なぜなら、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」という合い言葉は、26 年間、変わらず採用されてきたとのことです。今回も変わらず使うとのことですが、このコンセプトが計画の中で確実に達成されているのであれば――これまでの計画の中でですね、アンケートやワークショップで、これほど多くの自然環境の保全を望む声が多くは出てこなかったはずです。これらの声は、「自然と調和した」という部分ができていないからこそあがってきた、そのように受け止めるべきです。ですから、合い言葉はこれでいいんだというようなことにはならないと思います。住民の声を真摯に受け止め、できなかった部分を補うことが必要だったのではないでしょうか。つまり、「自然と調和した」という点について、行政として、もっと強い取り組みをするんだという意思を示す必要があったと考えます。それが、住民の信頼を勝ち取る道です。やるんだ、という意思を示していただきたかった。

ＰＤＣＡサイクルという言い方はもう古いかも知れませんが、ＰＤＣＡサイクルの観点からすれば、過去の「総合計画」がプラン、そしてそれをＤＯ、やってきた結果をチェックしたのが今回のアンケートであり、ワークショップの結果であると見ることができます。そのチェックにおいて、この部分が足りないというメッセージを住民が出したわけで

す。それに応えて、プランを変えるべきだったと思います。つまり、「総合計画」はこれまでどおりであってはならないのです。この 26 年間で、私たちが直面している問題は大きく変わっています。本町は、そんな世間の流れと無縁ではありません。そのような世界の変化に沿って、合い言葉も変えるべきだったと考えます。

２点目は、人口目標が設定されてないことについてです。人口目標を設定すべきとのパブコメ意見に、町は人口をいかに増やすかの努力目標を設定することに否定的な考えや、人口増加のみを豊かさの基準とはしていない考えを述べられています。人口が増えるということと、町が栄えるということは、必ずしもイコールではないので、この町の考え方には同意できます。一方で、今回の構想のように、推計や想定を示すのみで、人口を主体的にコントロールしようとしない姿勢は問題だと考えます。先ほども申しましたが、意思を示すべきです。行政として主体性を持って欲しいのです。

人口目標は、必ずしも増えることだけではありません。日本全体で人口減少が今後 50 年間は続くことが避けられない中、本町は、減り幅をここまで抑えるんだということを設定することも立派な目標と言えます。目標を立てるからこそ、それに応じた施策を打つことができます。こうしてはじめて、行政の主体性が生じるものだと思います。

３点目は、「持続可能なまちづくり」についてです。「社会的潮流とまちづくりの課題」において、地球規模の環境問題の深刻化に触れ、持続可能な社会に向けた取り組みの必要性を説いていることは評価できます。しかし、基本構想に落とし込む段階で、そういう認識はなかったというご答弁でしたが、「環境に負荷をかけない取り組み」という文言に、扱いがずいぶん小さくなっています。昨年から今年にかけて、この町でも気候変動により、本町を含め各地で大きな被害が出ています。地球環境の変化は、私たちの安全を脅かすレベルにもなっています。住民の安全を第一に考えるべき行政は、この状況をもっと深刻に受け止めるべきです。

このような認識は世界中で急速に拡がりつつあり、先日は日本でも、国内自治体として初めて、壱岐市が「気候非常事態」を宣言しました。低炭素社会実現への取り組み、再生可能エネルギーの活用、生物多様性への配慮などは急務です。私たちは変革が求められています、社会全体として。「総合計画」は最上位計画です。このような社会の変化を取り込まなくてどうするというのでしょう。環境問題は地球規模の問題ですが、だからといって地方自治体が対応しなくてよいというものではありません。ボトムアップも極めて重要です。ですから、これらについて、もっと大きく取り上げるべきだったと考えます。

財政状況が苦しくなっていく中、行政と住民が協働して、協力すべきです。そのためには、行政が住民の信頼を勝ち得る必要があります。私が思うに、行政が主体性を持つこと、意思を示すことが、信頼を勝ち得る近道だと思います。その結果、議会と対立することになってもかまわないと思います。二元代表制である地方自治の姿として健全だからです。しかし、残念ながら、今回の基本構想では、そのような主体性が感じられません。さらに、

計画を策定するにあたり、地域の実情、社会情勢の変化に対応した内容になっていないのです。パブコメでも、ここまで無内容だと絶望的だ、玉虫色の総合計画、空疎な言葉が並んでいる等、先ほどもありましたフワフワした言葉で何がしたいかわからない、そういう声が多く届いています。

そのことは指摘せざるを得ない一方で、私としては行政に期待している部分も大きいです。ということで、行政に変わって欲しいという気持ちの表れとして、今回の案には反対したいと思います。頑張りましょう。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 69 号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について、戸田より賛成の討論を行います。

「総合計画基本構想」の策定義務はなくなりましたが、「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」を制定しての総合計画になります。また、「小さなまちの豊かな暮らし」実現を目指し、町民とともに歩むとされた山田町長のもとで作られる「第五次総合計画」です。

今、「第五総合計画」を策定するにあたって、新庁舎建設の実施設計の予算計上にも慎重にならざるを得ない状況、財政運営の健全性を維持していくことが困難になっています。「第四次総合計画」において、人口減少時代の都市の将来像を描く賢明な縮小の視点を欠いていたことが、高層マンションを多くし、率・数ともに府内屈指の待機児童を生んでしまいました。「第五次総合計画」では、これらのことを踏まえて、中長期的な視点に立った総合的・計画的なまちづくりを進めることが、さらに重要になっています。

住民への情報の提供、公開、共有なく、執行部が決めたことに理解を求めるような説明で進められる施策に、住民は責任など持てるはずがありません。自己責任社会の実現を目指すとまで、第四次の「総合計画」には書かれていたわけです。そうではなくて、住民が主体であること、このことを忘れてはいけません。この過ちとも言える点を繰り返さないこと、これが第五次の最大の課題ではないでしょうか。その意味で、住民自治、住民参画という言葉が以前よりも明確に示されていないことを残念に思います。

さて、直接選挙で選ばれる首長が、就任後、自らの公約などに基づいて予算提案権を乱用したり、思いつき施策を行ったり、手柄を誇示したりすることを一定制限する役割を果たしてきたのが、この「総合計画」であったと私は考えています。一方で、選挙で選ばれた首長の公約や政策判断を阻害するという指摘もあり、首長の任期とあわせて策定するのがより望ましいなど様々な議論があって、市町村に計画策定の判断がゆだねられたという側面がありました。これからは、これらのことを踏まえて主体的に、自治体の意思により、さらに財政的な裏付けのある行政運営を可能にする「総合計画」が求められています。

さて、「第四次総合計画基本構想」策定において、私は審議会委員の１人として、３万２千人という人口目標の危険性を訴えました。結果的に、さらなる住宅の開発を容認し、

既存の住宅の過疎化・空洞化を助長することになるとして、この１点を理由に議員としても賛否を留保いたしました。今回、「第五次総合計画基本構想」では、人口目標は示されていませんが、人口推計に留め置かれた理由として、減少も含めた人口動向により、より現実的な政策判断が可能になるというようなことでしたが、この点については一定理解はしますが、島本町としての主体性を持って、町には適正人口というものがあるはずですから、都市計画上、まちづくり上、島本町としてどのように主体性を持って、これ以上開発による人口増を目指さないか、このことが非常に重要になっていると私は考えています。

大きく見て、「第五次総合計画基本構想」は抽象的で、町の進むべき方向性が明確に示されているとは、おおよそ思えないという印象を持っております。このことから再びの留保も考えましたが、基本計画において、都市計画、住民自治が具体的に示されるということが質疑において一定確認できたことなどから、賛成といたします。

以上です。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第 69 号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について、コミュニティネットを代表し賛成の討論をいたします。

「地方自治法」の改正により、策定また議決の義務がなくなりましたが、本町におきましては、引き続き「総合計画」を策定し、基本構想は議決案件となっています。

この先 10 年の島本町のまちづくりを、将来像を描く基本構想でございますから、大枠の部分でありまして、具体なところについては述べられていないというのは、他の議員とも同様の感想でございます。その中でやはり大きく変わった部分といいますと、これまでは人口目標が設定されていたことが、総人口の推計、また高齢化率の推計というものの表記に変えられている部分でございます。

人口目標という部分につきましては、目標を設定するという部分には別に疑義はございませんけども、目標を設定して、そこで人口を抑制してしまう、そこで人口をコントロールしてしまうというような考え方につきましては、私達、島本町、私もこの町にあと一月ほどで 50 年間住んでおりますけども、いろんな場所から、いろんな方達が、この島本町に移り住んでこられて、その人達と顔の近い、人と人の近い距離で、仲が良く、ずっとやってきた町だと思います。そうやって、いろんな方に入ってきていただくのを受け入れてきた町だというふうに私は考えております。その中で、この人口を抑制してしまうということは、今、住んでいる人が、自分がよくても人は駄目だと言っているようなもので、そんな閉鎖的な町の将来像というのは、私はこの町で描きたくはありません。これからも、いろんな人が、この町で、島本町に愛着を持って移り住んできていただいて、定住していただく、そのようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、あくまで個別の計画ではございますので、これからの財政状況、大変厳しいのが予想されますけども、これから乗り切っていくには、やはり行革とかもしっかりやっていかなければならないと思いますけども、マイナス方面の削減、削減ばっかりじゃなくて、やはり自主財源の確保というのをしっかりと進めていくべきだと思います。大きなお金を使うんであれば大きな財源が必要である、これはもう当然でございますし、これができてなかったら、この借金というものを次の世代に残すことになります。これは当たり前だと思います。これは自治体に関わらず、普通の一般家庭でも当たり前でございますから、こういう大きな借金というのを子の世代達に残していくようなお金の使い方というのは、極力、避けるべきであるでしょうし、それは目標として、しっかりと自主財源の確保を明確にしていただきたいと思います。

この基本構想が策定されましたら、これも可決されたという前提ですけども、その後には、基本計画、また個別の計画等が策定されることになると思います。総人口と高齢化率の推計という部分で、ここまで明確に予測しているわけですから、今後は各計画についても、より実効性のある具体的な計画の策定を求めていただきたいと思います。

以上で、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第 69 号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

町の様々な計画の上位に位置づけられ、島本町のまちづくりの基本指針となる計画で、計画の期間が 10 年間となっています。基本構想の策定にあたり、将来の人口の見通しは非常に重要な要素でありますが、今回は目標値を設定しないということについては、質疑の中で答弁いただきまして、一定理解をいたしました。

日本の総人口は平成 20 年にピークを迎え、以降、減少局面に入っている一方、島本町では計画期間の 10 年間においては人口増加が見込まれており、昨今の大規模マンションや今後の住宅開発等による生産年齢人口の流入によって、高齢化率の推移も一定、想定よりも緩やかな増加となることが期待できます。しかしながら、社会保障経費である扶助費が過去 10 年でほぼ倍増していること、今後も増加が見込まれること。また計画期間内の令和７年には団塊の世代が後期高齢者に達し、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念され、いわゆる 2025 年問題を抱えている中で、生産年齢人口の質疑も多々ありましたが、今後の財源の確保については、見通しを明確に持っていただきたいなというふうに思っております。

「思いやりとふれあいのまちづくり」について。人と人との関係は一朝一夕で築き上げられるものではありません。そうした意味で、期間 10 年の「総合計画」での取り組みが非常に大きな意味を持つと考えます。人権尊重、差別解消の意識を共有し、性別、年齢、

障害の有無、国籍、価値観などの違いに関わらず、誰もが地域の一員として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きていく地域づくりが進む 10 年となる計画が策定されることを期待いたします。

「安全・安心なまちづくり」について。昨今の自然災害の発生により、災害時の安全・安心の取り組みへの必要性が一層求められるようになりました。今後の開発の際には、ぜひとも防災機能といった視点から、整備への取り組みをお願いいたします。

「子どもたちを健やかに育むまちづくり」について。現在、島本町では保育ニーズの高まりによる待機児童の解消など、保育基盤の整備に向けた取り組みに全力をあげられておりますが、計画期間の 10 年間では、人口増に伴う子どもの増加に対して、保育環境だけでなく小・中学校も含めたハード面・ソフト面での環境整備について、計画的に進めていただきますよう要望いたします。

「持続可能なまちづくり」について。公共施設、道路、水道などのインフラ老朽化に伴い、今後の改修更新にかかる費用が大幅に増加していくことが予想されることから、10 年間のまちづくりにおいて、計画的に取り組まれることを要望いたします。

以上、幾つか意見を申し述べましたが、この基本構想、可決されれば基本計画になってくるかと思います。非常に大綱的な部分で、基本構想、フワッとした中身で、ほかの議員からもいろいろ意見出ておりましたが、基本計画において具体的な中身、方針が示されることを期待申し上げまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第 69 号議案、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

「第五次島本町総合計画基本構想」を、審議会を経て議決案件として提出されてきました。大綱的ではあると思いますが、財政が不透明である中での構想で、正直、すべて賛成というわけではありません。ゾーン別の土地利用の方向には、「景観形成」の文言が何度も使われています。基本計画作成されるときには、具体的にしっかりと検討していただきたいことを要望させていただきます。

今回の議案提出におきましては、まだまだ具体的なことは出ておりませんが、基本計画には、ぜひ細かいことを具体的に検討していただくことを要望し、また財政が不透明であるということが最大の不安課題でございます。しっかりと、この点もよろしくお願いしたいと思います。先ほどの答弁で、広域化の話をされていらっしゃいますが、何か子どもじみた、そういう話ではなくって、しっかりとした財政を、皆さんの前でお話ししていただければありがたいかなと思いますので、そういう空想的な答弁は、もうされなくてもいいのではないかと、少しでございますが、立腹をしております。

そういうことで、この基本構想に関しましては賛成をいたしますが、すべてが賛成というわけではないけれども、賛成といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 69 号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

かつて、これで私自身は３度目の基本構想の議決ということになりますが、第三次の際は反対、これはＪＲ新駅誘致に向けて、住民合意形成やまた財政問題などを懸念したものでありました。第四次については、第三次の中盤から第四次の当初の間の期間に、相当、「総合計画」の人口目標を無視した、別の個別計画による人口減少、就学前人口の減少という、全くダブルスタンダードのものが持ち出されていた。そういったことに対する疑義もあり、人口問題をもとに委員会付託の動議が出、それが通らなかったということで保留という態度を取らせていただいております。

今回の「第五次総合計画基本構想」の策定にあたっては、今までと違うワークショップの取り入れや、また公募委員さんによる積極的な独自の個別の調査などの資料が採用されて、熱心な議論をされてきたというふうに聞いております。ただし、パブリックコメントを拝見しておりますと、ワークショップに参加されたメンバーからは一様に残念、失望ということで、怒りの声なども寄せられていて、その点については、出された声に今後も真摯に耳を傾けながら、この「総合計画」の文言の中に盛り込まれなかったことについては基本計画、あるいは文脈の中で、それを精査し、実現する、そういったことには注力していきたいという決意も新たにしたところです。

大きく課題として感じる点については、やはり人口目標というものを、今回初めて数値化されなかった。二つの人口推計を用いて、高齢化社会または生産年齢人口、高齢化人口、そういったものをデータを駆使して、それを掲載されることによって、後の議論に一定ゆだねる。また実施計画を作らない。３年ごとのローリング見直しということもやらずに、今後は各個別計画をすることによって、この「総合計画基本構想」を具現化していくというような説明をいただき、この手法の違いについては少なからず戸惑いはありますが、その分、今後は私たち議員としては、今まで以上に所管する事項については常任委員会の調査、あるいは議員個々の調査能力を遺憾なく発揮する、調査能力、チェック能力を上げていくということが迫られているものというふうに受け止めております。

ただ、人口問題については、「総合計画」どおりにすべてが進むことがないが、あるとも限らない、個別計画によって必要に迫られた際には軌道修正をすることもある。そのことが、「第四次総合計画」の終盤にあたって、当初見込んでいた人口目標には限りなく近づいていたものの、保育所整備についての具体的な施策が間に合っていなかったということで、「加速化方針」が発せられたということになっております。そういうことも含めて、その当時の情勢に鑑みて「総合計画」を見直す。今後については、審議会の皆さんからの付帯意見などにも示された中間見直しというものが強調されています。それは「第三次・第四次総合計画」の様々な課題、着手できなかったもの、あるいは不十分だったもの、特に人口問題、保育所整備については相当な論議を経て、このチェックというものについて

の重要性を審議会が求めておられるということについては、大いに私も賛同するものです。そういった意味でも、人口問題は個別計画ごとに様々人口を推計するわけですが、絶対に恣意的に行うということはしてはいけない、行政の基本であるということは苦言を呈しておきます。

また、景観計画について問いましたが、この点が「第四次総合計画」の大きな反省点となって残っております。景観形成ということが、今回の第五次のあちこちに込められたのも当然のことであり、また、この「第五次島本町総合計画」策定のためのアンケート調査をいただきましたが、ここには100件近い、高層マンションやめて欲しい、これ以上高い建物はというような意見が相当に寄せられてきたこと。これはまさに「第四次総合計画」で本来やるべきであった、着手すべきであった自然環境、景観に資する条例制定、計画策定が、まさに策定以前に未着手という形で、この「第四次総合計画」の期間を終えようとしている。これがやはり大きな反省点であり、二度とこのようなことを「第五次総合計画基本構想」の時期、そしてまた第四次の最終にあたって、一日も早く、このことに着手をする。そのことが大きく迫られているものと思っております。

ただ、審議会委員さんの熱心な議論により「生物多様性」という言葉が強調され、明記をされたことや、またＳＤＧｓという世界の潮流、地球温暖化防止という世界の潮流があるということで、これにまかせることなく、島本町の執行部として、この景観にかかる、また環境にかかる部局の強化ということが、「第五次総合計画基本構想」には示されているものと私は理解しております。

最後に、地下水の涵養という問題について、島本においては何をおいても地下水、もともとは100%の地下水道、皆さんも声高にはおっしゃらないけれども、やはり100%の地下水道に戻したいという思いを秘めておられる方もたくさん出会います。そういった方が森林保全や環境保全のボランティアに頑張っておられるという声も聞いております。そういう意味でも、この約10年間の間に企業団からの受水については２千ｔという受水申請を、この間１千ｔに減らしてきた。これはやはり大きな住民運動や、地下水を守れという住民運動が、そのように行政を動かしてきた。仮に「総合計画基本構想」に不十分さがあっても、そのときそのときの住民の運動や思いが、住民参加の活動として行政に施策化をさせる、あるいは間違った方向性にストップをかける、そういうことができたのが島本町民の文化であると思っておりますので、その点は今後、基本計画だけに頼ることなく、そのときどきの住民の目、住民からのチェック、議会を超えたような住民の様々な活動や研究活動、学習活動などに私たちも頼りながら、この「総合計画基本構想」がしっかりと花開くような形に努力をしていきたい。

その決意を申し上げまして、本構想については様々答弁をいただいた中で一定理解をいたしております。ただ、これでできたからすべて万事安心というふうには思っておりません。今後は、それはすべての町職員、私たちも努力をするということを申し述べまして、

賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第 69 号議案　島本町総合計画基本構想の策定についてに対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

第五次の基本計画、令和２年度から令和 11 年度の 10 年間の計画期間となっております。まず最初に、計画の構成で基本構想の定義を、今までの基本構想は行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示すという定義でありましたが、この第五次では、町の将来像と政策の大綱を示すという形だけに変わられましたことは、少し残念であります。そのことにより目標人口を外され、今、文章を読みますと、これは単に推計と予測で、あくまでも今後の分析のみであろうというふうに考えます。

ワークショップや審議会等、時間をかけられましたが、内容自体はすべて悪いというわけではなくて、素晴らしい将来像は大綱的な施策にあがっておりますが、この島本町を運営していくうえでは、分子の部分が主になっている構想、分母においての将来負担を危惧するという部分においては、ほんとに人口減において、島本町は数が減るということは一人ひとりの負担が増えるというわけであります。この構想の中の 69 の 19 ページ、議案書、後半にありますように将来人口を読むと、人口の推測、予測でしたけど、後半の今後の人口推計を踏まえ、省略させていただき、後半の最後のほうに「子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていくことが必要」と、大きな根幹を目指していただいております。「住みやすいまちづくり」であれば、やはり、転入されてきた方々が転出していくことを防止できる、こういったことにおいて、できれば、せめて数字が難しいのであれば、人口流出を防いでいくと、こういった目標を掲げていただきたかった。やはり主体性も持っていただきたかったということを指摘させていただきます。

そして、もう１点においては、質疑でもいいましたが、「まち・ひと・仕事創生総合戦略」と同じ時期、来年 31 年で終わりますが、一体的に策定していただきたい、そういう準備にかかってもらいたいと２年前から指摘をしておりましたが、他の各分野の計画が数多く存在してきている時代であります。その整合性を取るだけでも事務能力がかかりますので、一つでも一体的にできること、この点が、今回は間に合わなかったことは残念であります。

また、質疑の中にも自然を増やしていくというような発言もありましたが、「自然」の定義、国語辞典などでもいろいろ調べましたけども、自然というのは山や川、草や木など人間の手が加わらないもの、加わったものを除いたものを「自然」と定義されております。こういったことを考えますと、島本の自然というのは決して「自然」ではなく、みんな町民の皆様の税金を活用させていただき、そして地権者の方々のご努力もいただき、みんなで島本町の緑を守っているという状況であるということを申し添えまして、苦言は多々多くありましたが、総合計画審議会を踏まえられて、今回、あげてこられた案件であります

ので、一定、そこでの数の原理が出てあがってきた内容であると考えまして、一定の賛成という態度表明をさせていただきます。

以上です。

村上議長　以上で、討論を終結します。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第３、第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び第71号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての２件を、一括議題といたします。

なお、本案２件は一括説明、一括質疑といたしたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地方公務員法及び地方自治法」の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

まず、本条例制定の背景といたしまして、「地方公務員法」の一部改正では、地方の厳しい財政状況が続き、多様化する行政需要に対応するために臨時・非常勤職員が増加する中、任用制度の趣旨に添わない運用や、適正な任用が確保されていない実態を踏まえ、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が図られたとともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が明確化されました。また「地方自治法」の一部改正では、会計年度任用職員に対する給付について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備され、これらの一部改正は、平成29年５月17日に公布され、令和２年４月１日に施行されます。そのため法に基づき、新たに創設された会計年度任用職員の給与等について、今回、条例で規定するものでございます。

それでは、議案書の70の20ページの次の、第70号議案資料をご覧ください。

２の「議案概要」に記載のとおり、本条例は、27条からなる本則と、３項からなる附則、二つの別表で構成しています。

まず、第１条から第３条については、総則として、条例の趣旨、用語の意義及び会計年度任用職員の給与の種類について規定しています。「改正地方公務員法」第22条の２第１項においては、勤務時間に基づく会計年度任用職員の区分が定められていますが、

同項第１号の職員は週当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比べ短い者、第２号の職員は週当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員と同一である者とされており、本条例でも、法の区分に基づき「第１号会計年度任用職員」「第２号会計年度任用職員」と規定しています。

次に、第４条から第 13 条については、第１号会計年度任用職員の給与として、月額等の区分、支給方法のほか、常勤職員に支給される手当のうち、これに相当する報酬として支給可能な手当を明示するとともに、常勤職員の支給基準を踏まえ支給することを規定しております。

まず、第４条では、報酬について常勤職員と同様の基準により、勤務時間に応じて按分した月額または日額、時間額により支給することとしており、報酬には、常勤職員と同等の地域手当相当額６％を加算して支給することとしております。

次に、第５条では特殊勤務にかかる報酬を、第６条では時間外勤務にかかる報酬を、第７条では休日勤務にかかる報酬を、第８条では夜間勤務にかかる報酬を、第９条では、報酬の端数処理をそれぞれ規定しております。

次に、第 10 条の期末手当につきましては、任期が６ヵ月以上の一定の条件を満たす職員を対象とし、年間支給月数を再任用職員と同様の 1.45 月としております。

また、第 11 条では報酬の支給にかかる計算方法を、第 12 条では勤務１時間当たりの報酬の計算方法を、第 13 条では報酬の減額の計算方法を、それぞれ規定しております。

次に、第 14 条及び第 15 条につきましては、第１号会計年度任用職員の費用弁償として、通勤にかかる費用弁償の１月当たりの上限額を５万５千円とすること及び公務のための旅行にかかる費用弁償について規定しており、一般職の職員に準じることを規定しております。

次に、第 16 条から第 24 条については、第２号会計年度任用職員の給与として、給料及び手当等について規定しており、別表第１の給料表及び別表第２の等級別基準職務表のほか、各種手当を含む支給方法を定めているものです。

なお、給料表及び等級別基準職務表については、常勤職員と同様の給料表で３級まで使用することとし、第１号会計年度任用職員においても、これを準用することとしています。

次に、第 25 条から第 27 条については、雑則として、給与からの控除、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与及び委任について規定しており、第 27 条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則に委任することを規定しております。

最後に、附則についてでございます。

附則第１項では、本条例の施行期日について、改正法の施行期日である令和２年４月１日としております。次に、附則第２項及び附則第３項で経過措置を規定しておりますが、具体的な内容につきましては、本条例施行日の前日に特別職非常勤職員として月額

で報酬の支給を受けていた職員で、同日から引き続き同一職種の会計年度任用職員に任用された場合に、移行前の月額を保障ため、報酬に関する特例を規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第70号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第71号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地方公務員法及び地方自治法」の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

本条例改正は、第70号議案でご説明したとおり、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和２年４月１日に施行され、会計年度任用職員制度が始まりますことから、それに伴って改正を要する関係条例の整備を行うものでございます。

それでは、議案書71の22ページの次の第71号議案資料をご覧ください。

２の「議案概要」のとおり、本条例は、12条からなる本則と、１項からなる附則で構成しております。

具体には、議案参考資料の「新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。新旧対照表の１ページをお開きください。

まず、第１条では、「島本町職員定数条例」の一部改正について規定しています。これは臨時的任用については、「改正地方公務員法」第22条の３第４項で、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、６月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。」と規定しており、総務省の見解において、「臨時の職に関する場合」は、「臨時的任用を行う日から１年以内に廃止することが予想される職に関する任用であることから、定数条例の対象外とすることは許容されると考えられるものの、緊急の場合における臨時的任用は、その欠員が生じた職が臨時の職ではないことから、定数条例の対象となる」とされています。このため、「緊急の場合」における臨時的任用を定数条例の対象とするものでございます。

次に、２ページの第２条関係では、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正について規定しています。これは「地方公務員法」の改正に伴う引用条項及び文言の整理を行うものでございます。

次に、３ページの第３条関係では、「島本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正について規定しています。これは「地方公務員法」の改正に伴い、第２号会計年度任用職員について、人事行政の運営等の状況の公表の対象とするものでございます。

次に、４ページの第４条関係では、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正について規定しています。これは「職員の分限に関する手続及び効果に関す

る条例」第３条第１項に該当する常勤職員の休職期間は「３年を超えない範囲内」としていますが、会計年度任用職員の任期は一会計年度限りとされていることから、「任期の範囲内」とするもので、その他は文言の整理を行うものでございます。

次に、５ページの第５条関係では、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の一部改正について規定しています。これは「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」第３条の減給の効果について、減給の対象を「給料及びこれに対する地域手当の合計額」としていますが、第１号会計年度任用職員は給料ではなく報酬を支給することになることから、その旨、定めるものでございます。

次に、６ページの第６条関係では、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正について規定しています。これは総務省の示す参考例では、「非常勤職員の勤務時間、休暇等については、規則の定める基準に従い、任命権者が定める」こととされていることに鑑み、規則で定めることを規定するものでございます。

次に、７ページから 12 ページの第７条関係では、「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について規定しています。これは、現状、特別職非常勤職員に対しては要綱にて一定の育児休業制度を定めていますが、臨時的任用職員には制度の適用はございません。また、「地方公務員の育児休業等に関する法律」では、一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用される旨が規定されていることから、会計年度任用職員にかかる育児休業及び部分休業の取得要件等を定めるものでございます。

次に、13 ページから 17 ページの第８条関係では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正について規定しています。これは「地方自治法」の改正に伴う引用条項の整理、また投票管理者、投票立会人等の選挙事務に従事する特別職非常勤職員について、これまで「地方公務員法」第３条第３項第３号に該当するものとされていましたが、「改正地方公務員法」では第３条第３項第３号の２に規定する特別職非常勤職員として新たに整理されましたことから、本条例の対象として加えるとともに、その他会計年度任用職員へ移行する職を別表第２から削除するものでございます。

次に、18 ページから 21 ページの第９条関係では、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正について規定しています。これは総務省の見解において、「会計年度任用職員の給与については、他の常勤との権衡や当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを条例で明記すべきものと考えられる」とされていることを踏まえ、本条例第 24 条においてその旨を明記した上で、第 70 号議案でご説明いたしました「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を新規に制定するものでございます。また、会計年度任用職員へ移行する臨時的任用職員にかかる規定を削除するほか、文言の整理など形式的な改正を行うものでございます。

次に、22 ページの第 10 条関係では、「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改

正について規定しています。これは会計年度任用職員を対象とすることに伴い、改正するものでございます。

次に、23 ページの第 11 条関係では、「島本町職員旅費条例」の一部改正について規定しています。これは「改正地方自治法」第 204 条第１項の規定により、第２号会計年度任用職員に旅費を支給しなければならないとされたことに伴い、本条例に規定する職員の定義に、第２号会計年度任用職員を加えるものでございます。

次に、24 ページから 27 ページの第 12 条関係では、「島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正について規定しています。これは、企業職員であって会計年度任用職員であるものの給与については、現行どおり「地方公務員法」第 24 条、「地方自治法」第 203 条の２などの規定は適用されず、「地方公営企業法」第 38 条の規定が適用されますことから、他の会計年度任用職員とは異なり、給与に関する基本的事項を条例で具体的に定めることまでは法律上求められておらず、常勤の企業職員と同様に給与の種類及び基準を本条例第 18 条で定めるものでございます。その他、本条例の規定内容と「一般職の職員の給与に関する条例」及び「島本町職員の退職手当に関する条例」の規定内容の整合を図るための形式的な改正をあわせて行うものでございます。

最後に、本条例の施行期日は、改正法の施行期日である令和２年４月１日でございます。

以上、簡単ではありますが、第 71 号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案２件に対する質疑を行いますが、本案２件は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは、本案２件に対する質疑を行います。

中田議員　第 70 号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質問を行います。

総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は 2016 年４月時点で全国で約 64 万人となっており、年々、増加傾向にあるそうです。この人数は、地方公務員総数の約４人に１人に当たります。その多くの職員の皆さんは恒常的に業務についており、行政の重要な担い手となっています。

さて、島本町ではどうでしょうか。今回の条例改正の対象となる臨時・非常勤職員の皆さんは何人いるのでしょうか。性別による比率は、どのようになっていますか。正規職員との比率もお示しください。また、地方公務員の臨時・非常勤職員の実態調査では、代表的な職種別では事務補助職員が最も多く、次いで教員、講師、保育所保育士等、続いて多い職種となっているそうですが、本町の実態はどのようになっていますか。多い職種順に、

その現状をお示しください。

総合政策部次長　会計年度任用職員制度についてのお尋ねでございますが、まず、今回の制度の対象となる本町の臨時・非常勤職員の方の人数については、その任用期間や１週間当たりの勤務時間、発令時間が様々ではございますが、それらの長短を問わないすべての方の人数としては、約 350 名を想定いたしております。また、性別の比率は詳細な数値での把握はいたしておりませんが、大半の方は女性であると認識をいたしております。正規職員との比率については、正規職員数は平成 31 年４月１日時点で再任用を含めて 272 名でございます。これを臨時・非常勤職員、先ほど申し上げました全体の数約 350 人と比較した場合には、正規職員数を１とすると、その比率は 1.25 となりまして、また臨時・非常勤職員のうち、社会保険等に加入して週 20 時間以上勤務される方としまして約 190 人ほどいらっしゃいますので、この人数を正規職員数を１とした場合の比率で表しますと、0.7 となります。

また、本町における臨時・非常勤職員の中で人数の割合が高い職種といたしましては保育士、それから学童保育室指導員等となってございます。

以上でございます。

中田議員　該当の職員が不利益を被ることなくスムーズな制度移行がされることが望ましいと考えますが、今回の制度移行で対象となる職員の方の働く環境はどのように改善されるのでしょうか。本町として、独自に工夫した点はありますか。期末手当が導入されますが、その財源はどこから来るのでしょう。対象者は週２時間以上、６ヵ月以上の任期とのことですが、何人程度いらっしゃるんでしょうか。年間の影響額は、実質どれぐらいになりますか。

総合政策部次長　今回の制度改正で対象となる方の働き方がどのように変化するか、改善されるかということですが、現行制度上、臨時的任用職員の方については１回の任期が６ヵ月以内ということになっておりますが、新制度施行後は１会計年度の範囲内での任期ということで、そのあたりの変更がまず生じます。また処遇の面でも、任期及び勤務時間等の要件により新たに期末手当の支給を行うこととなりますし、現行上、臨時的任用職員の方には適用のなかった育児休業制度が導入されることですとか、同じく部分休業についても明文化いたしますので、そういったところで改善が図られるというふうに考えております。

制度設計にあたって、本町として工夫した点ということなんですけれども、本制度の基本的な枠組みにつきましては法改正に基づくもので、国から示されたものとなっております。しかし、本町としての規定の中で、条例で言いますと給料表の適用につきましては、１級と２級のみ使用する団体が多い中、本町については現状の臨時・非常勤職員の方の職責等も踏まえて、１級から３級までを使用することといたしました。

次に、期末手当の導入にあたっての財源でございますが、この支給にあたりまして、以

前に国のほうからは、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定であるということでお示しをいただいておりますが、現時点におきましては、具体的な内容については、まだ示されていない状況でございます。また、期末手当の支給対象者につきましては、現状、任用している方々の勤務時間等に照らして試算いたしますと、約190名となります。それから、その期末手当の支給にあたっての影響額につきましては、現時点での概算は、期末手当支給分のみで約５千万円弱程度、通年で支給することになった場合には必要であると想定をいたしております。

以上でございます。

中田議員　規則委任事項について、お尋ねします。職員団体２者との協議において、条例事項については合意あるいは大枠理解をいただいての上程とのことですが、今後に残された継続的な協議については、今後、規則において定めていくことになると認識していますが、その内容は主にどのようなものですか。

総合政策部次長　規則委任事項についてのお尋ねでございますが、条例案の中で、「規則で定める」といった記載がなされている箇所については規則に委任することになっておるんですが、主なものといたしましては、給料表における各職種にかかる号級の位置づけ、それから休暇制度の具体的な内容などでございます。

以上でございます。

大久保議員　今、今回の改正に伴うコストと財源の根拠について説明がありましたけども、この５千万というのは、これからも５千万ということなんでしょうか。それとも、またちょっと上がっていくということなんでしょうか。それと、あと非常勤の中に保育士さんがおられると思いますが、この方達の処遇とか影響について、何かありましたら、ちょっとお尋ねします。

総合政策部次長　まず、財政負担についてのお尋ねでございますが、先ほどご答弁申し上げましたのは、通年で期末手当を支給することになった場合、現状の本町の臨時・非常勤職員の方がそのまま制度移行後も在職されたとした場合には、概算ではございますが、それぐらい必要ではないかと試算をいたしております。規則委任事項の中に、各職種の号級の位置づけ、給料表上、どこからどこまでをそれぞれに使用するかということを定める必要があるんですが、この基礎号級及び職種ごとの上限号級については、職員団体の方とはまだ継続協議ということで臨まれている部分もあり、確定をしていないところがございますので、仮に、この上限号級を非常に高いところに置くということになりましたら、影響額は、先ほど申し上げた金額ではとても済まないということも可能性としては考えられるかなというふうに思っておりますので、そのあたり、現状、公務に多大なるご貢献をいただいている臨時・非常勤職員の方の処遇の改善ということは当然なんですけれども、町全体の財政との整合ということも十分留意したうえで制度設計をしていかなければならないということは、大いに感じているところでございます。

それから、保育士の方の処遇についてということなんですけれども、現状、保育士の方というのは臨時的任用職員ということで、基本的には単一給、単一の時間給で従事をしていただいているという部分ですけれども、その中でも特に中心的に従事いただいている方については、週５日の勤務の方が多いですので、今回の制度改正にあたって期末手当の支給対象になってくるということで、待遇の改善としては大いに前進するかなというふうに認識をいたしております。

それから、先ほど他の議員のご質問で申し上げました育児休業制度につきましても、現状は臨時的任用職員の方は対象ではないということからいたしますと、この制度についても新たに対象となるという意味で、前進と言えるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案２件は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案２件は総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第４、第 72 号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから第 76 号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）までの５件を、一括議題といたします。

なお、本案５件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第 72 号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、大阪府の最低賃金が本年 10 月１日から現行の 936 円から 964 円に、28 円引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

本町では、現在、臨時的任用職員として 29 職種を設定しておりますが、今回の大阪府の最低賃金の改定に伴い、最低賃金を下回る２職種について引き上げを行うとともに、雇用実績のないプール監視員を削除するものでございます。

それでは、議案参考資料の「新旧対照表」をご覧ください。

まず、事業補助員及び事務補助員につきましては現行の時間額 940 円を 965 円に、プ

ール監視員につきましては現状では予算措置をしておりませんが、町立プールを廃止する際、喫緊の課題であった学校施設等の耐震化を最優先で取り組むこととし、その後、町立プールについてはそのあり方を改めて検討することといたしておりましたため、職種として残しておりましたが、今後、雇用見込みがないことや、会計年度任用職員制度が令和２年４月１日から始まることから、今回整理させていただくものでございます。

最後に、今回の改正に伴う影響額につきましては、10 月以降、年度末までの半年間で約 40 万円を見込んでおります。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇）　それでは、第 73 号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 73 の１ページでございます。

今回の補正予算につきましては、第 72 号議案でご説明させていただきました臨時職員の時間額の改正に伴う補正などについて、ご提案させていただくものでございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 231 万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 120 億 5,901 万３千円とするもので、款項別の内容につきましては、73 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」に、お示ししているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

73 の９ページの「歳入」でございます。

第 19 款　繰入金、第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金 231 万７千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため増額するものでございます。

続きまして、73 の 10 ページからの「歳出」でございます。

まず下段の第２款　総務費、第２項　徴税費、第１目　税務総務費 200 万円の増額につきましては、法人町民税等の償還金の増に伴い、予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

次に、73 の 11 ページ、第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第５目　国民健康保険費２万４千円の増額及び第７目　介護保険費１万４千円の増額につきましては、臨時職員の時間額の改正に伴い、各特別会計に繰り出すものでございます。

最後に、各費目にわたる賃金でございます。これにつきましても、臨時職員の時間額の改正に伴い予算に不足が生じるものについて、補正するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇）　続きまして、第 74 号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う補正でございます。

議案書74の１ページでございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5,401万６千円とするもので、款項別の内容は、議案書74の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、議案書74の７ページの「歳入」でございます。

第４款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第１目　一般会計繰入金２万４千円の増額につきましては、本年10月の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額でございます。

次に、議案書74の８ページの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費１万２千円の増額及び第５款　保健事業費、第１項　特定健康診査等事業費、第１目　特定健康診査等事業費１万２千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、本年10月の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額でございます。

以上、簡単ではございますが、第74号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第75号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う補正でございます。

議案書75の１ページでございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,627万５千円とするもので、款項別の内容は、議案書75の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書75の７ページの「歳入」でございます。

第３款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第２目　地域支援事業交付金５千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額のうち、国負担分を増額するものでございます。

次に、第５款　府支出金、第２項　府補助金、第１目　地域支援事業交付金２千円の増額及び第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第２目　地域支援事業繰入金２千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う

増額のうち、府及び町負担分を増額するものでございます。次に第５目　その他一般会計繰入金１万２千円の増額につきましては、介護認定審査会費の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴い増額するものでございます。

次に、75 の８ページでございます。第７款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　介護保険給付準備基金繰入金３千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴う増額のうち、第１号被保険者保険料負担分を増額するものでございます。

次に、議案書 75 の９ページの「歳出」でございます。

第１款　総務費、第２項　介護認定審査会費、第１目　介護認定審査会費１万２千円の増額、第３款　地域支援事業費、第３項　包括的支援事業費、第１目　包括的支援事業費１万２千円の増額につきましては、臨時的任用職員の賃金単価の改正に伴い増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 75 号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第 76 号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 76 の１ページでございます。第２条の収益的支出につきましては、２万３千円を増額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正により事務補助員の賃金単価が改正されることに伴い、予算に不足が生じますことから、補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明申し上げます。76 の５ページでございます。

「収益的支出」でございます。第１款　水道事業費用、第１項　営業費用、第２目　配水及び給水費、節　賃金２万３千円の増額につきましては、臨時的任用職員（事務補助員）２名分にかかるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案５件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 72 号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対す

る討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第73号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第74号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第75号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第76号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から10月３日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から10月３日までを休会とすることに決定いたしました。

なお、条例審査のため、総務建設水道常任委員会が明日 10 月１日に開催予定となっておりますので、委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、10月４日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後６時０９分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号認定　平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算
第　２　号認定　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第　３　号認定　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第　４　号認定　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第　５　号認定　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第　６　号認定　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第　７　号認定　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
第　８　号認定　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第　９　号認定　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第１０号認定　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第１１号認定　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第１２号認定　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第１３号認定　平成３０年度島本町水道事業会計決算
第６９号議案　第五次島本町総合計画基本構想の策定について
第７０号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
第７１号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第７２号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第７３号議案　令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）
第７４号議案　令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第７５号議案　令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
第７６号議案　令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）

令和　元　年

島 本 町 議 会 ９ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　６　号

令 和 元 年１０月 ４ 日（金）

島本町議会９月定例会議　会議録（第６号）

年　月　日　　令和元年１０月４日（金）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田	淳	２番	大久保	孝幸	３番	東田	正樹
４番	平井	均	５番	河野	恵子	６番	清水	貞治
７番	岡田	初恵	８番	川嶋	玲子	９番	戸田	靖子
10番	中田	みどり	11番	野村	篤	12番	伊集院	春美
13番	福嶋	保雄	14番	村上	毅			

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田	紘平	副町長	小田	哲史	教育長	持田	学
総合政策部長	北河	浩紀	総務部長	由岐	英	健康福祉部長	原山	郁子
都市創造部長	名越	誠治	上下水道部長	水木	正也	消防長	近藤	治彦
教育こども部長	岡本	泰三	会計管理者	永田	暢			

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤	博美	書記	坂元	貴行	書記	村田	健一

令和元年島本町議会９月定例会議議事日程

議事日程第６号

令和元年１０月４日（金）午前１０時開議

日程第１　第７０号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第７１号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第１、第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての２件を、一括議題といたします。

なお、本案２件につきましては、去る９月30日の本会議において、所管の総務建設水道常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

川嶋委員長（登壇）　おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る９月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての２件につきまして、10月１日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました２件の条例につきましては、すでに本会議において各々説明されたところでありますが、担当職員の出席を求め質疑を行い、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論、採決を行いました。

採決の結果、両条例案ともに賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案２件の常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

反対の理由の多くを占める点につきましては、国の制度的な問題及び、この時期において国会により付帯決議が出された、そのことに対しても国が未だ対応されていない、そのことによることが大です。第193回国会付帯決議において「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」に対する付帯決議としては、「政府は、次の事項について十分配慮すべきである」として、公務の運営は任期の定めのない常勤職員としていることに鑑み、会計年度任用職員についても――一部割愛しております――その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うこと、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員の移行にあたっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること、と示されておりまして、この点についての不作為とも言える今の国の状況について、よることが大ということです。

法施行が2020年４月であることから、次年度職員募集採用に際し、地方議会としては９月または12月までに条例制定、議決を余儀なくされております。国における財政措置が不明瞭で、極めて不十分な対応と、非常勤職員の正規化、正職員の定員拡大等の根本的な対策がないことなどが重大問題となります。対象となる非常勤嘱託、臨時的任用の職務・服務の責任を重くする一方で、正規職員との格差を残したまま雇用体系を固定化するおそれがあるということです。この点、改善を図ろうとすれば、地方公共団体への甚大な負担となることが前提であります。この点において、強く抗議の意を表するものであります。

この１年間、本会議や、今回の常任委員会質疑でも問いましたが、国の財政措置について進展はしておりません。今回の会計年度職員の財源措置は、具体的に何も決定されていません。システム改修のみ、地方交付税措置があるということのみです。いつ示されるかという点でも、特に通知も示されていないという現状です。島本町としては、昨年から国への要望も含めて財政措置は小規模自治体に影響が多いために要望を行っていると、今後も行っていくということではありましたが、国において示しがないということは、大変憂慮されるべきことです。

９月２日に示されました「島本町普通会計収支見通し」においても、５千万円規模のこの会計年度任用職員の期末手当は概算見積もりはされておりますが、歳入はゼロベー

スで厳しい収支を示すことに、さらに拍車をかけております。結果として、これは正規職員や他部局の来年度の予算の緊縮まで強いられるおそれがあります。

会計年度任用職員は、正規職員と同じ労働時間が週 38 時間 45 分のフルタイム、あるいはそれ相当、あるいはそれ未満のパートタイムがあります。大きな問題は、任期が会計年度を超えない範囲内となっていることです。つまり、最長で１年です。そもそも雇用契約が１年ですので、１年ごとの採用となります。更新という考え方がない中で、民間においては現在、非正規労働者が５年間を超えて雇用されたら、無期雇用に転換しなければならないとされています。しかし、この会計年度任用職員は同じ職員を毎年新規採用できる制度となります。業務に習熟された正規職員を何年も継続して、低賃金で、特に女性の多い職員としては、非正規率の改善及び男性の平均と比して著しく低賃金とされている女性の置かれている状況の改善に及ばないというおそれがあります。この点が、反対の理由です。

反対の大きな２点目としては、国の、これまでの団塊の世代の大量退職の時期に退職者不補充であったという、また国がそれをさらに促進させる行革推進プランを押しつけてきた時期があったこと、人事院勧告上でも一般職の皆さんの給与も実質カットがされ続け、昇級の厳しさがあったという時代があったという状況が続いていたことに加え、本制度が人件費への財政上の裏付けが未だ全く不明という制約があるということを大前提にして認識したうえでも、私としては島本町の執行部、雇用事業主の考え方として再検討、改めるべき点があるというふうに思い、この点が二つ目の反対理由です。

任期の定めのない職や、任期付き雇用への移行を検討や議論が不十分であります。島本町として従前から求められてきた臨時的任用職員の条件改善の遅れがもたらした課題が噴出しております。地方公務員、島本町役場のあるべき姿の論議が不足していると思われます。労働組合から繰り返し正規職員採用が要望されてきた、また臨時的任用職員の非常勤嘱託化が求められてきた図書館司書をはじめ博物館学芸員が採用がない一方で、臨時的任用職員を専門性と蓄積の継承が求められる部署にあるにも関わらず、単一賃金のまま 15 年から 28 年以上も、繰り返し臨時で雇用し続けた大きな課題があります。

請求資料において、河４・人６の一覧表を見て、この表を見て、何も思わない方はおられないと私は思います。例えば非常勤嘱託員で言えば、週労働時間 29 時間、清掃工場長は月額 17 万９千円、学童保育室長は 29 時間・月額 21 万７千円、学童保育室指導員 29 時間・19 万１千円、家庭児童相談員は 29 時間・月額 18 万１千円とされている一方で、臨時的任用職員は、例えば手話通訳は週労働時間 35 時間でありますが、賃金が 1,100 円ということによって月額 15 万４千円。支援講師 37 時間半、これも 1,230 円という賃金によって月額 18 万 4,500 円。保育士 37 時間半・月額 19 万２千円などがあげられます。こういったことについて、問題を長期的に棚上げにしてきたということが非常に痛手となっております。今回の条例化は、執行部において現状の支給水準を参考として検討さ

れた、これは検討がスタートされたということを鑑みますと、抜本的に、今回、このような仮に低レベルの職種、職域、単一賃金の大幅な底上げをすべきところ、それには不足があると考えられます。

一方で島本町の一般職給料表では、保育士や図書館司書という資格職別の体系にはなっておりません。今回の会計年度任用職員の方々の１級から３級の振り分けにおいては、現場において明確な根拠となるものをあげることができていません。相当数、島本町役場内の正規・非正規問わず、この１級から３級の振り分けの根拠は普遍的なものであるべきです。今回の振り分けは、議論が不十分だというふうに考えられます。

また、施設長、管理的業務ですら、この会計年度任用職員としての固定化がされる懸念があります。先ほどあげました学童保育室長、清掃工場長などが、その例であります。学童保育室長においては2001年度から数年来、保育所長級が学童保育室長を勤めたという時期がございました。また清掃工場長は、2010年度まで正規職員が担っていた。この水準をあるべき姿とし、そこを目指すという現場との論議や、あるいは労働組合からの要求水準に至っていなかったとしても、島本町として、この点をどうあるべきか、こうあるべきだということを、しっかりと提起をする立場にあったのではないかと思います。支給水準をもとに制度構築されたということにおいては、これが４月以降導入、一つの給料表にまとめられ、実施をされるに至っては、現場において矛盾やモチベーションの低下というものが表出するものと、大変懸念しております。

最後になりますが、評価すべき点としては、本町として工夫した点として、給料表を適用するにあたって１級・２級を適用する団体が多い中、３級まで適用することにしたという考え方については、評価をいたします。二つの労働組合と粘り強く協議を続けられてきたこと。

ですが、同じ給料表で今後実施されることにより、改めてその格差が明確化され、矛盾が生じるということを大いに懸念して、この条例案に対しましては反対の立場とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　ただいまの反対討論、大いに共感するところがありました。また、重要なご指摘がたくさんあったと思います。

第 70 号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みとして賛成の討論を行います。

自治体は今、常にある仕事を恒常的に担い、正規職員とほぼ同様の働き方をしているにも関わらず、給与、手当、休暇などの条件が著しく劣っている臨時・非常勤職員の皆さんによって支えられています。望ましい雇用環境のお手本となるべき地方自治体が、人件費を削減し、女性や若者を雇用の調整弁として利用してきたのです。予算・決算上「物件費」と扱われ、人が「物」と同様に扱われてきたと言っても過言ではありません。

「官製ワーキングプア」という悲しい言葉も生まれました。

その背景には、正規雇用職員の急激な削減、地方財政の硬直化、行政需要の拡大・多様化があると考えられていますが、はたして、そうでしょうか。それらを理由にして、一部の人びとにしわ寄せが正当化されてきました。とりわけ非正規率が高いのは福祉・文教分野など、女性が多い職場です。2016 年度時点で、地方自治体の非正規職員はおよそ 64 万人、そのうちの４分の３が女性とのことですから、「女性活躍推進」とはほど遠い現状であり、その改善はまさに国家的な課題でした。

本町においても、会計年度任用職員となる約 350 名の対象者の大半が女性、雇用の調整弁として臨時的な任用を繰り返し、女性の社会的地位の向上、女性の社会進出、女性の経済的・精神的自立を妨げてきました。これは、現在では若者にも言えます。また、勤続年数を重ねた経験豊かな方が新規に採用された人と同じ処遇で働くという理不尽さは、職場の雰囲気を窮屈にし、ときに正規職員の居場所を危うくするものであり、非常に深刻な問題です。

本条例は、2017 年５月の「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、2020 年４月から始まる会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。期末手当の支給、育児休業の導入など、働く者にとって欠かせない改善点があるものの、残念ながら正規雇用の職員との労働条件格差を埋めるにはほど遠いものです。正規雇用の職員に比べて著しく限定された範囲内での処遇改善であり、むしろ、正規雇用職員との格差を法的に固定、正当化するものとの批判は免れません。同一労働・同一賃金の実現にはほど遠く、条例制定の後も引き続き、折りにふれ、処遇改善を行っていく必要があると考えます。これについては所管委員会におけるご答弁において、見直しながら進めていくという見解も示されたところです。それに対して、財源はどうするのかと仮に問われるのであれば、それはそのまま、正規職員や議員にも同等の問いが向けられるべきでしょう。

規則委任事項である給料表における各職種の位置づけや号級の上限については、これまで学童保育室指導員が公共サービスユニオンを作って自ら交渉し、手にしてこられた条件を保障すること、他の職種にこれらが良好な影響をもたらすことが重要と考えています。具体的には、二つの職員団体と継続的な協議を行うにあたり、学童保育室指導員の上限号級が現行の月額を下回らないこと、図書館業務事務員のうち司書業務に携わる者については職務の複雑・困難及び責任の度合いをゼロベースで見直し等級を２級に位置づけること、学童保育室指導員の処遇改善に倣い保育士の社会的地位の向上に努めること、などを求めておきたいと思います。

さて、総務省が平成 30 年 10 月に示した「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処遇マニュアル（第２版）」には、「任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきです。」と書かれています。また、「任用根拠の見直しに伴い、職の

中に常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員や任期付職員の活用について検討することが必要です。」とあります。すなわち恒常的な仕事に必要となる人材は、本来的には任期の定めのない常勤職員、正規職員、任期付職員として採用するべきということです。

報酬に関する特例により、現行の報酬月額に達しない差額相当額を支給し、現給保障することは言わば当然のことですが、一定、評価に値すると考えられる点です。期末手当については、国の示す2.6ヵ月に満たない再任用職員の月数と同等の1.4ヵ月とするということになりますが、超過勤務手当時間給や、年金算定基準となる月額を下げないという考え方については理解できるところでもあり、評価したいと思います。ただし、国からの財源が不透明である点、国の姿勢には憤りを示さずにはいられません。

最後に重要な課題につき、２点、申し添えます。

制度の周知についてです。勤務条件をあらかじめ明示しなければならないという観点から、いつ、どのように説明するのかが非常に重要であり、質疑応答に答えられるような説明会が開かれてしかるべきと考えます。次に労務管理についてです。期末手当、育児休暇、人事評価など、労務管理がこれまでよりも複雑になるため、各課に適切な人員配置が行われなければなりません。委員会でも述べましたが、子育て支援課については、特に重要な課題になっていると思います。

以上をもって賛成の討論といたしますが、まだまだ改善の必要があることを申し述べておきたいと思います。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第 70 号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

「地方公務員法及び地方自治法」の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員に関する給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。法改正にあわせ条例整備を行うことは必要であるものの、制度移行によって、見込みでは年間５千万円から６千万円の人件費が増加するということについて、国の財源措置が望めなければ、町の財政面に大きな影響が出ることは課題であると考えています。

期末手当の支給等により、多くの該当職員の処遇改善が望めるものの、一部では改善されない方が出てくる可能性も考えられること、また近隣自治体の同制度の整備によって人材の流出が起きないように、今後、制度運用を進めていく中で柔軟な対応を求め、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第 70 号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

平成 29 年５月 17 日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、会計年度任用職員について期末手当の支給ができるようにすることなどをポイントとして、令和２年４月１日に施行されることから、本条例を制定するものと聞いております。

今回の条例制定で、任用等に関する制度が明確化され、島本町では月報酬での待遇を下げることなく、また一定の労働条件を満たす職員には期末手当を支給し、報酬単価に換算すると 12%に相当する改善を行っていくとのことです。あわせて上限は限られますが、経験等を反映できる体系の構築を目指しておられるとのこと。全体として、大変評価できる取り組みと考えております。

ただ、町の財政においては５～６千万円程度の歳出増加が想定されるとのことですので、町執行部におかれては本体系を設計されたのですから、歳入をどう確保していくのか、ご検討いただくとともに、町民の方々へ制度の導入の効果と、お願いする負担の説明もしっかりと行っていただく必要があると考えています。

それに加え、新たに会計年度任用の町職員として採用される方々について、第１号のパートタイムの会計年度任用職員は営利企業への従事等の制限の対象外ではありますが、各種の服務規程、具体的には服務の根本基準、職務に専念する義務、服務の宣誓、政治的行為の禁止、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、争議行為の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務などの服務規程が適用されることになります。改めて、町長をはじめとした現職の方から新たな会計年度任用職員の方まで、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程が適用されること、留意が必要なことを認識し、ご徹底いただくことをお願いし、自由民主クラブを代表しての賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第 70 号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、コミュニティネットを代表して討論を行います。

「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものでございますが、委員会の質疑の中でも申し上げましたけども、やはり町の財政に与える影響というのは５千万から６千万円程度というふうにお聞きをいたしました。しかしながら、その任用職員の処遇改善というのは大変必要なものであるというふうに認識しておりますし、処遇改善をしていけば、やはり財政に与える影響というのも大きくなってくるものというふうに思っております。そういったことからいたしますと、しっかりと財政面も

踏まえて検討いただきたいというふうに思っております。

それとまた、優秀な人材を流出しないためにも、やはり近隣、北摂７市２町の状況も十分踏まえていただいて制度を設計していただきたいというふうに思っておりますし、また今後とも規則で定める内容については、十分組合等の意見も参考に、合意できるような形で協議を進めていかれるように求めまして、簡単でございますけども、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 70 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第 70 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

根拠となる、前提となる第 70 号議案を反対したということが大きな理由であります。ただ、この中において、特に育児休暇を制度として、この会計年度任用職員にも適用するということをされたということについては、一歩前進だというふうに見ております。ただし、これを長期間棚上げにしてきたという点、先ほども申し上げました。総務建設水道常任委員会の質疑において、臨時的任用の方については過去３件の産前産後休暇の取得実績があったということ、一方、非常勤嘱託の方においては産前産後休暇の取得実績が３件あり、育児休業についても予定を含め３件あるというご答弁をいただきました。

本来、この産前産後休暇から有給にすべきであるというふうな労働組合等からの要望が出てしかるべきところでありますが、一方で、臨時的任用の方におかれては育児休業すら取れないということがあれば、当然、非常勤嘱託の方の様々な休暇の有給化について、要求がやはり抑圧される、制限を受けるということがあったというふうに考えます。島本町の「男女共同参画基本条例」第３条では、「男女が、それぞれの身体的特徴につ

いての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関して自己決定権が尊重されるとともに、生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること」と明記されています。またもう一方で、「島本町特定事業主行動計画」、本年度が前期計画の最終年度となりますが、そのスローガンとしては「みんなで協力　みんなでサポート　仕事と子育ての両立を目指して」と題され、当然、この臨時的任用、非常勤嘱託の子育て環境の整備ということも大きくうたっておられます。

この点において、この臨時的任用の職種の中に育児休暇が存在しない、非常勤嘱託をしなかったということは、結果としては、この人達は国の育児休業給付も支給されないということになります。先ほどの非常勤嘱託の方においては育児休業を取得できるという条件を持っておられましたので、この育児休業給付を支給する資格があったということになります。ここにおいても大きな差が開いていた。このことに10年近く手をつけてこなかったということ。はたして、この中で働き続ける臨時的任用の職員さんからすれば、産前産後休暇も無給であり、育児休暇がないために職場復帰を余儀なくされたとしても、フルタイム勤務し、近年の待機児童問題で保育所に入れなければ職場復帰もできずに退職も余儀なくされているという事例があったのではないか、非常に劣悪であったと言えることが言えます。それはすなわち、保育所で言えば臨時的任用職員の職員さんとチームを組んでクラス担任を受け持つというような正規職員、特に若手に対しては非常にプレッシャーとなり、負担となってはね返っていたということは容易に想像できることです。

長くなりますので割愛いたしますが、そういうことも含めて正規職員にとっても休暇が取得しにくい、そういった状況を生み出してきたということを考えますと、産前産後休暇については有給ということを目指す、そういったことを高く掲げて一気に底上げを図る。その点が今の島本町に強く求められているものと考え、この第71号議案についてはまだまだ議論不十分ということで、反対の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第71号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うものです。前に可決された第70号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定と関連しています。

第7条関係において、会計年度任用職員にかかる育児休業、介護休業について整備を行うことになります。性別を問わず、あるべき雇用条件への整備が行われ、今後はその運用が課題になります。特に産む性である女性にとっては、育児休業の有無は人生設計を左右する重要な課題です。制度の周知と、希望する者が取得しやすい環境整備に努め

ていただきたいと願っております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本条例制定は、令和２年４月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例を整備することが主な目的です。70 号議案の討論でも述べましたが、会計年度任用の町職員として採用される方々について、第１号のパートタイムの会計年度任用職員は営利企業への従事等の制限の対象外ではあることから、従前の雇用形態と変わらない内容であるとの誤解をされる方もおられる可能性が否定できません。そのことからも、ぜひとも、しっかりとした導入教育を行ってください。

また、日々の業務を通じ、町長をはじめとした現職の方々が率先垂範で職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程の重要さを自らお示しいただくとともに、ご指導、ご徹底いただくことで、一度、広く流布された島本町のネガティブなイメージによる町外の方々の、島本町には引っ越したくない、島本町の方々の島本町からは引っ越したいという思いの払拭と、島本町がより魅力にあふれ、そこに加わっていきたいと思っていただき、より多くの人びとが引っ越してきていただける、ずっと島本町に住んでいたい、選んでいきたい、そう思っていただける町になることを念じ、自由民主クラブの賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第 71 号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、大阪維新の会の会派を代表し賛成の討論を行います。

「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部改正に伴い関係条例の整備を行うもので、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため臨時・非常勤職員の任用制度の趣旨に沿わない任用が見られたことから、適正な任用等を確保するために改正を行うものです。

会計年度任用職員制度の周知について、担当職員だけでなく、現に任用されている臨時・非常勤職員に対しても、会計年度任用職員にかかる任用・勤務条件の内容等について周知を図っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。特に、現在の特別職から会計年度任用職員となる方達については、移行により「地方公務員法」が適用され、

守秘義務や公共の利益保持に必要な服務規律等が課せられることを十分に説明し、理解を得られる取り組みを求め、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第71号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第71号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、９月定例会議に提出されました諸議案は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和元年島本町議会９月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

（午前１０時４０分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第７０号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第７１号議案　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和元年１０月　４日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（５番）

署名議員（６番）

令和元年島本町議会９月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	防災訓練のあり方について	９月３日 平井議員
	「わたくしたちは、自然を愛し　水と緑の美しいまちをつくります」について	〃 清水議員
	都市計画審議会と駅西のまちづくり	〃 中田議員
	１．島本町文化財保護条例施行１０年 ～その成果と課題～ ２．第４保育所と跡地の民間認定こども園 ～保育の安定性をめざして～	〃 戸田議員
	１．ＩＣＴ機器の効果的な活用 ２．過去の質問・答弁進捗状況の追跡調査（待機児童・町立幼稚園３歳保育・給水槽災害時用蛇口の活用）	〃 福嶋議員
	高槻市との広域連携について	〃 岡田議員
	１．役場庁舎「耐震化論議たらいまわし」はやめよう！ ２．ＪＲ島本駅西地区都市計画は環境アセスメント及び町財政支出面の見直しを ３．「保育基盤整備加速化方針」の保育需要等の精査を求める。	〃 河野議員
	１．島本町まちづくり基本条例等について～行政の信頼は～ ２．広域連携・広域行政について～警察署の移転建て替え～	〃 伊集院議員
第８号報告	平成３０年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	９月３日 報告を承る
第９号報告	平成３０年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第５０号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第５１号議案	大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意

事件番号	件名	結果
第５２号議案	工事請負契約の締結について	９月３日 原案可決
第５３号議案	工事請負契約の変更について	〃 原案可決
第５４号議案	平成３０年度島本町水道事業剰余金の処分について	９月４日 原案可決
第５５号議案	島本町印鑑条例の一部改正について	〃 原案可決
第５６号議案	島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	〃 原案可決
第５７号議案	島本町保育所条例の一部改正について	〃 原案可決
第５８号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第５９号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第６０号議案	島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第６１号議案	島本町立やまぶき園の休園に伴う補償金に係る和解について	９月５日 原案可決
第６２号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第６３号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第６４号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６５号議案	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６６号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第６７号議案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第６８号議案	令和元年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第１号認定	平成３０年度島本町一般会計歳入歳出決算	９月３０日 不認定
第２号認定	平成３０年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第３号認定	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第４号認定	平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第５号認定	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第６号認定	平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第７号認定	平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第８号認定	平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第９号認定	平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１０号認定	平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１１号認定	平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１２号認定	平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認定
第１３号認定	平成３０年度島本町水道事業会計決算	〃 認定
第６９号議案	第五次島本町総合計画基本構想の策定について	〃 原案可決
第７２号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７３号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第７４号議案	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第７５号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第７６号議案	令和元年度島本町水道事業会計補正予算（第２号）	９月３０日 原案可決
第７０号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	１０月４日 原案可決
第７１号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃 原案可決